

『豊後国莊園公領史料集成』六正誤表

頁	行	誤	正
目次二五	終八	大友氏加判衆連署書狀	大友氏加判衆連署奉書
三〇四	終六	穩謀人	隱謀人
三二五	七	大友氏加判衆連署書狀	大友氏加判衆連署奉書
三五六	一	於干	於于
三七七	欄外一	海辺衆	海部衆
四八五	一	一千日參籠	一千日參籠
四九三	四	菊地故宮	菊池故宮
五三四	終七	飛彈宮内	飛彈宮内
六六六	六	不進正文	不進正文

渡辺澄夫編

豊後国莊園公領史料集成六

豊後国

佐賀郷・丹生荘・白杵
荘・佐伯荘・柴山村

史料

別府大学史料叢書第一期

刊行 別府大学付属図書館

は し が き

本巻には、海部郡の中枢部に当る国領佐賀郷・丹生荘・臼杵荘・佐伯荘と、大野郡内に飛地的に存在する国領柴山村の五か所を収録した。前巻（五下）所収の郡北の大佐井郷・小佐井郷と毛井村の三か所を併せて、海部郡の荘郷八か所全部が完結したことになる。以上で豊後八郡中の国東・速見・大分・海部の四郡、即ち半分が終了した計算になるが、実質上の巻数から見ればほぼ三分の二が完成したとみてよからう。

国領佐賀郷は倭名抄佐加郷の後身、丹生荘・臼杵荘は丹生郷から分化成立したもの、佐伯荘（臼穴荘）は穂門郷の莊園化したものである。丹生荘は高倉宰相家領、臼杵荘は皇嘉門院藤原聖子領であつたが、九条兼実長子良通に譲与され、良通早世のため兼実が知行し、九条家領として伝領された。臼杵荘が大分郡戸次荘と併せて「臼杵・戸次荘」と連称されたことについては、前巻で論及した。

穂門郷から成立する智慧光院領戸穴荘（八條院領の一部）と、毛利判官代を領家とする佐伯荘（大田文案）との関係については、定説がなく最も解釈に苦しんだが、毛利判官代を戸穴荘の本来（八條院ないし安嘉間院）の女院庁の判官代と考え、両者を異名同荘とする仮説を提示した。識者の叱正を仰ぎたい。なお大野郡内の飛地柴山村（国領）の成立問題も、これと同等以上の難問で、ついに妥当な解釈を見出しえなかった。ただ大野川下流の毛井村の丹生駅には深迫渡しがあり、水駅としての性格を想定しうるから（五卷下）、あるいは大野川下流の水上交通の終着点としての機能を有したものと憶測するが、論証は今後の課題とせざるをえなかった。

平安末期のこの地域は、佐賀郷の佐賀惟憲、臼杵莊の臼杵惟隆兄弟、佐伯莊の佐伯氏等、豊後大神系の臼杵惟盛一統が勢力を張り、とくに海上活躍が目ざましかった。しかし臼杵惟隆・佐賀惟憲・緒方惟栄の三兄弟は、宇佐宮焼討で没落し、跡職は関東御家人が補せられたが、すべて代官支配であつた。従つて現地では大小無数の在地領主の水軍が生長し、海部衆として大友氏の水軍を形成する様になる。

著名な臼杵石仏の造立は、右の臼杵氏の檀越的支援をぬきにしては考えられまい。また永禄五年（一五六二）の大友義鎮の丹生島移遷が、海部水軍編成のためとすれば、この地域の文化史的・政治史的意義の重要さを再認識する必要がある。平安後期から中世にかけての、海部地域の歴史的特性を把握することが、本巻の使命の一半でもある。

本巻の巻頭を飾った口絵写真「若林文書」の「大友吉統条々掟書」は、国立歴史民俗博物館の許可を得、同館のカラーポジを利用させて頂いた。また臼杵石仏ホキ三尊仏は、別府市藤田精一氏の厚志により、大分放送の許可を得てカラーフィルムを借用掲載したものである。ともにその配意に対して衷心から謝意を表する。

なお収載の金石文は、引き続き望月友善著『大分の石造美術』、日名子太郎編『大分県金石年表』、坪井良平編『日本古鐘銘集成』、及び別府大学事務官白井昭一氏の「調査記録」等を収録させて頂いた。また「佐伯莊慶長檢地帳」は佐伯市教育委員会所蔵「佐伯藩政史料」により、「大分市大字・小字コード表」は市教育委員会社会教育課秦政博氏、佐伯市以下のそれは佐伯印刷株式会社の山田清志氏、および佐伯史談会古藤田太氏等の協力を得、不足分は大分放送『大分県百科事典』を利用して頂いた。なお白井昭一氏からは活字指定、校正等について、引

き続き多大の支援を与えられた。ともに深甚の謝意を表する。

平成三年七月一日

編者誌

凡 例

一 本巻は『豊後国莊園公領史料集成』の第六巻として、海部郡「佐賀郷史料」一六二点（うち付録二）、「丹生莊史料」七〇点（うち付録一）、「臼杵莊史料」三二四点（うち付録三・補遺四）、「佐伯莊史料」一四六六点（うち付録三・補遺二）、柴山村一九九点（うち付録一・補遺二）、総計七二二点を収めた。第五巻（下）所収毛井村・大佐井郷・小佐井郷の三所と併せて、海部郡が完結したことになる。

一 史料蒐集に当たっては、文書のみならず、記録・編著・系図・金石文等、参考しうるものは可能な限り網羅することにとめた。『大分県史料』所載の文書は、原本校合を期したが、果たしえなかったものがある。

一 史料蒐集は、当該莊公の地名中心を原則としたが、該地域を本領とした地頭・御家人・国人衆等については、人名中心の編集法をも併用し、一層の完全を期した。

一 同一史料で二莊郷以上に関連あるものの内、必要と認めたもの以外は、初出（又は最も関係の深い）莊郷に本文を掲げ、他は史料標題と参照注を付し、本文を省略した。ただし重要史料は、関係部分のみを摘記した所もある。

一 一国全体に関する長文史料は、初出（又は最も関係の深い）莊郷に当該郡全体を摘出し、以下の莊郷には標題のみを掲げ、参照注を付した。全文は全巻末に「豊後総国史料」（仮称）を立て、これを収載するようにしたい。

一 一国平均役等で、特定莊郷に関するものは当該莊郷に掲げ、なお莊郷特定なき史料とともに、「豊後総国史料」に再録する予定。

一 頁数節減のため、長文史料は二段組とし、とくに検地帳類は活字を落とし小字とした。編者所蔵の臼杵藩領諸
莊郷検地帳（七六冊、県指定有形文化財）のうち、慶長二年（一五九七）検地帳は、尨大な冊数のため、標題・冊数の
みを掲げ、本文は遺憾ながら省略せざるをえなかった。

一 文書名は、原則として正文・案文・写等を区別したが、記録・編著によるものは、その区別を示さなかった。

一 文書名の下に、史料名・出典等を注記し、原本・現物の場合は所在地・所蔵者等を記入した。

一 頭注として文書内容の梗概、および重要な地名・人名等を摘記した。ただし二段組とした長文史料及び検地帳
類については、これを省略せざるをえなかった。

一 各莊郷ごとに、付録として大字・小字表を加え、地名にはすべて読み仮名（及び現地読み）を付した。ただし莊
園時代の厳密な境域画定は今後の課題であり、あくまで一応の参考として掲げたにすぎない。なお本巻におい
ては、佐伯市のよみ仮名付きの大字・小字コード番号表を入手しえず、漢字のまま収載せざるをえなかった。

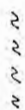
一 原文には、句点（・）・並列点（・）を付し、異字・俗字・変体仮名等は、原則として正字・現行仮名に改めた。

一 巻末に、当該莊園の所在地及び関係地名等を示す地形図（五万分一、大分・佐賀関・犬飼・臼杵・保戸島・三重町・佐
伯・鶴御崎・熊田・蒲江）を付した。建設省国土地理院の恩恵を深謝する。

一 編者の用いた記号は、左の通りである。



欠字。□内文字は金石文の判読可能なもの。



墨抹で、原字判読可能なものの左側に付した。



墨抹で、原字不明のもの。

異筆・追筆・金石文の所在部位等を示す。

薄冊の丁折目、丁替り目。

墨合点。

朱合点。朱書。

糊放れ・礼紙等の別紙。

首欠。

尾欠。行間にあるものは中間欠。

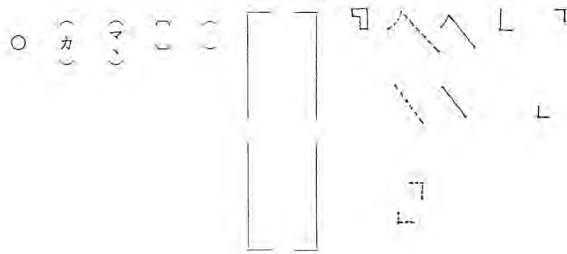
欠部・誤記・誤脱等に対する編者の案、年月・地名・人名の傍注等。
異本・他本との校異。

文字の誤記・誤脱等。

原本の判読に疑問のあるもの。

編者の説明。

以上



目次

佐賀郷史料

一	靈龜	二年五月十六日	續日本紀	一
二			豊後國風土記	一
三	延曆	四年正月廿七日	續日本紀	二
四	延曆	十五年十一月廿一日	太政官符	二
五	承和	十年九月十九日	續日本後紀	三
六	元慶	七年九月甲子朔	日本三代實錄	三
七			延喜式	三
八			豊後國志	五
九	(承平年中)		倭名類聚抄	五
一〇			元曆文治記寫	六
二	元曆	二年二月二日	後白河院廳下文	八
三	文治	元年十月十六日	吾妻鏡	八
三	文治	二年十一月九日	玉葉	八
四	文治	二年十一月九日	後愚昧記	九
五	文治	二年十一月九日	上卿故實抄	九
六	(文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖	二〇
			(宇佐八幡宮藏)	二〇

七	(建久八年カ)	豐後國圖田帳案斷簡		(到津文書)		四
六	弘安	豐後國大田文案		(平林本)		五
元	弘安	豐後國圖田帳案		(内閣文庫本)		六
二	元徳	關東御教書寫		(益永文書)		三
三	貞治	賀來社年中行事次第		(柞原八幡宮文書)		三
三	應安	大友氏時所領所職等注進狀案		(大友文書)		四
四	永和	大志生木十谷寶篋印塔銘		(佐賀関町史)		七
五	永徳	足利義滿袖刻下文		(大友文書)		七
六	嘉慶	大友親世當知行所領所職等注進狀案		(同)		六
七	嘉慶	賀來社御行幸儀式次第		(柞原八幡宮文書)		三
八	(永享八年カ)	大友持直知行預ケ狀		(文化庁蔵若林文書)		三
九	(永享八年カ)	大友持直知行預ケ狀		(同)		三
一〇	(永享八年カ)	大友親重書狀寫		(同)		三
一一	(永享八年カ)	大友親重知行預ケ狀		(同)		三
一二	(永享八年カ)	大友親繁書狀		(若林文書)		四
一三	(長祿貳年成)	大友親繁知行預ケ狀		(文化庁蔵若林文書)		四
一四	(文明六年乙未)	大友政親書狀寫		(同)		五
一五	(文明六年乙未)	大友政親書狀寫		(同)		五
一六	(文明六年乙未)	大友政親書狀寫		(同)		五
一七	(文明六年乙未)	大友政親書狀寫		(同)		五
一八	(文明六年乙未)	大友政親書狀寫		(同)		五
一九	(文明六年乙未)	大友政親知行預ケ狀		(同)		五
二〇	(文明六年乙未)	若林仲秀書狀		(同)		五
二一	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
二二	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
二三	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
二四	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
二五	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
二六	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
二七	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
二八	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
二九	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三〇	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三一	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三二	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三三	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三四	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三五	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三六	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三七	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三八	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
三九	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五
四〇	(文明六年乙未)	大友政親書狀		(同)		五

四	三月五日	大友政親書狀寫	(同 上)	四
四	(明應二)四年頃	六月十三日	大友氏加判衆連署奉書	四
四	七月廿五日	大友親治書狀寫	(永松榮雄文書)	四
四	九月廿一日	大友親治受領狀	(文化庁藏若林文書)	四
四	(明應 六年)	四月十一日	大友親治知行預ケ狀	四
四	九月十六日	大友親治書狀寫	(同 上)	四
四	(明應 八年)	三月廿四日	大内高弘書狀	四
四	十月九日	大友親治書狀寫	(村上太左衛門文書)	四
四	十二月十五日	大友親治書狀	(文化庁藏若林文書)	四
四	(文龜元年頃力)	卯月廿三日	大友親治書狀寫	四
四	文龜 元年	十二月十三日	賀來社遷宮等次第記	四
四	二月十五日	大友義長感狀	(柞原八幡宮文書)	四
四	十一月三日	大友義長官途狀	(文化庁藏若林文書)	四
四	(永正 十三年)	十二月廿一日	大友親安 ^義 知行預ケ狀	四
四	(永正十六年力)	二月廿八日	大友親敦 ^義 感狀	四
四	七月六日	大友親敦 ^義 感狀	(文化庁藏若林文書)	四
四	二月八日	大友親敦 ^義 名字狀	(同 上)	四
四	三月五日	臼杵長景官途狀	(合沢金兵衛藏若林文書)	四
四	元年十二月八日	大友氏加判衆連署奉書	(合沢康就藏若林文書)	四
四	(享祿力)	三月庚 ^(十) 月八日	若林仲盛書狀案	四
四	三年	八月八日	大友義鑾感狀	四
四	(天文元年頃力)	八月十五日	大友義鑾感狀	四
四	八月十五日	大友義鑾感狀	(同 上)	四
四			(若林文書)	四

目次

三	十月五日	大友義鑒受領狀		(若林文書)		三
三	十月六日	大友義鑒書狀		(文化庁藏若林文書)		三
三	二月廿六日	大友義鑑書狀		(同 上)		三
三	二月廿六日	大友義鑑書狀		(同 上)		三
三	八月十九日	大友義鑑書狀		(同 上)		三
三	九月二日	大友義鑑知行預ヶ狀		(同 上)		三
六	三月十九日	大友義鎮感狀		(同 上)		三
六	九月廿日	海部郡佐賀郷關公領地檢帳		(速吸社文書)		三
七	六月十一日	大友義鎮書狀		(文化庁藏若林文書)		三
七	八月廿五日	大友義鎮官途狀		(同 上)		三
七	二月廿九日	大友義鎮感狀		(同 上)		三
七	卯月十五日	大友義鎮判物		(同 上)		三
七	八月四日	大友義鎮一字狀		(合沢康就藏若林文書)		三
七	九月十五日	大友義鎮一跡安堵狀		(同 上)		三
七	十二月十三日	大友義鎮名字狀		(文化庁藏若林文書)		三
七	三年十二月十三日	大友義鎮一字書出		(同 上)		三
七	八月廿三日	大友義鎮判物		(同 上)		三
六	十一月十九日	大友義鎮知行預ヶ狀		(同 上)		三
六	十二月二日	鑑安書狀		(柞原八幡宮文書)		三
六	二月十二日	さ門書狀		(若林文書)		三
六		若林鎮興所領坪付		(文化庁藏若林文書)		三
六	十月六日	大内輝弘知行預ヶ狀		(同 上)		三
六		大友宗麟義鎮書狀		(同 上)		三

(永祿十一年)

三	(永祿十二年九)	八月十一日	大友宗麟義判物		(同)	上		三
六	(永祿十二年)	八月十六日	大友宗麟義感狀		(同)	上		三
七	(同 日カ)		大友宗麟義合戰頸・手負注文一見狀		(同)	上		三
八	(永祿十二年)	八月十六日	大友宗麟義感狀		(同)	上		三
九	(永祿十二年)	九月十三日	大友宗麟義書狀		(大友家文書録)			三
六		九月三日	大友宗麟義書狀寫		(合沢康就藏若林文書)			三
七		十月廿四日	大友宗麟義書狀		(文化庁藏若林文書)			三
八	龜 貳年	卯月二日	若林鎮仲書狀案		(同)	上		三
九	龜 二年	拾月五日	關宮御公領廿五貫分御所務帳		(関伊平文書)			三
四	(元龜 三年カ)	正月十四日	若林鎮興安堵狀		(文化庁藏若林文書)			三
五	(元龜 三年カ)	八月二日	大友宗麟義感狀		(同)	上		三
六			大友宗麟義合戰手負注文一見狀		(同)	上		三
七	(元龜 三年)	八月二日	大友宗麟義感狀		(合沢康就藏若林文書)			三
八	(元龜 三年)	八月二日	大友宗麟義感狀		(大友家文書録)			三
九	(元龜 三年)	八月十八日	大友宗麟義感狀		(同)	上		三
一〇	(天正 三年カ)	三月六日	大友義統官途狀		(関伊平文書)			三
一一	(天正 六年)	正月十二日	大友義統名字狀		(文化庁藏若林文書)			三
一二	天 正 六年	正月十二日	大友義統名字書出		(同)	上		三
一三			大友宗麟義書狀寫		(同)	上		三
一四		二月廿一日	大友義統一跡安堵狀		(同)	上		三

二五		二月廿一日	大友義統跡目安堵狀	……	(文化庁藏若林文書)	……	二五
二六	(天正六年)	卯月十五日	大友義統感狀	……	(合沢康就藏若林文書)	……	二六
二七		卯月十五日	大友義統感狀	……	(文化庁藏若林文書)	……	二七
二八		卯月十九日	大友義統書狀	……	(同 上)	……	二八
二九	(天正六年)	卯月廿九日	大友義統書狀	……	(同 上)	……	二九
三〇	(天正六年)	五月廿四日	大友義統感狀	……	(同 上)	……	三〇
三一	(天正八年)	五月廿六日	大友義統知行預ケ狀	……	(同 上)	……	三一
三二	(天正八年)	五月廿七日	大友義統書狀	……	(同 上)	……	三二
三三	(天正八年)	六月三日	大友圓齋義統書狀	……	(同 上)	……	三三
三四			大友義統合戰頸・手負注文一見狀	……	(同 上)	……	三四
三五	(天正八年)	八月廿六日	大友義統感狀	……	(同 上)	……	三五
三六	(天正八年)	八月廿六日	志賀道輝親副狀	……	(同 上)	……	三六
三七			大友宗麟書狀寫	……	(同 上)	……	三七
三八	(年末詳)	二月六日	大友氏加判衆連署奉書	……	(同 上)	……	三八
三九		正月六日	浦上宗鐵書狀	……	(柞原八幡宮文書)	……	三九
四〇	(天正十四年十一月)	十五日	大友家文書錄	……	(東大史料編纂所影写本)	……	四〇
四一	(天正十四年)	十一月廿一日	大友義統書狀	……	(文化庁藏若林文書)	……	四一
四二	(天正十四年)	十一月廿七日	大友義統書狀	……	(大友家文書錄)	……	四二
四三	(天正十四年)	十二月三日	仙石秀久制札	……	(速吸社文書)	……	四三
四四	(天正十五年)	正月廿八日	大友義統感狀	……	(文化庁藏若林文書)	……	四四
四五	(天正十五年)	正月廿八日	大友義統感狀	……	(同 上)	……	四五
四六	(天正十五年)	八月十三日	若林鎮興給所坪付	……	(同 上)	……	四六
四七	(天正十五年)	八月十三日	若林鎮興給所坪付	……	(同 上)	……	四七

一六	天	正 十五年 八月十三日	若林鎮興給所坪付	(同 上)	一〇一
一五	天	正 十五年 九月十一日	若林鎮興給所坪付	(同 上)	一〇二
一四	天	正 拾五年 丁亥 拾月十日	若林鎮興給所野津院坪付	(同 上)	一〇三
一三	天	正 拾五年 丁亥 霜月十五日	關宮御公領地檢帳	(關伊平文書)	一〇四
一三			若林氏所領覺寫	(文化庁藏若林文書)	一〇五
一三			豐臣秀吉御内書	(大友家文書錄)	一〇六
一四			豐臣秀吉御内書	(同 上)	一〇七
一五	(天正 十六年)	正 月廿六日	大友義統書狀	(關伊平文書)	一〇八
一六	天	正 十六年 二月一日	大友吉統家臣立願文	(速吸社文書)	一〇九
一七	(天正十六年カ)	五月三日	大友吉統卷數返事	(同 上)	一〇九
一八	(天正十六年カ)	六月廿五日	大友吉統書狀	(同 上)	一〇九
一九	天	正 十六年 六月廿八日	大友吉統袖判條々掟書	(文化庁藏若林文書)	一一〇
二〇	天	正 十六年 七月八日	豐臣秀吉朱印條々事書	(大友家文書錄)	一一一
二一	天	正 十六年 七月八日	豐臣秀吉朱印定書	(同 上)	一一二
二二	天	正 十六年 七月八日	關宮社米納帳	(關伊平文書)	一一三
二三	天	正 十六年 七月八日	關宮社米納帳	(同 上)	一一四
二四	天	正 十七年 九月廿六日	天正十六年參宮帳寫	(後藤作四郎文書)	一二六
二五	(天正十八年頃)	八月一日	大友吉統書狀寫	(文化庁藏若林文書)	一二七
二六	天	正 十八年 九月廿一日	佐賀郷道作奉行任符	(平林文書)	一二八
二七	天	正 拾八年 十月二日	關宮神主領坪付	(速吸社文書)	一二九
二八		三月十四日	浦上道冊書狀	(文化庁藏若林文書)	一三〇
二九		卯月三日	大友吉統書狀寫	(岡部忠右衛門文書)	一三〇
三〇	(文祿 元年カ)	七月十日	大友義延書狀	(文化庁藏若林文書)	一三〇

一五	(文祿 二年カ)	正月十一日	大友義延書狀		(関伊平文書)	三三
一五	天 ^マ 正 廿一年 ^マ	正月十一日	大友義延名字書出		(同上)	三三
一五	(文祿 二年カ)	六月廿日	豐臣秀吉朱印狀		(日向伊東文書)	三三
一五	(文祿 四年カ)	二月廿五日	大友中庵 ^{統吉} 書狀		(文化庁藏若林文書)	三三
一五	(文祿 四年カ)	三月二日	大友中庵 ^{統吉} 書狀		(同上)	三三
一五	(文祿 四年頃)	九月五日	大友中庵 ^{統吉} 書狀		(若林文書)	三四
一五	(文祿 五年カ)	正月廿日	大友中庵 ^{統吉} 書狀		(文化庁藏若林文書)	三四
一五	(慶長 元年閏七月)	廿五日	玄與日記		(群書類從)	三五
一五	(慶長 五年 九月廿九日)		柴山勘兵衛日記		(碩田叢史)	三五
一五		五月六日	太田一吉書狀		(龜井文書)	三六
一六			豐後國志			三六
付 録						
一	大分市坂ノ市地区	(坂ノ市・木田・久原・東上野・細)	・北海部郡佐賀関町大字・小字一覽表			三六
丹生莊史料						
一	延 曆	四年 正月廿七日	豐後國風土記			三三
二			續日本紀			三三
三			倭名類聚抄			三三
四	(文治年中)		宇佐宮假殿地判指圖		(宇佐八幡宮藏)	三三
五	(建久 八年カ)		豐後國圖田帳案斷簡		(到津文書)	三三
六	弘 安	捌年 九月 日	豐後國大田文案		(平林本)	三三
七	弘 安	八年 九月晦日	豐後國圖田帳案		(内閣文庫本)	三三

八	貞治	三年二月 日	丹生莊淨土寺鐘銘	(東海一瀧集)	一三
九	永德	三年 ^{癸亥} 卯月三日	大友氏時所領所職等注進狀案	(大友文書)	一三
一〇	永德	三年 ^{癸亥} 卯月三日	伊豫國太山寺鐘銘	(日本古鐘銘集成)	一四
一一	永德	三年七月十八日	大友親世所領所職等注進狀案	(大友文書)	一四
一二			豐後國志		一四
一三	永享	五年九月廿日	大友持直知行預ケ狀	(大友家文書錄)	一五
一四	(永享八年)	閏五月廿七日	大友親綱知行預ケ狀	(同 上)	一六
一五	(永享八年)	七月廿八日	大友親綱知行預ケ狀	(同 上)	一六
一六	(永享八年)	九月廿八日	大友親綱知行預ケ狀	(同 上)	一七
一七		正月十日	大内持世書狀	(同 上)	一七
一八		正月廿八日	大内氏家臣安富定範書狀	(同 上)	一八
一九		十一月十二日	大友親隆安堵狀	(同 上)	一八
二〇		六月三日	大友親繁一跡安堵狀	(同 上)	一九
二一		六月三日	大友親繁安堵狀	(同 上)	一九
二二		三月廿一日	大友親繁知行預ケ狀	(同 上)	二〇
二三		七月二日	大友氏加判衆連署書狀	(同 上)	二〇
二四		十二月九日	大友政親知行預ケ狀	(竹中家文書)	二一
二五		七月六日	源親敦 ^{大友義鑑} 安堵狀	(円寿寺文書)	二一
二六		十一月廿二日	大友親敦 ^{義鑑} 知行預ケ狀	(田部修文書)	二二
二七	(永正十六年 ^九)	十二月十五日	大友親敦 ^{義鑑} 知行預ケ狀	(丹生文書)	二三
二八		八月廿八日	大友義鑒知行預ケ狀	(同 上)	二三
二九		十二月十三日	大友義鑒知行預ケ狀	(同 上)	二四

三	天	文	二年二月二十八日	大友義鑑〔鑒〕感狀……………	(大友家文書錄)	一四
三	〔天文五年〕	九月廿六日	大友義鑑知行預ケ狀……………	(同 上)	一四	
三	〔天文五年〕	十二月十三日	大友義鑑〔鑑〕知行預ケ狀……………	(同 上)	一四	
三	十二月十三日	大友義鑑知行預ケ狀……………	(同 上)	一四		
三	天	文	六年四月一日	三原種榮・豐饒永源連署打渡狀……………	(同 上)	一五
三	〔天文十三年〕	六月廿九日	大友義鑑知行預ケ狀……………	(同 上)	一五	
三	〔天文十三年〕	十一月廿七日	大友義鑑知行預ケ狀……………	(同 上)	一五	
三	〔年未詳〕	二月廿九日	大友義鑑安堵狀……………	(同 上)	一五	
三	〔年未詳〕	九月廿四日	大友義鑑書狀……………	(同 上)	一五	
三	天	文	十四年十一月廿六日	齋藤長實肥後國內知行分坪付……………	(同 上)	一五
三	〔年未詳〕	三月十日	大友義鑑書狀……………	(同 上)	一五	
三	天	文	十九年庚戌年	大友家文書錄……………	(東大史料編纂所影写本)	一五
三	天	文	十九年三月	兩豐記……………	(東大史料編纂所影写本)	一五
三	天	文	十九年三月	大友家文書錄……………	(東大史料編纂所影写本)	一五
三	〔天文十九年〕	三月十五日	大友義鑑一跡安堵狀……………	(大友家文書錄)	一五	
三	天	文	十九年三月廿八日	源大友義鑑安堵狀……………	(同 上)	一五
三	〔天文二十二年〕	閏正月四日	大友義鑑書狀……………	(同 上)	一五	
三	〔弘治二年〕	六月廿五日	齋藤鎮實書狀……………	(岡村憲次文書)	一五	
三	〔弘治二年〕	七月二日	齋藤鎮實知行預ケ狀……………	(同 上)	一五	
三	〔弘治二年〕	十一月十九日	大友義鑑知行預ケ狀……………	(大友家文書錄)	一五	
三	三月十五日	齋藤鎮實名字狀……………	(岡村憲次文書)	一五		
三	三月廿五日	大友宗麟〔義〕感狀……………	(大友家文書錄)	一五		
三	卯月廿四日	大友宗麟〔義〕感狀……………	(同 上)	一五		

壺	(永祿十二年カ)	六月廿六日	大友宗麟 義 感狀……………	(同 上)	一七
壺	(元 龜 元年)	卯月廿八日	大友宗麟 義 感狀……………	(同 上)	一八
壺	(年 未 詳)	五月十三日	齋藤鎮實官途狀……………	(岡村憲次文書)	一九
壺			某所坪付……………	(同 上)	二〇
壺	(元龜 元年カ)	六月二日	大友宗麟 義 書狀……………	(大友家文書錄)	二五
壺		六月十一日	大友宗麟 義 跡目安堵狀……………	(丹生文書)	二六
壺			大友 記……………	(大分県郷土史料集成)	二六
壺	(天 正 八年)	閏三月廿三日	大友義統跡目安堵狀……………	(丹生文書)	二七
壺	(天正十七年頃)	二月十七日	大友吉統知行預ケ狀……………	(大友家文書錄)	二八
壺			天正十六年參宮帳寫……………	(後藤作四郎文書)	二九
壺	(天正 十九年)	八月一日	大友吉統書狀……………	(大友家文書錄)	三〇
壺	(文祿元年頃カ)	十月十八日	大友吉統書狀寫……………	(平林文書)	三一
壺	(文祿 二年カ)	六月廿日	豐臣秀吉朱印狀……………	(日向伊東文書)	三二
壺	錄 (マ)		豐後國海邊郡丹生莊御檢地帳 久所村寫 ……………	(渡辺澄夫藏)	三三
壺	文 錄		豐後國海邊郡丹生莊御檢地帳 宮河内村寫 ……………	(同 上)	三四
壺	慶 長 貳年		豐後國海邊郡丹生莊御檢地帳寫四冊 (本文省略) (渡辺澄夫藏)……………		三五
壺	付 錄		大友家筆法萬難條々抄……………	(当家筆法之抄条々)	三六
壺			豐後國海部郡丹生莊御檢地帳寫四冊 (本文省略) (渡辺澄夫藏)……………		三七
壺	一 大分市鶴崎地区 (宮河内)・坂ノ市地区 (丹川・丹生・一木・久土・佐野) 大字・小字一覽表……………				三八

白杵莊史料

一	延曆	四年正月廿七日	豐後國風土記	三七
二	嘉應	貳年 ^{歲次} 七月二十三日	倭名類聚抄	三七
三	承安	二年 ^{壬辰} 八月十五日	堂ヶ迫一石五輪塔銘	三七
四	七	ちそう	堂ヶ迫一石五輪塔銘	三七
五	八	文治	豐後國志	三六
六	九	文治	皇嘉門院 ^{藤原} 聖子惣處分狀	三六
七	一〇	元曆	元曆文治記寫	三六
八	一一	文治	吾妻鏡	三七
九	一二	文治	後白河院廳下文	三七
一〇	一三	文治	吾妻鏡	三七
一一	一四	文治	玉葉	三三
一二	一五	文治	後愚昧記	三四
一三	一六	文治	宇佐宮假殿地判指圖	三四
一四	一七	文治	豐後國圖田帳案斷簡	三四
一五	一八	文治	九條兼實置文	三五
一六	一九	文治	白杵莊地頭代官僧西印・公文僧連署	三五
一七	二〇	文治	奉書	三七
一八	二一	文治	九條道家初度惣處分狀	三七
一九	二二	文治	九條道家讓狀案	三六
二〇	二三	文治	豐後國大田文案	三六
二一	二四	文治	豐後國圖田帳案	三六
二二	二五	文治	豐後國圖田帳案	三六

三	正	應	六季三月十七日	九條家文庫文書目錄	(九條家文書)	二四
三	正	安	三年三月廿七日	鎮西 ^{北條} 實政御教書	(島津家文書)	二四
三	正	和	四年 ^卯 乙卯月五日	深田滿月寺前層塔銘	(白井昭一調查記錄)	二五
三	建	武	元年 ^甲 戊辰九月一日	深田滿月寺前一石五輪塔銘	(同上)	二五
三	建	武	三年八月廿四日	九條道教家領目錄案	(九條家文書)	二六
三	建	武	四年 ^丁 □八廿九	海添寶蓮寺五輪塔銘	(大分県金石年表)	二六
三	貞	和	四年十月日	田原正曇 ^貞 奉書案	(豐前矢治文書)	二六
三	貞	治	元年八月	大友家文書錄	(東大史料編纂所影寫本)	二六
三	貞	治	三年二月日	大友氏時所領所職等注進狀案	(大友文書)	二六
三	永	和	元年七月五日	後圓融天皇編旨	(玉鳳院文書)	二六
三	永	德	三年七月十八日	大友親世所領所職等注進狀案	(大友文書)	二六
三				豐鐘善鳴錄	(大日本史料)	二五
三				豐後國志		二五
三	應	永	卅二季乙巳四月廿七日	平尾寶篋印塔銘	(大分県金石年表)	二五
三	永	享	五年九月廿日	大友持直知行預々狀	(大友家文書錄)	二五
三	永	未詳	三月八日	足利義教御內書	(島津家文書)	二五
三	永	自永享	七年五月廿日	看聞御記	(統群書類從)	二五
三	永	享	七年七月十六日	足利義教御內書案	(伊予古文書)	二五
三	永	未詳	九月卅日	足利義教御內書	(島津家文書)	二五
三	永	享	七年十月二日	足利義教袖判下文寫	(河野文書)	二五
三	永	未詳	十月廿八日	大友親綱書狀	(田北一六文書)	二五
三	永	享	七年十一月九日	慈明寺明清書狀	(大友家文書錄)	二五
三	永	享	七年十一月十五日	大友親綱書狀	(同上)	二五

望	(永享 七年) 十一月十五日	大友親綱書狀	……	(田北一六文書)	……	二五
望	(永享 七年) 十二月七日	大友親綱書狀	……	(大友家文書録)	……	二五
望	(永享 七年) 十二月七日	齊藤著利書狀	……	(同 上)	……	二五
望	正月十六日	大友親綱書狀	……	(明照寺文書)	……	二五
望	永享 八年 二月十八日	大友親綱施行狀	……	(同 上)	……	二五
望	(永享 八年) 二月廿四日	大友親綱書狀	……	(大友家文書録)	……	二五
望	(永享 八年) 二月廿五日	室町幕府上使景臨書狀	……	(田北一六文書)	……	二五
望	(永享 八年) 二月廿六日	備後守護代大橋滿泰書狀	……	(田北要太郎文書)	……	二五
望	(永享 八年) 二月廿六日	備後守護代大橋滿泰書狀	……	(同 上)	……	二五
望	(永享 八年) 二月卅日	大友親綱書狀	……	(大友家文書録)	……	二五
望	(永享 八年) 三月九日	大内持世書狀	……	(同 上)	……	二五
望	(永享 八年) 三月九日	大内持世書狀	……	(田北一六文書)	……	二五
望	(永享 八年) 三月十日	室町幕府上使景臨書狀	……	(同 上)	……	二五
望	(永享 八年) 三月十七日	大内持世書狀	……	(大友家文書録)	……	二五
望	(永享 八年) 三月十八日	大友親綱書狀	……	(同 上)	……	二五
望	(永享 八年) 三月十八日	備後守護代大橋滿泰書狀	……	(田北要太郎文書)	……	二五
望	(永享 八年) 三月廿四日	大友親綱書狀	……	(同 上)	……	二五
望	永享 八年 三月廿四日	大友親綱知行預ケ狀	……	(大友家文書録)	……	二五
望	(永享 八年) 卯月十九日	大内持世書狀	……	(田北隆信文書)	……	二五
望	(永享 八年) 五月三日	大友親重知行預ケ狀	……	(文化庁蔵若林文書)	……	二五
望	永享 八年 五月四日	室町將軍 義家 御教書	……	(毛利家文書)	……	二五
望	(永享 八年) 五月十三日	室町幕府奉行入連署奉書	……	(田北要太郎文書)	……	二五
望	(永享 八年) 閏五月四日	大友親綱書狀	……	(大友家文書録)	……	二五

六	永	享	八年	閏五月九日	大内持世書狀		(同 上)	三六
五	永	享	八年	閏五月十四日	大友親綱書狀		(同 上)	三六
四	永	享	八年	閏五月十九日	大内持世書狀		(田北要太郎文書)	三六
三	永	享	八年	壬五月廿一日	弘忠書狀		(田北一六文書)	三六
二	永	享	八年	六月九日	姫嶽着到人名		(大友家文書錄)	三七
一	永	享	八年	六月廿三日	備後守護代大橋滿泰書狀		(志賀文書)	三七
一〇	永	享	八年	六月廿五日	大友親綱起請文		(同 上)	三七
九	永	享	八年	七月四日	細川持賢書狀寫		(小早川家文書)	三七
八	永	享	八年	七月五日	室町將軍 義教 家御教書		(同 上)	三七
七	永	享	八年	七月五日	足利義教御内書寫		(同 上)	三七
六	永	享	八年	七月五日	室町將軍 義教 家御教書		(毛利家文書)	三七
五	永	享	八年	七月五日	室町將軍 義教 家御教書		(平賀家文書)	三七
四	永	享	八年	七月八日	細川持之感狀寫		(小早川家文書)	三七
三	永	享	八年	七月廿八日	大友親綱知行預ケ狀		(大友家文書錄)	三七
二	永	享	九年	正月廿三日	看聞御記		(統群書類從)	三七
一	永	享	九年	八月七日	室町將軍 義教 家御教書		(志賀文書)	三七
一〇	永	享	十二年	八月廿二日	大内持世副狀		(同 上)	三九
九	永	享	十二年	二月廿五日	室町將軍 義教 家御教書		(同 上)	三九
八	永	享	十二年	二月廿五日	室町將軍 義教 家御教書		(阿蘇家文書)	三九
七	永	享	十二年	二月廿五日	室町將軍 義教 家御教書		(同 上)	三九
六	永	享	十二年	二月廿九日	阿蘇惟忠書狀寫		(同 上)	三九
五	永	享	十二年	三月廿四日	大友親隆書狀寫		(同 上)	三九

目次

一一一

六〇	（永享十二年）三月廿七日	志賀親賀請文案	（志賀文書）	三六三
六〇	永享十二年庚申三月卅日	宇治惟忠請文寫	（阿蘇家文書）	三六三
六一	嘉吉元年十月十四日	室町將軍 義家 御教書	（志賀文書）	三六三
六一	嘉吉二年十二月十五日	室町將軍 勝義家 御教書	（同 上）	三六四
六二	嘉吉二年十二月十五日	室町將軍 勝義家 御教書	（同 上）	三六四
六三	（年未詳）二月二日	大友親職 親繁 知行預ケ狀	（大友家文書錄）	三六五
六三	安安三年寅丙八月彼岸日	久木小野不動種子磨崖碑銘	（大分の石造美術）	三六五
六四	安安三年寅丙十月十八日	久木小野磨崖連碑銘	（同 上）	三六六
六五	自安四年卯丁八月十五日	久木小野四面石碑銘	（同 上）	三六六
六六	至安四年卯丁九月十八日	久木小野曼荼羅石銘	（同 上）	三六七
六七	寶安二年十月廿三日	藥師寺新九郎給所坪付	（藥師寺文書）	三六七
六八	「長祿貳年」三月廿二日	大友親繁知行預ケ狀	（文化庁藏若林文書）	三六八
六九	長祿四年十二月日	河野教通申狀	（大友家文書錄）	三六九
七〇	寬正貳年八月日	大友親繁代言上狀	（同 上）	三六〇
七一	八月廿一日	大友親繁知行預ケ狀	（右田文書）	三六一
七二	十一月九日	大友親繁知行預ケ狀寫	（同 上）	三六一
七三	文明九年丁酉二月四日	臼杵莊津久見村道尾六地藏幀銘	（大分県金石年表）	三六三
七四	「延德貳年」九月廿六日	助繁等五名連署書狀	（藥師寺文書）	三六三
七五	癸丑十一月十四日	大友親繁無縫塔銘	（増補訂正編年大友史料）	三六三

二三	(永正十六年)	卯月廿三日	大友氏加判衆連署奉書		(野間文書)	三〇六
二三	永正	拾六年 四月十七日	掃部助某打渡狀		(同 上)	三〇七
二三	大永	六年 九月廿八日	本田經秀讓狀寫		(同 上)	三〇七
二四	(大永六年)	十月廿日	大友義鑾安堵狀寫		(同 上)	三〇八
二五	(大永六年)	十月廿日	白杵(九)鑑用名字狀		(同 上)	三〇八
二六	大永	六年 十月廿日	白杵(九)鑑用名字書出		(同 上)	三〇九
二七	大永	七年十二月三日	白杵長景墓碑銘		(白杵史談)	三〇九
二八	「享祿二辛卯」	卯月十九日	社奉行津久見常清書狀		(大友松野文書)	三〇九
二九		正月廿九日	大友義鑾一字狀		(藥師寺文書)	三〇〇
三〇		正月廿九日	大友義鑾官途狀		(同 上)	三〇〇
三一		十二月十三日	大友義鑾知行預ケ狀		(同 上)	三一
三二	享祿五年 壬辰	三月二日	白杵莊檢使(九)等連署打渡狀		(同 上)	三一
三三		十月十七日	大友義鑾感狀		(同 上)	三二
三四		正月廿二日	大友義鑾一跡安堵狀		(同 上)	三三
三五		十月廿日	大友義鑾知行預ケ狀案		(野間文書)	三三
三六	(天文元年 九)	十一月十三日	大友義鑾感狀		(藥師寺文書)	三三
三七	(天文二年)	卯月二日	大友義鑾感狀		(同 上)	三四
三八	(天文三年)	二月卅日	大友義鑾感狀		(同 上)	三四
三九	(天文三年)	四月廿一日	大友義鑾感狀		(同 上)	三五
四〇	(天文三年)	四月廿一日	大友義鑾感狀		(同 上)	三五
四一	(天文三年)	九月十四日	大友義鑑知行預ケ狀		(野間文書)	三六
四二	天文 四未	如月十三日	源鑑綱寄進狀		(柞原八幡宮文書)	三七
四三	(天文五年)	閏十月十六日	大友義鑑知行預ケ狀		(田口文書)	三七

一五	(天文 六年)	十一月十六日	大友義鑑書狀		(野間文書)	三六
一六	天文 七年	戊辰 鐘吉日	大友政親墓碑前無縫塔竿銘		(大友政親墓堂藏)	三八
一七		卯月廿七日	大友義鑑書狀		(藥師寺文書)	三九
一八		六月一日	大友氏加判衆連署奉書		(同 上)	三九
一九	(天文 十六年)	壬七月廿三日	大友義鑑書狀		(小野尾文書)	四〇
二〇		正月廿四日	大友義鑑官途狀		(藥師寺文書)	四〇
二一			豐後國志			四一
二二	天文 十九庚戌	二月十二日	寶岸寺靈簿		(白杵大橋寺藏)	四二
二三			豐後國志			四二
二四	(天文 十九年)	二月十五日	大友義鑑感狀		(田原庸平文書)	四三
二五	(天文 十九年)	二月十五日	大友義鑑感狀		(殖田文書)	四三
二六	(天文 十九年)	二月十五日	大友義鑑感狀		(大友家文書錄)	四三
二七	(年 未詳)	三月十四日	大友義鑑書狀		(同 上)	四三
二八	一五五七年一〇月二十九日	(弘治三年 十月八日)	パードレ・ガスパル・ビレラの書翰		(イエズス会の通信)	四四
二九	自弘治 三年	五月廿一日	某手日記		(永弘文書)	四四
三〇	(弘治 三年カ)	五月廿五日	大友氏加判衆連署書狀		(佐田文書)	四五
三一	(弘治 三年)	五月廿五日	山下鑑榮・山下鑑心連署書狀		(同 上)	四六
三二	(弘治 三年)	七月十一日	大友義鑑感狀		(田口文書)	四六
三三	(弘治 三年)	八月十一日	大友義鑑感狀		(同 上)	四七
三四		二月廿七日	大友義鑑書狀		(戸次文書)	四七
三五		三月十五日	大友義鑑官途狀		(藥師寺文書)	四八
三六		五月廿七日	大友義鑑一字狀		(野間文書)	四八
三七	(永祿 四年)	十一月二日	大友義鑑感狀		(戸次文書)	四九

一七	(永祿四年) 十一月二日	大友義鎮感狀		(大友家文書録)	三九
一八	十一月二日	田原親宏書狀		(田口文書)	三〇
一九	(永祿五年) 十月廿八日	大友宗麟 義鎮 感狀寫		(堀文書)	三〇
二〇	一五六三年 十一月十七日 (永祿六年十二月二日)	豊後國志			三一
二一	五月十一日	イルマン・ルイス・ダルメイダの書翰		(イエズス会の通信)	三一
二二	永祿七甲子七月十一日	田原親宏書狀		(蠣瀬文書)	三三
二三	一五六四年 十月二十五日 (永祿八年九月三日)	寶岸寺靈簿		(白杵大橋寺藏)	三三
二四	十一月晦日	イルマン・ルイス・ダルメイダの書翰		(イエズス会の通信)	三三
二五	永祿十年丁卯十二月	大友氏加判衆連署書狀		(薬師寺文書)	三三
二六	永祿十一年正月廿一日	深田字觀音八角墓碑銘		(大分県金石年表)	三四
二七	六月廿三日	薬師寺鑑直料足渡狀		(薬師寺文書)	三四
二八	(永祿十一年頃カ) 十一月二日	大友宗麟 義鎮 跡目安堵狀		(野間文書)	三五
二九	十二月五	佐伯惟教書狀		(薬師寺文書)	三五
三〇	永祿十二年己巳歲	佐伯惟教書狀		(同 上)	三六
三一	永祿十三年六月十五日	某覺書案		(到津文書)	三七
三二	一五七一年九月二日 (元龜二年九月三日)	村上武吉書狀		(野間文書)	三八
三三		パードレ・ジョアン・パウチスタの書翰		(イエズス会の通信)	三八
三四	六月四日	豊後國志			三九
三五	六月十六日	鑑述・鎮忠連署書狀		(薬師寺文書)	三九
三六	七月七日	惟玄書狀		(同 上)	四〇
三七	八月二日	大友宗麟 義鎮 跡目安堵狀		(同 上)	四〇
三八	三月二日	大友宗麟 義鎮 感狀		(同 上)	四一
三九	(年未詳)	興行書狀		(蠣瀬文書)	四一

二〇〇	(元龜 元年頃)	卯月三日	飛鳥井雅教書狀……………	(大友家文書錄)……………	三三
二〇一	(元龜 元年カ)	七月廿三日	大友宗麟 ^義 知行預ケ狀……………	(田口文書)……………	三二
二〇二		十月九日	白杵鑑速奉書……………	(朝見八幡社文書)……………	三三
二〇三	(元龜 三年)		大友宗麟 ^義 合戰手負着到一見狀……………	(摂津鶴原文書)……………	三三
二〇四	(元龜 三年)	八月二日	大友宗麟 ^義 感狀……………	(同 上)……………	三四
二〇五	(元龜 三年カ)	九月七日	本願寺顯如書狀案……………	(顯如上人御書札案留)……………	三四
二〇六	(元龜 三年カ)	九月七日	本願寺顯如書狀案……………	(同 上)……………	三四
二〇七	(元龜 四年)	五月廿九日	大友義統書狀……………	(大友家文書錄)……………	三四
二〇八	(天正 二年カ)	正月十八日	白杵鑑速書狀……………	(堀文書)……………	三四
二〇九	天 正 二	^(年甲戌二月八日カ)	白杵鑑速供養板碑銘……………	(大分の石造美術)……………	三七
二一〇	一五七六年九月九日	^(天正 四年 八月十七日)	パイドレ・フランシスコ・カプラルの書翰……………	(耶蘇会士日本通信、豊後篇)……………	三七
二一一	(年 未 詳)	十一月十三日	大友宗麟 ^義 跡目安堵狀……………	(野間文書)……………	三八
二一二		十二月二日	大友義統一跡安堵狀……………	(同 上)……………	三八
二一三		二月十一日	大友義統跡目安堵狀……………	(田口文書)……………	三九
二一四		三月七日	大友義統跡目安堵狀……………	(軸丸文書)……………	三九
二一五	(天 正 六年)	三月廿五日	大友義統書狀案……………	(三田井文書)……………	四〇
二一六	(天 正 六年)	卯月十二日	大友義統感狀……………	(大友家文書錄)……………	四一
二一七	(天 正 六年)	五月三日	大友義統感狀……………	(薬師寺文書)……………	四一
二一八	(天 正 六年)	五月四日	大友義統書狀寫……………	(堀 文 書)……………	四三
二一九			フロイス日本史……………	(豊後篇二)……………	四三
二二〇		三月二日	大友義統跡目安堵狀……………	(野間文書)……………	四三
二二一	(天 正 七年)	六月廿日	大友義統跡目安堵狀寫……………	(堀 文 書)……………	四三

三三	(天正七年)	九月廿二日	大友義統感狀寫		(堀文書)	三三
三三	(年未詳)	正月六日	浦上宗鐵書狀		(柞原八幡宮文書)	三三
三四	(天正八年)	卯月三日	大友圓齋 義 書狀		(田原達三郎文書)	三四
三五	(天正八年)	十月七日	大友圓齋 義 書狀		(問注所文書)	三五
三六		八月一日	大友義統書狀		(藥師寺文書)	三六
三七	(天正九年カ)	九月十日	大友よし統感狀寫		(木本文書)	三七
三八	(天正九年カ)	十一月十八日	大友義統感狀		(戸次文書)	三八
三九	一五八一年 (天正九年)	二月廿三日	大友義統知行預ケ狀		(イエズス会の通信)	三九
四〇	(天正十年カ)	二月廿三日	大友義統知行預ケ狀		(大友家文書録)	四〇
四一	一五八三年 (天正十一年)	十月一日	大友義統感狀寫		(イエズス会の通信)	四一
四二	(天正十二年)	十月一日	大友義統感狀		(堀文書)	四二
四三	(天正十二年)	十月一日	大友義統感狀		(大友家文書録)	四三
四四	(天正十二年)	十月廿一日	大友義統書狀		(同上)	四四
四五	(天正十二年)	十二月廿四日	大友府蘭 義 書狀		(大友文書)	四五
四六	(天正十三年)	壬八月十三日	大友府蘭 義 書狀		(西寒多神社文書)	四六
四七	(天正十三年カ)	九月十日	大友よし統書狀		(豊田初司文書)	四七
四八	(天正十三年)	九月十日	大友よし統書狀		(小野重信文書)	四八
四九	(天正十三年)	九月十日	大友義統感狀		(児玉文書)	四九
五〇	天正十四年	二月十八日	大友義統公帖		(河野広文書)	五〇
五一	(年未詳)	二月廿八日	嶋津義虎書狀		(野間文書)	五一
五二	(天正十四年)	三月廿日	大友義統書狀		(大友家文書録)	五二
五三	(天正十四年)	五月十三日	大友義統書狀		(同上)	五三

二四	八月一日	大友義統書狀	（藥師寺文書）	三〇
二五	（天正十四年十月八日）	上井覺兼日記	（島津鑑康藏）	三二
二六	（天正十四年十二月初）	大友家文書錄	（東大史料編纂所影写本）	三三
二七		柴田禮能父子討死覺書	（大友家文書錄）	三三
二八		フロイス日本史	（豊後篇）	三四
二九		豊筑亂記	（大分県郷土史料集成）	三四
三〇		寶岸寺靈簿	（臼杵大橋寺藏）	三五
三一	天正十四年	豊後國志		三七
三二	（天正十四年）十一月廿日	豊臣秀吉書狀	（大友松野文書）	三七
三三	（天正十四年）十一月廿三日	豊臣秀吉書狀	（豊公遺文）	三八
三四	一五八六年（ ^{天正十} 四年）	一五八六年日本年報	（イエズス会の通信）	三九
三五	（天正十五年）正月三日	豊臣秀吉御内書	（大友家文書錄）	三九
三六	（天正十五年）正月廿八日	大友義統感狀	（同 上）	四〇
三七	（天正十五年）正月廿八日	大友義統感狀	（平林文書）	四〇
三八	（天正十五年）正月廿八日	大友義統感狀	（文化庁蔵若林文書）	四一
三九	（天正十五年）正月廿八日	大友義統感狀	（同 上）	四一
四〇	（天正十五年）正月廿八日	大友義統感狀	（藥師寺文書）	四二
四一	（天正十五年）正月廿八日	大友義統感狀	（大友家文書錄）	四二
四二	（天正十五年）正月廿八日	大友義統感狀	（岡部忠右衛門文書）	四三
四三	（天正十五年）二月六日	長曾我部元親書狀	（大友家文書錄）	四三
四四	（天正十五年）三月廿三日	大友宗滴 ^義 書狀	（同 上）	四四
四五		フロイス日本史	（豊後篇）	四四
四六		大友氏系譜	（新訂寛政重修諸家譜）	四五

三六	(天正 十五年 ^丁) 五月廿二日	寶岸寺靈簿	(白杵大橋寺藏)	三六
三六		豐後國志		三六
三七	天 正 十五年 八月十三日	豐後國海部郡津久見村組明細表	(西郷文書)	三六
三七	天 正 十又五 ^{丁亥} 菊月 日	大友義統給地坪付	(藥師寺文書)	三七
三七	(天正 十五年) 十月三日	大友宗麟 ^義 画像讀	(大友家文書錄)	三七
三七	(天正 十五年 ^カ) 十月廿七日	大友義統書狀	(城内文書)	三八
三七	(天正 十五年) 十一月三日	大友義統跡目安堵狀	(同 上)	三八
三七	(天正 十五年頃 ^カ)	若林氏所領覺書	(大友家文書錄)	三九
三七		大友義統跡目安堵狀	(文化庁藏若林文書)	三九
三七	三月十四日	津久見山城某書狀	(藥師寺文書)	三九
三七	三月廿七日	安次書狀	(清原宣雄所藏文書)	三九
三七	十月十日	古庄道任書狀	(安東文書)	三九
三七	十月十日	鶴原長助書狀	(同 上)	三九
三八	十一月八日	遊月・紹甫連署書狀案	(清原宣雄所藏文書)	三九
三八	天 正 十六十一ノ十二	天正十六年參宮帳寫	(安東文書)	三九
三八		豐臣秀吉朱印狀	(後藤作四郎文書)	三九
三八	(天正十七年 ^カ) 八月九日	大友吉統判物	(五條氏文書)	三九
三八	(天正 十七年) 九月六日	大友吉統書狀	(岡部忠右衛門文書)	三九
三八	(天正 十七年) 十二月十九日	日本及び中國についての書簡	(イエズス会の通信)	四〇
三八	一五八九ノ九〇年 ^(天正十七年同十八年)	大友吉統跡目安堵狀	(野間文書)	四〇
三八	(天正十八年頃) 五月六日	白杵莊一万田八郎領田畠注文	(一万田文書)	四〇
三八	天 正 拾八年 十月二日	白杵莊津久見村藥師寺兵庫助領田畠注文	(藥師寺文書)	四〇
三八	天 正 拾八年 十月二日			四〇

三〇	天	正 拾八年 十月 三日	白杵莊津久見村藥師寺孫次郎領田畠 注文	(同 上)	四〇
三〇	天	正 拾八年 十月 三日	白杵莊津久見村藥師寺與市領田畠 注文	(同 上)	四〇
三〇	天	正 拾八年 十月 三日	津久見尚清書狀	(朝見八幡社文書)	四〇
三〇	天	十二月 廿日	深田滿月寺増拜書狀	(清原宣雄所藏文書)	四〇
三〇	天	正 十九年 五月 一日	大友吉統掟書	(大友松野文書)	四〇
三〇	天	(天正十九年九) 八月 一日	大友吉統書狀	(藥師寺文書)	四〇
三〇	天	正 十九年 十月 一日	白杵莊一萬田八郎領段米徵符	(一萬田文書)	四〇
三〇	天	正 十九年 十月 一日	白杵莊津久見村藥師寺與市領段米徵 符	(藥師寺文書)	四〇
三〇	天	十二月 十八日	大友義延跡目安堵狀	(同 上)	四〇
三〇	天	二月 十八日	豐後國志		四〇
三〇	天	二月 十八日	白杵鎮定書狀	(白杵文書)	四〇
三〇	天	卯月 三日	大友吉統書狀	(岡部忠右衛門文書)	四〇
三〇	天	九月 一日	白杵鎮生知行預ヶ狀	(白杵文書)	四〇
三〇	天	六月 廿日	豐臣秀吉朱印狀	(日向伊東文書)	四〇
三〇	天	壬九月 十六日	山口宗永判物	(五條氏文書)	四〇
三〇	天	文 祿 貳	白杵莊津久見村解脫寺領差出	(解脫寺文書)	四〇
三〇	天	文 祿 貳年 潤九月 十五日	白杵莊津久見村朝日寺領差出	(同 上)	四〇
三〇	天	文 祿 貳年 潤九月 十五日	岐部一達・竹田津一木・白杵鎮定連 署起請文	(大友家文書錄)	四〇
三〇	天	文 祿 貳年 十月 十六日	豐後國海邊郡白杵莊御檢地帳(惣町 屋舖)	(渡辺澄夫藏)	四〇
三〇	天	文 祿 貳年	大友氏段錢・准田錢催促并一國中道 作奉書書札禮	(当家筆法之抄条々)	四〇
三〇	天	十二月 十五日	當家年中作法日記	(大友義一文書)	四〇
三〇	天	十二月 十五日	大友義延書狀	(田口文書)	四〇

三三	慶長二年丁酉九月吉日	津久見村道尾磨崖五輪塔銘	(大分県金石年表)	三三
三三	慶長貳年	豊後國海邊郡臼杵莊御檢地帳寫二十三冊(本文省略)	(渡辺澄夫藏)	三三
三四	(慶長五年九) 霜月十一日	中川秀成恩賞宛行狀	(深田文書)	三三
三五	(慶長六年) 九月十日	稻葉貞通書狀	(毛利高棟文書)	三五
三六	正保三年八月三日	津久見解脫寺古峯寺請證文案	(解脫寺文書)	三六
三七	正保三年八月四日	津久見解脫寺古峯寺請證文	(同上)	三七
付録				
一	藤原姓臼杵氏系圖		(堀文書)	四九
二	藤原姓田口氏系圖		(田口文書)	四九
三	臼杵市・津久見市(除保戸島)大字・小字一覽表			四〇

佐伯莊史料

一	延曆	四年正月廿七日	豐後國風土記	四七
二	延曆	續日本紀	四七	
三	倭名類聚抄	四七		
四	天慶	本朝世紀	四七	
五	同安元	八條院御領目錄	(山科家古文書) 四七	
六	參考源平盛衰記	(改定史籍集覽) 四七		
七	(文治年中)	宇佐宮假殿地判指圖	(宇佐八幡宮藏) 四八	
八	(建久八年九)	豐後國圖田帳案斷簡	(到津文書) 四八	
九	承久三年 _{巳辛}	大友家文書錄	(東大史料編纂所影写本) 四八	
一〇	承久三年	關東進獻八條院御遺領目錄	(三寶院文書) 四八	
二	弘安捌年九月日	豐後國大田文案	(平林本) 四八	

三	弘安	八年九月晦日	豐後國圖田帳案	……………	(内閣文庫本)	四八四
三	正應	二年三月 日	賀來社大宮司平經妙申狀案	……………	(杵原八幡宮文書)	四八四
四	嘉元	四年六月十二日	昭慶門院 ^{皇子内親王} 御領目錄	……………	(竹内文平文書)	四八六
五	嘉曆	元年三月十六日	上小倉磨崖寶塔銘	……………	(大分の石造美術)	四八八
六	嘉曆	四年己卯八月六日	上小倉磨崖寶塔二基銘	……………	(同 上)	四八八
七	元德	二年十一月十三日	白山神社前彌陀種子板碑銘	……………	(同 上)	四八九
八	建武	三年三月廿八日	足利尊氏軍勢催促狀	……………	(川瀬文書)	四九〇
九	(興國元年)	八月十七日	五條賴元書狀寫	……………	(阿蘇家文書)	四九〇
一〇	應永	四年卯月廿二日	宗榮書狀寫	……………	(薩藩旧記所収伊知地文書)	四九一
二	康永	四年乙酉二月 ^(廿四) 日	上小倉磨崖寶塔銘	……………	(大分の石造美術)	四九一
三	貞和	二年五月十七日	足利尊氏袖判下文案	……………	(大友文書)	四九二
四	正平	二年九月廿日	惠良惟澄關所地中指合所領注進狀寫	……………	(阿蘇家文書)	四九三
五	正平	二年十一月九日	惠良惟澄官軍等所望關所地注進狀寫	……………	(同 上)	四九三
六	觀應	二年十二月廿五日	征西將軍宮 ^{親王} 令旨案	……………	(同 上)	四九五
七	正平	十二年二月 日	足利直冬下文	……………	(九大文学部藏来島文書)	四九五
八	正平	十二年二月 日	長良神社五輪塔銘	……………	(大分の石造美術)	四九六
九	正平	十二年□月 日	長良沙月馬場地藏堂五輪塔銘	……………	(同 上)	四九六
一〇	建德	元年戊辰長月十九日	後光嚴天皇綸旨案	……………	(鎮西古文書編年録佐伯文書)	四九七
一一	應安	四年十一月十四日	尺間觀音堂寶篋印塔銘	……………	(大分の石造美術)	四九七
一二	應安	四年十一月十四日	今川義範軍勢催促狀案	……………	(日向土持文書)	四九八
一三	應安	四年十一月十四日	尺間觀音堂寶篋印塔銘	……………	(大分の石造美術)	四九八
一四	應安	四年十一月十四日	尺間觀音堂寶篋印塔銘	……………	(同 上)	四九八

高永	和	元年九月二日	足利義滿袖判下文	……	(大友文書)	……	四九
量天	授	三年丁巳十月十日	尺間觀音堂寶篋印塔銘	……	(大分の石造美術)	……	四九
吳天	授	三年丁巳十月十日	尺間觀音堂寶篋印塔銘	……	(同 上)	……	五〇
毛康	應	二歲庚午二月廿五日	大願寺跡五輪塔銘	……	(大分県金石年表)	……	五〇
元明	德	二年九月廿八日	西大寺末寺帳	……	(相模極樂寺文書)	……	五一
元明	德	三年	下城五輪塔銘	……	(大分県金石年表)	……	五四
呂應	永	貳 九月三日	大内隆弘奉書	……	(伊藤喜左衛門文書)	……	五四
呂應	永	「應永二年」	京都不審條々	……	(禰寝文書)	……	五〇
呂應	永	十八年辛卯三月十五日	正明寺跡層塔銘	……	(大分県金石年表)	……	五〇
呂應	永	廿一年甲午十月八日	浦城天満宮鰐口銘	……	(延岡の歴史と文化財)	……	五〇
呂應	永	四年丙申八月彼岸 (冊三) (年)	堅田常樂寺五輪塔銘	……	(大分県金石年表)	……	五〇
呂應	永	四年五月廿二日	滿濟准后日記	……	(三寶院藏)	……	五〇
呂應	永	四年十月十日	堅田石打寶篋印塔銘	……	(白井昭一調査記録)	……	五〇
呂應	永	十三年二月廿四日	堅田常樂寺鰐口銘	……	(大分県金石年表)	……	五〇
呂應	永	四年丁卯閏二月廿八日	大友親隆知行預ケ狀	……	(大友家文書錄)	……	五〇
呂應	永	十月十六日	長谷新熊野神社棟札銘	……	(大分県金石年表)	……	五〇
呂應	明	二年壬辰霜月廿七日	大友政親書狀	……	(三代文書)	……	五〇
呂應	明	六月廿三日	大友政親書狀	……	(同 上)	……	五〇
呂應	明	八月十九日	田原親宗書狀	……	(永弘文書)	……	五一
呂應	明	七月十日	大友親治書狀	……	(鶴原氏藏田口文書)	……	五二
呂應	明	八月十日	城政冬等三名連署書狀	……	(相良家文書)	……	五三
呂應	明	十月十三日	中津留觀音庵寶篋印塔二基銘	……	(大分県金石年表)	……	五三
呂應	明	九月壬申八月彼岸日	中津留觀音庵寶篋印塔二基銘	……	(大分県金石年表)	……	五三

癸	永正	十三年丙申八月十六日	市福所寶篋印塔銘		(同 上)	五四
壬	大永	二年甲申三月初□□ (八日)	府坂大川庵地藏菩薩像銘		(同 上)	五四
大	大永	二□ ^(歲) 甲申三月□ ^(初) 八日	堅田石打六地藏幢銘		(同 上)	五四
亮	大	永六年 ^(太) 丙戌三月□□□	堅田石打寶篋印塔銘		(白井昭一調査記録)	五五
大	永	六天丙戌八月十五日	門前角塔婆銘		(佐伯氏一族の興亡)	五五
大	永	未詳	佐伯惟治書狀		(河野長治文書)	五六
三	大	永七年十一月十三日	大友義鑒感狀		(久保文書)	五六
大	永	七年十一月十六日	大友義鑒書狀		(工藤文書)	五七
大	永	七年十一月廿五日	堅田石打地藏菩薩立像銘		(白井昭一調査記録)	五七
大	永	七年十一月念五日	佐伯惟治・千代鶴父子供養墓碑銘		(佐伯氏一族の興亡)	五八
大	永	七年十二月三日	大友義鑒感狀		(工藤文書)	五八
大	永	七年十二月三日	大友義鑒感狀		(豐田正直文書)	五九
大	永	八年正月廿二日	大友氏加判衆(之)連署奉書		(大友家文書録)	五九
大	永	八年十月十一日	大神惟豐知行預ヶ狀		(藥師寺文書)	五九
大	永	十七年戊申十月吉日	堅田府坂六地藏幢銘		(白井昭一調査記録)	五九
大	永	十八年 ^(己酉) 三春五日	青山棚野六地藏幢銘		(同 上)	五九
大	永	十八年 ^(己酉) 九月十二日	赤木神内釋迦堂跡六地藏幢銘		(九州六地藏考)	五九
大	永	十八年 ^(己酉) 七月廿一日	大友義鎮書狀		(首藤文書)	五九
大	永	十八年 ^(己酉) 五月廿日	大友氏加判衆連署奉書		(大神政治文書)	五九
大	永	十八年 ^(己酉) 五月廿日	大友興廢記		(豊州雜誌本)	五九

目次

七	永祿 五 天壬戌 十月初五日	佐伯惟教書狀	（藥師寺文書）	三六
六	永祿 六年九月十五日	長樂寺板碑銘	（大分の石造美術）	三七
五	永祿 六年十月十五日	佐伯莊佐伯後室讓與地坪付	（大友家文書錄）	三七
四	（永祿十二年）十月十五日	大友宗麟 義 安堵狀	（同 上）	三八
三	（永祿十二年）卯月廿一日	佐伯惟教書狀	（藥師寺文書）	三八
二	卯 廿一	佐伯惟教書狀	（同 上）	三九
一	五ノ二	佐伯惟教書狀	（同 上）	三九
〇	六ノ二	佐伯惟教書狀	（同 上）	三九
〇	六月十八日	佐伯惟教書狀	（同 上）	三九
〇	（永祿十一年頃）十一月二日	佐伯惟教書狀	（同 上）	三九
〇	十二ノ五	佐伯惟教書狀	（同 上）	三九
〇		大友興廢記	（豐州雜誌本）	四〇
〇	八月二日	大友宗麟 義 感狀	（藥師寺文書）	四〇
〇		大友家文書錄	（東大史料編纂所影写本）	四〇
〇	（元龜三年）四月	大友家文書錄	（同 上）	四一
〇	（元龜三年）八月二日	大友宗麟 義 感狀	（大友家文書錄）	四一
〇	（元龜三年）八月二日	大友宗麟 義 感狀	（岩尾某文書）	四一
〇	十月二日	佐伯惟教書狀	（朝見八幡社文書）	四一
〇	天正四年 丙子 拾二月吉日	堅田西野庚申塔銘	（白井昭一調査記録）	四二
〇	（天正六年）三月二日	佐伯宗天 惟教 書狀	（藥師寺文書）	四二
〇	（天正六年）三月十一日	佐伯宗天 惟教 書狀	（同 上）	四二
〇	（天正六年）三月廿三日	佐伯宗天 惟教 書狀	（同 上）	四二

九	(天 正 六年)	三月廿五日	大友義統感狀		(河野長治文書)		五二
一〇	(天正 六年カ)	四月廿四日	大友義統書狀		(日向伊東文書)		五三
一一		卯 月廿四日	佐伯宗天 惟教 書狀		(薬師寺文書)		五三
一二		六月 三日	佐伯宗天 惟教 書狀		(同 上)		五四
一三	(天正 七年カ)	二月廿一日	大友宗滴 義綱 書狀		(山田文書)		五五
一四	天 正 七季己卯七月十二日		龍護寺佐伯惟眞墓碑銘		(佐伯氏一族の興亡)		五五
一五	(天正 十三年)	壬八月十三日	大友府蘭 義綱 書狀		(西寒多神社文書)		五五
一六	天 正 十四年 十月 八日		上井覺兼日記		(大日本古記録)		五七
一七	同 天 正 十四年十月二十三日 十一月三日		大友家文書錄		(東大史料編纂所影写本)		五八
一八	(天正 十四年)	十一月 六日	大友義統書狀		(大友家文書錄)		五九
一九	(天正 十四年)	十一月廿八日	大友義統感狀		(大友興廢記)		五九
二〇	(天正 十四年)	十二月 廿日	佐伯惟定感狀		(同 上)		五〇
二一	(天正 十四年)	十二月廿二日	大友宗麟 義綱 合戰首注文一見狀		(大友興廢記所収佐伯文書)		五〇
二二	(天正十四年カ)	十二月廿四日	大友府蘭 義綱 書狀		(大友松野文書)		五一
二三	(天正 十五年)	□□□日 (正月三)	豐臣秀吉朱印狀		(大友家文書錄)		五一
二四	(天正 十五年)	正月廿七日	蜂須賀家政書狀		(同 上)		五五
二五	(天正 十五年)	二月 二日	大友宗滴 義綱 感狀		(同 上)		五六
二六	(天正 十五年)	二月十四日	大友義統感狀		(同 上)		五六
二七	(年 未 詳)	二月十七日	毛利友隨 (カ) 書狀		(清原宣雄所藏文書)		五七
二八	(天正十五年カ)	三月 七日	佐伯惟定感狀		(御手洗玄一郎文書)		五七
二九		三月廿五日	毛利榮勲書狀		(清原宣雄所藏文書)		五八

二〇	(天正十五年) 九月廿八日	寺田寺秀幸書狀		(清原宣雄所藏文書)		五九
二一	(天正十五年) 十月四日	大津留宗久書狀		(同 上)		五〇
二二	(天正十五年) 十月五日	普賢坊宗慶書狀		(同 上)		五一
二三	(天正十五年) 十二月六日	長田天樂書狀		(朝見八幡社文書)		五二
二四	(天正十五年) 十二月十一日	柳井紹盛書狀		(同 上)		五三
二五	(年未詳) 二月八日	大津留家久書狀		(清原宣雄所藏文書)		五四
二六	二月十日	長延與書狀		(同 上)		五五
二七	卯月吉日	小野安康書狀		(同 上)		五六
二八	六月十三日	大津留宗久書狀		(同 上)		五七
二九	九月二日	佐伯惟幸書狀		(朝見八幡社文書)		五八
三〇	十月一日	毛利鎮眞書狀		(清原宣雄所藏文書)		五九
三一	十一月十八日	寺嶋貞光書狀		(同 上)		六〇
三二	自天正十六年七月三日	天正十六年參宮帳寫		(後藤作四郎文書)		六一
三三	至天正十九年七月廿日	豐臣秀吉朱印狀		(日向伊東文書)		六二
三四	(文祿二年) 六月廿日	府坂大川庵地藏石碑銘		(白井昭一調查記錄)		六三
三五	文祿二年乙未八月□□吉日	玄與日記		(群書類從)		六四
三六	自慶長元年閏七月廿三日	豐後國志				六五
三七	當家年中作法日記			(大友義一文書)		六六
三八	海部郡佐伯莊大坂本内八戸村御檢地			(佐伯藩史料)		六七
三九	海部郡佐伯莊大坂本内備後村御檢地			(同 上)		六八
四〇	帳	毛利高政知行充行狀案		(毛利高棟文書)		六九
四一	慶長 二年三月	毛利高政知行充行狀案		(田北太右衛門文書)		七〇
四二	慶長 六年十二月十日	高畑理兵衛覺書				七一

付 録

一	豐後大神氏系圖		(都甲文書)	六五
二	大神姓佐伯氏系圖		(大分県郷土史料集成)	六八
三	佐伯市・津久見市 蒲江町・米水津村・鶴見町大字・小字一覽表			六四

柴山村史料

一	(文治年中)	宇佐宮假殿地判指圖		(宇佐神宮藏)	六三
二	(建久八年)	豐後國圖田帳案斷簡		(到津文書)	六三
三	弘安捌年九月	豐後國大田文案		(平林本)	六三
四	文和三年十月十六日	戸次淨心親申狀案		(大友文書)	六四
五	永徳三年七月十八日	大友親世所領所職等注進狀案		(同上)	六四
六	應永五年五月十二日	良郷知行預ケ狀		(宇都宮文書)	六五
七	應永十又二年乙酉五月初三日	柴山八幡社棟札銘		(千歳村誌)	六五
八	寶徳貳年庚午菊月下旬六日	柴山八幡社棟木銘		(同上)	六五
九	永徳二年戊壬戌	日向久保實饒印塔銘		(同上)	六五
一〇	寛正第四年癸未三月十四日	柴山八幡社棟札銘		(豐後國田帳の柴山村と毛井村)	六六
二	八月廿九日	惟秀・照種連署打渡狀		(大友家文書録)	六七
三	永正九天壬申歲三月初日	前原藤原墓地板碑銘		(千歳村誌)	六七
三	享祿元季戊子菊月上旬二日	柴山八幡社棟札銘		(同上)	六八
四	文二〇年三月念二日	柴山六地藏幢銘		(同上)	六八
五	文三季三月〇〇	鹿合田角塔婆銘		(同上)	六八
六	天文九年庚子菊月十一日	桐生笠塔婆銘		(同上)	六九

七 永 祿 六年癸亥 三月吉日 峯笠塔婆銘	六九
付 録	
一 大野郡千歳村大字(柴山)・小字一覽表	六〇
補 遺	

臼杵莊史料

一 永 享 八年五月四日 室町將軍 義家御教書寫	六一
二 同 正 三年七月十二日 大友興廢記	六一
三 同 正 三年七月十三日 島津家久上京日記	六二
四 (年未詳) 六月十日 阿蘇氏家臣連署畫狀寫	六三
佐伯莊史料	

一 (大永六年) 七年 歷代鎮西要略	六四
二 (大永七年) 十一月廿七日 大友義鑒感狀寫	六四
三 (永祿十二年) 五月廿六日 大友宗麟 義鎮 感狀	六五
柴山村史料	

一 貞 治 二年三月二日 足利義詮御判御教書案	六六
▽解 說	六七
▽あとがき	六八
▽図版目次	

口 絵 大友吉統條々掟書・臼杵石佛(二葉)・早吸比女神社・大友親繁無縫塔	(巻頭)
足利義詮袖判下文・榎牟礼城跡遠景	(巻末)
五万分一折込地形図	

佐
賀
郷
史
料

一 續日本紀

(鑑龜二年五月)

豐後伊予ノ界ハ
五位以上ノ使ノ
往還ヲ許ス

十六
○辛卯、略○中 大宰府言、豐後・伊豫二國之界、從來置戍不許往還、但高下尊卑、不須無別、宜五位以上差使往還不在禁限、○中並許之、略

二 豐後國風土記

○荒木田久老校訂本
寧樂遺文下

鄉四所
烽二所
駅老所

海部郡 鄉肆所里一十二 驛壹所 烽貳所、

此郡百姓並海邊白水郎也、因曰海部郡、

丹生鄉

丹生鄉在郡東

昔時之人、取此山沙、該朱沙、因曰丹生鄉、

佐尉鄉

佐尉鄉在郡東

此鄉舊名酒井、今謂佐尉鄉者訛也、

穗門鄉

穗門鄉在郡南

昔時纏向日代宮御宇天皇御船、泊於此門、海底多生海藻而長美、天皇即勅曰、取最勝海藻謂保都米、便令以進御、因曰最勝海藻門、今謂穗門者訛也、

佐賀鄉

佐賀郷

三 續日本紀

(延暦四年正月)

海部郡大領海部
常山等撫民功ニ
ヨリ外從五位下
ニ叙セララル

○癸亥、廿七略中 豐後國海部郡大領外正六位上海部公常山等、居職匪懈、撫民有方、於是、詔並授外從五位下、

四 太政官符

○類聚三代格
新訂增補国史大系二五

太政官符

公私ノ船ノ草野
国埼・坂門津ヨ
スリ往還スルヲ聴

應聽自草野・國埼・坂門等往還公私之船事、
(豐前津郡龜野郷)

右得大宰府解僞、檢案內、太政官去天平十八年七月廿一日符僞、官人百姓商旅之徒、從豐前國草野津・豐後國々埼・坂門等津、任意往還擅漕國物、自今以後、嚴加禁斷、但豐後・日向等國兵衛・采女資物漕送人物船、取國埼之津有往來者、不在禁限、除此以外、咸皆禁斷者、府依符旨重令禁制、上件三津尙多奸徒、舊來越度不得禁斷、又雖有過所而不經豐前門司、如此之徒咸集難波、望請、便令攝津國司勘檢過所、若无過所并門司勘過者、依法科斷、然則奸源自清、越度亦息、謹請 官裁者、被大納言正三位紀朝臣古佐美宣僞、奉 勅、自今以後、公私之船、宜聽自豐前・豐後三津往來、其過所者依舊府給、當處勘過不可更經門司、但承前所禁不在聽限、長門・伊豫等國亦宜承知、

延曆十五年十一月廿一日

五 續日本後紀

(承和十年九月)

十九

早吸比咩神ニ從五位下ヲ奉授ス

○甲辰、○中略 對馬嶋无位雷命神、豐後國无位健男霜凝日子并比咩神、无位早吸比咩神、日向國无位高智保皇神、无位都濃皇神、並奉授從五位下、

六 日本三代實錄

(元慶七年)

早吸比咩神等ニ正五位下ヲ授ク

○九月甲子朔、二日乙丑○中略 是日○中略 授豐後國從五位上建雄霜起神、早吸比咩神、宇奈支比咩神、並正五位下、

七 延喜式

(卷一〇神祇、神名下)

豐後國六座

「豐後國六座大一座
小五座

ナホリノ
直入郡一座小

タケオノシモコリ
建男霜凝日子神社
オホイタノ
大分郡一座大

佐賀郷

佐賀郷

西塞多神社^{サセタノ}大^{ダイ}

速見郡三座並^{ハヤミノ}小^コ

宇奈岐日女神社^{ウナギヒノ}

海部郡一座小^{アマン}

早吸日女神社^{ハヤスヒノ}

火男火賣神社二座^{ヒヲノ}

海部郡

早吸日女神社

(卷二、民部上)
「西海道

○首
尾略

海部郡

豐後國上管

日田^{ヒタ} 球珠^{クス} 直入^{ナカリ} 大野^{オキノ}
海部^{アマン} 大分^{オホイト} 速見^{ハヤミ} 國崎^{クニサキ}
「

(卷二四、主計上)

「豐後國行程上四日、
下二日、

調

調、絲冊八綯、綿細十七疋、貫布廿端、御取鯨五十二斤、短鯨七十二斤、蔭鯨卅斤、羽割鯨十二斤、
葛貫鯨十二斤、魷羅鯨十八斤、堅魚卅四斤十四兩、小町席廿張、自餘輸絹、綿、布、薄鯨、

庸

庸、輸綿、布、米、薄鯨、

中男作物

中男作物、熟麻^{ニゴ}、穀皮、黑葛、漆、慢椒油、海石榴油、胡麻油、荏油、鹿脯、押年魚、堅魚、雜魚
腊、鹿鯨、鯨年魚、煮鹽年魚、」

豊後国器仗

豊後国駅馬伝馬
丹生駅

(卷二八、兵部省)

「豊後」國甲二領、横刀八口、弓十五張、征箭卅具、胡纒卅具、

豊後國驛馬(諸国駅伝馬)小野十疋、荒田、石井、直入、三重、丹生、高坂、長湯、由布各五疋、

傳馬日田、球珠、大野、海部、大分、速見郡各五疋、「

八 豊後國志

佐賀郷上浦ニ鎮座ス

元ハ田刈穂浦古宮村ニ鎮座
曲浦(和多浦)ニ移ス

佐加郷

(海部郡神祠)早吸日女神祠 在佐加郷上浦、延喜神祇式曰、海部郡一座、早吸日女神社即此、續日本後紀曰、承和十年九月、授正五位下、按當有階進從五位上之事、盖史之闕文、速吸祠記曰、昔者伊弉册尊神浮潛瀬中、以濯汚、昇于高門岩、稚御子兄弟二女神供奉防衛、伐林除地、鎮座于田刈穂浦、稱曰速吸比咩神、盖高門岩佐加東北海上里許、今

名牛島、是也、稚御子白濱、黑濱神、其所居之址、今呼曰稚御子鼻、田刈穂浦始鎮座地、今呼曰古宮村、崇速吸神、故古呼此水門、稱速吸門、大寶元年、奉神宣、移神宮于曲浦清地、曲浦呼爲和多浦、清地呼爲素娥、後作洲賀、盖佐加古稱、稚御子以漁師事教民、因以海部、名其國、泰昌二年、國司以靈神之由奏聞、於是列官社云、一曰、神武東征時、到此門、祭速吸神、遂創鴻基、其爲神所祭、即天神氏時物也、其質似簡策、長二尺餘、闊寸半、厚三分強、凡二十餘枚、韋繖編之。皆神代文字、如科斗、漆書多漫滅、韋亦將絕、手不可近之、慶長五年、冬、十月、罹兵燹而滅、適得此舊記、収載以廣異聞云。

九 倭名類聚抄

海部郡

佐加 穗門 佐井 丹生

佐賀郷

10 元曆文治記寫

○九州大学日本史研究室蔵
宇佐神宮史史料篇三・大分県地方史八

勘註

緒方惟榮・臼杵
惟隆・佐賀惟憲
ノ悪行ヲ勘注ス

惟榮社敵ヲ現ズ

城井種遠城ヲ構
エテ籠ル
惟榮・惟隆攻メ
落ス

宇佐宮中ニ乱入

豐後國臼杵次郎惟隆、同弟緒方三郎惟榮、佐智四郎惟憲、已下黨類惡行條々、
一 亂逆根元之事、

惟榮者神領緒方庄之庄司也、年來隨社命之處、治承四年止上分米已下濟物、現社敵之閒、大宮司

公通爲問答子細、所下遣辨官田部妙盛也、惟榮成遺恨、可殺害公通已下神官等之由稱之、可亂入宇

佐之由、有其聞之閒、豐前國坂井兵衛尉種遠〔城〕公通子息爲公通方人、姨田村狐坂搆城郭〔城〕、元曆元年七

月一日、種遠・同賀公綱卒大勢令籠彼城之處、同六日之晚〔曉〕、惟榮惟隆・惟憲已下之軍兵、押寄狐坂

令追落種遠等畢、同日未刻惟隆・惟榮等、從彼城向于宇佐、其勢如雲霞、權擬大宮司實輔〔實輔〕、

投清輔〔也カ〕の少宮司政直、并御杖人已下之神人等、捧御輿向于松隈之辻、雖防之敢不憚亂入宮中寺院、

或犯用御服神寶、或損失佛像經卷、惡行至極之閒、於于内院忽死人三人出來畢、凡止留三ヶ日之閒、

燒拂堂舍人宅畢、其時社家公驗神官所帶之文書等、大畧搜執畢、此閒公通已下神官逃籠橫山之山

畢、同九日惟榮等、出宇佐、同廿七日寄種遠城井之城、數ヶ日雖致合戰不逼落之閒、同八月十八

日、惟榮已下之軍兵、販于宇佐畢、公通已下之輩、城井合戰之跡、各雖還住恐彼凶徒等、公通并神

官社官僧等、陰居深見之山林畢、同二年二月二日鎌倉殿〔源賴朝〕御舍第參河守範賴朝臣、下着于宇佐、同

惟隆・惟榮ハ死罪ヲ免ジ流刑トス

一体ハ惟憲息男鞍ヲ蒔ク

一体ハ範頼大宮司公通ニ返却ス

一体ハ国司頼經院ニ進献

和氣使御炊殿ニ奉安ス

五日奉幣、憑彼權威、神官所司等從山林出畢、參州歎社頭寺院之損破、哀社官・寺官之放埒、被下麻布六百卅端畢、神官分五百三十端者、惣檢校清輔請取之、令支配、所司分百端者、讀師兼公文勾當神任請取之、分與之、同二月九日參州立字佐被越宰府畢、公通同上府、其後公通給院宣并殿下御下文、及鎌倉殿御教書、云神事、云神領、執行之、惟隆・惟榮等罪科之事、尤雖可被刎頭、被優日比奉公、平家追討之忠勳之故、免死罪被處流刑畢、所殘留之凶徒等者、被定神祓畢、件祭科者、宮祝・陰陽師檢納之、遂清祓畢、

一 黃金御體犯用之事、

惟隆惟榮・惟憲已下之黨類、元曆元年七月六日破損神殿令犯用之時、黃金三體內一鉢者惟憲之。男、

以當宮時繪工末貞令時鞍畢、一鉢者惟憲於宰府進于參河守殿畢、參州召當官銀細工源三守弘、可作

大刀粧之由被仰之處、此金者非人之可受用處、〔眞〕「非非人之可受用處」〔眞注〕宇佐宮神寶之由守弘申之、大宮司公通適

在府之閒、被尋問畢、公通被引合黃金御鉢寸方之處、更依無違目、奉渡公通畢、於社壇者汚穢之

閒、從文治元年十二月廿八日、至同二年八月十三日、所奉安置宮司館內也、一鉢者豐后守頼經朝

臣、從侍主典之手傳得之處、自然進覽于後鳥羽院、當宮忿劇之程、暫被奉宿納石清水社、同三年十

一月十三日、和氣敕使定康、奉幣之時、被奉安置于御炊殿畢、惟憲之息男下用之一鉢者、大宮司公

通以自餘之黃金奉獻之、

○下

〔略〕
〔數文〕右、此元曆文治記之一冊者、

佐賀郷

慶應三丁卯年五月十六・七日兩日之内、以漆嶋宿禰並繼所持之本、寫之畢、竝松藤原輔誠
明治四辛未年八月十八日、以寶曆四年六月十五日政所總檢校宇佐宿禰光輔書寫之本、校合、傍記不
同之字、聊愚意書入畢、

並木
舎印

二 後白河院廳下文

四 ○吾妻鏡

豊後國住人ノ忠
節ヲ賞シ益々
功ヲ励マシム

○元暦二年二月二日。「白杵莊史料」一〇号ニ收ム。本文省略。

三 吾妻鏡

白杵惟隆等配流
官符ヲ下サル
モ非常ノ赦ニ逢
フ

○文治元年十月十六日乙丑、豊後國住人白杵二郎維隆、緒方三郎維榮等、去年合戰之間、破却宇佐宮寶殿、押取
神寶、依之雖被下配流官符、去四日逢非常赦云々、

○佐賀惟憲モ同ジク非常赦ヲ被リシナラン。

三 玉葉

豊後國凶徒三人
ヲ遠流ニ処ス

文治二年十一月九日壬子、天晴、親經申、○中略 今日有流人事、豊後國凶徒三人、被處遠流也、仰道

忠・經泰、令召罪名勘文也、博士等依失錯、先日進意狀了、今日被行此罪科了、即可返給彼意狀之由、仰了、

十一日、甲寅、陰晴不定、親經申、○中略 豐國武士配流之閒事、

一四 後愚昧記

○大日本史料
四ノ一

惟榮・惟隆・惟
憲ヲ遠流ニ処ス

(応安四年五月十三日中原師香勘文)
文治二年十一月九日、權中納言藤原家通卿參入、被行流人事、是豐後國住人惟榮・(緒方)惟隆・(白杵)惟憲等、依去々年於宇佐宮致惡行狼藉之罪科也、且仰法家、勘申罪名、度々及群議、被行此刑了、

一五 上卿故實抄

○大日本史料
四ノ一

權中納言藤原家
通流人官符ヲ作
ル

(御神事仏事、復任除目流人宣下等被仰之)
文治二年十一月九日、權中納言家通卿參陣、令作流人官符、于時新嘗祭御神事也、
(藤原)

一六 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏
宇佐神宮史史料編四

○本図ハ宇佐宮假殿造営ニツキ、ソノ所役ヲ豊後国一國平均役トシテ莊公ニ宛テ、國中ニソノ莊公名及ビ分担範圍（丈間尺寸）等ヲ記入セルモノ。コ、ニハ海部郡關係部分ヲ抄出ス。

〔西參道南側〕
置路惣六十八丈五尺內 西始定 廣一丈二尺

○中略

西大門外一丈直入郷、次二丈笠和郷、次二丈丹生庄、
次二丈戸次庄、次一丈來繩郷、

若宮鳥居内五丈日田庄、次二丈安岐郷、

次三丈阿南郷 次二丈都甲庄 次一丈伊美庄 次一丈五尺八坂庄 次一丈五尺大神庄 次三丈臼杵庄
次一丈五尺小佐井郷 次三丈國東郷 次一丈田原別符 次二丈佐伯庄 次五尺毛井村 次二丈武藏郷
次一丈井田郷 次一丈大佐井郷 次二丈由布院 次

二丈植田庄 次三丈佐賀郷 次二丈三重郷 次二丈大野庄 次一丈朽網郷 次一丈五尺野津院 次二丈山香郷 次一丈朝見郷 次一丈玖珠郡 次二丈牛丸保 次一丈無役所臨時

○中略

〔藤垣〕
北生江垣九十間内、四十間由布庄、次三間丹生庄、

次拾間直入郷、次一間井田郷、次三間津守庄、次三間笠和郷、次十間臼杵庄、次十間三重郷、次八間玖珠

郡、次二間都甲庄、○下略

○中略

〔若宮藤垣東側〕
自鳥居南脇、迄テ未申角、釘貫九間、佐賀郷

○中略

〔大宮外西側南部藤垣内側〕
自鳥居南脇、迄テ未申角、釘貫九間佐賀郷

○中略

〔西側大宮玉垣北方ノ東部分藤垣ニ沿ヒ〕
自鳥居北脇、迄テ戌亥角、釘貫十五間 脇二間 次三

次十間丹生庄 戸次庄

略 ○中

〔大宮東部朱簾垣〕
〔自脫力〕

〔東大門北脇、迄テ丑寅、釘貫十五間脇十間由布庄、

次二間植田庄、次二間直入郷、次一間佐賀郷、

略 ○中

〔東門ヨリ南簾垣ニ沿ヒ〕

〔自東大門南脇、迄テ辰巳角、釘貫十間、佐賀郷〕

略 ○中

〔南門南側外、簾垣ニ沿ヒ〕

〔自南樓西脇、迄テ未申角、釘貫三十五間内、脇廿間

朽網郷、次十間佐伯庄、次五間佐賀郷、

也、
卅七間
但柱一本立過之間、當時者

略 ○中

〔南樓東西廻廊東ノ部分北側〕
〔マ、〕

〔東廻廊八間南与南樓柰東
大門南中閒整十四丈五尺内

六丈五尺 朝見郷

三丈 佐賀郷

二丈 笠和郷

壹丈 佐伯庄

佐賀郷

壹丈 柴山村

六丈 國東郷

廻廊与垣屋中閒

二丈九尺三寸

略 ○中

〔東大門ヨリ北、十四間廻廊内部〕

〔自東大門北脇、迄テ丑寅角、垣屋十四間 佐伯庄役〕

略 ○中

〔東大門東側廻廊北角ヨリ、廻廊内北側ニ〕

〔自北大門東脇、迄テ丑寅角、垣屋十四間、口脇五

間、臼杵庄、次九間、
佐伯庄

〔同南側〕

行略

〔○一〕

〔異筆〕

〔七丈四尺佐伯庄 一丈七尺國東郷〕

略 ○中

〔北大門ノ南東角〕

〔衛土屋

大佐井郷〕

〔北大門西側〕

〔自北大門西脇、迄テ戌亥角、垣屋〔廿八間〕脇〔六

間笠和郷、次十間大野庄 次八間玖珠郡〕 次二間朝

佐賀郷

見郷、
〔次二間佐伯庄〕

略 ○中

〔西廻廊、西大門東北内側二〕

略 ○首

置道与御輿宿中間六丈

西大門内置道ヨリ北迄テ御

輿宿軒下竪廿六丈四尺内
除衛

土屋一
丈内定

内 五丈四尺 八坂庄

三丈五尺 來繩郷

三丈 小佐井郷

一丈 大佐井郷

一丈二尺 安岐郷

一丈四尺 伊美郷

一丈 山香郷

〔西中門北側〕
〔衛土屋〕

大佐井郷

略 ○中

〔南・西廻廊内〕
〔自南樓西脇、迄テ未申角、垣屋廿八間、脇四間在隈

郷、次三間判田郷、次十間曰杵庄、次十間佐賀郷、次

一閑由布庄、

略 ○中

〔東廻廊〕
〔東廻廊八間 南樓脇一閑植田庄、次四間佐賀郷、次一閑笠和郷、次一閑佐伯庄、次一閑柴山村

〔東御湯殿〕 佐伯庄
妻各七尺

〔東御湯殿〕 宇八尺

〔東御湯殿北側〕
〔御湯殿脇殿与

中閑竪一丈内

五尺 玖珠郡
五尺 佐伯庄

略 ○中

〔申殿内部〕
〔申殿〕 宇三間 各八尺

妻二間 各六尺

白杵庄

略 ○中

〔内殿〕
〔加筆〕

〔東一閑半 伊美庄〕

〔同〕「西一閒半 國東郷」

〔同〕「二内殿一字三閒各八尺」

妻二閒各七尺

〔同〕「東一閒」大佐井郷

〔同〕「西一閒 直入郷」

○中略

〔同〕「殿御前竝五丈六尺内」

一丈一尺 津守庄

一丈一尺 緒方庄

三丈 三重郷

四尺 臼杵庄

○中略

〔同〕「外殿」
〔加筆〕「外殿」

妻二閒各七尺

〔加筆〕「東一閒」 日田庄

〔同〕「中一閒」 〔丹〕生庄

佐賀郷

〔同〕「西一閒 朽網郷」

○中略

〔同〕「三殿御前竝五丈二尺内」

一丈三丈五寸 日田庄

一丈三尺五寸 丹生庄

一丈一尺五寸 朽網郷

一丈一尺五寸 臼杵庄

〔同〕「件地判指圖者、」

太木工

貞遠文治・國貞貞應・爲貞建長・貞行弘安等所持

之古本也、而虫喰令破損之閒、貞世新寫之、

○本図ハ元暦元（一一八四）年緒方惟榮ノ字佐宮焼討後

ノ仮殿造営ニ係ル。平成二年国重要文化財ニ指定サル。

別ニ字佐神宮所藏「字佐宮假殿地判差圖寫」アリ。奥書

ニ、右貞世ノ写図ハ「畫樣文字共磨消不分明、且非神宮

所藏」、仍テ一社僉議シ、画工ニ命ジ模写三枚ヲ作り、

宝庫ニ納ム、「于時明治八乙亥季十月卅一日」トアリ。

一七 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書
大分県史料一

姫嶋浦三丁 預所同地頭 件浦者海中之嶋也、本自非寺領、爲海人等之栖細庭許也云々、

櫛來浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使 地頭宮沙汰

田伊太原浦十五丁 宇佐宮領 辨濟使地頭宇佐宮前祝太六大夫宮兼

一速見郡田代九百七十五丁餘

八坂郷二百餘丁 彌勒寺領 預所 地頭

竈門郷百餘丁 彌勒寺領 預所慶禪 地頭 漆嶋定房

朝見郷八十餘丁 宇佐宮領 辨濟使宇佐邦輔 地頭宮沙汰

石垣郷百五十餘丁宇佐宮領 辨濟使神官榮定 地頭宮沙汰

山香郷二百餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭三人云々、

由布郷六十餘丁 彌勒寺領 預所同 地頭

一直入郡田代百六十餘丁 一大分郡田代千三百八十餘丁

一海部郡田代七百七十餘丁 一大野郡田代九百十餘丁

海部郡田代七百七十餘町

此内緒方郷三百餘丁

宇佐宮領二百四十餘丁

一日田郡田代五百六十餘丁 一玖珠郡田代三百十餘丁

○建久八年ノモノナルベシ。

一八 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇号

御注進狀案

豊後國大田文案、
弘安八年十月十六日 豊後於府中

豊後國大田文案ヲ
注進セシム

豊後國中神社佛寺權門勢家庄園國領公田及領家・領所・地・辨濟使等交名事、
(預) (頭脱) 脚力 菊正在判

注進合田代六千七百廿八町餘捌箇郡

宇佐宮領千肆百餘町 由原宮領二百四十六町餘

鶴見社領十五町餘 彌勒寺領千九十三町

安樂寺領六十餘町 蓮華王院領三百餘町

金剛院領五百餘町 (心脱) 城興寺領二百七拾餘町

權門庄領千三百八十餘町 國半不輸領六百餘町

公田八百五十餘町 府警固田十八町

府濟物并國官物定田二百五十六町

佐賀郷

佐賀郷

一六

一 豐後國庄公并領主等事、委可注進言上之由、今年貳月廿日被成御教書催之處、德政御使下向之
閑、去正月以來、直人相共罷向博多候之故、未尋究作、而御使歸參之後、依兩社造營事、此程企歸
國、雖披其沙汰候、若急速御要候者、可違期候閑、直人等粗注申候狀一卷、内々爲御存知、令進置
候、但此狀者、無四度計覺候、巨細之旨、追進之時、可被取替候歟、恐々謹言、

弘安八年九月晦日

沙彌道忍裏一

(二階堂行忠)

謹上 信濃判官入道殿

一 豐後國直人等注申、

當國八郡 國崎 速見 直入 大分 海部 大野 日田 球珠

一 田數并領主等事、

○國崎郡・
速見郡中略

海部郡

一 海部郡八百參拾壹町内

臼杵莊

臼杵莊貳百町

領家 一條前殿下御跡
(一條実経)

地頭 駿河三河前司入道殿
(マニ)

丹生莊

丹生莊百五十町

領家 高倉宰相家
(茂通)

佐伯莊

地頭 大友兵庫頭入道殿

佐伯庄百八十町

領家 毛利判官代波彌(マミ)四郎殿

地頭 御家人

本庄百貳拾町

佐伯總(マミ)二郎政直法師法名道精

堅田村六拾町内

拾五町 領家

參拾町 佐伯八郎惟資法師法名道法

七町壹段 堅田左衛門三郎惟光法名善大

四段 小原次郎重直法師法名道佛(田鹿)

國領佐賀郷

國領
佐賀郷

地頭 相模守殿(北条貞時)

佐賀關拾壹町 關宮殿

地頭 大友兵庫頭入道殿

同大佐井郷

國領

大佐井郷五拾町

龜 地頭 龜谷刑部大輔入道殿(田村仲能)

佐賀郷

佐賀郷

國領

小佐井郷

國領小佐井郷

地頭 肥前國御家人草野次郎經永

國領

柴山村拾町

同柴山村

地頭 戸次三郎重親

國領

毛井村拾町

同毛井村

地頭 信濃國御家人平林彌太郎親繼法名行圓

○大分郡
以下略

都合庄郷五十八箇所

田代六千八百七十參町

右、田代分限、領主相傳本御下文有無、未尋究、粗如此子細之旨、(可九)重令注進言上之狀、如件、

稅所

弘安捌年玖月 日

小野朝臣幸直 在判

稅所小野幸直

一九 豐後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一號

豐後國圖田帳

豐後國圖田帳ヲ
注進セシム

弘安八年十月十六日自國府被立脚力早、豐後國田代之事、國中寺社佛神領等并權門勢家莊園領、

公田領家・領所・地頭・辨濟使等交名之事、

宇佐宮御神領 千六百餘丁

由原宮御神領 二百四拾六丁

鶴見社御神領 十五丁餘

宇佐彌勒寺領 千丁餘九拾三丁

安樂寺領 五百餘丁他本云六十餘丁、

蓮華王院領 三百餘丁

金剛院領 (心脱) 五百餘丁

城興寺領 二百七拾餘丁

權門莊領 千三百八拾餘丁

國半不輪領 六百八拾餘丁

公田 八百五拾餘丁

府警固田 十八丁

府濟物并國官物定田二百五拾六丁

豐後國莊公并領主等之事、可委細注進言上由、今年二月廿日雖被成御書候、德政之御使依下向、去

正月以來、直人相共罷向博多候間、未尋究處、御使參洛候、其後依兩社造營延引候、此程令歸國、

雖致其沙汰、不能巨細候歟、雖然、若急速御用候者、可違期候之聞、直人等粗令注進狀一卷、内々

佐賀郷

爲御存知、令進上候、但此狀者、無四度計候、追進之節、可被替取候、謹言上、

弘安八年九月晦日

(二階堂行忠)

謹上 信濃判官入道殿

(大友頼泰)
沙彌道忍 裏判

豊後國直人等記申、

當國八箇郡分 國崎・速見・直入・大野・海部・大分・日田・玖珠田數領主等之事、

○國東・速見・直入・大分郡中略

海部郡八百三拾一町他本云、柴山村十餘丁、左近大夫殿

(目) 柏杵莊二百丁 領家一條前殿下御跡、地頭職

丹生莊百五拾丁 領家高倉宰相、駿河前司入道殿

佐伯百八拾丁 領家毛利判官代孫四郎殿、地頭職大友兵庫入道殿

本莊百六拾丁 地頭御家人佐伯彌四郎政直法名道清

堅田村六拾丁內拾五丁 領家

三拾丁 佐伯八郎惟資法名道法

七町一段 堅田左衛門次郎惟光

四段 小田原次郎重直法名道佛

國領佐賀郷百五拾丁 (此間、脱文了) 地頭職龜谷刑部大輔

國領佐賀郷

毛井村

毛井村十丁 信濃國御家人平林彌入道女子（太郎殿力）

○大野・日田・
玖珠郡中略

都合田代六千八百七拾三町

（大友頼泰）
沙彌道忍 在判

二〇 關東御教書寫

○益永文書
大分県史料二九

宇佐宮條々、

一 正殿遷宮時隨兵事、

爲豐前・筑前・肥前三ヶ國御家人役、古來勤仕之旨、大行事考申之者、任先例可加催促矣、

一 庭石事、

宇佐宮庭石ハ遷宮毎ニ佐賀關ヨリ調進ス

遷宮毎度自豐後國佐賀關調進云々、任舊規可沙汰進之旨、可令施行矣、（海部郡）

一 大行事并太宰府寮官等、假殿正殿造營間、祭祈給物等事、

追可下行之由、先度雖被仰、被下 綸旨之上、宮行事等分可宛賜之旨下知訖、○不可依違、且任依

先規催促之、且式年假殿役所豐後國所課分可令下行矣、

以前條々、可被下知奉行人之狀、依仰執達如件、

後醍醐

元德二年三月十七日

（北条守時）
相模守 判

佐賀郷

佐賀郷

(鎮西探題北条英時)
武藏修理亮殿

○「樋田文書」一六ノ六号(『大分県史料』三〇)ニ同一案文アリ。

三 賀來社年中行事次第

○杵原八幡宮文書
大分県史料九

○上略、以下ハ正月カ

二日

御供備進 料田一町在賀來庄、號新御供田、件御供田所當米地頭抑留之、

三日

御供備進 料田五段、賀來庄内、平丸保在之、

神官供僧饗膳

御炊殿節供 神官供僧酒肴、御殿檢校役、以正御供田餘分勤之、

修正三箇夜勤行之、僧膳千與丸役、

○内容接続セズ。以下ハ五月会分

由致懇望之聞、矣免許之處、願蓮押退大宮司屋形在所構機敷故、依無居所難神事執務者也矣、

賀來莊平丸保

地頭抑留

三重郷役

千与丸役

国衙役

佐賀郷 阿南庄

大佐井 小佐井

直入郷 国東郷

佐賀惟憲 触穢二

ヨリ佗僚

領主北条貞時給

主安東蓮聖

御供備進 料田一町、在賀來庄、

在廳神官饗膳當國三重郷役

神官供僧酒肴千與名役

舞樂 競馬十番 十烈 前弓

刑跡 步流鎗馬七番 田植已上國衙役

流鎗馬六騎 一番 三重郷 二番 佐賀郷 三番 阿南庄

後者、依非分之訛僚之間、令神事陵遲者也、彼佐賀郷者、相模守殿御領給主安東平右衛門入道蓮聖、

六月

一日

朔幣同前

廿七日

御田植神事

神官供僧饗膳酒肴御炊殿役、以正御供田餘分勤之、

晦日

御枝

濱殿御行幸 御行次第同五月會、御殿放生會御殿用之、

佐賀郷

(紙録目)

佐賀郷

二四

賀來莊平丸保
千与丸役

御供備進料田一丁、同五月會、
在廳酒肴料田五段、（賀來莊）當莊平丸保在之、
神官供僧酒肴千與丸役

七月

○中
略

八月

○中
略

十二日

國衙沙汰郷々役

御大路造國衙沙汰郷々役
近年不造彼御大路之間、爲御行成煩者也、
○下
略

○本文書首尾欠、紙継目モ不整合ノ所多シ。但シ正慶元年正月十一日「年中行事次第」ト比較スルニ、ホヤ同
時代ノモノト推定セラル。由原宮ハ中世「賀來社」ト称スルコト多シ。

三 大友氏時所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

当知行所領所職
ヲ注進ス

注進

（大友）
氏時當知行散在所領所職等事、

佐賀閼
丹生莊

相模國大友郷(足柄郡)付、延清名

上野國利根庄(利根郡)號土井出庄

伊勢國塔世御厨北方(安濃郡)

豐後國守護職

同檢非違所惣追捕使職

同國直入郷(直入郡)付、田野・阿蘇野(大分郡)

同國荏限郷(大分郡)

同國山香郷司職(遠見郡)同名田一王丸名

同國丹生庄(同上)

同國草地庄(國東郡)

同國朝見郷寶満寺(同上)

同國田原別府半分(國東郡)付、岡次松半分

同國都甲庄半分(國東郡)

同國六郎丸名(同郡阿南庄)

同國安岐郷内成久村(同上)

同國日田庄竹田別府半分(日田郡)

同國高國府村(大分郡)

佐賀郷

同國三浦長坂郷(三浦郡)

美濃國中村庄(可兒郡)

越後國紙屋庄(蒲原郡)

同在國司職

同稅所職

同國緒方庄(大野郡)

同國笠和郷(同上)

同國佐賀關(海部郡)付白杵・佐伯兩庄内關宮(大分郡)號判田郷

同國下郡(遠見郡)

同國鶴見村(大分郡)植田庄

同國光吉村(大分郡)阿南庄

同國狹間半村(大分郡)

同國阿南庄甲斐田村(國東郡)

同國武藏郷重藤・久吉兩名(同上)

同國吉松名

同國長野村

同國八坂下庄若富名(遠見郡)

佐賀郷

同國大野庄上村半分
(大野郡)

同國由布院並柳酒久里塚原以下所々
(遠見郡)

同國三重郷
(大野郡)

同國大佐井郷
(同上)

筑前國香椎社付、諸郷
(柏屋郡)

同國怡土庄
(怡土・志摩同郡)

筑後國守護職
(生葉郡)

同國生葉庄
(生葉郡)

肥後國隈牟田庄預所職付、千原
(益城郡)

同國下須嶋
(天草郡)

同國千田庄
(山鹿郡)

同國健軍社領
(山鹿郡)

鎌倉龜谷地壹所
(先祖墓所宿所地等)

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

同大谷地貳所
(先祖墓所宿所地等)

右、注進如件、

貞治三年二月 日

同國玖珠郡横尾新庄
(天分郡)

同國高田庄
(海部郡)

同國佐賀郷
(佐賀郡)

同國小佐井郷
(同上)

同國大墓村
(山鹿郡)

同庄志摩方
(山鹿郡)

同國鷹尾別府
(三鷹郡)

同國三瀨庄半分
(三瀨郡)

同國光永吉納新開
(合志郡)

同國合志庄
(合志郡)

同國山本庄
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

同國山鹿西郷
(山鹿郡)

宝篋印塔ヲ造立
ス

三 大志生木十谷寶篋印塔銘

○佐賀関町史
北海部郡佐賀関町大字大志生木字十谷

〔基礎部〕
「應安六年癸丑十月廿三日」

〔塔身東・南・西・北〕

「〔梵字ウーン〕

〔宝生〕
〔梵字タラーク〕

〔弥陀〕
〔梵字キリーク〕

〔不空成就〕
〔梵字アク〕

○金剛界四仏ノ種子ヲ陰刻ス。

四 足利義滿袖判下文

○大友文書
大県県史料二六

〔足利義滿〕
〔花押〕

下 大友式部丞親世

〔海部郡〕
可令早領知、豊後國佐賀郷 得宗領

〔直入郡〕
古庄信濃守・同國朽網郷半分

〔同上〕
朽網次郎・同
與三左衛門入道跡

〔大分郡〕
同領・同國內梨子村 同領・同國朝見郷内立石村

〔遠見郡〕
綾垣掃部亮 等地頭職事、

大友親世ニ豊後
國諸所地頭職ヲ
宛行フ
佐賀郷
大佐井郷

佐賀郷

佐賀郷

二八

右、爲勳功之賞、所宛行也者、早守先例可致沙汰之狀、如件、

永和元年九月二日

三五 大友親世當知行所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

當知行所領所職
ヲ注進ス

親世當知行國々散在所領所職等事、

相模國大友庄

(足柄郡)

上野國利根庄

(利根郡)

美濃國仲村庄

(可児郡)

豐後國守護職

同檢非違使惣追捕使職

(直入郡)

同國直入郷

(大分郡)

同國在限郷

(直入郡)

同國朽網郷半分

(速見郡)

同國山香郷

(海部郡)

同國臼杵庄

臼杵庄 丹生庄

同國三浦長坂郷

(三浦郡)

越後國紙屋庄

(蒲原郡)

伊勢國塔世御厨 北方

(安濃郡)

同國在國司職

同稅所職

(大野郡)

同國緒方庄

(同上)

同國笠和郷

(大分郡)

同國內梨子畑

(同上)

同郷立石村付、鬼丸

(同上)

同國丹生庄

(継目裏)

「判」

佐賀郷
付佐賀開并一尺
屋

同國佐賀郷付、佐賀關
(同上)

同國寶満寺
(速見郡)

同國鶴見村
(同上)

同國田原別府半分
(同上)

同國六郎丸
(同上)

同國阿南庄 甲斐田村
(大分郡)

同國永野村
(同上)

同國高田庄
(同上)

同國安岐郷成久村
(同上)

同國八坂本庄若富名
(速見郡)

同國玖珠郡綾垣村

同國日田郡竹田別府半分
(大野庄)

同庄堀池名
(大野庄)

同國光吉村
(大分郡植田庄)

同國小仲名

同國八坂下庄歳田村
(速見郡)

佐賀郷

同國下郡號判田
(大分郡)

同國野田村
(同上)

同國草地庄
(国東郡)

同國狹間村半分 北方
(大分郡阿南庄)

同國都甲庄半分
(国東郡)

同國泉名

同國隆國府村
(高)(大分郡)

同國武藏郷重藤名付、久吉名
(国東郡)

同國吉松名
(同上)

同國由布院、並柳、酒久里、塚原、
荒金、天間、荒木、山崎、石松、貞恒
(同上)

同國横尾新庄
(玖珠郡)

同國大野庄上村半分
(大野郡)

同國大佐井郷
(海部郡)

同國戸次庄切畑名
(大分郡)

同國丹生津留村
(大分郡)

同國駄原村
(大分郡笠和郷)

〔判〕

柴山村

佐賀郷

同國柴山村(海部郡)

同國須々原(異國警固要害所)

筑後國三潯庄半分(三潯郡)

同國岩方村

同國千田庄(山鹿郡)

同國山本庄(山本郡)

同國合志庄(合志郡)

菊池武光兄弟并庶子跡各半分

同國伊倉庄(玉名郡) 同前

同國高木東庄(佐賀郡) 同前

日向國守護職

豐前國山鹿西郷(仲津郡)

肥前國財部村

京都佐女牛大和大路屋地六ヶ所

以上

(裏書)
「爲後證所封裏也、

筑前國香椎社領付、諸郷(柏屋郡)

同國怡土庄(怡土・志摩西郡)

同國鷹尾別府(山門郡)

肥後國隈牟田庄(益城郡)

同國光永吉納新開

同國健軍庄(飽託郡)

同國下須嶋(天草郡)

同國關入道跡(筑後国生葉郡) 替地

肥前國佐留志村(杵島郡) 同前

同國伊佐早郡内(高来郡) 宇木小次郎宗像八郎、長野跡同前

同國宮崎庄(宮崎郡)

同國光成名八町

鎌倉龜谷藤谷敷地一所

同大谷地二ヶ所曩祖宿所地

(終目裏)
「判」○「敷」字
ノアタリ

右、注文如件、
丹後守判

永德三年七月十八日

二 賀來社御行幸儀式次第

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

(端裏書)

「嘉慶二年

賀來社 御行幸儀式次第要段」

八幡 賀來社御行幸儀式次第要段

五月會 神與三基 御机帳六本 神馬十疋

○中略

濱御殿 一字三間 四面 七尺間 阿南

馬場埒 諸郷役 國衙沙汰 國廳 一字六間 佐賀郷役

宮廳 一字六間 賀來庄并 生石村役

舞樂 競馬十番 十烈 前弓 刑鉢

步流 鎭馬七番 田殖已上國衙沙汰 流鎭馬六基 (騎ノ誤)

六月御稜御行幸同之、

八月十四日御幸行儀式

御供備進祝 馬長 村 田樂 舞樂

佐賀郷

行幸儀式次第ヲ
注ス

阿南莊 笠和郷
國衙沙汰 諸郷役
佐賀郷役
賀來莊 生石村役

國衙沙汰

佐賀郷

三二

国東郷佐賀郷役

蝶鳥 十烈 東舞 相撲 旗鉾三本二本國東一本佐賀

国東郷役

御前松明國東郷役 大宮司屋形前松明同之、

国分寺役

同十五日 佛供養 標山國分寺役、奉安置阿彌陀像、

国分寺僧役
社僧役

講師(寺脱カ)同國分僧役 請僧社僧役 菩薩舞

駒形 駒犬 舞樂 蝶鳥 東舞

国衙沙汰郷々役

十烈 師子國衙役 相撲十番國衙沙汰郷々役

大行道次第 菩薩 國分僧 蝶鳥 社僧

在廳 樂人 舞人 師子

駒形 駒犬 村 田樂

社僧役

仁王經講讀一百座講讀師 請僧社僧役

嘉慶貳年戊辰三月 日

二七 大友持直知行預ケ狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「井田之御判」 若林源六殿

持直

井田郷内利根次郎跡十五貫分ヲ若林源六ニ預ケ

(大野郡)
井田郷内利根次郎跡拾五貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(大友)
持直(花押)

九月廿六日

若林源六とのへ

(奥封切)
「(墨引)」

○若林氏ハ佐賀郷一尺屋ヲ本拠トスル大友氏支配下ノ水軍ナリ。当地ヲ本領トスル時期ハ未詳ナルモ、ソノ過程ヲ究明スルタメ、同氏關係ノ他莊郷ノ所領ヲモコヽニ掲グ。以下同。

二 大友持直知行預ケ狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「永興之御判 若林源六殿

持直」

豊後國大分郡内永興村市河上總介跡拾參町事、預置候、可有知行候也、恐々謹言、

十月一日

(大友)
持直(花押)

若林上總介殿

大分郡永興村市河某跡十三町分ヲ若林上總介ニ預ク

三 大友親重書狀寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「朽網之御判 若林彈正忠殿

親重」

(端裏付箋)
「此御書一尺屋若林忠左衛門方にて紛失候哉、

左衛門方ニ見ヘ不申候、

佐賀郷

佐賀郷

正徳二辰年八月廿九日

〔端裏書〕
「上包紙在候、若林彈正忠とのへ」

親重

書狀到來セバ時
ヲ移サズ馳セ越
サルベシ
一味同心奔走ニ
預リタシ

當所おゐて、用段候之聞申候、此狀到來候者、不移時、可被馳越候、如日來御ゆたん申ましく候、
長く御堪忍事共、御痛敷候へ共、さりとてハ、此時一味同心、ほんそうニあつかひ候ハて者、不可
叶候存候、早く被馳越候者、喜入候、恐く謹言、

〔永享八年カ〕
二月八日

〔大友〕
親重御判

若林彈正忠とのへ

○姫岳合戦ニ関スルモノナラン。

三 大友親重知行預ケ狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

〔包紙ウハ書〕
「朽網之御判 若林彈正忠殿」

親重

朽網郷内十貫分
ヲ姫嶽堪忍ノ忠
賞トシテ預ク

〔海部郡〕
朽網郷内朽網宮内少輔跡拾貫分事、爲姫嶽堪忍忠賞、預置候、可被知行候、恐く謹言、
〔大友〕
五月三日
親重〔花押〕

若林彈正忠殿

三 大友親繁書狀(紙切)

○若林文書
大分県史料一二

ふとなた(奈多カ)へ御入候ハ、かさねてきつき方へ、狀をつかわしたく候、やかて(木付)く、此方へ御入候へく候、

木付ニ使ス

此方へ越へラル
ベシ

きつきつかいニ御こへ候事、喜存候處、き方の御返事をまち候や、いまほとハ、なにと申つうせす候、いかにも彼方へ御よりあい候て、さいそくあるへく候、又それまで御こへ候よし承候ところニ、こなたゑ御こへ候ハす候、心もとなく候、人の、うろんニ候する事ハ、き方のおつと(越度)ニなるましく候、すへてく、くるしからす候、たれしもこなたへ、とうかんあるましく候へ共、とりハけきつき事ハ、心中かわらしと存候、御より候ハ、とくく此方へ、御こへ候する事喜入候、おほせあるへく候、恐々謹言、

八月廿五日

(大友)
親 繁(花押)

わかはやし入と殿

三 大友親繁知行預ケ狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「臼杵の御はん若林上總守殿

親 繁」

佐 賀 郷

白杵庄内薬師寺
次郎跡三十貫分
ヲ重ネテ預ク

白杵庄之内、薬師寺次郎跡内參拾貫分事、重而預置候、可有知行候、恐々謹言、

（大友）
親 繁（花押）

三月廿二日

（異筆）
「長祿貳年
ヲ」

若林上總守殿

（奥切封）
「（墨引）」

三 大友政親書狀寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

（包紙ウハ書）
「若林上總介殿」

（日田親胤）
就企七郎慮外野心候、國中悉申談子細候、然者、早々馳參可被抽忠節候、爲都畵可屬國家無爲心中
候、此時思慮無相違、可預返事候、具以面可申候、恐々謹言、

（大友）
政 親（花押影）

十月五日

（異筆）
「文明六年乙
未」

若林上總介殿

日田親胤慮外ノ
企ニツキ忠節ヲ
抽ヅベキヲ告ゲ
思慮相違ナキ返
事ヲ致サシム

所望ノ魚到來ヲ
告ゲ併セテ蠟ヲ
所望ス

三 大友政親書狀寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

さかなの事申候處、もたせ給候、喜入存候、かきの候する、ちと御うたせ候て、給るへく候、まち
申へく候、恐く謹言、

正月十九日

(奥切封ウハ書)

(墨引)

若林□六殿

○若林氏ガ海岸ニ所領ヲ得タルコトヲ知ル。

政親

(大友)
政親 (花押影)

三 大友政親書狀寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

此間早々進度候つれとも、おの／＼へ進候程も候ハす候程に、おそく進之候、見來候間、たるさう
めん進之候、恐く謹言、

二月七日

(大友)
政親 (花押影)

佐賀郷

敷網ノ糸

三 大友政親書狀寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

それニまゐのしきあみのいとのおするやうニ、一日御ものかたり候、つる候ハ、此ものニ給るへ
く候、これのいとに、見あはせたき事候間申候、事々郷内可申候、恐々謹言、

十月十二日

(奥拾封ウハ書)

「(墨引) 若林源六殿

(大友) 政親 (花押影)
政親「

三 大友政親知行預ケ狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

佐賀郷内一尺屋^(カ)殘分拾肆貫・曰杵庄内爲拾伍貫分代所、野津院^(大野郡)内拾伍貫預置候、可有知行候、恐々

謹言、

卯月廿九日

若林上總介殿

(奥切封)
「(墨引)」

(大友) 政親 (花押)

○若林氏所領トシテノ佐賀郷内一尺屋ノ地名ノ初見ナリ。

三 若林仲秀書狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(端裏書)
「つほ付

先給地浦部相当
分召替ノ取合ヲ
依頼ス

津久見村之内
一所 十貫分

津久見美作跡

白杵庄之内
一所 十五貫分高松

同人跡

白杵庄之内
一所 十貫分

津久見尾張跡

居屋敷トシテ罷
居船等ヲ整ヘ海
上御用ヲ馳走ス

彼在所、我等先給地浦部相當分、召替被下様ニ、御取合可目出候、一入津久見海邊之事に候條、
被下候ハ、居屋敷として水居、^(龍)船なとを營悟仕、^(覚)海上御用等をも、涯分可致馳走候、恐惶謹
言、

若林上總介

仲秀(花押)

○「」内ハ福川一徳「大友水軍若林氏について」、『白杵史談』七三ニヨリ傍注ス。若林氏ノ水軍化ノ過程ヲ示スモノナラン。

三 大友政親書狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(新包紙ウハ書)
「若林上總介殿

政親」

人ヲ遣ハシ若林
氏ヲ召サシム

それより若林か所ニ人をつかわし候て、めし候へ、音もつ見せた^(カ)く候、やかて來候へと可被申候、
恐く謹言、

四月廿三日

(大友)
政親(花押)

(奥檢封ウハ書)
「(墨引)市河但馬守殿

政親」

四 大友政親書狀寫

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

野津院当給人ノ
坪付

それより野津のやく人の所ニ御越候て、當給人のくわんかす^(マ、)つほ^(坪付)つけ給候する、こ^(候カ)いにて御入給
候、ゐん中において、ゆるかせの儀あるへからざるよし、申さるへく候、恐く謹言、

三月五日

(大友)
政親御判

(奥檢封ウハ書)
「(墨引)若林殿

政親」

(付箋)
「此御書 一尺屋若林忠左衛門方にて紛失候哉、

忠左衛門方へ見へ不申候、

正徳二年壬辰八月廿九日

「

四 大友氏加判衆連署奉書

○永松榮雄文書
札幌市中央区北十四条西十五丁目

(異筆包紙)
「御書出

永松與七郎」

当郷内二十貫分
ヲ永松与七郎ニ
打渡サシム

(佐賀郷)
當郷之内廿貫分、永松與七郎雖被下候、依被申有子細、于今遅く、雖然請取可申之由候、任去年御
判之旨、可被打渡候、恐く謹言、

(明治二、四年頃)
六月十三日

(朽網) 繁 貞 (花押)
(市河) 親 清 (花押)
(本庄繁榮) 榮 阿 (花押)

佐賀郷政所殿

四三 大友親治書狀寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

塩鯛ヲ謝シ此養
生ヲ見舞フ

鹽鯛給候、令悦喜候、仍其後きすやうしやう如何候哉、事く面之時申へく候、恐く謹言、

七月廿五日

(大友) 親 治 (花押影)

若林源六殿

佐賀郷

三 大友親治受領狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林源六殿

親治」

越後守ヲ名乗ラ
シム

越後守所望之事、可存知候、恐々謹言、

九月廿一日

(大友)
親治(花押)

若林源六殿

四 大友親治知行預ケ狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林越後守殿

親治」

御所ノ辻合戦ノ
忠賞トシテ白杵
庄内十貫分ヲ預
ケ

去七月十三於御所之辻合戦、忠賞之條、白杵庄内拾貫分^{坪付別紙在之}事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(明治六年)
四月十一日

(大友)
親治(花押)

若林越後守殿

(奥切封)
「(墨引)」

大友義長出陣ニ
ツキ近所へ伺候
シ日夜油斷ナカ
ラシム

佐賀關金連寺ニ
着津
大友親治豊前發
向ニ付警固ヲ依
賴ス

望 大友親治書狀寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

其以後不申通候、何事候之哉、^(マ)仍來廿一^(大友義長)五郎出張候、早々出陣候て、近所へしこつ、日夜無油斷や
うニ万憑入候、多分わかきものともニて候間、かやうニ申候、事々恐々謹言、

九月十六日

〔^(礼紙切封ウハ書)

〔墨引〕

若林越後守殿

親 治

四 大内高弘書狀

○村上太左衛門文書
萩藩閩録三

今度与風、至佐賀關金連寺着津候之間、令申候、仍先狀如令申候、爰元弓矢之儀、近々事候、各至
豊前國出張候、大友備前守同發足一兩日中候、然者此度被相談、警固事可預馳走候、併憑存候之趣、
委曲金連寺令申候、恐々謹言、

〔^(明応八年)

三月廿四日

村上備中守殿

〔^(大内)
高 弘 判

佐 賀 郷

四七 大友親治書狀寫

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

〔新包紙ウハ書〕
「親治公の御書二 若林越後守江」

又其方角之事、萬たの見入存候、

病氣ヲ見舞ヒ鯛
鳥賊ヲ送ラレタ
ルヲ謝ス

其以後者堅固不申承候、仍此聞、下腹氣由しめし給候、如何にもやう生肝要にて候、近比見事にて候鯛、同いか給候、悦喜申候、事々恐々謹言、

十月九日

〔大友〕
親治〔花押影〕

四八 大友親治書狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

屋作ノ奔走ニ預
カルヲ謝ス

就屋作、度々子細申候之處、預奔走候通、上野山城守申候、別而心さしにてこそ候へ、いかさま出府候者、かよひ所をふけり申へく候、恐々謹言、

十二月十五日

〔大友〕
親治〔花押〕

若林越後守殿

〔礼紙切封ウハ書〕

若林越後守殿

〔墨引〕

親治

四 大友親治書狀寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(端裏書)
「若林越後守殿

(端裏付箋)
「此御書 一尺屋若林忠左衛門方にて紛失候哉、

忠左衛門方ニ見不申候、

正徳二年壬辰八月廿九日

親 治」

大友義長ノ豊前
出陣ニツキ奔走
ヲ憑ム

朽網大和守所まで書狀披見候、今度御高名、案中なから彌憑敷候、然者、豊前敵爲退治^(マ)來廿六五^(大友)
郎出張、重々辛勞なから、奔走憑入候、次ひらまさき給候、悦喜候、事々恐々謹言、

(文龜元年頃カ)
卯月廿三日

(大友)
親 治 御判

五〇 賀來社遷宮等次第記

○杵原八幡宮文書
大分県史料九

此ノ舊記ヲ以御還宮 申之、

八幡大菩薩豐後州賀來庄(六分郡)由原村御影向之事、天長七

年庚戌七月初七日也、

○中略

豐州太守親繁之御代

一假殿文龜元年辛酉十一月廿八日子刻遷宮、自寛正四年

到文龜元年三拾九年也、自天長七年庚戌七月七日、到

今茲文龜元年辛酉六百七拾貳歲矣、

備劬太守親治之御代、

一賀來庄(大分郡)由原宮造、守護殿之御役也、

一明應九年庚申 立柱、

一文龜元年辛酉十一月廿一日上棟、同廿八日子刻御遷宮、

一御珎殿上棟、御祝儀御馬一疋、大刀(マ)一腰、

○中略

以上、

文龜元年辛酉十一月廿一日記旃、

縫手稱名寺中察坊主、大一房伴調一房

奉行金剛珎戒寺(實) 西室興誓(府内)

吉祥院覺尊(花押)

一御簀御詔編、寺家之事、

一萬壽寺七尺間二枚、附鑑四ヶ、(府内)

一金剛珎戒寺六尺五寸間一枚、附鑑二ヶ、(實)

一眞光寺一間、附鑑二ヶ、

一勝壽寺并社寄合二間、附鑑四ヶ、

御簀縁并懸緒御詔寺家

一萬壽寺二間、一金剛珎戒寺一間、(實)

一瑞光寺一間、一大智寺一間、(府内)

一同慈寺一間、(力)

同鈞緒附金物之事(府内)

一心源寺三ヶ、一大智寺三ヶ、(白杵庄)

一同慈寺三ヶ、一瑞光寺三ヶ、
同緣錦之事六間分

○中略

一荒薦百五拾枚 (大分部) 在限郷役、

一地布三拾四瑞、此内一端御輿疊縁用、

一荒薦百五拾枚 (大分部) 笠和郷役、

一御棧敷三間在限郷 同疊子、

一御侍國司屋六間 佐賀郷同疊子、

一御厩三間 下郡役、

一警固流鎗馬之次第、

一番 (大野郡) 三重郷、二番佐賀郷、

三番 (大分部) 阿南郷、四番大佐井、

五番 (郷九) 直入郡、六番國東郡、

一 坪之事

一佐賀郷、一大佐井、

(大野郡) 一井田郷、
(同上) 一野津院、

(毛) 一遣井村、
(海部郡)

佐賀郷

一永亨拾貳年 (享) 庚申十一月八日、

一御遷宮之時國方御供米註文、

合壹石貳斗五舛者 半分

一參斗 在國司方、

一參斗 在廳次郎四郎、

一參斗 稅所方、

一參斗 目代方、

宮師宥修 在判

宮師坊納置御炊殿檢校所ニ下行出納・陣道・鎰

取、若有米之餘者、宮師・出納給之也、

文龜元年 辛酉 十二月十三日 愿記旃、

社奉行

實相寺 珪室寺玉 (花押)

宮師房 増 榮 (花押)

五 大友義長感狀(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林大炊助殿

(端裏切封)
「(墨引)」

義長」

阿蘇武經退治ノ
粉骨ヲ賞シ在陣
馳走ヲ依頼ス

就阿蘇武經退治、去朔日於(肥後国阿蘇郡)手野矢軍粉骨之條、勝利之由承候、誠肝心候、彌被遂在陣馳走憑入候、殊申出候任日限旨、(カ)發足一段之忠儀候、心迫而賀可申候、恐々謹言、

二月十五日

(大友)
義長(花押)

若林大炊助殿

五 大友義長官途狀

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

右衛門尉ノ官途
ヲ与フ

右衛門尉所望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

十一月三日

(大友)
義長(花押)

若林二郎殿

直入郷内市用某
跡十貫分ヲ預ク

三 大友親安義鑑知行預ケ狀

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

直入郷内市用宮内少輔跡北蘭拾貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十三年)
十二月廿一日

(大友義鑑)
親安(花押)

若林右衛門尉殿

○五九号文書参照。

四 大友親敦義鑑感狀(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林大炊助殿

親敦」

(端裏切封)
「(墨引)」

高崎城ニ楯籠ル
朽網親満以下成
敗ノ軍勞ヲ賞ス

(大分郡) (親満)
就今度高崎城楯籠朽網以下凶徒成敗、遂在陣、日々防戦被疵之條、紛骨無比類候、何様追而賀可申
候、恐々謹言、

(永正十六年カ)
二月廿八日

(大友義鑑)
親敦(花押)

若林大炊助殿

佐賀郷

五 大友親敦義鑑感狀（紙切）

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

（包紙ウハ書）
「若林掃部助殿

親敦」

瀬田尾攻口ノ軍
勞ヲ賞ス

去月廿七於瀬田尾攻口、被碎手、小者被疵之由候、忠儀感悅候、彌軍忠肝要候、心迫而可賀申候、
恐々謹言、

七月六日

（大友義鑑）
親敦（花押）

若林掃部助殿

（奥切封）
「（墨引）」

五 大友親敦義鑑名字狀

○合沢金兵衛蔵若林文書
増補訂正編年大友史料一五

名字ヲ与フ

名字之事承候、別紙認進候（マ、）可候、恐々謹言、

二月八日

（大友義鑑）
親敦（花押）

若林源六殿

五七 白杵長景官途狀

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

次郎左衛門尉ノ
官途ヲ与フ

次郎左衛門尉所望之由、存知候、謹言、

三月五日

(若林カ)

源六殿

(白杵)
長景(花押)

五八 大友氏加判衆連署奉書

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「佐賀郷政所殿

民部少輔長景」

佐賀郷内御庵拘
五貫分ヲ若林某
ニ打渡サシム

當郷之内、御庵御拘之内五貫分事、被宛行若林次郎左衛門尉訖、任 御判之旨、可被打渡之由、依
仰執達如件、

享祿元年十二月八日

(白杵長景)

民部少輔(花押)

(田北親貞)

大和守(花押)

(田口親忠)

伊賀守(花押)

(津久見常清)

備中守(花押)

(入田親康)

丹後守(花押)

佐賀郷政所

佐賀郷政所殿

佐賀郷

五 若林仲盛書狀案

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

所々出陣ニ供奉
ス
永正十三年直入
郷内十貫分ヲ下
サル、モ返上ス
直入ヲ公文所ニ
召ス
扶持方披露ヲ憑
ム

畏言上致候、抑^(大友)義長様肥・筑御退治時^(初、拙)者御供申候、爲無足辛勞之^(證)、^(請上)意候、自其所々御
在陳悉罷立候、^(然者)永正十三年十二月廿一日直入郷之内ニ、^(市用)宮内少輔跡十貫分^(被力)下候、餘無能^(力)
言申上候處、直入をハ御公文所ニ召^(上力)候、石垣御公領浮免所壹貫分被渡候、^(御判)御給
恩之内、矢所と申^(ま力)うと一ヶ^(所田)畠八段と被申候、先以拘置うへ、此^(御判)由、拾貫分以御關
所、可申上之由、^(力)被申候、連々侘言申上^(力)へとも、于今^(不知)行候、今度御扶持被下候者、可目
出候、^(力)取合。御披露奉憑候、恐惶謹言、^(候て)

^(享祿力)

三年庚子

月八日

(十一)

^(田北)殿

^(親昌)殿

^(津力)久見殿

^(田口)殿

^(親忠)殿

^(入田)殿

^(親康)殿

若林右衛門尉

仲盛

○「」内ハ、『増補訂正編年大友史料』一五所収ニヨリ注ス。五三号文書参照。

兵船馳走ヲ賞ス

三〇 大友義鑒感狀

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

俄兵船之事、申候之處、馳走令悦喜候、猶以面可申候、恐々謹言、

(天文元年頃カ)
八月十五日

(大友)
義鑒(花押)

若林次郎左衛門尉殿

○水軍トシテノ活躍ヲ示ス初見史料。

三一 大友義鑒感狀

○若林文書
増補訂正編年大友史料一五

兵船馳走ヲ賞ス

俄兵船之事、申候之處、地走令悦喜候、猶以面可申候、恐々謹言、

八月十五日

(大友)
義鑒(花押)

若林右衛門尉殿

三二 大友義鑒受領狀

○若林文書
増補訂正編年大友史料一五

(包紙ウハ書)
「若林右衛門尉殿」

義鑒

佐賀郷

加賀守ト称スルヲ允可ス

加賀守所望之由、可存知候、恐々謹言、

十月五日

若林右衛門尉殿

(大友)
義 鑒 (花押)

三 大友義鑒書狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

十月九日マデ兵船ヲ着到セシム

就當時兵船等之儀、濟々之儀、雖推量候、有用所候、來九日到來候者、可爲悅喜候、恐々謹言、

十月六日

若林越後守殿

(大友)
義 鑒 (花押)

(札紙切封ウハ書)

(墨引)

若林越後守殿

義 鑒

四 大友義鑑書狀(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(新包紙ウハ書)
「若林越後守殿

義 鑒

(端裏切封)
「(墨引)」

菊池義宗堺目滞在ニツキ心底ヲ承リ今後ノ忠節ヲ致サシム

(菊池)
就義宗於堺目滞在之儀、心底之趣、以 神名承候、乍案中御頼敷候、彌可被勵忠儀事、併頼存候、猶以面可申候、恐々謹言、

二月廿六日

若林越後守殿

(大友)
義鑑(花押)

空 大友義鑑書狀(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林藤六殿

義鑑」

菊池義宗堺目滞在

(菊池)
就義宗於堺目滞在之儀、心底之趣、以 神名承候、乍案中御頼敷候、彌可被勵忠儀事、併頼存候、猶以面可申候、恐々謹言、

二月廿六日

(大友)
義鑑(花押)

若林藤六殿

空 大友義鑑書狀(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(端裏切封)
「(墨引)」

今度ノ合戦ニツ
キ格別ノ馳走ヲ
励マシム
私ノ宿意アル者

今度弓矢之事、別而馳走憑存候、乍勿論彌可被任下知外、不可有之候、縦又於私雖有宿意之輩、拋萬事、可被勵忠貞事、永々不可有忘却候、併頼入候、猶心底無腹藏可承候、恐々謹言、

佐賀郷

モ万事ヲ抛ツベ
シ

佐賀郷

八月十九日

若林越後守殿

(大友)
義鑑(花押)

五六

筑後国内三町分
ヲ預ク

(包紙ウハ書)
「若林彈正忠殿

筑後國之内三町分 坪付在 別帋 事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

九月二日

若林彈正忠殿

(大友)
義鑑(花押)

義鑑」

六 大友義鎮感狀(紙折)

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(端裏切封)
「(墨引)」

入田親廉・親實
父子成敗ノ軍勞
ヲ賞ス

(親廉・親實)
就今度入田丹後守親子成敗之儀、在陣辛勞感悅候、彌可被勵忠貞事肝要候、必追而可賀申候、恐々謹言、

(天文十九年)
三月十九日

若林彈正忠殿

(大友)
義鎮(花押)

○速吸社文書
大分県史料一二

（小志生木）
こしうき分田數之事

清一郎

同
人

同人

孫右衛門

同
人

神九郎

まごゑもん

同人

孫原もん

同人

同人

五七

一所 壹段

清一郎

せんたう

五、

同

同

日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土

せんたう

子之

日 月

天

六月三日

3

三

此外やしき五ヶ所あり、

たむい分田數之事

五八

六郎五郎

同人

此外屋敷四ヶ所并畠地壹段・山畠三ヶ所有、

六郎太郎

せき掃部助

一所 田尻 二段 うきめん
(專當) せんたうかゝへ

田のうら分田數之事

迫四郎

ひらせまち	一所 大	三郎四郎
ふかた	一所 壹段	ひこ六
一所 大	一所 大	専道かゝへ
一所 大	一所 大	三郎四郎
一所 壹段	一所 壹段	ひこ六
よしの下	一所 壹段半	彌藤三郎
一所 壹段	一所 壹段	迫四郎
しやうふかさこ	一所 壹段半	三郎四郎
中すか	一所 壹段	彌藤三郎
かきの木田	一所 壹段	迫四郎
中すか	一所 壹段半	孫ゑもん
一所 小	ひらき	彌藤三郎
山の間	一所 壹段	彦六
山神田	一所 壹段	迫四郎
同所	一所 壹段	彦六
同所	一所 壹段	彦六
同所	一所 壹段	彦六
あれた	一所 壹段	彦六
一所 屋敷	一所 壹段	彦六
ひらはか	一所 壹段	彦六

佐賀郷

しやうふかさこ	一所 屋敷	三郎四郎
しほやかうち	一所 屋敷	迫四郎
一所 大	上帳之後見出候勘定之外	三郎四郎
本田敷七段小		
見上相加壹町五段六十歩		
畠地二段此外四ヶ所にあり、		
(宮)		
古みや分田敷之事		
おはたけ	一所 二段	助六
まつのもと	一所 小	同 人
からろう	一所 壹段	まち堀
一所 小		源六
くほつくり	一所 壹段	同 人
はまた	一所 壹段	彌十郎
おはたけ	一所 大	助六
山の間	一所 壹段大	源六
大田之内	一所 壹段	同 人

佐賀郷

大田	一所	二	段	同 人
中ふねか迫	一所	小		助 六
うすて	一所	壹	段	神主かゝへ
同所	一所	壹	段	宮主役
はまいり	一所	二	段	神主かゝへ
中のつほ	一所	壹	段	同 人
嶋山かさこ	一所	壹	段	宮主役
日向とまり	一所	壹	段	神主かゝへ
まへ田	一所	二	段	源 六
同所	一所	壹	段	同 人
かくれ山	一所	大	開	彌十郎
あかつち	一所	壹	段	源 六
ミの河内	一所	壹	段	神 主
あきのへ	一所	壹	段	神 主
あきのへ	一所	壹	段	宮主役
いて川	一所	二	段	同 人
山の口	一所	壹	段	神主かゝへ

いのこ田

子細あり、

六〇

たけそい 一所 壹段 せんはらい田 (檢校) 氣んきう

ふちう 一所 大 さきおい田 專道

あきのへ 一所 小 同 同 人

古ミヤ十貫分之本田數□町一町相加本田貳町九段小、此内一町ハ海をくわへ候、ほんてんしゆ一町九段小之内より一町見上候、合三町九段小定、

一大さかい之事、きたおもて、にしハ、(西) 小しうきしは(志生木)

をと申さい所より、大しうきのミねをわけ、一しや(在)

く屋のミちのをゝかきり、

一ミなミハ一しやく屋のとしやくはへをさかい、むく(南)

しまかもかはへを見あて、

一ひかしハたかしませき崎つたしまをかきり、(東)

一きたハたかとうかミをかきり、うししまより小しう(北)

木 きまで也、

古ミヤ畠地之事

大田之内 一所 壹段	さこのその 一所 二段	中のその 一所 大	まへ田之内 一所 小	まへ田之内 一所 大	かくれ山 一所 大	かくれ山 一所 小	同所 一所 屋敷	同所 一所 屋敷	二ヶ所ニあり、 子細あり、	山神田	まへはたけ 一所 大	かへらはたけ 一所 壹段	ほりその 一所 壹段	ほりその 一所 壹段	かきの木 一所 壹段	井の迫 一所 小	井のさこ 一所 大
源 六	彌十郎	助 六	源 六	同 人	東善寺の	助 六	彌十郎	專道かゝへ	同 人	專道かゝへ	同 人	清二郎	同 人	同 人	孫あもん	神九郎	孫あもん

佐賀郷

同所 一所 大	畠地之分 さゝきはたけ 一所 壹段大	たうゑい屋敷之内 一所 大	同所 一所 大	中すか 一所 小	まつかさこ 一所 大	山之中 一所 大	はる 一所 壹段	ミちふち 一所 小	丸田之内 一所 小	しはり 一所 壹段	同所 一所 大	かへらはたけ 一所 壹段	きしの下 一所 壹段	たうゑい屋敷 一所 壹段
同 人	清二郎	神九郎	同 人	清二郎	孫あもん	神九郎	孫あもん	同 人	六郎	同 人	神九郎	神九郎	清二郎	神九郎

佐賀郷

まへはたけ
一所 壹段 屋敷 清次郎
まちた
一所 壹段 屋敷 六郎
一所 小 屋敷 せんたうかへ
一所 大 屋敷 同人

本畠四段大

見上相加二町二段小

丸田
一所 小 六郎
山野之内
一所 小 せんたう
わきの田
一所 三十歩 孫ゑもん
一所 大 山神田 同人
一所 大 山神田 同人
つゝミ
一所 大 清二郎
つゝミ
一所 大 山神田 同人
をの花
一所 壹段 八月田 神主かへ
か
一所 壹段 八月田 同人
かう

本田數八段小

見上共ニ相加二町三段百五十歩

(志生木)
しうき分田數之事

はまいりふちう
一所 壹段 新二郎
ふちう
一所 壹段 六郎三郎
か
一所 壹段 子細あり、
か
一所 壹段 太郎三郎
同所
一所 大 大まちはり三迫ニあり子細有 六郎三郎
山野之内
一所 大 同人
あきのへ
一所 壹段 天神免

本田數四段

見上相加五段小

畠地分

一所 貳段 六郎三郎
一所 壹段 大郎三郎
大のはたけ
一所 壹段 新二郎
せうか迫
一所 壹段 同人
へいの口
一所 壹段 六郎三郎
同所
一所 壹段 太郎三郎
同所
一所 壹段 太郎三郎

ちこくはたけ	一所 二段	同 人
たうなはたけ	一所 壹段半	七郎五郎
同所		
一所 大 ひらき		同 人
屋敷よりみなミ		同 人
一所 太		太郎左衛門
したけのはたけ		太郎三郎
一所 壹段 子細あり、		
天神かさこ		新二郎
一所 二段 天神免		太郎左衛門
はまの迫		
一所 二段		新二郎
山野之内山島		七郎五郎
一所 大		六郎三郎
同所		又 八
一所 大		新二郎
一所 壹段 居屋敷		與太郎
一所 壹段 居屋敷		六郎三郎
一所 居屋敷		宮主役
山野之内		
一所 居屋しき		
一所 居屋しき		
一所 居屋しき		
一所 居屋しき		
一所 山島 山野之内		

佐賀郷

竹そい	一所 島あり屋敷	十郎三郎
	本島三段小	
	見上相加五段大、此内居屋敷四ヶ所あり、	
	あまのうら居屋しきの事	
一所		神九郎
一所		二郎太郎
一所		藤四郎
一所		彌二郎
一所		神四郎
一所		七郎太郎
一所		六郎三郎
一所		へんさし
一所		三郎二郎
一所		三郎ゑもん
一所		二郎四郎
一所		孫三郎

ひかし屋しき之事

- 一所 神ひやうへ
一所 又さへもん
一所 彌七郎
一所 六郎五郎
一所 孫四郎
一所 ミやのうらにあり、
せんたうかゝへ

津久見にうら三ヶ所あり、

一所 永目のうらさかいへ、きたのはしによこ石をかきり、ミなミによりて川あり、同畠地少あり、中にゑの木、同川ふちにまちほり有、畠ミなミにやりとをしてあり、くすの木のかふ、同井ニ岩あり、そのをたてより、

一 平浦きしをかきり、たん竹のきわ、同岩はなよりたうに見あて、同ミなミに畠地あり、くわんをんたうの下わきを、うらしりのきたの岩はなをかきり、う

らしりの中のかをかきり、山きわに見あて、ミな

ミの川むかへまで、やりとをして畠地あり、

一 浦尻 納所あり、薬師寺備後抱、

一 永目・平浦兩所 納所あり、中津留伯耆守抱、

廿五貫之本田數四町七段小此外ふかまち一町

見上十四町三段三十歩

同本畠壹町三段

見上五町六十歩

惣都合廿町三段九十歩歟、

天文廿二年九月廿日

蔭田全助
鑑房(花押)

長井主計亮
宗定(花押)

利光雅樂助
親貞(花押)

佐藤左衛門尉
鑑種(花押)

關神主殿

(略語)
「右豊後國北海部郡

右關村速吸社文書

一卷

豊後國北海部郡關村速吸社藏本、明治二十年十一月編修
久米邦武文書採訪ノ時、大分縣廳ニ托シテ之ヲ騰寫ス、

㊦ 大友義鎮書狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林四郎殿

義鎮」

当浦警固ヲ若林
藤六同心ニテ馳
走セルヲ賞ス

當浦警固之儀、至同名藤六^(鎮仲)申付候之處、以同心別而馳走之由、喜悅候、猶岡部大藏少輔可申候、
恐々謹言、

六月十一日

若林四郎殿

(大友)
義鎮(花押)

㊦ 大友義鎮官途狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(新包紙ウハ書)
「若林四郎殿

義鎮」

彈正忠ノ官途ヲ
与フ

彈正忠望之由、可存知候、恐々謹言、

八月廿五日

若林四郎殿

(大友)
義鎮(花押)

佐賀郷

七三 大友義鎮感狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

〔新包紙ウハ書〕
「義鎮公^ヲ御書出二若林彈正忠江」

賊船狼藉ノ際ニ
於ケル軍勞ヲ賞
ス

於其浦賊船狼籍之刻、^(マ、)則時懸付、碎手、被疵之由、誠忠貞之次第、感心候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

二月廿九日

^(大友)
義鎮(花押)

若林彈正忠殿

〔孔紙切封ウハ書〕
(墨引)

若林彈正忠殿

義鎮

七三 大友義鎮判物

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

〔新包紙ウハ書〕
「若林彈正忠殿

義鎮」

安岐郷内領地分
ノ万難点役ヲ加
恩トシテ免許ス

安岐郷之内、其方領地分万難點役之事、爲加恩令免許候、至役所可申理事肝要候、恐々謹言、
卯月十五日

^(大友)
義鎮(花押)

若林彈正忠殿

〔(札紙切封)
墨引〕

㊦ 大友義鎮一字狀

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

一字ヲ与ヘ鎮堅
ト名乗ラシム

一字之事、鎮堅進之候、恐々謹言、

八月四日

〔(大友)
義鎮(花押)

若林源六殿

㊧ 大友義鎮一跡安堵狀

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

親父彈正忠一跡
ヲ安堵ス

親父彈正忠一跡之事、任相續之旨、(有脱カ)領掌不可相違候、恐々謹言、

九月十五日

〔(大友)
義鎮(花押)

若林霸泰殿

㊨ 大友義鎮名字狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

〔(包紙ウハ書)
若林藤六殿

義鎮

佐賀郷

佐賀郷

〔端裏切封〕
「（墨引）」

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

（弘治三年）

十二月十三日

若林藤六殿
（鎮仲）

（大友）
義鎮（花押）

七 大友義鎮一字書出

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

〔包紙ウハ書〕
「若林藤六殿

義鎮」

橘鎮仲ト名乗ラ
シム

加冠名字之事

橘鎮仲

弘治三年十二月十三日

六 大友義鎮判物

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

〔包紙ウハ書〕
「若林鹽菊殿

義鎮」

〔端裏切封〕
「（墨引）」

野津院内領地ノ

野津院其方給地之事、万雜諸點役等可免許候、可得其意候、恐々謹言、

万難諸点役ヲ免
許ス

八月廿三日

若林鹽菊殿

(大友)
義 鎮 (花押)

五 大友義鎮知行預ケ狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(新包紙ウハ書)

「義鎮公若林鹽菊江御書出」

(端裏切封)

「(墨引)」

肥後国内十町分
ヲ預ク

於肥後國中拾町分坪付在別紙事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十一月十九日

(大友)
義 鎮 (花押)

若林鹽菊殿

ハ 鑑安書狀

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

由原宮遷宮ニ付
庁屋ヲ馳走ス
当年ハ關宮造營

態令啓上候、仍(大分郡)御由原就御遷宮、(佐賀郡カ)從當鄉聽屋馳走申候、當年者 關宮就御造營、此間迄作事仕候
(マ) 条、并にてハ御公役とハ午申、郷ヨリ之調難成候へ共、申付候、以御分別、社役之儀奉頼候、具御
報蒙仰、可得其意候、恐々謹言、

十二月二日

鑑 安 (花押)

佐賀 郷

佐賀郷

七〇

宮師まいる 御宿所

ハ一 さ門書狀(紙折)

○若林文書
大分県史料一二

大殿ノ局ニ申ス
ベシ

時枝ニ使シ風雨
ヲ遭フ

大との局へ御申かんようにて候、こゝほとにて候ハ、かいふんく、おのくへたのミまいらせ候、われくとしても、ふさた御入候ましく候、

一八もし御ないくの事も、よきなく候、七もしなとも、しゆなミのかふふかく候間、御わひこと

かんようにて候、ふさた御入候ましく候、くハしく申たく候へとも、きのふときゑたへつかハし

候つる、大雨風にて、ミのかさなとも候ハて、なかぬれ申候、こゝゑしにを申候すると存候

つる、そのゆへニ哉、けさハすちおこり候て、さんくにてふせりながら申候まゝ、よめ候まし

く候、「われくしんもの、わかき九郎ゑもんとの申され候へく候、いもし・七もし・ミやも

し・くまもし、いつれもくさかしく御入候、めてたく候、よろつこれより申へく候、かしこ、

(年未詳)
二月十二日

さ門(花押)

ちもしへまいる返

申給へ

『大分県史料』ハ、差出者「さ門」ヲ田北宗鉄ニ比定セリ。

三 若林鎮興所領坪付

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「坪付」
(端裏書)
「坪付」
坪付
若林中務少輔
若林中務少輔

豊前京都郡内薬丸
檢地村
築城郡内忠元名
赤坂絹富
桑田光富
安末
大野弁分
大友氏加判衆裏ヲ封ズ

(豊前国)
京都郡之内薬丸一所四町
同郡之内檢地村一所貳町九段
築城郡之内忠元名八町之内一所貳町九段
同郡赤坂絹富一所八町
同郡忠元八町之内一所四町壹段
同郡桑田光富十壹町卅代之内一所五町五段十五代
同郡安末一所四町九段卅代
同郡大野辨分四十町之内一所拾貳町
以上、
(裏書)
「此坪付之前、不差合在所、可有知行者也、」
佐賀郷

若林中務少輔
鎮興(花押)

(吉岡宗敏) (花押)
 (戸次鑑連) (花押)
 (吉弘鑑理) (花押)
 (臼杵鑑速) (花押)

三 大内輝弘知行預ヶ狀(折紙)

○文化庁藏若林文書
 大分県史料三五

(包紙ウハ書)

「十月六日永祿十一 戊辰年

若林中務少輔殿

(周防國)

(大友)

輝弘

(大内)

防州渡海ノ警固
 船大將ノ勞ヲ謝
 シ長州阿武郡萩
 ノ津麻生上總守
 先給五十石ノ地
 ヲ宛行フ

今度就渡海之儀、從宗麟警固船爲大將、被 仰付候、遠方与申、御乗船對輝弘祝着存候、於遂本意者、於防長之閒、百石足可進置候、先以明所次第、長州阿武郡萩之津麻生上總守先給五拾石足事、可有御知行候、此節別而御入魂賴存候、恐々謹言、

(永祿十一年)

十月六日

(鎮興)

若林中務少輔殿

(大内) 輝弘 (花押)

大内輝弘渡海ノ
警固船ノ軍勞ヲ
謝ス

大内輝弘警固ノ
賞トシテ野津院
領地ノ万雜諸点
役免許檢斷不入
トス

八四 大友宗麟義鎮書狀(紙切)

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林中務少輔殿

輝弘」

今度輝弘御渡海之條、兩人事乍辛勞以乘船、別而可被馳走事憑存候、殊至諸浦、警固船之儀申付候
(大内)(周防國)
聞、兩人之裁判肝要候、萬一未斷之船頭於有之者、追而以交名承、一途可申付候、雖無申迄候、輝
(親賢)
弘得御意、歸國可爲祝着候、猶田原近江守可申候、恐々謹言、

○包紙ハ別文書ノモノナラン。

八五 大友宗麟義鎮判物

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林中務少輔殿

宗麟」

毎々警固船馳走辛勞感悦候、然者野津院領地之事、万雜諸點役免許之段申候間、彌以檢斷不入、船
(大野郡)
誘等不可有緩之儀候、恐々謹言、

(永祿十二年カ)
八月十一日

(鎮典)
若林中務少輔殿

(大友義鎮)
宗麟(花押)

佐賀郷

六 大友宗麟義鎮感狀（紙切）

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

（包紙ウハ書）
「若林中務少輔殿」

（端裏切封）
「（墨引）」

宗麟

防州合尾浦合戦
ノ頸・手負注文
ニ袖判ヲ加ヘ忠
節ヲ賞ス

（吉敷郡）
前九至防州合尾浦取懸、無殘所被打崩、數十人被討果之由候、就中自身分捕高名、同親類被官討捕
頸注文、被疵着到加袖判進之候、今度忠儀之次第無比類候、殊敵船一艘被切取之由候、感悦候、何
様取靜、一稜可顯其志候、彌可被勵馳走事、可爲祝着候、猶吉岡越前入道可申候、恐々謹言、
（宗敷）

（永祿十二年）
八月十六日

（鎮興）
若林中務少輔殿

宗麟（花押）
（大友義鎮）

七 大友宗麟義鎮合戦頸・手負注文一見狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

（大友宗麟）
（花押）

防州合尾浦合戦
ノ頸・手負注文
ニ証判ヲ加フ

（吉敷郡）
永祿十二年八月九日至防州合尾浦取懸、被打崩砌、若林中務少輔鎮興自身分捕高名、同親類被官或
分捕粉骨、或被疵人數着到、銘々加披見畢、
（鎮興）
頸一 若林中務少輔 討之、

防州合尾浦合戦
ノ忠節ヲ賞ス

頸一 若林彈正忠 討之、

頸一 若林藤兵衛尉 討之、

頸一 樋口左馬助 討之、

頸一 合澤市介 討之、

若林大炊助 矢疵

木田主殿助 矢疵

内田新十郎 矢疵

仁兵衛 矢疵

以上、

六 大友宗麟義鎮感狀(紙切)

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林彈正忠殿

(端裏切封)
「(墨引)」

宗麟」

前九至防州合尾浦取懸、打崩候之刻、被碎手、分捕高名之由、忠儀感悅無極候、必取靜追而一段可
賀之之趣、猶吉岡越前入道可申候、恐々謹言、

(永禄十二年)
八月十六日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

佐賀郷

佐賀郷

七六

若林彈正忠殿

八 大友宗麟義鎮書狀(紙切)

○大友家文書錄
大分県史料三二

大内輝弘渡海ノ
調儀半バナリ

度々如申候、今度長々在陣、軍勞殊及寒中候之條、一入辛勞察存候、雖然此節之事、既宗麟(大友)出張之上者、彌以長陣、可。顯貞心事賴存候、大内輝弘渡海之調儀イ議半候之間、乗船候者、急度岩戸迄差寄、直可成其感候、雖無申迄候、親類被官被申諫、別而忠貞之覺悟專一候、委細猶用口上候、恐々謹言、

(永祿十一年)
九月十三日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

田北左近將監殿
(鑑忠)

○大内輝弘周防渡海作戦史料ヲコニ合載ス。

九 大友宗麟義鎮書狀寫

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

安岐郷内領地ニ
対スル小門造營
役ヲ馳走スルヲ
賞ス
檢斷不入相違ナ
シ

至安岐郷小門之儀、申付候、然者其方領地之事、從前々万雜諸點役免許之儀、雖令承知候、可預馳走事、可爲祝着之段、申候之處、以用脚直納喜悅候、於檢斷不入之儀者、永々不可有相違候、爲存知候、恐々謹言、

九月三日

(大友義鎮)
宗麟

○宛書ヲ欠ク。

九二 大友宗麟義鎮書狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

土圀廻屏役ヲ点
役免除ノ安岐郷
ニ課ス

土圀廻屏之儀、至諸郷庄申付候、仍安岐郷之内、其方領地分諸點役免許之段、雖令存知候、此度之事者爲所望、直馳走肝要候、猶奉行中可申候、恐々謹言、

十月廿四日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

若林彈正忠殿

〔礼紙切封ウハ書〕

(墨引)

若林彈正忠殿

宗麟

九三 若林鎮仲書狀案

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)

〔坪付〕

(端裏ウハ書)

若林上總介

若林次郎左衛門尉

鎮興公參人々御中

鎮仲

所領ヲ九郎ニ相
続スルノ事

(若林)
一少領地之事、自今以後至九郎、可申付由承候、任御意、時分相續、不可有無沙汰候、

佐賀郷

佐賀郷

七八

居屋敷祭田ハ三郎
三郎相当分ノ地ハ九郎ニ仰聞ケラルベシ

一居屋敷并祭田、至三郎可被仰付候、此上相應御合力可忝候、彌々奉頼候、一彼五貫分之内、至三郎相當分地之事、堅九郎江可被仰聞事、可目出候、萬事御兩所迄令申候、恐

惶謹言、

元龜貳年

卯月二日

(若林)

鎮興公參人々御中

(若林)
鎮 仲

九三 關宮御公領廿五貫分御所務帳

○関伊平文書
増補訂正編年大友史料二三

關御公領廿五貫分御所務帳

小志生木分

(佐賀郷)
小志生木分

合分米四斗五舛四合

七 郎

同所

合分米六斗五舛二合

孫 三 郎

同所

合分米三斗七舛

彦 太 郎

同所

合分米壹斗七舛二合

六 郎

同所

合分米四斗壹舛六合

六 郎 次 郎

同所

合分米二斗九舛三合

八 郎

白木分

白木分

合分米壹斗二舛九合

藤 兵 衛

たもい分

むろう

田之浦分

たもい分

むろう

田之浦分

佐賀郷

合分米五舛五合

太郎左衛門

合分米壹斗六舛三合

六郎二郎

合分米貳斗貳舛五合

太郎三郎

合分米壹斗二舛壹合

新六

合分米五舛壹合

與次郎

合分米二斗八舛

六郎右衛門

合分米壹斗三舛二合

八郎次郎

合分米壹斗六舛八合

小太郎

合分米三舛七合

二郎四郎

合分米壹斗九舛八合

藤兵衛

合分米二斗五合

六郎太郎

合分米壹斗五舛二合

彦六

合分米三斗九舛五合

彦八

合分米九舛五合

五郎九郎

佐賀郷

合分米壹斗四舛六合

九郎三郎

合分米五斗七舛四合

七郎

合分米三斗壹舛七合

孫三郎

古宮分

古宮分

合分米六斗五舛七合

藤七

合分米二斗九舛六合

治部

合分米二斗三舛壹合

新次郎

合分米壹斗八舛二合

太郎九郎

御倉納米合而五石七斗九舛定^八

御社納米壹石三斗六舛六合定

一町一段之下地之分
米一石四斗九舛五合^{神主}懸分^{宮主}

惣都合八石六斗五舛壹合^六歟、

元龜二年拾月五日

(河野)
かわの傳兵衛尉

鑑世(花押)

利光乙法師

關神主殿

九四 若林鎮興安堵狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

御料田・居屋敷ヲ親父ノ譲リニ任セ預ケ分地ノ事ヲ九郎兵衛ニ申付ク

尙く敷網船之儀、如前く相違有間敷候、

御りやう田并居屋敷之事、親父任讓之旨、可預進候、殊五貫分之内分地之事、至九郎兵衛可申付

候、聊不可有相達候、恐く謹言、

(遠カ)
(元龜三年カ)

正月十四日

(若林)

三郎殿

「(札紙切封ウハ書)

(墨引)

中務少輔

三郎殿 御宿所

鎮興

九五 大友宗麟義鎮感狀(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)

「若林中務少輔殿

「(端裏切封)
(墨引)」

宗麟

今度ノ渡海以來ノ軍勞ヲ賞ス

今度渡海已來、於所く軍勞、殊親類被官、被疵粉骨之次第、著到銘々加披見、乍案中感悅候、彌可被勵馳走事、可令悅喜候、必迫而可顯其志候、恐く謹言、

佐賀郷

佐賀郷

(元龜三年九)

八月二日

若林中務少輔殿

(鎮興)

(大友義鎮)
宗麟(花押)

八二

○『大分県史料』三五所収「若林文書」ハ永祿十二年ト推定シ、周防渡海作戦ニ比定スルモ、恐ラク元龜三年伊予渡海作戦ノ誤リナラン。

六 大友宗麟義合戦手負注文一見狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(大友宗麟)
(花押)

元龜三年七月十九日於飯森要害攻口、若林中務少輔鎮興親類被官被疵、粉骨之次第、着到銘々加披

見訖、

伊予飯森要害攻口ニ於ケル若林鎮興親類被官手負注文ヲ一見ス

矢疵
若林九郎
(続久)

手火矢疵
若林源四郎

石疵
丹生内蔵助

手火矢疵
合澤織部允

石疵
樋口市右衛門尉

手火矢疵(マ、)

玄番

矢疵

源十郎

已上、

七 大友宗麟義鎮感狀(紙横切)

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

(包紙ウハ書)
「若林彈正忠殿

宗麟」

(切封ウハ書)
「(墨引)」

佐伯惟教ノ注進
ニヨリ伊予国發
向ノ軍勞ヲ賞ス

(伊予國)
今度其表於所々、軍勞之次第、從佐伯惟教到來候、感悅候、彌馳走肝要候、必追而、一段可賀之候、恐々謹言、

(元龜三年)
八月二日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

若林彈正忠殿

六 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

伊予國宇和郡所
々ノ軍勞及ビ疵
ヲ被ル軍忠ヲ賞
ス

(伊予國)
今度其表於所々軍(身之次第)、殊被疵之由、從佐伯惟教到來候、粉骨之儀感悅候、彌馳走肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(元龜三年)
八月二日

(大友義鎮)
宗麟 在判

(統久)
若林九郎殿

佐賀郷

九 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

伊予渡海作戰ノ
軍勞ヲ賞ス

今度若林(鎮興)中務少輔以同心、令渡海(伊予國)、別而辛勞之由感悅候、彌可勵馳走叟、可爲悅喜候、必追而可賀之候、恐々謹言、

(元龜三年)
八月十八日

若林九郎殿(純久)

(大友義鎮)
宗麟 在判

一〇〇 大友義統官途狀

○關伊平文書
増補訂正編年大友史料二三

中務少輔ノ官途
ヲ与フ

中務少輔望之由、可存知候、恐々謹言、
(天正三年カ)
三月六日

關彌三郎殿

(大友)
義統 (花押)

一〇一 大友義統名字狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林八郎殿」

義統

名字ヲ認メ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

(端裏切封)
「(墨引)」

(天正六年)

正月十二日

若林八郎殿
(統昌)

(大友)
義統 (花押)

101 大友義統名字書出

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林八郎殿

義統」

統字ヲ与へ統昌
ト名乗ラシム

加冠名字事

橋統昌

天正六年正月十二日

101 大友宗麟義鎮書狀寫(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

跡勢兵糧ハ明日
出船ヲ申付ク
大友義統当国衆
ハ五日前に出立

其堺無事之由、先以祝着候、然者跡勢兵糧之事、明日出船之儀申付候、彼衆被申談、來月十日迄堅
固之覺悟肝要候、義統事者當國衆五日前に罷立、可加下知内意候、諸勢茂十日以後にてハ有ましく
候、能々其國之衆へも被申聞專要候、就中山裏 調習專一候、於様躰者、柴田治右衛門尉・吉

佐賀郷

ム
跡勢ヲ渡海セシ

水新介へ申含候、爰元之儀少茂差急候之條、乍勿論其表不可有油斷候、跡勢之事、早々可差立候處、壽庵一左右待候而遅々候、今日迄兎角之儀無到來候之聞、先以跡勢之事、渡海之段申付候、聊茂油斷候てハ不可然候、直所申候、日州衆無等閑一意之覺悟肝要候、於様躰者追々可申候、恐々謹言、

○年月日・差出書・宛書ヲ欠ク。大友宗麟ノモルナルベシ。

104 大友義統一跡安堵狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林八郎殿

義統」

(端裏切封)
「(墨引)」

親父鎮興一跡ヲ
安堵ス

(若林)
親父中務少輔鎮興一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

二月廿一日

(大友)
義統 (花押)

(統昌)
若林八郎殿

105 大友義統跡目安堵狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林宮菊殿

義統」

養父統久跡目ヲ
安堵ス

〔端裏切封〕
〔墨引〕

養父九郎統久跡目之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、恐々、

二月廿一日

〔大友〕
義統〔花押〕

若林宮菊殿

106 大友義統感狀〔横〕〔紙切〕

○合沢康就藏若林文書
大分市都町

日州行ニ若林鎮
興同陣ノ軍勞ヲ
賞ス

就日州行、若林〔鎮興〕中務少輔以同陳、從取前軍勞、感入候、必追而可賀之候、仍任因幡守候、爲存知候、恐々謹言、

〔天正六年〕
卯月十五日

〔大友〕
義統〔花押〕

若林彈正忠殿

107 大友義統感狀〔紙切〕

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

〔包紙ウハ書〕
「若林九郎殿

義統」

日向行ニ若林鎮
興同心ノ軍勞ヲ
賞シ九郎兵衛尉
ニ任ズ

就日州行、若林〔鎮興〕中務少輔以同陳、從取前軍勞感入候、必追而一段可賀之候、仍任九郎兵衛尉候、爲存知候、恐々謹言、

佐賀郷

佐賀郷

(天正六年)

卯月十五日

若林九郎殿
(統久)

義統(花押)
(大友)

八八

○『大友家文書録』(『大分県史料』三三、一三頁)ニ、九月十五日付ノ本文・差出書・充所等全ク同文ノ文書ヲ載ス。恐ラク本文書ノ誤写ニシテ、卯月ヲ九月ト誤リタルモノナラン。

106 大友義統書狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

安岐郷内若林彈
正忠所領二十貫
分ヲ借用シ代所
ハ方々取鎮ノ後
申与フ

其方事、度々之在陳、軍勞之段、令承知候、仍今度安岐郷之内廿貫分之事、借用候、彼代所之儀、方々取鎮、何様一稜可申與候、殊折々之書狀加披見候、彌毎事可被勵馳走事專一候、恐々謹言、
(大友) 義統(花押)

卯月十九日

若林彈正忠殿

(札紙切封ウハ書)

(墨引)

若林彈正忠殿

義統

107 大友義統書狀(紙切)

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「若林中務少輔殿」

義統

日知屋城龍城ノ
忠節ヲ賞シ替番
着城ノ上歸陣セ
シム

「端裏切封」
「(墨引)」

就今度出張之儀申候之處、不日以渡海、相籠(日向國臼杵郡)日知屋城、別而辛勞故、其堺過半屬案中候、大慶候、
先々諸軍打入候之條、爲替番歷々差遣候、各於着城者、早々歸陳肝要候、恐々謹言、

卯月廿九日

義統(大友)
(花押)

若林中務少輔殿

二〇 大友義統感狀(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

「包紙ウハ書」
「若林中務少輔殿」

「端裏切封」
「(墨引)」

義統

薩摩ノ賊船打崩
ノ忠節ヲ賞シ刀
一腰ヲ与フ

從薩州表立上賊船之事、警固船以馳走、可被打崩之段申候之處、前廿一敵船懸合、惡黨被討果候之
砌、鎮興(若林)被碎手、分捕高名之次第、忠儀無比類候、連々之心懸、乍案中感悅候、殊親類被官或分
捕、或被疵、貞心之覺悟祝着候、彌被申進、可被勵粉骨事專一候、仍刀一腰進之候、誠顯寸志候、
恐々謹言、

五月廿四日

義統(大友)
(花押)

若林中務少輔殿

佐賀郷

二 大友義統知行預ケ狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

〔端裏切封〕
〔（墨引）〕

佐賀郷内多聞院
領赤井五貫分等
ノ地ヲ預ケ万雜
諸点役ヲ免ジ檢
断不入トス

連々奉公辛勞之條、佐賀郷之内多聞院領赤井五貫分・筑前國之内野間口貳拾五町分・同國博多之内
寶光寺之事、休庵任御入魂之旨預置候、可有知行候、右之地如前々、万雜諸點役、可爲檢斷不入之
免許候、恐々謹言、

（天正八年カ）
五月廿六日

（大友）
義統（花押）

（鎮興）
若林中務少輔殿

二三 大友義統書狀（紙折）

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

若林鎮興訴訟ノ
多聞院領ニツキ
自他國同前申与
フ
南郡衆

猶々爰元様狀、野上隼人入道江申含候間、不能書載候、猶重々可申上候矣、
若林中務少輔訴訟之事、度々以寒田勘右衛門入道、被仰下候之條、多聞院領之事、自他國同前申與
候、取前被仰遣之首尾之條、書狀相調上進仕候、早速可被仰付候、將又南郡衆之事、急速可差寄之
段、加下知候間、不可有油斷之儀候、委細猶一重疊可申上候、恐惶謹言、

（天正八年カ）
五月廿七日

（大友）
義統（花押）

(奥ウハ書)
「休庵様

参人々御中

義統
」

二三 大友圓齋義書狀(折紙)

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

若林鎮興訴訟ノ
多聞院領ニツキ
自他國同前ニ裁
許ス

迫而若林への判形、爰元にて可渡遣之由候條、任承申聞候、爲御存知候矣、

(鎮興)

若林中務少輔訴訟之儀付而、先日已來以寒田紹富申旨候處、多聞院領之事、自他國同前裁許之由承候、祝着候、船役等多年分過之馳走、淵底依令存知申事ニ候つる、從今茂海上警固等之儀、辛勞不可有盡期候條、被加力候事、尤肝要存候、右之趣前日以狀承候間、自是令申候、恐々謹言、

(大正八年カ)

六月三日

(大友宗麟)

圓齋(朱印)

(大友)

義統まいる 御返申給へ

(折返與ウハ書)

「義統まいる 御返申給へ

圓齋

二四 大友義統合戰頸・手負注文一見狀(紙切)

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(大友義統)

(花押)

安岐切寄表懸合
防戦

天正八年八月廿日從上表、兵船立下、於安岐切寄表懸合防戦、依被碎手、退散之刻、向地室富口迄

佐賀郷

諸警固船帰津ノ
時敵船一艘切取
ル

付送、諸警固船歸津之砌、同廿二若林(鎮興)中務少輔敵船一艘切取、鎮興自身分捕高名、其外親類被官討捕頸着到、銘々加披見訖、

頸注文

野田彌右衛門

頸一

若林(鎮興)中務少輔討之、

小田原丹後

頸一

若林因幡守討之、

頸一

若林九郎兵衛尉討之、

頸一

幸野勘介討之、

頸一

丸尾新五兵衛尉討之、

頸一

合澤市介討之、

被疵衆

被疵衆

首藤源介

三郎右衛門

五郎兵衛

太郎左衛門

已上、

二五 大友義統感狀(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ワハ書)
「若林中務少輔殿

(端裏切封)
「(墨引)」

義統」

安岐浦合戦ノ軍
勞ヲ賞ス

防州合尾浦・与
州火振嶋合戦

今度從上表、兵船數十艘立下候之處、於安岐浦懸合防戰、依被碎手、即時退散之刻、向地迄付送被盡軍勞、剩鎮興事、敵船一艘切取、自身分捕高名、忠儀無比類候、同親類被官銘々討捕頸、以着到承候之條、加袖判候、然者先年防州合尾浦(秋穂浦)、殊於去年與州火振嶋茂、分捕被勵粉骨候、及度々心懸之次第、誠感悅無極候、自他之覺不可過之條、向後不可有忘却候、仍刀一腰左進之候、委細竹田津雅樂助申合候趣、猶志賀安房入道可申候、恐々謹言、

(天正八年)
八月廿六日

(鎮興)
若林中務少輔殿

(大友)
義統(花押)

二六 志賀道輝親守副狀(紙切)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「

若林中務少輔殿

志賀安房入道

道輝」

佐賀郷

佐賀郷

〔端裏切封〕
〔墨引〕

九四

安岐表合戦ニオケル敵切取リノ軍功ヲ賞ス

今度至安岐表、兵船雖立下候、無指行引上候砌、各向地迄付送、被盡軍勞、就中鎮興爲一分敵船一

艘切取、數輩討果鎮進上、誠高名粉骨之次第、御感深重候、此等之趣 御書并御腰物一腰被差遣

候、旁御面目之至珍重候、委細至竹田津雅樂助、被 仰含候、恐々謹言、

〔天正八年〕
八月廿六日

〔志賀親守〕
道輝〔花押〕

〔鎮興〕
若林中務少輔殿

二七 大友宗麟義鎮書狀寫〔紙切〕

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

竹網代ニテ賊船一艘引取リ仲津浦ヘ誠メ置クラ賞ス

從志賀伊勢入道所、如注進到來者、前十一於竹網代賊船一艘引取、仲津浦江誠置之由候、近日度々如申候、留守中海上用心等、第一ニ申候處、如此之仕合、連々之忠意、彌令首尾候之事、貞心粉骨之次第、永々不可有忘却候、何様取鎮一稜可顯其志候、倍江中打廻等之儀、深柄與右衛門尉被申談、可被勵馳走事肝要候、委細猶道輝可申候、恐々謹言、

○日付・差出書ヲ欠ク。大友宗麟ノモノナルベシ。

二六 大友氏加判衆連署奉書(折紙)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

領内浦ヲ堅固ニ
差搦メ小船タリ
トイヘドモ御下
知次第節ヲ遂ゲ
シム

當時方々無實所候之條、其方領内浦、前(浦所之儀)儀堅固差搦、雖爲小船數艘誘持、御下知次第可被遂其節之由、被仰出候、被得其意、聊不可有油斷之儀候、恐々謹言、

(年未詳)
二月六日

(万田鑑夫)
宗慶(花押)

(日次鎮秀)

宗傑(花押)

(志賀鑑隆)

道雲(花押)

(朽網鑑康)

宗歷(花押)

(志賀親守)

道輝(花押)

若林中務少輔殿(領與)

(以下折返)

「志賀安房入道

朽網三河入道

志賀常陸入道

戸次左京進入道

一萬田三河入道

佐賀郷

二九 浦上宗鐵書狀

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

明日臼杵ニ行ク
屋形今日帰館

明日出府

□ 誠幾久賞翫□ 千喜萬悅候、統昌早速參候、遂面拜令満足、御同前令參會候、明日者如臼杵罷出候之間、返候て以參上、御吉事重疊可申承候、將又 御屋形様今日六、被成御歸館之由、内々被仰下候、先以珍重候、御筋氣以御養生、御出頭可目出候、既明日出府之覺悟候間、不能細筆候、可得御意候、恐々謹言、

正月六日

（浦上）
宗 鐵（花押）

若林殿參御報

三〇 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三三

○上略

伊集院忠棟佐賀
関ヨリ乗船日向
ニ赴ク

（天正十四年十一月カ） 入大分郡、
○十五日、島津家久。陣大塔梨尾山、遣兵、□視鶴城、城主利光宗魚、逆撃、慶九十六人、○三十

日、伊集院忠棟有軍事之用、自佐賀關乘船、赴日向、
○下略
私曰、來月利光役、忠棟在之、則
令赴日州、頓歸來、會家久乎、

三 大友義統書狀(折紙)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(新包紙ウハ書)
「若林越後入道殿」

義統

舟一艘上乘武具等ヲ用意セシム
兩郷濟物運送舟ヲ差渡サシム

態染筆候、仍至口津無餘儀用所之子細候、打續辛勞雖無盡期候、舟一艘可預馳走候、上乘水主・武具以下、手堅可被申付事肝要候、殊兩郷濟物運送舟之儀、是又無油斷、可被差渡候、猶小原右馬助可申候、恐々謹言、

(天正十四年)

十一月廿一日

(大友)
義統(花押)

(鎮興)
若林越後入道殿

(折返奥ウハ書)
「若林越後入道殿」

○「」内ハ福川一徳「大友水軍若林氏について」(『白杵史談』七三)ニヨリ傍注ス。

三 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

伊集院忠棟佐賀
関ヨリ日田ヲ通
ル

先ヲセラレヌ様
調儀肝要

急度申候、仍伊集院右衛門大夫事、佐賀關へ鹽□かり候て、今月廿日如日由罷通之由、到來候、然(忠棟)
□其方事、縦相使遅々候共、至肥州即越山肝要候、從薩州者、就彼扱、殊外被入性之由候間、先を(者)
せられ候ハぬやうに、調儀肝要候、於油斷者不可有曲候、猶重々可申候、恐々謹言、

佐賀郷

佐賀郷

(天正十四年)

十一月廿七日

(鑓卿)
小田原左京亮殿

(大友)
義統在判

九八

二三 仙石秀久制札

○速吸社文書
大分県史料一二

(異筆)
「關宮高札」

關宮神主

仙石秀久關宮ニ
制札ヲ掲グ

定

一當年軍勢甲乙人等、亂妨狼籍之事、
(藉)

一殺害刃傷付放火之事、

一無案内、山林竹木剪採之事、

右條々、於令違背者、忽可處嚴科者也、仍下知如件、

天正拾四年十二月三日

(仙石)
秀久(花押)

三四 大友義統感狀(折紙)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(新包紙ウハ書)
「感狀」

薩軍乱入ノ時ノ
籠城普請等ノ
辛勞ヲ賞ス

若林越後入道殿

義統

今度薩^(白杵庄)之惡黨國中へ令現形、既至庄内亂入候之處、遂籠城、用心方普請等無緩之由、乍案中感悅候、休庵任下知、彌可被勵馳走事、肝要候、必取鎮一稜可賀之候、恐々謹言、

正月廿八日

義統(花押)

若林越後入道殿

「若林越後入道殿」

三五 大友義統感狀(折紙)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

「若林八郎殿」

義統

薩軍乱入ノ時ノ
籠城用心方普請
ノ辛勞ヲ賞ス

今度薩^(白杵庄)之惡黨國中江令現形、既至庄内亂入候之處、遂籠城、用心方普請等無緩之由、乍案中感悅候、休庵任下知、彌可被勵馳走事、肝要候、必取鎮一稜可賀申候、恐々謹言、

正月廿八日

義統(花押)

若林八郎殿

「若林八郎殿」

佐賀郷

佐賀郷

一三 若林鎮興給所坪付(紙折)

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

(新包紙ウハ書)
「若林中務入道とのへ」

(大友義統)
(花押)

大友義統若林鎮
興ニ所領坪付ヲ
与フ

高田莊

坪付
高田庄之内
一所拾七貫分

森左近跡

(大野郡)
野津院之内
一所拾貫分

野津院

木付左馬助
先給

野津院之内
一所拾貫分

堀民部丞
先給

已上、

天正十五年八月十三日

(鎮興)
若林中務入道殿

(折返奥ウハ書)
「若林中務入道殿」

若林鎮興ニ所領
坪付ヲ与フ

高田莊

坪付

高田庄之内

一所廿七貫分

同庄之内

一所十貫分

森左近跡

挾間田甚介跡

已上、

天正十五年八月十三日

(鎮興)
若林中務入道殿

(折返與ウハ書)
「若林中務入道殿」

二七 若林鎮興給所坪付(紙折)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(大友義統)
(花押)

若林鎮興ニ所領
坪付ヲ与フ

野津院下村上平野

坪付

野津院下村上平野
一所五貫分

佐賀郷

二八 若林鎮興給所坪付(紙折)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(大友義統)
(花押)

佐賀郷

中村左京跡

已上、

天正十五年八月十三日

若林(鎮興)中務入道殿

〔折返興ウハ書〕
「若林中務入道殿」

三九 若林鎮興給所坪付(折紙)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

若林鎮興ニ所領
坪付ヲ与フ

野津院

坪付

野津院下村上平野
一所五貫分

中村左京跡

佐賀郷

佐賀郷之内
一所三貫

安藤掃部跡

已上、

天正十五年九月十一日

若林(鎮興)中務入道殿

〔折返興ウハ書〕
「若林中務入道殿」

若林（鎮興）中務入道殿

關宮御公領地檢帳

公領廿五貫分地見帳之事^(檢)

田ノ浦分

はまのわき	一所田地ふ	此内二せまちけ少あり、	迫三郎
ふかた	一所田地ふ	此内四せまちけ少あり、	五郎九郎
同所	一所田地ふ		迫ノ三郎
同所	一所田地ふ		彦三郎
同所	一所田地ふ		同 人
うせノ下	一所田地ふ		迫ノ三郎
まノきれ	一々田地ふ		彦五郎
柿木田	一々田地ふ		同 人

迫三郎

五郎九郎

迫ノ三郎

彦五郎

彦三郎

彦五郎

彦三郎

五郎九郎

彦五郎

迫ノ三郎

以上

たもい分

略○中

屋敷之事、

略○
中

しら木分

中
す
か

一、田地ふ

一、田地ふ

一、田地ふ

一、田地ふ少毛アリ、

一、田地一段ふ

一、田地ふ

屋敷數之事

略○中

畠地分

略○中

屋敷數之事

略○中

白木ノ分田地

略○中

古宮分

略○中

畠地分

略○中

屋敷數之事

略○中

小志生木分

略○中

畠地分

略○中

佐賀郷

屋敷數之事

一所屋敷

讚岐

一所屋敷

美介

一所屋敷

三介

一々屋敷

神介

一々屋敷

與七郎

一々屋敷

六郎兵衛

以上

天正拾五年丁亥霜月十五日

市川越中入道

玄左(花押)

若林中務入道

道閑(花押)

關神主殿

○今原本ヲ見得ズ。『増補訂正編年大友史料』二七ニヨリ抄本ヲ転載ス。以下「関伊平文書」ハ皆同ジ。

三三 若林氏所領覺寫

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

若林氏所領ヲ注
ス

白杵莊・野津院

佐賀郷・高田莊

大分郡・井田郷

朽網郷

豊後之内

一 白杵庄之内二ヶ所

(大野郡) 野津院之内六ヶ所
(五九)

一 佐賀郷之内三ヶ所

(大分郡) 高田庄之内三ヶ所
(大分郡)

一 大分郡之内一ヶ所

(大野郡) 井田郷之内一ヶ所
(大野郡)

一 朽網郷之内一ヶ所

(直入郡)

合十六ヶ所、内十五ヶ所御書出有之、壹ヶ所八手前書付計、

豊前之内八ヶ所御書出紛失、役人中書付有之、

一 京都郡之内二ヶ所 一 築城郡之内六ヶ所

筑後之内 御書出有之、所付紛失、

一 竹野郡之内 一ヶ所

筑前之内 御書出有之、所付紛失、

(那珂郡) 一野間口 一ヶ所 一博多之内

肥後之内、書出有之、所付紛失、

一 不知(マ) 所一ヶ所十町ト斗有、別紙所付紛失、

○年未詳。天正十五年頃カ。

一三 豐臣秀吉御内書

○大友家文書錄
大分県史料三三

五畿内辺ノ如ク
入念ニ檢地セシ
ム
入組ザル様給人
ニ渡スベシ

豐後國檢地事、如五畿内邊、念を入可被申付候、給人申付事者、以檢地上、入組無之様、可被相渡候、何茂國侍・妻子、其方居住之所江、在府可仕之旨、可被申付候也、

○年月日以下ヲ切斷ス。

一四 豐臣秀吉御内書

○大友家文書錄
大分県史料三三

檢地ヲ申付ク
指出シノ員數

豐後國中知行方檢地申付、入組無之様、家中者共以指出之員數、令支配可遣候、法度以下嚴重可申付候、^(大友)義統置目等、自然相背族令成敗、軍役入精、忠節輩可加扶持候、猶大和^(秀長)大納言可申候也、

○年月日以下ヲ切斷ス。義統ノ字ヲ用フル点ヨリ察スルニ、天正十五年国割ノ時カト注ス。

一五 大友義統書狀

○関伊平文書
増補訂正編年大友史料二八

上洛無為ノ懇祈
ヲ励マシム

急度令上洛候、海上殊在京中、無異儀様、於關宮神前、可被勵懇祈事、肝要候、恐々謹言、
佐賀郷

佐賀郷

(天正十六年)
正月廿六日

關宮

神主殿

(大友)
義統(花押)

一〇八

三三 大友吉統家臣立願文

○速吸社文書
大分県史料一二

上洛ニツキ立願
折念ヲ依頼ス

就 御上洛御願文之事、

一御神樂 三番 富來作右衛門尉

一御神樂 三番 小田原左京亮

一御神樂 三番 田吹與三左衛門尉

一御神樂 三番 大津留主馬允

一御神樂 三番 古庄内記允

一御神樂 三番 山下新次郎

以上

御屋形様輒爲御上下、立願如此候、御起念之儀頼存候、仍如件、

天正十六年

二月一日

(大友吉統)
(裏花押)

神主殿
まいる

二七 大友吉統卷數返事

○速吸社文書
大分県史料一二

塩法師下向祈念
ノ卷數ヲ謝ス

鹽法師無異儀下向之御詫宣、殊於 神前祈念之儀申候處、被抽丹精配帙送給候、祝著候、彌可被勵
懇祈事肝要候、猶若林越後入道可申候、恐々謹言、

(天正十六年九)
五月三日

(大友)
吉 統 (花押)

關宮

神主殿

○大友吉統花押ハ天正十六・七年頃ノモノ。次号モ同ジ。

三八 大友吉統書狀

○速吸社文書
大分県史料一二

関権現社惣檢校
職ヲ次男龜壽ニ
申付ク

當社惣檢校職之事、至其方次男龜壽申付候、被得其意、折々之 神役等、聊不可有怠慢候、猶齋藤
紀伊入道可申候、恐々謹言、

(天正十六年九)
六月廿五日

(大友)
吉 統 (花押)

關中務少輔殿

佐賀郷

三九 大友吉統袖判條々掟書

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

大友吉統関兩浦
ニ条々法度ヲ定ム

(大友吉統
花押)

條々

関兩浦

一 関兩浦町立之事 付東西構之事并
掃除之事、

斗屋兩浦三間

一 斗屋兩浦可爲三間之事 付員數等、同銀錢可召遣趣、
府内・臼杵可爲同前たるへき事、

火事

一 火事出來之時、隣三間向三間可有其閉目、至火主者可處嚴科事、

本奉行入

一 閣本奉行入、企直訴輩、縱雖爲順儀之申事、可准非道之事、

肩入・人被官卜
号スルコト

一 地下人或號肩入、或人被官堅可停止、剩弁指・專道已下迄、甚不可然之條、稠申聞、於背法度者、則可成敗事、

諸公事納所

一 從前々相定諸公事納所等免許之儀、可改易、於自今已後者、其取沙汰肝要之事、

旅船

一 用所之刻、臨其時一雅意之口能可申族、爲後人一途可申付事、付一味同心之申事、禁制之事、

宮山・若御子山
烏帽子岳

一 旅船着津之砌、其國之問丸、從往古在之之條、以借宿憲法、賣買等之取沙汰可爲專一事、

一 宮山之儀者不及申、若御子山・烏帽子岳其外山野法式、殊猪鹿同前之事 付牧馬不可
成綺事、

一 喧嘩鬭諍之儀、不決理非、一結可成敗事、

一 神主・宮主・檢校兩三人江、用所之砌者、公役之儀可申付之事、

已上、

右、背法度輩於在之者、不謂鼯負用捨、以交名承、可加下知者也、

天正十六年六月廿八日

若林越後入道殿

○『大分県史料』一二「若林文書」ニモ収録ス。

一四〇 豊臣秀吉朱印條々事書

○大友家文書錄
大分県史料三三

條々

武具所持ヲ禁ズ

一諸國百姓、刀・わきさし・弓・てつはう其外武具のた□^カひ所持候事、堅御停止候、其子細者、不入道具□あひたくはへ、年貢所當を令難澁、自然一揆^カを□ハたて、給人に對し非儀の動をなすやから、勿論可有御成敗、然者其所之畠令不作、知行ついゑニなり候間、其國主・給人・代官として、右武具悉取あつめ可致進上事、

大仏造立ノ釘が
すかいニ用フ

一右取をかるへき刀・脇指、ついゑにさせらるへき儀にあらず候間、今度大佛御建立の釘・かすかひに可被仰付、然者今生之儀ハ不及申、來世迄も百姓たすかる儀ニ候事、

一百姓ハ農具さへもち、耕作專に仕候へは、子々孫孫まで長久ニ候、百姓御あはれミを以、如此被仰出候、寔國土安全・萬民之基也、異國にては唐堯^カのそのかミ、天下を鎮撫せしめ、寶劔利刀を

佐賀郷

佐賀郷

一一二

武具取集メ進上
セシム

農器に用ると也、本朝にてはためしあるへからず、此むねを^(カ)守り、各其趣を存知、百姓ハ農桑を
可入精事、
右、道具急度取集、可致進上之、不可有油斷者也、

天正十六年七月八日 ^(豊臣秀吉) 御朱印

一四一 豊臣秀吉朱印定書

○大友家文書録
大分県史料三三

定

海上賊船ヲ禁ズ

一諸國於海上賊船之儀、堅御停止之處、今度備後・伊豫兩國之閒伊津喜嶋にて、盜船仕之族有之
由、被聞食、曲事ニ思食事、

船頭・獵師ヲ改
メ起請文ヲ取り
上グベシ

一國々浦々船頭、獵師^(マ、)いづれも舟つかひ候もの、其所之地頭代官として速相改、向後聊以海賊仕ま

□□^(カ)由、誓紙申付、連判をさせ、其國主とり□□^(カ)可上申事、

海賊ノ輩ハ成敗
ヲ加ヘ所領ヲ召
上グ

^(脱カ)自今以後、給人・領主^(マ、)致由斷、海賊之輩於在之者、被加御成敗、曲事之在所知行以下、末代可被
召上事、

右條々、堅可申付、若違背之族在之者、忽可處嚴科者也、

天正十六年七月八日 ^(豊臣秀吉) 御朱印

一四 關宮社米納帳

○關伊平文書
增補訂正編年大友史料二八

一米壹斗九合

此内作不有

一米三斗四一合

以上四斗五舛定

むろう分

むろう分

一三段大 作不

白木分

白木分

此内作不有

一米九舛八合

一米壹斗八舛九合

一米二斗五舛

一米壹斗七舛九合

同作不有

一米四舛七合

以上七斗六舛三合定

小志生木分

(小志生木)
小せうき分

一米二斗五舛五合

佐賀郷

助三郎

さ(ぬ)ねき

神三郎

與次郎

新衛門

佐土

三允

甚助

佐賀郷

略○中

以上壹石九斗四舛五合定

右之前、御倉納之御土貢米

四石貳斗五舛七合定

古宮分

古宮分

御社米

此内作不有

一米壹斗貳舛九合

しんノせう

略○中

右社納之分、貳石壹斗一合定

御倉納御社納ヲ加惣都合分米

六石三斗五舛八合定

天正拾六年 つちのへ 九月廿三日

雄城右近將監

武宮武藤

鎮守鎮

全(花押)

元(花押)

一四三 關宮社米納帳

○關伊平文書
増補訂正編年大友史料二八

さかのかうの内せき (佐賀郷)

(関)
[] んたう [] とここの []

小志生木分

(小志生木)
こしうきふん

一所二段 米五舁五合 せんたう

一所一段 米四舁一合 神九郎

本てんしゆ八たん小 此うち一たんハ
山のかみてん

御とくてん七たん小はのきやつしにあり、

白木分

(白木)
しらきふん

一所一段 米一舁三合 大郎さへもん

一所大 米二舁一合 大郎三郎

本田しゆ四段小

ほのきやつしにあり、

たむい分

たむいふん

一所二段 米五舁五合 六郎太郎

略 ○中

田ノ浦分

(田ノ浦)
たのうらふん

一所壹段 ひこ六

略 ○中

古宮分

(宮)
古ミヤふん

佐賀郷

佐賀郷

一所二段 米三斗

けん六

略
○中

此内□石貳斗□舛九合 社納
右之内三石貳舛 定 御倉納

天正十七年九月廿六日

植田内記 丞鎮實(花押)

吉岡源左衛門尉統兼(花押)

未進

未進

米壹斗八舛定

銀子貳□りん

□月廿九日

正
□殿

小
□原右馬助殿

一四 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

○上
各

佐賀郷

天正十八年七月二日（佐賀）
、豊後あまへの郡さかの郷上野之里二人つれ

（海部）

岩田源左衛門殿 藤四郎殿

○中略

天正十九年卯月十四日（原カ）
豊後北浦邊國東郡田村庄ながさち
同新衛門殿 四人

○中略

佐賀

同天邊郡あまへのか 佐賀 上野 成新殿 二人

○中略

佐賀郷一尺屋

天正十九年卯月廿六日
、豊後天部郡佐賀郷一尺屋二人つれ

若林半助 珠膳

若林半助殿 同珠膳殿しゆ

○下略。白杵莊・佐伯莊ハ長文ニツキ、本卷ニハ各莊關係分ヲ、ソレゾレ當該莊下ニ抄出シ、他ヲ省略ス。

一四 大友吉統書狀寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

（包紙ウハ書）

「若林中務入道殿

（端裏切封）
「（墨引）」

吉 統」

爲八朔祝儀、三種送給候、祝着候、從是茂賀例計之趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

（天正十八年頃）
八月一日

（大友）
吉 統（花押影）

佐賀郷

佐賀郷

若林中務入道殿
(鎮興)

一四 佐賀郷道作奉行任符

○平林文書
大分県史料二五

佐賀郷道作奉行

佐賀郷道作奉行
ニ任ジ馳走セシム

詫广別當 齋藤彈正忠

平林兵部丞

天下御下知

天下就御下知、稠被仰下了、

郷役・同給主申
談ジ馳走スベシ

右、よこ六尺、閒貳閒、郷役・同給主申談、從來廿八、可有馳走者也、

天正十八年九月廿一日

以下紙背

(花押)

(志賀道輝)

(花押)

(斎藤道輝)

(花押)

(花押)

(花押)

關權現社神主領
坪付ヲ注ス

一四七 關宮神主領坪付

○連吸社文書
大分県史料一二

佐賀郷

神主領

一 田地合 五町五反小八拾六步

一 畠地合 三反拾四步

右合 五町八反大

右之外

下ノ下

荒不 畠地壹反廿六步

荒不 畠地四拾貳步

荒不 田地七拾貳步

天正拾八年

十月二日

臼杵四郎左衛門尉

鎮

理

(黒印)

〔印文不分明〕

一四八 浦上道冊書狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

貴宿參上ノ事

其刻者、如貴宿可參之由承候、御懇之御意畏存候、先日ふた／＼と罷歸候而、于今無念千萬候、公

佐賀郷

佐賀郷

一二〇

用之事候へハ、不及兎角候、爰元様子承合候而、必く參上之有無、自是可申達候、重く前日之様ニ御座候へハ、無曲存候間、重而可申達候、煩之故、書中不可有正躰候、恐く謹言、

三月十四日

浦長
道冊（花押）

浦長

一四 大友吉統書狀寫

○岡部忠右衛門文書
萩藩閤閱録二

船ヲ沖ノ浜・佐賀關・家嶋ニ各一艘遣ハシ置ク

如存知船數多候、曰杵へ候ていすりたても成閑敷候間、おきのまへ（沖ノ浜）壹艘、佐賀關へ壹艘、家嶋へ壹艘可遣置候、此由親家・壽仙談合候て、則可遣候、無申迄候へ共、日覆又はすりたてなと、不可有油斷之由、可被申候、曰杵へ召置候分、日く見舞可有裁判候、恐く謹言、

卯月三日

吉統判

岡部佐渡守殿

一五 大友義延書狀（紙折）

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

（新包紙ツハ書）
「若林中務入道殿」

義延

尚く内膳と久内事、此表別而辛勞候、感悅候、已上、

牧東城程ナク落去

書狀祝着候、此表牧東城無程落去候而、一昨日八昌原迄被打入候、近々如其表可能越候之間、以面可申候、其元堪忍之段、辛勞不及申候、尙小田原左京亮可申候、恐々謹言、

(文祿元年カ)
七月十日

(大友)
義延(花押)

(折返奥ウハ書)
「若林中務入道殿」

一五二 大友義延書狀

○関伊平文書
増補訂正編年大友史料二八

名字ヲ与フ

名字之事、以別紙認進之候、恐々謹言、

(文祿二年カ)
正月十一日

(大友)
義延(花押)

關彌三郎殿

一五三 大友義延名字書出

○関伊平文書
増補訂正編年大友史料二八

一字ヲ与ヘ延氏
ト名乗ラシム

加冠 名字事

藤原延氏

天正廿一年正月十一日

佐賀郷

一五 豊臣秀吉朱印狀

○日向伊東文書
日向古文書集成

秀吉豊後ヲ藏入
トナス
祐兵ニ命ジ領内
ニ令シテ逃散ノ
百姓ヲ拘置クコ
ト勿ラシム

豊後國事、今度御藏入被仰付候、然處に百姓遁走之由被聞食候、沙汰之限曲事ニ候、急度可還住之旨申付、送候而可返候、實々不立歸に付候而者、其百姓之事者不及申、拘置候在所共に、可被加御成敗候、此旨令領中堅可申觸候、不可油斷候、猶山口玄蕃頭可申候也、

(文禄二年九)

六月廿日

御朱印

日向國

(祐兵)
伊東民部大輔留守居中

一四 大友中庵吉統書狀(折紙)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

なをく下かう(向)いこ、たうらいなく候、心もとなく候、甚(内)ない事、へつしてれん(隣)ひんをくハ

へ候、心やすかるへく候、

(向) 東 下 包

こんと、くハんとつけかうにつゐて、甚(遠)ない事おんこくまでの見ととけ、まことにれんくのかく

(向) 東 下 包

ことハ申なから、たのもしく候、いますこし、ここともとありつき候ハ、しふんを以て、そのかた

(向) 東 下 包

の見まひ申付へく候、此せつのことに候ま、何とそるすあひつゝけ、此(留守)「かたのたうらい、まち

(以下折返)

うけ候へく候、甚(熊)ない事、れんみんさうゐなく候あいた、心やすかるへく候、ことに長くまさかし

関東下向ノ見届
ヲ謝ス

留守ヲ続ケ当方
使者ノ到来ヲ待
ツベシ

く候や、すいふん人たて候ハ、くハしくハ、かさねて申候へく候、かしく、
(文祿四年カ)
二月廿五日
(大友吉統)
ちう庵(花押)
(中)

わか林甚内允

うちへ

一五 大友中庵吉統書狀(紙折)

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

関東マデノ供奉
ヲ謝シ永代忘却
ナキヲ告グ

窄龍相續ク覚悟
ヲ以テ才覚スベ
シ

今度關東迄見届之次第、乍案中感悅無極候、高麗以來至于今馳走之心懸、永代不可有忘却候、然者
爰元當時人數等、無用所候間、以番手差替度候、爲其臼杵右京亮差上候、以同心罷上、老母妻子以
下、以作舞來秋速下向待入候、宗嚴進退外聞、可然於成立者、相應之心付、何様不可有別儀候、雖
無申迄候、此節之事情條、窄勞相續候之様ニ、以才覺彌可被勵貞意一事肝要候、猶岐部左近入道・
(二木)
竹田津志广入道可申候、恐々謹言、
(文祿四年カ)

三月二日

(大友義統)
中庵(花押)

(奥ウハ書)
「若林甚内允殿

(貼紙)
「本書豎三分弱」

一五六 大友中庵吉統書狀紙切

○若林文書
大分県史料一二

（端裏ウハ書）
「若林甚内丞殿」

幸便條染筆候、其表每事無替儀之由、珍重候、此地無事候、可心安候、殊先度清水半内罷下候刻、爲音信銀子到來、祝著之至候、各當時之仕合、從此方社敷敷候處、如此之志却而痛入候、何茂奇特之存寄、雖不新儀候、感心深重候、必用所次第、可召寄候之閒、可得其意候、恐々謹言、

（文禄四年頃）
九月五日

（大友吉統）
中庵（花押）

若林甚内丞殿

一五七 大友中庵吉統書狀紙折

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

竹田津一木妻子
見舞トシテ罷リ
帰ル

幸便之條染筆候、其後其許無到來候、無事候之哉、此方聊無替儀候條、可心安候、仍一木事妻子爲見舞罷歸候、就其至其方、彼是用所之子細共候之條、申遣候、能々承知干要候、銘々雖申度候、遠路之儀候之條、（以下折返）「巨細一木江申聞候、爲存知候、恐々謹言、

（文禄五年カ）
正月廿日

（大友義統）
中庵（花押）

若林甚内允殿

〔貼紙〕
「横本書ノ帯ニ
七分弱シ」

一五六 玄與日記

○群書類従一一
日記部

蒲江

米入津

大島・保戸

久保泊

佐賀岡ニ着ク

上ノ関地震被害
多シ

○上略。玄與、近衛信輔ノ供ヲシテ、海路鹿児島ヨリ九州東岸ヲ航シ帰洛ス。慶長元年閏七月廿三日、日向細島ヲ立チ、豊後海部郡蒲江ニ着ス。

〔慶長元年閏七月〕

〔南海部郡米水津村〕

夫より廿五日御船を出し、同國よなふつとやらん、人家すくなき浦に御着船也。此浦にて御發句

有、○中

略 八月一日御船を出し、海上壹里計過侍るに、

○中

〔南海部郡鶴見町〕 大島と申浦へ其夜明し、三日にほとゝい

ふ所へ着給ふ。雲どまりと申所、近くへみえければ、

〔同市久保泊〕

略 狂句仕候。夫よりさかの關迄御着被成候。

○中

〔北海部郡佐賀岡町〕

〔マ〕

去七月十二日の地震の時、かみの關と申浦里は、

〔上〕

大波にひかれて家かまともなし。命を失なふもの

數をしらす、哀なる事ともなり。彼須磨の巻に、高鹽におちて、むすめをば岡部の里へやり待ると見えしも、ことはり思ひしられ侍りぬ。○下

略

一五九 柴山勘兵衛記

○碩田叢史
大分県立図書館蔵

○卷之二上略。慶長五年九月石垣原合戦ニ、岡藩中川氏ノ食客トナレル田原紹忍・宗像掃部等、中川氏ノ馬印ヲ盗ミテ大友義統方ニ加ハリタルタメ、徳川家康、中川秀成ノ去就ヲ疑フ。仍テ中川秀成、石田三成方ノ臼杵佐賀郷

佐賀郷

一二六

佐賀関ノ攻防

太田一吉ヲ攻メテソノ疑ヲ晴サントシ、臼杵城ニ迫ル。田原紹忍、柴山勘兵衛重成ノ手ニ属シ、臼杵藩領大佐井村・小佐井村ヨリ佐賀関ヲ攻ムルニ係ル。

(慶長五年九月二十九日)
田原紹忍、重成ニ向テ申ケルハ、

(柴山)

「今度大友義統ナマジヒニ當國ニ渡リテ、仕損ジテ名ヲ彌クダシケル。我等モ其族ナレバ、大友ヲ取立ント存候フテ、竹田ヲ出テ候ヘハ、運命ツキ果テ、加様ニ成

行候フ上ハ、○中此度力能キ死傷ナリ。一足モ退カズ討死可致ナリ」トゾ申ケル。重成聞テ「○中ヨク」分別了聞シテ、時節ヲハカラハレ候ヘ」トゾ申シケル。略

佐儀長ガ鼻

中川平右衛門・柴山兩賀・田原

紹忍戦死ス

太田一吉逃去ス

(十月四日)
田原紹忍ハ、頭ヲ鐵炮ニ打レ、首ヲ取ラル。○中太田飛驒守政信ハ、臼杵ノ城ヲ開テ、行末不知落行ケル。○下
略

一六〇 太田一吉書狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

先年ノ好ト遠路

音問ヲ謝ス

慶長五年佐賀関

ノ戦ノ勇戦

参宮首尾ヨク終
ルヲ賀ス

先年之よしとも存、遠路被尋心底、一入ニ存候、寔ニ去ルさかの關ニ而、ミはたらき、ミかた難儀之節、其方一家不殘ふミとまり、敵殊ニ淨土屋敷ヲ鐵炮打かけしお、かまわすすまれし事、ひ類之事、其砌一禮不申、于今ニ殘念之事共候、何とやらん、世上おか敷なり候事、是非もなき事と存候、扱々他歩不及貴郡、是又殘多事山々候、乍然、参宮首尾能しまわれ候由、一段之事ニ候、禮旁々恥敷如此候、以上、

太田入道

五月六日

一吉

龜井一家衆中へ

埋木ニテ朽チ果
ツルハ残念

猶々其方達一家中之衆へ、終ニ一禮不申、面目なき業共、残念之通、能く申給り候へ、何事も
時節ニ候、あわれむかしニ歸候ハ々と存まで、もはや埋木ニてくち可申と、残念かきりなく
候、一家衆へ、よく／＼申給候へ、

(歎語)

「右豊後國北海部郡大泊村龜井氏所藏、

右太田一吉書翰 一卷

豊後國北海部郡大泊村龜井五兵衛藏本、明治二十年十一月編修久米邦武文書採訪時、大分縣廳ニ托シア騰
寫ス、

二六二 豊後國志

慶長五年田原紹
忍佐賀関左義長
崖ニ戦死ス

(海部郡墳墓項)
田原紹忍墓 並在佐加郷佐加關左義長崖、皆有碑、此佗戦死諸士墳、有彙繫十數處、慶長五年冬、中川氏諸士大
夫、自伏見城歸、便道直攻曰杵城、賊兵要拒之、中川之徒、兵雖寡、闕如虢虎、猛氣不可當、於是
乎賊頻濟師、仇已深矣、遂皆力
戦、死于軍中、其略具于山川條、

佐賀郷

付 録

一 大分市坂ノ市地区(坂ノ市・木田・久原・東上野・細)・北海部郡佐賀関町大字・小字一覧表

大字	小字	細
中島	古屋敷、門前、寺ノ後、西金道、東金道、東浜田、本願寺、岡田、中浜、南浜田、外浜、	帯田、南田、河原田、南屋敷、原ノ谷、藪ノ平、大円寺、寺田、土井ノ内、赤迫、風景、五反田、
塩田	北浜田、浜中、志生場、野入、小畑、西、奥、永田、新開、宮田、寺田、練、豊田、萩原、	浜田、浜屋敷、賀茂田、賀茂田屋敷、大藤屋敷、大藤、釜原、三角、粟田、才楽、福王、越ノ田、
狭間	寺田、道尻、内河野、柿迫、関田、谷合、堤迫、久ヶ迫、宮崎、堀田、ムナソリ、田中、	五反田、下坪池、下三用、庵ノ下、上三用、中尾、越ノ田、西了寺、江流、道尻、牛隠、内川、
平野	由ヶ迫、江子、大田、川下、大河内、大久保、保里木、	交合岩、畑永谷、江後迫、畑中、柳木、荒谷、葛ヶ谷、五両、上庵下、瀬戸、釘野、原、折丸、
木田	江川、松崎、池田、上津、大三郎、坪ノ内、五反田、土岐屋、	上坪池、土岐屋、百合野、上津、江川、大藤、深田、八ヶ久保、杵棒、溝田、折立、本田、隠山、
久原	江川、松崎、池田、上津、大三郎、坪ノ内、五反田、土岐屋、	シル谷、永谷、石原、奥猿喰、合畑、帯田、
東上野	五反田、下坪池、下三用、庵ノ下、上三用、中尾、越ノ田、西了寺、江流、道尻、牛隠、内川、	帯田、南田、河原田、南屋敷、原ノ谷、藪ノ平、大円寺、寺田、土井ノ内、赤迫、風景、五反田、
細	帯田、南田、河原田、南屋敷、原ノ谷、藪ノ平、大円寺、寺田、土井ノ内、赤迫、風景、五反田、	

付録

細	(佐賀開町) 一尺屋	大平	木佐上	神崎	志生木	白木	関
西一丁田、中一丁田、東一丁田、土六、猪ノ迫、下馬場、	中尾、吉ノ上、東請、塩矢倉、江川、瓦崎、下浦、宮ノ上、前田、摺木、	浦迫、由ヶ迫、西谷西、西谷東、東谷西、東谷東、東谷浜ノ上、井ノ迫、長迫、古幸谷西、古幸谷東、	大原、赤井、長石、中尾、市野々、青石、宮園、玉来、西桜、東桜、永田、那智、五反田、 笹原、岩ノ下、久田、西田、前田、松迫、園田、轟、松尾、小舞、大舞、岩屋、岡原、溝淵、 宝藏寺、正迫、峰崎、	天ヶ原、来ル島、小猫、地藏田、古川、牛踏、半ヶ本、森、中山、八反、集、開田、大竜寺、寺畑、 浄願寺、猪ノ谷、鶴畑、河内、湊、前原、落水、二ヶ又、平保原、	尾鍵山、十谷、渡戸、中川内、中谷、阿曾田、大谷、道畑、山田、宮川内、葛根迫、西岡、寺ノ下、 中須賀、浜田、浜辺西、山崎、江ノ腕、柿ノ木、中村西、中村、竹ノ内、鍵山、長田、菅迫、松迫、 田久保、堤迫、坂本、山口、東山口、南山口、小辛幸、辛幸、	秋ノ江、岩屋、本谷、玉井、室生、	日向泊、広浦、白手、園、太田、金山、山田、上浦町、西町、東町、須賀、藤生、福水、大黒、 小黒、堀尻、影ヶ浦、潮磯、幸、浦、浦河内、

佐賀郷

一三〇

馬場ばば

東通ひがしどおり、横枕よこまくら、井手流いでりなが、中山なかやま、東迫ひがしきこ、東一丁田ひがしいちちやうでん、天神原てんじんばら、永井尻ながいじり、土穴つちあな、長田ながた、下馬場しもばば、猪迫いのきこ、
中原なかはら、

○佐賀関町大字・小字表ハ、『大分百科事典』(大分放送発行、昭和五五年十二月)ニヨル。但シ大字内ノ行政区ハ略ス。

丹
生
莊
史
料

一 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本
寧樂遺文

丹生郷朱沙ヲ採
取ス

○海部郡条ヲ「佐賀郷史料」二号ニ抄出。「丹生郷_{在郡東}昔時之人、取此山沙、該朱沙、因曰丹生郷、」トアリ。
本文省略。

二 續日本紀

○延暦四年正月廿七日条。「佐賀郷史料」三号ニ取ム。本文省略。

三 倭名類聚抄

丹生郷

○海部郡条ヲ「佐賀郷史料」九号ニ抄出。本文省略。海部郡四郷中ニ「丹生」アリ。

四 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏
宇佐神宮史史料編四

丹生莊ニ宇佐宮
假殿造營ノ一
平均役ヲ賦課ス

○文治年中。海部郡關係部分ヲ「佐賀郷史料」一六号ニ抄出。本文省略。
丹生莊

五 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書
大分県史料一

○建久八年ノモノナルベシ。全文ヲ「佐賀郷史料」一七号ニ収ム。本文省略。文中ニ「海部郡田代七百七十
余丁」ノ記述アリ。

六 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇号

丹生莊
領家高倉宰相家
地頭大友頼泰

○弘安捌年九月 日。海部郡全文ヲ「佐賀郷史料」一八号ニ抄出ス。本文省略。当莊關係史料トシテ「丹生庄
百五十町 領家 高倉宰相家、地頭 大友兵庫頭入道殿」ノ記述アリ。

七 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一号

丹生莊領家高倉
宰相
地頭北条業時

○弘安八年九月晦日。海部郡全文ヲ「佐賀郷史料」一九号ニ抄出。本文省略。当莊關係分トシテ「丹生莊百五
拾丁 領家高倉宰相、駿河前司入道殿」ノ記述アリ。但シ地頭北条業時（カ）ハ、白杵莊記述ノ誤入ナリ。

ハ 丹生莊淨土寺鐘銘

○東海一瀛集
日本古鐘銘集成

中巖円月丹生莊
淨土寺ノ鐘銘ヲ
作ル

蔣山万壽寺

(国東郡田原別符)
余既作寶陀寺鐘銘、叙事不備、後淨土寺亦求焉、辭不可、田原之寶陀、丹生之淨土、不趨同於豐城

爲隣封、寔爲兄弟所建也、東叟日公之於淨土、悟庵徹公之寶陀、皆開山剋業者也、二公者爲自聞族

弟、且於法門亦同業、自聞有斯二弟、猶如優樓頻螺之有伽耶那提、三迦葉波、偕佛之徒也、自聞諱

正聰、爲實際鼻祖也、三師偕爲佛印之徒、故予於蔣山、以三迦葉比之、自聞住世不久可惜、二師無

恙、振起其道也必矣、鐘者爲器也堅、宜勒功德傳之永々、且夫三師者、皆重淵沈默、待扣而發、則

洪韻驚群、亦鐘是類也、故予不辭、敢爲銘、銘曰、有扣惟應 厥鳴孔揚 聲聞于天 殷兮惶兮

○丹生ノ淨土寺ノ所在地未詳。鐘銘ハ中巖円月ノ撰ナリ。

九 大友氏時所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

丹生莊

○貞治三年二月 日。「佐賀郷史料」二二号ニ収ム。本文省略。中ニ「同國丹生庄」アリ。

丹生莊

10 伊豫國太山寺鐘銘

○日本古鐘銘集成
松山市太山寺町太山寺

丹生莊大工正悦
鐘ヲ鑄ル

大日本國与州和氣郡大樂山西方寺撞鐘、

豐後州丹生莊大工正悦造、

永徳三年癸卯月三日

○モト西方寺藏、ノチ松山市ノ太山寺ノ有トナル。

丹生莊

二 大友親世所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

○永徳三年七月十八日。「佐賀郷史料」二五号ニ収ム。ソノ中ニ、「同國丹生庄」アリ。

三 豐後國志

(海部郡鹿寺項)

大慧寺

在丹生郷久所村、紀聞曰、嘉慶元年、大友式部大輔親著既老、薨髮號玉菴居士、創一練若於府内城隅、名天猷山大慧寺、延獨芳禪師爲開祖、後移于海部丹生、僧房增多、大修飾之、號雲鶴山、於是兩地有大慧二寺、府内大慧、明應二年、大友義右重修焉、久所大慧、經戰爭後、遂荒廢、今有碑、記名藍鳥有之事、

大友親著大慧寺
ヲ府内城隅ニ創
メ後丹生莊ニ移

(海部郡墳墓項)
大友親著墓 在丹生郷久所村、稱右京亮、應永三十三年、十一月、嫡子孝親作亂、誤弑其父親著於三角畠、法諡曰大慧寺、寺在墓所西三町、

三 大友持直知行預ヶ狀
○大友家文書錄
大分県史料三一

斎藤氏ニ所領ヲ
預ク
白杵二十五貫

(大友持直)
袖判

- 高崎
一所 三十七貫分 一所三十貫文石垣
一所 十貫分 高崎又五郎太郎跡
一所 十五貫分 西小路殿跡内
一所 十五貫分 本庄新右衛門跡内

以上六十二貫分之事、

斎藤著利分
(著利)
斎藤美濃守預置候、可有知行候也、

- ひのち屋敷 浦志野か跡
一所 六拾貫分同ひのち屋敷
一所 二十貫分さか 安藤か跡内

斎藤六郎三郎爲先給代所、預置候、可有知行候、恐々謹言、

永享五年九月廿日

○『大友家文書錄』一ニハ、「斎藤美濃守著利宮六國平之裔」トアリ。本庄新右衛門跡内十五貫分ハ、丹生莊内ニ非ザルカ(一六号参照)。斎藤氏ハ丹生莊ヲ本領トセルモノ、如シ。以下同氏史料ヲ合敘ス。

八坂新莊内ノ地
ヲ今度ノ粉骨ニ
依リ預ク

白杵莊内ノ地ノ
代所トシテ筑前
国志摩郡内ノ地
ヲ預ク

一四 大友親綱知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

豐後國八坂新莊内馬々分、松行買得地等并本庄新右衛門尉跡、同所宇野伊勢守跡五町、木付持分七町餘、富永跡之内貳町餘事、今度依粉骨預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永享八年)
潤五月廿七日

(大友)
親綱 在判

齋藤美濃守殿

一五 大友親綱知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

豐後國臼杵庄之内太廿五貫分爲代所、筑前國志摩郡之内北崎治部丞跡内松成次郎九十貳町・吉永名内貳町・六郎九五町八段・末久貳町・安永六段小・行友名内貳町、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永享八年)
七月廿八日

(大友)
親綱 在判

齋藤美濃守殿

一六 大友親綱知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

丹生莊十五貫分
等ヲ預ク

丹生庄内本庄新右衛門尉跡内拾五貫分、同石井入道屋敷事、預置候、知行不可有相違候、恐々謹言、
(永享八年)
九月廿八日

齋藤著利

(著利)
齋藤美濃守殿

(大友)
親綱在判

一七 大内持世書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

大友家文書錄ノ
網文

頃年當。永享十一
年之前後在 正月、親綱遣老臣齋藤美濃守著利於洛、告以豐後國守護職。讓補。出羽守親隆欲
從叔父持
弟、且所領筑前國事、大内持世亦寄書於管領細川持之、家臣安富掃部助某(大友)
(定範)諭之、大樹義教召見著
利、持之送劍・馬於親綱、安富氏(著利)寄書。著利、

齋藤著利上京ス

吉慶重疊事調畢、抑齋藤美濃守方參洛候、彼方事取分無等閑候、毎々不殘心底、可被申談候、委
細重傳可申候、恐々謹言、

正月十日

(大内)
持世在判

(定範)
安富掃部助殿

丹生莊

一八 大内氏家臣安富定範書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

大友親綱ヨリ親
隆ヘノ譲与ヲ安
堵ス

今度 (足利義政) 公方様御對面、殊御松囃御見物、兩日上意通御面目、至御快然察申候、

一 豐後國事、左京亮殿より御注進候者、則出羽守殿へ可被成案堵 (大友親綱) 御判由候、

一 所々御領事、就筑前國事、當方并彼方へ被仰下子細候聞、其御事同前候、定飯尾和州被申候哉、(貞連)

一 管領より御太刀一無名、御馬一疋黒河宗毛 (大友親綱) 御屋形様へ被進之候、每事連々可申入候、便宜之 (マ) 者

示給候者、本望候、恐々謹言、

正月廿八日

齋藤美濃守殿 (著利) 御宿所

○前号文書ノ綱文参照。

(安富定範)
某。――在判○安富氏也、蓋名。竊 字



一九 大友親隆安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

三猪河内守某跡
ヲ安堵ス

(マ) 三猪河内守跡内、河原内八貫分事、如元可領知候、恐々謹言、

十一月十二日

齋藤美濃守殿 (著利)

(大友) 親 隆 在判

○文安元年前後。

三 大友親繁一跡安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

齊藤著利一跡ヲ
網実ニ安堵ス

親父美濃守一跡事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

六月三日

齊藤兵部丞殿

○次号参照。

親 繁 在判

三 大友親繁安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

丹生莊十五貫分
ヲ齊藤光鬼ニ安
堵ス

丹生庄矢野長門守跡内拾五貫分事、親父兵部丞任當知行之旨、領知不可有相違候、恐々謹言、

六月三日

齋藤光鬼殿

親 繁 在判

按、授齋藤氏書、兵部丞網実受父著利領地日、其子光鬼亦受網実所領。平、二書同月日、故輯録備考、

丹生莊

三 大友親繁知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

筑後三潯郡内ノ
地ヲ預ケ

筑後國三潯郡之内、木室北方地頭分之事、任先知行旨、預置候、可有領知候、八町牟田之事者、當
給人^(大友)以代所、還可申候、恐々謹言、

三月廿一日

親繁 在判

齋藤越前守殿
^(繁老)

三 大友氏加判衆連署書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

齊藤繁実給地ヲ
押領スルヲ成敗
セシム

齋藤越前守給所木室内、北牟田新開事、有閑下野守混八田牟田、押領之由、被歎申候、如此子細
等、不可有其隱候、早々任順次、可被成敗仕付候、恐々謹言、
^(吉弘カ)

七月二日

綱重 在判
^(岐部)
泰弘 在判

田口治部少輔殿

○前号文書参照。

丹生莊十貫分ヲ
預ク

二四 大友政親知行預ケ狀

○竹中家文書
大分市大字志津留諏訪一男藏

丹生庄内小深田左衛門尉跡内

拾貫分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十二月九日

竹中上總介殿

(大友)
政親 (花押)

三五 源親敦大友義鑑安堵狀

○円寿寺文書
大分県史料九

東井坊及比西音
寺住持職ヲ安堵
シ武運長久ノ祈
禱ヲ励マシム

當坊主職并丹生庄之内、西音寺住持職之事、被全所勘、武運長久之可被勵祈禱之狀、如件、

七月六日

(大友義鑑)
源親敦 (花押)

(大分郡)
圓壽寺

東井坊侍從律師寛照

三六 大友親敦義鑑知行預ケ狀

○田部修文書
大分県史料一三

(端裏切封)
「(墨引)」

丹生莊

丹生 莊

一四二

丹生莊二十貫大
野莊五貫分ヲ朽
網親満討伐ノ恩
賞トシテ預ク

齋藤長実

朽網^(親満)兵庫頭企^(永正十三年)逆心以來、雖忠儀顯然候、依無闕所、不顯其志候、然者後藤右京亮先給分、丹生庄之

内貳拾貫、大野庄之内五貫分之事、預遣之候、可有知行候、恐々謹言、

十一月廿二日

親 敦^(大友義鑑) (花押)

齋藤兵部少輔殿

二七 大友親敦^{義鑑}知行預ケ狀

○丹生文書
大分県史料一〇

丹生庄之内後藤右京亮先給之内、五貫分之事、爲居屋敷分預置候、可有知行候、恐々謹言、

十二月十五日

親 敦^(大友義鑑) (花押)

丹生四郎殿

二八 大友義鑒知行預ケ狀

○丹生文書
大分県史料一〇

玖珠郡内ノ地ヲ
預ク

玖珠郡帆足郷上大隈之内、小別當八段・同大隈之内下大隈壹町分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

八月廿八日

義 鑒^(大友) (花押)

丹生治部丞

丹生治部丞

二九 大友義鑒知行預ケ狀

○丹生文書
大分県史料一〇

(包紙ウハ書)

「丹生治部丞殿

義鑒」

三重郷内五貫分
ヲ預ク

(大野郡)
三重郷之内五貫分 坪付在
別紙

之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十二月十三日

(大友)
義鑒(花押)

丹生治部丞

丹生治部丞殿

三〇 大友義鑑〔鑒〕感狀

○大友家文書録
大分県史料三二

豊前国発向ノ際
ノ齋藤長実同陣
ノ辛勞ヲ賞ス

就今度豊前國發向之儀、齋藤兵部少輔以同陣、爲無足辛勞、誠感悅候、重而一左右次第、可有馳走
(長実)

(天文二年)
二月二十八日

(大友)
義鑑在判

丹生彦十郎殿

○「豊前國發向」トハ、天文元年(一五三二)十月、義鑒豊前宇佐郡妙見城ヲ攻メ、大内義隆軍ト交戦セシ事
ニカ、ル。〔 〕内ハ「増補訂正編年大友史料」一六ニヨリ傍注ス。

丹生 莊

三 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

筑後國內十五町
分ヲ預ク

筑後國之内拾五町分坪付在別紙事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文五年)
九月廿六日

(大友)
義鑑 在判

齋藤備後守殿

三 大友義鑒〔鑑〕知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

筑前香椎郷内十
町分ヲ預ク

筑前國香雅郷之内、拾町分坪付有別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文五年九)
十二月十三日

(大友)
義鑒 在判

(長実カ)
齋藤兵部少輔殿

○〔ハ〕内ハ『増補訂正編年大友史料』一七ニヨル。『大友家文書錄』ハ、鑒ト鑑トノ文字使用ノ区別、厳密ヲ欠クモノアルガ如シ。

国東郷内一町分
ヲ預ク

三 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

(重)
國在郷之内、壹町分^{坪付在別紙}之事、可有知行候、恐々謹言、

十二月十三日

齋藤宮内丞殿

(大友)
義鑑 在判

三 三原種榮・豐饒永源連署打渡狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

筑後上妻郡内ノ
地ヲ打渡ス

筑後國上妻郡廣河之内、徳持三町五段・同持丸八段・宿久七段・堀口八段・牟田口壹町貳段、任
御遵行之旨、打渡申所如件、

天文六年四月一日

豐饒美作入道永源 在判

三原和泉守種榮 在判

齋藤備後守殿

丹生莊

三 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

肥後国内五十町
分ヲ預ク

肥後國之内五十拾町分坪付在別紙事、預進之候、闕所次第知行肝要候、恐々謹言、

(天文十三年)
六月廿九日

(大友)
義鑑在判

(長吏)
齋藤幡摩守殿

(大友)

三 大友義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

肥後國中三十町
ヲ預ク

於肥後國中三十拾町坪付在別紙事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(天文十三年)
十一月廿七日

(大友)
義鑑在判

齋藤備後守殿

三 大友義鑑安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

筑前志摩郡内三
十町分ヲ還付ス

筑前國志摩郡之内、桑原三十拾町分事、令還附候、可有知行候、恐々謹言、

(年末許)
二月廿九日

(大友)
義鑑在判

齋藤兵部少輔殿

三 大友義鑑書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

飯番役ヲ勤仕セ
シム

就飯番之儀、心底之趣、以寶印裏承候、祝着候、彌旦夕可被添心事、專一候、恐々謹言、

(年未詳)

九月廿四日

(大友)
義鑑 在判

齋藤宮内丞殿

○飯番トハ「御臺御番衆」ノ事ナリ。六八号文書参照。

三 齋藤長實肥後國內知行分坪付

○大友家文書錄
大分県史料三二

(大友義鑑)
袖判

肥後國之内長實知行分坪付

(齋藤)

合志郡

一所 木高寺六町分 合志郡之内

一所 岩原六町分 合志郡之内

一所 長村三段分 合志郡之内

一所 井坂四町分 合志郡之内

丹生莊

丹生莊

一四八

菊池郡

- | | | |
|----|---------|-------|
| 一所 | 尾園六町分 | 合志郡之内 |
| 一所 | 塚原貳町分 | 菊池郡之内 |
| 一所 | 原持三段三杖分 | 菊池郡之内 |
| 一所 | 澤渡三段三杖分 | 菊池郡之内 |
| 一所 | 平山三段三杖分 | 菊池郡之内 |
| 一所 | 西郷拾伍町分 | 菊池郡之内 |
| 一所 | 安樂寺拾壹町分 | 菊池郡之内 |

以上、

天文十四年十一月廿六日

四〇 大友義鑑書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

長実息兵部少輔
ト同名六郎相役

六郎芳恩ヲ忘レ
申事ニ及ブ
長実分別ニ任ス

就今度息^(鎮実)兵部少輔與御同名六郎與寄相役之儀、六郎申事不及分別候ツ、雖然任前々之旨、勤候條、可然候、長實名字代々立柄淵底聞及候、此二三代之事者、令存知之處、掠時代新儀之申支、曲子細候、六郎若輩之儀候、被官之者^(赤藤)聊企顯然之條、大炊助後家被申談、爲後日候之條、彼謀略之被官、一途成敗之儀肝要候、其上六郎事、大炊助一跡名代之事茂、長實以入魂如此候之處、忽忘芳恩、無思案、無是非候、彼後家被申合、到六郎茂被申聞、名字一筋目之儀之事、長實分別之外、不可有之

候、可得其意候、恐々謹言、

(年未詳)

三月十日

齋藤播摩守殿

(大友)
義鑑 在判

四一 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三四

天文十九年庚戌年、

五郎

義鑑三男塩市丸
ヲ立テントス

義鑑子息三人アリ、三男塩市丸ヲ甚愛ス、或時嫡男。義鑑爲湯(遠見郎)國別符濱脇ト云所エ赴ク、

其留主ニ義鑑家老ノ齋藤(長実)幡(マ)守・小佐井大和守・津久見美作守・田口藏人佐ヲ招キテ曰、義鑑ヲ

齋藤長実・田口
親忠ヲ殺ス

廢シテ鹽市丸ヲ家督トスヘキ由ト云々、四人ノ者不肯シテ退ク、義鑑怒之テ、齋藤・小佐井ヲ誅

ス、津久見・田口謀叛シテ、館ノ裏ノ門ヨリ欠入、至ニ二階閉鹽市丸ヲ津久見害ス、室家ヲハ田口

害シ、息女二人其外侍女數輩切殺シ、桐ノ閒ヘ切テ出ツ、義鑑拔打刀立向フ、津久見打合セテ

義鑑傷ツキ逝去

義鑑ヲ(マ)○疵ツク、近習ノ輩津久見・田口ヲ討留畢、義鑑ハ被深手、明後日天文十九年庚戌二月 日逝去

也、謂之ニ階崩。義鑑於濱脇聞之テ、急キ立石ニ至ル、入田丹後守。初ヨリ室家ニ頼マレテ鹽市

丸ヲ馳走セシ閒、此時謀趣露顯ス、義鑑立石ニ於テ戸次伯耆守鑑連・齋藤。鎮實ニ仰テ入田ヲ誅

義鎮、戸次鑑連
齋藤鎮實ヲシテ
入田親誠ヲ討タ
シム

セシム、入田(府)符内ヲ出奔シテ肥後國ヘ到テ、舅阿蘇惟豐ヲ頼ム、惟豐其慕逆ヲ惡テ、入田ヲ討テ、

首ヲ義鎮ニ献ス、於是、國中靜謐ス、義鎮ハ二月廿日ニ館ヘ入テ續家督、

丹生 莊

三 兩豐記

○大分県郷土史料集成
戦記篇二

大友義鑑横死之事

義鑑
聰明子ヲ立
テントス

大友左馬頭義鑑は、其初、伏見殿貞常親王の息女を娶りて女子壹人、男子壹人を産む。嫡女は土佐國一條房基の簾中にして、兼定公の母公なり。男子は左衛門督義鎮なり。童名五郎といふ。斯て、其後北の方死去ありければ、義鑑後妻を迎へて一子を産む。童名八郎といふ。性質賢才なればとて、聰明子と號す。されば母愛せらるれば子懐かるゝ習ひにて、義鑑、後妻の色にふかく迷ひ、正しかりし國政も、いつしか錯亂して、諸臣恨を含む者多く、既に家督をさへ義鎮を指置で、末子の聰明子に譲らんと思はれける故、義鎮は次第に疎まれ、對面だに閑遠に成行ぬ。北の方いかにもして、聰明子に世を繼せん事を思ひ、義鎮を失はん謀に心をくだき居られける。義鎮は若年の比、豪強を好み、柔和の志なかりければ、父義鎮(鑑カ)より傳ツケおかれし入田丹後守親眞、諫言度々に及びければ、忠言耳に逆ふ習ひにて、終には義鎮の氣にさかひ、不遇の恨をいだきける。北の方、是幸と思ひ、入田に金銀などあたへ、時を窺ひけるに、ある時、丹後守を閑近く召れ、義鎮を殺さん事をぞ頼まれける。入田も義鎮の行跡を疎み果たる時節なれば、此旨領掌して、其後は義鑑への奉公平生に十倍して、勤勞をいたしけり。義鑑も、今は心を打解て入田に向ひ、思ふ子細あれば、聰明子に家督を譲るべしと宣へば、尤と同意して、日夜謀を廻らしける。かくて天文十九年の秋、義鎮には

齋藤・小佐井・
津久見・田口ニ
申シ渡ス

小佐井・齋藤両
人ヲ殺ス

津久見・田口兩
人ハ郎母子ヲ害
シ義鑑ヲ傷ク

湯治の爲にとて、別府へ遣し、執事齋藤播摩守、小佐井大和守、津久見美作守、田口玄蕃允を召て、八郎を嫡子に立べきよしを申渡さる。各承て、義鎮性質賢く御座候。元より御嫡子の御事なれば、何の子細もましまさぬに、末子の八郎殿に御代を譲り給ふべき内々傳へ承て候へば、入丹後守様々の僻事を申上るに依て、御心迷はせ給ひ候よし風聞にて候。夫は物躰なき思し召、是亂逆の端にて御座候と、一同に申けり。義鑑以の外に氣色を損じ、其儘座を立、奥に入給ひける。其後、又件の四人を呼出しけるに、美作守、玄蕃允は當番にて屋形に有。播摩守、大和守は私宅へ歸りけるを召寄て、近習の侍に竈門新助、小田隼人と云者に申付、登城の道にて誅せしむ。兩人城門の内に待居たり。小佐井、齋藤門へ入所を、仰ぞと言葉をかけ、一刀にと切懸る。心得たりと抜合するに、竈門飛蒐て、小佐井が弓手の肩先より乳の下まで切付る。深手なれば、其儘倒れ討れけり。隼人も齋藤を一刀にと打けるが、齋藤物馴たる老武者なれば、少し後へしざりけるに、鬚先少し切れたり。抜合て横手切に拂ひければ、隼人が乳の下をしたゝかに切付る。痛手なれば、其儘倒れぬ。齋藤は捨てて、私宅を指て歸りける。竈門新助は小佐井が首を取んとする間に、齋藤が引取を見て追かけて奔出れば、早半町餘も隔りぬ。折節、登城の士二三人向ひ來る中に、深江九郎助と云者見へければ、新助高聲に言葉をかけ、上意にて討べき者ぞ遁し給ふなと云ければ、心得たりとて三人とも切掛る。齋藤は聞ゆる大力の者なれども、老人と云、手は負たり、多勢に取籠られ、終に深江が手に討れけり。門外の騒動、かくと有ければ、津久見、田口是を聞、扱は我身も遁れはあらじとて、案内は知たり、津久見は内所より直に簾中に走り入、八郎殿と同母義を害し、向てかゝる者ど

義鎮、齋藤・戸次兩人ニ命ジ入田丹後守ヲ討タシム

入田親誠父子反ス
戸次鑑連・齋藤鎮実等之ヲ討ツ

も、女童まで散々に切拂ひ、其身も腹切て死たりけり。田口は遠侍より切て入、直に義鑑の寢所、二階の閒へ走り入、義鑑を只一太刀に弑し、近習の者餘多手を負せ、其身も終に城後左近にぞ討れける。是を大友二階崩とぞ申ける。天文十九年九月二日の事なり。又、津久見、田口が手の者共、主を討せて歸らじと、拔連て切て入、渡り合を幸と、死物狂に切廻る。當番の侍并に城近き者ども馳走り、一人も残らず討留ける。嫡子左衛門督義鎮は、別府にて此事を聞き、急ぎ府内に飯城して、戸次伯耆守鑑連、後、任丹後守齋藤右衛門尉鎮實、後、任兵部少輔を賴給ふ。戸次、齋藤餘多の勢を卒し、時日に移さず、入田丹後守が一類を悉く誅伐す。丹後守は漸身づから逃出て、肥後國へ打越、阿蘇惟豐を賴ける。丹後守は惟豐が増なり。惟豐對面して云けるは、我は大友重代の恩を荷ふ。況や汝は大友執權の臣として不義を企、主君をも不慮の害に遇せ、剩命惜とて是迄遁れ來る。無道者、得こそ助くまじと飛かゝり、丹後守を大袈裟に討落して、其首を豐府に遣しければ、惟豐が忠義を感じられ、即首は獄門の木にぞかけられる。此後は豐府も次第に靜謐して、義鎮の代とそ成にける。

○略々同様ノ記述「豊筑乱記」・「大友記」等ニモ見ユ。

四 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三二

(天文十九年) 入田丹後守親誠。作眞、子カ其□某共謀叛、據州梶牟禮城、義鎮命戸次左衛門大夫鑑連・齋藤兵部少輔鎮實及詫摩兵部少輔鑑秀・厚大藏丞鎮忠等、(直入郡入田庄)討之、親誠父不及戰、逃赴肥後國阿蘇山、以阿

蘇惟豐爲其外戚也、惟豐大怒其謀逆而逃來、殺之、送首于府内、梟之、是後其族入田信濃守者伏

誅、志賀親守・志賀常陸介鑑綱等有軍功、此說未詳其日○信濃守按綱、誠子乎、欠其諱、則無據考、○十五日、義鎮因齋藤長實遺領

及上野神兵衛尉惟次。久保木工助鑑秀士佐繼嗣事、作書、命之其子齋藤鎮實・上野宮千代・久保市松、

〔三月入田丹後守親誠謀叛、據州梅牟禮城、義鎮命諸兵攻之、親誠及其子某不及戰而自殺、

四 大友義鎮一跡安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

父播摩守長美一跡ヲ安堵ス

親父播摩守長實一跡事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、
(マ)
(天文十九年)
三月十五日

(大友)
義鎮在判

齋藤鎮実

齋藤兵部少輔殿
(鎮実)

○本文書、前号文書錄ニ続キ収録サル。

五 源大義鎮安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

大恵寺住持職及
ス一宮職ヲ安堵

大恵寺住持職之事、任到明寺殿御判之旨、不可有相違候、殊一宮職之事、是又可全寺務狀、如件、
(大友義鎮)

天文十九年三月廿八日

(大友)
源義鎮在判

丹生莊

丹生莊

堅藤喝食

一五四

四 大友義鎮書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

丹生莊風説ノ不
実ヲ告ゲ等閑ナ
キヲ約ス
莊内ヲ鎮ムベシ

丹生庄種々風説申散之由、聞。及。由候、誠曲事候、如存知其方之事、毛頭無等閑候、諸神八幡茂照
覽、彌不可有隔心候、早々至庄内申遣、堅可申被相鎮事、專一候、恐々謹言、

(天文二十二年)
閏正月四日

(大友)
義鎮在判

(鎮夷)
齋藤兵部少輔殿

四 齋藤鎮實書狀

○岡村憲次文書
大分市大字丹生

(端裏切封)
「(墨引)」

秋月討伐ノ在陣
ヲ賞シ所領ヲ預
ク

就今度秋月逆心、不日在陳候事、乍案中頼敷候、無足之儀候條、不謂自他國、一所可預置候、恐々
謹言、

(弘治二年カ)
六月廿五日

岡村又太郎殿

(齋藤)
鎮實(花押)

堀某ノ領地ヲ預ク

四 齋藤鎮實知行預ケ狀

○岡村憲次文書
大分市大字丹生

堀市左衛門尉領地之事、申付候、可有知行候、恐々謹言、

七月二日

岡村又太郎殿

(包紙ウハ書)
「岡村又太郎殿

鎮實」

(斎藤)
實(花押)

四 大友義鎮知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

筑後國東郷之内三拾町分、以代所承候條、肥後國玉名郡東郷之内、小原遠江入道跡西肥猪貳拾壹町

筑後國東郷三十町分所トシテ肥後玉名郡ノ地ヲ預ク

分并拾町分^{坪付在別紙}事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

(弘治二年)
十一月十九日

(鎮実)
齊藤兵部少輔殿

(大友)
義鎮 在判

丹生莊

五〇 齋藤鎮實名字狀

○岡村憲次文書
大分市大字丹生

(包紙ウハ書)
「岡村又太郎殿

(端裏切封)
「(墨引)」

鎮實」

奉公忠勤ニヨリ
名字ヲ与フ

名字之更、就奉公忠勤、認之進之候、恐々謹言、

三月十五日

(斎藤)
鎮實 (花押)

岡村又太郎殿

五一 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

筑前ニオケル軍
勞ヲ賞ス

近年於筑前表、長々雖被盡軍勞候、急度出張□□申候之處、別而可有馳走之由、感悅候、仍家□□
□之事承候、鎮實存分之儘可申談候、可被得□□□、恐々謹言、

三月廿五日

(大友義鎮)
宗麟 在判

(鎮実)
齋藤左馬助殿

五三 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

齊藤鎮実ノ軍功ヲ賞ス

兼日被任申旨、昨日陳易候之處、敵□□□□□□之刻、鎮實被疵之由候、忠貞之心懸案□□□□□骨感悦無極候、涯分可被加養生事專一候、□□□□靜一稜可顯其志候、委細猶吉弘伊豫守可申□□、□恐謹言、

卯月廿四日

(大友義鎮)
宗麟 在判

(鎮実)
齋藤進士兵衛尉殿

五三 大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
増補訂正編年大友史料二二

長々ノ在陣軍勞ヲ賞ス

(鎮実)
今度齋藤進士兵衛尉以同陣、長々軍勞、殊於敵陣切岸、小者壹人戰死之由、旁以感入候、彌可勵馳走事簡要候、必迫而一段、可賀之候、恐々謹言、

(永祿十一平九)
六月廿六日

(大友義鎮)
宗麟 在判

(鎮貞)
丹生左京亮殿

丹生 莊

西

大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

佐賀表原村合戦
ノ軍功ヲ賞ス

前廿三(冊前)於佐賀表原村、合戦之砌、自身□□□□疵之由候、粉骨忠儀無比類候、殊同陳衆□□□□

中之衆、軍勞之次第、著到銘々加披見、以袖判□□、彌可顯馳走事頼存候、必取鎮可顯其志之趣、

□□(吉)弘伊豫守可申候、恐々謹言、

(元龜元年)

卯月廿八日

齋藤進士兵衛尉殿

(大友義鎮)
宗麟 在判

○龍造寺隆信ノ佐賀城攻メノ時ノ戦ニ係ル。

五

齋藤鎮實官途狀

○岡村憲次文書
大分市大字丹生

右京亮ノ官途ヲ
与フ

右京亮所望之由、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)

五月十三日

岡村又太郎殿

(齋藤)
鎮實 (花押)

五 某所坪付(小切紙)

○岡村憲次文書
大分市大字丹生

坪付

かう木かう

かう木かう此内半山野

一所 貳反半

大つほ

一々 小大つほ

むなそり

むなそり之内
一々 壹反

五 大友宗麟義書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

斎藤鎮実ニ対ス
ル小田彈正少弼
ノ書狀ヲ披見ス

(斎藤)
對鎮實、自小田彈正少弼所之書狀、加披見

(鎮光)
鎮光披之儀、別而調達之故、順路之覺悟顯然、

(言力)
□尤肝要候、心懸之次第案中候、彌每事可□□□□事、可爲祝着候、猶吉弘新(鎮信・宗四)介入道可申□□□□
(候、恐々謹言)

(元龜元年カ)
六月二日

(鎮実)
齋藤進士兵衛尉殿

(大友義鎮)
宗麟 在判

丹生莊

五八 大友宗麟義鎮跡目安堵狀

○丹生文書
大分県史料二〇

父鎮貞跡目ヲ安堵ス

父右京亮鎮貞（丹生）跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

六月十一日

（大友義鎮）
宗麟（花押）

丹生長満殿

五九 大友記

○大分県郷土史料集成
戦記篇二

伊藤三位屋形を奉頼事

日向國の住人伊藤三位入道、島津薩摩守義久と國を爭ひ戰事年久。然る處に伊藤が郎等、主を恨ることありて、俄に心替して島津勢を引入手合しければ、伊藤忽に討負、身を可寄かたなくして、豊後國へ打越しばらく忍びいたりしが、己が本意をとげんため、○中略こひねがはくば御武徳を以て、ふたゝび本國を領地仕度、若さも御座候はゞ、御厚恩には日向半國を差上げ申べくと、さまざまに申上げれば、宗麟公不便に思召老中を召され、伊藤入道の爲日州へ發向せしめ候間、急度國々へ陣おれいたし候へと仰出されければ、齋藤重實（鎮）申あげ候は、御進發の義御最に候へども、退て愚案をめぐらし候に、○中略彼といひ是と云ひ、今度の御合戦御身にあたらせ給ふ儀にても御座なく候。先時

齋藤鎮実日向出兵計画ヲ諫ム

吉弘鑑直ノ言

倭臣田原紹忍ヲ
重用ス

立花道雪ヲ毛利
押ヘニ筑前ニ派
遣ス

斎藤鎮実ハ武勇
道雪ニ劣ラザル
武將ナリ

田原紹忍ヲ重シ
当家滅却

を御待なされ可然由申上けれども御承引なく、急國々へふれおくり、各支度さふらへと仰出さるれば、かしこまり御前を罷立つ。其後老中吉弘鑑直へ打寄、終日日州御出馬の相談し、さまざまの物語のありけるに、吉弘鑑直申されしは誠に吾等式、申にくき事にて候へ共、今度の御弓箭は御大事とこそ存候へ。近年の御仕置一つとして能事なく、御領分六箇國の諸人あきはて居申候へば、何のよしみに一命を捨てかせぎ可申や。田原紹忍と云大倭人を御そうきやうなされ、國家の仕置、彼に被仰付候へば、御加恩諸人にこえて、己が威勢をのみたのしみ、おんあやまりあることも、御異見などを申上候へば、御意を背き身のなんにならん事を痛み、とかく御意をさへ取請候へば、吾身長久なりと心得、上をへつらひ下をかすめ、剩へ宗麟公をたぶらかし、吉利支丹の敵なりと國々の大社がらんを焼はらひ、或うちくづし、咎なき出家社人を殺し給ふ事、昔も悪行のためし多しといへども、加様の儀を終うけたまはらず、今度の御陣は神佛を破却し給天罰にても御負可有候。立花道雪御旗本に候はゞかく悪しきことばかりはあるまじけれども、中國境目毛利をさへのため筑前へつかはされ候。此儀宗麟公御内意を不知る人は御最の由申候へども、武勇道雪におとらぬ人は齋藤鎮實を始め、何れを遣はされても不足にはなけれ共、道雪御近所に有るを六箇敷思召被遣候。其のち吉岡宗觀、臼杵越中守在世の間は又御仕置も能かりつれども、兩人死去の後、田原紹忍に仕置被仰付、國家無道に取あつかひ候事、當家めつきやくの時節到來かと存候。○中
島津に負べきとはゆめ／＼不存。さりながら宗麟公、天理にそむき給ふ其とが争かのがれ給べきや。其家亡ぶべきしるしには、よろづ亂りがはしく成事にて御座候と、泪をながしくやまれけり。

○著者未詳。参考ノタメニ掲グ。『帆足萬里全集』『井樓纂聞』ニ、「大友記、不知何人所作、其撰述蓋在寛永中、記事疎漏、不免傳聞之謬、唯梅岳公諫豐侯事、爲可據也、」トアリ。

大友義統跡目安堵狀

○丹生文書
大分県史料一〇

父鎮貞ノ戦死ヲ
賞シ跡目ヲ安堵
ス

今度於日州高城表、父左京亮事、齋藤進士兵衛尉以同陣戦死、忠儀無比類候、必可成其感候、仍跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、
(大友義統)

(大正八年)
閏三月廿三日

丹生新十郎殿

○『大友家文書録』(『大分県史料』三三)ニ同文ヲ掲ゲ、宛名ヲ「丹生新七殿」トセリ。恐ラク『文書録』ノ誤写ナラン。尚左京亮ヲ鎮貞トスルハ、五八号文書ニヨル。

大友吉統知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三三

丹生莊三貫分ヲ
預ク

丹生庄之内、永富帶刀跡山之口三貫分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、
(大友吉統)

(大正十七年閏)
二月十七日

齋藤猪八殿

三 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

○上略

丹生衆十人連レ

天正十八年七月廿日(丹生)
、豊後あまべの郡にうしゆ十人つれ

小玉刑部殿 三浦與衛門殿 吉田甚三郎殿

細ノ浦

(細)
はその浦大田新助殿

○下略。白杵莊・佐伯莊ハ長文ニツキ、本卷ニ於テハ各莊關係分ヲ、ソレゾレ当該莊下ニ抄出ス。

三 大友吉統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

ス 八朔ノ祝儀ヲ謝

爲八朔之祝儀、太刀一腰并馬一疋鹿毛、送給候、祝著候、自是茂同一振進之候、嘉例計候、恐々謹言、

(天正十九年)
八月一日

(統実)
齋藤三左衛門尉殿

(大友)
吉 統 在判

丹生莊

四 大友吉統書狀寫

○平林文書
大分県史料一三

毛井村河獵ヲ命
ジ魚ヲ送レルヲ
謝ス
毛井・丹生莊河
境ノ裁判

(海部郡)
毛井村河獵之儀申付候處、堅固相調、肴濟々到來祝著候、殊毛井村・丹生庄河分堺目之儀、可被令
承知候、任前々之姿、裁判肝要候、恐々謹言、

(文禄元年頃乙)
十月十八日

(大友)
吉統(花押影)

竹中宮内少輔殿

平林神左衛門尉殿

五 豐臣秀吉朱印狀

○日向伊東文書
日向古文書集成

○(文禄二年カ)六月廿日。「佐賀郷史料」一五三号ニ收ム。本文省略。豊後国蔵入ノ事、及ビ遁走百姓還住
ノ事ニ係ル。

六六 豊後國海邊郡丹生莊御檢地帳寫

○渡辺澄夫藏
大分県史料一八

(表紙)

文錄貳年 久所村与八ヶ村之内

豊後國海邊郡丹生庄御檢地帳

中ノ村
久所村
上ノ村
政所村共二

山口玄番帳寫

○本帳ハ表紙ニハ久所村・政所村ノ二村ヲ標示スルモ、他ニ平田村(上ノ村)ヲ收ム。尚、田畠ノ別・田品・面積及ビ高ノ計算合致セザル所アリ。傍注(一)内ハ右計算ノ結果、不審ノ部分ヲ示ス。

丹生莊

久所村		中ノ村			
とうそん	上田	九畝拾五歩	壹石貳斗三升五合	通	春
同	上田	壹反貳拾貳歩	壹石三斗九升六合	同	人
なか追	中田	壹反九畝拾八歩	貳石壹斗五升六合	何右衛門	
同	下田	壹反八畝	壹石六斗貳升	道	珎
めうけん	中田	貳畝貳拾八歩	三斗貳升貳合	與	市
同	下畠	九畝拾八歩	五斗七升六合	通	春
寺前	上田	三反五畝拾歩	四石五斗九升三合	平	内
三百分	上田	八畝六歩	壹石六升五合	彦	四良
同	上田	八畝	壹石四升	新	五
めうけん	上田	六畝	七斗八升	大	通寺
同	上田	壹反四畝拾四歩	壹石八斗九升三合	半	介
同	中田	六畝	六斗六升	彌左衛門	
(マ)〇以下	下畠	貳畝 荒	壹斗貳升	六	郎
ひさけ原	下畠	三畝拾八歩	貳斗壹升六合	同	人
中田	中田	壹反八畝	壹石九斗八升	大	藏
くわい追	下田	壹反 永荒	九斗	右	近

丹生 莊

おはやし	下田	四畝	三斗六升	源十郎
おはやし	下田	三畝	貳斗七升	右近
同	下田	六畝	五斗四升	同
同	下田	壹畝七步	壹斗壹合 (升ノ誤カ)	同
くわい追	下田	壹畝	九升	同
同	下田	貳畝	壹斗八升	同
同	下田	貳拾四步	七升貳合	同
ひさけ原	下田	壹反六畝拾五步	壹石四斗八升五合	彌四郎
同	下田	貳畝拾貳步	貳斗壹升六合	龍波
同上カ	下田	壹反四畝七步	壹石八斗五升	扶閑
くわい追	下田	四畝貳拾三步	四斗貳升九合	右近
同	下田	貳畝	壹斗八升 (マ、)	同
同	中田	壹反四畝	壹石五斗四升 (マ、)	同
くわい追	下田	壹反六畝 (壹畝六歩カ)	壹石八合	同
同	中田	五畝貳拾八歩	六斗五升貳合	同
同	下田	六畝六歩 (壹ノ誤カ)	壹斗八合	右近
下田	貳拾四步	永荒	七升貳合	市平
ひさけ原	三反四畝五歩		三石七斗五升壹合	觀古

下畠	四步	八合	六郎
ひさけ原	五畝	四斗五升	右近
下田	貳畝貳拾歩 (六ノ誤カ)	四斗	助右衛門
ミとり	壹反壹畝三步	壹石壹斗壹升	彌四郎
同	五畝拾歩	四斗貳升七合	龍波
同	壹反貳拾六歩	壹斗五升	同
同	壹反五畝拾貳歩	壹石貳斗三升貳合	同
同	八畝拾八歩	八斗六升	安竹
同	三反三畝廿貳歩	三石三斗七升四合	平内
同	八畝貳拾歩	八斗六升七合	新十郎
ひ□た	四畝	四斗	同
同	四畝拾八歩	四斗六升	同
同	壹反貳畝廿四歩	壹石貳斗八升	同
同	三畝貳拾四歩	三斗八升	同
川ふち	貳畝拾貳歩	貳斗四升	同
同	八畝拾貳歩	六斗七升貳合	同
中畠	壹反六畝拾四歩	壹石三斗壹升八合	龍波
たかた	四畝拾六歩	四斗五升三合	扶閑

同	上畠	貳反三畝拾貳步	貳石三斗四升	新十郎
ひわはた	上畠	四反壹畝拾八步	四石壹斗六升	道 珍
かわらはた	中畠	七畝拾壹步	五斗九升	彌四郎
中畠	中畠	壹反三畝六步	壹石五升六合	源二郎
下畠	下畠	三畝	壹斗八升	樂 休
下畠	下畠	三畝拾步	貳斗	同 人
下畠	下畠	三畝	壹斗八升	同 人
下畠	下畠	四畝拾貳步	貳斗六升四合	同 人
中畠	中畠	九畝拾八步	七斗六升八合	彌十郎
中畠	中畠	壹反三畝	壹石四升	榮 休
上畠	上畠	八畝	八斗	彌十郎
かわらはた	中畠	壹反五畝拾步	壹石貳斗貳升七合	甚兵衛
同	上畠	七畝拾步	七斗三升三合	三 郎
同	中畠	貳畝	壹斗六升	彦四郎
同	下畠	六畝拾八步	三斗九升六合	宗 本
同	中畠	壹反貳畝貳步	九斗五升五合	縫 殿
同	上畠	貳反四畝廿壹步	貳石四斗七升	市 郎
かわらはた	上畠	五反四畝貳步	五石四斗七合	平 内

丹 生 莊

同	上畠	貳反四畝拾七步	貳石四斗五升六合	同 人
同	上畠	壹反五畝	壹石五斗	主 殿
やしきまへ	上畠	壹段貳畝四步	壹石貳斗壹升三合	彌四郎
同	中畠	壹段貳拾四步	八斗六升四合	三 郎
同	中畠	壹反貳畝廿七步	壹石三升貳合	大 藏
同	下畠	八畝貳步	四斗八升四合	同 人
同	下畠	六畝拾貳步	三斗八升四合	同 人
同	下畠	五畝拾步	三斗貳升	小源田
同	下畠	三畝貳拾貳步	貳斗壹升四合 (貳ノ誤カ)	同 人
同	下畠	三畝拾八步	貳斗壹升六合	同 人
同	下畠	六畝	三斗六升	同 人
屋敷	屋敷	三畝六步	三斗貳升	同 人
同(上カ)	下畠	貳反	貳石	同 人
ハリ林	下畠	貳畝	壹斗貳升	同 人
さし原	中畠	貳反貳畝拾貳步	壹石七斗九升貳合	半 介
同	中畠	壹反九畝拾五步	壹石五斗六升	主 殿
同	上畠	七畝貳拾步	七斗六升七合	同 人
同	屋敷	三畝壹步 (壹畝三步ノ誤カ)	壹斗壹升貳合	同 人

丹生莊

同	ひしきわき	貳畝拾貳步	壹斗四升四合	同	人
同	下畠	(卷ノ誤カ)			
同	中畠	四畝拾貳步	壹斗壹升貳合	同	人
のへた	下畠	八畝七步 永荒	四斗九升四合	八郎二郎	
同	下畠	八畝	四斗八升	主なし	
同	下畠	貳拾四步	四升八合	主なし	
同	下畠	壹畝六步	七升貳合	二郎右衛門	
同	中畠	壹反四畝廿八步	壹石壹斗九升四合	助九郎	
いはの木ノもと	中畠(田カ)	六畝拾貳步	七斗四合	三ノ丞	
同	中畠(田カ)	壹反三畝六步	壹石四斗五升貳合	助九良	
同	下畠(田カ)	壹反壹畝四步	壹石貳合	右近	
同	下畠	三畝六步	壹斗九升貳合	同	人
木かゝし	中畠	五畝六步	四斗壹升六合	同	人
同	下畠	四畝廿四步	貳斗八升八合	同	人
同	中畠	貳畝	壹斗六升	同	人
同	下畠(田カ)	四畝拾步	三斗九升	同	人
天神免	下畠	四畝拾九步	四斗壹升七合	市丞	
同	下畠	貳反五畝拾步	貳石貳斗八升	久八	
同	下畠	五畝拾步	四斗八升	同	人

同	下田	七畝拾步	六斗六升	同	人
ひろ山た	下田	五畝	四斗五升	宗本	
同	下田	壹反壹畝六步	壹石八合	同	人
同	下田	壹反	九斗	同	人
同	下田	壹反廿步	壹斗五升	助六	
同	下田	貳畝	壹斗八升	同	人
くりか谷	下田	四畝 永荒	三斗六升	宗本	
同	下田	貳畝	壹斗八升	助六	
おくか原	下田	四畝	三斗六升	得馬丞	
同	下田	壹畝	九升	甚三郎	
同	下畠	七畝	四斗貳升	同	人
ひしきはた	下畠	壹反	六斗	同	人
おくか原	下畠	壹反八畝	壹石八升	同	人
同	下田	壹反	九斗	同	人
同	下田	壹畝	九升	同	人
同	下田	三畝	貳斗七升	源十良	
同	下田	(卷ノ誤カ)			
山田中内	下田	貳反壹畝拾五步	壹石六升五合	同	人
同	下田	壹畝六步	壹斗八合	甚三郎	

同	下田	壹反三畝拾歩	壹石貳斗	采女	上畠	壹反七畝拾五歩	壹石七斗五升	彌二郎
同	下田	壹反六畝	壹石四斗四升	源右衛門	上畠	壹反七畝	壹石七斗	六郎
しての迫	下田	六畝	五斗四升	同 人	中畠	壹反八畝四歩	壹石四斗五升貳合	藏ノ丞
おか	下田	貳畝拾五歩	貳斗貳升五合	彌介	辻畠	三畝拾歩	貳斗	同 人
同	下田	拾貳歩	三升六合	藏之丞	辨齊天	壹反三畝	壹石壹斗七升	同 人
同	中田	壹反五畝廿六歩	壹石七斗四升五合	源右衛門	同	貳畝貳拾五歩	貳斗五升五合	觀古
辻ノ下	中田	四畝拾八歩	五斗六合	同 人	同	三畝拾歩	三斗	市之助
同	中田	貳畝貳拾四歩	三斗八合	彌介	同	三畝	貳斗七升	主計
同	中畠	拾四歩	三升八合	藤二郎	同	壹反三畝拾歩	壹石貳斗	善八
同	上田	壹反壹畝八歩	壹石四斗七升五合	留主坊	平ノ下	貳畝四歩	壹斗九升貳合	同 人
わさり	上田	八畝拾三歩	壹石九升六合	源右衛門	同	四反六畝廿歩	三石七斗三升三合	扶閑
辻ノ下	上田	三畝	三斗	藤二郎	同	壹反八畝拾九歩	壹石六斗七升七合	源右衛門
(畠カ)	上畠	貳畝	貳斗	彌介	同	三反三畝九歩	貳石六斗六升四合	市丞
同	屋敷	貳畝貳拾歩	貳斗六升七合	同 人	通めいし	壹畝拾八歩	壹斗四升四合	主なし
同	屋敷	九歩	三升	藤二郎	同	六畝貳歩	四斗八升五合	彌二郎
同	下田	拾五歩	九升五合	藏之丞	同	五畝拾八歩	四斗四升八合	彌介
同	屋敷	貳拾歩	六升七合	同 人	同	六畝拾五歩	五斗貳升	彌二郎
上畠	壹反四畝拾二歩	壹石四斗四升	加右衛門	中畠	同	三畝	貳斗四升	彌十郎

上田 しつかちん	六畝貳拾七步	九斗	彌介
上田	九畝拾八步	壹石貳斗四升八合	源右衛門
同	貳反貳拾七步	貳石貳斗九升九合	藤二郎
同	貳畝貳拾四步	三斗八合	主殿
同	壹畝五步	壹斗貳升八合	彌二郎
同	六畝貳步	六斗六升七合 (二升四合ノ誤カ)	藤二郎
中田	貳畝貳拾四步	貳斗四升	市ノ丞
中田	貳畝拾七步	貳斗六合	右近
中田	壹畝拾步	壹斗七合	善八
中田 (田ノ誤カ)	壹反五畝	壹石六斗五升	市ノ丞
中田	九畝	九斗九升	善八
中田	壹反三畝拾步	壹石四斗六升七合	彌七郎
中田	壹反五畝拾貳步	壹石六斗九升四合	助九郎
屋敷	七畝貳拾八步	七斗九升四合	六郎
上田 やしきはた	七畝貳拾四步	七斗八升	彌二郎
屋敷	壹畝貳拾步	壹斗六升七合	同人
下田 うろし田	壹反五畝三歩	九斗六合	六郎
上田	壹反六畝貳拾歩	壹石六斗六升七合	又右衛門

丹生莊

上田	五畝拾歩	五斗三升三合	彌四良
屋敷	壹畝	壹斗	同人
同 といの内	壹反貳畝	九斗六升	龍波
同	四畝拾貳歩	四斗四升	扶閑
同	壹反八畝	壹石八斗	二郎三郎
同 くわ原	三反九畝	三石五斗五升五合 ○誤写 アラシ	龍波
同 (下ノ誤カ)	六畝貳歩	五斗四升六合	宗本
同	六畝貳歩	六斗六升七合	銀右衛門
同	貳反四畝	貳石六斗四升	主計
同	壹反七畝	壹石八斗七升	同人
同	六畝拾五歩	七斗壹升五合	扶閑
同	貳反四畝貳拾四歩	貳石七斗貳升八合	覺右衛門
同	三反三畝	三石六斗三升	又右衛門
同	壹反貳畝拾壹歩	壹石三斗六升	新十良
同	九畝貳拾歩	壹石貳斗三合 ○誤写 アラシ	扶閑
同	八畝	八斗八升	舍人
同	四畝貳拾四歩	五斗貳升八合	八郎二郎
同	壹反三畝拾歩	壹石貳斗	大通寺

同	下田	壹畝	九升	同	人
同	下田	四畝	三斗六升	同	彌左衛門
同	下畠	貳畝	壹斗貳升	同	人
同	下畠	貳畝貳拾四步	壹斗六升八合	同	大通寺
おか	下畠	貳畝	壹斗貳升	同	彌左衛門
同	下畠	三畝拾步	貳斗	同	德用
同	下田	壹畝貳拾步	壹斗五升	同	半介
同	下畠	壹畝拾八步	九升六合	同	慮 (通カ) 春
ミワノカ迫	下畠	六畝四步	三斗六升八合	同	大通寺
同	下畠	三畝拾四步	貳斗八合	同	人
同	下畠	貳畝拾貳步	壹斗四升四合	同	半介
同	下畠	壹畝拾九步	九升八合	同	人
同	下畠	三畝六步	壹斗九升貳合	同	大通寺
同	下畠	壹畝拾八步	九升六合	同	人
同	下畠	六畝拾貳步	三斗八升四合	同	人
同	中田	壹反四畝拾八步	壹石六斗六合	同	善右衛門
同	中田	壹反六畝拾五步	壹石八斗壹升五合	同	市右衛門
同	下畠	六畝	三斗六升	同	大通寺

同	中畠	貳反六畝	貳石八斗六升	同	人
同	下田	六畝拾貳步	五斗七升六合	同	人
同	下畠	四畝拾貳步	貳斗六升四合	同	人
同	下畠	七畝拾四步	四斗四升八合	同	人
同	下田	壹反四畝五步	壹石貳斗七升五合	同	德用
同	下田	壹畝拾步	壹斗貳升	同	二郎三郎
同	下田	六畝貳拾步	六斗	同	彌左衛門
同	下田	拾貳步	三升六合	同	二郎三郎
同	下田	拾五步	四升五合	同	人
同	下田	五畝拾步	四斗八升	同	三吉
同	下田	九步	貳升七合	同	人
同	下田	六畝拾貳步	五斗七升六合	同	三藏
同	下田	六步	壹升八合	同	二郎三郎
同	下田	貳畝四步	壹斗九升貳合	同	人
同 (同ノ誤カ)	下畠	拾步	三升	同	ぬい
同	下畠	七畝六步	四斗三升貳合	同	人
同	下畠	貳拾步	四升	同	人
同	下畠	拾六步	三升貳合	同	人

同	中田	三反貳拾歩	三石三斗七升三合	理右衛門
	下畠	七畝貳拾四歩	四斗六升八合	大通寺
	下畠	三畝	壹斗八升	同人
	下畠	貳畝拾歩	壹斗四升	同人
	下畠	四畝八歩	貳斗五升六合	繼殿
のりノ平	下畠	壹畝貳拾歩	壹斗	大通寺
かたしろ	中田	壹反五畝貳拾歩	壹石六斗八升七合	市介
同	中田	八畝拾貳歩	九斗貳升四合	甚右衛門
のち	下畠	貳畝五歩	壹斗三升	徳用
かたしろ	中田	八畝	八斗八升	紹心
同	中田	八畝拾三歩	九斗貳升八合	市右衛門
同	中田	壹反九畝廿四歩	貳石壹斗七升八合	助右衛門
のち	下畠	貳畝貳拾歩	壹斗六升	大通寺
同	下畠	三畝貳拾貳歩	貳斗貳升四合	徳用
同	下畠	壹畝貳拾歩	壹斗	大通寺
同	中畠	壹畝貳拾歩	壹斗三升三合	半介
同	下畠	貳畝八歩 (貳拾脱力)	壹斗七升六合	大通寺
同	中田	七畝拾五歩	八斗貳升五合	三 (マ、ン)

丹生莊

同	中田	貳反五畝四歩	貳石七斗六升五合 (合ノ誤カ)	主計
同	中田	八畝六歩	九斗貳升	源内
のち	中田	六畝拾貳歩	七斗四合	何右衛門
同	中田	三畝拾八歩	三斗九升六合	主計
同	中田	壹畝貳拾四歩	壹斗九升八合	善二郎
同	中田	貳拾四歩	八升八合	新七郎
同(中ノ誤カ)	下田	貳拾歩	七升三合	甚右衛門
同	中田	壹畝拾八歩	壹斗七升六合	同人
同	中田	五畝拾歩	五斗八升七合	同人
同	中田	貳畝	貳斗貳升	彌左衛門
同	上畠	貳畝拾歩	貳斗三升三合	彌四郎
同	上田	壹畝貳拾四歩	貳斗三升四合	半介
同	上畠	三畝	三斗	彌左衛門
同	中田	貳拾歩	七升三合	善介
同	上畠	壹畝	壹斗	彌左衛門
やしき畠	上畠	壹畝五歩	壹斗壹升七合	同人
同	上畠	六畝拾貳歩	六斗四升	徳用
同	屋敷	壹畝拾貳歩	壹斗四升	同人

丹生莊

同	とうあんてん	中畝	六畝拾五歩	五斗貳升	與十郎
同	中畝	六畝貳歩	四斗八升五合	大通寺	
まへ	中田	壹反五畝五歩	壹石六斗六升八合	矢野	
同	中畝	貳畝廿八歩	貳斗三升四合	同人	
かやき	中田	拾六歩	五升九合	徳用	
同	中田	拾歩	三升七合	治右衛門	
同	中田	四畝	四斗四升	八郎左衛門	
同	下畝	貳畝	壹斗貳升	市介	
同	下田	八歩	貳升四合	與介	
同	下田	拾八歩	五升四合	市介	
同	中田	壹畝拾歩	壹斗四升七合	同人	
六	同十はた	壹反八畝六歩	壹石四斗五升七合	徳用	
同	中畝	九畝拾六歩	七斗六升三合	清右衛門	
同	中畝	八畝貳拾歩	六斗九升三合	右近	
同	中畝	壹反壹畝八歩	九斗	宗分	
同	上畝	壹反貳畝	壹石貳斗	八郎二郎	
同	上畝	四畝拾六歩	四斗五升三合	源内	
同	中畝	壹反七畝拾八歩	壹石四斗八合	新五	

同	中畝	壹反三畝拾八歩	壹石八升八合	市介	
同	中畝	壹反壹畝廿壹歩	九斗三升六合	主計	
同	中畝	壹反四畝	壹石壹斗貳升	宗分	
同	中畝	四畝貳拾歩	三斗七升三合	新五	
同	中畝	貳反九畝五歩	貳石三斗三升三合	二郎三郎	
同	中畝	壹反貳畝拾八歩	壹石貳升八合 アヲ	新五	
同	上畝	九畝拾六歩	九斗五升三合	市介	
同	上畝	五畝三歩	五斗壹升	同人	
同	上畝	貳畝廿八歩	貳斗九升四合	同人	
やしきはた	上畝	貳畝貳拾五歩 (拾五歩ノ誤カ)	貳斗五升	新五	
古いち	上畝	貳畝拾歩	貳斗三升三合	源内	
同	屋敷	貳拾歩	六升七合	新五	
やしきはた	中田	壹畝貳拾歩 (六脱カ)	貳斗五合	市介	
同	屋敷	壹畝五歩	壹斗壹升七合	同人	
古市	中畝	三畝貳拾貳歩	貳斗九升八合	新五	
同	中畝	貳畝貳拾歩	貳斗壹升三合	八郎二郎	
同	上畝	壹反壹畝四歩	壹石壹斗壹升三合	彌千	
同	中畝	壹反壹畝貳拾歩	九斗三升三合	彌左衛門	

同	上畠	六畝拾九步	六斗六升三合	縫	殿	中畠	貳反八畝	貳石貳斗四升	同	人	
やしき畠	中畠	三畝拾歩	貳斗六升七合	通	春	中畠	壹反三畝拾歩	壹石六升七合	左之進		
屋敷	門まへ	貳拾歩	六升七合	同	人	中畠	壹反三畝廿六歩	壹石壹斗九合	清右衛門		
同	上田	三畝貳拾四歩	四斗九升三合	徳	用	中畠	七畝六歩	五斗七升六合	左之進		
同	上畠	壹畝廿歩	壹斗六升七合	同	人	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿	
同	中畠	壹畝	八升	同	人	同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
同	上田	五畝貳拾六歩	七斗六升壹合	縫	殿	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人	
同	下田	四畝八歩	貳斗五升六合	市	介	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	下畠	三畝拾五歩	貳斗壹升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	下畠	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	彌左衛門		同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
同	下畠	貳拾歩	四升八合	通	春	同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人
道はた	下田	貳歩	六合	彌左衛門		同	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿
中畠	中畠	六畝貳拾歩	五斗三升三合	甚右衛門		同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
はへかや	上畠	壹反六畝廿四歩	壹石六斗八升	何右衛門		同	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人
やしき畠	上畠	三畝八歩	三斗貳升八合	同	人	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	屋敷	壹畝拾貳歩	壹斗四升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	屋敷	壹畝拾歩	壹斗三升三合	縫	殿	同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
上畠	上畠	壹反貳拾歩	壹石六升七合	又右衛門		同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人

同	上畠	六畝拾九步	六斗六升三合	縫	殿	中畠	貳反八畝	貳石貳斗四升	同	人	
やしき畠	中畠	三畝拾歩	貳斗六升七合	通	春	中畠	壹反三畝拾歩	壹石六升七合	左之進		
屋敷	門まへ	貳拾歩	六升七合	同	人	中畠	壹反三畝廿六歩	壹石壹斗九合	清右衛門		
同	上田	三畝貳拾四歩	四斗九升三合	徳	用	中畠	七畝六歩	五斗七升六合	左之進		
同	上畠	壹畝廿歩	壹斗六升七合	同	人	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿	
同	中畠	壹畝	八升	同	人	同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
同	上田	五畝貳拾六歩	七斗六升壹合	縫	殿	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人	
同	下田	四畝八歩	貳斗五升六合	市	介	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	下畠	三畝拾五歩	貳斗壹升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	下畠	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	彌左衛門		同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
同	下畠	貳拾歩	四升八合	通	春	同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人
道はた	下田	貳歩	六合	彌左衛門		同	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿
中畠	中畠	六畝貳拾歩	五斗三升三合	甚右衛門		同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
はへかや	上畠	壹反六畝廿四歩	壹石六斗八升	何右衛門		同	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人
やしき畠	上畠	三畝八歩	三斗貳升八合	同	人	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	屋敷	壹畝拾貳歩	壹斗四升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	屋敷	壹畝拾歩	壹斗三升三合	縫	殿	同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
上畠	上畠	壹反貳拾歩	壹石六升七合	又右衛門		同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人

同	上畠	六畝拾九步	六斗六升三合	縫	殿	中畠	貳反八畝	貳石貳斗四升	同	人	
やしき畠	中畠	三畝拾歩	貳斗六升七合	通	春	中畠	壹反三畝拾歩	壹石六升七合	左之進		
屋敷	門まへ	貳拾歩	六升七合	同	人	中畠	壹反三畝廿六歩	壹石壹斗九合	清右衛門		
同	上田	三畝貳拾四歩	四斗九升三合	徳	用	中畠	七畝六歩	五斗七升六合	左之進		
同	上畠	壹畝廿歩	壹斗六升七合	同	人	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿	
同	中畠	壹畝	八升	同	人	同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
同	上田	五畝貳拾六歩	七斗六升壹合	縫	殿	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人	
同	下田	四畝八歩	貳斗五升六合	市	介	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	下畠	三畝拾五歩	貳斗壹升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	下畠	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	彌左衛門		同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
同	下畠	貳拾歩	四升八合	通	春	同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人
道はた	下田	貳歩	六合	彌左衛門		同	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿
中畠	中畠	六畝貳拾歩	五斗三升三合	甚右衛門		同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
はへかや	上畠	壹反六畝廿四歩	壹石六斗八升	何右衛門		同	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人
やしき畠	上畠	三畝八歩	三斗貳升八合	同	人	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	屋敷	壹畝拾貳歩	壹斗四升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	屋敷	壹畝拾歩	壹斗三升三合	縫	殿	同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
上畠	上畠	壹反貳拾歩	壹石六升七合	又右衛門		同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人

同	上畠	六畝拾九步	六斗六升三合	縫	殿	中畠	貳反八畝	貳石貳斗四升	同	人	
やしき畠	中畠	三畝拾歩	貳斗六升七合	通	春	中畠	壹反三畝拾歩	壹石六升七合	左之進		
屋敷	門まへ	貳拾歩	六升七合	同	人	中畠	壹反三畝廿六歩	壹石壹斗九合	清右衛門		
同	上田	三畝貳拾四歩	四斗九升三合	徳	用	中畠	七畝六歩	五斗七升六合	左之進		
同	上畠	壹畝廿歩	壹斗六升七合	同	人	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿	
同	中畠	壹畝	八升	同	人	同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
同	上田	五畝貳拾六歩	七斗六升壹合	縫	殿	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人	
同	下田	四畝八歩	貳斗五升六合	市	介	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	下畠	三畝拾五歩	貳斗壹升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	下畠	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	彌左衛門		同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
同	下畠	貳拾歩	四升八合	通	春	同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人
道はた	下田	貳歩	六合	彌左衛門		同	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿
中畠	中畠	六畝貳拾歩	五斗三升三合	甚右衛門		同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
はへかや	上畠	壹反六畝廿四歩	壹石六斗八升	何右衛門		同	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人
やしき畠	上畠	三畝八歩	三斗貳升八合	同	人	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	屋敷	壹畝拾貳歩	壹斗四升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	屋敷	壹畝拾歩	壹斗三升三合	縫	殿	同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
上畠	上畠	壹反貳拾歩	壹石六升七合	又右衛門		同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人

同	上畠	六畝拾九步	六斗六升三合	縫	殿	中畠	貳反八畝	貳石貳斗四升	同	人	
やしき畠	中畠	三畝拾歩	貳斗六升七合	通	春	中畠	壹反三畝拾歩	壹石六升七合	左之進		
屋敷	門まへ	貳拾歩	六升七合	同	人	中畠	壹反三畝廿六歩	壹石壹斗九合	清右衛門		
同	上田	三畝貳拾四歩	四斗九升三合	徳	用	中畠	七畝六歩	五斗七升六合	左之進		
同	上畠	壹畝廿歩	壹斗六升七合	同	人	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿	
同	中畠	壹畝	八升	同	人	同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
同	上田	五畝貳拾六歩	七斗六升壹合	縫	殿	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人	
同	下田	四畝八歩	貳斗五升六合	市	介	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	下畠	三畝拾五歩	貳斗壹升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	下畠	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	彌左衛門		同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
同	下畠	貳拾歩	四升八合	通	春	同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人
道はた	下田	貳歩	六合	彌左衛門		同	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿
中畠	中畠	六畝貳拾歩	五斗三升三合	甚右衛門		同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
はへかや	上畠	壹反六畝廿四歩	壹石六斗八升	何右衛門		同	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人
やしき畠	上畠	三畝八歩	三斗貳升八合	同	人	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	屋敷	壹畝拾貳歩	壹斗四升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	屋敷	壹畝拾歩	壹斗三升三合	縫	殿	同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
上畠	上畠	壹反貳拾歩	壹石六升七合	又右衛門		同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人

同	上畠	六畝拾九步	六斗六升三合	縫	殿	中畠	貳反八畝	貳石貳斗四升	同	人	
やしき畠	中畠	三畝拾歩	貳斗六升七合	通	春	中畠	壹反三畝拾歩	壹石六升七合	左之進		
屋敷	門まへ	貳拾歩	六升七合	同	人	中畠	壹反三畝廿六歩	壹石壹斗九合	清右衛門		
同	上田	三畝貳拾四歩	四斗九升三合	徳	用	中畠	七畝六歩	五斗七升六合	左之進		
同	上畠	壹畝廿歩	壹斗六升七合	同	人	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿	
同	中畠	壹畝	八升	同	人	同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
同	上田	五畝貳拾六歩	七斗六升壹合	縫	殿	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人	
同	下田	四畝八歩	貳斗五升六合	市	介	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	下畠	三畝拾五歩	貳斗壹升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	下畠	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	彌左衛門		同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
同	下畠	貳拾歩	四升八合	通	春	同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人
道はた	下田	貳歩	六合	彌左衛門		同	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿
中畠	中畠	六畝貳拾歩	五斗三升三合	甚右衛門		同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
はへかや	上畠	壹反六畝廿四歩	壹石六斗八升	何右衛門		同	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人
やしき畠	上畠	三畝八歩	三斗貳升八合	同	人	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	屋敷	壹畝拾貳歩	壹斗四升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	屋敷	壹畝拾歩	壹斗三升三合	縫	殿	同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
上畠	上畠	壹反貳拾歩	壹石六升七合	又右衛門		同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人

同	上畠	六畝拾九步	六斗六升三合	縫	殿	中畠	貳反八畝	貳石貳斗四升	同	人	
やしき畠	中畠	三畝拾歩	貳斗六升七合	通	春	中畠	壹反三畝拾歩	壹石六升七合	左之進		
屋敷	門まへ	貳拾歩	六升七合	同	人	中畠	壹反三畝廿六歩	壹石壹斗九合	清右衛門		
同	上田	三畝貳拾四歩	四斗九升三合	徳	用	中畠	七畝六歩	五斗七升六合	左之進		
同	上畠	壹畝廿歩	壹斗六升七合	同	人	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿	
同	中畠	壹畝	八升	同	人	同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
同	上田	五畝貳拾六歩	七斗六升壹合	縫	殿	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人	
同	下田	四畝八歩	貳斗五升六合	市	介	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	下畠	三畝拾五歩	貳斗壹升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	下畠	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	彌左衛門		同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
同	下畠	貳拾歩	四升八合	通	春	同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人
道はた	下田	貳歩	六合	彌左衛門		同	下畠	貳畝拾五歩	壹斗五升	主	殿
中畠	中畠	六畝貳拾歩	五斗三升三合	甚右衛門		同	下畠	六畝七歩	三斗七升四合	市之丞	
はへかや	上畠	壹反六畝廿四歩	壹石六斗八升	何右衛門		同	中畠	三畝六歩	貳斗六升六合	同	人
やしき畠	上畠	三畝八歩	三斗貳升八合	同	人	同	中田	三反貳畝廿貳歩	三石六斗	同	人
同	屋敷	壹畝拾貳歩	壹斗四升	同	人	同	中田	六畝拾八歩	七斗貳升六合	大	藏
同	屋敷	壹畝拾歩	壹斗三升三合	縫	殿	同	中畠	壹反七畝拾歩	壹石三斗八升七合	彌七郎	
上畠	上畠	壹反貳拾歩	壹石六升七合	又右衛門		同	中田	五畝拾五歩	六斗五合	同	人

同	上畠	六畝拾九步	六斗六升三合	縫	殿	中畠	貳反八畝	貳石貳
---	----	-------	--------	---	---	----	------	-----

丹生莊

しやりた 上田	七畝	九斗壹升	市之丞
ハキやしき 上田	三畝貳拾貳步	四斗八升五合	加右衛門
同	壹畝五步	壹斗貳升八合	同 人
同	壹反貳畝八步	九斗八升壹合	同 人
古やしき 上畠	四畝	四斗	同 人
ついでのはな 中畠	五畝拾步	四斗貳升七合	右 近
同	壹反七畝拾步	壹石九斗八合	治兵衛
同	貳畝	壹斗八升	同 人
かうりんし 上田	三反六畝廿五步	四石七斗八升八合	宗 本
同	八畝貳拾步	八斗六升七合	甚兵衛
同	壹反六畝廿步	壹石六斗六升七合	同 人
同	七畝拾步	五斗八升七合	舍 人
屋敷局 中畠 (上九)	貳畝貳拾步	貳斗六升七合	同 人
同	六畝拾八步	六斗六升	甚兵衛
屋敷	三畝拾八步	三斗六升	同 人
屋敷	貳拾步	六升七合	六 郎
うせやしき 中畠	貳畝貳拾步	貳斗六升七合	香林寺
かうりんし 中畠	貳反六畝貳拾步	貳石壹斗三升三合	甚兵衛

中尾 下畠	三畝	壹斗八升	道 鏖
同	貳畝貳拾步	壹斗六升	同 人
同	壹反九畝六步	壹石壹斗五升貳合	彌兵衛
同	貳反四畝拾六步	壹石九斗六升三合	道 鏖
同	貳反壹畝拾步	壹石七斗七合	彌兵衛
同	貳反三畝拾步	壹石八斗六升七合	同 人
中谷 中田	九畝五步	壹石八合	助二郎
谷 中田	六畝拾五步	七斗壹升五合	二郎右衛門
こなかし 中畠	壹畝貳步	八升五合	彌七郎
野島迫 中田	三畝六步	三斗五升貳合	同 人
同	六畝四步	三斗六升八合	市之丞
同	七畝拾步	五斗八升七合	彌七郎
屋敷	九步	三升	同 人
屋敷	壹畝拾步	壹斗三升三合	市之丞
やしきはた 上畠	九畝	九斗	同 人
のはた 上畠	三畝拾八步	三斗六升	同 人
同	壹反三畝	壹石三斗	新兵衛
同 中畠	拾步	貳升七合	市之丞

同	中田	壹畝	壹斗壹升	同	人
はる(田)	下畠	貳畝拾貳步	壹斗四升四合	同	甚右衛門
同	下畠	六畝拾貳步	三斗八升四合	同	人
同	下畠	壹反三畝拾八步	八斗壹升六合	同	人
同	中畠	貳畝貳拾步	貳斗壹升三合	同	人
同	中畠	貳畝拾五步	貳斗	同	人
同	中畠	壹反五畝拾貳步	壹石貳斗三升貳合	同	市之丞
同	中畠	四畝拾五步	三斗六升	同	人
よし	下田	壹反八畝拾步	壹石六斗五升	同	宗本
まへしり	下畠	四畝八步	貳斗五升六合	同	市之丞
同	下田	壹畝貳拾步	壹斗五升	同	宗本
同	下畠	四畝貳拾七步	貳斗九升四合	同	同
同	中畠	三畝拾八步	貳斗八升八合	同	市之丞
同	下田	貳畝貳拾四步	貳斗五升貳合	同	宗本
ミヤサ	上畠	四畝六步	四斗貳升	同	三之丞
くり懸	中畠	壹反貳畝	九斗六升	同	宗本
同	中畠	三反四畝	貳石七斗貳升	同	紹心
辻	中畠	三畝拾步	貳斗六升七合	同	宗本

丹生莊

同	中畠	貳畝貳拾步	貳斗壹升六合	同	人
同	中畠	七畝拾步	五斗八升七合	同	人
同	中畠	七畝六步	五斗七升六合	同	人
宗かくし	下畠	壹畝貳拾步	壹斗	同	彌十良
同	屋敷	五畝	五斗	同	道鑑
ミヤサ(力)	上田	八畝拾六步	壹石壹斗壹升	同	八郎右衛門
同	上田	壹反貳畝	壹石五斗六升	同	源介
同	上田	七畝拾四步	九斗七升	同	甚右衛門
同	上田	壹畝拾四步	壹斗九升	同	新五
同	上田	貳畝七步	貳斗九升	同	市右衛門
同	上田	八畝	壹石四升	同	藤兵衛
同	中田	壹反貳畝三步	壹石四升五合	同	彌介
同	中田	三畝三步	三斗四升壹合	同	八郎左衛門
同	下畠	六畝拾八步	三斗九升六合	同	人
同	下田	貳畝	壹斗八升	同	市右衛門
同	下田	壹畝拾步	壹斗貳升	同	九郎左衛門
ミヤサ(力)	下畠	拾八步	三斗六合	同	人

丹生莊

屋しきはた 中畠	四畝貳拾四步	四斗八升	同	人
屋敷 (カ)	拾貳步	四升	同	人
同上	八畝拾貳步	八斗四升	新之丞	
屋しきはた 中畠	六畝九步	六斗三升	市郎	
屋敷 (カ)	拾五步	五升	同	人
同上	五畝拾步	三斗貳升	藤二郎	
同上	壹反貳畝拾貳步	七斗四升四合	同	人
同上	六畝貳拾步	五斗三升三合	又二郎	
同上	九畝貳拾四步	七斗八升四合	金之丞	
同上	四畝貳拾步	貳斗八升	助右衛門	
同上	五畝拾五步	四斗四升	同	人
同上	壹反貳畝	壹石貳斗	三之丞	
同上	壹反四畝	壹石四斗	金之丞	
屋しき 上畠	七畝六步	七斗貳升	三之丞	
同上	貳畝	貳斗	同	人
同上	壹反三畝	壹石四升	同	人
同上	五畝拾步	三斗貳升	同	人

同	下田	貳畝拾五步	貳斗貳升五合	同	人
同	中畠	八畝	六斗四升	同	人
同	下畠	壹畝拾貳步	八升四合	新介	
同	中畠	壹反八畝	壹石四斗四升	新右衛門	
同	中畠	壹畝貳拾六步	壹斗四升九合	宗本	
同	中畠	八畝	六斗四升	助右衛門	
同	上畠	壹反六畝廿四步	壹石六斗八升	宗本	
同	上畠	壹反貳畝五步	壹石貳斗壹升七合	平内	
同	上畠	八畝貳拾步	八斗六升七合	九郎左衛門	
同	上畠	九畝貳拾四步	九斗八升	紹真	
同	上畠	壹反八步	壹石貳升七合	同人	
同	上畠	壹反拾貳步	壹石四升	宗本	
同	上畠	五畝四步	五斗壹升三合	右近	
同	上畠	壹反壹畝拾貳步	壹石壹斗四升	新介	
はる	上畠	九畝拾步	九斗三升三合	市右衛門	
同	上畠	五畝貳拾六步	五斗八升七合	宗本	
同	上畠	九畝拾步	九斗三升三合	新介	
同	上畠	四畝拾步	四斗五升三合	三四良	

丹生莊

やしき 上畠	拾六歩	五升三合	同	人
ミマサ 下田	壹畝貳拾歩	壹斗五升	同	人
おか内 中畠	四畝	三斗貳升	大	藏
同	六畝貳拾八歩	五斗五升四合	同	人
同	六畝拾八歩	六斗六升	同	人
同	壹反貳畝	壹石八升	同	人
同	貳畝拾歩	貳斗六升七合	市	郎
おかの内 上畠	貳畝貳歩	貳斗七升	同	人
同	貳畝拾五歩	貳斗五升	同	人
同	五畝	貳斗	同	人
同	三畝拾歩	五斗六升	同	人
そう覺寺 下畠	九畝拾歩	壹斗貳升	宗	覺寺
同	壹畝拾歩	壹斗貳升	同	人
同	貳畝	壹斗八升	又	右衛門
同	貳畝三歩	壹斗六升八合	大	藏
同	貳畝三歩	壹斗六升 (八合脱力)	同	人
同	三畝八歩	貳斗六升壹合	同	人
同	三畝貳拾貳歩	貳斗九升八合	三	四郎

はる 上畠	三反壹畝貳拾歩	三石壹斗六升七合	宗	本
同	壹反貳拾歩	八斗五升三合	扶	閑
同	五畝拾歩	四斗貳升七合	宗	本
同	壹反拾七歩	六斗三升四合	右	近
同	六畝拾貳歩	五斗壹升貳合	彌	二郎
同	貳畝拾貳歩	壹斗四升四合	同	人
同	壹反壹畝六歩	八斗九升六合	源	十郎
同	壹反七畝拾歩	壹石四升	同	人
同	六畝貳拾歩	四斗	右	近
同	九畝拾九歩	五斗七升八合	同	人
同	壹反四畝七歩 (拾脱力)	壹石壹斗六升五合	宗	本
同	五畝拾壹歩	四斗三升	同	人
同	四畝	四斗	同	人
同	壹畝貳拾歩	壹斗三升三合	同	人
同	九畝三歩	七斗貳升八合	紹	眞
大藏屋しき 屋敷	貳畝貳拾歩	貳斗六升七合	龍	波
同	五畝拾歩	三斗貳升	同	人
同	壹反貳畝廿四歩	壹石貳升四合	紹	眞

同	中畠	壹反八畝	壹石四斗四升	同	人
屋しき	中畠	貳反	貳石	同	人
しえの上	中畠	壹反	壹石	同	人
(上カ)	下田	八畝拾五歩	七斗六升六合	同	人
しえの下	下田	壹反八畝六歩	壹石六斗三升八合	同	人
同	下田	七畝拾歩	六斗六升	宗	本
くり縣谷口	下田	三畝拾貳歩	三斗六升	紹	眞
同	下田	壹畝拾貳歩	壹斗三升貳合	同	人
同	下田	壹畝貳拾八歩	壹斗七升四合	同	人
同	下田	壹反壹畝	九斗九升	彌七郎	
同	中田	六畝貳拾四歩	七斗四升八合	同	人
同	中田	四畝貳拾歩	五斗壹升三合	紹	眞
そうかくしか谷	中田	壹段壹畝拾六歩	壹石貳斗七升	宗	覺寺
同	中田	壹反四畝三歩	壹石五斗五升	同	人
同	中田	四畝拾貳歩	四斗八升四合	助右衛門	
同	中田	五反三畝拾歩	五石八斗六升七合	宗	覺寺分
ひしき上畠カ	中畠	六畝拾貳歩	六斗四升	紹	眞
くりかけの迫	下田	三畝	貳斗七升	與	八郎

丹生莊

田畠屋敷共ニ

合四百貳拾三石七斗八升八合

内

百八拾六石七斗貳升五合

貳百拾九石六斗三升六合

拾七石四斗貳升七合

田方

畠方

屋敷

○石高集計
合致セズ

丹生莊

一八二

かやき	下田	六畝拾歩	上ノ村	六斗三升三合	新左衛門	同	佛迫	下田	壹畝拾四歩	壹斗四升七合	妙秋庵
同	下畠	五畝	同	三斗五升	同 人	同	同	下田	八畝貳拾歩	八斗六升七合	桂禮寺
くり後	中田	六畝貳拾四歩	同	八斗壹升六合	主 計	同	同	下田	壹畝廿歩	壹斗六升七合	甚 介
同	中田	八畝貳拾歩	同	壹石四升	伊勢千世	同	同	下畠	壹畝拾歩	九斗三合	藤五郎
同	下田	壹反貳畝拾歩	同	壹石貳斗三升三合	宗 正	同	同	下畠	壹畝廿四歩	壹斗貳升六合	同 人
同	下田	八畝拾貳歩	同	八斗三升九合	宮 内	同	同	下畠	貳拾四歩	五升六合	甚 介
同	屋敷	壹反貳畝	同	壹石貳斗	甚右衛門	同	同	下畠	壹畝拾八歩	壹斗壹升貳合	同 人
同	下畠	三畝貳拾貳歩	同	貳斗六升	同 人	まこの上	同	下畠	貳畝貳拾歩	壹斗八升七合	同 人
同	下田	六畝	同	六斗	同 人	同	同	下畠	貳拾歩	四升七合	同 人
大通寺下	下畠	四畝拾六歩	同	三斗壹升六合	喜 介	同	同	下畠	拾五歩	三升五合	同 人
同	下畠	壹畝六歩	同	八升三合	同 人	同	同	下畠	貳拾四歩	貳斗貳升四合	同 人
同	屋敷	貳畝三歩	同	貳斗九合	半 介	同	同	中畠	壹畝拾五歩	五升六合	同 人
喜尾	中畠	六畝	同	五斗四升	大通寺	同	同	中畠	貳畝	壹斗三升五合	右馬之丞
同	屋敷	壹畝貳拾歩	同	壹斗六升七合	同 人	同	同	下畠	五畝六歩	三斗六升四合	七郎右衛門
大通寺	下畠	八歩	同	壹升九合	同 人	同	同	下畠	三畝八歩	貳斗貳升九合	同 人
おか追	下田	七畝拾五歩	同	七斗五升	治右衛門	はみ	同	中畠	七畝貳拾歩	六斗九升	右馬之丞
同	下田	四畝六歩	同	四斗貳升	縫 殿	ふ定	同	上田	貳反八歩	貳石八斗三升七合	藤五郎

同	上田	八畝貳拾四步	壹石貳斗三升貳合	與右衛門
同	上田	壹反三畝拾八步	壹石九斗四合	河内
同	上田	六畝拾貳步	八斗九升六合	安竹
同	上田	五畝	七斗	左近
同	中田	三畝六步	三斗八升七合	安竹
はいわん	中畠	九畝五步	八斗貳升五合	同
同	屋敷	壹畝拾步	壹斗三升三合	同
ひさこ	屋敷	五畝六步	五斗壹升〇〇誤写アラシ	一郎右衛門
同	屋敷	貳拾四步	八升	甚右衛門
同	下畠	貳拾四步	五升六合	甚介
同	下畠	七畝貳拾四步	五斗四升壹合	甚兵衛
同	屋敷	貳畝拾貳步	貳斗四升	左近
同	下畠	壹畝拾步	九升三合	彌二郎
同	下畠	三畝六步	貳斗貳升四合	甚介
ひし畠	下畠	壹畝六步	八升四合	同
同	下畠	壹反貳畝八步	八斗五升九合	同
同	中畠	壹反七畝拾步 (七ノ誤カ)	壹石五斗五升三合	同人
同	下畠	五畝拾步	三斗七升三合	同人

丹生莊

同	中畠	壹反五畝拾八步	壹石四斗四合	左馬
とまや	屋敷	三畝貳拾貳步	三斗七升三合	河内
同	下畠	貳畝拾步	壹斗六升五合	同人
古政所	屋敷	六畝	六斗	藤五良
同	中畠	壹反八畝廿步	壹石六斗八升	同人
同	屋敷	壹反四畝廿步	壹石四斗九升三合	右馬介
同	中畠	貳畝拾貳步	貳斗四升	三吉
同	屋敷	七畝六步	七斗貳升	八郎右衛門
同	屋敷	八畝拾貳步	八斗四升	宗正
いちのせ	中畠	八畝	七斗貳升	道作
同	上田	七畝拾步	壹石貳斗六合 (升ノ誤カ)	同人
いのしり	上田	壹反五畝	貳石壹斗	與右衛門
古政所	中畠	四畝貳拾步	四斗貳升	市助
いのしり	上田	壹反貳畝廿五步	壹石七斗九升七合	妙秋庵
同	上田	壹反六畝廿四步	貳石三斗五升貳合	道作
同	上田	壹反貳畝廿步	壹石七斗七升四合	右馬助
ふしの宮	中田	壹反八畝廿步	貳石貳斗四升	三河
同	下田	壹畝	壹斗	甚介

丹生莊

同	下畠	貳畝拾貳步	壹斗六升八合	三	河
同	屋敷	五畝拾步	五斗三升三合	同	人
同	中畠	壹反九畝六步	壹石七斗貳升八合	同	人
同	下畠	貳拾四步	五升六合	同	人
同	中畠	九畝拾六步	八斗四升八合 _{テラン} 〇誤写	同	人
同	中畠	壹反六畝拾貳步	壹石四斗八升貳合 _右 〇同	同	人
同	下畠	壹反四步	七斗九合	同	人
同	屋敷	貳拾四步	七升九合	同	人
同	下畠	三畝	貳斗壹升	同	人
同	中畠	貳畝	壹斗八升	同	人
同	中畠	貳反貳拾步	貳石四升 _{斗ノ誤カ}	同	人
同	屋敷	壹反廿六步 _(畝ノ誤カ)	壹斗三升 _{テラン} 〇誤写	同	人
同	下畠	壹反拾貳步	七斗貳升八合	同	人
同	下畠	壹畝拾步	九升三合	同	人
同	屋敷	三畝六步	三斗貳升	同	人
同	中畠	貳反四畝	貳石壹斗六升	同	人
同	下田	壹畝拾五步	壹斗五升	同	人
同	上田	壹反三畝廿六步	壹石九斗四升壹合	同	人

同	上田	六畝	八斗四升	河	内
同	上田	七畝廿步	壹石七升三合	宗	吉
同	上田	五反八畝八步	八石壹斗五升七合	何	右衛門
同	上田	壹反五畝拾步	貳石壹斗四升六合	同	人
同	上田	九畝六步	壹石貳斗八升八合 _{斗脱カ}	又	右衛門
同	上田	八畝拾貳步	壹石壹斗七升六合	與	助
同	上田	壹反六畝廿四步	貳石三斗五升貳合	瀬	右衛門
同	上田	七畝	九斗八升	右	近
同	上田	四畝六步	五斗八升八合	扶	閑
同	上田	五畝拾八步	七斗八升四合	雪	ノ丞
同	上田	四畝六步	五斗八升八合	三	右衛門
同	上田	貳畝貳拾四步	三斗九升貳合	伊	勢千代
同	上田	五畝拾八步	七斗八升四合	三	ノ丞
同	上田	貳畝廿四步	三斗九升二合	扶	閑
同	上田	五畝拾八步	七斗八升四合	瀬	右衛門
同	上田	壹反三畝	壹石八斗貳升	右	近
同	上田	五畝拾八步	七斗八升四合	七	郎
同	上田	五畝拾八步	七斗八升四合	助	九郎
同	上田	三反	四石貳斗	助	九郎

同	上田	壹反貳畝	壹石六斗八升	瀬右衛門
同	上田	壹反六畝拾五步	貳石三斗壹升	何右衛門
同	上田	壹畝拾六步	貳斗壹升五合	万千世
同	上田	壹反貳畝八步	壹石七斗壹升七合	扶閑
同	上田	壹畝拾六步	貳斗壹升五合	宗七 （マ、） ん
同	上田	三畝貳步	四斗貳升九合	宗正
同	上田	六畝四步	八斗五升八合	右近多 （マ、）
ふしみや	中畠	貳畝貳拾步	貳斗四升	三河
同	上田	貳反拾五步	貳石八斗七升	三右衛門
同	上田	九畝貳拾六步	壹石三斗八升壹合	源内
同	上田	壹反壹畝廿步	壹石六斗三升三合	孫右衛門
同	中田	壹反壹畝	壹石三斗貳升	才介
同	上田	七畝拾四步	壹石四升四合	右近
同	上田	四畝貳拾四步	六斗七升壹合	伊勢千代
同	上田	三畝六步	四斗八升八合 （マ、） 誤写	瀬右衛門
同	上田	四畝貳拾四步	六斗七升壹合	妙秋庵
同	上田	六畝貳步	六斗七升壹合 （マ、） 誤写	同人
同	下田	壹畝拾六步 （マ、） 誤写	壹斗六升	同人

丹生莊

同	下田	壹畝貳步	壹斗六合	孫三良
同	上田	七畝六步	壹石八合	瀬右衛門
同	上田	壹反三畝六步	壹石八斗四升八合	半介
平田	下畠	貳反貳畝六步	壹石五斗五升四合	三ノ丞
同	下畠	五畝拾步	三斗七升三合	同人
（マ、）以下	下畠	六畝貳拾步	四斗六升六合	妙秋庵
同	中畠	四畝	三斗六升	道作
中畠	中畠	七畝拾四步	六斗七升貳合	三河
中畠	中畠	八畝	七斗貳升	同人
（田ノ誤カ）	下畠	五畝貳拾六步	五斗八升六合	宗分
同	下田	壹畝貳拾貳步	壹斗七升三合	三河
同	中田	九畝拾步	壹石壹斗貳升	宗正
同	上田	六畝拾貳步	八斗九升六合	三右衛門
同	中田	三畝六步	四斗四升四合 （マ、） 誤写	土佐
同	中田	四畝貳拾四步	五斗七升六合	道作
同	中田	壹反壹畝六步	壹石三斗四升四合	彌二郎
同	中田	壹反貳畝貳拾四步	壹石五斗三升六合	與右衛門

丹生莊

同	中田	壹反壹畝六步	壹石三斗四升四合	助右衛門
同	中田	八畝貳步 (拾脱力)	壹石四升	彌市郎
同	中田	壹反六畝	壹石九斗貳升	瀬右衛門
同	上田	九畝拾八步	壹石三斗四升三合	甚兵衛
同	上田	壹反壹畝拾貳步	壹石五斗九升六合	孫三良
同	中田 (畠ノ誤力)	三畝六步	貳斗八升八合	孫右衛門
同	中田	四畝貳步	三斗八升四合 アラシ	甚介
同	中田	壹反拾五步	九斗四升五合	孫右衛門
同	中田 (上力)	三反五畝六步	三石八斗七升貳合	甚三郎
同	中田	四畝貳拾四步	四斗壹升四合 誤写力	三河
同	中田	四畝拾八步	四斗壹升四合	孫右衛門
同	中田	貳拾四步	五升六合	孫右衛門
同	中田	四畝貳拾步	四斗貳升	市介
同	中田	三畝貳拾四步	三斗四升二合	縫殿
同	中田	七畝廿四步	七斗貳合	宗分
同	中田	貳畝貳拾四步	壹斗九升六合	縫殿
同	下田	壹畝拾八步	壹斗壹升貳合	六ノ丞
同	中田	五畝拾步	四斗八升	右近

同	中田	四畝	三斗六升	三右衛門
同	中田	五畝四步	四斗六升貳合	藤五良
同	中田	四畝	四斗八升	市郎
同	中田	四畝	四斗八升	三右衛門
同	中田	三畝拾步	四斗	三ノ丞
同	中田	四畝	四斗八升	右近
同	中田	九反七畝六步	拾壹石六斗六升四合	三宿
同	中田	壹反六畝	壹石四斗四升	八郎右衛門
同	中田	五畝拾步	四斗八升	孫右衛門
同	中田	壹反八畝六步	壹石六斗三升八合	万千代
同	中田	貳畝貳拾步	貳斗四升	次右衛門
同	中田	四畝	三斗六升	道作
同	中田	五畝拾步	四斗八升	徳用
同	中田	八畝貳拾四步	六斗壹升六合	三右衛門
同	中田	九畝	六斗三升	同人
同	下田	八畝廿六步	八斗八升六合	次右衛門
同	中田	九畝拾六步	八斗四升八合 アラシ	同人
同	中田	八畝	五斗六升	三右衛門

同	中畠	壹反九畝拾五步	壹石七斗五升五合	徳用
かやた	中畠	九畝拾八步	八斗六升四合	次右衛門
同(田カ)	中畠	壹反八步	壹石貳斗三升貳合	刑部
同	中田	壹反八步	壹石貳斗三升貳合	同 人
同	上田	壹丁貳反六畝	拾七石六斗四升	三右衛門
同	上田	壹丁貳拾壹步	拾四石九升八合	次右衛門
同	上田	四反貳畝拾貳步	五石九斗三升六合	刑部
のま	上畠	九畝拾八步	壹石五升七合	源右衛門
屋敷	屋敷	四畝六步	四斗貳升	同 人
ふくしゆあん	中畠	五畝拾六步	四斗九升八合	源兵衛
同	下畠	壹反貳拾四步	七斗五升六合	同 人
徳の尾	下畠	六畝拾五步	四斗五升五合	源右衛門
同(畠カ)	中田	貳畝	貳斗貳升	二郎三郎
のま	中田	壹畝八步	壹斗貳合 ^{○誤写アラシ}	右近
同	中田	貳畝三步	貳斗五升貳合	采女
山さき	下畠	貳拾步	六升	源十良
としのかみ	下田	四畝四步	四斗壹升三合	同 人
同	中田	貳反四畝	貳石八斗八升	主馬

丹生莊

ひへかど	中田	六畝貳拾四步	八斗壹升六合	彌一郎
同	中田	六畝貳拾四步	八斗壹升六合	宗正
同	中田	九畝貳步	壹石八升八合	助右衛門
同	中田	六畝	七斗貳升	源内
同	中田	三畝六步	三斗八升四合	二郎三郎
同	下田	六畝廿八步	六斗九升三合	助右衛門
同	中田	貳畝貳拾步	三斗貳升	金之丞
みやた	中田	四畝	四斗八升	三河
同	下畠	三畝六步	貳斗貳升四合	宗分
同	屋敷	三畝拾八步	三斗六升	同 人
同	屋敷	壹反六畝	壹石六斗	平内
同	中畠	四反四步	三石六斗壹升貳合	治右衛門
ふし原	中畠	貳拾步	六升	源内
同	下畠	五畝拾八步	三斗九升貳合	三七郎
同	下畠	壹反壹畝拾步	七斗九升三合	左門二郎
同	下畠	五畝拾步	三斗七升三合	三七良
同(中ノ誤カ)	下畠	壹畝	九升	同 人
同	中畠	四畝	三斗六升	又二良

同	中畠	五畝拾歩	四斗八升	同	人
同	中畠	五畝拾八歩	五斗四合	同	人
同	中畠	貳畝三歩	壹斗八升九合	同	人
同	中畠	壹反貳畝	壹石八升	同	人
同	中畠	壹反四畝	壹石貳斗六升	同	人
同	中畠	六畝拾貳歩	五斗七升六合	同	人
同	中畠	壹反壹畝六歩	壹石貳合	同	人
同	中畠	貳反四畝拾貳歩	貳石壹斗九升六合	同	人
同	中畠	壹反貳拾歩	九斗六升	同	人
同	中畠	七畝拾四歩	六斗七升貳合	同	人
同	中畠	貳反貳畝廿二歩	壹石五斗九升壹合	同	人
同	下畠	貳拾四歩	八升	同	人
同	下畠	壹畝拾八歩	壹斗六升	同	人
同	下畠	五畝拾歩	五斗三升三合	同	人
同	下畠	壹畝	壹斗	同	人
同	下田	壹畝貳拾貳歩	壹斗七升三合	同	人
同	下田	五畝拾歩	五斗三升三合	同	人
同	下田	三畝拾歩	三斗三升三合	同	人

同	下畠	三畝	貳斗壹升	同	人
同	下畠	貳畝貳拾四歩	壹斗九升六合	同	人
同	下畠	六畝	四斗貳升	同	人
同	下畠	四畝	四斗	同	人
同	下畠	壹畝拾九歩	壹斗壹升四合	同	人
同	下畠	貳反貳畝拾四歩	壹石五斗七升三合	同	人
同	中畠	壹畝拾八歩	壹斗四升四合	同	人
同	中畠	壹畝拾八歩	壹斗六升	同	人
同	下畠	六畝貳歩	四斗貳升四合	同	人
同	中畠	貳畝貳拾四歩	貳斗五升貳合	同	人
同	屋敷	一四畝	四斗	同	人

合貳百四拾石六斗壹升六合

内

田方百五拾八石三斗五合

畠方八拾貳石三斗壹升壹合

屋敷共二

○田方・畠方合計
ノ係数合致セズ

同	上ノ村	平田村	上ノ村	同
一ノ瀬	上ノ村	四畝	六斗四升	助右衛門
同	上畠	壹反三畝廿步	壹石五斗三合	同 人
同	上畠	壹反三畝六步	壹石四斗五升三合	妙秋庵
同	上畠	九畝貳拾六步	壹石八升六合	八郎右衛門
同	上畠	壹畝八步	壹斗五升壹合 ^{アラシ}	助右衛門
同	上畠	六畝貳拾步	七斗三升三合	孫右衛門
同	上畠	七畝六步	七斗九升三合	八郎右衛門
同	中畠	壹反六畝拾五步	壹石四斗八升五合	同 人
同	中畠	四畝八步	三斗八升四合	孫十郎
同	上畠	壹反五畝九步	貳石壹斗四升貳合	右馬助
同	上畠	九畝	壹石貳斗六升	孫十郎
同	上畠	貳畝	貳斗八升	助左衛門
同	上畠	壹反四畝	壹石五斗四升	近 助
同	上畠	壹反三畝廿四步	壹石三斗壹升八合 ^(五ノ誤カ)	四郎左衛門
同	上畠	貳畝貳拾步	貳斗九升三合	失 人
同	中畠	壹畝拾步	壹斗六升	失 人
同	上畠	九畝貳拾四步	壹石三斗七升貳合	孫右衛門

丹 生 莊

同	上田	壹反	壹石四斗	源 六
同	上田	壹反八畝四步	貳石五斗三升九合	宗 安
同	上田	六畝拾八步	九斗三升四合 ^(マ)	平 内
同	上田	壹反貳拾四步	壹石五斗壹升二合	今 村
同	上田	五畝六步	七斗四升八合 ^(マ)	八郎左衛門
同	上田	壹反貳畝	壹石六斗八升	同 人
同	上田	八畝	壹石壹斗貳升	金 介
同	上田	六畝六步	八斗六升八合	藤五郎
同	上田	六畝拾八步	九斗四升四合 ^{アラシ}	同 人
同	上田	四畝六步	六斗六升八合 ^右	四郎左衛門
同	上田	壹反壹畝六步	壹石五斗六升八合	源二郎
同	中田	壹反貳畝八步	壹石四斗七升七合	四郎左衛門
同	下畠	四畝	貳斗四升	同 人
同	上畠	五畝拾步 ^(八脱カ)	六斗壹升七合	金 介
同	上田	五畝六步	七斗貳升八合	平 内
同	上田	六畝	八斗四升	同 人
同	上田	壹反壹畝廿二步 ^(武脱カ)	壹石六斗四升三合	失 人
同	上田	七畝拾步	壹石三升五合	市右衛門

丹生莊

同	上田	貳拾六步	壹斗二升壹合	三	河
同	上田	三畝貳拾步	五斗壹升三合	孫右衛門	
同	上田	壹反八畝廿七步	貳石六斗四升六合	又右衛門	
平田	上田	貳畝拾步	三斗貳升七合	四郎左衛門	
同	上田	八畝	八斗八升	孫右衛門	
同	上田	壹畝六步	壹斗三升三合	三	河
同	上田	七畝拾步	八斗七合	四郎左衛門	
はつた	上田	七畝拾四步	壹石四升五合	失	人
同	上田	七畝拾步 (四脱カ)	壹石四升五合	四郎左衛門	
同	上田	七畝拾八步	壹石六升四合	主	膳
同	上田	貳畝拾八步	三斗六升四合	四郎左衛門	
同	上田	貳反貳畝拾八步 (マ)	三石壹斗三升三合	失	人
同	上田	壹反四畝廿步	貳石壹升三合 (五ノ誤カ)	甚三郎	
同	上田	壹反貳畝八步	壹石七斗壹升七合	失	人
同	上田	壹反貳拾貳步	壹石五斗三合	同	人
同	上田	壹反三畝廿四步	壹石九斗三升貳合	竹	奈
同	上田	壹反貳畝八步	壹石七斗壹升七合	市	郎
岡ノ下	上田	七畝拾五步	八斗貳升六合	同	人

同	上田	九畝拾六步	壹石五升	源	内
同	上田	貳反四畝拾六步	貳石七斗	四郎左衛門	
同	上田	貳畝	貳斗貳升	孫	介
同	上田 (田カ)	三畝貳拾五步	五斗三升七合	同	人
同	下田	貳畝拾六步	貳斗五升三合	失	人
同	上田	七畝廿四步	壹石九升貳合	四郎左衛門	
同	中田	八畝	九斗六升	妙秋庵	
同	中田	壹反貳拾步	九斗六升	同	人
同	中田	五畝	四斗五升	失	人
同	上田	拾六步	五升九合	失	人
同	上田	壹反四畝	壹石九斗六升	失	人
同	上田	九畝拾八步	壹石五升七合	四郎左衛門	
同	上田	壹畝六步	壹斗六升三合 アラシ	同	人
ふつりすり	上田	壹反貳拾步 (六脱カ)	壹石五斗貳升	失	人
同	上田	四畝六步	四斗六升三合	新左衛門	
同	上田	六畝貳步	八斗四升九合	同	人
同	上田	六畝八步	八斗七升七合	失	人
同	中田	九畝拾貳步	壹石壹斗二升八合	與三郎	

同	上田	五反八畝拾五步	八石壹斗九升	平	内
同	上畠	貳畝六步	貳斗四升三合	源	内
同	中田	六畝拾貳步	七斗六升八合	扶	閑
同	上畠	貳畝廿步	貳斗九升三合	次郎右衛門	
同	下田	貳畝廿步	貳斗六升七合	同	人
同	中田	五畝四步	六斗壹升六合	同	人
同	下畠	壹反四畝	九斗八升	扶	閑
同	中田	壹反八畝拾九步	貳石貳斗三升六合	同	人
同	中田	壹反貳畝	壹石四斗四升	二郎左衛門	
同	中田	貳反六畝廿六步	三石貳斗貳升四合	三ノ丞	
同	中畠	四畝廿步	五斗貳升	與	八良
同	中畠	貳拾六步	七升八合	八郎二郎	
同	上田	壹畝	壹斗四升	同	人
同	中田	貳畝貳拾步	三斗貳升壹合	與	八郎
同	上畠	貳畝貳拾步	貳斗九升三合	二郎左衛門	
同	中田	貳畝四步	貳斗五升六合	彌	二郎
同	上田	四畝	五斗六升	新左衛門	
同	下田	貳畝拾步	貳斗九升三合	扶	閑

丹生莊

同	下畠	四畝六步	貳斗九升四合	同	人
同	下畠	壹畝拾貳步	九升八合	新左衛門	
同	上田	六畝九步	八斗八升貳合	内右衛門	
同	上田	四畝貳拾四步	六斗七升貳合	彌	二郎
同	上田	三畝六步	四斗四升八合	二郎左衛門	
同	上田	七畝貳拾四步	壹石九升貳合	與	八良
同	上田	壹畝貳拾二步	貳斗四升三合	八郎二郎	
同	上田	八畝三步	壹石壹斗三升四合	三ノ丞	
同	上田	三畝拾四步	四斗八升四合	竹	奏
同	上田	九畝	壹石貳斗六升	同	人
同	上田	壹畝廿四步	貳斗五升貳合	新	五
同	上田	壹反三畝	壹石八斗五升	次右衛門	
同	上田	壹反六畝廿四步	貳石三斗五升壹合	扶	閑
同	上田	壹反六畝六步	貳石貳斗六升八合	右	近
同	上田	貳反八畝廿四步	四石三升貳合	與	介
同	上田	貳反拾步	貳石八斗四升七合	石	藏
同	上田	三反六畝九步	五石八升貳合	新	十良
同	上田	貳畝廿七步	三斗九升貳合	孫	介

同	上田	三畝拾八歩	五斗四合	同人
同	上田	壹反四畝廿二歩	貳石六升貳合	右近
同	上田	壹反九畝拾歩	貳石七斗七合	右衛門
同	上田	貳反貳拾歩	貳石八斗九升三合	扶閑
同	上田	六畝	八斗四升	竹奈
同	上田	九畝九歩	壹石三斗貳合	甚四良
まつのもと	上田	壹反五畝拾五歩	貳石壹斗七升	又介
同	上田	壹反三畝貳歩	壹石八斗二升九合	監物
同	上田	壹反八畝拾八歩	貳石六斗四合	仙道寺
同	上田	壹反貳拾歩	壹石四斗九升三合	長門
同	上田	九畝拾八歩	壹石三斗四升四合	久右衛門
同	上田	貳反九畝拾五歩	四石壹斗三升	新四郎
同	上田	壹反三畝廿三歩	壹石九斗二升七合	松手代
同	上田	壹反三畝廿三歩	壹石九斗貳升七合	彌七郎
同	上田	三反貳畝	四石四斗八升	紹圖
同	上田	壹反五畝廿二歩	貳石貳斗貳合	甚介
同	上田	貳反四畝	三石三斗六升	藤右衛門

同	上田	貳反四畝	三石三斗貳升 ^六	太郎右衛門
同	上田	壹反六畝	貳石貳斗四升	久右衛門
同	上田	壹反七畝廿壹歩	貳石四斗七升八合	新左衛門
同	上田	貳反六畝	三石六斗四升	喜六
同	上田	壹反貳畝	壹石六斗八升	甚介
同	上田	三反	四石貳斗	左介
同	上田	三反	四石貳斗	三七郎
平田	上田	八畝拾貳歩	壹石壹斗七升六合	喜介
同	上田	四畝	五斗六升	左近
同	上田 ^(畠カ)	貳反 ^(脱アルカ)	三石貳斗	四郎左衛門
同	上田 ^(畠カ)	壹反	壹石壹斗	同人
同	上畠	壹畝拾歩	壹斗八升七合	同人
同	上畠	四畝八歩	四斗七升壹合	同人
同	上畠	六畝拾歩	六斗三升三合	同人
田畠屋敷共二	合貳百七石壹斗四升六合			
内	田方百七拾八石九斗壹升			
	畠方貳拾八石貳斗三升六合			

丹生莊

同	上畠	壹反六畝拾五步	壹石八斗壹升五合	三郎四郎
同	上畠	六畝拾八步	七斗貳升七合	彌左衛門
同	上畠	四畝廿四步	五斗貳升八合	刑部
同	上畠	六畝	六斗六升	與右衛門
同	上畠	七畝	七斗七升	甚三郎
同	上畠	六畝	六斗六升	甚助
同	上畠	六畝六步	六斗八升三合	甚七郎
同	上畠	壹反貳畝	壹石三斗貳升	同人
同	上畠	壹反壹畝廿貳步	壹石貳斗九升	同人
同	中畠	壹反三畝貳步	壹石壹斗七升六合	新次郎
同	上畠	三畝拾八步	三斗九升七合	甚七郎
同	上畠	三畝	三斗三升	勘助
さその下	上畠	三畝壹步	三斗三升三合	甚三郎
同	上畠	貳畝	貳斗貳升	與右衛門
同	上畠	壹畝貳拾步	壹斗八升三合	刑部
同	下畠	五畝拾步	三斗八升	與右衛門
同	中畠	七畝廿八步	七斗壹升四合	甚七郎
同	中畠	貳反五畝拾步	貳石貳斗八升	同人

宮の西	下畠	貳反八畝廿八步	貳石貳升五合	刑部
同	上畠	貳反九畝拾步	三石貳斗貳升六合	與右衛門
同	下畠	三畝六步	貳斗貳升四合	又市郎
たに口	上畠	四反六畝六步	五石八升四合	六郎
同	中畠	五反貳畝	四石六斗八升	甚三郎
同	中畠	貳反九畝拾貳步	貳石六斗四升六合	與右衛門
宮の西	上畠	四反九畝貳步	五石三斗九升七合	甚三郎
同	下畠	貳畝拾貳步	壹斗六升八合	同人
同	下畠	七畝拾四步	五斗貳升三合	與右衛門
同	中畠	貳反九畝廿壹步	貳石六斗七升三合	甚三郎
同	下畠	三反七畝八步	貳石六斗八合	與右衛門
同	中畠	壹反六畝拾四步	壹石四斗八升貳合	刑部
同	中畠	四畝拾貳步	三斗九升六合	與右衛門
同	中畠	三畝貳拾四步	三斗四升貳合	甚三郎
同	上畠	貳畝貳拾四步	三斗八合	勘助
同	下畠	貳拾步	四升七合	甚三郎
山崎の下	中畠	四反壹畝拾貳步	三石七斗貳升六合	新二郎
同	上田	七畝拾步	壹石貳升六合	勘助

同	山崎の下	上田	壹反壹畝六步	壹石五斗六升八合	忠七郎
同	中畠	壹反八畝拾步	壹石六斗五升	勘助	
同	下畠	壹反三畝	九斗壹升	源十郎	
同	中畠	壹反六畝六步	壹石四斗五升八合	忠七郎	
同	中畠	壹反	九斗	甚三郎	
同	下畠	三畝拾步	三斗三升三合	同 人	
同	中畠	六反五步	五石四斗壹升五合	七郎	
同	中畠	六畝	五斗四升	與次郎	
同	上畠	壹反貳畝	壹石三斗貳升	太郎三郎	
同	中田	貳反貳拾四步	貳石四斗九升六合	同 人	
同	中田	四畝拾貳步	五斗貳升八合	甚三郎	
同	中田	六畝	七斗貳升	新二郎	
池の上	下畠	壹反壹畝六步	七斗八升四合	監物	
同	中田	壹反貳畝廿四步	壹石五斗三升六合	掃部	
同	下畠	壹反四畝	九斗八升	與右衛門	
同	下田	四畝廿四步	四斗八升	甚七郎	
同	下田	貳畝廿四步	貳斗八升	與右衛門	
同	下畠	八畝拾六步	五斗九升四合	七郎	

丹生莊

同	下畠	貳畝六步	壹斗五升四合	二郎左衛門
同	中田	貳畝貳步	貳斗五升六合	同 人
同	中畠	貳畝廿八步	貳斗六升四合	新二郎
同	中田	三畝拾八步	四斗三升貳合	同 人
同	上畠	五畝	五斗五升	三郎
同	中田	九畝拾步	壹石壹斗貳升	同 人
同	中田	三畝廿貳步	四斗四升八合	甚七郎
同	上田	九畝拾步	壹石三斗六合	勘助
同	上田	壹反四畝拾步	貳石六合	彌右衛門
同	上田	壹反六畝拾四步	貳石三斗五合	掃部
同	上畠	七反七畝貳步	八石四斗七升五合	九右衛門
同	中畠	八反三畝九步	七石四斗九升七合	與右衛門
あさダのまへ	中畠	六畝貳拾四步	六斗壹升貳合	左助
中すか	上畠	貳反貳畝六步	貳石四斗四升貳合	甚助
同	上畠	貳反壹畝廿貳步	貳石三斗九升	新次郎
同	上畠	壹反三畝廿八步	壹石五斗三升九合	甚右衛門
同	上畠	四畝貳拾步	五斗壹升三合	甚助
同	上畠	壹反六畝四步	壹石七斗七升四合	藤四郎

丹生莊

中すか 上畠	壹反壹畝拾五步	壹石貳斗六升五合	新次郎
同 上畠	六畝貳步	六斗六升七合	同人
同 中畠	三反貳畝拾貳步	貳石九斗壹升六合	藤十郎
同 中畠	壹反四畝拾步	壹石貳斗九升	與右衛門
同 下畠	貳畝拾步	壹斗六升三合	織部
同 下畠	六畝貳拾步	四斗六升七合	與右衛門
同 下畠	三反八畝貳拾步	貳石七斗六合	與右衛門
同 上畠	壹反壹畝拾八步	壹石貳斗七升七合	新次郎
同 中畠	九畝六步	八斗貳升八合	與右衛門
同 上畠	壹反八步	壹石壹斗三升壹合	與次郎
同 上畠	壹反四畝廿步	壹石六斗壹升三合	勘助
同 上畠	壹反七畝拾八步	壹石九斗三升七合	織部
中すか 上畠	九畝貳拾四步	壹石七升七合	三郎四郎
同 中畠	四反貳畝貳拾八步	三石八斗六升四合	與右衛門
同 中畠	壹反五畝六步	壹石三斗六升八合	刑部
同 中畠	貳反壹畝拾八步	壹石九斗四升四合	與右衛門
同 下畠	壹反九畝六步	壹石三斗四升四合	與次右衛門
同 下畠	四畝貳拾四步	三斗三升六合	甚助

同 下畠	四畝拾步	三斗三合	織部
同 下畠	壹反貳畝廿四步	八斗九升六合	主なし
同 中畠	三反壹畝廿步	貳石八斗五升	十助
きしの下 下畠	四畝拾貳步	三斗八合	太郎三郎
同 下畠	貳拾八步	六升五合	次郎左衛門
同 中畠	四畝拾貳步	三斗九升六合	右衛門
きしの下 下畠	四畝	貳斗八升	與右衛門
同 下畠	壹反四畝	九斗八升	市進
同 下畠	壹畝廿貳步	壹斗貳升壹合	甚三郎
同 下畠	貳畝拾八步	壹斗八升貳合	次郎左衛門
同 下畠	六畝拾貳步	四斗四升八合	彌左衛門
同 下畠	八畝	五斗六升	彦市郎
同 下畠	九畝貳拾步	六斗七升六合	刑部
同 上畠	壹反壹畝	壹石貳斗壹升	彌左衛門
同 上畠	壹反貳畝廿步	壹石三斗九升三合	織部
同 上畠	壹反貳畝	壹石三斗貳升	次郎兵衛
同 上畠	六畝貳拾步	七斗三升三合	源内
同 上畠	三反	三石三斗	甚七郎

江尻	上畠	貳反三畝拾四步	貳石五斗八升壹合	彌左衛門
同	上畠	八畝	八斗八升	甚七郎
同	上畠	壹反五畝拾貳步	壹石六斗九升四合	與右衛門
同	上畠	壹反六畝拾步	壹石七斗九升六合	太郎三郎
はん	上畠	貳反九步	貳石貳斗三升貳合	甚七郎
きしそひ	上畠	貳反四畝	貳石六斗四升	三郎
中けい	上畠	八畝	八斗八升	次郎兵衛
同	上畠	壹反四畝	壹石五斗四升	勘助
同	上畠	九畝五步	壹石八合	次郎兵衛
同	上畠	四畝廿步	五斗壹升三合	又市郎
同	上畠	壹畝廿六步	貳斗五合	織部
同	上畠	七畝拾五步	八斗貳升五合	又市郎
中けい	上畠	七畝六步	七斗九升貳合	次郎兵衛
池の上	上畠	六畝	六斗六升	勘助
同	上畠	八畝拾六步	九斗三升九合	太郎三郎
同	上畠	壹反九畝六步	貳石壹斗壹升貳合	六郎
中けい	上畠	六畝拾五步	七斗壹升五合	次郎左衛門
同	上畠	八畝貳拾步	九斗五升三合	三郎

丹生莊

同	上畠	壹反貳畝廿步	壹石三斗九升三合	又市郎
同	上畠	七畝五步	七斗八升八合	右衛門
同	中畠	壹反六畝四步	壹石四斗五升貳合	與右衛門
同	上畠	壹反九畝拾五步	貳石壹斗四升五合	織部
同	上畠	壹反貳畝八步	壹石三斗五升	甚三郎
同	上畠	壹反拾貳步	壹石壹斗四升四合	次郎左衛門
中けい	上畠	壹反貳畝拾八步	壹石三斗八升六合	次郎兵衛
同	上畠	五反貳畝廿貳步	五石八斗	十助
同	上畠	壹反五畝貳步	壹石六斗五升七合	刑部
同	中畠	四反壹畝拾步	三石七斗貳升	同人
龜の助	中畠	五反貳畝	四石六斗八升	同人
同	中畠	貳反貳畝廿步	貳石四升	新次郎
同	中畠	三反六畝廿五步	三石三斗壹升五合	又市郎
同	下畠	壹反六畝四步	壹石壹斗貳升九合	監物
同	下畠	五畝	三斗五升	織部
同	下畠	三反拾六步	貳石壹斗三升七合	監物
道添	中畠	八畝	七斗貳升	與次郎
同	下畠	七畝廿貳步	五斗四升壹合	主なし

丹生莊

龜のこう

下_く畠

七反貳畝

五石四升

與右衛門

同 下_く畠

四反壹畝拾八步

貳石九斗九合

助九郎

同 下_く畠

五反七畝拾步

四石壹升三合

主なし

同 下_く畠

六畝拾六步

四斗五升七合

甚三郎

同 西川ふち

壹反

七斗

彌四郎

同 下_く畠

壹畝貳步

七升五合

主なし

ふ定 下_く畠

七畝

四斗九升

新右衛門

同 下_く畠

壹反六畝廿步

壹石壹斗六升六合

甚五郎

同 下_く畠

貳畝拾五步

壹斗七升六合

甚七郎

同 下_く畠

壹反九畝貳步

壹石三斗三升四合

新右衛門

同 中_中

壹反六畝拾四步

壹石四斗八升貳合

甚五郎

同 下_く畠

七畝

四斗九升

同 人

同 中_中

壹反五畝五步

壹石三斗六升五合

甚五郎

同 中_中

貳反貳拾步

壹石八斗六升

又市郎

同 下_く畠

三反四畝廿步

貳石四斗貳升六合

甚七

同 下_く畠

三畝六步

貳斗貳升四合

源内

同 下_く畠

七畝四步
(貳拾脱力)

五斗四升六合

同 人

同 下_く畠

六畝

四斗貳升

同 人

同 下_く畠

壹反壹畝拾步

七斗九升三合

又市郎

同 下_く畠

六畝拾五步

四斗五升五合

同 人

同 中_中

七畝廿八步

七斗壹升四合

甚五郎

同 下_く畠

壹反四畝廿八步

壹石六升四合<sup>〇誤写
テラン</sup>

又四郎

同 下_く畠

壹反九畝六步

壹石三斗四升四合

主なし

同 下_く畠

八反

五石六斗

主なし

ふ定 下_く畠

壹反六畝

壹石壹斗貳升

孫太郎

同 下_く畠

四畝廿七步

三斗四升三合

主なし

同 下_く畠

六畝

四斗貳升

主なし

同 下_く畠

壹反八畝

壹石貳斗六升

主なし

同 下_く畠

九畝拾六步

六斗六升七合

主なし

同 中_中

壹反三畝六步

壹石壹斗八升八合

八郎五郎

同 下_く畠

三反拾步

貳石壹斗貳升三合

與右衛門

同 下_く畠

四反九畝廿六步

三石四斗九升

同 人

同 中_中

貳反

壹石八斗

三右衛門

同 中_中

貳畝廿步

貳斗四升

三郎

同 中_中

三反壹畝

貳石七斗九升

同 人

同 下_く畠

貳反七畝廿六步

壹石九斗五升

同 人

ふ定	下畠	壹反七畝拾八歩	壹石貳斗貳升九合	主なし
同	下畠	貳反四畝	壹石六斗八升	清兵衛
同	下畠	七反四畝廿歩	五石貳斗貳升六合	紹 圓
同	下畠	貳反貳畝廿歩	壹石五斗八升六合	新次郎
同	下畠	六反七畝六歩	四石七斗四合	主なし
さうちか迫	下畠	四反九畝廿六歩	三石四斗九升	掃 部
同	上田	貳反壹畝拾八歩	三石貳升四合	同 人
同	下畠	八畝貳拾歩	六斗四合	善 助
同	上畠	壹畝貳拾六歩	貳斗五合	新右衛門
とうしり	上畠	貳反貳畝拾貳歩	貳石四斗六升四合	與次郎
同	中畠	壹反四畝廿四歩	壹石三斗三升貳合	三 郎
同	上畠	壹反四畝拾四歩	壹石五斗八升四合	與次郎
同(下カ)	上畠	壹反三畝六歩	九斗貳升四合	善 助
同	中畠	壹反六畝	壹石四斗四升	同 人
同	上畠	壹反六畝廿四歩	壹石八斗四升七合	同 人
同	上畠	八畝	八斗八升	又四郎
同	上畠	九畝拾歩	壹石貳升六合	源左衛門
下畠	四畝廿歩	三斗貳升六合	源右衛門	

丹 生 莊

同	中畠	九畝拾歩	八斗四升	三 郎
同	上畠	貳反四畝廿八歩	貳石七斗四升四合	内 記
同	中畠	(九ノ畝カ) 七畝拾五歩	六斗六升五合	藤左衛門
同	中畠	六畝拾貳歩	五斗七升六合	藤四郎
同	上畠	壹反三畝廿四歩	壹石五斗壹升	同 人
同	上畠	六畝拾八歩	七斗貳升六合	甚 助
同	上畠	壹反四畝廿貳歩	壹石六斗貳升	源三郎
同	中畠	貳畝貳拾歩	貳斗四升	右衛門
同	中畠	(八ノ畝カ) 七畝	七斗貳升	善 助
同	上畠	貳反四畝	貳石六斗四升	甚 助
同	上畠	貳反貳畝拾貳歩	貳石四斗六升四合	三 郎
同	上畠	壹反五畝拾貳歩	壹石六斗九升四合	藤九郎
同	上畠	壹反貳畝	壹石三斗貳升	ま い
同	上畠	貳反四畝八歩	貳石六斗七升	掃 部
同	上畠	貳反壹畝	貳石三斗三升	甚七郎
同	上畠	壹反五畝拾八歩	壹石七斗壹升六合	次郎右衛門
同	上畠	壹反七畝拾歩	壹石九斗六合	新 允
同	中畠	貳反四畝	貳石壹斗六升	同 人

丹生莊

同	上畠	四反四畝拾歩	四石八斗七升六合	次郎左衛門
ふ定	下畠	壹反貳畝四歩	八斗四升九合	進允
とうしり	上畠	壹反五畝	壹石六斗五升	彌左衛門
同	上畠	貳反八畝	三石八斗 ^(升カ)	藤四郎
同	上畠	貳反五畝	壹石七斗五升	同 人
同	中畠	壹反三畝拾八歩	壹石貳斗貳升四合	彦三郎
同	上畠	三反六畝廿四歩	壹石八斗四升八合	甚右衛門
同	上畠	壹反貳畝廿歩	壹石三斗九升三合	新左衛門
同	上畠	貳反三畝拾歩	貳石五斗六升六合	右京
同	上畠	貳反壹畝拾六歩	貳石三斗六升八合	勘助
同	下畠	壹反八畝廿歩	貳石五斗三合 ^(升カ)	次郎左衛門
同	中畠	壹反三畝拾六歩	壹石貳斗貳升貳合	又四郎
同	屋鋪	貳畝貳拾歩	貳斗六升四合	甚三郎
同	上畠	八畝拾六歩	九斗三升八合	同 人
同	上畠	壹畝拾歩	壹斗四升四合	同 人
同	中畠	九畝拾六歩	八斗五升八合	同 人
同	上畠	六畝拾八歩	七斗貳升八合	同 人

同	上畠	四畝拾八歩	五斗六合	甚助
さほ	上畠	七畝拾四歩	八斗貳升壹合	同 人
同	上畠	四畝拾歩	四斗七升七合	甚七郎
同	上畠	八畝廿四歩	九斗六升八合	三郎四郎
同	上畠	四畝拾歩	四斗七升七合	同 人
同	屋鋪	貳畝拾歩	貳斗三升三合	同 人
さほ	上畠	五畝	五斗五升	三郎四郎
同	下畠	貳畝	壹斗四升	同 人
同	下畠	三畝廿貳歩	貳斗六升壹合	同 人
同	上畠	六畝廿九歩	七斗六升六合	市允
同	上畠	六畝	六斗六升	勘助
同	屋敷	三畝拾歩	三斗三升三合	同 人
同	上畠	七畝拾歩	八斗七合	甚三郎
同	屋敷	貳畝廿歩	貳斗六升四合	同 人
同	上畠	七畝拾四歩	八斗貳升壹合	平四郎
同	屋敷	三畝六歩	三斗貳升	同 人
同	屋敷	五畝六歩	五斗貳升	與次郎
同	上畠	廿四歩	八斗八合 ^升	同 人

上畠	九畝拾歩	壹石貳升七合	忠七郎
上畠	壹反八畝 (歩ノ誤カ)	壹石壹斗三升	市右衛門
下畠	貳畝四歩	壹斗四升九合	二郎兵衛
上畠	四畝廿四歩	五斗貳升七合	織部
上畠	七畝	七斗七升	彌左衛門
上畠	壹反三畝廿七歩 (畝ノ誤カ)	壹石四斗九升貳合	二郎兵衛
上畠	壹畝貳歩	壹斗壹升七合	甚三郎
中畠	壹反壹畝廿貳歩	壹石五升六合	平内
中畠	壹反六畝六歩	壹石四斗五升八合	與次郎
中畠	三畝拾八歩	四斗三升貳合	源十郎
中畠	四畝廿四歩	五斗七升六合	三郎
下畠	六畝	四斗貳升	同人
下畠	三畝拾八歩	貳斗五升貳合	源十郎
中畠	五畝廿六歩	七斗四合	甚七郎
中畠	壹反三畝	五斗貳升八合	同人
中畠	壹反三畝	壹石壹斗七升	與右衛門
上田	五畝廿六歩	八斗貳升壹合	甚七郎
中田	五畝拾歩	六斗四升	與右衛門

丹生莊

中田	貳畝	貳斗四升	新次郎
上畠	七畝拾四歩	八斗貳升貳合	甚七郎
屋敷	貳畝拾貳歩	貳斗四升	同人
上畠	貳畝四歩	貳斗三升五合	同人
中畠	貳畝	壹斗八升	同人
中田	貳拾八歩	壹斗壹升貳合	同人
中田	四畝廿四歩	五斗七升六合	甚七郎
下田	六畝廿歩	六斗六升七合	同人
下田	四畝六歩	四斗壹升八合	同人
下田	三畝廿歩	三斗六升八合	同人
下田	壹畝五歩	壹斗壹升七合	三郎
下田	五畝拾歩	三斗七升三合	甚七郎
中畠	六歩	壹斗八合 (升ノ誤カ)	同人
下畠	三畝拾歩	貳斗三升三合	三郎
中畠	三畝八歩	貳斗九升四合	同人
上畠	三畝壹歩	三斗三升三合	同人
中畠	七畝拾四歩	八斗九升六合	同人
上畠	壹反壹畝廿壹歩	壹石貳斗八升六合	同人

丹生莊

同	上畠	壹反壹畝廿貳步	壹石貳斗九升	甚七郎
同	上畠	壹反七畝拾步	壹石九斗七合	織部
同	下畠	四畝廿步	三斗貳升七合	同 人
同	上畠	壹反廿步	壹石壹斗七升三合	甚七郎
山た	上畠	貳反五畝拾八步	貳石八斗壹升七合	孫左衛門
同	中畠	貳畝四步	壹斗九升貳合	三郎
こうやはた	上畠	五反五畝	六石五升	與次郎
同	上畠	九畝拾步	壹石貳升七合	甚七郎
同	上畠	貳反貳畝拾五步	貳石四斗七升五合	同 人
しやうし畠	上畠	貳反四畝廿八步	貳石七斗四升三合	同 人
あさ入	上畠	壹反貳畝四步	壹石三斗三升四合	不 閑
同	下畠	拾八步	四升貳合	甚七郎
あさ入	上畠	壹反壹畝廿貳步	壹石貳斗九升	甚七郎
同	下畠	四畝廿四步	三斗三升六合	二郎左衛門
同	下畠	八畝拾六步	五斗九升七合	三郎
同	下畠	貳畝	壹斗四升	同 人
同	上畠	八畝	八斗八升	甚七郎
同	上畠	五畝六步	五斗七升三合	九右衛門

同	上畠	五畝拾貳步	五斗九升四合	平 内
同	中畠	壹反貳畝拾八步	壹石壹斗三升四合	掃 部
同 (田カ)	中畠	拾八步	七升貳合	同 人
同	下畠	壹反貳畝	八斗四升	又市郎
城の下	中畠	七畝	四斗九升	新 助
同 (下カ)	上畠	壹反壹畝廿貳步	壹石貳斗九升	助九郎
さうちか追	中畠	貳拾步	六升	藤左衛門
同	中畠	壹反貳畝廿四步	壹石壹斗五升貳合	次郎兵衛
同	上田	三畝九步	四斗六升貳合	又市郎
同	上田	壹畝廿六步 (四ノ誤カ)	貳斗五升貳合	同 人
同	上田	貳畝廿步	三斗七升三合	藤左衛門
うちはた	上畠	壹反廿貳步	壹石壹斗八升	孫左衛門
同	中畠	六畝拾貳步	五斗七升六合	同 人
同	下畠	五畝拾五步	三斗壹升五合 (マ) 〇誤カ	同 人
同山田	下畠	壹畝	九升	同 人
うちはた	下畠	壹畝廿六步	壹斗三升壹合	同 人
さうちか追	屋敷	貳畝	貳斗	同 人
同	下畠	六畝廿步	四斗六升七合	同 人

丹生莊

同	上畠	壹反八步	壹石壹斗三升壹合	右
同	下田	貳畝廿步	貳斗六升七合	市郎
同	下田 ふるはら	五畝	五斗	同
同	下田	九畝貳步	九斗七合	同
同	下田	四畝拾五步	四斗五升	同
同	下田	壹反三畝拾五步	壹石三斗五升	同
同	下田 ふるはら	壹反九畝	壹石九斗	市郎
同	下田	壹反五畝	壹石五斗	彌四郎
同	下田	六畝拾六步	六斗五升三合	同
同	下田	壹畝廿六步	壹斗八升六合	市郎
同	下田	八畝拾貳步	八斗四升	同
同	下田	五畝	五斗	與右衛門
同	下田 ふるはら	五畝四步	五斗壹升三合	與右衛門
同	下田	九畝廿步	九斗六升七合	十郎
同	下田	七畝	七斗	與右衛門
同	下田	壹反四畝廿步	壹石貳升七合	同
同	下田	六畝	六斗	同
同	下田	四畝拾五步	三斗壹升五合	同

同	中畠	八畝	七斗貳升	彌五郎
同	中畠	四畝拾貳步	三斗九升六合	同
同	下田 同そとか追	貳拾四步	八升	同
同	下田	壹畝貳步	壹斗六升 (合ノ誤カ)	同
同	下田	貳畝	貳斗	市郎
同	下田	貳畝廿八步	貳斗五合	彌五郎
同	下田 ふるはら	壹畝六步	八升四合	彌五郎
同	屋敷	壹畝拾步	壹斗三升三合	同
同	下田	四畝廿步	三斗貳升六合	與右衛門
同	上畠	五畝廿六步	六斗四升六合	十郎
同	中畠	拾八步	五升四合	同
同	下田	三畝	貳斗壹升	又三郎
同	下田 ひふり	七畝廿步	五斗三升七合	與右衛門
同	下田	五畝拾貳步	五斗四升	同
同	下田	壹反貳畝廿四步	壹石貳斗八升	彌十郎
同	下田	三畝拾貳步	三斗三升九合	同
同	下田	壹畝廿步	壹斗六升七合	同
同	下田 (鼠カ)	三畝	貳斗壹升	同

同	中畠	拾六歩	四升八合	彌四郎
同	下畠	壹畝拾歩	九升三合	同 人
同	中畠	三畝六歩 (マ)	貳斗九升貳合	市 郎
同	上畠	四畝	四斗四升	同 人
同	下田	四畝廿歩	四斗六升七合	同 人
同	下田	貳畝廿四歩	貳斗八升	同 人
同	上畠	貳反	貳石貳斗	與右衛門
同	屋敷	貳反三畝拾四歩	貳石三斗四升六合	同 人
同	屋敷	三畝拾五歩	三斗五升	甚 助
宮のわき	上畠	六畝拾五歩	七斗壹升五合	與右衛門
さこはら	下畠	六歩	壹升四合	六 郎
宮ノわき	下畠	貳歩	四合	與右衛門
うちばた	上畠	壹反壹畝廿二歩	壹石貳斗九升	甚七郎
同	屋敷	貳畝廿四歩	貳斗八升	同 人
同	上畠	貳反貳畝廿歩	貳石四斗九升三合	同 人
同	上畠	六畝拾貳歩	七斗四合	彌四郎
同	上畠	四畝廿四歩	五斗貳升八合	同 人
同	屋敷	四畝	四斗	同 人

丹 生 荘

宮その	上畠	壹反四畝廿八歩	壹石六斗四升三合	甚七郎
同	上畠	壹反壹畝廿貳歩	壹石貳斗升 (九觔カ)	彦市郎
同	屋敷	壹畝廿四歩	壹斗八升	同 人
同	上畠	四畝廿歩 (マ)	五斗七合	同 人
同	屋敷	壹反五畝拾貳歩	壹石五斗三升九合	六 郎
同	中畠	貳反九畝拾歩	貳石六斗四升	同 人
同	上畠	貳畝廿歩	貳斗九升三合	又市郎
同	屋敷	六畝拾八歩 (マ)	六斗九升九合	同 人
かこ	屋敷	壹反三畝拾歩	壹石四斗六升七合	同 人
内畠	上畠	四反四歩	四石四斗壹升四合	同 人
同	上畠	八畝拾歩	九斗壹升七合	源 六
同	下畠	三反	貳石壹斗	刑 部
同	中畠	壹段四畝廿八歩	壹石三斗四升四合	同 人
同	屋敷	五畝拾八歩	五斗五升九合	同 人
山ノ口	中畠	壹反三畝廿六歩	壹石貳斗四升八合	新二郎
同	下畠	四畝	貳斗八升	同 人
同	下畠	拾八歩	四升貳合	同 人
同	下畠	貳畝	壹斗四升	同 人

二〇六

同	下畠	三畝六歩	貳斗貳升四合	新次郎	同	下々田	八畝拾貳歩	七斗五升六合	同人
山ノ口	(マ)畠	拾六歩	四升八合	與市郎	同	下田	壹畝	壹斗	同人
同	下々畠	貳畝拾貳歩	壹斗六升八合 (四力)	同人	同	中田	貳畝四歩	貳斗五升六合	同人
やしか追	下々畠	六畝廿歩	六斗六升四合 (六力)	同人	同	下田	貳畝	貳斗	彌三郎
同(田力)	下畠	五畝拾八歩	五斗六升	與市郎	同	下々田	八畝拾六歩	七斗六升八合	掃部
同(マ)	下々畠	三畝八歩	貳斗九升四合	同人	同	下々田	四畝	三斗六升	同人
同(田力)	下畠	貳畝廿四歩	貳斗八升	同人	同	下田	貳畝廿八歩	貳斗九升四合	彌三郎
うど	下畠	三畝廿五歩	貳斗六升八合	刑部	同	下田	六畝	六斗	同人
ひしやくう	下々田	壹畝拾歩	壹斗貳升	與市郎	同	下田	壹反三畝拾歩	壹石三斗三升三合	刑部
同	下々田	四畝	三斗六升	同人	同	中田	貳畝	貳斗四升	彌次郎
同長さこ	中田	五畝	六斗	同人	同	中田	貳反五畝拾八歩	三石七升貳合	同人
同	下田	貳畝	貳斗	同人	同	中田	三畝拾四歩	四斗壹升六合	同人
かいてか追	下田	貳拾七歩	九升	彌三郎	同	下畠	壹畝廿貳歩	壹斗貳升貳合	同人
同	下田	三畝	三斗	同人	同	中畠	六畝拾六歩	五斗八升八合	彦一郎
同	下田	五畝拾歩	五斗三升三合	同人	同	中畠	七畝拾四歩	六斗七升貳合	同人
同いふね	下田	貳畝廿四歩	貳斗八升	同人	同	下田	三畝貳歩	三斗六合	掃部
同	下々田	貳畝拾貳歩	貳斗壹升六合	同人	同	下田	壹畝拾歩 (式ノ誤力)	壹斗三升三合	同人
同	下々田	八畝	七斗貳升	同人	同	下田	壹反貳畝	貳石貳斗	同人

同	柏木はた	下畠	貳段	壹石四斗	刑部
同	下畠	三畝六歩	貳斗貳升四合	同人	
柴の下	中畠	壹畝廿歩	壹斗五升	源六	
同	中畠	貳畝六歩	壹斗九升八合	同人	
同	中畠	貳畝	壹斗八升	同人	
同	中畠	八畝廿四歩	七斗九升貳合	同人	
同	中畠	四畝廿四歩	四斗三升貳合	同人	
同	下畠	壹畝廿歩 (マ)	壹斗壹升壹合	七郎	
同	下畠	七畝拾歩	五斗壹升三合	源六	
同	下田	壹畝六歩	壹斗貳升	同人	
同	中畠	壹段六畝廿四歩	壹石五斗壹升貳合	七郎	
同	上畠	四畝	四斗四升	新次郎	
たの下	上畠	壹畝廿六歩	貳斗五合	左助	
同	下畠	壹畝	七升	同人	
くれば谷	下田	五畝	五斗	掃部	
同	下田	六畝九歩	六斗三升	同人	
同	中田	六畝	七斗貳升	同人	
同	中田	壹反貳畝	壹石四斗四升	助九郎	

丹生莊

同	上田	六畝	八斗四升	勘助
同	上田	三畝廿貳歩	五斗貳升貳合	紹古
同	上田	三畝	四斗貳升	助九郎
同	上田	五畝廿壹歩	七斗九升八合	加賀
同	屋敷	壹畝廿四歩	壹斗七升九合	彌左衛門
同	中畠	壹反貳畝廿四歩	壹石壹斗五升貳合	同人
東畠	中畠	三反貳畝廿歩	貳石九斗四升	助九郎
うち畠	上畠	貳畝廿歩	貳斗四升貳合	十助
同	屋鋪	四畝廿歩 (貳脱力)	四斗七升三合	同人
同	屋鋪	貳畝廿壹歩	貳斗七升	彌左衛門
内畠	屋鋪	壹畝拾歩	壹斗三升三合	次郎左衛門
同	上畠	壹反六畝	壹石七斗六升	同人
同	上畠	壹反三畝廿六歩	壹石五斗貳升五合	次郎兵衛
同	屋敷	四畝廿歩	四斗六升七合	同人
うち畠	中畠	壹反壹畝	九斗九升	二郎左衛門
同	屋敷	三畝拾八歩	三斗六升	源十郎
うち畠	中畠	壹反貳畝廿四歩	壹石壹斗五升貳合	角右衛門
同	屋敷	三畝六歩	三斗貳升貳合	新二郎

丹生莊

内畠

上畠

七畝廿四步^(マ)

八斗四升三合

新二郎

屋敷

五畝拾八步

五斗六升

監物

同

中畠

五畝拾步

四斗八升

新二郎

同

上畠

壹反拾貳步

壹石壹斗四升^(マ)

惣作

同

中畠

壹反三畝拾貳步^(ハノ誤カ)

壹石貳斗貳升四合

掃部

同

屋敷

壹畝五步

壹斗壹升六合

太郎三郎

同

上畠

壹反三畝廿八步

壹石五斗三升^(三合脱カ)

同

屋敷

貳反六畝廿步^(拾脱カ)

貳石六斗六升四合

掃部

屋敷

壹反壹畝五步^(拾脱カ)

壹石壹斗五升

相右衛門

同

下畠

壹反三畝貳步^{ふくしやうし}

九斗壹升四合

十介

同

下畠

四畝

貳斗八升

監物

同

下畠

壹反壹畝六步

七斗八升四合

同

同

中畠

壹反四畝拾七步

壹石三斗壹升壹合

藤四郎

同

下畠

三畝拾步

貳斗三升三合

同

同

中畠

貳反廿四步

壹石八斗七升貳合

同

同

中畠

八畝

七斗貳升

同

同

下畠

壹反貳畝廿四步

八斗九升六合

監物

同

中畠

貳反八畝^(田カ)

三石三斗六升

掃部

同

中田

壹反七畝拾九步

貳石壹斗壹升六合

同

同

中田

貳反

貳石四斗

同

同

下田

六畝廿步

六斗六升七合

同

同

下田

壹反壹畝拾步

壹石壹斗三升三合

同

同

下田

三畝六步

三斗貳升

監物

同

下田

八畝

八斗

同

同

中畠

拾六步

四升八合

相右衛門

同

下畠

壹畝拾八步

壹斗壹升貳合

掃部

同

中畠

八畝

七斗貳升

紹古

同

中畠

五畝四步

四斗六升貳合

同

同

屋敷

三畝六步

三斗貳升

忠七郎

同

下畠

六畝拾六步

四斗五升七合

三郎

同

中田

三畝拾八步

四斗三升貳合

同

同

上畠

貳畝廿四步

三斗七合

織部

同

屋敷

壹畝廿六步

壹斗八升七合

同

同

中畠

三畝拾八步

三斗貳升四合

新二郎

同

中畠

壹畝廿六步

壹斗六升八合

同

同

中畠

貳畝廿四步

貳斗五升四合

紹古

丹 生 莊	同	かひか追 下田	三畝	三斗	掃部	同	下田	拾八步	六升	天禰ん
	同	下田	五畝拾歩	五斗三升三合	同 人	同	中田	貳畝拾貳歩	貳斗八升八合	同 人
	同	下田	三畝拾歩	三斗三升三合	同 人	同	下畠	廿壹歩	四升九合	孫左衛門
	同	下田	壹畝拾貳歩	壹斗三升九合	同 人	同	中田	八畝拾歩	壹石	同 人
	同	下田	壹反五畝	壹石三斗五升	同 人	同	中田	壹畝廿六歩 (拾力)	壹斗八升四合	彌四郎
	同	下田	貳拾歩	六升	同 人	同	下田	壹畝六歩	壹斗貳升四合 (マ)	孫左衛門
	同	下田	六畝	五斗四升	角右衛門	同	中田	七畝六歩	八斗六升四合	八郎五郎
	同	下田	六畝拾八歩	六斗六升	市進	同	下田	四畝	四斗	彦右衛門
	同	下田	七畝拾五歩	七斗五升	同 人	同	中田	五畝廿歩	六斗八升	九郎
	同	下田	拾六歩	五升三合	同 人	同	下田	貳畝廿四歩	貳斗八升	彦右衛門
	同	下田	壹畝拾八歩	壹斗六升	同 人	同	下田	三畝拾歩	三斗三升三合	同 人
	同	下田	三畝	三斗	同 人	同	下田	貳畝廿四歩	貳斗八升	同 人
	同	山田	三畝	三斗	市進	同	下田	壹畝廿歩	壹斗六升七合	同 人
	同	下田	貳畝拾貳歩	貳斗四升	織部	同	下田	四畝拾歩	四斗三升三合	九郎
	同	下田	四畝拾八歩	四斗六升	右京	同	下田	三畝拾八歩	三斗六升	同 人
	同	下田	七畝拾貳歩	七斗四升	新二郎	同	中田	七畝廿四歩	九斗三升六合	同 人
	同	下田	四畝廿四歩	四斗八升	同 人	同	中田	貳畝拾貳歩	貳斗八升八合	甚左衛門
	同	下田	貳畝拾八歩	貳斗六升	左助	同	中田	四畝	四斗八升	雅樂

丹生莊

上田	六畝拾貳步	八斗九升六合	小二郎
同 上田	壹畝廿六步	貳斗六升壹合	左介
同 中田	四畝廿四步	五斗七升六合	同 人
同 上田	壹畝六步	壹斗六升八合	同 人
同 上田	壹畝拾八步	貳斗貳升四合	同 人
同 下田	貳拾步	六升四合	同 人
同 下田	拾貳步	貳斗八合	同 人
同 下田	壹畝拾步	九升三合	同 人
同 下田	拾六步	三升七合	同 人
同 下田	廿四步	五升六合	同 人
同 中田	三畝六步	貳斗八升八合	同 人
同 中田	廿四步	七升貳合	同 人
同 中田	壹畝拾步	壹斗三升三合	同 人
同 中田	三畝八步	貳斗九升四合	同 人
同 中田	壹畝	九升	同 人
同 上田	貳畝	貳斗貳升	同 人
同 上田	壹畝	壹斗	同 人
同 上田	貳畝廿步	貳斗六升七合	同 人

屋敷	四畝	四斗	市亮
同 上田	壹畝廿六步	貳斗五合	同 人
同 上田	七畝拾四步	貳斗貳升壹合	同 人
同 上田	八畝	八斗	同 人
同 上田	壹畝	壹斗壹升	同 人
同 上田	貳畝	貳斗貳升	同 人
同 上田	三畝拾五步	四斗九升	同 人
同 上田	四畝八步	五斗九升七合	同 人
同 上田	貳畝廿四步	三斗七合	同 人
同 上田	壹畝六步	壹斗貳升	同 人
同 上田	九畝拾步	壹石三斗七合	同 人
同 上田	三畝八步	四斗五升七合	同 人
同 中田	八畝拾三步	壹石壹升貳合	同 人
同 中田	四畝廿步	五斗六升	同 人
同 中田	壹反七畝廿貳步	貳石壹斗貳升八合	同 人
同 下田	壹畝	壹斗	同 人
同 中田	五畝拾貳步	六斗四升八合	同 人
同 中田	五畝貳步	六斗八合	同 人

はんのた	下田	三畝拾歩	三斗三升三合	雅 樂
同(畧カ)	下田	壹畝拾八歩	壹斗壹升貳合	三十郎
同	下田	三畝拾四歩	三斗四升六合	同 人
ゆきの追	下田	五畝拾歩	五斗三升三合	同 人
同	中田	貳反四畝	貳石八斗八升	作 藏
同(畧カ)	下田	貳畝四歩	壹斗四升四合 ^{○誤写 アラン}	新二郎
同	上田	壹反廿三歩	壹石五斗七合	角右衛門
同	下畠	壹畝貳歩	七升四合	同 人
同	上田	八畝拾貳歩	壹石壹斗七升六合	織 部
内畠	上畠	三畝六歩	三斗五升貳合	同 人
屋敷	下畠	壹畝廿四歩	壹斗八升	同 人
うちはた	下畠	三畝八歩	貳斗貳升八合	彦右衛門
はさま	上田	六畝拾貳歩	八斗九升六合	織 部
同	上田	八畝	壹石壹斗貳升	角右衛門
屋敷	上田	壹畝	壹斗	市 郎
うちはた	上畠	壹畝六歩	壹斗三升貳合	同 人
同	上畠	三畝拾歩	三斗六升七合	彦右衛門
宮のまへ	上畠	五畝四歩	五斗六升四合	左 介

丹 生 莊

はさま	上田	壹反四歩	壹石四斗壹升八合	角右衛門
同	上畠	壹畝拾八歩	壹斗七升八合	與 吉
同	中畠	三畝拾歩	三斗	同 人
うちはた	中畠	四畝	三斗六升	右 京
川下	上畠	七畝	七斗七升	塚 雲
同	上畠	七反貳畝拾六歩	七石九斗七升八合	勘 助
川下	上畠	壹反五畝五歩	壹石六斗六升八合	市 良
同	上畠	七畝廿四歩	八斗五升七合	新二郎
同	上田	廿六歩	九升六合	同 人
藤の木の下	上田	貳反四畝九歩	三石四斗貳合	源 内
同	上田	四畝廿歩	六斗五升三合	ま い
同	上田	壹反貳畝	壹石六斗八升	右馬允
同	下畠	貳拾四歩	五升六合	同 人
同	下畠	四畝五歩	貳斗九升壹合	藤左衛門
同	下畠	三畝八歩	貳斗貳升八合	ま い
同	下田	壹畝	壹斗	藤左衛門
藤の木の下	下田	拾五歩	五升	右馬允
同	下畠	貳畝四歩	壹斗四升九合	ま い

丹生莊

藤の木の下	下田	拾歩	三升三合	右馬允
同	下田	壹畝拾歩	壹斗三升三合	源内
同	下畠	貳拾四歩	五升七合	右馬允
同	上畠	壹反九畝六歩	貳石六斗八升八合	千羈
川の下	上畠	貳反拾五歩	貳石八斗七升	甚助
同	上畠	八畝拾貳歩	壹石壹斗七升六合	同人
(マ、(畠カ)	上田	貳反七畝六歩	貳石九斗九升貳合	同人
同	上畠	三段四畝廿歩	四石八斗五升三合	甚四郎
同	上畠	五畝拾歩	七斗四升七合	平四郎
しんとう	中畠	三畝拾八歩	三斗貳升四合	又右衛門
同	下畠	三畝拾歩	貳斗三升三合	同人
同	上田	三畝拾八歩	五斗四合	右京
とうしり	中畠	壹反七畝拾八歩	壹石五斗八升四合	紹古
同	上田	貳畝拾貳歩	三斗三升六合	同人
同	中畠	壹反六畝拾四歩	壹石四斗八升貳合	三郎
同	上田	貳畝拾七歩	三斗五升九合	同人
同	上畠	六畝	六斗六升	織部
同	上畠	壹反壹畝拾貳歩	壹石貳斗五升四合	甚介

とりうし	上畠	六畝拾五歩	七斗壹升五合	甚五郎
同	中畠	三畝廿貳歩	三斗三升六合	藤四郎
ふ定	上畠	三段壹畝拾六歩	三石四斗六升五合	同人
同	上畠	七畝拾歩	八斗七合	甚五郎
同	上畠	九畝拾歩 (五脱カ)	壹石四升五合	甚四郎
同	上畠	壹段三畝六歩	貳石壹斗壹升貳合	同人
かなや	下畠	壹畝拾貳歩	九升八合	八郎兵衛
同	上畠	壹畝拾貳歩	壹斗五升四合	同人
同	上田	四畝拾五歩	六斗三升	右京
同	上田	四畝	五斗六升	甚四郎
同	中田	三畝拾歩	四斗	大藏
同	上畠	七畝六歩	壹石壹斗五升貳合	甚四郎
同	上畠	壹反五畝六歩	貳石四斗三升貳合	右衛門
同	上畠	四畝廿三歩	七斗六升貳合	右馬允
同	上畠	三畝廿歩	五斗八升六合	右衛門
同	上田	貳畝	貳斗八升	大藏
同	中畠	九畝拾歩	八斗四升	右衛門
同	上畠	六畝廿歩	七斗三升三合	同人

同	上畠	七畝	七斗七升	平	内
同	上畠	五畝四步	五斗六升四合	同	人
同	上畠	壹畝廿六步	貳斗五合	同	人
同	上畠	八畝	八斗八升	同	人
同	中畠	壹畝拾八步	壹斗四升四合	同	人
同	中畠	四畝八步	三斗八升四合	右	京
同	中田	壹反六畝壹步	壹石九斗貳升四合	又右衛門	人
同	中田	壹反八畝廿步	貳石貳斗四升	又右衛門	人
同	中田	壹反六畝廿步	貳石	同	人
同	中田	六畝拾八步	七斗九升貳合	同	人
同	下田	六畝五步	六斗壹升三合	又右衛門	人
同	下田	貳畝廿步	貳斗六升七合	同	人
かなやか道	下田	廿八步	九升四合	又右衛門	人
同	下田	四畝廿步	四斗六升七合	同	人
同	中田	六畝廿三步	八斗壹升貳合	同	人
同	下畠	七畝拾四步	五斗貳升四合	同	人
同	下田	三畝拾四步	三斗四升六合	同	人
同	下畠	四畝廿步	三斗貳升七合	大	藏

丹生莊

同	下畠	壹畝	七升	同	人
同	上畠	壹反廿四步	壹石壹斗八升八合	同	人
同	上畠	八畝	八斗八升	同	人
同	中畠	廿四步	七升貳合	同	人
同	上畠	四畝廿四步	五斗貳升八合	甚	四郎
同	上畠	壹反六畝	壹石七斗六升	右衛門	人
同	上畠	壹反七畝貳步	壹石八斗七升七合	左	京
同	上田	五畝四步	七斗壹升八合	同	人
同	中田	壹反五畝廿步	壹石八斗八升	勘	助
同	中田	壹反五畝	壹石八斗	六	良
同	中田	壹畝貳步	壹斗貳升八合	孫三郎	人
同	下田	六畝四步	六斗壹升三合	同	人
同	下田	六畝廿步	六斗六升七合	孫三郎	人
同	下田	四畝廿步	四斗六升七合	同	人
同	下畠	壹畝拾八步	壹斗壹升貳合	大	藏
同	中田	九畝拾步	壹石壹斗貳升	同	人
同	上畠	三畝拾步	三斗六升七合	六	郎
同	中畠	貳畝廿四步	貳斗五升貳合	善右衛門	人

丹生莊

同	中畠	貳畝拾貳步	貳斗壹升六合	善右衛門
同	上田	四畝	五斗六升	同人
同	上畠	四畝廿四步	五斗貳升八合	左
同	下畠	三畝廿七步	貳斗七升三合	同人
同	上畠	七畝	七斗七升	大 學
同	上畠	壹反拾貳步	壹石壹斗四升四合	同人
同	上畠	七畝廿四步	八斗五升八合	藤左衛門
同	中畠	廿八步 ^{○誤脱 アラシ}	六斗貳升四合 ^(マ)	孫 六
同	上畠	七畝廿四步	八斗五升八合	同人
同	上畠	七畝拾步	八斗七合	藤左衛門
同	上 _ミ 田	八畝	壹石貳斗八升	半 助
同	下畠	七畝拾步	五斗壹升三合	同人
かなや	下田	五畝拾貳步	五斗四升	左 京
同	上畠	五畝六步	五斗七升三合	甚五郎
同	上畠	六畝拾五步	七斗壹升五合	左 京
同	上田	貳畝廿四步	三斗九升貳合	八郎兵衛
同	上畠	壹反拾貳步	壹石壹斗四升四合	勘 解 由
同	中畠	廿四步	七升貳合	甚五郎

同	中畠	六畝廿步	六斗	同人
同	中畠	九畝六步	八斗貳升八合	同人
同	上畠	壹反 ^(拾腕力)	壹石壹斗	左 京
同	上畠	六畝六步	七斗壹升九合	左 京
同	上畠	壹反五畝六步	壹石六斗七升三合	孫 六
同	上田	壹反八步	壹石四斗三升七合	同人
かなや	上田	五畝拾八步	七斗八升四合	孫 六
同	屋敷	三畝六步	三斗貳升	同人
同	上田	五畝四步	七斗壹升八合	左 助
同	上田	四畝廿四步	六斗七升壹合	同人
同	上畠	六畝七步	六斗八升五合	孫 六
同	上畠	九畝拾步	壹石貳升七合	善右衛門
同	中畠	貳畝拾貳步	貳斗壹升六合	同人
同	屋敷	三畝拾八步	三斗六升	左 京
同	上畠	壹畝廿六步	貳斗五合	左 京
同	上畠	四畝廿四步	五斗貳升八合	左 京
同	上畠	九畝拾八步	壹石五升六合	同人
同	下畠	貳畝四步 ^(廿ノ誤力)	壹斗八升七合	同人

かなや(島カ)	中田	四畝廿步	四斗貳升	八郎兵衛
同	中畠	四畝廿四步	四斗三升貳合	同 人
同	中田	七畝廿壹步	九斗貳升四合	同 人
同	下畠	六畝拾貳步	四斗四升八合	左 京
同	下田	五畝拾步	五斗三升三合	八郎兵衛
同	下田	壹畝廿壹步	壹斗七升	同 人
同	下田	三畝	三斗	同 人
同	下畠	壹畝拾八步	壹斗壹升貳合	同 人
同	中田	貳反六畝拾貳步	三石壹斗六升八合	同 人
同	下田	八畝	八斗	同 人
同	下田	三畝拾步	三斗 (三升三合脱カ)	同 人
同	下田	七畝拾步	七斗三升三合	右 京
同	下田	壹反六畝拾步	壹石六斗三升三合	甚五郎
同	下畠	七畝拾步	五斗壹升六合	同 人
同	下畠	三畝拾步	貳斗三升三合	孫 六
せきたい	中畠	六畝廿步	六斗	三 丞
同	中畠	三畝廿步	三斗三升	勘 由
同	下田	三畝廿貳步	三斗七升四合	同 人
同	下畠	三畝六步	貳斗貳升四合	同 人

丹 生 莊

同	下畠	貳畝廿步	壹斗八升七合	織 部
同	下田	貳畝廿步	貳斗六升七合	新左衛門
同	下田	九畝拾八步	九斗七升	助 九郎
同	下畠	八畝	五斗六升	同 人
同	下畠	三畝六步	貳斗貳升四合	内 藏助
同	下田	壹反	壹石	左 京
同	下畠	三畝拾貳步	貳斗三升八合	織 部
同	下畠	六畝拾貳步	四斗四升八合	六 郎
同	下田	壹畝	壹斗	三 允
同	下畠	拾步	貳升三合 (七ノ誤カ)	同 人
同	下畠	九畝拾八步	六斗九升貳合	同 人
同	下田	三畝六步	三斗貳升	同 人
同	下畠	貳畝	壹斗四升	同 人
同	下田	拾貳步	四升	同 人
ふ定	下畠	貳反四畝廿八步	壹石七斗四升五合壹勺	助左衛門
同	下畠	貳反廿步	壹石四斗五升六合	與右衛門
同	下畠	三反七畝拾八步	貳石六斗三升貳合	同 人
ふ定	下畠	八畝廿六步	六斗貳升貳勺	太郎左衛門

同	下畠	四畝廿步	三斗貳升六合六勺	小二郎
同	下畠	四畝廿步	三斗貳升六合六勺	刑部
同	下畠	壹反貳畝 ^(二步脱力)	八斗四升七合	同 人
同	下畠	三反三畝拾步	貳石三斗三升三合	同 人
同	下畠	六畝八步	四斗四升□合	太郎左衛門
同	下畠	貳反六畝拾六步 ^(マ)	壹石八斗六升六合	與右衛門
同	下畠	壹反九畝 ^(貳步脱力)	壹石三斗三升四合貳勺	治部
同	下畠	四反六畝拾貳步	三石貳斗五升貳合六勺	同 人
同	下畠	六畝拾壹步	四斗四升八合	助左衛門
同	下畠	七畝拾八步	五斗三升貳合	九郎兵衛
同	下畠	壹反九畝五步	壹石三斗四升壹合貳勺	同 人
同	下畠	七畝拾八步	五斗三升壹合貳勺	助左衛門
同	下畠	八畝	五斗六升	同 人
同	下畠	貳反壹畝拾八步	壹石五斗壹升貳合	與兵衛
同	下畠	貳反八畝 ^(マ)	壹石九斗六升	五郎左衛門
同	下畠	六畝拾八步	四斗六升六合貳勺	小二郎
同	下畠	壹畝廿八步 ^(四ノ誤力)	壹斗貳升六合	新 八

同	下畠	六畝	四斗貳升	同 人
同	下畠	五畝拾八步 ^(マ)	三斗九升四合壹勺	太 ^(マ) 藏
同	下畠	六畝拾四步 ^(マ)	四斗五升七合貳勺	與右衛門
同	下畠	七畝	四斗九升	太 ^(マ) 藏
同	下畠	三畝廿八步 ^(拾ノ誤力)	貳斗三升三合三勺	與右衛門
同	下畠	壹畝廿八步 ^(マ)	壹斗壹升四合壹勺	又 七
同	下畠	壹畝貳拾六步 ^(マ)	壹斗壹升貳合	彌九郎
同	下畠	三畝	貳斗壹升	惣右衛門
同	下畠	壹畝廿六步 ^(マ)	壹斗四升九合四勺	同 人
同	下畠	壹畝 ^(マ)	八升〇 ^{アヲ} 誤写	彌 介
同	下畠	四畝廿四步 ^(マ)	貳斗八升四合	太郎左衛門
同	中畠	六畝 ^(脱アルカ)	四斗八升	彌八郎
同	下畠	貳畝拾六步	貳斗貳合七勺	與 吉
同	下畠	四畝廿三步	三斗八升壹合四勺	次郎左衛門
同	下畠	三畝六步	貳斗五升六合	彌七郎
田島屋鋪共二	合八百三拾四石壹斗九升八合壹勺			
田方百九拾石壹斗七合				
畠方六百四拾四石九升壹合壹勺				

廣内村

くぬかはる	上畠	壹反貳畝貳拾步	壹石壹升三合	孫市良
同	上畠	九畝拾步	七斗四升六合	同 人
同	上畠	七畝拾步	五斗八升六合	同 人
同	中畠	貳畝	壹斗貳升	同 人
同	下畠	壹反壹畝六步	四斗四升八合	同 人
くぬかはる	中田	壹反六畝	壹石六斗	孫市良
同	中畠	九畝拾六步	五斗七升貳合	同 人
同	中畠	五畝拾八步	三斗三升六合	同 人
同	上畠	壹反三畝六步	壹石五斗六合 (升ノ誤カ)	同 人
同	下田	貳反貳畝廿步	壹石八斗壹升三合	同 人
同	下畠	三畝拾貳步	壹斗三升六合	同 人
同	下畠	九畝拾八步	三斗八升四合	同 人
同	下田	貳畝三步	壹斗六升八合	同 人
同	下田	五畝六步	四斗壹升六合	同 人
同	下田	五畝拾八步	三斗九升貳合	同 人
同	下田	壹畝拾四步	壹斗貳合	同 人
長田	下田	三畝六步	貳斗五升六合	同 人

丹生 莊

長田	下田	八畝	六斗四升	孫市良
同	下田	九畝廿步	七斗七升三合	同 人
同	下田	三畝拾四步	貳斗七升七合	同 人
同	下畠	貳畝拾貳步	九升五合	同 人
同	中田	八畝六步	八斗貳升	同 人
よこ竹	中田	壹反五畝拾貳步	壹石五斗三升九合	同 人
同	中田	六畝貳拾四步	六斗七升九合	同 人
うりふち	下田	壹畝拾九步	壹斗三升	同 人
同	下田	貳畝拾五步	壹斗九升九合	同 人
同	下田	壹反廿貳步	八斗五升九合	同 人
同	下田	三畝壹步	貳斗四升貳合	同 人
ひうかふち	下田	壹畝拾步	壹斗六合	同 人
ひとへ□し	下田	壹畝拾六步	壹斗貳升貳合	孫市郎
同	中田	七畝拾五步 (マ)	六斗六升六合	同 人
同	下田	三畝六步	貳斗五升六合	同 人
同	下田	貳拾四步	五升五合	同 人
同	下田	四畝廿四步	三斗八升四合	同 人

丹 生 荘

同	中田	九畝拾歩	九斗四升六合	同	人
ぬめりいし	下田	三畝廿貳歩	貳斗九升五合	同	人
同	中田	貳反三畝貳歩	貳石三斗七合	同	人
同	中田	壹反壹畝六歩	壹石壹斗貳升	同	人
同	中田	四畝六歩	四斗貳升	同	人
同	中田	四畝	四斗	同	人
ぬめりいし	下田	拾歩	貳升六合	孫市良	
六か追	下田	永荒		同	人
あらいかう	下田	八畝	四斗八升	同	人
同	下田	壹畝拾八歩	壹斗貳升七合	同	人
柳はた	下田	三畝廿六歩	三斗六合	同	人
同	下田	九畝六歩	五斗五升貳合	同	人
同	下田	貳畝拾貳歩	壹斗九升壹合	同	人
同	下田	貳畝	壹斗六升	同	人
同	下田	壹反四畝廿八歩	壹石壹斗九升四合	同	人
同	下田	貳反四畝	壹石四斗四升	同	人
同	下田	廿七歩	七升壹合	同	人
はた(た力)	下田	四畝廿歩	三斗七升三合	同	人
同	中田	貳反五畝六歩	貳石五斗貳升	同	人

はた(た力)	下田	四畝	三斗貳升	孫市良	
同	中田	貳畝三歩	貳斗壹升	同	人
門内	中田	壹反七畝廿貳歩	壹石七斗七升三合	同	人
同	下田	貳畝四歩	八升五合	同	人
ひろ田	中田	貳反貳畝廿四歩	貳石貳斗七升九合	同	人
黄田	中田	六畝拾八歩	六斗五升九合	同	人
同	中田	壹畝貳歩	壹斗六合	同	人
こへち	下田	貳反拾貳歩	壹石六斗三升壹合	同	人
同	下田	壹反八畝	壹石四斗四升	同	人
同	下田	九畝廿四歩	七斗八升壹合	同	人
同	下田	壹畝拾歩	壹斗六合	同	人
丸(田力)	中田	貳反三畝拾歩	貳石三斗三升	同	人
同	中田	四畝拾五歩	四斗四升六合	孫市良	
同	中田	五畝貳歩	五斗六升	同	人
同	下田	貳畝廿歩	貳斗壹升三合	同	人
同	中田	永荒	四斗七升六合	同	人
同	中田	四畝廿三歩	壹斗五升九合	同	人
同	中田	壹畝拾八歩	三斗六升	同	人
同	下田	九畝		同	人

丹生莊

三二〇

の中田	中田	貳反四畝廿步	貳石四斗六升六合	同	人
山の神の口	上田	壹反貳畝廿六步 (毫ノ誤カ)	壹石四斗貳升四合	同	人
梅の本	上畠	六畝廿八步	五斗五升四合	同	人
同	上畠	廿四步	六升四合	同	人
おさき	上畠	九畝拾六步	七斗六升三合	同	人
はるの畠	上畠	壹反五畝	壹石貳斗	同	人
ま□□かう	中畠	壹反廿四步	六斗四升八合	同	人
道そひ	上田	三反四畝拾四步	四石壹斗三升六合	同	人
こむかい	中畠	貳畝拾貳步	壹斗四升四合	同	人
川原島	中畠	三畝拾八步	貳斗壹升六合	同	人
よこいわ	中畠	貳反五畝拾八步	壹石五斗三升六合	同	人
同	中畠	四畝	貳斗四升	同	人
同	中畠	壹反八步	六斗壹升六合	同	人
きしの下	中田	四畝廿六步	四斗八升六合	同	人
たんはる	中田	貳畝六步	貳斗貳升	同	人
同	下田	壹畝拾步	壹斗六合	同	人
ふすへのはる	中田	七畝六步	七斗貳升	同	人
同	上田	八畝廿四步	壹石五斗六合 (升ノ誤カ)	同	人

ふすへのはる	中田	貳畝三歩	貳斗壹合	同	孫市良
同	中畠	貳拾步	四升	同	人
なしの本	中畠	貳畝廿八步	壹斗七升六合	同	人
同	下畠	貳畝	八升	同	人
同	下畠	壹畝貳步	四升貳合	同	人
上の原	上畠	貳反六畝四步	貳石九升壹合	同	人
すけのきこ	中畠	壹畝拾八步	九升六合	同	人
同	中畠	貳拾四步	四升八合	同	人
同	中畠	拾八步	三升六合	同	人
同	中畠	四畝拾三歩	四斗貳合	同	人
同	上畠	六畝	四斗八升	同	人
同	上畠	壹反八畝	壹石四斗四升	同	人
あの本	上畠	壹反三畝貳步	壹石壹升五合 (四ノ誤カ)	同	孫市郎
くほの畠	上畠	八畝廿四步	八斗	同	人
同	上畠	貳畝拾貳步 (マ)	壹斗九升八合	同	人
屋敷	屋敷	三畝拾五歩	三斗四升九合	同	人
屋敷	屋敷	三畝	三斗	同	人

田島屋鋪共二
合八拾四石四斗三升五合

内

田方五拾八石貳斗三升六合

畠方貳拾六石壹斗九升九合

田島屋敷共二

惣合九百拾八石六斗三升三合壹勺

丹生莊

六 大友家筆法萬雜條々抄

○当家筆法之抄条々
増補訂正編年大友史料三一

御台御番衆任命

段錢・准田錢催促書

准田錢催促奉書ノ書様

緒方莊 荏限郷
丹生莊 直入郷
都甲莊 三重郷
笠和郷 山香郷
宇目村 久見村
白杵庄 津久見村

四八御臺御番衆被仰付事、飯番之事、至何ノ何かし申付候條、從各被申聞肝要候、爲御存知候、恐々、年寄中、

五三郷庄御段錢・御准田錢、御催促奉書、八月一日の日付ニ、御嘉例ニ、公文所にて、御右筆衆何茂罷出調申、宿老へ、公文所持參候て、判形被申請、方々へ被付候、奉書紙ニ書申候、

當庄御准田錢、一反別何十文通之事、如例年、當毛加點札、寺社諸給人、不云古今免許、稠以催促、來十月中、可被遂勘定之由、被仰出候、被得其意、聊不可有緩之儀候、恐々、八月一日、

(大野郡) 緒方庄政所殿、宿老いくたりも候へ、連署、

右員數之事、緒方庄御准田錢、一反別七十文通、政所へ連署、荏限郷准田九十文通(大分郡) 檢使、丹生

庄同七十文通政所へ、大野庄同七十文通 檢使へ、都甲庄同五十文通 檢使へ、直入郷同七十

文通 政所へ、笠和郷同八十文通 檢使へ、三重郷御反錢五十文通 兩政所へ、宇目村御反錢百

文通 政所へ、山香郷御准田錢七十文通、并一揆錢 兩政所へ、白杵庄并津久見村御准田錢七

十文通 檢使へ、是ハ、政所以調進納候ハ、政所へ連署被遣候、檢使にて調候ハ、檢使被着郡

候之閒、檢使何かしと宛候、檢使ハ兩人にて候、仕付たる衆、をよそさたまり申候、

○本「条々」ハ、文祿三年六月頃ヨリ慶長四年壬三月頃マデ、大友吉統が幽閉中ニ、堪忍衆等ニ調製セシメタルモノトイフ。

六 豊後國海邊郡丹生莊御檢地帳寫

四冊(本文省略)

○渡辺澄夫藏
大分市大石町四―三

(表紙)

慶長貳年 久所村与八ヶ村之内

豊後國海邊郡丹生庄御檢地帳 上ノ村 久土村

大田飛彈守帳寫

○上ノ村久土村ノ表紙ヲ掲グ。他ノ三冊ハ上ノ村原村・下ノ村岡村・中ノ村一木村ノ三村ナリ。以上四村本文省略。右四村ト、六六号・六七号文禄式年檢地帳二冊四村(中ノ

丹生莊

村久所村・上ノ村政所村・上ノ村宮河内村・下ノ村広内村)ヲ併セ、丹生莊八ヶ村ガ完結スル。

久 土	一 木	丹 生	丹 川
荒巻、吉田、河原田、花影、願光寺、東橋本、高月、丸田、六反田、上城下、城下、下城、長迫、上城、櫛屋、上櫛屋、下櫛屋、鋤物師ヶ迫、川緑、六十歩、柿迫、今宮、童王田、鋤迫、栗迫、北迫、西ノ迫、下葛竜、上葛竜、小林、小野越、メクラケヲ、西川内、西小野、代ノ田、東小野、竜王平、新光、西橋本、道ノ木、後ヶ迫、荻原、津葉山、柿木田、畑ヶ田、土泥、式石出、堀切、鳥越、小川内、一ノ谷、矢引迫、西小野平、野稻原、北方ヶ迫、丸尾、姫嶽北平、荷垣、山ノ神、アシコ谷、福原、造立、河内、姫嶽、扇子平、	善福寺、炭床、経蔵、安樂、丹生尾、平ノ下、川寄、一木、中原、辻平、祝田、北迫、椿、田尾、田尾原、三百坪、内無川、	身添、石富田、畑添、松本、溝ノ下、持田、無田田、下牛尾、上牛尾、平ヶ下、五田ヶ下、下立ヶ迫、立平、東平、尾崎、久保、北平、上立ヶ迫、天神平、高平、野路、西屋敷、中屋敷、堂銘寺、井ノ迫、下り、川原ヶ下、平田、堂ノ下、西平、寺田、堀木、志田、塚田、岩ノ下、日ヶ田、芝原、二階、後ヶ迫、山田、林頭、上中尾、中尾、上園、下辻、岡辻、上辻、清水ヶ迫、日暮、長尾、辻、小原、田中尾、野間口、八田、誓願寺、長迫、大丸、	栗林、ウル島、指原、蛭田、川原畑、野辺田、竹ノ下、姥ノ木、来光寺、姥ヶ懐、広山田、奥ヶ原、黒ヶ谷、想太ヶ迫、中ノ内、盲ヶ平、向赤迫、赤迫、椎原、井手尻、寺林、辻下、辻山、池ノ久保、茶木下、延命寺、溝下、前田、久保田、光蓮寺、中尾、見徳庵、野畑、原山、惣本、谷尻、栗熊、住信、百堂辻、百堂、池ノ久保、野開、三世尾、冷迫、上明、伊在甲、原、堀ノ内、宗角寺、奥園、平、宮友、古市、門前、松原、茅木、修理田、宮田、福寿庵、梨本、平田、

佐野

町市、西柳原、角ノ木上、角ノ木下、宮ノ前、宮ノ下、東柳原、飯屋ケ鼻、宮ノ原、大坪、宮園、穴田、岩ケ元、柿ノ木田、五反田、毛見所、年ノ神、西原、東原、外裏、高四郎、戸井手ノ内、城林、向隠、引地、大西、上井手、野地ケ追、堀切ケ谷、高津ケ尾、釜ケ谷、柿木平、細口、隠山、水ケ谷、野地、井ノ上、馬場、栗迫、若林、仏道寺、藤ケ元、小野越、立石、菅迫、日向瀬、伽藍田、猪ノ迫、三日月、兼安、川原、久保、向畑、王子田、天神平、姥ケ平、後ケ迫、天神口、橋園、西王寺、土井ノ内、上佐野、横枕、西門、外園、辻畑、銀治屋ケ前、下佐野、間渡、岩鼻、東元手、住持ケ迫、西元手、唐木口、赤瀬戸、姥石、園田、クラツハ、田尾、迫口、戸塚ケ平、井手ケ平、上ノ原、中ノ原、竹ノ尾、畑、下ノ津留、畑ケ原、山ノ神、川内、志生ケ瀬、畑ケ谷、杭ケ平、再進、

○丹生莊ノ嚴密ナル区域未詳。詳細ナル四至ニツキテハ、爾後ノ検討ニ俟ツ。

白
杵
莊
史
料

一 豊後國風土記

○荒木田久老校訂本
寧楽遺文下

○海部郡ノ部ヲ「佐賀郷史料」二号ニ収ム。本文省略。

二 續日本紀

○延暦四年正月廿七日条。「佐賀郷史料」三号ニ収ム。本文省略。

三 倭名類聚抄

丹生郷

○海部郡ノ郷ヲ「佐賀郷史料」九号ニ収ム。本文省略。当莊ハ丹生郷ニ属ス。

四 堂ヶ迫一石五輪塔銘

○大分の石造美術
臼杵市大字中尾堂ヶ迫

〔正面大日法身真言〕

〔地輪〕
「嘉應貳年」
歲次 庚寅

某五輪塔ヲ造立
ス

〔梵字〕
□ (ケン)
カン ラン パン ア

臼杵莊

白杵荘

二二八

(左側大日報身真言)

「梵字」□(ウシ)(ウ)□(ケン)□(ア)「

(背面大日報身真言)

「梵字」□(ナウ)□シヤハラア「

(右側胎藏界五仏)

「梵字」□(アインク)□アクアンアーア「

○「白杵深田磨崖石仏」ノ「付」トシテ、国特別史蹟・重要文化財ニ指定サル。梵字ハ下方ヨリ読ム。日付下ノ六字ハ多田隈豊秋『九州の石塔下』ニヨル。『大分県金石年表』ハ「七月十三日」トセリ。

五 堂ヶ迫一石五輪塔銘

○大分の石造美術
白杵市大字中尾堂ヶ迫

五輪塔ヲ造立ス

(地輪)

「承安二年□次 八月十五日 日次
壬辰 辛□ 亥」

十部如法經願主遍照金剛□□「

○各輪四方ニ梵字(ア、バン、ラン、カン、ケン)大日法身真言)アリ。磨崖仏付特別史蹟・重要文化財ナリ。「」内ハ多田隈豊秋『九州の石塔下』ニヨリ注ス。

六 豐後國志

真名長者満月寺
ヲ創建ス

(海部郡廢寺項)

満月寺

在白杵莊深田村、善鳴錄曰、眞名野長者、敏達朝人、深歸三寶、乃就于深田邑、創祇陀・療病・施藥・安養・快樂五院、名紫雲山満月寺、多造佛像、禮拜供養、今其境、石山之崖、悉刻佛像、所謂十三

佛・二十五菩薩・二金剛・彌陀釋迦三尊等、大小百餘軀儼在、其陀石浮圖五六在田間、

七 皇嘉門院藤原惣處分狀

藤原聖子

○九条家文書
平安遣文三九一三号

(端裏)
「御惣處分狀」

養和元年九月廿日自女院被經 院奏之勅報也、即端に續加之了、後代龜鏡何事過斯哉、可神秘々、

(附箋)
「後白川院御本」

これらみ候ひぬ、このケンには、たれかはとかく申候へき、なにことも、いかてかゝやうにさふらはむには、おろかに候へき、まいられたるおりは、かまへても申候はんとこそおもひ候へ、たゝい

まものさはかしきやうなることのあるとて、なにかと大將の申候さたし候ほとに、よろつとめ候ひぬ、おほせられむことは、こゝろのおよひ候らんことは、いかてかおろかに候へき、

(附箋)「皇嘉門院御本」

さいそうこんかう院

最勝金剛院領

白杵莊

臼 杵 莊

(越) 山し路 そつか

(近江) あうみ よせ人

(伊賀) いか おほうちのにし

ひんかし

あさうた

をとほ

いつ みつのみくりや

井た

すわう やし路

ひこ つほう

豊後臼杵戸次莊

(豊後) 布こ (臼杵・戸次) うすきへつき

ひせん おほた

地下

九条領

九條のたういへ地くら

山し路 くせ

いつみ おほいつみ

つのくに ゆかしま

たかひら くらかき

おはり もり

みかは き良

むさし ふなきた本 新

いなけ本 新

しもつさ みさき

ひたち こつるきた みなみ

みの うたのちよくし よひ いはた

わかさ たていし本 新

のと わか山

ゑちこ しらかハ たは をはたのよてん

たは^(こカ) かやの山うち さと

たちま こしてむ たち

いつも はやしき いはみ おほへ

きのくに しもつの あは かわゝた

ふこ^(豊後) つもり^(津守) ひせん よか

ひんかし九條

いはくら

いつミ つのくに^(近江舎人) あふみのとねり

あふみの□ちき

九条良通ニ譲ル

これらはいつこもよしみちのおさなかりしに、みなたてまつりてき、それをさいそうこんかう院ハ、一の人のしられむこそよかるめれといふ人ともありしかは、いへにとりて、一の人しらるへしとて、まつ殿^(松)にと申たりしか度、ゆくすえまで、たれも大事に思はれむことかたし、大將は心さしもあ覽、又申おきた覽事などは、すえまでもたかへられしとおもへは、□ゆつりにまかせて、すえまでもし覽は、よかりなむとてもと、したゝめたりし定に、いつこも、みなよし見ちにたてまつりつるなり、まつとのたとへ□たうをハわれし覽なといふ事ありとも、もちゐらるま

白杵莊

白杵 莊

二三二

し、この定に、ゆめくたかふまし、おほい殿のおハさんとは、なに事もさたし候へし、のちハかならずくよしみちなしらるへし、

(治承)
ちそう四年五月十一日

○下略

ハ 元暦文治記寫

○九州大学日本史研究室蔵
宇佐神宮史料篇三、大分県地方史八八

白杵惟隆等字佐
宮ヲ焼討ニス

○「佐賀郷史料」一〇号ニ收ム。本文省略。白杵惟隆等ノ宇佐宮焼討ニカ、ル。

九 吾妻鏡

源範賴白杵惟隆
緒方惟榮ヲ召ス

(文治元年正月) (源範賴)
○十二日丙申、參州自周防國到赤閒關、爲攻平家、自其所欲渡海之處、粮絶無船、而豐後國住

人白杵二郎惟隆、同弟緒方三郎惟榮者、志在源家之由、兼以風聞之閒、召船於彼兄弟、渡豐後

國、可責入博多津之旨有議定、仍今日、參州歸周防國云々、

八十二艘ノ兵船
ヲ献ズ

(正月) (白杵) (緒方)
○廿六日庚戌、惟隆・惟榮等、含參州之命、獻八十二艘兵船、

○廿一日・
廿二日中略
○下略

10 後白河院廳下文

○吾妻鏡
第四

後白河院序下文
ノ案關東ニ着ス

後白河院院序下
文ヲ豐後國住人
ニ下シ其ノ忠節
ヲ賞シ益々勲功
ヲ勵マシム

○(文治元年三月)廿九日壬子、平氏追討事、武衛依被申、爲令勵軍旅之功、被下廳御下文於豐後國任人等之中、是雖爲先日事、彼案文、今日所到來關東也、

院廳下 豐後國住人某等、

可彌專征伐遂勲功期勸賞事、

右平家謀叛黨類、往反四國邊嶋、蔑尔朝憲之閒、鎮西邊民多入鳥合之群、令致狼唳之企、而當國軍兵等、堅守王法不與兇醜、遂蟻數船迎取官軍、可令服從九國輩之由有其聞、殊以敷感、彌增銳兵、可令討滅彼凶徒也、各隨其勲功、依請可有賞賜也、當國大名等、宜承知勿令違越者、所仰如件、故下、

元曆二年二月二日

二 吾妻鏡

白杵惟隆・緒方
惟榮配流ノ官符
ヲ下サル、モ非
常ノ赦ニ逢フ

○(文治元年十月)十六日乙丑、豐後國住人白杵二郎維隆、緒方三郎維榮等、去年合戰之閒、破却宇佐宮寶殿、押取神寶、依之雖被下配流官符、去四日逢非常赦云々、

白杵莊

二 玉 葉

白杵惟隆配流サル

○文治二年十一月九日・十一日条。白杵惟隆等ノ配流ニカヽル。「佐賀郷史料」一三号ニ収ム。本文省略。

三 後愚昧記

○大日本史料
四ノ一

○文治二年十一月九日。緒方惟榮・白杵惟隆・佐賀惟憲配流ノコトニカヽル。「佐賀郷史料」一四号ニ収ム。本文省略。ナホ同一五号参照。

四 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏
宇佐神宮史料編四

白杵莊宇佐宮假
殿造營ノ一國平
均役ヲ勤仕ス

○文治年中。海部郡關係部分ヲ「佐賀郷史料」一六号ニ抄出。本文省略。

五 豐後國圖田帳案斷簡

○到津文書
大分県史料一

○建久八年ノモノナルベシ。全文ヲ「佐賀郷史料」一七号ニ収ム。本文省略。「一海部郡田代七百七十余丁」ノ記述アリ。

一六 九條兼實置文

○九條家文書
鎌倉遺文一四四八号

〔端裏書〕〔九條兼實〕
「一月輪殿自筆御處分狀」

宜秋門院ニ処分

ス

最勝金剛院

□〔九〕
最勝金剛院

本堂一字在堂廊并西御所

○中略

寺領莊園

寺領庄園等

山城國久世庄
〔久世郡〕

〔綴喜郡〕
曾束庄

伊賀國大内西庄
〔伊賀郡〕

〔阿拜郡〕
淺宇田庄

〔阿拜郡〕
音波庄

伊豆國井田庄
〔那賀郡〕

備後國坪生庄
〔深津郡〕

臼杵莊

白杵 莊

白杵・戸次莊

豐後國（海部郡）白杵・戸次庄

近（江力）國寄人

法性寺侍夾名在別、

已上本寺取勝金剛院領

○中略

右、堂舎家地庄園等、永所奉附屬宜禰門院也、更不可有牢籠、多是相傳之領、官省符之地也、或亦雖有新立寄進之所等、皆以有由緒、故皇嘉門院御領等事、先年之比、入道關白松殿雖被御訴訟、後白川院御時、聞食披子細、全不及御沙汰、向後縱雖有濫妨之人、事切理定畢、更非追論之限者也、抑女院御萬歲之後、可讓賜順孫道家（附箋）「道家」（九念）之由、所申置也、家督如此之家領、雖委附女子、代々繼家之人所相傳來也、所謂上東門院（藤原彰子）四條宮（藤原寛子）高陽院等例是也、□道家若殊非其器量、又短命早世者、被仰合攝政、可被相傳可繼家之仁也、又攝政若奉後女院者、攝政領知之後可傳道家、女院□亡後攝政給者、直可被相傳道家也、■當時雖爲女院御沙汰、庄園訴訟預所不當如此等之成敗、更不存■各別之儀、攝政偏可申沙汰也、□奉於女院御事、若雖纖介致疎略者、可招教令違犯之科、雖亡命之後、必可報酬也、深存此旨、敢勿違越、努□、女院又万事仰合攝政、可有御進退也、云法性寺、云九條、所定置之佛事、限永代不可退轉、兩寺之雜事、條々有起請、守□狀、不可失墜、堂舎之破壞、不待大破、且可加修造、佛事之陵遲、不嫌少事、必可□誠（有領力）、如此之事、貴女御沙汰、偏□奉行人事之處、若有私曲不忠之輩者、必可加冥罰也、寺家雜事・院中公事、專可抽□忠也、○不濟年貢、

對捍雜役之輩者、從罪之輕重、早可停止所帶也、但於寄進之領事者、先可殊仰子細、猶不肯受□□時、可被改定也、兼又仰付山井尼事、□不可違亂、向後之傳領、隨彼申請、可被□□也、遺誠之旨、大概如斯、庄蘭知行之輩、院中管領之人、若致如在、若有_{不法忠}者、女院仰合攝政、任法可有科罰也、又於奉公忠節之類者、隨□可被施優恤、堅守此狀、爲無違越、所申置如件、

元久元年四月廿三日

攝政

念佛沙彌_(九条兼実)
(花押)

攝政

一七 白杵莊地頭代官僧西印・公文僧連署奉書

○解脫寺文書
大分県史料一二

寄進

津久見浦八幡ニ
田地ヲ寄進ス

津久見浦鎮守 八幡大菩薩御供田事、

合參段者在坪字やふた

往古ノ御供田
友永沙汰

右件田、自往昔以來、爲御供田之由有其聞、然而中_(ナ)比貳段成所當田之由、依被聞食之、且爲上御祈禱、且任先倒所寄進之也、而則爲友永沙汰、有限先例御供、無懈怠可令勤仕之者、依仰寄進之狀、如件、

白杵莊

臼杵莊

建長二年歲次庚戌三月十六日

公文
僧（花押）

地頭御代官僧西印（花押）

一八 九條道家初度惣處分狀

○九條家文書
鎌倉遺文七二五〇号

惣處分

條々事、

一寺院

○中略

一家地文書庄園事、

（藤原多子）
宣仁門院、洞院攝政長女

泉涌寺四條院御墓所

寺領

○中略

（藤原仁子）
近衛北政所

○中略

九條道家寺院家
ス地所領等ヲ処分

九條禪尼

九條禪尼

家地

略○中

家領

略○中

讃岐國子松庄

豐後國臼杵・戸次庄

肥前國大田庄

略○中

臼杵・戸次庄

右、件庄々所附屬如件、家領自元不幾、彼是相分之間、雖乏少只志之至也、尙侍殿奉同宿、可蒙彼御扶持、一期後、爲家長人、子孫中有志之人、相計可被讓與也、

以前條々、所注置如右、但先年受重病時、楚忽令書處分、未加再治、自然送數年、爰前關白有不慮事、大略如違背、向後之進退、推而可量、家門之孤害、子孫之障難、不可疑殆、仍所改直先度之處分也、偏守此狀不可違犯、於彼狀者、破却投火中既畢、倩思先規、清愼公家領文書、三條關白不傳(藤原實家)之、順孫實資傳之、法興院殿領、中關白(藤原道隆)栗田關白不傳之、御堂多傳領之、法性寺殿御領、六條攝(藤原道長)

臼杵庄

政一向傳領之、(藤原基房) 菩提院入道不傳之、(九条兼美) 故禪閣以皇嘉門院御讓、次第相傳、今以之思之、(付箋) 洞院攝政者

家嫡也、右府既爲嫡孫、(九条教美) 前攝政亦爲寵愛、(付箋) 器量尤足傳領之仁、仍所分與也、何況前關白於有不

義哉、兼又宣仁門院田中禪尼、尙侍殿所讓與庄々、一期之後可爲次第附屬、子細委載于右、於攝政并

右府子孫遂前途、爲家長者相傳領掌勿論、若不登大位、混俗塵者、專不足其仁歟、早返付家長者、

可令惣領、但於別相傳之地者、非其限、日記 文書子細又同前、小僧万歲後、若成妨尋者、專不可

爲子孫、永可謂不孝、若我生九品之淨刹者、以天眼照見、可加冥罰、若雖廻三有之故郷、以肉眼照

見、可與治罰者也、抑此家領內、自關東有傳領地、附屬子孫、尤可請彼處分歟、仍所請證判也、先

規不可求於外、鎌倉故右大將賴朝卿、以沒官領廿箇所、傳與姉妹二位入道能保卿妻室、其後申下

宣旨、附屬諸子、(一条) 高能卿并嫡女小僧母儀華山院右府室故西園寺入道室傳領于今知行、入道大納言以

彼因緣、下向關東繼其跡、(定權) 件庄々或尼(北冬) 品(北冬) 義時朝臣(北冬) 泰時朝臣等相計、所志與也、何可有牢籠

哉、近則故太政入道同有關東傳領庄々、悉以處分諸子、尤足准據歟、爲後鑑、粗勒子細而已、

予依手振、假他筆、守此狀、努力々々、不可違犯、

建長二年十一月 日

(九条道家) 愚老(花押)

九條道家讓狀案

〇九条家文書
鎌倉遺文七二五二号

(端裏書) 「自院給之 文永十一年六月」

九條禪尼ニ家地
家領ヲ譲ル

九條禪尼

家地

法性寺田中亭

件所、故東御方（藤原兼子）宜秋門院御匣殿、故卿二品の譲をえて相傳、入滅のとき予にゆつり了、しか
るを、九條の亭のかはりに、又禪尼に讓進ものなり、且又東御方養母之儀あり、便宜ある
歟、たゞし件所、東福寺の南大門のうちにいるによりて、つくりあらたむへきものなり、

家領

山城國（綴喜郡）曾つかの庄

和泉國（和泉郡）大いづみの庄

伊勢國（飯高郡）五まかりの御厨

（鈴鹿郡）和たの庄

美濃國（大野郡）えひの庄

（大野郡）いはたの庄

加賀國（江沼郡）くまさかの庄

讃岐國（那珂郡）こまつ（海部郡）の庄

豊後國（大分郡）うすき・へつきの庄

肥前國（杵島郡）おほたの庄

白杵・戸次莊

白杵莊

白杵莊

二四二

右、家地・家領附屬如件、このうち和田庄以下の六ヶ所ハ、(藤原任子)宜秋門院御領予にゆつり給そのうち也、件所々、予万歳の後讓與へきよし御遺誡あるによりて、當時より申つけた、しかれども、かさねてゆつり文をかきてまいらす、一期のうちハ、(藤原彦子)宣仁門院にゆつりまいらせらるへし、猶子のきあるによりて也、(九条忠家)其後又右府の子息にゆつらるへし、次第相承さらにさうゐあるへからず、

建長二年十一月 日

(九条道家)
沙門在判

(藤原倫子)
比丘尼在判

二〇 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇号

○弘安捌年九月 日。海部郡關係ヲ「佐賀郷史料」一八号ニ收ム。本文省略。当莊關係部分ノミヲ掲グ。

白杵莊

白杵庄貳百町

領家一条実経

領家 一條前殿下御跡
(一条実経)

地頭職北条業時

地頭 駿河三河前司入道殿
(マハ)(北条業時カ)

○「駿河三河前司入道殿」ハ、当時「三河」ノ受領名ノツク該当者ナシ。恐ラク「駿河前司入道」ノ誤リニシテ、北条業時ナラン。

二 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。海部郡關係全文ヲ「佐賀郷史料」一九号ニ抄出ス。本文省略。当莊關係部分左ノ通り。
柏杵莊二百丁 領家一條前殿下御跡、地頭職（実録）○下
欠カ

三 九條家文庫文書目録

○九條家文書
鎌倉遺文一八二二五号

九條忠敦文庫ノ
文書目録ヲ作ル

御文（庫）□文書目六

略○首

白杵莊

一合 白杵庄元亨

一合 輪田庄（根津八郡郡）

略○中

直入入田

一合 清澄（大和縣下郡）鷺見

二合 直入々田上下（豊後直入郡力）

略○中

白杵

一結 白杵

一結 九條御領指圖

二帖 御庄々注文

白杵莊

白杵庄

二四四

以上一兩

正應六季三月十七日

家領等文書内、當時不管領所々、以朱懸勾者也、
略

愚老(九条忠教)
(花押)

○本目錄ノ「白杵庄」ハ、「戸次庄」ヲモ含ムモノナラン。

三 鎮西北條御教書

○島津家文書一
大日本古文書

海賊鎮定ノ為船
ニ在所船主交名
ヲ彫付ケ員數ヲ
注進セシム
海賊ハ追捕スベ
シ

豊後國津々浦々船事、爲被鎮海賊、不論大小、隨船見在、輒難削失之様、彫付在所并船主交名於彼船、來月中可被注申員數、且有海賊之聞者、守護地頭沙汰人等、構早船、不廻時刻可令追懸、然者、乘人者縱赴陸地、雖令逃脫、至舩者令棄置之時、船主之所行歟、他人之借用歟、尋明之者、可露顯之故也、又追懸之時、乍知及不合力之輩者、可被注進交名、仍執達如件、

正安三年三月廿七日

前上總介(北条実政)
(花押)

下野彦三郎(久良)左衛門尉殿

先師及ビ隆尊ニ
親ノタメ層塔ヲ
造立ス

二四 深田滿月寺前層塔銘

○白井昭一調査記録
白杵市大字深田

(幢部第一面)

「右爲先師聖靈尊_金及隆尊之先考先妣

(梵字ウーン)

滅罪證覺利益衆生、所奉造立供養如件、」

(同第二面)

「正和四年乙卯月五日願主阿闍梨隆尊敬白、

(梵字タラーク)

合力作者阿闍梨圓秀

(同第三面)

(梵字キリーク)」

(同第四面)

(梵字アク)」

○各面ニ蓮花座上ニ月輪ヲ彫リ、金剛界四仏ヲ刻ス。

二五 深田滿月寺一石五輪塔銘

○白井昭一調査記録
白杵市大字深田

円寂セル某ノタ
メ一石五輪塔ヲ

(地輪)

「建武元年甲戌九月一日圓寂

白杵莊

造立ス

白杵莊

二四六

阿闍梨金剛佛子□

○金剛界四仏ノ種字（梵字ウーシ）タラク キリーク（カ）ア一ヲ彫ル。『大分県金石年表』八角塔婆トセリ。

三 九條道教家領目錄案

○九條家文書
南北朝遺文九州編七二七号

九條道教家領所
當知行分家領ヲ
注進ス

（九條道致）
左大將家政所注進 建武三年
八月廿四日

御家領事御當知行分

當知行（紀伊郡）
山城國東九條庄一圓

（山城國）
高松殿跡地

伊勢國和田庄一圓

（金芸郡）
同國林西庄領家職
并加納

（大野郡）
美濃國衣斐庄領家職（地カ下同ジ）
地頭中分也

同國岩田庄一圓

（武芸郡）
同國下有智御厨領家職
地頭中分也、

當御厨内寺地、橘并太田依澤通名等庶子分地頭職、

爲闕所、一圓被付本所早、

白杵・戸次莊

（那珂郡）
讚岐國子松庄領家職

（海部郡）（大分郡）
豐後國白杵・戸次庄領家職

（杵島郡）
肥前國太田庄領家職

（筑波郡）
常陸國村田庄領家職
號下妻庄

（筑波郡）
同國田中庄號村田下庄
領家職

（茂城郡）
同國小鶴南庄領家職

（兄島郡）
備前國小豆嶋庄領家職

（彼杵郡）
肥前國彼杵庄領家職
地頭中分也、

攝津國輪田庄領家職
(密旗郡)

同國有馬溫泉社(有馬郡)神主職并湯口東西屋

武藏國船木田本庄領家職

能登國若山庄領家職
(珠洲郡)

能登國町野本庄領家職
(鳳至郡)

阿波國大野新庄領家職
(郡賀郡)

和泉國日根庄一圓、一村
(日根郡)

越後國白川庄領家職
(沼津郡)

播磨國田原庄一圓
(神崎郡)

同國安田庄領家職
(多可郡)

土佐國片山庄一圓
(長岡郡)

北政所御領

近江國伊庭庄領家職
(神崎郡)

一音院領

甲斐國志摩庄領家職
(山梨郡)

建武三年八月廿四日

同國生嶋庄領家職
(川辺郡)

紀伊國井上新庄一圓
(那賀郡)

下總國三崎庄領家職
(海上郡)

備中國驛里庄領家職
(小田郡)

出雲國材木・美淡兩庄領家職
(出雲郡)

備後國皇后宮勅旨田一圓
(談力)

尾張國大縣社一圓
(丹羽郡)

丹波國多紀北庄一圓
(多紀郡)

同國蔭山庄領家職
(神崎郡)

同國久留美庄領家職
(美濃郡)

大和國清澄庄一圓
(添下郡)

尾張國但馬保內
(知多郡)

阿和・大井兩鄉地頭職

以上四十ヶ所

白杵莊

白杵莊

二四八

五輪塔ヲ建ツ

二七 海添寶蓮寺五輪塔銘

○大分県金石年表
白杵市大字海添

建武四丁^(五)□八廿九、

○地輪・塔身ノミヲ存ス。

二八 田原正曇^{直奉書案}

○豊前矢治文書
南北朝遺文九州編二五五〇号

^(端裏書)

「白杵本給案」

在御判

曾禰崎助秀ニ白
杵莊二十貫分ヲ
給ス

豊後國白杵庄内田島得分貳拾貫文足、爲曾禰崎^(遺秀)助三郎給所、守先例可致沙汰、於坪付者、追可定下
之狀如件、

貞和四年十月 日

^(田原直貞)
沙彌正曇奉

二九 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三一

^(貞治元年)頼房

八月志賀。負病來高崎城守之、使其子彌太郎氏房、往援州大野莊鳥屋城、○九月少貳冬資^{頼尙子}・宗

少式・宗像・松浦等豊後ニ集ルトノ説

少式岡城宗像・松浦等曰杵城ニ龍ルヲ菊池武光攻撃ストノ説

曰杵・戸次莊ヲ山城玉鳳院ニ寄付ス

像氏・松浦氏應氏時、催悉來聚於豊後、總號^二萬餘騎、菊池武光奉懷良親王、率四萬騎到筑後、分兵爲三道、入豊後・筑前、氏經與氏時議而分二道拒之、氏經與氏時及少貳・松浦・宗像合兵一萬餘騎、爲其一道到筑前陣長者原、氏經子松王丸、氏時子宮松丸督三千餘騎、向其一道、氏經・氏時等與武光・武勝^{武光弟}等戰於長者原、初勝後敗、而氏經・氏時及諸將引兵、悉退豊後、氏時狹氏經守高崎城、冬資入岡城、宗像・松浦據曰杵城、武光奉懷良居宰府、自至豊後、陣府内、分軍攻高崎・岡・曰杵、主客相持累月、○頃月^間鳥屋城守兵志賀氏房等、計塞武光肥後通路、

○貞治元年（一三六二）少式冬資岡城ニ入り、宗像・松浦氏ノ軍曰杵城ニ入ルコト、及ビ菊池武光自ラ豊後ニ入り、高崎城ノ他、岡・曰杵兩城ヲ攻ムルコト等、共ニ他ニ所見ナシ。検討ヲ要スルモ、シバラク掲ゲ後考ヲ俟ツ。

三 大友氏時所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

○貞治三年二月 日。「佐賀郷史料」二二号ニ收ム。本文省略。中ニ「同国佐賀関^{付曰杵・佐伯兩庄}内関宮」アリ。

三 後圓融天皇綸旨

○玉鳳院文書
増補訂正編年大友史料八

豊後國曰杵・戸次兩庄、所有御寄附玉鳳院也、^{（山城國）}早致領知、可令專造營給之由、天氣所候也、仍執達如件、

曰杵莊

白杵莊

二五〇

永和元年七月五日

右少辨(花押)奉

雲山上人御房

三 大友親世所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

白杵莊大友親世
領トナル

○永徳三年七月十八日。「佐賀郷史料」二五号ニ収ム。本文省略。中ニ「同国白杵庄」アリ。

三 豐鐘善鳴錄

○大日本史料
七ノ九

豊後白杵莊津久
見解脱閣寺南谿
宗寂ス
津組浦
国東郡定林寺ニ
住ス

雷井

(白杵莊津久見)
豊後州解脱閣寺南谿宗禪師者、本州國東人、童穉離度于寶陀寺、壯齒截溟、入明、參諸名徳、鑽究

宗機、已而東歸、舶著豐州津組浦、師遙瞰山勢、有似支那徑山奇之、下舟縛茆山下棲焉、鄉民歸
嚮、遂成蘭若、師扁曰放光山解脱閣寺、自後國東郡將請住定林、亡何還放光、一日雷雨、有物墮
庭、師見其狀屈、攬向拄杖、物梯之即騰、翌日有一神人、來揖師曰、昨蒙慈救、何以酬徳、冀師
指之、師曰、此山乏水、汝其致之、神人唯諾而去、於是風雨遽至、巖谷震鳴、頃之寺後湧出一
泉、今雷井是也、境有小池、群蛙喧鳴、師禪宴次、說偈誡之、蛙即斂聲、自爾無復蛙鳴、師以應
永十四年十月六日、端然示化、師嘗在徑山、獲法華細書八卷一軸、而歸、傳于放光、白杵府主稻葉侯、
寄寶函錦複珍襲之、

三 豐後國志

解脫閣寺ヲ南溪
禪寺草創ス

(海部郡山寺項)
解脫閣寺

在白杵莊門前村、至德二年、南溪宗禪師所創、善鳴錄曰、師本州國東人、壯齡截溟入明、參諸名德、鑽究宗機、既而東歸、舶着豐之津組浦、遙瞰山勢有似支那經山、奇之下舟、縛荊山下棲焉、鄉民歸

嚮、遂成蘭若、師扁曰、放光山解脫閣寺、一日雷雨、有物墜庭、師見其狀屈、攬向拄杖、物梯之即騰、翌日一神人來揖師曰、昨蒙慈救、何以報德、冀師指之、師曰、此山乏水、汝其致之、神人唯諾而去、於是風雨遽至、巖谷震鳴、頃之寺後涌出一泉、今雷井是也、境有小池、群蛙喧鳴、師禪宴之次、說偈誡之、蛙即斂聲、自後無復蛙鳴、師嘗在經山、獲法華而歸、傳于寺、白杵府主寄寶鹵錦複珍襲之、

鎮守關伽八幡祠
ヲ創建ス

(海部郡神祠項)
關伽八幡祠

在白杵莊警固屋村、嘉慶二年、南溪宗禪師歸朝之日、海舶着于此、遂瓶一蘭若、名解脫閣寺、時建八幡祠、爲鎮守神、即此、

三 平尾寶篋印塔銘

○大分県金石年表
白杵市大字田井字平尾

念仏衆宝篋印塔
ヲ造立ス

謹奉造立一結念佛人衆各等敬白、峯應永卅二季乙巳四月廿七日、

三 大友持直知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

斎藤氏ニ所領ヲ
預ク

(大友持直)
袖判

白杵二十五貫

高崎
一所 三十七貫分 一所三十貫文石垣、
一所二十五貫白杵、

高崎又五郎太郎跡、

白杵莊

白杵莊

二五二

一所 十貫分

西小路殿跡内

一所 十五貫分

本庄新右衛門跡内

内以上六十二貫分之事、

齋藤美濃守預置候、可有知行候也、

(著利)

ひのち屋敷

一所 六拾貫分同ひのち屋敷

浦志野か跡

さか

一所 二十貫分さか

安藤か跡内

齋藤六郎三郎爲先給代所、預置候、可有知行候、恐々謹言、

永享五年九月廿日

三七 足利義教御内書

○島津家文書一
大日本古文書

大友持直・大内
新介息ヲ治罰セ、
シメ分國ヲ没落
セバ追討セシム

大友中務大輔持直、并大内新介息以下事、令發向豐後國、可加治罰、若又沒落分國者、不廻時日、

可致沙汰也、

(年未詳)

三月八日

嶋津陸奥守とのへ
(忠國)

(足利義教)
(花押)

三 看聞御記

○統群書類從
補遺四

大友持直治罰ヲ
大内持世ニ命ズ
持直遁走ス

大内持世河野通
久豊後ニ発向ス
大友持直難所ニ
引入レ大内河野
軍ヲ破ル

河野通久ノ戦死
ヲ悼ミ子大正丸
ニ跡ヲ安堵シ忠
節ヲ抽デシム

(永享七年五月)

廿日、雨氣陰晴不定、○中

抑大友近年蜂起之閒、退治事大内ニ被仰付、

石見山名分國之勢、

同合力事被

仰云々、而大友失利沒落不知行方云々、注進之閒公方御悅喜、旁以御快然云々、

云々、略 ○中

略 ○中

抑聞、此閒大内注進、大友肥後國落下隱居、仍大内・河野等大勢、彼國へ發向、

城共數ヶ所燒落、而大友以謀奥へ引退、大内・河野等大勢難所へ引入、自後取卷テ責戰之閒、大

内失利引退、河野勢若干被討、河野も討死云々、大友又勝軍之由、飛脚到來云々、

略 ○下

三 足利義教御内書案

○伊予古文書
増補訂正編年大友史料一〇

(河野) 通久度々忠節、異于他之閒、一向被憑思食之處、如此不慮之儀、無念無極候、雖然、大正丸相續之
上者、不可相替候、急速觸催軍勢、不日發向、可抽戰功候、巨細含仰明祥庵候也、

永享七年七月十六日

(足利)
(義教判)

戒能安房入道殿

白 杵 莊

豊後國發向ヲ促
ス

四〇 足利義教御内書

○島津家文書一
大日本古文書

豊後國發向事、先度被仰之處、出陣之有無、未能左右、既近日可及合戰歟、不日令進發、可致忠節也、

(年未詳)
九月卅日

嶋津陸奥守とのへ

(足利義教)
(花押)

四一 足利義教袖判下文寫

○河野文書
愛媛県史資料編

(足利義教)
(花押影)

父通久戰死ノ恩
賞トシテ曰杵莊
ヲ充行フ

豊後國曰杵庄事、爲亡父刑部大輔通久討死賞、所充行河野犬正丸也者、早守先例、可致沙汰之狀如件、

永享七年十月二日

○本文書、「諸家文書纂」・「後鑑」ニモ載ス。

四三 大友親綱書狀(紙切)

○田北一六文書
大分県史料二五

(端裏切封)
「(墨引)」

尙々、今度心さしのとほり、一入喜入存候、

使者ノ辛勞ヲ賞
シ一ヶ条ハ疎略
ナキヲ報ズ

今度のつかい、宮房丸於一所、御辛勞之由承候、目出喜入候、兼又一ヶ條承候、巨細不可有疎略之儀候、今程、事外諸方取亂候、少隙明候ハ、自是其段可申候、聊不可有等閑之儀、恐々謹言、

(年未詳)
十月廿八日

(大友)
親綱(花押)

田北宮徳丸殿
(親忠)

○田北宮徳丸ハ大友親綱ニ從ヒ、父親増ハ持直ニ属シ臼杵莊姫岳ニ籠城ス。以下關係文書合綴ス。

四三 慈明寺明清書狀

○大友家文書録
大分県史料三一

來翰ニ答ヘ大友
親綱ヘノ吹舉狀
ヲ認メ進ズ

御狀委細拜見仕候了、抑親綱(大友)ヘ吹舉狀事承候間、認進之候、定屋形より可有御返事候哉、委細御使者物語申候キ、定而可被申候、兼又屋形よりいかやうに申され候共、先八郎方跡事かかへ候て、御おき候て可然候、何時も愚身より屋形へ可申候、毎事期面謁之時候、恐々謹言、

(永享七年)
十一月九日

慈光寺 明 清 在判

臼杵 莊

白杵莊

二五六

田北殿 御報

四 大友親綱書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

希望所領ノ在所
ニ付等閑ナキヲ
告グ

承候在所事、少も不可有等閑之儀、仍御親父申子細候、此返事にて則可致判形候、少も不可有疎儀候、恐々謹言、

(永享七年)

十一月十五日

(親忠)
田北宮徳丸殿

(大友)
親綱在判

五 大友親綱書狀(紙切)

○田北一六文書
大分県史料二五

子息宮徳ノ当陣
ニ居ルヲ告ゲ一
所ニ參ルコトヲ
促ス
早々現形然ルベシ

度々進狀候處、參著候哉、就者御身上事、たま／＼子息宮徳殿、此方ニ被居候、親子各別候へハ、不可然候、上意と申候、旁々以此時節、一所にて當家地國ニ不成候様ニ、申談度候、大内方も懇申候、早々現形候て可然候、委細旨、齋藤美濃守所より可申候、恐々謹言、

(永享七年)

十一月十五日

(親増)
田北治部少輔殿

(大友)
親綱(花押)

○『大友家文書錄』ニモ収ム。〔 〕内ハ同書ニヨリ注ス。

味方ニ誘イ所領
等ニ答ヘ至急來
陣ヲ促ス

四 大友親綱書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

御身上事申候處、懇示給候、本望候哉、仍齋藤美濃守所まで承候間、田北佐渡守跡并敷戸事不可有
(大分郡)
子細候、日差事ハ追而可申談候、尙々落居不可有幾程候歟、同。者、早速現形候者悦入候、委細美
(速見郡)
濃守可申候間、省略候、恐々謹言、

(永享七年)
十二月七日

(大友)
親綱在判

田北治部少輔殿

四 齋藤著利書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

御狀委細承候畢、抑御身上事、御兩殿より辱被仰出候子細候、菟角御申不可然候、仍佐渡守跡敷戸事、
(田北)
御判を申進之候、則御現形候者、就公私御本望候、とても近日此面朽綱向より一陳被取候、同。
(直入郡)
者、其内一途御了簡肝要候、上意と申、旁以菟角と申、口惜次第候、申までなく候哉、次御一所
面々事、御計策候而、同道あるへく候、いづれも本在所事、令申沙汰可仕候、恐々謹言、

(永享七年)
十二月七日

齋藤美濃守
著利在判

田北治部少輔殿

白杵莊

恩賞ニ預ルヲ賀ス

四 大友親綱書狀

○明照寺文書
愛媛県史資料編

改年御慶、千喜萬悅難申盡候、猶更不可有際限候、抑被行御恩賞候、目出候、御祝着察申候、分國事候之間、於身殊本望候、委細定、自大内方可被申候哉、恐々謹言、

正月十六日

(大友)
親綱(花押)

(敦通)
河野殿

○「諸家文書纂」ニモ収録ス。

四 大友親綱施行狀

○明照寺文書
愛媛県史資料編

白杵莊ヲ給ルヲ告グ

豊後國臼杵庄事、任去年十月二日 御判之旨、御領知不可相違之狀、如件、

永享八年二月十八日

(大友親綱)
左京亮(花押)

(敦通)
河野犬正殿

○本文書、「諸家文書纂」ニモ載ス。

計策条々ニ対ス
ル来翰ニ答ヘ重
ネテ意見ヲ述ブ

宮徳丸望ノ地

子宮徳味方ニ付
父親増ノ来陣ヲ
促ス
望ミノ本領ヲ返
進ス

五〇 大友親綱書狀

○大友家文書録
大分県史料三一

御札委細拜見仕候了、抑就計策條々、御念來承候、目出悦喜仕候、彼方本給事此方へ罷出候者、不可有相違候、適其方御座事候間、可然様一途預御了簡候者、自他肝要候、然ハ宮徳此間忠節、連々承及候、神妙候、彼望之地之事、治部少輔可依身持候、親子を分候する仁之事、あなたにも致扶持事如何候、親僧一所居候者、何時も彼地事可申與候、委細令申御使僧候間、令省略候、恐惶謹言、

(永享八年)
二月廿四日

上使 御貴報 侍者御中

(大友)
親 綱 在 判

五一 室町幕府上使景臨書狀(紙切)

○田北一六文書
大分県史料二五

(端表切封)
「(墨引)」

大内方よりも、此よし申され候間、同心の事候、

いまた申なれす候へ共、一ふて申入候、御身上とても、宮徳殿まいらせおかるゝうゑハ、早々ニ御一所ニ御座候する事、可然候、さも候ハ、御のそみの御はんりやう、ことく可返進よし、おほせられ候、宮徳殿へおつるの事御判など、まいらせへきよしおほせ候、我々さいわいニ、此さか

白 杵 莊

いニ逗留の事候間、いまの時分御參候て、こと／＼御本給の御判、取可進之候、我々申候するニハ、親綱少もいきあるましく候、委細ハ此御僧可被申候、恐々謹言、

(大友)

(永享八年)

二月廿五日

景臨(花押)

「田北治部殿進之候、
(奥ハ書)
(親増)

景臨」

五 備後守護代犬橋滿泰書狀

○田北要太郎文書
大分県史料二五

御札委細令拜見候、

当御座所乱妨ハ
当方ヨリ申付ク
計策ノ事

抑御座所亂妨事、當手之事者、猶可申付候、奉公面々者、貴所より被仰候ハン事、可然候、就中御計策之事、大友申候、可然候、事行候様ニ、御了簡肝要候、毎事期面謁候、恐々謹言、

(親増)

(永享八年)

二月廿六日

滿泰(花押)

(景臨)
上使侍者中

御貴報

五 備後守護代犬橋滿泰書狀

○田北要太郎文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

犬橋

上使ニ制札ヲ進
ゼシ事ヲ報ズ

田北宮德丸殿
御返事

滿泰

御茶給候、令祝着候、

(景臨)
上使より制札事承候、雖不案内候、上使へ進之候、御懇示給候、悅入候、恐々謹言、

(永享八年)
二月廿六日

(大楠)
滿泰(花押)

田北宮德殿

西 大友親綱書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

来信ニ答へ要求
ノ儘宮德丸ニ判
形ヲ遣スヲ報ズ
現形セバ子細ナ
シ

御札委細拜見仕候了、抑承候間事、彼方申候儘、(田北親忠)宮德丸遣判形候、望在所事者、其身現形候者、不
可有子細候、委細猶御使令申候、恐惶謹言、端書 宮德方へ遣候狀事者、治部少
輔罷出候以後、可被遣候哉、

(永享八年)
二月卅日

(大友)
親綱在判

上使
侍者御中

五 大内持世書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

味方来付ノ路次

上使臨首座より被仰子細候、目出候、此間念願満足候、歡悦過御察候、於向後者、彌不可有等閑

曰杵莊

ニ付王子城衆ニ
狀ヲ付シ相違ナ
キヲ伝フ

候、隨而就路次事、(大野郡野津院)王子城衆方への狀、認進之候、可得其意之由、自是も申付候、御出之時、愚狀

可被遣候、猶々路次事者、不可有相違候、早々以面可申承候、恐々謹言、

(永享八年)
三月九日

(大内)
持世在判

(親増)
田北治部少輔殿

弐 大内持世書狀(紙切)

○田北一六文書
大分県史料二五

(端裏切封)
「(墨引)」

或陣ヨリ当陣ニ
来ル者ハ案内シ
同道スベシ

或方より當陣へ、ふと可越仁候、人數事兼日難定候、縦五十人・三十人候とも、とかめらるましく
候、此狀披見候ハ、案内者候て、當陣へ可有同道候、恐々謹言、

(永享八年カ)
三月九日

(大内)
持世(花押)

森左馬助殿

阿野兵庫助殿

面々御中

○前号王子城衆ニ宛テタル書狀ナルベシ。

五 室町幕府上使景臨書狀(紙切)

○田北一六文書
大分県史料二五

御出程逗留仕、此在所にて、對面可申候、(持世)大内方狀進之候、

五日御報、六日到來候、委細令披見候了、

赤松勢派遣ヲ告
グ来付ヲ促ス
五年十年ノ内ニ
退治ス

抑就彼閑事、態九郎殿を越申候、定念比可被申候、(田北親景也)九郎殿御同心尤肝要候、今度下候中國勢、萬一

失利共、重而赤松勢を被下、五年・十年之内に、可有對治之由、被仰下候間、今時分御參候者、始
(持世)終可然候、去三日大内方より、重而僧を越候て、早々御出可然之由申候、直ニ大内陣へ御立寄候

九郎殿ヲ同道然
ルベシ

者、可爲悅喜申候、早々九郎殿同道可然候、期面調候、恐惶謹言、

(永享八年)
三月十日

景臨(花押)

(親増)
田北治部少輔殿

五 大内持世書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

(親増)田北治部少輔申候在所事、早々可相計之由、(親訓)大友方へ申遣候、不日成敗仕候之様、可被仰候、於其

田北親増要求ノ
所領ニ付大友親
綱ニ申遣ハスヲ
告グ

境肝要仁候、依御意現形目出候、如何様拜顔之時、加様之子細可令申候、可得御意候、恐惶謹言、

(永享八年)
三月十七日

(大内)
持世在判

白杵莊

白杵莊

上使侍者禪師

二六四

五 大友親綱書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

田北親増来付ニ
付肝要仁来ル

御札委細拜見候畢、抑今度依御奔走、彼仁罷出候、悦喜存候、前々申定候地之事、不可有相違候、是も来廿日、其面へ可罷出候間、其時巨細可申入候、仍弟九郎參之由承候、可然候、彼仁參陣候者、以面每事可申候、猶々此度御意之透、於身大慶之至候、以參拜万可申披候、將又大内方之狀、委細一見申候畢、恐惶謹言、

(永享八年)

三月十八日

(大友) 親綱在判

(景應) 上使御貴報

六 備後守護代犬橋滿泰書狀

○田北要太郎文書
大分県史料二五

田北親増兄弟ノ
来付ヲ賀ス
陣替廿日

田北治部・同九良罷出候之由承候、目出度可然候、仍陣替明後日廿日可仕候、每事懸御目申入候、恐々謹言、

(永享八年)

三月十八日

(犬橋) 滿泰(花押)

上使御僧
御報

○『大友家文書録』ハ宛所ヲ「上使侍者御中
御貴報」トス。

六 大友親綱書狀

○田北要太郎文書
大分県史料二五

田北親増要求ノ
所領ヲ認メ進ズ

田北治部少輔申候在所之事、如御意候、別紙認進之候、可得御意候、恐惶謹言、
(親増)
(永享八年)
三月廿四日
親綱(花押)

上使(景臨)
侍者禪師

三 大友親綱知行預ケ狀

○大友家文書録
大分県史料三一

津守莊内敷戸及
比日差村ヲ預ケ

豐後國津守内敷戸拾貳町、并山香郷之内日差村三十町事、預置候、任先例、可有知行候、恐々謹
(大分)
言、

永享八年
三月廿四日

田北治部少輔殿
(親増)

(大友)
親綱在判

白杵莊

六三 大内持世書狀

○田北隆信文書
増補訂正編年大友史料一〇

書狀ニ答ヘ小佐
井計策ノ要ヲ告
ゲ動靜ヲ報ズ

陣替ノ由

去十四日御狀、今日令披見候、抑小佐井事、重々御計策可然候、
一 玖珠勢動之様承候、得其意候、

一 其面一勢可差遣之由承候、當手者共、此間豊前へ差遣候、彌無人數之閒、乍存候、去比宰府勢、

日田へ少々通候之閒、殘候武藤被官人爲釣留、筑前にも執陣候、旁軍勢不得隙候、

一 其方陣替之由承候、目出候、時宜細々可申承候、恐々謹言、

(永享八年)
卯月十九日

(親増)
田北治部少輔殿

(大内)
持世(花押)

六四 大友親重知行預ケ狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)

「朽網之御判若林彈正忠殿

(直入認)

朽網郷内朽網宮内少輔跡拾貫分事、爲姫嶽堪忍忠賞、預置候、可被知行候、恐々謹言、

(永享八年カ)
五月三日

(大友)
親重(花押)

若林彈正忠殿

姫岳忠賞トシテ
朽網郷十貫分ヲ
預ク

東神野城ヲ追落
セル戰功ヲ賞ス

室 室町將軍義家御教書

○毛利家文書四
大日本古文書

豐後國敵城東神野事、被追落之旨、大内修理大夫注進到來、尤以神妙、彌可被抽戰功由、所被仰下也、仍執達如件、
(白存世)

永享八年五月四日

(細川持之)
右京大夫 (花押)

毛利少輔次郎殿

六 室町幕府奉行人連署奉書

○田北要太郎文書
增補訂正編年大友史料一〇

田北親増來付ノ
粉骨ヲ賞ス
日向勢參着アル
ベシ

方々被召進御請候、則披露仕候了、仍田北治部少輔事、參御方候、目出候、今度於所々、被致粉骨之由、大内修理大夫注進候、被思食神妙候、以前伊東・土持方へ、被成 御書候、定參着候哉、被持向彼在所、嚴密被申合候、日國御返事之趣、可有御注進之由、被仰下候、恐々謹言、
(親書)

(永享八年)
五月十三日

景臨首座禪師

(包紙ウハ書)
「景臨首座禪師

爲種

(大和守)
貞連 (花押)
(肥前守)
爲種 (花押)

白杵莊

飯尾肥前守

飯尾大和守

六七 大友親綱書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

田原親勝粉骨ノ
所此ノ如クナル
ハ無念

田北親景ノ扶持
在所ナシ

京都注進ヲ大橋
ニ仰スカシ細ヲ
示サレタシ

委細
御札拜見

見候畢、抑田原能登守、此間致粉骨候之處、如此罷成候、無念至極候、御懇示給候、恐

(親勝)

悅候、就其日差事、可致知行事、彼仁へ申遣候之處、重承候、不審千萬候、同九郎事、今程可致扶

(遠見郎)

持無在所候、可然闕所候者、可申付候、不可有等閑候、就中依 我々無沙汰、京都可有。注進由、

(親景カ)

大橋方まで被仰候歟、同者子細具示給候者、令悦喜候、事々期後信候、恐々謹言、

端書 又齊藤兵庫
事、蹤可有在府之

由申付

候畢、

(永享八年)

閏五月四日

上使侍者御中

(景節)

(大友)

親綱在判

六八 大内持世書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

田北親増ノ事御
使ニ申ス

貴札拜見仕候畢、條々蒙仰候之趣、田北治部少輔閑事、委細申御使候、彼仁猶以致緩怠候者、示給

(親増)

候ハシ、了簡可仕候、可得御意候、恐惶謹言、

候ハシ、了簡可仕候、可得御意候、恐惶謹言、

(永享八年)
閏五月九日

(景應)
上使侍者禪師

(大内)
持世在判

六 大友親綱書狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

日差ハ佐田・鹿
越ノ中間

姫岳ノ御手洗・
薬師寺衆四五人
味方ニ参ル

其方時儀、委細示給、悦喜仕候、就其、日差事齋藤治部所。代所立、去月初比社彼地事、可有知行
通令申候處、齋藤加賀所より、遅其段申候歟、日差事、佐田・鹿越之中間と申、いかにも、可然候
する仁を被遣候、即地下をもしかくと、沙汰候する事肝要候、又姫岳之事、兵糧一束に留候由、
其間候、落居不可有幾程候、御手洗・薬師寺者共五六人、此四五日以前、罹出候によりて、敵方之
事おもひやられ候、恐々謹言、

(永享八年)
閏五月十四日

(大友)
親綱在判

(親増)
田北治部少輔殿

七 大内持世書狀

○田北要太郎文書
大分県史料二五

田北親増猶緩意
セバ了簡スベシ

貴札拜見仕候了、條々蒙仰候之趣、得其意候、田北治部少輔聞事、委細申御使候、彼仁猶以致緩意
候者、示給候て、了簡可仕候、可得御意候、恐惶謹言、

田北親増

白杵莊

(永享八年)

閏五月十九日

(大内) 持世 (花押)

上使

侍者禪師

七 弘忠書狀 (紙切)

○田北一六文書
大分県史料二五

姫岳近々落居ス
ベシ

其後、可啓案内候處、便宜不輟候て、無其儀候、一切非等閑儀候、御同心候者、本望候、兼又姫
岳事、近々可落居候之閒、目出候、

一先度當城へ敵さしよせ候時、御高名共承及候閒、犬橋方に物語候之處、事外ほうひ申候、我々ま
ても祝著仕候、

因幡・伯耆・出
雲勢下著ス

一因幡・伯耆・出雲の御勢、廿四・五日比は、可下著候閒、いかにも、代をかたく御持候て、勝利
を本ニ御沙汰あるへく候、其に御料候事に候閒、萬御心安存候、

一當陣事、無指不審候閒、不申候、

一波禰・河本、符中へまかりつき候閒、可心安候、毎事期後信候、恐々謹言、

(永享八年)

壬五月廿一日

弘忠 (花押)

(親増)
田北殿
進之候、

○『大友家文書録』ニモ収録ス。〔 〕内ハ同書ニヨリ注ス。

三 姫嶽着到人交名

○大友家文書錄
大分県史料三一

〔西暦七〕
永享八六月九日

〔白杵莊〕
姫嶽着到次第不同、〔但大將分人持衆〕

袋新左衛門尉

袋左馬介

小原彦二郎

〔角〕
甬太郎

〔細〕
江彌二郎

小原下野守

〔口〕
田原右馬介

田口彌二郎

衛藤大膳亮

田北佐渡守

〔尉脱〕
廣川新左衛門

〔地〕
上津荒木圖書介

吉弘七郎

重吉太郎

大塚出雲守

御手洗駿河入道

〔尉脱〕
森下次郎左衛門

志村三河守

田原備後守

木付右京亮

原尻大和守

佐藤勘解由丞

大塚兵部丞

御手洗但馬守

白杵莊

首藤筑前入道

伊美大和守

〔河〕
市川伯耆守

御手洗伊豆守

都甲四郎次郎

松武山城守

〔厚〕
原彈正忠

高山九郎

佐保愛増代

長小野丹後守

龜山將監入道

上尾伊豆守

利根民部丞

松本因幡守

〔尉脱〕
利根新右衛門

岐部山城守

吉岡大和守

大和近江守

〔次〕
伊美六郎二郎

御手洗主殿丞

大塚長門守

船田但馬守

敷戸孫二郎

〔左〕
針八郎右衛門

櫛木尾張守

蒲木主計允

蒲木又五郎

堀淡路守

惠良大和守

都甲治部丞

下崎山城守

白杵又三郎

富來毘沙松丸

〔次〕
伊美孫二郎

笠良木美濃守

下部助五郎_郡

葛木越後守

二宮若狹介

神山石見守

朽網伊豆守

五部兵部丞_郡

原尻左馬介

有田勢三

右田七郎

龍章土佐守

深栖三郎

朽網備後守

藤井長門守

上尾孫三郎

手負
木佐上但馬守

渡部伊勢守_刃

立石民部丞

關肥前入道

植田大炊介_堀

神崎越前守

神崎攝津守

天江三河守_江

富來八郎二郎_次

上野三郎

上野藏人佐

田原下總守

大津留二郎_次

丹生彈正忠

生石宮内少輔

生石右京亮

吉岡上總守代_介

石垣紀伊守_介

賀來六郎五郎

岩屋彦次郎

福田長門守

井門民部丞

南家新右衛門入道

若林彈正忠

立石龜德丸代_鎌

疋田淡路守

御手洗三郎

衛藤孫二郎

御手洗兵部丞

高崎若狹介

植田伯耆守_堀

田口甲斐入道

山根六郎右衛門_{尉脱}

林三郎

松武民部丞

牧治部丞

熊
能一小次郎

丹生大炊入道

植田兵部丞_堀

小佐井土佐跡代

關千代法師代

俣見彌三郎

御手洗兵庫助

小串佐渡守

武宮大膳亮

市川上總介_河

高崎十郎右衛門_{尉脱}

俣見肥前守

丹生九郎

木田對馬守

豐饒彈正忠

田北將監	長賀 一字。大學介 (助)
河原右馬亮	關代 (弱) 大和新右衛門
廣川 (河) 兵部丞	都甲丹波守
都甲三郎	御手洗大膳亮
藥師寺四郎三郎	今村次郎四郎
都甲加賀守	倉成六郎次郎
倉成 (鹿) 瀧若代	賀來次郎
賀嶋雅樂助	紀帶刀
永松將監	吉弘孫三郎
吉弘丹後守	松岡山城守
津守筑前守	若林丹後守
石垣三郎五郎	高山飛彈守 (頸)
關石見守	中村三郎
幸野筑後守	立石主計丞 (九)
竈門松德丸代	怒留湯民部少輔
御 (緒) 館彌七	木付大炊介 (助)
田口主計丞 (九)	宮野攝津守

白杵莊

寒田八郎三郎	宇野十郎
首藤伊豆守	岡新左衛門 (右) (弱)
野田百房代	本庄千壽丸代
本庄宮龜丸代	上野新左衛門 (弱)
ひろたけ城衆	手賀
平井上野守	貴十右衛門 (實勝) (弱)
荒卷越後守	熊谷河内守
敷戸彌三郎	津久見太郎
藥師寺新五郎	宇薄雅樂助
山田長門守	賀嶋新右衛門尉
林鶴一代	伊賀上遠江守
藥師寺紀伊介	賀嶋越中守
藥師寺下野守	宇薄又二郎
伊賀上大和守	
木付讚岐守	林美濃守
小田美作守 (原)	大津留一房丸
戸次高載	戸次孫二郎

白 杵 莊

死去人數

本庄新右衛門^(尉)

藥師寺石見守

石田主計丞

久土智次郎

高九郎三郎

^(永享八年)
六月九日

〔^(ア)〕
一牧紙衆

板井彈正入道

たなへ宮僧代^(増)

津久見二郎代ちうけん一人

〔落居は十一日、是は九日着到也、中軍兩所の人數は、不付之、〕

○〔内ハ『増補訂正編年大友史料』一〇所収ニヨル、
尚官途等若干異ル所アリ。

三 備後守護代犬橋滿泰書狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

忠節アラバ名字
地半分ヲ返付ス
疑心アルベカラ
ザルヲ起請ス

(大友親隆)
一ヶ條出羽方へ申子細候、此時被致忠節候者、本末肝要候、然者御名字之地、先半分可被返付候、就中疑心事、努々不可有怖畏之儀候、若此條僞候者、日本國諸神殊八幡大菩薩、可有御照覽候、早々御了簡候者、被爲目出候、恐々謹言、

「永享八年」六月廿三日

(大橋)
滿泰(花押)

(親賀)
志賀民部大輔殿

七 大友親綱起請文(紙切)

○志賀文書
熊本県史料中世二

一ヶ條沙汰セバ
名字地半分ヲ返
シ疑心怖畏ナキ
ヲ誓フ

彼一ヶ條事沙汰候者、名字地半分先可返付候、次疑心一段、不可有怖畏候、若此條僞候者、日本國大小神祇、殊八幡大菩薩可有御照覽候、恐々謹言、

(永享八年)
六月廿五日

(大友)
親綱(花押)

(親賀)
志賀民部大輔殿

五 細川持賢書狀寫

○小早川家文書二
大日本古文書

小早川盛景ノ戰
功注進ヲ賀ス

(永享八年)
六月十二日御注進、同廿四日到來、委細拜見申候、隨而敵數輩被討取候条、誠目出度候、定可有御
感候哉、先急々際より、一筆令申候、恐々謹言、

永享八
七月四日

(細川)
持賢

竹原太郎四郎殿
(小早川盛景)

御返事

六 室町將軍義家御教書

○小早川家文書一
大日本古文書

姫岳攻落ノ戰功
ヲ賞ス

(白杵莊)
姫岳事、攻落之由、大内修理大夫注進到來訖、彌可被抽戰功之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享八年七月五日

(細川持之)
右京大夫(花押)

小早川又太郎殿
(無平)

七 足利義教御内書寫

○小早川家文書二
大日本古文書

姫岳攻落ノ戰功
ヲ賞シ弥軍忠ヲ

(白杵莊)
姫岳事、攻落之由、大内修理大夫注進到來、尤神妙、彌可抽戰功也、

励マシム

(張紙)「永享八年」
七月五日

竹原太郎四郎殿
(小早川盛忠)

(足利義教)
(花押影)

六 室町將軍義家御教書

○毛利家文書四
大日本古文書

(白杵莊)
姫岳之事、大内修理大夫注進到來訖、彌可被抽戰功之由、所被仰下也、仍執達如件、

更ニ軍忠ヲ励マシム

永享八年七月五日

(細川持之)
右京大夫 (花押)

毛利少輔次郎殿

五 室町將軍義家御教書

○平賀家文書
大日本古文書

(白杵莊)
姫岳事攻落之旨、大内修理大夫注進到來訖、彌可被抽戰功之由、所被仰下也、仍執達如件、

ム 姫岳陷落ニヨリ
弥軍忠ヲ励マシ

永享八年七月五日

(細川持之)
右京大夫 (花押)

平賀尾張守殿

○『萩藩閥閥録』三二、案文ヲ収ム。

白杵莊

細川持之感狀寫

○小早川家文書二
大日本古文書

姫嶽陥落ノ粉骨
ヲ賞シ御内書ヲ
下サレシコトヲ
伝フ

(白杵庄)
姫嶽落去之次第、御注進之趣、則令披露候、殊粉骨之至、尤以神妙之由、被仰出候、仍被下御内書
候、御面目之至候、自大内方、可注進候也、恐々謹言、

(永享八年)
七月八日

(小早川盛景)
竹原太郎四郎殿

(細川)
持之(花押影)

大友親綱知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

白杵莊代所トシ
テ筑前志摩郡内
ノ地ヲ預ケ

豊後國曰杵庄之内、太廿五貫分爲代所、筑前國志摩郡之内、北崎治部丞跡内松成次郎九十貳町・吉永
名内貳町・六郎丸五町八段・末久貳町・安永六段小・行友名内貳町、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永享八年)
七月廿八日

(大友)
親綱在判

(著利)
齋藤美濃守殿

八三 看聞御記

○統群書類從
補遺四

九州落居面々太
刀ヲ獻ズ
大内掃陣

(永享九年正月)
廿三日、晴、九州落居之由注進、面々御劔進之由、三條被告、仍御太刀進目出之由申、南御方御禮
被參、源宰相三條へ參尋、九州敵陣沒落不知行方之間、大内陣をはつして歸、落居之由注進申
云々、年始天下泰平殊珍重也、○下略

八三 室町將軍義家御教書

○志賀文書
熊本県史料中世二

姫岳落居ノ忠ヲ
賞シ弥忠節ヲ励
マシム

(大野、直入郡)
令進發豐後國南郡、致奔走旨、大内修理大夫注進到來、尤以神妙、向後彌可被抽忠節由、所被仰下
也、仍執達如件、

永享九年八月七日

(親賢)
志賀民部大輔殿

(細川持之)
右京大夫(花押)

八四 大内持世副狀

○志賀文書
熊本県史料中世二

御感御教書ヲ下

今度國中錯亂之時、御奔走之通、令注進候、仍被成御感御教書候、御面目之至目出候、早く請文可

曰 杵 莊

サレシヲ告ゲ請
文ヲ進ゼシム

認給候、毎々重而可申候、恐々謹言、

「永享」

八月廿二日

志賀民部大輔殿

(大内)
持世(花押)

八五 室町將軍義家御教書

○志賀文書
熊本県史料中世二

少式嘉頼ハ免ジ
大友親著持直親
重及ビ殘党ヲ治
罰セシム

(少貳) 嘉頼事、大内修理大夫頻執申聞、被免訖、而於道瑛・持直・親重其外殘黨等者、尋究落所、不廻時
(持世) 日、可被加治罰之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享十二年二月廿五日

(細川持之)
右京大夫(花押)

志賀民部大輔殿

八六 室町將軍義家御教書寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

少式嘉頼ヲ免ジ
大友親著持直親
重其他殘党ヲ治
罰セシム

(少貳) 嘉頼事、大内修理大夫頻執申聞、被免訖、而於道瑛・持直・親重其外殘黨等者、尋究落所、不廻時
(持世) 日、可被加治罰之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享十二年二月廿五日

(細川持之)
右京大夫(花押)

阿蘇太宮司殿

少式嘉頼赦免ニ
付協力シ忠節ヲ
励マシム
別心アラバ治罰

室町將軍家御教
書ニ請文ヲ進ズ
ルコトヲ報ズ

六七 室町將軍義家御教書寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

^(少貳)嘉頼事、大内修理大夫持世頼執申聞、被免訖、自今以後、成水魚相互加談合、可抽忠節、若尙嘉頼有別心儀者、令合力持世、不及注進、可被致治罰之由、所被仰下也、仍執達如件、

永享十二年二月廿五日

^(細川持之)
右京大夫 花押

阿蘇大宮司殿

六八 阿蘇惟忠書狀寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

去廿四日御札、今日廿九到來、委細令拜見候了、

抑、^(嘉頼)太宰少貳方御免許之由承候、目出候、隨而、^(大友)道瑛・^(大友)持直・^(大友)親重、^(其)□外殘黨就治罰、可致忠節之

由、被成下 御教書候、如何様御請事、以使者、可進上仕候、得御懇候者、^(意)可爲恐悅候、恐々謹言、

永享十二年^(庚申)二月廿九日

^(阿蘇)惟忠

^(親隆)大友殿
御報

白 杵 莊

八九 大友親隆書狀寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

少式嘉賴ヲ免ジ
当国殘党ヲ追捕
スルヲ告ゲ請文
ヲ進メシム

太宰少貳嘉賴事、御免許候、仍、當國殘黨等、可治罰之由、被成御教書候、進之候、落人等、其方
徘徊候者、堅可有御沙汰候、早々給御請文、可令注進候、恐々謹言、

(永享十一年)
三月廿四日

(惟郷)
阿蘇殿

「永享十二、三、廿九到来」

(大友)
親隆花押

九〇 志賀親賀請文案

○志賀文書
熊本県史料中世二

少式嘉賴赦免ト
殘党追捕ノ請文
ヲ進メ

就少貳嘉賴御赦免事、去月廿五日御教書下著候、畏頂戴仕候、抑道瑛・持直・親重以下之殘黨等、
御治罰之由、被仰下候、任上意之旨、可致忠節候、一切不可有緩怠之儀候、以此旨、預御披露候
者、畏入候、恐惶謹言、

(永享十一年)
三月廿七日

(志賀)
民部大輔親賀 請文

進上 御奉行所

九二 宇治惟忠請文寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

少貳嘉賴赦免ト
殘党治罰ニ対ス
ル請文ヲ進ズ
菊地・大友ト申
談ズ

去二月廿五日 御教書、今月廿九日到來、謹以拜見仕候畢、
抑、就嘉賴御免許、道瑛・持直・親重、其外殘黨等治罰事、被仰下候、菊池方、大友方仁申談、可
致忠節候、以此旨、可預御披露候、恐惶謹言、

永享十二年 庚申

三月卅日

(阿蘇)
宇治惟忠 花押

進上 御奉行所

九三 室町將軍義家御教書

○志賀文書
熊本県史料中世二

大友持直殘党治
罰ニ大友親隆ニ
合力スルヲ賞シ
忠節ヲ致サシム

豐後國持直以下殘黨事、令合力大友出羽守并左京亮云々、尤神妙、早可被抽忠節之由、所被仰下
也、仍執達如件、

嘉吉元年十月十四日

(細川持之)
右京大夫 (花押)

(親賀)
志賀民部大輔殿

白 杵 莊

九三

室町將軍義勝家御教書

○志賀文書
熊本県史料中世二

少式教頼・大友
持直・大内教幸
等ヲ治罰セシム

太宰少貳教頼・大友中務大輔持直・大内孫太郎教幸等事、相尋落所、不日可被加治罰之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉二年十二月十五日

(島山持国)
沙彌(花押)

志賀民部大輔殿

九四

室町將軍義勝家御教書

○志賀文書
熊本県史料中世二

少式教頼・大友
持直・大内教幸
ヲ治罰セシム

太宰少貳教頼・大友中務大輔持直・大内孫太郎教幸等事、相尋落所、不日可被加治罰之由、所被仰下也、仍執達如件、

嘉吉二年十二月十五日

(島山持国)
沙彌(花押)

志賀山城守殿

五 大友親藏親知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

臼杵莊内ノ地ヲ
預ケ

□ 臼杵庄内字簿 □

(年未詳)
二月二日

廣瀬兵部丞

□ 陸貫六拾事、預 □

□ 違候、恐々謹言、

(大友親藏)
親藏 (花押)

六 久木小野不動種子磨崖碑銘

○大分の石造美術
臼杵市大字久木小野

良舜不動ノ磨崖
碑ヲ刻ス

(梵字カーン)
(不動)

文安三年丙寅

八月彼岸日

大施主良舜

七十五才

○大分県指定史跡。以下同。

臼杵莊

白杵莊

二八六

七 久木小野磨崖連碑銘

○大分の石造美術
白杵市大字久木小野

(中央部)

「文安三年丙寅十月十八日」

「結各」

(奥部)

「丁卯十一月十五日」
(文安四年カ)

六 久木小野四面石碑銘

○大分の石造美術
白杵市大字久木小野

(背面)

「文安四年丁卯八月十五日供養小」
(冬(日カ)田)

(正面右側)

「爲妙佐禪尼三年忌」

妙佐禪尼三年忌
ニ施主道妙造立
ス

(文)「安二年八月廿日施主道妙」

(同左端)

「□□塔婆之、」

「文安二年卯九月十八日」

久木小野曼荼羅石銘

○大分の石造美術
臼杵市大字久木小野

追善正□禪門

(梵字 キヤ、カ、ラ、バ、ア)

十三年忌

正□禪師十三年
忌ノ追善

文安二年十月廿三日

○ナホ他ニ「十三仏種子磨崖碑銘」・「曼荼羅石月輪中銘」アルモ省略ス。

100 藥師寺新九郎給所坪付

○藥師寺文書
大分県史料一二

藥師寺新九郎給
所ノ坪付ヲ注ス

藥師寺新九郎殿御きう所之事、

國眞代

田五段三百歩
畠地四段大内半御免
定畠四段六十歩

分錢五貫
百卅文

大津久見

田一段半

分錢一貫五十文

專道

田大

分錢五百文

風無

地納

分錢一貫七百五十文

日見

畠三段半佃請料

分錢七貫文

小部浦

畠一段^(鮑)炮代共

分錢六百八十文

白杵莊

鳩浦

臼杵莊

冠田一段六十步

分錢七百八十二文

鳩浦(鮑)炮代

分錢一貫二百文

舊例六布百六十文

浦尾請畠一町

分錢一貫六百文

鯖網代(カ)

畠二段半

分錢 五百文

(奥裏書)

一以上廿貫四百三十七文

寶德二年卯月一日」

101 大友親繁知行預ケ狀

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)

「臼杵の御ハル若林上總守殿

親 繁」

臼杵庄之内、藥師寺次郎跡内參拾貫分事、重而預置候、可有知行候、恐々謹言、

臼杵庄内藥師寺
次郎跡三十貫分
ヲ重ネテ預ケ

(大友)
親 繁(花押)

三月廿二日

(異筆)

「長祿貳年 戌」

若林上總守殿

(奥切封)

「(墨引)」

101 河野教通申狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

先祖以來ノ忠節
ヲ上申シ元ノ如
ク守護職並ニ恩
賞地ヲ給ハラン
コトヲ請フ
新羅來寇

藤原純友ノ乱

蒙古合戦

平家追討承久合
戦

河野刑部大輔教通謹言上、

右、度々忠節子細、先 孝靈天皇第三御子伊豫皇子之爲末孫、代々軍功異于他條、見舊記者也、

一三十四代 推古天皇第八^{庚申}、新羅賊來、異國戎人八千餘輩、^(大友)鑑人爲將襲來、終着幡磨國明石、鑑

人之首於取天、奉 天皇、或誅之、或虜之、切足棄置西海之浦濱、適存者、自上古至于今、彼奴
原召仕者也、

一六十一代 朱雀院御宇、天慶年中、^(藤原)蒙純友追討宣旨、取首奉獻王城者也、

一弘安年中、又蒙古寄筑前國鷹島・鹿島等、海上・陸地七十餘度之合戦仁、每度究高名事、石清水

八幡宮愚童記被載之云云、其外平家追討、承久兵亂、前後次第不遑毛舉哉、
^(足利義滿)

一鹿苑院殿樣御代、取分被成御懇切之 御内書候、別而被仰含子細有之、仍武州已來、不能是非候

子細之處、今度就國々弓箭、敵方申掠之條、言語道斷次第也、既云代々 御判、云數度戦功、旁
以可被指棄事、歎有餘、然閑含多年愁訴、致堪忍處、今善政之御代相當、嚴重御成敗、可達 上

聞事、開喜悅眉畢、

一勝定院殿樣御代安堵 ^(正)御判、^(足利義滿)普光院殿樣御督御判被下之、其後亡父通久及度々九州出陣、果而

討死之時、匪啻頂戴教通安堵御判、豐後國曰杵莊者、爲御恩賞拜領、剩去永享拾年十一月被召

姫岳合戦ノ忠
白杵莊ヲ拜領ス
永享十一年召上

曰 杵 莊

ガラレ在京

白杵莊ハ守護大
友馬淵ハ京極押
領ス

白杵莊

二九〇

上、初致在京處、關東進發、并江州馬淵莊北方被下之、每度忝(羞)上意次弟、世以存知也、仍故御所様御後、白杵莊者守護大友、馬淵者京極押領、于今不知行也、次幡州發向時茂、寂前罷向致粉骨、落居以後、又在洛堪忍處、庶子民部大夫違犯聞、歎申處、弘深守之時、終無許容可合力由、教通被成、御教書、屬無爲畢、然近年儀不慮之至候也、所詮、任(廣)普光院殿様御判之旨、守護職并御恩賞之地、如元預御成敗、頗助年來牢籠、致在京、彌爲抽奉公忠勤、粗言上如件、

長祿四年十二月 日

1011 大友親繁代言上狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

大友豐後守親繁代謹言上、

河野教通ノ號望
ヲ退ケ白杵莊ヲ
安堵セラレシコ
トヲ請フ

右、豐後國白杵莊者、爲勳功之賞、帶(足利尊氏)等持院様御判、令知行者也、然而先年九州在陣之刻、河野

一旦申給兵糧料敷、其後如元領知仕、被成下安堵下文狀訖、早爲代々勳功之賞之上者、被退河野競望、全當知行、彌爲抽奉公忠節、粗言上如件、

寛正貳年八月 日

一四 大友親繁知行預ケ狀

○右田文書
東京大学史料編纂所影写本

(端裏切封)
「(墨引)」

白杵莊内三十貫
分ヲ預ク

白杵庄壇清次郎跡内拾貫、富來周防入道跡十貫、丹生將監跡内拾貫、都合參十貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

八月廿一日

(大友)
親 繁 (花押)

右田左馬助殿

一五 大友親繁知行預ケ狀寫

○右田文書
熊本県史料中世四

白杵莊内ノ地ヲ
預ク

白杵庄田口左馬助跡内伍段拾貫分、同庄幸野右京入道跡内肆段拾貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十一月九日

(大友)
親 繁 (花押影)

右田次郎殿

白杵莊

六地藏幢ヲ建ツ

106 白杵莊津久見村道尾六地藏幢銘

○大分県金石年表
津久見市大字上青江字道尾

常樂二世慈江祚滿記室禪師・開□永音菴主・泉近寺惠禪尼、皆文明九年丁酉二月四日、

107 助繁等五名連署書狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

「(礼紙切封ウハ書)

(墨引)

清藤紀伊(少カ)
幸野刑部
白仁宮内

薬師寺新六殿
御宿(所カ)

専道田ヲ遣ハサルハ、ヲ告ゲ分錢トスハ専道ノ沙汰ト

専道田大下知之事、各々□候之處ニ、任前々之儀、可被遣候由承候、肝要ニ候、分錢之事者、彼専道沙汰可申候事候、恐々謹言、
(異筆)
「延徳貳年 辛亥」

九月廿六日

繁盛(花押)
師經(花押)

藥師寺新六殿
御宿所

繁貞(花押)
守通(花押)
助繁(花押)

大友親繁死ス

心源寺

106 大友親繁無縫塔銘

○増補訂正編年大友史料二
臼杵市大字戸室一乘院

(右側)
「豊後・筑後二州大守、從四位下、大友豊後
守源親繁公、在世八十三歲、」

(正面)
「心源寺殿心源清公庵主、」

(二年)
明應癸丑十一月十四日、」

○現地調査ニヨリ、文字面ノ位置ヲ改ム。

107 豊後國志

(海部郡墳墓項)
大友親繁墓

在臼杵莊戸室村、稱豊後守、文明五年、授國於世子政親而老、
以明應二年十一月卒、法諡曰心源寺、寺在墓所東北二町、

(仏寺項)
心源寺

在臼杵莊戸室村、豊府紀聞曰、明應二年十一月、豊後守侍從大友親繁卒、葬于臼杵戸室、世
子豊前前司政親、爲營一寺於其側、執香華供、因請東震正營禪師住焉、以法諡名寺曰心源、

大友親繁臼杵莊
戸室村ニテ卒ス
親繁ヲ戸室ニ葬
建ツ
リ傍ニ心源寺ヲ

臼杵莊

二〇 白杵莊津久見村久保泊浦庚申碑銘

○久保泊庚申碑拓影
津久見市大字四浦字久保泊

庚申ヲ守リ石塔ヲ建ツ
久保泊浦

(カ) (闊厚カ) 南 ☐ 提大日本國西海道豐後劔白杵庄津久見村久保泊浦各守庚申 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ (之次カ)

☐ 立石塔 ☐ ☐ ☐ 供養 ☐ ☐ (廣カ) (カ) 現世安穩後生善處二世安樂之所 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

(道カ) (興カ) ☐ ☐ ☐ ☐

☐ ☐ ☐ ☐

☐ ☐ ☐ ☐ 閣 ☐ ☐

○室町時代ノモノナラン。三行目文字ラシキモノアルモ、判読シ得ズ。拓本ハ編者調査。『津久見市史』ニモ掲グルモ、一部ノミヲ録ス。

二二 大友政親知行預ケ狀

○文化庁蔵若林文書
大分県史料三五

佐賀郷内一尺屋殘分拾肆貫・白杵庄内爲拾伍貫分代所、野津院内拾伍貫預置候、可有知行候、恐々謹言、

卯月廿九日

若林上總介殿

(大友) 政親 (花押)

(奥切封)
「(墨引)」

佐賀郷内一尺屋
殘分十四貫分等
ノ代所トシテ白
杵莊・野津院内
ノ地ヲ預ク

二三 若林仲秀給所坪付

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

津久見村

白杵庄

(端裏書)

一つほ付

津久見村之内

一所 十貫分

白杵庄之内

一所 十五貫分高松

白杵庄之内

一所 十貫分

津久見尾張跡

津久見美作跡

同人跡

彼在所、我等先給地浦部相當分、召替被下様ニ御取合可目出候、一入津久見海邊之事に候條、被下候ハ、居屋敷として水居船などを營悟仕、海上御用等をも涯分可致馳走候、恐惶謹言、

若林上總介

仲秀(花押)

先給地浦部相當分
召替被下様ニ御取合可目出候、
就セバ海上御用等ヲ馳走スルヲ上申ス

二三 大友政親感狀(紙切)

○薬師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)

「(墨引)」

津久見合戦ノ忠
ヲ賞シ敵退治ニ
計略ヲ致サシム

昨日十四日於津久見合戦、手をくたかれ、赤坂石見守・富高美濃守以下うちとられ候、粉骨の至、無比類候、必一段心さしを、あらわし申へく候、各申談せられ、其境の敵、早く退治候様に、御計

白杵莊

略憑存候、恐く謹言、

八月十五日

(大友)
政親(花押)

藥師寺彌四郎殿

藥師寺新六殿

二四 大友政親滅亡等次第

○永弘文書
大分県史料四

明應五年^{ひのへ}たつ^(政親)大友豊前守殿様御しそく^(義親) おやこの御中御ふくわいなり、

一しゆりの大夫よし右さまハ、四月より御ひやうきニて、五月廿七日^(御し力) きよ、御年廿八、きたの

御方ハ大内新介殿様の^(義興) 御座候、

一豊前守政親様、豊後國うすき御座候、彼うすきより五月十三日御ふねめされ候て、ちくせんニと

政親白杵ヨリ舟
ニテ筑前ニ落ツ
ル途中捕ヘラレ
遁世

義右死去

しひて御座候を、赤閒關ニて杉しなの守とゞめ申候閒、永福寺ニて政親御とんせいなり、御と

も衆十三人はつしん候、^(周防) ^(う脱力) 一山口よりすゑひやこの助、杉かけゆさへもん内、平左衛門尉を被下候ところニ、政親様被仰候

舟木地藏院ニテ
生害

政親・義右父子
不快ノ原因

ハ、御ふつけいのそみの^(う脱) 被仰候閒、上申すると被申候て御上候を、ふなき地蔵院と申寺ニて

しやかいさせ被申、政親御とも衆十八人しやうかい候、^(マ) 一よし右と政親御ふくわいハ、市川但馬守内宮内助、内けんの助、田北七郎兵衛、田原中務丞、小原

しん四郎、彼方の儀なり、ふなきにて御しやうかいも彼方ニ申候、よて山口よりハしやかい（う脱カ）被申候、

一七月十三日市川・田北此一もん、（杓細）くた見三川守しやうかいさせられ候間、兩方五百人ほとうたれ候、くた見もうちに候、

一日田殿ハ大友八郎殿にて、父公將ハ政親のきをいき（儀）とおり候て、豊前國出候てやといきりと被仰て、七月十三日日田を御立候を、内者ともこ、ろかわり申候て、親有をうち申候へハ、畠山方（マシ）仁とも出候て、こ、ろかわり申□候て、（時）在津・佐藤其外ミなくおいはらい候間、彼仁とも當國ことくおちこへ候なり、

日田殿

二五 大友政親八角墓碑銘

○増補訂正編年大友史料一三
臼杵市大字戸室

（正副左）
「明應五丙辰歲」

（正面）
「海藏寺殿珠山如意大禪定門」

（正面左一面）
「六月十日」

（同左三面）
「九州二島探題」

（同左四面）
「大友第十五代豐前守、從四位、行兼

四州大守源政親、行年五十三、」

臼杵莊

〔於于長州地藏院戰死〕
（同左五面）

○無縫塔ノ竿部ヲ抃大シ、笠塔婆形トシ、笠部ニ火焰付宝珠ヲ載ス。塔身四方ニ飾リ花ヲ造リ出ス。總高二〇
○樞。『大分の石造美術』ニハ歿後間モナク造立サレシモノナラン、トアリ。現地調査ニヨリ文字配列ヲ正ス。

二六 豊後國志

大友政親長門地
藏院ニテ卒ス

海藏寺ニ葬ル

〔海部郡墳墓項〕
大友政親墓

在臼杵莊戸室村、相去父親繁墓一町許、稱豊前守、明應五年六月、戰於長州地藏寺、
卒于軍中、群臣相議葬于此、前年創一寺羽衣山下、名海藏寺、故爲之法諡云爾、

〔松寺項〕
海藏寺

在臼杵莊門前村、紀聞曰、明應三年、大友政親尋營一禪宇於羽衣山上、延東震禪師爲開祖名寺曰海藏、
遺命曰、我死必當使其室、近先考之居、未幾、五年六月、有事於長州、遂敗死于軍、群臣奉治命、葬

于戸室、因以海藏爲法諡云、善鳴錄以長興中
興要翁禪師爲海藏始祖、年曆不符、恐誤之、

○『大友家文書錄』（『増補訂正編年大友史料』四）ニハ、元弘二年（一一三二）大友氏泰ガ要翁ヲ以テ開基ト
ナシ、海藏寺ヲ建立スト。

二七 大友親治知行預ケ狀

○若林文書
大分県史料三五

〔包紙ウハ書〕
「若林越後守殿

親 治」

御所ノ辻合戦ノ
忠賞トシテ臼杵

去七月十三、於御所之辻合戦、忠賞之條、臼杵庄内拾貫分坪付別事、預置候、可有知行候、恐々謹言、
（日田郡）
坪付別事、紙在之

庄内十貫分ヲ預ク

(明応六年)

四月十一日

若林越後守殿

(奥切封)

「(墨引)」

親治(花押)
(大友)

二六 大友親治書狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

「(礼紙切封ウハ書)

(墨引)

奈須民部少輔殿

親治
「

津久見衆舟馳走人数著到ヲ披見シ薬師寺右馬助ノ無足辛勞ヲ賞ス

津久見衆舟馳走人数、以著到承候、委細披見候、殊薬師寺右馬助、無足之辛勞一入候、此由可被申聞候、恐々謹言、

三月十一日

親治(花押)
(大友)

奈須民部少輔殿

二九 大友親治書狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

守江浦船軍ノ忠賞ノタメ前給ヲ還付ス

(国東郡)
於今度守江之浦船軍、碎手被致疵候間、改先非、前給之事還附候、彌可被勵忠節候、恐々謹言、

卯月廿五日

親治(花押)
(大友)

白杵莊

二九九

臼杵莊

三〇〇

藥師寺右馬助殿

(奥切封)
「(墨引)」

一三〇 大友親治書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

藥師寺右馬助ハ
五人衆同罪ニ依
リ給所欠所スル
モ忠ニヨリ返付
ス
津久見三郎ニハ
代所ヲ与フ

藥師寺右馬助事、津久見五人衆依同罪、給所取離候處、其方承候間、何も還附候、此内右馬助給所之事者、去年以來津久見三郎申付候、雖然、右馬助今度乘奈須民部少輔船、碎手被疵候條、任忠節旨、還附候、然者津久見三郎へハ、爲代所、同名大和守給所可申付候、三郎へ此段、可被申聞候、恐々謹言、

卯月廿五日

(大友)
親治(花押)

朽網二郎殿

一三一 關長宗書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

(礼紙ウハ書)
一

關彌三郎

藥師寺殿 御宿所

(カ)
長宗

名字申事ニツキ

至名字申事候、爲名代、同名掃部助方、在府させ候、于右付預御合力候者、可目出候、奉憑候、巨

合カヲ請フ

細猶、和田藤左衛門尉可申候、何様以參、連々無沙汰可申述候間、令省略候、恐々謹言、

六月四日

(開)
長宗(花押)

藥師寺殿
御宿所

(奥切封)
「(墨引)」

二三 大友親治寄進狀寫

○碩田叢史大智寺文書
大分県立図書館蔵

海藏寺住持職ニ
シテ当中興ニ
付小佐井村十
分ヲ寄進ス

(白杵莊)
海藏寺住持職之事、可有執務狀、仍當寺中興之儀、難謝候條、小佐井村之内、拾町分之事、令寄附候、可被全寺務事、專一候、恐々謹言、

十月四日

(大友)
備前守親治在判

大智寺壽弘座元禪師

二三 賀来社遷宮等次第記

○杵原八幡宮文書
大分県史料九

○文龜元年辛酉十二月十三日。抄文ヲ「佐賀郷史料」五〇号ニ収ム。当莊心源寺ノコト見ユ。本文省略。

二四 安房書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

〔尚〕彼在所之事者、〔 〕可仕候由候聞、ともかく〔 〕其方へ、まかせ申候へく候、

〔 〕年少御奉公とつき、〔マ〕やうに御取成、可目出候、

浜祇園ニ水夫人

預御狀候、令披見候、仍堅愚領至四分一ニ、〔 〕事候、就夫ニ、藥師寺内藏助方御口能候、前くのまゝ、
下地職〔 〕候由申候處ニ、無御承引候、迷惑ニ存候處ニ、至其方、御内々候哉、預示候、畏存
候、殊水〔夫カ〕一人、濱祇園之時、可歸〔 〕通、被仰候哉、彼之御公役者、日限五六日之逗留にて候
聞、此一篇計〔 〕示畏入候、菟角可然之様ニ、自今以後迄も、可預御分別事、可爲祝著候、尙
重々可申述候、萬吉、恐々謹言、

〔年未詳〕
二月七日
〔奥切封ウハ書〕

〔 〕

〔安房守鑑頼カ〕
安房

專道右衛門尉殿
御返報

紀〔カ〕忠

〔墨引〕

〔 〕

猪虱ノ待屋ノ状
況報告ヲ賀シ弥
心ヲ添ヘシム

二三 大友義長書狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

〔礼紙切封ウハ書〕

〔墨引〕

津久見遠江守殿

義長

薬師寺右馬助殿

」

〔待カ〕

□屋の左右、ねんに承候、悦喜申候、殊大猪しかとつき候由候、祝著候、むれなとも、被引付候哉、可然候、ゑての事、申付候て可進之候、彌可被添心事、肝要候、恐々謹言、

五月廿一日

義長
〔大友〕
義長（花押）

薬師寺右馬助殿

津久見遠江守殿

二三 大友義長書狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

〔礼紙切封ウハ書〕

〔墨引〕

津久見遠江守殿

義長

薬師寺右馬助殿

」

臼杵 莊

待屋ヲ改メ猪ノ
逃去無カラシム

白杵 莊

三〇四

待屋之左右承候、令悦喜候、其以後坪まで不出候哉、無曲存候、乍去、待屋をもなおし候へく候條、猪のうせぬやうに、可有覺悟候事、可喜入候、事々、以面可申候、恐々謹言、

十二月四日

(大友)
義 長 (花押)

藥師寺右馬助殿

津久見遠江守殿

三七 大友親安義鑑知行預ケ狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料一四

朽網親満謀反成
敗ノ功ヲ賞シ田
原莊内吉弘彌七
郎先給等ヲ預ク

穩謀人成敗之剋、忠義感悦候、仍國東郡田原庄内、吉弘彌七郎先給之内拾貳貫五百分、(大分郡)笠和郷内新原左京亮跡之内伍貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(永正十四年)
十二月廿三日

(大友)
親 安 (花押)

(能秀)
本田全助とのへ

○福川一徳「野間文書」抄(『白杵史談』七四)ニヨリ校正、校異ヲ「」内ニ傍注ス。福川氏研究ニヨレバ、「野間文書」ハ白杵莊本田郷居住本田氏ノ文書ト云フ。仍テ本文書ヲ掲グ。以下同。

白杵莊津久見丹
波守跡ノ内ヲ預
ク

八朔祝儀ヲ謝シ
織筋一端ヲ送ル

三六 大友親安義鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

(白杵カ)

庄内津久見丹波守跡之内、

□

□

候、不有知行候、恐々謹言、

(大友義鑑)

親安在判

十二月廿七日

上野神兵衛尉殿

○『文書錄』ハ永正十三年トスルモ、同書ハコノ前後編年混乱アリ。シバラクコ、ニ収ム。

三九 大友親敦義鑑書狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料一五

爲八朔祝儀、兩色給候、喜悅候、自是織筋一端、表嘉例計候、恐々謹言、

八月一日

(大友義鑑)
親敦(花押)

本田李助殿

四〇 大友親敦義鑑感狀(紙切)

○薬師寺文書
大分県史料一二

(包紙カハ書)

「薬師寺中務少輔殿

親敦」

白杵莊

白 杵 莊

三〇六

高崎城籠城ノ朽
網親満以下凶徒
成敗ノ軍勞ヲ賞
ス

就今度高崎城籠城朽網以下之凶徒成敗、遂在陣、日々防戰、軍勞感悅候、何様追而可賀申候、恐々
謹言、

(大分部)
(親満)
(墨引)
(端裏切封)
「」
(永正十六年九)
二月廿八日

(大友)
親 敦 (花押)

(豊貞カ)
藥師寺中務少輔殿

(異筆)
「二月廿九日うとのてつかいニ、めてのひさをいさせ候」
(手仕)
(膝)

一三一 大友氏加判衆連署奉書

○野間文書
増補訂正編年大友史料一五

笠和郷内新原某
跡代所ヲ預ク

笠和郷内新原左京亮跡五貫分爲代所、鞍打給五貫分、并歳神 祝職事、被仰付候、可被得其心候、
恐々謹言、

(永正十六年)
卯月廿三日

(豊貞總)
親 富 (花押)
(木上)
長 秀 (花押)
(白杵)
長 景 (花押)
(大神)
親 照 (花押)

(経秀)
本田木工助殿

笠和郷内鞍打給
歳神免ヲ打渡ス

一三 掃部助某打渡狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料一五

笠和郷之内、鞍打給五貫分、并歳神免爲祝職、任御判・御奉書之旨、所打渡申、如件、

永正拾六年四月十七日^(廿)

掃部助(花押)

本田木工助殿^(經秀)

○「」内ハ福川一徳「豊後本多氏に係る二、三の史料について」『白杵史談』七四ニヨリ注ス。卯月廿三日付ノ「加判衆連署奉書」ニヨレバ(前号)、廿七日ガ可ナラン。

一三 本田經秀讓狀寫

○野間文書
増補訂正編年大友史料一五

白杵長景ニ從ヒ
安芸ニ同道スル
ニ就キ所領ヲ讓
ル

今度安藝長景めしつれへきよし、承候條、其覺悟候、然夫經秀一せきの事、一步をのこさすゆつり^(者カ)
あたへ候、殊に請上意、御書同しゆんきやう相そへ渡候、奉公いさゝか無緩さんすへき事、肝要^(跡)
候、恐々謹言、^(志脱)

本田木工助

大永六年丙戌九月廿八日

經秀

紀太郎殿^(本田)

白杵莊

二四 大友義鑒安堵狀寫

○野間文書
増補訂正編年大友史料一五

親父經秀一跡ヲ
安堵ス

親父經秀一跡事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(大永六年)
十月廿日

(大友(鑒カ))
義鑑

本田紀太郎殿

二五 白杵(カ)鑑用名字狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料一五

名字ヲ与フ

御名字之事承候、以別番認遣之候、恐々謹言、

(大永六年)
十月廿日

(白杵カ)
鑑用(花押)

本田紀太郎殿

二六 白杵(カ)鑑用一字書出

○野間文書
増補訂正編年大友史料一五

一字ヲ与ヘ用秀
ト名乗ラシム

加冠名字之事、

藤原用秀

大永六年十月廿日

一三七 白杵長景墓碑銘

○白杵史談七九
白杵市大字江無田丸尾

白杵長景ヲ供養
シ碑ヲ建ツ

白杵近江守長景

堅心院殿悟早宗丹大居士

大永七年十二月三日

○後ノ供養碑カ。『豊後国志』ニモ、「白杵長景墓在白杵莊江無田村、稱近江守、有碑、題曰、」ト見ユ。但シ白杵民部少輔（長景）ノ加判衆連署書狀ハ、享祿元年（一五二八）十二月三日（『大友家文書錄』二（『大分県史料』三二））マデ見ラレ、同年十二月二十七日ノ打渡狀正文（「長野末夫文書」）ヲ最後トスル。從ツテ右ノ墓碑銘及ビ『豊後国志』ノ記述ハ信ジ難シ。

一三八 社奉行津久見常清書狀

○大友松野文書
大分県史料二五

由原宮寄進ノ武
具等ヲ執沙汰セ
シム

由原宮敬進物之内、武具衣類馬以下之事者、（大友）親治様任御一通之旨、爲大宮司職、彌無相違可有執沙汰之由、依 社奉行之儀、私迄如此被成下 御書候、爲後證進之候、可被得其意候、恐々謹言、

（付箋）
「享祿二辛卯

卯月十九日

（津久見）
常清（花押）

白杵 莊

白杵莊

賀來社

正大宮司殿

二三 大友義鑒一字狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

（端裏切封）
「（墨引）」

一字ヲ与ヘ鑑直
ト名乗ラシム

一字之事、鑑直遣之候、恐々謹言、

正月廿九日

藥師寺中務丞殿

（大友）
義鑒（花押）

二四 大友義鑒官途狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

（端裏切封）
「（墨引）」

右馬亮ノ官途ヲ
与フ

右馬亮所望之由、可存知候、恐々謹言、

正月廿九日

藥師寺次郎殿

（大友）
義鑒（花押）

二四 大友義鑒知行預ケ狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

白杵莊二貫分ヲ
預ケ

(端裏切封)
「(墨引)」

白杵庄之内貳貫分^{坪付有別紙}之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十二月十三日

(大友)
義鑒(花押)

藥師寺中務丞殿
(鑑書)

二五 白杵莊檢使(カ)等連署打渡狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

白杵莊先給白杵
某跡二貫分坪付
ヲ打渡ス

白杵庄先給白杵次郎左衛門尉跡之内、貫數坪之更、

合

彌四郎畠

一所田數壹段

坂本

一所田數壹段

作人成願寺太郎さへもん

作人藥師寺七郎

已上分錢貳貫分此内不足二百文分

右、任渡狀之旨、打渡申所如件、

享祿五年^{壬辰}三月二日

賀嶋伯耆守
長盛(花押)

白杵莊

臼杵 莊

三二二

雄城七郎左衛門尉

惟繁 (花押)

平河石見守

元秀 (花押)

大津留主膳助

惟忠 (花押)

藥師寺中務丞殿
(鑑直)

○連署者四名ハ、檢使ナラン。

一四 大友義鑒感狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

一 (礼紙切封ウハ書)

(墨引)

藥師□内藏助殿

義鑒

賊船懸合防戦ノ
忠ヲ賞ス

今度兵船馳走之刻、賊船懸合遂防戦、被疵之由候、忠儀感心候、必追而可賀之候、恐々謹言、

十月十七日

藥師寺内藏助殿

(大友)
義鑒 (花押)

父豊貞一跡ヲ安堵ス

一四 大友義鑒一跡安堵狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

親父中務少輔豊貞一跡之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

正月廿二日

(大友)
義鑒(花押)

藥師寺右馬亮殿

一五 大友義鑒知行預ケ狀案

○野間文書
増補訂正編年大友史料一五

本田鑑忠ニ田原莊・笠和郷内ノ地ヲ預ク

國東郡田原庄之内、吉弘彌七郎先給之内拾貳貫分・笠和郷之内鞍打拾五貫分・并同郷之内歲神免祝職之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

十月廿日

(大友)
義鑒(マ、)

(鑑忠)
本田加賀守殿

白杵莊

一四六 大友義鑒感狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

豊前發向ノ軍勞ヲ賞ス

就今度豊前國發向之儀、從最前以出陣、所々手仕軍勞感悅候、彌可被勵忠儀事、肝要候、何様追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(天文元年カ)
十一月十三日

(大友)
義鑒(花押)

藥師寺右馬助殿

一四七 大友義鑒感狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

鹿越ニ牢人現形之時津久見左馬助同陣ノ軍勞ヲ賞ス

(速見郡)
至今度鹿越牢人現形之刻、以津久見左馬助同陣、無足之軍勞感悅候、何様追而賀可申候、恐々謹言、

(天文二年)
卯月二日

(大友)
義鑒(花押)

藥師寺與一殿

佐田口手仕ニ津
久見左馬助同陣
ノ粉骨ヲ賞ス

一四 大友義鑑感狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

前廿日(宇佐郡)於佐田口手仕之刻、津久見左馬助以同陣、粉骨之由、誠感悅候、彌忠儀憑入候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

二月卅日(天文三年)

藥師寺右京亮殿

義鑑(大友)
(花押)

一四 大友義鑑感狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

山香口ニ於ケル
津久見左馬助同
陣ノ軍勞ヲ賞ス

於今度山香口(遠見郡)、以(津久見)左馬助同陣、爲無(足)在陣軍勞、殊取懸之刻、別而粉骨(忠儀)忠儀感悅候、必追(而)一段可賀申候、恐々謹言、

四月廿一日(天文三年)

藥師寺與一殿

義鑑(大友)
(花押)

一五 大友義鑑感狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
一(墨引)「

(遠見部)
山香口ニ於ケル
津久見左馬助同
陣ノ軍勞ヲ賞ス

於今度山香口、以津久見左馬助同陣、長く在陣軍勞、殊去六敵取懸候之刻、別而粉骨之由、忠儀感
悦候、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(天文三年)
四月廿一日

(大友)
義鑑(花押)

藥師寺右馬助殿

一五 大友義鑑知行預ケ狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料一六

本田鑑忠ニ筑後
國三町分ヲ預ケ

筑後國之内三町分坪付在別紙事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文三年)
九月十四日

(大友)
義鑑(花押)

(鑑忠)
本田加賀守殿

土佐國逗留中ノ
立願ニヨリ曰杵
莊内ノ地ヲ寄進
ス

一五三 源鑑綱寄進狀

○杵原八幡宮文書
大分県史料九

(端裏書)

「田地寄進狀北方中尾下 鑑綱」

鑑綱有故土佐國逗留中、豐後歸國之時、曰杵庄名字之地之内、可寄進之立願成就候條、先以田地壹反北方中尾下、八幡大菩薩寄進仕者也、仍爲後日狀万歳之儀、珍重候也、

于時天文四乙未 卯月十三日

源鑑綱(花押)

賀來社
宮師御房

一五三 大友義鑑知行預ケ狀

○田口文書
曰杵史談七七

(包紙ウハ書)

「田口又次郎殿

義鑑」

筑後國內五町分
ヲ預ク

筑後國之内五町分

坪付在別番事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文五年)
閏十月十六日

(大友)
義鑑(花押)

田口又次郎殿

○田口氏ハ後、天文十九年ノ二階崩レノ變ニ關係スル大友義鎮近臣ニシテ、曰杵莊ヲ本領トセリ。仍テ同氏文書ヲ当莊ニ掲グ。

曰杵莊

一四 大友義鑑書狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料一七

対談ノ儀ニツキ
堺目發足ノ山下
長就ニ同道セシム

就對談之儀、田北大和守・山下和泉守、至堺目發足候、長就^(長就)以同道、每事馳走專一候、恐々謹言、^(山下)

^(天文六年)
十一月十六日

^(大友)
義鑑^(花押)

本田紀太郎殿

一五 大友政親墓碑前無縫塔竿銘

○大友政親墓堂藏
白杵市大字戸室

海藏寺前堂□肇
座元ノタメ塔婆
一基ヲ建ツ

○八角無縫塔竿部其他ヲ寄集メテ石灯籠トシ、政親墓碑前ノ献灯ニ利用セリ。一面置キニ梵字ヲ刻ス。『大分の石造美術』ニハ、天文七年（一五三八）ノ銘アルコトノミヲ注ス。編者調査。

^(正面)
「奉造立塔婆一基、

□依善利感十種果報」

「海藏前板大素^(カ)□肇

（梵字）

座元靈位

「皆天文七年^(戌) 戌

」

〔林カニ六月〕
□鐘吉日謹書焉〕

一五 大友義鑑書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

勢山ノ大猪ヲ飼
付ケシム

〔津久見カ〕
勢山之大猪事、以奉行可被執候へ共、此間被飼置候、殊近來大猪にて候間、彌申合可被飼付候、與
風越□可執候、猶津久見左馬助可申候、恐々謹言、

卯月廿七日

〔大友〕
義鑑（花押）

藥師寺備後守殿
〔露直〕

津久見伯耆守殿

一五 大友氏加判衆連署奉書〔紙切〕

○藥師寺文書
大分県史料一二

祇園会前ニ兵船
ヲ徴ス

祇園會前ニ爲御用向、如例年、至□兵船之儀被申付、來十一・二日之閒、必可被□之
由、被仰出候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

六月一日

〔田北〕
親員（花押）
〔山下〕
長就（花押）

臼杵庄政所殿

臼杵 莊

臼 杵 莊

(奥切封)
「(墨引)」

三二〇

一五 大友義鑑書狀

○小野尾文書
大分県史料一

大友館ノ遠侍戸
ヲ馳走セシム

遠侍戸悉損候、急度被申付、引兩戸結構、可有馳走候、聊不可有緩儀候、恐々謹言、

(天文十一年)
壬七月廿三日

(大友)
義鑑(花押)

津久見右馬助殿

田所勘解由左衛門尉殿

一六 大友義鑑官途狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

内蔵助ニ任ズ

補任内蔵助候、恐々謹言、

正月廿四日

薬師寺與一殿

(奥切封)
「(墨引)」

(大友)
義鑑(花押)

160 豐後國志

祐範上人産島ニ
居リ寺ヲ建テ後
森島ニ遷ス

(海部郡仏寺項)

大橋寺

在臼杵莊森島、後填海接陸、屬平清水村、開祖祐範上人和州南都人、幼入淨門、誦經不忘、(十七年)天文戊申、堂來寓於莊之産島、府主大友宗麟欽其高標、永祿中、營一字於島上、延師居焉、慶長中、遷寺此地、堂殿壯麗、其後院風景最佳、爲一邑登覽之勝、

○当寺ノ創建ノ年次未詳。シバラク右ノ記述ニ從フ。

161 寶岸寺靈簿

○臼杵大橋寺藏
臼杵市立図書館復写本

十二日

大友義鑑忌日

到明寺殿松山紹康信士 天文十九庚戌二月 義鑑公戌

162 豐後國志

天文十九年二階
崩レノ變ニ死ス

(海部郡墳墓項)

田口藏人墓 田口石見守墓

並在丹生郷諏訪山上、天文十九年、二子與津久見氏等相謀、諫其君義鑑嫡庶廢立事、不聽而怒、將殺之、因弑其君義鑑、府中士相俱討之、二子伏誅、

臼杵莊

二階崩ノ變ニオケル忠儀ヲ賞ス

一六三 大友義鎮感狀

○田原庸平文書
増補訂正編年大友史料一九

今度津久見美作守・田口新藏人、慮外之企、無是非候、其砌懸合、遂防戰、數ヶ所被疵之由、忠儀寔無比類候、於其場別而粉骨之條、必追而一段可賀候、恐々謹言、

(天文十九年)
二月十五日

(大友)
義鎮(花押)

田原近江守殿

(親資)

河野傳兵衛尉

(鑑世)

○二階崩レノ變ニツキテハ、「丹生莊史料」四二〜四号、「大友家文書録」「両豊記」等ヲ参照。

一六四 大友義鎮感狀

○殖田文書
増補訂正編年大友史料一九

二階崩ノ變ニオケル忠儀ヲ賞ス

今度津久見美作守・田口新藏人、慮外之企、無是非候、其砌懸合、遂防戰、數ヶ所被疵之由、忠儀寔無比類候、於其場別而粉骨之條、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(天文十九年)
二月十五日

(大友)
義鎮(花押)

殖田少輔殿

二階崩ノ変ニ於
ケル忠儀ヲ賞ス

名字ヲ鶴原ト改
メシヲ賀ス

一六五 大友義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

今度、津久見美作守・田口新藏人、慮外之企、無是非候、其砌懸付、遂防戰、數ヶ所被疵之由、忠
儀寔無比類候、於其場別而粉骨之條、必追而一段可賀申候、恐々謹言、

(天文十九年)
二月十五日

(大友)
義鎮 在判

(鑑興)
田北左近將監殿

一六六 大友義鎮書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

可被改名字之由、申候處、得其意之由、祝著候、恐々謹言、

(年未詳)
三月十四日

(大友)
義鎮 在判

鶴原和泉守殿

○天文十九年(一五五〇)ノ二階崩レノ変ニ討タレシ田口氏、名ヲ改メ母方ノ姓鶴原氏ヲ称スト云フ。

一七 一五五七年一〇月二九日(弘治三年十月八日) パードレ・ガスパル・ビレラの書翰

○イエズス会の通信
大分県史料一五

大友義鎮重臣ノ
反乱ヲ鎮メ丹生
島ニ避難ス

略 ○上 我等の到着の数日前、國王は叛亂の重臣數人を殺させ、自分は安全にこの對策を遂行するた
め、城(丹生島)のような島に逃げた。此の騒ぎのためキリスト教徒達は少なからず不安を抱き、我々は、國
王が若し死ねば我々も死或いは大いなる艱難を受くべく、國が平和安寧の時のように收穫を得るこ
とはできまいとおそれた。陰謀を企てた者でも、國王が謀叛人を殺した時の逃亡者や國王と親類關
係の死者の友人たちは、主の御慈悲によつて救われ、貴族等は國王の寵を復し、恩恵を與えられた
ので、少しは靜穩に戻つた。

略 ○下

一八 某手日記

○永弘文書
大分県史料六

大友宗麟ノ居ル
白杵焼失ス

吉弘左近殿其外南郡衆何も玖珠郡へ御立候、
(弘治三年五月)
一同廿一日癸酉、大友殿御座ス入ウス(白杵)キ焼失候、女中方斗殘也、上様無相違候、
一同十八日庚午、令官方と益永内、山香島地所務論有、令官内新右衛門幽死候、女一人、又六手負

田原親賢妙見登
城木付登城

候、山香親子失候、

一同 城井へ八屋・山田衆取かけ、放火候て引候處、城井付候八屋防戰仕候、中八屋衆ニ山田衆
之頸十三、城井打取、玖珠へ遣候、八屋衆七十人斗手負候、

一六月一日、武藏田原民部大輔至妙見登城、昨日此日木付登城候、杉因幡殿下城、田原衆木付二手

斗也、

略○下

二六 大友氏加判衆連署書狀(紙切)

○佐田文書
熊本県史料中世二

白杵殿中火事見
舞ヲ謝ス

(丹生島城)

就殿中火事、早速言上之趣、則令披露候、被添心候之次第、御祝著之段、以 御書被仰出候、尤珍

(朝隆)

(宗連)

(豊前仲津郡)

重候、然者山田・中八屋以下之者共、至城井宅所取懸之由候之條、彼惡黨等一途之儀、可被成御下

知之由候、杉因幡守・城井左馬助、其外一意之衆被申談、山田已下之惡人、可被討果事肝要之由、

能々相心得可申旨候、被得其意、聊不可有御油斷候、恐々謹言、

(弘治三年九)

五月廿五日

(雄城)

治 景(花押)

(志賀)

親 守(花押)

佐田彈正忠殿
(薩摩)

白 杵 莊

150 山下鑑榮・山下鑑心連署書狀

○佐田文書
熊本県史料中世二

殿中火事見舞ヲ
謝ス
其ノ表ノ敵ハ隆
居ノ才覚ニテ討
果スベシ

(丹生城島)
就殿中火事、飛脚御進上之段、令披露候之處、被添御心、早々御申候、乍案中御祝著之由候、火
事々外毛頭無異儀候、可御心安候、殊御内作之事、以奉行被仰付候、爲御存知候、將又其表敵同意
之衆、雖無指事候、隆居以才覺、可被討果之由、被仰出候、委細從年寄中可被申入候、次兩人爰
元不退堪惡仕候、每事相應之儀、不可有疎略候、御同前所仰候、猶期來音之時候、恐々謹言、

(弘治三年カ)
五月廿五日

(山下)
鑑心 (花押)
(山下)
鑑榮 (花押)

(隆居)
佐田彈正忠殿
御報

171 大友義鎮感狀

○田口文書
臼杵史談七七

(包紙ウハ書)
「鶴原刑部丞殿

義鎮」

(端裏切封)
「(墨引)」

秋月要害攻メノ
粉骨ヲ賞ス

前七、至秋月要害取懸、即時被打崩、合戰粉骨之次第、感悅無極候、先々軍勞之段、爲可申染筆

候、必迫而一段、可賀申候、恐々謹言、

(弘治三年)

七月十一日

靄原刑部承殿

(大友)
義 鎮 (花押)

一七三 大友義鎮感狀

○田口文書
白杵史談七七

(包紙ウハ書)
「靄原刑部少輔殿

(端裏切封)
「(墨引)」

義 鎮

秋月城攻メノ火
傷ヲ實シ養性セ
シム

前七日、至秋月家城取懸之刻、被勵軍勞、被疵數ヶ所、燒疵依相傷、存命不定之由候、無心許候、併高名無比類候、能々養性肝要候、次被官兩人深手之由候、旁以忠貞感悅候、何様一段賀可申候、恐々謹言、

(弘治三年)

八月十一日

靄原刑部少輔殿

(大友)
義 鎮 (花押)

一七四 大友義鎮書狀

○戸次文書
大分県史料三五

実相寺医道稽古
ノタメ上京スル

實相寺醫道爲稽古、不圖上洛候、在京中別而可被添御心事、可爲祝着候、然者師匠等之儀、至可然

白 杵 莊

白 杵 莊

三二八

ニ付心ヲ添シム
然ルベキ師匠

人、可被引合事肝要存候、猶其身可被申條、不能詳候、恐惶謹言、

二月廿七日

(大友)
義 鎮 (花押)

勝光寺

侍者禪師

一七四 大友義鎮官途狀

○粟師寺文書
大分県史料一二

(包紙カハ書)
「藥師寺新次郎殿

義 鎮

(端裏切封)
「(墨引)」

右馬亮ノ官途ヲ
与フ

右馬亮所望之由、可存知候、恐々謹言、

三月十五日

(大友)
義 鎮 (花押)

藥師寺新次郎殿

一七五 大友義鎮一字狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料二〇

一字ヲ与ヘ鎮秀
ト名乗ラシム

一字之事、鎮秀進之候、恐々謹言、

五月廿七日

(大友)
義 鎮 (花押)

(鎮秀)
本田治部承殿

一七六 大友義鎮感狀(紙切)

○戸次文書
大分県史料三五

(包紙ウハ書)
「曰杵上總介殿」

義鎮」

(端裏切封)
「(墨引)」

豊前香春岳・門
司方面ノ軍勞ヲ
賞ス

近年度々之在陳、就中今度香春岳無程屬案利、當時於門司表、(豊前田川郡)
被遂長陣、每々粉骨之次第、令承
知感悅候、彌可被勵忠儀事、專要候、必追而一段、可賀申候、恐々謹言、(豊前)

(永禄四年)
十一月二日

義鎮(花押)

曰杵上總介殿

一七七 大友義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

曰杵掃部助ノ軍
勞ヲ賞ス

近年度々之在陣、就中今度香春岳無程屬案中、當時於門司表、被遂長陣、每々粉骨之次第、令承知
感悅候、彌可被勵忠儀事、肝要候、必追而一段、可賀申候、恐々謹言、

(永禄四年)
十一月二日

(大友)
義鎮在判

曰杵掃部助殿

曰杵莊

訴訟ノ地坪付ニ
付築城郡内ノ地
ヲ預ク

一六 田原親宏書狀

○田口文書
白杵史談七七

御訴訟之地坪付事、承候條、(豐前國)築城郡之内、末延參町・忠元三町、聞出候間、雖惡所候、被敷置、以時分御訴訟干要存候、御同名掃部助殿、可被仰談候、恐々謹言、

十一月二日

(田原)親宏(花押)

羈原刑部丞殿
御陳所

一七 大友宗麟義鎮感狀寫

○堀文書
白杵史談七五

去年豐前ニ出陣
殊ニ香春岳以來
ノ粉骨ヲ賞ス

去年至豐前國、從取前在陳、(田川郡)殊香春岳以來、於所々粉骨之次第、感悅候、重々乍辛勞、此節別而馳走、可爲悅喜候、必迫而一段、可賀之候、恐々謹言、

(永祿五年)
十月廿八日

白杵(統久)孫七殿

(大友義鎮)宗麟(花押影)

10 豊後國志

大友宗麟城ヲ白
杵ニ築キ移遷ス

(海部郡藩封項)

白杵城

舊海島、屬丹生郷、後及割郷置中白杵、因改今名、按永祿六年、冬十二月、大友義鎮宗麟入道始城于此、名丹生島城、既老授國其世子義統而居焉、文祿二年、義統國除、三年、豐臣關白以城地、賜福原右馬助直高、慶長二年、更以白杵、賜太田飛彈守重正居此、使福原直高移封于府内、五年、以太田重正黨于石田三成作亂之故、中川修理大夫秀成討之、國滅、其年、神祖以此城地、賜稻葉左京亮貞通、自是世襲封于此、

○大友義鎮ノ白杵丹生島築城ト移遷ノ時期ニ就キテハ、異説多シ。『史料綜覧』ハ移遷・入道ヲ永祿五年(一五六二)五月一日、「志賀系図」・『大友家文書録』・『豊後國志』ハ築城ト移遷ヲ六年、「阿豊記」ハ七年築城着手、同九年完成移居、芥川竜男氏ハ六年移居、外山幹男氏ハ永祿四年移居説ヲトル。移遷ヲ述ベ、築城ニ触レザルモノ多シ。

一八二 一五六三年十一月一七日(永祿六年十一月二日)イルマン・ルイス・ダルメイダの書翰

○イエズス会の通信
大分県史料一五

○上(ダルメイダ)(永祿六年七月六日)自分は七月二十五日豊後に着き、パードレ・パウチスタ及びイルマン等が健康であることがわ

パウチスタ等白
杵ニ行キ宗麟ニ
接見ス

かった。到着の二日目に、我々は豊後の市より七レグワの白杵(海部郡)に行つて國王を訪問したが、彼はパードレ及びイルマン等を大いに歓待し、パードレ・コスモ・デ・トルレスよりパードレ・パウチスタ及びイルマン等の庇護を請願した音信に接して、非常に喜んだ。○下略

白杵荘

白 杵 莊

三三二

一八三 田原親宏書狀(紙切)

○蠣瀬文書
大分県史料八

(端裏切封)
「(墨引)」

白杵ニ出頭対面
ヲ賀ス

御懇書具令披見候、仍至白杵御出頭、殊御對面之由候、珍重候、親宏事、今少在陣之覺悟候、此節御忠儀尤專要存候、將又田北大和守一通之旨、得其心候、於相應之儀者、不可有疎意候、猶期後喜候、恐々謹言、

五月十一日

(田原)
親 宏 (花押)

蠣瀬備中守殿 (鎮忠) 御報

○年末詳。シバラクニコロニ收ム。

一八三 寶岸寺靈簿

○白杵大橋寺藏
白杵市図書館復写本

十一日

大友義鎮ノ側室
死ス

寶岸寺殿月松清心大姉 永祿七甲子七月 大友左衛門督室 (義鎮)

一八四 一五六四年一〇月二五日(永祿八年十月三日)イルマン・ルイス・ダルメイダの書翰

○イエズス会の通信
大分県史料一五

白杵ニ行ク

キリスト教徒白杵ニ移ル

白杵ノ会堂建設

御簾中ヨリ使者ヲ遣ハサルヘキヨリ情況ニ言上ス

○上 自分は五月中旬、堺の市から乗船したが、略 天候よく十三日にて豊後のコレジヨにつき、略 中 到着の四日後、豊後王訪問のため七レグワ離れた白杵(大友宗麟)に行き、大いに歓待を受けた。豊後のキリスト教徒の大部分は、白杵の町に移ったが、同市に祈禱の場所がないので、彼等の依頼で會堂建築の地の交付を請願した。王は城に近く海に沿った市内最好の地所を與え、埋立の必要があるため、此處の主だった執行で我等の友である武士が引きうけて、現在工事は進行中である。右のほかに家を建てるに必要な人夫を與えた。此工事により、同市の多數の本身等が、眞理を知るであろうと信ずる。私は國王の許を辭して、又キリスト教徒に別れて豊後のコレジヨに歸り、三日間滞在したのち有馬に向けて出發した。略 下

一八五 大友氏加判衆連署書狀

○葉師寺文書
大分県史料一二

態可致言上覺悟候折節、從 御簾中様、爲御使、佐藤左近將監被差遣候條、此表立柄、以ケ條言上仕候、以御用捨、時宜可然候者、被遂御披露、急度被 仰下、可存其旨之趣、以御氣色、可預御取

白杵 莊

白杵莊

三三四

合候、恐惶謹言、

十一月晦日

鑑^(目杵)速^(花押)
鑑^(青弘)理^(花押)
鑑^(戸次)連^(花押)

吉岡越前入道殿
(長増)

一六六 深田字觀音八角墓碑銘

○大分県金石年表五
白杵市大字深田字觀音

永祿十年丁卯十一月□

○八角墓碑身ノミヲ存ス。

一六七 藥師寺鑑直料足渡狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

二十貫ヲ渡ス

一せき廿十くわん^(マ、)

御はんあいそへ、^(今)こん日わたし候、^(渡)しせん^(自然)けん所より、とかく申物候共、我ら申わたし候^(上)うへハ、
せひ入ましく候、恐々謹言、

永六^(縁)十一年
正月廿一日

鑑^(藥師寺中務丞)直^(花押)

右馬允殿
進之、

一八 大友宗麟義鎮跡目安堵狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料二二

父鑑忠跡目ヲ安
堵ス

父木工助鑑忠跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

六月廿三日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

本田龜女

一九 佐伯惟教書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

尙々、内存之儀は、不及申候、能々御傳達たのミ存候、く、

悴(白杵カ)ニ出府ヲ申付
ク

重々悴者出府之儀申付候條、令啓入候、其後無音相過候、心外至候、殊更きもしへ進内狀候、委細之段者、長左可申達候、口上之趣、能々御傳達頼存候、毎々、如此御造作のミ申入候、併頼存外無之候、猶彼者申含候、恐々謹言、

(永禄十一年頃カ)
十一月二日

(佐伯)
惟教(花押)

白杵 莊

白杵莊

三三六

藥新(新三郎)

まいる
申給へ

○佐伯惟教弘治三年（一五五七）ニ伊予国ニ退去、永禄十二年（一五六九）帰参ス。本文書ハ右ノ豊後帰参ニ関スルモノナリ。「出府」ハ直接ニハ宗麟居住ノ白杵ヲ指ス。

120 佐惟教書狀(紙切)

○薬師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

尙く、白杵へやかてく可被罷出候、頼入候、く、又舍兄備後とのへ、以別紙可申候へ共、
先く乍存候、重而可申候、く、

至白杵内くとして、彼兩人賣渡候條、狀遣之候、前日喜もしへふみまいらせ候、新三以取合、いづもなから、こまくの預御返事候、祝著至候、新三御辛勞のゆへに候、誠畏入之由、申度候く、

此たひもふみまいらせ候、新三以同道、やかて白杵へ可罷出候、左様に候て、兩人の口上、其方

先く可被申入候、兩人喜もしへ参候はん事ハ、斟酌入事候、分別のまへに候、又彼兩人在庄中、涯

分可被添心事、一方頼入候、さへきへゐられ候ひくはん衆へハ、先く此たひハ、合力之儀難申候、

事續候ハ、何とそして、人しれすのやうニ有たく候、又新六ひきやくに、六七日まへ(伊予守和郡)ミさきよ(三崎)

り、わたして候、定可参著候、此便にも喜もしへ、ふみまいらせ候、爲存知候、更ニ海上之儀、お

兩人ヲ渡海セシム
保戸

もふまゝ候ハて、彼兩人をそく渡海させ候、是又可有推量候、將又小船わざとしたて候て渡候、定保戸につなぎまいらせ候、自然さ候ハすハ、如其元まハし候へと申て候、其分ニ候ハ、能く可被添心候、萬彼衆可申候、恐く謹言、

十二ノ五

(佐伯惟教)
教(花押)

一九一 某覺書案

○到津文書
大分県史料二四

永祿十二年記己巳歲

一 正月一日乙巳、雨フル、爲鑑基取沙汰、有籠會執行、神事奉行糸永越中守、專使立石山城守也、此度初參神官祝大夫比砂童丸・小山田増市丸・惠良子、又辛嶋并參也、

一 十三日心經會、十六日執行、珍敷取沙汰にて候、

一 豐後ウスキ浦にて、正月六日舟損、人卅六人死、奈多者也、

白杵浦ニテ奈多
ノ者舟損ニテ死
去ス

一 正月廿六日、大友殿様自。珠至日田御陣易、筑前カマノ郡馬見城落候、

別符歸陣

一 同三月十五日、至小倉津御動候、親賢内竹下源七・田北方悴者三人届候、同日至別符歸陣候、

略○中

大内輝弘渡海ス

一 十月十一日大内輝弘渡海、正年五十一歳、同十五日筑前表毛利陣衆引候、松山アケノキ候、

白杵莊

一九三 村上武吉書狀

○野間文書
白杵史談七四

本田鎮秀上洛舟
ニ對シ 違乱ナカ
ラシム

本田治部少輔方於被罷上者、便舟之儀、不可有異亂候、爲其、以折帟申候、恐々謹言、

永祿十三年

六月十五日

(村上)
武吉(花押)

塩飽島廻舟

鹽飽嶋廻舟

一九三 一五七一年九月二日(元龜二年)パードレ・ジョアン・パウチスタの書翰

○イエズス会の通信
大分県史料一五

宗麟大徳寺ノ怡
雲ヲ曰杵ニ迎フ

○上(大友宗麟)
王は現世の幸福及び満足を求めるので救を求めず、又都より一人の坊主を豊後に迎えたが、彼は日本の諸宗派の中、最も惡魔的な禪宗と稱する教を説く者で、エピキュルスの派と同じく、現世の後には何物も存せずと主張した。

此宗派は偶像を崇拜する者の中、最も説破するのに困難であるが、王は此坊主を非常に尊崇するので、大身等もまた其意に副わんとして、此宗派に歸依した。王は彼が他の坊主等と共に居住する爲め、今大なる寺院を建てつゝある。此事は我が教えに少くない害を及ぼすものにて、キリスト教徒等は王が此事に専心し、惡魔に仕うる者に好意を示すことを悲しんだ。

寿林寺ヲ建ツ

略○下

一九四 豐後國志

宗麟大休山壽林寺ヲ建ツ

（海部郡庵寺項）
壽林寺 在臼杵莊諏訪山、善鳴錄曰、弘治丁巳、九州都督大友義鎮、欽大德怡雲禪師芳猷、荆大休山壽林寺於豐之臼杵、是也、今廢、

○前号ニハ、元龜二年頃建設中トアリ。宗麟寺トモ称スト云フ。

一九五 鑑述・鎮忠連署書狀（紙切）

○藥師寺文書
大分県史料一二

（端裏切封）
「（墨引）」

尙々其□^{（元カ）}御留守御番、一入之御辛勞、自是申斗候、

佐伯宗天城番トナリ普請ニ粉骨ヲ尽ス

預御狀畏入存候、此表無程相調、尤目出候、^{（佐伯權教）}宗天御事、依上意、爰元被成御城番候、普請之色々、盡辛勞候事、可有御察候、每事以面上可申承候、恐々謹言、

六月四日

鎮忠（花押）
鑑述（花押）

藥師寺主水助殿

御門

臼杵莊

一六 惟玄書狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

勤番留守中無人
油断ナク勤番ス
ベシ

就歸陳之儀、早々示給候、祝著之至候、其元留守中、無人數と申、旁以辛勞氣仕之段、察申候、彌
無油断、可有勤番事、專一候、不及申候、必以面上可申候、恐々謹言、

六月十六日

惟玄(花押)

藥師寺主水助殿

一七 大友宗麟義鎮跡目安堵狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

(包紙ウハ書)
「藥師寺右馬亮殿

宗麟」

(端裏切封)
「(墨引)」

伯父鑑直跡目ヲ
安堵ス

伯父備後守鑑直跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

七月七日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

藥師寺右馬允殿

其表ニ於ケル軍
勞ヲ賞ス

一六 大友宗麟義鎖感狀紙切

○藥師寺文書
大分県史料一二

包ミツハ書
「藥師寺主水助殿」

宗麟

今度其表於所々、軍勞之次第、從佐伯惟教到來候、感悅候、彌馳走肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

八月二日

大友義親
宗麟（花押）

藥師寺主人助殿

一九 興行書狀紙切

○蠣瀬文書
大分県史料八

（端裏切封）
「（墨引）」

尙々馬・人足之儀、由斷有開敷候、以上、

白杵通りノ女房
衆ノ馬・人夫ヲ
調ヘシム

白杵へ御通候女房衆、明日爰許御立候、如早晚、馬三（疋カ）、人足四十五人、宿迄可被申付候、由斷有開敷候、恐々謹言、

（年未詳）

三月二日

加筆人
興行（カ）（花押）

（異筆）「三日ノ
七ツ時高瀬到來也、」

蠣瀬新五衛殿
御宿所

白杵莊

三〇〇 飛鳥井雅教書狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

愚菴・怡雲下国
ニツキ書狀ヲ啓
家督義統成人

遙久絶音問、誠以背本意存候、(久我宗入(啓) 愚菴并惟雲和尙御下國候條、)一筆令啓入候、何等之御事共御渡候
哉、不斷御床敷耳候、於御前節々御上左申出候事候、御家督御成人之由、(義統)尤珍重存候、於京都相應
之儀、不可有如在候、爲傳奏不得隙、何方へも無音之儀共候、如何様、重而自是御禮可申述候、聊
取亂、書中如何申候哉、恐々謹言、

(元龜元年頃)
知月三日

(飛鳥井)
雅教

(宗麟)
大友左衛門入道殿 玉床下

三〇一 大友宗麟義鎮知行預ケ狀

○田口文書
白杵史談七七

(包紙ウハ書)
「霸原刑部少輔殿

宗麟」

(端裏切封)
「(墨引)」

豊筑間十五町ヲ
預ク

於豊筑間拾五町分(坪力)在付在之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、
(元龜元年カ)
七月廿三日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

霸原刑部少輔殿

1101 白杵鑑速奉書(折紙)

○朝見八幡社文書
大分県史料一一

(包紙ウハ書)

白杵四郎左衛門尉

□鳴御鹽燒大夫殿 御報

(端裏切封)
「(墨引)」

鑑速」

御被大麻等ヲ贈
ラレタルヲ主君
ニ披露ス

追而御訴訟之儀、委細承候、各申合、寄(ミ脱カ)不可有疎儀候、
爲御祈禱、御被大麻一合、并□(長カ)炮千本總輒一掛(マ、)、誠至、御上様茂、濟進上之趣、同前候、令披露
候處、御悅喜之段、銘々以御書被仰出候、然者緞子壹端被上進候、珍重候、隨而於私、御綾織
筋壹端、熨斗貳百本送給候、畏入候、於神前御祈念之儀、彌不可有意慢之由候、爲存知候、恐々
謹言、

十月九日

(白杵)
鑑速(花押)

福嶋御鹽燒大夫殿 御報

1102 大友宗麟義合戰手負着到一見狀

○摂津鶴原文書
大日本史料一〇ノ九

(大友宗麟)
(花押)

白杵莊

伊予飯森要害攻
口ニ於ケル手負
着到ヲ一見ス

元龜三年七月十九日、(伊予國宇和郡々)於飯森要害攻口、鶴原淡路入道宗叱自身被疵、忠貞之次第、殊被官手負着到、銘々加披見訖、

手火矢疵

武尾主稅助

手火矢疵

龜井中務丞

矢疵

秦彌六兵衛尉

石疵

吉田右近允

日高與介小者、石疵

藤次郎

已上

○以下二通、当莊鶴原氏ノモノナラン。

二〇四

大友宗麟義鎮感狀

○撰津鶴原文書
大日本史料一〇ノ九

手負着到ヲ披見
シ軍功ヲ賞ス

今度渡海以來、於所々軍勞、殊自身被疵、粉骨之次第、無比類候、其外被官以下手負之着到加披見、乍案中感悅候、彌可被勵馳走事、可爲祝着候、必迫而可顯其志候、恐々謹言、

(元龜三年)
八月二日

(大友義鎮)
宗麟(花押)

鶴原淡路入道殿

○「佐賀郷史料」九六ノ九九号、及ビ「佐伯莊史料」九一ノ九三号ニ関連史料ヲ收ム。『大分県史料』三五所

収「若林文書」五〇号大友宗麟感狀ハ、元龜三年ノ誤ナラン。

二〇五 本願寺顯如書狀案

○顯如上人御書札案留
大日本史料一〇ノ一〇

本願寺顯如大友
宗麟ニ札ヲ修ス

鳥
連々可申伸處、菟角遲怠、不本意候、前々已來無御等閑之通、彌不相替之樣所希候、就中黑梅十

端・杉原十帖推進之候、些少之式憚多候、猶賴廉法橋可申入候、穴賢、

(元龜三年カ)
九月七(日脱)

(宗麟)
大友左衛門督入道殿

又云、三玄齋トモ云、宗麟、法名也、

二〇六 本願寺顯如書狀案

○顯如上人御書札案留
大日本史料一〇ノ一〇

本願寺顯如大友
義統ニ札ヲ修ス

同
早々可令申由、乍思遲引、失本意樣候、向後別而可申通候、御入魂可爲恐悅候、隨而太刀一腰長光・

板物十端・馬一疋推進之候、表祝儀計候、委細賴廉法橋可申入候、穴賢、

(元龜三年カ)
九月七(日脱)

(義統)
大友五郎殿

取次ハ臼杵鑑速

(作)(鑑速)
取次ハ、兩所へ臼木越中守也、此時之御使ハ端坊下坊主、歸國ノ便宜ニ被遣之了、馬代

臼杵莊

白杵莊

ハ銀子也、千疋ト云々、

三四六

二〇九 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

不意ノ出兵ニツ
キ来月十八日ノ
出船ヲ命ジ馳走
ヲ励マシム

不圖行之子細候之條、諸浦之兵船、來月十八可乗出之段、所々江申付候、被得其意、警固船堅相調、自身以乗船、此節別而可被勵馳走事、可令悅喜候、恐々謹言、

(元龜四年)
五月廿九日

(大友)
義統 在判

鶴原掃部入道殿

○鶴原氏ハ白杵市大字下ノ江ノ土。天文十九(一五五〇)年二階崩ノ變ニ亡ボサレタル田口氏ノ改姓セシモノト云フ。一六六号参照。

二一〇 白杵鑑速書狀

○堀文書
白杵史談七五

久我三休

急度申候、^(三休)久我殿様御參會者御節之内者、難有之候、就其來廿一日、和尚申請度候條、何とか以心

松露又ハ土筆馳
走ニ預リタシ

懸松露、又ハ土筆可預馳走事、憑存候、日限相定儀候間、不可有油斷候、恐々謹言、

(天正二年カ)
正月十八日

(白杵)
鑑速 (花押)

清水主水助殿

〔異筆〕

「于時享保九年甲辰十月十二日修復之、曰杵新兵衛尙速」

○福川一徳氏ハ「天正三年カ」トスルモ、鑑速ハ同二年二月八日ニ卒ス（付録「藤原姓白杵氏系図」）。

1106 白杵鑑速供養板碑銘

○大分の石造美術
白杵市大字戸室江無田

白杵鑑速供養碑
ヲ建ツ

天正二

〔年甲戌二月八日カ〕

○白杵鑑速ノ卒年ハ「天正二甲戌二月八日寂」トアリ（付録一「藤原姓白杵氏系図」参照）。『豊後国志』『海部郡墳墓項』ニ、「白杵鑑速在杵江無田村長景墓側、稱越中守、碑曰、天正二年二月」ト見ユ。

1110 一五七六年九月九日（天正四年八月十七日）バードレ・フランシスコ・カブラルの書翰

○耶蘇会士日本通信
豊後篇下

大友宗麟夫妻次
子親家ヲ僧ト為
サントス

白杵ニ寺院ヲ建
テ所領ヲ寄進ス

○上 豊後に着きて國王は直に人を遣はし、予を招きたるは第二子家竝に數人の武士をキリシタンとなさんが爲めなる由を傳へしめたり。尊師等が今述べんとする所を充分了解する爲めに承知せらるべきは、王の第二子が生れたる後國王竝に王妃が彼を坊主となして佛に仕へしむる事を約束せしことなり。従つて之を坊主として養育し、領内の歛員ある寺院は皆其駐住を請ひ、又曰杵の市に一の立派なる僧院を建て多額の收入を寄進せり。國王竝に王妃は此少年が坊主となることを希望せし

白杵 莊

親家肯ンゼス

が、彼は之を嫌ひたり。王が我等の住院に來りし時此少年を同伴したれば、漸次我等の教を好み、又坊主の教を嫌ひ、我が住院に來ることを非常に喜び、該僧院に行くことを嫌ひ、屢キリシタンとならんと言へり。王は彼に僧院に行くことを命ぜしこと二回ありしが、彼は決して坊主とならずと言ひて海に出たり。日本に於ては兄弟二人あり、一人が國を繼ぐ時は通常陰謀と謀叛あるが故に、兩人共俗人たることを許さず。因て國王が二人の子を有する時は、一人は國を繼ぎ、他の一人は坊主となるの習慣なり。○下略

○以下親家兩親ノ意志ニ反シ、洗礼ヲ受クルコトニ係ル。尚コノ後久我三休ニ嫁セル宗麟女ノ從者キリシタン・エステバン、宗麟正妻ノ兄弟田原親賢（紹忍）ノ養子田原親虎ノ入教問題等ノ繼起スルコト、天正六年マデノ書翰ニ詳記セラル、モ省略ス。

三二 大友宗麟義鎮跡目安堵狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料三二

父鑑忠跡目ヲ安堵ス

親父加賀守鑑忠^{（一跡）}田原六拾町之内、石丸十貫分、笠和郷之内五貫分、歲田參貫分、肥後國詫摩^{（八坂庄）}

郡之内、山崎四町分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

^{（年未詳）}
十一月十三日

^{（大友義鎮）}
宗麟（朱印）

^{（鎮秀）}
本田治部少輔殿

○福川氏調査ニヨリ（朱印）ヲ加フ。

三三 大友義統一跡安堵狀寫

○野間文書
増補訂正編年大友史料二三

親父鑑忠一跡ヲ
安堵ス
笠和郷内五貫分

親父加賀守鑑忠一跡浦田原六拾町之内、石丸十貫分、笠和郷之内五貫分、(八坂荘)歲田參貫分、肥後國詫摩郡之内、山崎四町分之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

十二月二日

(大友)
義統(花押影)

(鏡秀)
本田治部少輔殿

○福川氏調査ニヨリ写ト認ム。

三三 大友義統跡目安堵狀

○田口文書
臼杵史談七七

(包紙ウハ書)
「竊原万兵衛尉殿

義統」

父玄鉄拘地讓与
ヲ安堵ス

親父刑部入道玄鐵拘之地、豐前國築城郡之内末延三町分之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、恐々

謹言、

二月十一日

(大友)
義統(花押)

竊原万兵衛尉殿

臼杵 莊

父紹山跡目相續
ヲ安堵ス

二四 大友義統跡目安堵狀

○軸丸文書
大分県史料一二

父彈正入道紹山跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

三月七日

(大友)
義統(花押)

軸丸傳允殿

二五 大友義統書狀案

○三田井文書
増補訂正編年大友史料二四

土持親成討伐ノ
功ヲ賞シ爾後ノ
作戦ニ備ヘシム

土持表屬案中候、爲祝儀預使僧候、祝着候、度々如申、今度別而御馳走感悅候、少行之者候條、
歴々殘置候、先々諸軍打合、彌可被添心事、肝要候、於様躰、先以満月寺申候條、不能重筆候、猶
志賀安房入道可申候、恐々謹言、

(親守・道輝)

(天正六年)
三月廿五日

(大友)
義統(マ、)

三田井殿

○満月寺ハ白杵市大字深田ニ在リ。

二六 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

土持出兵以來其
ノ口ヨリ新名村
等破却セル軍勞
ヲ賞ス

諸軍令越山、土持表發向以來、從其口茂、日々打出、爲始新名村、所々破却之故、彼表無程落去、
先以喜悅候、軍勞之儀、不及申候、各申合、彌可勵馳走事、肝要候、必追而可賀之候、恐々謹言、
(天正六年)
如月十二日

賀嶋内記允殿

(大友)
義統 在判

二七 大友義統感狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(包紙ウハ書)
一 藥師寺兵庫助殿

義統

日向出兵ニ兵船
ヲ馳走シ日知屋
在城ノ辛勞ヲ賞
ス

就今度日州行、兵船之儀申候之處、俄之馳走、殊至日知屋、長々在城、別而辛勞感悅候、彼境取
鎮、何様追而一段、可賀之候、恐々謹言、
(日向臼杵郡)

(天正六年)
五月三日

(大友)
義統 (花押)

(統直)
藥師寺兵庫助殿

三六 大友義統書狀寫

○堀文書
白杵史談七五

白杵統景ヲ格護
シ美々津城番ヲ
勤仕セシム

今度美々表城番之儀、至白杵少輔太郎申付候、若輩之事候條、親類家中之者申合、堅固之格護肝要候、仍以條々申旨、可得其意候、恐々謹言、

(日向國児湯郡)
(統景)
(天正六年)
五月四日

(大友)
義 統 (花押影)

(鎮辰)
白杵左馬助殿

二九 フロイス日本史

○豊後篇二
第三八章

天正六年七月二
十五日大友宗麟
白杵ニテ受洗ス

○上 榮光の聖會博士聖アウグスティヌスの祝日にあたる八月二十八日の朝、(國主)は自分に仕えていた身分ある七、八名の若者を従えただけで、
○中 (我らの) 司祭館に來訪した。
○中 (國主が) それまで聞いたことを今一度要約した長い説教がなされた後、彼は大きいなる喜悅と謙讓をもって聖なる洗禮を受け、
(カブラル) 司祭はかねて(彼が)願っていたようにフランシスコという(教)名を授けた。

カブラル神父フ
ランシスコト命
名ス

○宗麟ノ正妻離婚・再婚ニツイテハ第三十七章、日向出兵・敗戦ハ第三十九章参照。尚「一五七八年十月十六日(天正六年)附パードレ・ルイス・フロイスが白杵より贈りし書翰」(『耶蘇会士日本通信、豊後篇下』五九)参照。

父鎮秀跡目ヲ安堵ス

三〇 大友義統跡目安堵狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料二三

父治部少輔鎮秀跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

三月二日

(大友)
義統(花押)

本田龜壽殿

三一 大友義統跡目安堵狀寫

○堀文書
臼杵史談七五

野津院多良木ノ地ヲ安堵シ臼杵莊長國寺ヲ預ク

野津院之内多良木三貫五百分之事、親父上總入道松音任讓之旨、領掌不可有相違候、殊臼杵庄之内、長國寺之事預置候、有知行、彌臼杵民部少輔以同心、可被勵馳走事專一候、恐々謹言、

(天正七年)
六月廿日

(大友)
義統(花押影)

(鎮良)
臼杵左馬助殿

三三 大友義統感狀寫

○堀文書
臼杵史談七五

臼杵鎮良ニ同心

今度筑後表在陳之儀申候處、臼杵民部少輔以同心、自取前別而馳走、辛勞感入候、彌可勵忠儀事、

臼杵莊

白杵 莊

三五四

シ筑後表在陣ノ
辛勞ヲ賞ス

肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正七年)
九月廿二日

(太左)
義 統 (花押影)

(鎮辰)
白杵 左馬助殿

三三 浦上宗鐵書狀

○杵原八幡宮文書
大分県史料九

明日白杵ニ行ク

屋形今日帰館

明日出府

〔 〕 誠幾久賞翫〔 〕千喜萬悅候、統昌早速參候、遂面拜令満足、御同前令參會候、明日者

如白杵罷出候之聞、返候て以參上、御古事重疊可申承候、將又 御屋形様今日六、被成御歸館之由、内々被仰下候、先以珍重候、御筋氣以御養生、御出頭可目出候、既明日出府之覺悟候聞、不能細筆候、可得御意候、恐々謹言、

(年未詳)
正月六日

(浦上)
宗 鐵 (花押)

若林殿參 御報

三四 大友圓齋義鎮書狀

○田原達三郎文書
大分県史料一〇

田北紹鉄討伐セ
バ南郡衆ヲ安岐
城ニ差向ク

(田北)
猶々紹鉄討果候者、以其競南郡衆之事、自彼表直く安岐表へ、可差寄之由、兼而議定候條、此節者、不可有緩候、此間諸軍其表へ遅陳之儀も、彼者さハリ故、不成立候、其子細者、親家として

白杵ヨリ用物取
寄ニヨリ遅々

銀子三貫目ヲ送
ルモ要用アラバ
申スベシ

紹鉄誅伐ノタメ
挾間村出立

紹鉄平定マデ當
城ヲ守リ油斷ア
ルベカラズ

安岐城落去ノ祝
儀ニ答ヘ情勢ヲ
報ズ

も、存知有ましく候、紹鐵一人討果候者、諸方之覺、悉可相替候間、爰元才覺聊非油斷候、濃々之儀、治右入まで、追而書ニ申候、可被得其意候矣、

一昨日朔書狀、昨日午刻着府候、則返事雖可申候、用物從曰杵依召越、令遅々候、其元入用之儀候哉、任承銀子參貫目、調進之候、寔輒事ニ候、不限彼儀、何篇用所等、不被心置承、可得其意候、然者、田北紹鐵成敗入組之趣、此四五日前、帶刀宮内丞へ申含、差返候之處、此書面ニ無其沙汰候、如何ニ候哉、然者紹鐵事、(直入郡朽細郷)熊牟禮と申山ほとりへ、俄取あかり、かゝミ居候て、言語道斷淺間敷候、平生之口ニはたと替たる由、只今も到來候、南郡衆之事、一昨日ニ挾間村ヲ打立、(阿南莊)昨日重々差寄候由候間、今明日中可落去候歟、宇佐郡其外惡心之族、紹鐵誅伐付而、色立候哉、案中候、紹鐵可討果事者、指掌候之條、吉左右不圖可申遣候、其間之儀事、當城用所第一候之條、夜白不可有油斷之儀候、猶本彈正・立川主水申含候、恐々謹言、

(天正八年)
卯月三日

(親家)
田原新九郎殿

(大友義鎮)
圓齋(朱印)

三三

大友圓齋義鎮書狀

○問注所文書
増補訂正編年大友史料二五

浦部表勝利之趣、其間候哉、早々敷示給候、祝着候、(安岐郷)安岐切寄之事、昨日寢令一着候、(來魂郷)以此競鞍懸落去、不可有程候條、諸堺目可任存分事、指掌候、至中豐前茂前三一行申付、敵領數多打崩候、

白杵莊

白杵 莊

三五六

近々日田マデ發
向ノ覺悟

鞍懸表下知ノタ
メ出陣スルモ落
去次第白杵ニ歸
ル

(筑前三笠郡(糟屋郡))
然者寶滿、立花申談旨候、殊從其方茂、節々入魂之條、愚老事、急度日田郡迄可發足覺悟候、於于
今者、當城可被遂本意事、無疑候條、珍重候、何様於其表可申談候、仍加力之儀付而、先日、從怒
留湯主殿入道并日田郡衆茂、申旨候間、得其意之由申候處、只今被申越候、彼使如存知、鞍懸表爲
可加下知、彼方角迄越山候、落去次第、白杵へ可歸庄候、必其刻日田迄可申遣之趣、猶葛西周防入
道可申候、恐々謹言、

(天正八年)
十月七日

(大友義鎮 (ローマ字))
圖 齋 (朱印)

(統景)
問注所刑部少輔殿

三六 大友義統書狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
一 (墨引) 一

八朔祝儀ヲ謝シ
一色ヲ進ズ

八月一日

(統直)
藥師寺兵庫助殿

(太友)
義 統 (花押)

爲八朔之儀、三種送給候、喜悅候、從是茂一色、進之候趣、猶吉良越中入道可申候、恐々謹言、

本庄伊賀守同陣
ノ軍勞ヲ賞シ弥
馳走ヲ励マシム

三七 大友よし統感狀寫

○木本文書
大分県史料二六

今度本庄伊賀守以同陣、別而軍勞のよし感入候、然者鎮述事、至津久見差遣候、重々乍辛勞令同
心、彌可勵馳走事肝要候、必追而一段可賀もの也、

九月十日

(大友)
よし統(花押影)

石尾九郎殿

三八 大友義統感狀(紙切)

○戸次文書
大分県史料三五

(包紙リハ書)
「曰杵左馬助殿

義 統」

彦山發向以來ノ
軍勞ヲ賞ス

今度曰杵民部少輔以同陣、彦山發向已來、殊竹來岳於攻口、折々軍勞之次第、感入候、彌可勵粉骨
事肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正九年カ)
十一月十八日

曰杵左馬助殿

(大友)
義 統(花押)

曰杵 莊

三九 一五八一(天正九年) 日本年報

○イエズス会の通信
大分県史料一五

白杵のノビシヤドに付いて

白杵ノビシヤド
ヲ開所ス

新入生日本人六
人ポルトガル人
六人

聖堂ハ日本中
最モ立派ナリ

白杵の城(豊後國の中で最も堅固で主要な城の一つで、元この所に政廳があつたが、今はフランシスコ王がこの所に居り、其子である王は政廳(大友義統)と共に府内に移り、以來三年である)にノビシドヤのあることは昨年通信したるが、同所は昨年降誕祭の前日天正九年十一月二十九日之を開き、(ヴァリニヤン)ビジタドールは一日に日本人六人とポルトガル人六人合せて新入生十二人を入學させた。

ノビシヤドは各事務所と一緒に本年竣成して、フランシスコ王が建築した聖堂に大なる光輝を添えた。この聖堂は既に述べた通り、日本に在る聖堂中最も多く經費を要した立派なものであり、王は大に力を用い、工人を都より招き、戦争中も必要な物を調べて工事を進捗させることを専ら心配した。遂に四箇月で建築し屋根を葺き、今は内部の工事に掛つている。我等の主は、王をして此工事を一層喜ばせる爲め、其建築に着手した際にビジタドールが都より豊後に歸るよう計い給い、ビジタドールは八日間滞在して莊嚴に第一の石を祝福し、行進を催し、府内のコレジョ及ぶ各レジデシヤのバードレ及びイルマン等一同之に参加した。其數が四十人に達したことは、キリスト教徒と我等に取つて非常に喜ばしく満足すべき所であり、異教徒等はこのように多數のバードレ及びイルマン等が、數年前には僅に一人居るに過ぎなかつた地に集つたことを見て大いに驚いた。主が此

の善き王の壽を長じ、若き王の母である惡しき^(義統)ぜザベル、其他之に類した者の反對が止まない豊後國に於て、キリスト教徒が大いに増加するよう計り給わんことを。

略○下

三三〇 大友義統知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

五十貫分ノ内先
ツ石垣・臼杵兩
莊内二十貫分ヲ
扶助ス

連く奉公辛勞之條、於當國中五十貫分、預置候、先以^(石垣)庄之内、石垣大藏少輔上表之地十貫分、
臼杵庄之内、善福寺^(頭)□十貫分、令扶助候、可有知行^(候)□、恐々謹言、

天正十年九月
二月廿三日

義^(大友)統^(花押)

^(宗叱)
鶴原淡路入道殿

三三一 一五八三^(天正)年日本年報

○イエズス会の通信
大分県史料一五

豊後國に付いて

略○上

フランシスコ王は元來體質が虛弱で、且老年であり、病氣勝ちの爲め、彼の生存の希望は漸次減少していつた。其信仰と教化の熱心は従前に劣らず、生命の終りに近づくに従い、彌々功德を積む

臼杵莊

宗麟病身ニヨリ
長命ハ期待シエ
ズ

白杵聖堂建築三
千クルザドヲ要
ス

津久見ニ移居ス

津久見ノ三寺院
ノ仏像ヲ焼ク

異教徒ノ改宗

僧侶ニ説教シ教
徒トナル事ヲ勉
ム

津久見ノ小寺院
ノ宝物

材料となるべき手段を盡し、度々白杵のノビシヤド及び府内のコレジヨに來て、コンパニヤの會員の父であるかの如き慈愛を示している。彼は絶えず聖儀に與り、祈禱を行ない、去る聖フランシスコの祝日一九一五年三月三日即ち天正十一年一〇月には、新に建築したノビシヤドの聖堂で祭を行なうことを希望した。此聖堂は日本に在る最も善いものの一つで、木造ではあるが、約三千クルサドの經費を要した。聖彌撒及び説教が終つた後、王はパードレ、イルマン及び聖堂の少年等を悉く其邸に招き、非常な慈愛を示したので、人々は皆驚歎した。王は今（既に通信した通り）白杵より三レグワのアクミ（津久見の誤）と稱する町に居る。此頃同所に甚だ善い家數棟を建てたが、其中に彌撒を行う立派なる祈禱所を設けた。彼は老後の休息所として、世子より其の滞在して居る地方を貰受けることを希望したが、世子が昨年之を與えたので、此所に移つた翌日、イルマン二人を招いて同地方に在る寺院三箇所の佛像を悉く破壊し、一つも残らず焼くことを命じたので、之を實行した。王は又ビセプロヒンシヤルから同所に駐在する爲め、パードレ一人、イルマン一人を請受け、同地方の二千を超える異教徒に説教を行なわしめることとしたが、一部は既に洗禮を受け、他の者は今教えを受けている。此町にいた坊主等には甚だ親切に話させ、彼が既にキリスト教徒となつていたので、彼等も又教徒となるようにと勧め、己を支えるに足るものを與えることを約した。人々皆之を善いと考え、今ドチリナ（後カ）を受けられている。此町は甚だ靜である爲め、パードレ一人とイルマン一人が現に駐在せる小僧院には、豊後國の坊主等が木の箱の中に他の立派な箱を納めたものを、寶物として密に藏してあつた。此箱には釋迦の教の九卷を、金の文字で以て書いた甚だ珍しいものが納めてあつ

た。此書物は彼等の習慣に従つて製本し、確實な文書に依れば、之を造つてから二百七十年であるが、今も新しいもののように見える。其の一卷は印度の地方長に送るが、同所から尊師の許に送り、坊主等が其宗旨の書物を尊重することを御覽に供するであらう。此他に彼等が甚だ珍重する釋迦の門弟十九人の繪を描いた十九枚の紙を納めた箱がある。世子が父である王に此地方を譲受けた後、豐後の坊主等は世子の許に行き、急に彼の書物と肖像を取出し、パードレ等の手に入らぬようにすることを願つた。此寶物を失うのみならず、之を焼かれることの危険があつた爲めである。世子は直に人を遣わして書物と画像を王に請求させたが、善良な老王フランシスコは使者の来る前に使をイルマン等の許に遣わし、彼等が寺院に於て第一に取棄て又は焼却すべきものは彼の書物及び画像であると傳へさせた。而して此事は既に實行されていたので、世子に對しては其使者が遅かつた旨を答えた。右の他王はイルマン一人を他の二つの町に派遣し、其住民に説教をさせた。之に依つて四百人餘がキリスト教徒となつた。

○下略

○後掲正保三年（一六四六）八月三日・同四日付「津久見解脱寺古峯寺請証文」ニ拠レバ（三一六・三一七号）、宗麟が津久見ニ移居セシ際、大雄禪寺ノ門徒デアル警固屋村ノ百姓ニ對シ「官命」トシテ説教セシ上、「不論是非一回きりしたんに罷成」ラセタ事が記サレテイル。右ノ「日本年報」ノ記述ノ真実デアルコトガ判明スル（渡辺澄夫「大友宗麟とキリスト教的理想国―社寺破却との關係―」（『増訂豊後大友氏の研究』所収）ヲ参照）。

三三 大友義統感狀寫

○堀文書
白杵史談七五

白杵鎮尚同心ヲ
以テ筑後表在陣
軍勞ヲ賞ス

今度至筑後表、白杵越中守以同心、從取前途在陣、殊於所々軍勞由、感入候、彌可勵馳走事、肝要候、必迫而一段可賀之候、恐々謹言、

(天正十一年)
十月一日

(大友)
義統 (花押影)

白杵三河守殿

三三 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

筑後在陣ノ軍勞
ヲ賞ス

今度至筑後表、白杵越中守以同心、從取前途在陣、殊於所々軍勞之由、感入候、
(鎮尚)
(天正十一年)
十月一日
○以下「彌可被勵馳走之事」他同文略、

衛藤又右衛門尉殿

三四 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

土州以來ノ忠儀

先年於土州無比類忠儀、聊無忘却候、殊近年至所所被遂在陳、軍勞之次第感悅無極候、倍可被勵馳

ヲ賞シ一門ニ准
ジ杏葉紋ヲ免ズ

走事、肝要候、仍從南北各中任入魂之旨、禮能事准一門、杏葉紋之事、令免許候、於當家者子細雖在之、□而顯其志候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(十一)天正十二年
□月廿一日

(大友)
義統 在判

(礼能)
柴田筑前入道殿

三三 大友府蘭義書狀

○大友文書
大日本史料二一ノ一〇

追而申候、日田(日田郡)へ道雪被差置之由候、弓箭方者郷旁覺第一にて候間、あられ(種実)く(筑後)秋月高良山へ

一行仕候へかし、何さま日田より差合、悉討果、弓箭之明陳候するなと、境目へ聞えわたり候やうに、御武者專一存候、無申迄候へ共、かやうなる才覺、道雪并坂本道州などへハ、折々

密通可然存候、猶々從日州此間時衆罷歸之由候、彼申表も從方々到來同前ニ候、定而住持可被申候、旁御由斷有聞敷候、

土持薩軍ニ応ズ

急度以飛脚申候、夜前保戸(海部郡)又從餘方も如到來者、土持事薩州へ罷越候儀、必定にて候、就夫海陸

豊後ノ密偵帰ル

通路等相留候之條、爰元賣船之者、荷物以下少々日州へ拾置やう下候て、俄罷歸之由候、薩州衆者悉陳立之儀、海陸共不穩便之由候、子細者(種実)從秋月・龍造寺使を付置、申分者、豊州衆皆々歸陳

肥後ハ豊後方

候、高良山へハ小人數にて在陳候之條、以一行弓箭之根切を可仕との申事ニ付而、出勢之由候、愚老存候ハ、今度宗運(甲斐)如入魂者、肥州之儀も多分當方へ心を寄之由申候、彼儀何と候ても露顯候

白 杵 莊

白杵 莊

三六四

薩軍上陸ハ肥前
佐賀郡寺井辺カ

する間、薩衆肥後表へハ難取出候、又海上之行にて候ハ、肥前表(寺井カ)てらゐあたりニ可爲着津候、
それハ昨日今日隆信討果候之間、薩摩衆も氣をゆるしかたく候、兼々如申候、秋月手合として
ハ、宇目村(大野郡)・佐伯又者浦々の行ならてハ仕聞敷候、於于今者、破口眼前迄にて候、く、

志賀道輝字目村
要害ヲ見合ス

道輝ハ女房衆無
クバ在城不能

一至宇目村、前日道輝罷退、切寄所柄等被見合、懸而歸庄候、是者自然之爲を存申合候へ共、火急
之到來候之條、油斷候てハ以外之儀ニ候、乍辛勞道輝事不日被差遣、於宇目越年候やうニ能々御
入魂可然候、如存知道輝事者、女房衆同心ならてハ在村も成聞敷候之條、此度者夫婦同前、被罷
越候て能候する哉、道輝奥之儀をは、從大簾中頻被相留候様聞及候、それも可依事候、國家爲に
て候間、義統以分別被申理肝要ニ候、道輝へハ從此方も、可令入魂かと存候、

齋藤道璣ノ曰杵
留守ヲ違ヘ日田
ニ遣スコト
曰杵ノ守リヲ輕
シズルハ不可

道璣ヲ呼戻シ立
花道雪ヲ日田ニ
向クベシ

佐伯表第一ニ付

一齋藤道璣事、新五郎同前ニ曰杵留守ニ耽被差置肝要之通、數度申談、被得其意之由候つる處、結
句日田へ被差遣候敷、兼日之約諾も更不令首尾候之間、笑止千萬候、如今者曰杵其外東目之事
者、可被差捨覺悟候哉、曰杵へ子共罷居候之事者、日薩之者淵底令存知候之條、不慮之行をも心
懸候するかと存候、彼條付而者、愚老後慮之段、始中終雖申盡候、差向儀斗ニ被入性候、是も尤
にてハ候へ共、前後之得失無思惟候事、無是非存斗候、愚老折々令申候儀、於于今者可爲合點
候、相構而々々御油斷候て、此表覺外ニ成行候者、其表之行曾而成立申ましく候、大綱之時節か
と存候、右ニ申候道璣事、一剋も早々可被差歸候、日田へ道雪出郡之由候之條、旁以被差急事一
候、かやうなる儀なり共、留守へ被添心可然存候、

一折々如申候、佐伯表第一之事ニ候、是又高岩在番ニ付而、人數被差分候、彼堺於亂忿者、加勢を

柴田札農ヲ帰ス
ベシ

肥後方面ノ情勢
ト対策
宇目村方面ノ情勢

こそ可被申付候之處、結句所之人數さへ如此候へは、一入あやうく存候、何とか急ニ被差歸候ハ
てハ、笑止迄にて候、次柴田禮農事、其元へ無餘儀用所等候者、不及申候、少々之儀候者、急度
被差歸候へく候、一人なり共足腰立たる仁にて候間、申事ニ候、旁油斷候てハ、惡事はとちかく
候する哉と存候、^(大友)義統としても前後之才覺難成段令披量、かやうニ申候事も心痛存候へハ、爰元
之儀從遠方者披量難有之候、他國よりハ吾國と申候之閒、因茲輕重之思案も可入候哉、毎事賢察
之前候、猶重々可申候、恐々謹言、

^(天正十二年)
十二月廿四日

義統まいる
申給へ

^(大友義統)
府 蘭
(花押)

三 大友府蘭^義書狀^(紙切)

○西塞多神社文書
大分県史料二五

猶々^(肥水郷)□□用作、毎日難取之由候、敵方之痛不可過之候、度々如申候、其表之儀、行之淺深、

前後之心仕肝要之砌候、毎事不可有御油斷候矣、

從阿蘇惟光并甲斐刑部太輔・同兵庫頭所之書狀、被差遣候、銘々令披見候、此方へも從彼衆書音同

前候、殊宗越一通之趣、旁以阿蘇家・御舟・隈庄表之儀、氣仕令相聞之候、彼條兼日申舊候之閒、

今以不及仰天候、然者阿蘇・御舟加勢之儀、兩志賀・戸次宗傑、彼堺爲差搦、雖被殘置候、今度宇^(大野郡)

臼杵莊

梓口・佐伯口

津久見
梅牟礼城番

宇目佐伯へ敵現
形ノ時ハ志賀親
善駆付クベシ

目村風聞付而、親善^(志賀)滯留之由其聞候哉、從此方不申遣内、歸宅之條なとやうにも被加下知肝要候、
前日宇目塚之儀、風説一篇かと存候之處、又先度密通之一人、此一兩日以前罷越候、去月十九日嶋
津中務太輔土持へ令着陳、同廿一二者あつさ口、佐伯者三口之通道を切者^(切)二三人、差遣見せ候て、
此度者不及行、同廿七日先々^(日向宮崎郡)佐土原迄罷歸、今月八日嶋中同山見之衆召烈、鹿兒嶋へ罷越、此表
海陸之儀、義久^(島津)以談合一行可仕之由、濃々令入魂候、從彼表至爰元、かほと被添心候する事、更不
存寄子細候之條、種々尋搜候之處、先年高城表之時、至田北鎮周始中終申通候つる儀、粗露顯候て、
于今疑心無止事ニ付而、爲其首尾如此申越之由候間、先々請付申候、從餘方も辻合事共候、とかく
佐伯を物よく^(よへく)見懸たると聞^(え)之候之條、行之淺深者難計候、當月中者如何ニ候する哉、末ニ入候^(米月)
者可爲必定候歟、彼者申候ハ、土持以一分是非一絡可仕と、嶋中へも望たると申候、これハたとひ
其分に候共、不可有差儀候、嶋中又々堺目迄罷越候て、相催候者時宜難計候、その時者、津久見之
儀者無人數候之間、登城^(可爲一篇候)一篇たるへし、又阿蘇目へ、加勢之儀も覺はかりにてこそ候へ、兩志賀に
てふかくとハ難成存候、宗傑事者、玄珊在陣候之間、梅牟禮^(戸次鎮秀)へ城番一篇之様ニ申候、又明日にも
宇目・佐伯へ敵取出候者、親善懸付候^(志賀)ハてハ難成候之條、前後之儀、以思惟御才覺可然存候、將又
其表之儀、親家郡衆申談馳走之由候、珍重候、吉左右猶重疊可申承候、恐々謹言、
^(山原) 壬八月十三日
^(奥ウハ書) 一義統まいる
御返
申し給へ
^(大友義領) 府 蘭 (花押)
府 蘭

○「」ハ『大友家文書録』(『大分県史料』三三)、『増補訂正編年大友史料』二七ニヨリ注ス。

三七 大友よし統書狀

○豊田初司文書
増補訂正編年大友史料二七

(端裏切封)
「(墨引)」

本庄鎮述同陣ノ
軍勞ヲ賞シ尚津
久見出張ニ付馳
走セシム

(鎮述)
今度本庄伊賀守以同陣、別而軍勞のよし、かんし入候、然者鎮述事、至津久見差遣候、乍辛勞令
同心、彌可勵馳走事、かんように候、何様取鎮、可賀之もの也、かしく、

(天正十三年カ)
九月十日

(大友)
よし統(朱印)

長田新次郎とのへ

三八 大友よし統書狀

○小屋重信文書
増補訂正編年大友史料二七

本庄鎮述同陣ノ
軍勞ヲ賞シ津久
見出張ニ付馳走
セシム

(鎮述)
今度、本庄伊賀守以同陣、別而軍勞のよし、かんし入候、然者鎮述事、至津久見差遣候、重々乍辛
勞、令同心、彌可勵馳走事、かんように候、必追而、一段可賀之もの也、かしく、

(天正十三年)
九月十日

(大友)
よし統(朱印)

小野尾新介とのへ

臼杵莊

三九 大友義統感狀(紙切)

○児玉文書
大分県史料二一

本庄鎮述同陣ノ
軍勞ヲ賞シ津久
見差遣ニ付馳走
セシム

今度本庄伊賀守以同陣、別而軍勞のよし、かんし入候、然者鎮述事、至津久見差遣候、重々乍辛勞、御同心彌可勵馳走事、かんように候、何様取鎮、可賀之もの也、かしく、

(鎮述)
天正十三年
九月十日

(大友)
よし統(朱印)

松ヶ尾新二郎とのへ

○大友義統ノ朱印ヲ使用スルハ、天正十三年壬八月ヨリ九月ノ間ナリ。

四〇 大友義統書狀

○河野広文書
大分県史料二六

海藏寺住持職之吏、任先例、可執務之狀、如件、

天正十四年二月十八日

(大友)
左兵衛督義統(花押)

文虎首座

文虎首座ヲ海藏
寺住持職ニ補任
ス

二四二 嶋津義虎書狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料二六

肥州陣所ヨリ志ヲ通セルヲ賀シ爾後ノ通信ヲ約ス

雖未申馴候、進一翰候、舊冬者至肥州御陣所、御懇志之由、使僧申聞候、令祝著候、其元無案内之故、連々不申通候、心外候、自今以後可申入之剋、上下御取成可畏入候、恐々謹言、

(年未詳)
二月廿八日

(嶋津)
義虎(花押)

本田治部少輔殿

御宿所

(奥ウハ書カ)

本田治部少輔殿

御宿所

嶋津薩摩守

義虎

二四三 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

(大友義統)

宗麟上洛同道ニ付衆中申合セ粗相ナカラシム

宗滴上着之段爲可承、四室差上候之條、染筆候、今度別而辛勞、不及申候、然者京都御政法之儀、爰□迄茂其聞候之條、宗滴在洛中、聊簾相之儀無之□、衆中被申合、堅固之格護肝要候、猶四室申

含候、恐恐謹言、

(大友)
三月廿日

(大友)
義統在判

白杵莊

白 杵 莊

三七〇

(統勝)
天德寺久三殿
(旧姓柴田)

二四三 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

宗麟上洛ニ付天
德寺ト改メ同行
柴田統勝モ天德
寺ト改メシム
札能モ天德寺ト
改メ門葉ニ准ズ

就今度休養御上洛、稱號被改天德寺候、然者息久(統勝)□依被召列、稱號可爲同前之由、被仰出之趣、令承□候、仍其方事茂、自今以後、被改天德寺肝要候、殊□々年准門葉之由、申出候之上者、旁以可被得其意候、恐々謹言、

(天正十四年)
五月十三日

(大友)
義 統 在判

(札能)
柴田筑前入道殿

二四四 大友義統書狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

八朔祝儀ヲ謝シ
一種ヲ進ズ

爲八朔之儀、三種到來、令悅喜候、自是茂一種、進之候趣、猶齋藤紀伊入道可申候、恐々謹言、

八月一日

(大友)
義 統 (花押)

(統直)
薬師寺兵庫入道殿

○大友義統花押ハ天正十四〜五年頃ノモノナリ。

二五 上井覺兼日記

○島津鑑康所藏本
大日本古記録

志賀道輝土持久
綱ヲ誘イ島津氏
ニ一味セシム

仙石秀久ハ高崎
城ニ長當我部信
親ハ丹生島城ニ
入ル

島津軍白杵攻略
宗麟鶴城兵ヲ白
杵丹生島城ニ撤

(天正十四年十月八日條)

(上野カ、豊前田川郡)

(久賜)

(天正六年、

去四日、志賀道輝前より、あかの村ニ罷居候矢野内藏助と申者まで被申越候ハ、土持殿事、先年之

遺恨深重ニ候らん、然共、今度ハ京都より加勢共候、左候ヘハ、天下之弓箭ニ罷成候間、是非以分

(羽柴秀吉)

別入ヘク候由申候、ケ様之義、即拙者まで被仰由也、道輝より被申候趣、具被仰顯候、尤肝要ニ存

候、先々、あなたより申旨ニ、何と様にも任られ、京都見次之躰、又ハ豊後國中様子等被聞拔候

て、可然由申候也、右説にも、千斛權兵衛、二百程にて來候、高崎邊ニ居由申候、長曾我部、是も

二百計にて、にうの嶋ニ在由候、召烈候衆も、兵具等然々不帶、商人なと様の、無分者と聞得候由

(仙石秀久)

(大分郡)

(信親)

也、又去月合之比、本々縣之者にて候、此間豊へ罷居、頃又落來候、其説にも同前候、豐下々ハ、

加勢之躰見候て、結句頼少存由申候也、此晚、越ニ立候てより、城之様ニ罷歸候也、衆中十人計同

(丹生島)

(日向白杵郡)

(仙石秀久)

(信親)

心申候、

二六 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三三

(天正十四年十一月初)

○島津家久欲攻鶴城、遣伊集院美作守・白濱周防守・野村備中守、押曰杵、○中

略

(十一日カ)

○頃聞、宗滴遣价

於鶴城、命其守兵等感之戰功、且使□悉去其城、來丹生島城、○家久欲攻曰杵、發府内、至□□押

白杵莊

三七一

收ス
宗麟大砲ヲ放ツ

柴田礼能父子平
清水口ニ戦死

津久見郷ノ土薩
兵ヲ撃退ス

柴田礼能父子ノ
討死次第ヲ注ス

陣平清水口、先鋒至兎居島、宗滴命武官武藏□□城中放大炮曰之石火矢、此、其炮玉中兎居島□□□
之薩兵、爲之殲命者若干、又使古莊丹後入道・荒(カ)□□防入道・葛西九郎右衛門尉大擊破兎居島敵、
又使□□岡甚橋等擊敵於仁王座口却之、於此利光彦兵衛尉・吉田一祐有戰功、又使曰杵鎮順・柴田禮天徳寺
能其子久統勝□於平清水口、禮能戰死、其子統勝十郎戰死、引兵歸時、聞父死、還轡奮擊、斬父仇、遂戰死、
家久引諸兵、而退、城兵迫之、宗滴遣价制止之、或云、此行爲是月五日之事、然頗貽疑故、推爲頃間之事、略○中
○津久見郷在海部郡土鳩兵部少輔源介在鳩浦、賀島中務少輔・右馬助于久保浦、賀島三河守・主殿助于
深浦、紀主馬助・九郎于越智浦、共據久保泊壘、屢出兵船、遮擊薩兵之自日向渡海者、於是薩兵連
戰、艦至楮。河原入江下船、攻久保泊壘、壘兵能防邵之、宗滴遣鐵炮・玉藥於久保泊壘、而令之、

二四七 柴田禮能父子討死覺書

○大友家文書錄
大分県史料三四

△柴田禮能

俗名柴田久三と申タル由、但久敷義
シカトハ覺不申候由、禮能ハ某父林九
祖母聲ニテ御座候、柴田半左(マ)
ニテ御座候、當大津留主馬守
御座候、

嫡子
柴田左馬介

天正十五年薩摩勢亂入(カ)
父禮能一所ニテ討死、

二番目
富來太郎兵衛丞

三男 天德寺治右衛門

石田治部少返逆之時、
ニテ弟惣次郎伯父左
三人一所ニ討死、
(カ)

四男 柴田半左衛門

寛永十五年戊寅二月
肥前國有馬一揆之
前日城棄之時討□

五男 柴田惣次郎

石垣原合戦ニ兄天徳□
治右衛門・伯父大津留主馬□
一所ニ討死、

六男 石垣九郎

柴田之親子五人討死、

二六 フロイス日本史

○豊後篇三
第六八章

○首
尾略

島津軍曰杵丹生
島城ヲ攻ム

敵の先發隊は約二百名あまりであつたろう。彼らは我らの教會から城に通ずる眞直ぐな街路に侵入して來た。その通りには、すでに家財も人(影)もまったく見受けられなかった。(人々は)他の(通りの)人たちとともに避難してしまつていた。

柴田礼能(農)城
外ニ出テ敵ヲ退
ク

柴田リイノは國主フランシスコの家臣で、豊後のヘルクレスと呼ばれていた。彼は日向における合戦、その他參加したあらゆる戦において、その禮節を辨えた行爲によってつねに名聲を博していた。そのため薩摩の軍勢は、彼に對しては特別の憎しみを抱いていた。(柴田リイノ)は、己が息

曰 杵 莊

背後ヨリ礼能ヲ
槍ニテ貫ク

子と數名の家臣を従え、街路に出て敵に立ち向かった。彼は勇猛果敢な戰士であつたので、敵に損害を與え、（彼らを）後退せしめた。ところが敵勢のうちの幾人かが、その邊りの（民）家に隠れており、彼のちようど背後にあたるところにいたが、彼はそれに氣づかず^にいた。これらの敵が背後から（彼を）槍で貫き、矢を射かけ、彼およびその息子をその場で殺害してしまつた。敵はこの二人の首を斬りとると、その首を槍の穂先に突き刺し、城の麓に來て、「（汝らの）主將の首は、もうここに見られるとお^り。おのおの方、降参されよ」と呼ばわつた。

二四九 豊筑亂記

○大分県郷土史料集成
戦記篇二

柴田長門^{（礼能）}入道討死之事

柴田紹庵ヲ案内
者トシテ島津軍
白浜・野村等曰
杵ニ寄ス

前六日白杵へ向ひし白濱周防守、野村備中守は、當國不案内の者なれば、柴田紹庵を案内者として白杵の城に押寄せ矢頃に控て関^トを吐と作る。城中にも関^トの聲を合せける。野村、白濱兩人は、足輕五十騎鐵炮を持たせ、城に向ひて矢ふくらを考へて、遠矢に一度に放ちかけて矢軍をぞしたりける。城中には先年南蠻國より宗麟公へ進上の大石火矢一挺取出し、玉藥を込め入れて寄手の陣所へ放ちかけたり。三國無双の大石火矢なれば、天地も震動して大地も動く計り也。大勢の中差矢行て、其玉に當り大勢死にけり。其玉に當りし者は、手足の指の頭上ならでは残らず、死骸は影もなし。寄手の陣一町斗り後へ大木の有けるに、飛び餘りの玉の當り、あやまらず打倒しければ、寄手の軍兵

大友宗麟柴田
能父子ノ所存ヲ
案ズ

札能父子疑ハレ
シヲ恥ヂ城外ニ
出テ戦フ

共是を見て、高名も不覺も事によりたるものなり。遠疎に取れや迎引退き、難所をあてゝ控へたり。宗麟公は、石火矢にて敵の討れて騒ぎ色めくを御覽じて、御心地能く思召しける。田原紹忍を召されて、今度薩摩の惡黨の手引に、柴田紹庵先陣に向ひしと聞く。柴田長門入道禮能、同玄蕃丞が所存見及び候哉と仰せられければ、少しも野心を企て可申にては無御座候と言上して、聽で御前を退き、禮能に上意の趣是なりと語りければ、柴田入道父子紹忍に向ひて、君の御心底に我々を疑はせ給ふ事、無餘儀覺へ候。併數代の御厚恩を蒙り奉り、如何成天罰にや、君に野心を含め可申。殊に惡逆を企て申す者に、如何に親類迎も同心仕るべき哉と、誓言にて紹忍に挨拶して、此上には私共科なきの由は、後日の沙汰に可及迎、當座を立ち退き、親子恨み悲みて諸人に疑はれ、生きては詮なき事也。討死せんには如かじ迎、翌日朝夜の明くるを待ち兼て出立ち、大手の門を堅めし小佐井主膳佐に只今上意にて通り候、明けさせ給へ迎、門を開かせ敵陣近く歩ませ、閒近く懸寄り如何に御陣へ可申事の候。大友宗麟公が内に柴田長門入道禮能、同玄蕃丞と申す者にて候。餘の儀にては候はず、柴田紹庵に、對面仕らん爲めに罷出候。双方敵對の事に候得共、我々只二人の事に候得ば、何程の事歟候べき。爰を開かせ給へと云ひければ、當番に有り合ふ者共、此由を聞て、小勢なれば何程の事か可有とて、立合ふ者もなかりけり。良有て薩摩方より柴田殿への儀なれば、暫く待たせ給へとて、紹庵に其届け云ひければ、心由と思ひけん、出合ひして當番の軍兵に云ひけるは、柴田殿は當陣に向はれければ、俄に風の心地と有て、當陣を引退がせ給ひ候迎、あいしらはねば力不及。敵陣の用心は稠くして、懸入つて打死も難成し、敵も出合はねば禮能又申しける。紹庵

札能父子戰死ス

に對し不珍候得共、持參の物之候。送り申さんと思ひしが、對面仕らねば力不及、種子が島の鐵炮を持參仕候物を。残り多き事ながら、是非なく、各に成り共見せ申さんと、大勢並居たるをため付けて放ちければ、過たず敵一人打倒す。子息玄蕃丞も父に睨れじと放つ。矢庭に敵二人討ければ、心得たりとて、當番の者共鐵炮指出し放しければ、痛は敷や禮能父子、矢庭にたゞ中を通されて、馬より落到けり。召具したる者共走り歸り、此由を告ければ、宗麟公に言上す。君聞召し、親類にも似ず禮能父子が所存成りと言ひて、御涙を流させ給ひけるとぞ聞へし。

三〇 寶岸寺靈簿

○臼杵大橋寺藏
臼杵市立図書館復写本

(天正十四年)
廿六日

柴田札能・男久
三戰死ス

(下卷)
柴田

禮能居士

天正十四丙戌十月

柴田氏

淨忠居士

年號月日全前

同姓久三

鐵兮居士

年號月日全前

吉田 鍬

○二四六号『大友家文書録』ニ拠ルニ、薩軍伊集院・白浜等ノ臼杵ニ來攻セルハ天正十四年十二月ナリ。本書ニ柴田父子ノ戰死ヲ十月廿六日トスルハ検討ヲ要ス。永祿年中ヨリ初マリ承応三年(一六五四)ニ至ル本帳ハ同一筆蹟ナル故、恐ラク承応三年頃ノ筆写ナラン。

三五 豐後國志

海辺衆久保泊城ヲ死守ス

(海部郡古蹟項)
久保泊城

在佐伯莊久保泊浦、此地有四浦、曰鳩浦、曰窪泊、曰津久見、曰深浦、諸士爲一守此城、天正十四年、島津義久欲屬己、數遣使諭之、不從、使者竊襲之、置舟於椽河原、浦人知之、直殺十數人、於是薩兵二百餘艘俄來伐、又放砲悉敗之、遂獲其將、

○一一〇号ニヨルニ、久保泊浦ハ、臼杵莊津久見村トアリ。

三五 豐臣秀吉書狀

○大友松野文書
大分県史料二五

入田・志賀兩人島津勢ヲ手引シテ乱入セシム

内輪ノ者不屈ノ覚悟

阿波淡路勢ヲ加勢ニ遣ハス

鉄砲ノ葉三百斤・鉛三百斤ヲ送ル
來春出馬スベシ

臼杵莊

輕舉越度アラバ
罪科スベシ

三郎被遣候も、其國之儀無御心元ニ依而、爲用心右之分候之處、若者故他國へ可手懸ために、堺目
まで相動候、依而敵取出候と被思食候、是以後ニ籠城之躰にても、來春可被出御馬を、被相待可然
候、當年者無餘日候、早來春と申候も、五十日之閒にて候條、少茂ミしかき動有之而、越度候之者、
其子々孫々まで、不相屆と可被思召候、可被得其意候也、

(天正十四年)
十一月廿日

(豐臣秀吉)
(花押)

休庵

三三 豐臣秀吉書狀

○豐公遺文
增補訂正編年大友史料二七

臼杵ニ兵糧加勢

其儘陣取越度無
ク手堅ク守備ス
ベシ

其表敵未最前所に、在陣候哉、様子切々可申越候、然者^(臼杵)うすきへ兵糧加勢已下、丈夫に差籠、尤ニ
候、當年之閒も卅日被出御馬も、四五十日之事、殊に人數追々被遣之閒、今迄所ニ其儘陣取有之候
而、味方中無越度様ニ、諸事手堅く可被申付候事、肝要候、自然不出御馬前ニ越度候は、可爲曲
事候之閒、得其意、下々迄可被申付候也、

(天正十四年)
十一月廿三日

(豐臣秀吉)
(花押)

仙石權兵衛とのへ

二五 一五八六(天正十四)年日本年報

○イエズス会の通信
大分県史料一四

津久見ハ全員キ
リスト教徒

○上
下略

フランチェスコ父王の國(津久見)スクミは、全員キリスト教徒であります。この父王と共に、ラグーナ神父とパウロ修道士がいます。

○一五八六年一〇月六日ノビエトロ・ゴメツ神父ノ書翰。

二五 豊臣秀吉御内書

○大友家文書録
大分県史料三三

仙石秀久ノ失利
ハ曲事ナリ
長曾我部信親討
死ス
元親曰杵相拘ニ
付大友宗麟モ入
城ス

今度仙石(秀久)權兵衛尉於其表失利候段、曲事候、聊爾之働不可然、能く可示合由、重々申聞候處、如斯之儀、無是非次第候、(長曾我部信親)彌三郎討死、尤忠節無比類候、然者元親無異儀曰杵相(マ)抱付而、可入城由宗滴(大友義領)言上候、誠丈夫之覺悟、堪感情候、當春早々出馬、嶋津事悉可討果候、其間之儀彌休庵令相談、堅固之行專一候、猶秀長可申候也、(豊臣)

(天正十五年)
正月三日

(豊臣秀吉)
御判

(元親)
長曾我部宮内少輔とのへ

白 杵 莊

丹生島籠城ノ辛
勞ヲ賞シ宗麟ノ
下知ニ從ハシム

丹生島籠城ノ軍
勞ヲ賞ス

二五 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

(今度)之

薩摩。惡黨、國中に令現形、既至府内亂入候之處、(白杵丹生島城)遂籠城、用心方普請等、無緩之由、乍案中

感入候、休庵任下知、彌可被勵馳走事、肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正十五年)
正月廿八日

堤新介入道殿

(大友)
義統 在判

二七 大友義統感狀(紙折)

○平林文書
大分県史料二五

今度薩摩之惡黨、國中へ亂入候之處、吉岡彌三郎以同心、(白杵)至丹生嶋遂籠城、同心方普請已下、無緩之由感入候、彌可勵馳走事、肝要候、必迫而可賀之候、恐々謹言、

(天正十五年)
正月廿八日

(大友)
義統 (花押)

平林兵部丞殿

(折返端ウハ書)
「平林兵部丞殿」

丹生島籠城用心
普請ノ馳走ヲ賞
シ宗麟下知ニ從
ハシム

丹生島籠城用心
方普請ノ軍忠
ヲ賞シ宗麟下知
ニ從ハシム

二五、大友義統感狀(紙折)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

今度薩广惡黨、國中へ令現形、既至庄内亂入候之處、(丹生島城)遂籠城、用心方普請等、無緩之由、乍案中感
悦候、(大友義鎮・宗麟)休庵任下知、彌可被勵馳走事、肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正十五年)
正月廿八日

(大友)
義統(花押)

若林越後入道殿

(折返奥ウハ書)
「若林越後入道殿」

二六、大友義統感狀(紙折)

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

今度薩广之惡黨、國中江令現形、既至庄内亂入候之處、(丹生島城)遂籠城、用心方普請等、無緩之由、乍案中
感悦候、(大友義鎮・宗麟)休庵任下知、彌可被勵馳走事、肝要候、必取鎮、一稜可賀申候、恐々謹言、

(天正十五年)
正月廿八日

(大友)
義統(花押)

若林八郎殿

(折返奥ウハ書)
「若林八郎殿」

三〇 大友義統感狀(紙折)

○藥師寺文書
大分県史料一二

津久見要害ノ辛
勞丹生島籠城ノ
忠貞ヲ賞ス

今度薩广之惡黨、國中へ現形之刻、於津久見要害、別而辛勞之由、感入候、然者依不慮之成立、至丹生嶋籠城之由、忠貞之心懸、神妙候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正十五年)
正月廿八日

(大友)
義統(花押)

(統直)
藥師寺兵庫助殿

(折返與ウハ書)
「藥師寺兵庫助殿」

三一 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三四

吉岡弥三郎同心
ヲ以テ丹生島籠
城ノ辛勞ヲ賞ス

今度薩广之惡黨、國中へ亂入候之處、吉岡彌三郎以同心、(白符)至丹生嶋、遂籠城、每事馳走之由、感入候、必追而可賀之候、恐々謹言、

(天正十五年)
正月廿八日

(大友)
義統

(統直)
吉岡覺進殿

丹生島籠城用心
方普請ノ辛勞ヲ
賞シ宗麟下知ニ
從ハシム

府内陥落後日振
島ニ退キ丹生島
城ニ籠ル

三六 大友義統感狀

○岡部忠右衛門文書
萩藩閤閱録二

今度薩摩之惡黨、國中江令現形、既至庄内亂入候之處、^(日杵庄丸)遂籠城、^(丹生島城)用心方普請等、每事無緩之由、乍
案中感入候、彌休庵任下知、可勵馳走事、肝要候、必取鎮、一稜可賀之候、恐々謹言、

(天正十五年)
正月廿八日

(大友)
義統判

岡 松菊殿

三六 長曾我部元親書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

御札拜披、本望之至候、連々承及候條、從是可申^(入)處。抑去年以來被盡粉骨、御忠儀之段、都鄙無
其^(意)付、洩上聞候哉、御感被成、御朱印旨、御名譽^(忠力)面目候、拙者儀、舊冬府内成行已後、日振
嶋令居^(威)、去十三日至當城罷渡候、休庵様得尊意、可勵愚^(忠力)儀、無私曲候、御進發彌火急^(ア、)被仰出
候間、御本^(意)不可有幾程候、猶以可被募武威段、肝要候、旁追^(而)可申達候、恐々謹言、

(天正十五年)
二月六日

長曾我部宮内少輔
元親在判

(惟定)
佐伯太郎殿 御返報

○〔 〕内ハ『増補訂正編年大友史料』二七ニヨリ注ス。

日杵庄

二六四 大友宗滴義鎮書狀

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二七

丹生島城籠城敵
退散ノ粉骨ヲ賞
ス

今度薩摩之惡黨、令亂入國中、雖不慮之成立候、(丹生島城カ)當城依持支、去十五、敵悉敗北之條、本望候、然者此節以籠城、舊冬以來、別而勵粉骨辛勞、愚老被見屆候事、誠賴敷存候、何様永々不可忘却候、必被取鎮、從公儀一稜、被成御感候様、取合不可有疎意候、恐々謹言、

(天正十五年)
三月廿三日

(大友義鎮)
宗 滴 在判

羽野五郎左衛門尉殿

○『大分県史料』ニ見エズ。

二六五 フロイス日本史

○豊後篇三
第七二章

國主フランシスコ(大友宗麟)の逝去について、

○上
略

(宗麟)
(丹生島城)

國主は、臼杵の包圍が解かれ薩摩勢が豊後から退去しました後は、津久見に赴いて靜養すること
を望まれ、まず奥方のジュリア様と(まだ)少女である二人の娘とを(その地に)遣わされました。
(國主は)後に残られた二日の間に、當時臼杵で流行していました一種のペストに罹られました。

大友宗麟熱病ニ
カ、ル

津久見ニ歸り療養ス

津久見ニ逝去ス

天正十五年五月二十三日宗麟逝去ス

それは激痛と高熱を伴うもので、患者から意識を失わせ、舌の肥大のために口がきけなくさせるのでした。日本では、長期にわたって（城の）包圍が行なわれますと、よくこの病氣が発生するのです。

國主はこの病氣を患われ、二日間發熱して臼杵に滞在の後、私が滞在していました津久見に駕籠で來られました。

○中略

（一五）八十七年七（六）月二十八日、その同じ日曜日眞夜中過ぎに、國主フランシスコは、この世の旅を終えられました。

○下略。宗麟ノ忌日ハ、吾ガ天正十五年五月二十三日ニ当ル。

三六 大友氏系譜

○新訂寛政重修諸家譜
第二

義領よししげ

鹽法師丸 五郎 親太郎 左衛門督 從四位下 左少將 入道號宗麟 母は坊城氏

萬松院義晴より諱字を賜ひ、義領と稱し、豐後、豐前、肥後、肥前、筑後、筑前六國、及び日向、伊豫國のうちを領す。光源院義輝のとき、相伴衆の列たり。天正十五年五月二十三日臼杵にをいて卒す。五八。瑞峯宗麟瑞峯院と號す。

○宗麟ノ死所ヲ臼杵トスルハ誤ナリ。

臼杵莊

二六七 寶岸寺靈簿

○白杵大橋寺藏
白杵市立図書館復写本

廿三日

大友宗麟ノ忌日

瑞峰院殿前左金吾休菴宗麟大居士

天正十五丁亥五月

二六八 豐後國志

大友義鎮墓津久
見村ニアリ

(海部郡墳墓項)
大友義鎮墓

在穗門郷津久見村松林中、
墓碑曰、天正十五年五月、

二六九 豐後國海部郡津久見村組明細帳

○西郷文書
豐後國村明細帳一

大友墓地天德寺
御林中ニアリ

一大友之墓所壹ヶ所、

但天德寺御林之内 堅九間、
横六間

三〇 大友義統給地坪付(紙折)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(大友義)
(花押)

坪付

坪付在別紙、
一所拾五貫分

當時關地相迫候之條、諸郷庄へ以檢使相閑目候、關所出來次第、右判形之辻、可申與候、

天正十五年八月十三日

(紙直)
藥師寺兵庫助殿

(折返美ウハ書)
「藥師寺兵庫助殿」

三一 大友宗麟義畫像讚

○大友家文書錄
增補訂正編年大友史料二七

瑞峰院殿瑞峰宗麟大居士讚

大德寺怡雲宗悅
宗麟ノ画像ニ讚
ヲ加フ

法社檀度、武門兵權、義氣蓋九州、源氏累代後裔、威名播四海、大友中興、先賢親族、葛藟莫々、
兒孫瓜瓞綿々、加之、創建瑞峰之祖基、受先國師法號、追慕龍寶之宗旨、觸老野釋嘆、拳分賓主於
一喝、立照用於三玄、手中扇子、掃除熱瞞、肩上加梨、截斷業緣、不真不俗、威氣凜然、咄、

白 杵 莊

臼杵莊

三八八

丹青寫出本來面、一段風光億萬年、

天正十又五丁亥菊月日(九月)

前大德怡雲叟宗悅亂道(朱印)

二七 大友義統書狀

○城内文書
豊後速見郡史

(柴田)

禮農親子於臼杵戰死候、然者、彼妻子當村へ(日出在辻蘭村)滞在候由候、別而添心、無異儀樣、格談專一候、自然

柴田礼農父子白
杵戰死ニヨリ妻
子辻間村ニ滞在
ス

村中ノ者別心ナ
ク格護スベシ

村中之者、於別心者實名承、一途可加下知候、忠儀之筋目候へ者、於其子孫者、何樣可引立候者、(意)
得其迄馳走肝要候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十五年)
十月三日

(大友)
義統(花押)

辻馬驒正忠殿

○「」内ハ次号「城内文書」ニヨリ注ス。

二七

大友義統書狀(折紙)

○城内文書
大分県史料一

(柴田)

禮農親子於臼杵戰死候、然者彼妻子、當村へ(日出在辻蘭村)滞任之由候、別而添心、無異儀樣、格護專一候、自然
村中之者於別心者、以交名承、一途可加下知候、忠儀之筋目候之條、於彼子孫者、何樣可引立候之

柴田礼農父子戰
死ニヨリ妻子日
出莊辻間村ニ居

住セルヲ格護セ
シム

條、得其意馳走肝要候、爲存知候、恐々謹言、

(天正十五年カ)
十月廿七日

(大友)
義統 (花押)

阿南將監允殿

辻閒越後守殿
(統勢)

「辻閒越後守殿
(折返シ奥ウハ書)」

阿南將監允殿」

二四 大友義統跡目安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

柴田礼農父子ノ
戦死ノ忠貞ヲ賞
シ跡目ヲ安堵ス

今度薩摩之惡黨、至臼杵現形之刻、於横濱町口相^(カ)□、父伊賀入道禮能・舍兄久三統勝勵粉骨、戦死

忠□□無比類候、必取鎮、一稜可申談候、仍久三統勝□□□并利行跡目之事、無相違申與候、彌親

類・被官□□□忠貞、連續肝要候、恐々謹言、

(天正十五年)
十一月三日

(大友)
義統 在判

天德寺孫太郎殿
(柴田)

臼杵莊

二五 若林氏所領覺寫

○文化庁藏若林文書
大分県史料三五

豊後之内

白杵莊・野津院

一 白杵庄之内二ヶ所 (大野郡) 一 野津院之内六ヶ所 (五九)

佐賀郷・高田庄

一 佐賀郷之内三ヶ所 (海部郡) 一 高田庄之内三ヶ所 (大分郡)

大分郡・井田郷

一 大分郡之内一ヶ所 (大野郡) 一 井田郷之内一ヶ所 (直入郡)

朽網郷

一 朽網郷之内一ヶ所

合十六ヶ所、内十五ヶ所御書出有之、壹ヶ所ハ手前書付計、

豊前之内八ヶ所御書出紛失、役人中書付有之、

一 京都郡之内二ヶ所 一 築城郡之内六ヶ所

筑後之内 御書出有之、所付紛失、

一 竹野郡之内 一ヶ所

筑前之内 御書出有之、所付紛失、

一 野間口 (那珂郡) 一ヶ所 一 博多之内

肥後之内、書出有之、所付紛失、

一 不知 (マ) 所一ヶ所十町ト斗有、別紙所付紛失、

○年未詳。天正十五年頃カ。

二六 大友義統跡目安堵狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

「(包紙ウハ書)
薬師寺羈龜殿

義統」

(端裏切封)
「(墨引)」

父兵庫助統直跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(大友)
義統(花押)

三月十四日

薬師寺羈龜殿

○内容ハ二七〇号(天正十五年八月十三日)以後ノモノナリ。然ルニ義統花押ハ天正三ノ七年頃ノモノ。今内
容ニヨリコ、ニ掲グ。

二七 津久見山城某書狀

○清原宜雄所蔵文書
大分県史料二五

津久見

「(包紙ウハ書)

福嶋御鹽焼大夫様

参人々御中

白 杵 莊

山城」

豊後津久見之

白 杵 莊

〔端裏切封〕
〔墨引〕

三九二

參宮ノ時申ス

三種ヲ贈ラレシ
ヲ謝シ 白布一端
ヲ送ル

追而申上候、小僧同前ニ申上候、必參宮仕候時分、可申上候、此中之念願いたし候之閒、何様
以參宮之時分、可申上候、已上、

御書被下候、忝奉存候、就遠國ニ從是社、不申上候之處ニ、三種被下候、結句めいゝニ、色々令
拜領候之事、忝通申上候、自是も^(些)左少ニ候へ共、白布壹端御神宮に上申候、壹端者貴様ニ上申候、
せうふん之儀に候へ共、申上候、必々參宮仕候之時、可申上候、我等子にて候者、きのへ申之年に
て御座候、彌々御きねん頼上申候、恐惶謹言、

三月廿七日

ふんどつくミ
山城

福嶋御鹽燒大夫様人々御中

二六 安次書狀^(紙切)

○安東文書
大分県史料一〇

題目ハ白杵ニ狀
ヲ下サレタシ

かへすゝ申候、我等參度候へ共、爰元切錢彼是濟々候之條、致無音候、ゝゝ、
態令啓上候、仍此閒者、致參上候て、別而御懇ニ得貴意候、忝存候、殊題目之儀、至曰杵ニ、こ
まゝ御狀ヲ被遣候て、可被下候、以御取合、睨被成御分別、奉頼申上候、依御到來者、致祇候、
忝之段ヲ可申上候、菟角我等事者、御貴殿之可爲御下知次第候、頼申上候、恐惶謹言、

十月十日

安 次^(花押)

古庄道任

古庄道任老樣

參

人々御中

森山題目

白杵召寄セノ上
湯誓・火誓ニテ
閉目アルベシ

三七九 古庄道任書狀

○安東文書
大分県史料一〇

尙々爰許相閉目無緩候、訴人之儀もや候すると、申ゐるまでに候、念大形^(マ、)ニ候、以上、

任幸便令啓上候、仍森山題目之儀、至富來召寄、初中終相閉目候處、彼者申上候間、右之題目、
努々不存寄儀候、さてハ於方角處共、又ハ白杵召寄られ候而も、湯誓・火誓なりとも、如何躰ニも
被成御閉目、以其上、我等無沙汰なきところ、被聞召分候者、可忝候、乍勿論、證人於有之者、幸
ニ候段、深重申事候、先々承分ハ、少もとゝこほりなく候、乍去先以誓斷狀相調、懸御目候、於御
分別ハ、我等爰許へ逗留中、□預御一通候者、可目出候、一ツハ我等も外聞ニ而、可然御分別、不
申及候、尤細々申入度候へハ、今日富來之様ニ罷越候條、至鎮方、細々御物語申候條、定而可被仰
達候、爰許念をつかい候事、無緩候、何さますしく申候、同ハ彼一通のうへを以、於一着ハ所仰
候、子細猶方可被仰達候、恐惶謹言、

十月十日

(奥切封ウハ書)

(墨引)

彦右入

(古庄道任)
通任(花押)
(道ノ誤ナラン)

白杵莊

白 杵 莊

三九四

一 閑公

まいる 人々御申給へ

通^{（遣ふ）}任

二六〇 羈原長助書狀^{（紙切）}

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

^{（包紙ウハ書）}

一伊勢國

福嶋御鹽焼大夫殿

豐後國津久見村關伽

羈原和泉守

津久見村關伽

參

^{（小貼紙（些））}

「追而左少候へ共、鳥目十疋進入候、恐入候、」

^{（端裏切封）}

一（墨引）

御被阿種ヲ謝ス

不実ノ仁使トシ
テ下着

雖遠國之儀候、被聞召及、預御書音候、畏入候、殊更 御祓并兩種得貴意候、忝候、毎々爲御使、

不實之仁下著候、自今已後者、相應之儀候者、彼爲書判之先、可令啓達候、恐々謹言、

十一月八日

長^{（羈原）}助^{（花押）}

伊勢國

福嶋御鹽焼大夫殿

御報

二六一 遊月・紹甫連署書狀案

○安東文書
大分県史料一〇

森山の題目

貴札委細令拜見候、森山題目之事、先日蒙仰之條、御使至大津山方令推參候、兩人無別儀之昧、淵

底之御事ニ候、然者一閑(古庄)さま森山申表之起請文、書狀被成候、披見、以其旨郷中有様之沙汰可申之由、内意候、此旨ヲ申候處ニ、結句兩下代森山同前ニ、可罷出之由蒙仰候、閑公(一閑)・任公(道任)不存撫前之條、御下知次第、早々可罷出覺悟候、森山事同前ニ可下給事、不及申候、恐々、

天正十六十一ノ十二(一)

紹甫

古彦ふるひこ右入殿へ

遊月

御返事 案文

二六三 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

略 ○首

天正十六年九月十日
豊後曰杵庄しはお 白杵右京進殿御代參ニ長助
(芝尾)

略 ○中

天正十七年三月三日
豊後曰杵よこはま 宗理右衛門殿 孫三郎殿
(横形) (甚左方)

略 ○中

天正十七年三月十七日
豊後曰杵かいそい町佐田殿内
(海老)

石井彌七郎殿

天正十七年三月十六日
豊後曰杵 道慶与三郎殿

略 ○中

天正十七年卯月三日
豊後曰杵唐人町 吉衛門尉殿

善左衛門尉殿 新左衛門尉殿 彌十殿

又右衛門尉殿 同内方 主計殿御内方
助二郎殿 宗三郎殿

略 ○中

天正十七年卯月十日
豊後曰杵市 彦左衛門尉殿 甚五郎殿

略 ○中

天正十七年七月二日
豊後曰杵 かいそへ町 源左衛門尉殿
(又) まつきの佐藤久助殿 かいそへ町まつ田七郎殿

岩崎又二郎殿

略 ○中

天正十七年七月十三日
豊後曰杵つくミ福浦之さと
(津久見)

性福庵 同宿郷 田善衛門尉殿 工藤三郎衛門尉殿

高木善助殿 尾崎市衛門尉殿

略 ○中

天正十七年七月日
豊後曰杵しはお いたのぬい殿 ひら川孫三郎殿
(芝尾)

略 ○中

天正十七年十一月五日
、豐後國曰杵庄はそ村一人姫野大覺殿

(大在ノ殿カ)

略 ○中

天正十八年二月十五日
、豐後曰杵かいそい衆二人 孫左衛門殿
二 郎左衛門殿

略 ○中

天正十八年三月十七日
、豐後曰杵衆六人

(兵) はまの町彦四郎殿 唐人町計屋與三左衛門殿

(横) よこ町竹内雅樂助殿 かけや林清左衛門殿

かけや金山左京助殿 唐人町矢野百衛門殿

略 ○中

天正十八年卯月十七日
、豐後曰杵衆三人つれ

(横) よこ町彦三郎殿

(兵) はまの町 源三郎殿 同御内かた

略 ○中

天正十八年七月三日
、豐後曰杵衆七人つれ

一尺屋 丸尾左馬助殿 一尺屋 井深與一殿

白杵 莊

(下ノ江) したね渡邊甚助殿 したね 平松市衛門殿

したね渡邊清九郎殿 したね 清四郎殿

坂川地之内川崎市之丞殿

天正十八年七月十三日
、豐後國曰杵庄かゝめ村染屋彌四郎殿、只一人

略 ○中

天正十八年七月十九日
、豐後曰杵よこはましゆ五人つれ

(佐賀衆) 鹽月主計頭殿 宗九郎三郎殿 同宗九郎二郎殿

(きよ) 清松勘助殿 佐藤善五郎殿 これ海藏寺門前也、

略 ○中

天正十八年八月十一日
、豐後曰杵きおんのす

(下關) 幸野理右衛門殿 同さかのせきしゆ三人

したせきの喜右衛門殿 宮大郎殿 宮松殿

略 ○中

天正十八年十月十六日
、豐後曰杵衆二人つれ

ようこはまの新助殿 とうじんまち 助五郎殿

略 ○中

天正十九年正月卅日
、豐後曰杵かいそいしゆ三人

吉田與三左衛門殿 渡邊^{わたなべ}加衛門殿

天正十九年二月一日
、豐後曰杵市之しゆ三人

吉田與助殿
高崎甚助殿 同源四郎殿 又三郎殿

天正十九年三月十一日
、豐後曰杵かいそい矢野新二郎殿一人

天正十九年三月十三日
、豐後曰杵かいそい之内しゆ二人

木付右近丞殿 同御とも矢野勘之丞殿

天正十九年四月十五日
、豐後曰杵唐人町しゆ八人つれ

松井善右兵衛尉殿 左衛門二郎殿

曰杵右京亮殿御代官参り、御狀参り候、

金大郎殿 甚左衛門殿 くそく屋善左衛門殿

林唐山 同御ともの人甚三郎殿

天正十九年四月十六日
、豐後曰杵唐人町衆六人つれ

二奇^{にき} 善介殿 彌右衛門殿 同御女中 平之内

天正十九年四月廿八日
、豐後曰杵 若林久内殿 御とも善九郎殿

天正十九年五月廿日
、豐後曰杵かいそいしゆ二人

とまり助藏殿 同源三郎殿

天正十九年六月廿六日
、豐後曰杵衆五人つれ

大橋寺 善教房 同小人宮菊殿 三里帶刀助殿

古賀大藏丞殿 與三郎殿

天正十九年六月廿八日
、豐後曰杵ひ□な中野しゆ二人

寺嶋大學助殿 御とも甚十郎殿

天正十九年七月二日
、豐後曰杵庄かいそへしゆ一人川村三郎殿

○下略。曰杵莊關係部分ノミヲ抄出ス。莊外者若干混入ス。

二六三 豐臣秀吉朱印狀

○五条氏文書
大分県史料一二

大仏油蠟調製ノ
賞トシテ國役ヲ
免除シ屋敷ヲ扶
助ス

(京都方広寺)
大佛油蠟早速造立之段、神妙思食候、然者御負物之儀、雖被仰付、尙以爲御褒美、國役被成御免除候、并居屋敷被加 御扶助候、可得其意候也、

(天正十七年カ)
八月九日

(豊臣秀吉)
(朱印)

陳元明

○陳元明ハ二八四・三〇四号及ビ三〇八号「豊後国海辺郡臼杵庄御檢地帳 惣町屋鋪」参照。五条氏文書所藏者五條武弘氏ハ南海部郡弥生町ニ居住ス。五条氏ノ旧姓ハ陳氏ナリ。

二八四 大友吉統判物(紙折)

○五条氏文書
大分県史料一二

(端裏ウハ書)
「陳元明」

(京都方広寺)
其方事、大佛油蠟爲調、兩度上洛辛勞感入候、然者、國役免許居屋敷八間半扶助之事、任 御朱印之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(天正十七年)
九月六日

(大友)
吉統(花押)

陳元明

臼杵莊

大仏油蠟調製ノ
兩度上洛ノ賞ト
シテ國役免除及
居屋敷扶助ノ事
ヲ施行ス

二八五 大友吉統書狀

○岡部忠右衛門文書
萩藩潤閣録二

吉統上京シ豊臣
秀吉ニ謁ス

小田原征伐ニ出
陣ヲ命ゼラル、
場合ハ馳走ス

津久見ノ船

府内學林曰杵修
練所破壊サル

前六令着岸、十六日被成御對面、御氣色能候間満足候、仍至東國御出馬、來三月朔日相澄候、出張
之儀於被仰付は、可致馳走候、さ候て本船之上道具無之候、一閑申談、以人別之銀誘肝要候、かゝら
まゝりそんし候ハ、つゝませも可被申候、釘よゝく候ハ、地鐵ヲ奥之番衆へ申候て、田畑左近
允申合、釘をさゝせへく候、綱錠方々へ可被申付候、兵糧舟ニ可申候間、さのミ結構なく候共、物
つよく可被誘候、津久見之舟も誘之段、小原右馬助へ可被申候、聊不可有油斷之儀候、恐々謹言、

(天正十七年)
十二月十九日

(鎮座)
岡部佐渡守殿

(大友義統)
吉 統 判

二八六 一五八九〜九〇(天正十七
十八)年日本および中國についての書簡

豊後の國のキリスト教徒について、

○上
略

○イエズス会の通信
大分県史料一四

府内の學林も曰杵の修練所(Probatio)も、一切合切が破壊され略奪されました。この豊後の國

宗麟ノ死ト嗣子
義統ノ無能

宗麟白杵ノ町ノ
復興ニ努力

再び火事発生

にある、その他すべての駐在所 (maison) や傳道所 (residence) も同様でした。この國に住む人々はこの戦いを深く悲しみ心を痛め、牢獄にこもることくにして門戸を閉ざして引きこもりました。ある者はこうしてこの國にとどまりましたが、ある者は行方知れずとなり、さらにある者は諸方へ散って行きました。そしてさらに、これはこの戦にたよる荒廢の後からのことですが、戦いにはつきものの結果である疫病と飢饉とが、あまねく擴がったのであります。

しかしながら、我々にとっては尙一層悪い事態が、まさにこれと時を同じくして重ねて發生したのです。それは敬虔なるキリスト教徒にして老聖者、フランソワ王が亡くなったことでした。國中

はこのことを深く悲しみ、國はなりゆきのまゝに荒廢し且つは衰亡して行つたのです。しかも王の嗣子は生來機略の才に乏しく、このような狀態の國を統治するのに必要な經驗もなく、○中略

老王は、白杵の町を再建するために非常な努力をされました。この町は先年の戦いによって燒け、すべてが薩摩の軍勢によって破壊されていたので、王はかの暴逆なる大名達および民衆達に命じて、この町にこれらの人々の家を建てて、この地を繁榮させようとされたのです。この町はこの國の中心地なのです。ところがその途中で、中心街の一つにあった或る貧民の小屋から火が發したのです。

火は折からの激しい突風にあおられて町から町へと燃え擴がり、燃えるに適さぬもののないといった有様で（日本では建物は、極めて美麗で豪華に建てられるとはいえ、木造建築なのです）、白杵の町の大部分を燃やし盡しました。しかも注目すべき、かつ驚くべきことは、城は町からかなり

白杵城内焼亡

白杵ノ火災ハ義
統ノ行動ニ對ス
ル天罰ナリ

弟紀太郎跡目ヲ
安堵ス

離れそして隔絶していて、周囲は海で囲まれ、天然の岩石の上に極めて高くそびえており、町からこの城砦へ入るにはたった一つの狭い小道しかなかったにも拘らず、火は（あたかも神の正しき裁きの御手によって導かれたかのように）城砦の内部に迄燃え擴がり、周囲の家々を燃やし盡したのと同様に激しく燃え上り、遂には、かつて五つの國の領主であつたフランソワ王が建造された偉大にして豪華な居所をなめつくすに至つたのです。火を消し止めることも、いかなる手段を講ずることも不可能でした。しかも烈しい突風に吹きおこされて、火災はあちらまたこちらと飛び擴がり、中におられた王妃とその御家族の身を守ること、極めて難かしい程だったので。かくして全宮殿は炎になめ盡され、何一つ完全な形をとどめるものはなく、救われたものもありませんでした。

この事件は王が城におられぬ時に起つたのです。また極めて明白なことは、王がかの暴逆なる大名達とあまりにも輕々しく行動を共にされたことに對する罪として、我らが主が、これだけの刑罪を課せられたということです。○下略

二七 大友吉統跡目安堵狀

○野間文書
増補訂正編年大友史料二八

舍弟紀太郎跡目之事、任讓之旨、領掌不可有相違候、然者、久光半郎（マ）以妻令、奉公肝要候、恐々謹言、

（天正十八年頃）
五月六日

（大友）
吉統（花押）

本田大夫妻

二六 臼杵莊一萬田八郎領田畠注文

○一萬田文書
大分県史料一三

(端裏書)
「一萬田八郎領」

臼杵庄 一萬田八郎領

臼杵莊一萬田八郎領田畠ヲ注ス

一田地合貳町五反大七拾六步

一畠地合壹町六段大九拾貳步

右、田畠合四町貳反大六拾八步

右之外、

下ノ下

畠地貳反拾八步

荒不

畠地壹反拾八步

天正拾八年

十月二日

臼杵四郎左衛門尉
鎮理(花押)

二九 臼杵莊津久見村藥師寺兵庫助領田畠注文

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏ウハ書)
「一藥師寺兵庫助殿」

臼杵莊

白杵 莊

(白杵莊)

津久見村

藥師寺兵庫助

津久見村藥師寺
兵庫助領田畠ヲ
注ス

一田地合壹町六十六步

一畠地合九段小四十步

右、田畠合壹町九段大六步

右之外ニ、

下ノ下

畠地貳反四拾貳步

天正拾八年

十月二日

白杵四郎左衛門尉

鎮理(黒印)

二九〇 白杵莊津久見村藥師寺孫次郎領田畠注文

○藥師寺文書
大分県史料一二

白杵 庄

津久見

藥師寺孫次郎領

白杵莊藥師寺孫
次郎領田畠ヲ注
ス

一田地合壹反大四步

天正拾八年

十月三日

白杵四郎左衛門尉

鎮理(黒印)

二九一 白杵莊津久見村藥師寺與一領田畠注文

○藥師寺文書
大分県史料一二

津久見村藥師寺

(白杵莊)
津久見村

藥師寺與市領

与市領田畠ヲ注
ス

一田地合壹町八段四拾貳步

一畠地合壹町壹反小七拾步

右、田畠合貳町九段大拾貳步

右之外ニ、

下ノ下

畠地八段卅八步

荒不

田地大四拾六步

天正拾八年

十月三日

臼杵四郎左衛門尉
鎮理（黒印）

三九三 津久見尙清書狀

○朝見八幡社文書
大分県史料一一

（包紙ウハ書）

「

津久見備中守

津久見尙清

伊勢宮福嶋御鹽焼大夫殿

御報

尙清

（端書切封）
「（墨引）」

祈念ノ被筥及ビ
土産ヲ謝ス

御祈念之御被筥、別而崇敬之至候、殊千咆・扇子一本・小刀、御芳志快然候、將又任現來、白布五端
令進之候、猶期後音之時候、恐々謹言、

十一月廿七日

（津久見）
尙清（花押）

伊勢宮福嶋御鹽焼大夫殿

御報

臼杵莊

二九三 深田滿月寺増舜書狀(紙切)

○清原宜雄所藏文書
大分県史料二五

深田滿月寺増舜

「(包紙ウハ書)
深田より

滿月寺

福嶋御鹽燒大夫殿

御報

増舜

「(端裏切封)
「(墨引)」

祈念ノ五明等ヲ
謝シ二十疋ヲ送
ル

於 御神前御祈念之由、御憑敷存候、隨而五明壹本・帶一筋、被懸御意候、遠方之御芳志難謝候、
自是茂、貳十足表微志候、猶至御使者巨細申述候、定而可有演說候、恐々謹言、

十二月廿日

増舜(花押)

福嶋御鹽燒大夫殿

御報

二九四 大友吉統掟書

○大友松野文書
大分県史料二五

(大友吉統)
(花押)

掟

金銀等請取算用
スベシ

一金銀米錢肴炭薪鹽味已下、到來刻、三人請取置、萬事入用次第、以算用可差渡事、付定夫裁判不
可有緩事、

風呂一月六度

堪忍衆手洗ハ水

使者ノ路錢ハ下
知ノ外渡スベカ
ラズ

臼杵右京亮

八朔祝儀ヲ謝ス

一風呂一月六度、但於客來者、不及其定、三人之被官を相そへ、水・木・さう地等堅可申付事、
一家具并樽肴菓子已下、宗味一人江被申付、到來遣方可付記事、

一下行人於無足之輩者、上下二人少分たり共、扶持人にをひてハ、其身はかりの覺悟米可渡事、

一夜白堪忍之衆てうつハ、水に可定事、

一いさかの(手洗)かひ物等、誰にて申いたし候共、代さための儀、三人以糺明可遣事、

一方々へ使往反之刻、路錢等下知之外、わたすへからさる事、

已上

右條々、堅固にとり沙汰あるへし、萬一於未斷者、至三人可申閑目もの也、仍如件、

天正十九年五月一日

富來作右衛門尉殿

竹田津志广守殿

臼杵右京亮殿

二九五 大友吉統書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

爲八朔之儀、三種送給候、祝著候、恐々謹言、

臼杵莊

白杵莊

(天正十九年カ)

八月一日

藥師寺與市殿

○年代推定ハ花押ニヨル。

二九六 白杵莊一萬田八郎領段米徴符

○一萬田文書
大分県史料一三

(端妻書)

「一萬田八郎領」

海部郡御段米

白杵庄

一田壹町八段壹畝

一畠壹町五段壹畝

田壹反ニ米壹斗宛 舛京場

畠三反ニ米壹斗宛 同

(白杵)

右之前、十月十五日於祇蘭洲、可有勘渡者也、

天正十九年十月一日

(田原) 親家(裏黒印)

一萬田八郎領段
米ヲ十五日以前
祇蘭洲ニテ勘渡
セシム

京場舛

祇蘭洲

二九七 白杵莊津久見村藥師寺與市郎段米徵符

○藥師寺文書
大分県史料一二

海部郡御段米

藥師寺與市領段
米ヲ勘渡セシム

（鎮實）
藥師寺與市領

津久見村

一田三町壹反七畝卅步

一畠四町三反六畝

田壹反ニ米一斗宛并京場

畠三反ニ米一斗宛同

（白杵）
右之前、十月十五日於祇園洲、可有勘渡者也、

天正十九年十月一日

（田原）
親家（裏黒印）

（別紙切紙）
「藥師寺與市領」

二九八 大友義延跡目安堵狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

（端裏切封）
「（墨引）」

父鎮貞跡目ヲ安

父與市鎮貞跡目之事、任相續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

白杵莊

堵ス

白杵 莊

十二月十八日

藥師寺龜羈殿

義延(大友)
(花押)

四一〇

二九 豐後國志

安養寺(海部郡仏寺項)

在白杵莊市濱村、不知其創、大友宗麟信
耶蘇之日寺廢、太田重正命僧慶念再興、

○当寺ニハ、僧慶念ノ朝鮮出兵從軍記『朝鮮日々記』アリ。

三〇〇 白杵鎮定書狀(折紙)

○白杵文書
大分県史料一三

以上

高麗渡海辛勞ニ
付平清水七貫文
ヲ預ク

理右衛門尉事、不思安之儀とも候、無是非存候へとも、親類之事に候間、人口をかへり見す、同心
申候、この高麗ニ供申候間、一入辛勞仕候者、其方へひらそうつ七貫分之事、可預進之候、万書
にて候者ニ申置候あひた、不能重筆候、恐々謹言、

二月十八日

右京亮

定(花押)
(白杵鎮定)

熊壽との
まいる
申給へ

三〇一 大友吉統書狀

○岡部忠右衛門文書
萩藩閥閥録二

船ヲ沖ノ浜・佐賀關・家嶋ニ各一雙遣シ置ク

如存知船數多候、臼杵へ候てハ、すりたても成開敷候間、おきのほまへ壹艘、^(佐賀郡)佐賀關へ壹艘、^(高田莊)家嶋へ壹艘可遣置候、此由親家・^(田原)壽仙談合候て、則可遣候、無申迄候へ共、日覆又はすりたてなと、不可有油斷之由、可被申候、臼杵へ召置候分、日々見舞可有裁判候、恐々謹言、

卯月三日

^(大友)吉統判

岡部佐渡守殿

三〇二 臼杵鎮生知行預ケ狀^(折紙)

○臼杵文書
大分県史料一三

連々奉公辛勞之條、^(臼杵市平清水)平早津七貫分之事、預進之候、可有知行候、恐々謹言、

九月一日

^(右京亮)鎮生^(臼杵)統判^(花押)

連々奉行ノ辛勞ヲ賞シ平早津七貫分ヲ預ケ

^(折返裏ウハ書)「理右衛門尉殿」

○「増補訂正編年大友史料」二八ハ、差出所ヲ「鎮定」トセリ。「藤原姓臼杵氏系図」(付録二)ニヨレバ、鎮定ハ鎮生ノ父、共ニ官途ハ「右京亮」ナルモ、「元龜元庚午四月十日卒」トアリ。但シ三〇七号ニハ臼杵鎮定ノ署名アリ。疑ヲ存シ、今後ノ検討ヲ期ス。

臼杵莊

三〇三 豐臣秀吉朱印狀

○日向伊東文書
日向古文書集成

○（文祿二年カ）六月廿日。「佐賀郷史料」一五三号ニ収ム。本文省略。豊後国蔵入ノ事、及ビ通走百姓還住ノ事ニ係ル。

三〇四 山口宗永判物（折紙）

○五条氏文書
大分県史料一二

大仏油蠟調製ノ
賞トシテ国役及
屋敷年貢ヲ免除
ス

（京師方広寺）
大佛油蠟造立之儀付而、任 御朱印之旨、國役并當屋敷御年貢四斗八舛之事、差除之候條、可成其
意候也、

文貳

壬九月十六日

山口玄蕃頭
宗 永（花押）

陳元明

○二八三・二八四・三〇八号参照。山口宗永ハ、豊後国檢地奉行ナリ。

三〇五 白杵莊津久見村解脫寺領差出

○解脫寺文書
大分県史料一二

津久見村

寺領畠地居屋敷
ノ差出ヲ提出ス

解脫寺領差出之事、

合田地壹町五段大

畠地八段大

居屋敷一ヶ所

右、知行無相違寺納候、若一粒一錢於虛言者、日本國中大小神祇、殊者當寺本尊開山御爵、可罷蒙者也、仍如件、

文祿貳年潤九月十五日

德芳（花押）

山口玄蕃頭殿
（宗丞）

三〇六 白杵莊津久見村朝日寺領差出

○解脫寺文書
大分県史料一二

海部郡之内津久見村

朝日寺当知行ノ
得分ヲ申告ス

朝日寺差出之事、

一米拾九石貳斗八舛

一鹽濱かり屋二閒納鹽卅俵

右、當知行無相違寺納候、若一粒一錢於虛言者、日本國中大小之神祇、殊當寺本尊御爵、可罷蒙者也、仍如件、

白杵莊

文祿貳年潤九月十五日

德 芳（花押）

山口玄番頭殿
（宗永）

三〇七 岐部一達・竹田津一木・白杵鎮定連署起請文

○大友家文書錄
大分県史料三四

再拜々々敬白起請文之事、

下知ノ旨ニ違背
セズ

一萬事 御下知之旨、聊不可致違背候事、

御供ニツキテハ
自他共ニ用捨ナ
ク一切取次セズ

一今度如此致御供儀候條、彌先立正路、不構表裏、自他共ニ無用捨、最肩・無理非分之儀、一切取次申聞敷候、就中御爲ニ可罷成者、不云仁不肖、閣私之狐疑^{（マ、）}、憲法之御取合、不存別儀候、自然

非道之儀、片口ニ被聞召、被仰出候者、雖不相叶 御氣色候、推參可申上候事、

三人間ノ儀ハ何
レモ一致シテ奉
公ヲ心懸ク

一三人間之儀者、不申御供衆中、何茂一致ニ申談、□奉公之心懸不存緩疎候、雖然向後以一雅意、非^{（カ）}□之儀、申出仁共候者、不可致一味候、若此上於□中不和之儀、又者奉對 公儀、構無思慮

之由、□及候者、早速被 仰聞、邪正堅固ニ可被□ 事、

□ 不云善惡、承出次第、可遂□

□ 万事御密□

□ 候事、

□ 其外於傍輩中茂、讒者申亂仁候□

□ 後^{（カ）}加助言、猶以無承引候者、可達 上聞

□ 事、

何レモ牢々ノ身

一此節之儀、何様今生後生共ニ、無二可致御屈□□不存餘儀候、自然御奉公方ニ付而、油斷之儀御□□候する者、何茂罕々事候條、每事依不如意之仕□□不心底緩疎之様、可有之候、曾而私曲有聞敷候、□□様之折節者、何時茂以御分別、可被成 御宥免候事、カ

已上、

右之條々、雖爲一事、令違犯、於僞申者、

午王之裏有
神文今畧之、

文祿貳年十月十六日

進上

岐部左近入道

竹田津志摩入道

白杵右京亮

鎖

達判在

木

定

□□

□□

白杵莊

白杵莊

三八 豐後國海邊郡白杵莊御檢地帳寫

○渡辺澄夫藏
大分県史料一九

(表紙表題)

文錄^(つゝ) 貳年

豐後國海邊郡白杵莊御檢地帳

惣町屋鋪

山口玄番帳寫^(やゝ)

白杵唐人町

屋敷	貳拾八分	壹斗三升壹合	宗 作
屋敷	拾五分	七升	與五郎
屋敷	九分	四升五合	與 治
屋敷	拾貳分	五升六合	掃部助
屋敷	貳拾分	九升三合	彌次郎
屋敷	拾七分	七升九合	彌次郎
屋敷	壹畝七分	壹斗七升三合	雅樂助
屋敷	貳拾八分	壹斗三升壹合	帶 漢
屋敷	壹畝拾分	貳斗	同 人
屋敷	壹畝拾五分	貳斗貳升五合	同 人
屋敷	壹畝貳分	壹斗六升	同 人
屋敷	壹畝六分	壹斗八升	藤右衛門
屋敷 ^(毛脱力)	貳拾分	壹斗五合	作右衛門
屋敷	拾九分	九升五合	孫太郎
屋敷	壹畝拾貳分	貳斗壹升	源 助
屋敷	拾六分	八升	雅樂介
屋敷	貳拾壹分	壹斗五合	善三郎

屋敷	壹畝三分	壹斗六升五合	助三郎
屋敷	壹畝拾貳分	貳斗壹升	源次郎
屋敷	三畝廿五分	六斗壹升	大佛 しつゝい御免 德鳳
屋敷	壹畝壹分	壹斗六升五合	惣五郎
屋敷	壹畝壹分	壹斗六升五合	作右衛門
屋敷	壹畝四分	壹斗八升壹合	大佛 しつゝい御免 元明
屋敷	壹畝壹步	壹斗六升五合	國信
屋敷	四畝貳拾七步	七斗八升四合	源次郎
屋敷	貳畝六步	三斗五升貳合	大佛 しつゝい御免 九右衛門
屋敷	壹畝貳拾九步	三斗壹升五合	三官
屋敷	貳拾貳步	壹斗壹升八合	虎姿
屋敷	壹畝拾步	貳斗壹升三合	喜三郎
屋敷	壹畝廿七步	三斗四合	平吉
屋敷	壹畝拾步	貳斗壹升三合	半右衛門
屋敷	壹畝拾八步	貳斗五升六合	四郎
屋敷	拾五步	八升	善兵衛
屋敷	壹畝	壹斗六升	同人
屋敷	壹畝拾貳步	貳斗貳升四合	與三左衛門

白杵莊

屋敷	貳拾壹步	壹斗壹升貳合	七郎兵衛
屋敷	貳拾壹步	壹斗壹升貳合	又左衛門
屋敷	壹畝拾九步	貳斗六升壹合	金太郎
屋敷	壹畝拾貳步	貳斗貳升四合	新左衛門
屋敷	壹畝六步	壹斗九升貳合	了閑
屋敷	貳拾五步	壹斗三升三合	善助
屋敷	貳畝九步	三斗六升八合	新齋 （カ）
屋敷	壹畝壹步	壹斗壹升貳合	善左衛門
屋敷	貳拾壹步	壹斗壹升貳合	源三
屋敷	拾九步	壹斗四合	大佛 しつゝい御免 平湖
屋敷	貳拾步	壹斗七合	善助
屋敷	拾貳步	六升六合	五郎兵衛
屋敷	拾四步	七升五合	與三五郎
屋敷	拾四步	七升五合	新四郎
屋敷	貳拾步	壹斗七合	與助
屋敷	壹畝貳拾步	貳斗六升七合	市左衛門
屋敷	壹畝貳步	壹斗七升貳合	彌三郎

四一七

白杵莊

屋敷	貳畝	三斗貳升	九右衛門
屋敷	壹畝六步	壹斗九升貳合	惣次郎
屋敷	壹畝 ^(六九) 八步	壹斗九升貳合	善兵衛
屋敷	壹畝貳拾九步	貳斗九升五合	助右衛門
屋敷	貳畝拾貳步	三斗六升	惣二郎
屋敷	貳拾四步	壹斗貳升	大佛しづい御宛 元明
屋敷	貳拾步	壹斗	同人
屋敷	拾六步	八升五合	同人
屋敷	壹畝六步	壹斗八升	宗徳
屋敷	壹畝三步	壹斗六升五合	四郎左衛門
屋敷	拾壹步	五升壹合	二高
屋敷	拾四步	六升六合	四郎左衛門
屋敷	拾七步	八升貳合	帶漢
屋敷	拾貳步	五升六合	藤右衛門
屋敷	廿四步	壹斗壹升貳合	太郎左衛門
屋敷	廿四步	壹斗壹升貳合	源左衛門
屋敷	壹畝	壹斗四升	惣三
屋敷	拾八步	八升四合	源左衛門

屋敷	拾八步	八升四合	善三郎
屋敷	拾五步	七升	又左衛門
合拾貳石三斗五升七合			
白杵疊屋町			
屋敷	三畝貳拾貳步	四斗四升八合	理右衛門
屋敷	貳畝壹步	貳斗四升四合	道心
屋敷	五畝拾步	六斗三升九合	善助
屋敷	拾六步	六升四合	藤左衛門
屋敷	六步	貳升四合	新二郎
屋敷	拾八步	七升貳合	玄智
屋敷	拾八步	七升貳合	新左衛門
屋敷	壹畝六步	壹斗四升四合	喜右衛門
屋敷	壹畝貳拾五步	貳斗貳升	九郎兵衛
屋敷	壹畝六步	壹斗四升四合	又右衛門
屋敷	壹畝六步	壹斗四升四合	與次郎
屋敷	壹畝六步	壹斗四升四合	與三郎
屋敷	壹畝拾四步	壹斗七升六合	十右衛門

屋敷	壹畝六步	壹斗四升四合	平右衛門
屋敷	壹畝六步	壹斗四升四合	香 清
屋敷	壹畝拾貳步	壹斗九升六合	孫左衛門
屋敷	五畝四步	六斗壹升九合	重 理
屋敷	壹畝拾步	壹斗八升七合	新七郎
屋敷	貳畝四步	貳斗九升九合	孫右衛門
屋敷	壹畝四步	壹斗九升五合 (五升九合カ)	善 五郎
屋敷	貳拾六步	壹斗貳升壹合	甚 三郎
屋敷	貳畝拾五步	三斗五升	彌右衛門
屋敷	拾八步	八升四合	市右衛門
屋敷	貳畝拾貳步	三斗三升六合	傳左衛門
屋敷	貳畝廿八步	四斗壹升壹合	平左衛門
屋敷	壹畝貳步	壹斗四升九合	藤左衛門
屋敷	壹畝貳步	壹斗四升九合	彦 三郎
屋敷	貳拾四步	壹斗壹升貳合	四郎三郎
屋敷	壹畝廿六步	貳斗四升壹合	甚 三郎
町の裏 畠	貳畝六步	貳斗六升四合	甚 三郎
屋敷	壹畝廿七步	貳斗貳升八合	彦十郎

白 杵 莊

屋敷	壹畝廿壹步	貳斗四合	甚二郎
屋敷	壹畝拾六步	壹斗八升四合	縫殿助
屋敷	壹畝拾六步	壹斗八升四合	甚 助
屋敷	三畝廿九步	四斗七升六合	甚 三郎
屋敷	三畝九步	三斗九升六合	彌三郎
屋敷	壹畝廿八步	貳斗三升貳合	彌四郎
屋敷	貳畝壹步	三斗四升五合 (四升脫カ)	孫右衛門
屋敷	五畝拾步	六斗	藤四郎
屋敷	五畝拾八步	六斗七升貳合	宗 蓮
屋敷	三畝貳步	三斗六升八合	二郎右衛門
屋敷	壹畝貳拾貳步	貳斗八合	源二郎
屋敷	壹畝八步	壹斗五升貳合	む は
屋敷	貳畝廿四步	三斗七升六合 (三ノ誤カ)	傳左衛門
屋敷	四畝貳拾四步	五斗七升六合	同 人
畠 (マ、)以下同	貳畝拾貳步	貳斗八升八合	新左衛門
畠	貳畝四步	貳斗五升六合	主 計
畠	壹畝拾八步	壹斗九升貳合	市右衛門
畠	貳畝	貳斗四升	彌三郎

臼杵莊

四二〇

島 九步 三升六合

同 人

合拾貳石七斗四升九合

臼杵唐人町懸ノ町

屋鋪 (マ、下同) 貳拾貳步 壹斗貳升三合

屋鋪 (歌誤力) 貳拾七步 三斗五升九合

屋鋪 九步 四升八合

屋鋪 拾貳步 六升六合

屋鋪 廿貳步 壹斗壹升七合

屋鋪 拾六步 八升八合

屋鋪 拾六步 八升八合

屋鋪 拾壹步 五升九合

屋鋪 拾三步 七升壹合

屋鋪 七步 三升九合

屋鋪 壹畝廿貳步 貳斗七升七合

屋鋪 貳拾八步 壹斗五升

屋鋪 拾七步 九升壹合

屋鋪 壹畝拾七步 貳斗五升壹合

吉右衛門

新左衛門

同 人

藤三郎

七郎兵衛

善右衛門

市右衛門

內膳

喜右衛門

二郎四郎

善兵衛

同 人

善三郎

清左衛門

屋鋪 拾貳步 六升四合 喜右衛門

屋鋪 拾貳步 六升四合 源丞

屋鋪 六步 三升貳合 藤二郎

屋鋪 拾九步 壹斗壹升 (合ノ誤力) 助兵衛

屋鋪 六步 三升貳合 藤三郎

屋鋪 拾四步 七升五合 彦四郎

屋鋪 拾壹步 六升壹合 彦左衛門

屋鋪 拾步 五升六合 縫殿助

屋鋪 九步 五升壹合 彌左衛門

屋鋪 拾五步 八升 源左衛門

屋鋪 拾四步 七升六合 惣二郎

屋鋪 拾五步 八升 新十郎

屋鋪 廿四步 壹斗貳升八合 甚助

屋鋪 壹畝拾五步 貳斗四升 同人

屋鋪 八畝拾六步 壹石三斗六升五合 式部

屋鋪 壹畝拾貳步 貳斗貳升四合 與助

屋鋪 三畝八步 五斗貳升三合 市六

屋鋪 貳畝拾七步 四斗壹升壹合 與助

屋鋪	六畝拾六步	壹石四斗五合	左近
屋鋪	四畝	六斗四升	又三郎
屋鋪	壹反六畝	貳石五斗六升	宗悅
屋鋪	三反拾步	四石八斗五升三合	同人
屋鋪	三畝拾貳步	五斗四升四合	同人
屋鋪	貳畝	三斗貳升	紹和
屋鋪	壹畝貳拾四步	貳斗八升八合	孫兵衛
屋鋪	貳畝拾步	三斗七升三合	太郎次郎
屋鋪	貳畝四步	三斗四升壹合	宗悅
屋鋪	貳拾四步	壹斗貳升八合	仁三郎
屋鋪	貳畝拾貳步	三斗八升四合	同人
屋鋪	壹畝六步	壹斗九升貳合	理右衛門
屋鋪	壹畝	壹斗六升	又左衛門
屋鋪	貳拾四步	壹斗貳升八合	仁助
屋鋪	拾貳步	六升四合	甚四郎
屋鋪	拾貳步	六升四合	同人
屋鋪	拾貳步	六升四合	與二郎
屋鋪	九步	四升八合	平直

白杵莊

屋鋪	拾八步	九升六合	市右衛門
屋鋪	拾八步	九升六合	三位
屋鋪	拾八步	九升六合	與三五郎
屋鋪	壹畝拾貳步	貳斗貳升四合	平四郎
屋鋪	壹畝拾九步	貳斗六升壹合	彌兵衛
屋鋪	壹反	壹石六斗	宗悅
屋鋪	五反五畝	八石八斗	同人
屋鋪	三反壹畝五步 (十脱力)	五石四斗 (升ノ誤力)	九和
合三拾三石九斗八合			
白杵海添中町			
屋敷	壹畝三步	壹斗貳升壹合	新助
屋敷	壹畝廿貳步	壹斗九升壹合	善左衛門
屋敷	壹畝九步	壹斗四升三合	彌次郎
屋敷	壹畝六步	壹斗三升貳合	內藏助
屋敷	壹畝九步	壹斗四升三合	七郎
屋敷	壹畝貳拾貳步	壹斗九升壹合	宗三郎
上畠 (A)以下 同	貳畝拾八步	貳斗八升六合	同人

屋敷	五畝六步	五斗七升貳合	內藏助
屋敷	壹畝拾八步	壹斗七升七合	甚助
屋敷	貳畝九步	貳斗五升三合	宗三郎
屋敷	貳畝六步	貳斗四升貳合	新右衛門
屋敷	壹畝拾步	壹斗四升七合	縫殿助
屋敷	三畝六步	三斗五升貳合	孫三郎
下畠 ^(上ノ誤カ)	拾貳步	四升四合	同人
上畠	貳畝廿四步	三斗八合	蓮札
屋敷	四畝拾貳步	四斗八升四合	左京
上畠	三畝拾步	三斗六升七合	宗德
屋敷	壹畝六步	壹斗三升貳合	蓮札
上畠	壹畝貳步	壹斗壹升七合	新十郎
屋敷	壹畝拾步	壹斗四升七合	內記
屋敷	壹畝拾八步	壹斗七升六合	宗德
上畠	貳畝	貳斗貳升	同人
屋敷	壹畝拾八步	壹斗七升六合	縫殿助
上畠	壹畝拾貳步	壹斗五升四合	市左衛門
			勘解由丞

屋敷	壹畝拾八步	壹斗七升六合	彌七郎
上畠	貳畝廿四步	三斗八升 ^(合カ)	祐清
上畠	壹畝拾貳步	壹斗五升四合	次郎四郎
上畠	壹畝廿六步	貳斗五合	宮壽
上畠	壹畝拾八步	壹斗七升六合	又四郎
屋敷	三畝	三斗三升	相助
屋敷	壹畝拾貳步	壹斗五升四合	善左衛門
屋敷	壹畝拾貳步	壹斗四合 ^(五升脱カ)	萬助
屋敷	貳拾六步	九升五合	吉右衛門
屋敷	貳拾六步	九升五合	源四郎
屋敷	壹畝拾八步	壹斗七升六合	宗三郎
屋敷	貳拾六步	九升五合	宗左衛門
屋敷	貳拾六步	九升五合	源左衛門
屋敷	壹畝廿貳步	壹斗九升五合	掃部
中畠	貳畝拾八步	貳斗六升四合	同人
合八石壹斗四升壹合			

白杵横濱町

屋敷	四畝拾歩	六斗六合	市藏
屋敷	三畝廿四歩	五斗貳升貳合 (參ノ誤力)	宗左衛門
屋敷	壹畝廿六歩	貳斗六升壹合	宗三郎
屋敷	貳畝廿四歩	三斗九升貳合	休意
屋敷	貳畝廿四歩	三斗九升貳合	宗右衛門
屋敷	貳畝廿壹歩	三斗七升八合	主水
屋敷	三畝拾八歩 (七ノ誤力)	四斗九升九合	孫兵衛
屋敷	拾貳歩	五升五合	與三兵衛
屋敷	拾貳歩	五升五合	善右衛門
屋敷	壹反貳畝廿四歩	壹石七斗九升貳合	宗太
屋敷	壹畝拾四歩	貳斗五合	源次郎
屋敷	壹畝	壹斗四升	樽屋
屋敷	壹畝廿壹歩	貳斗三升八合	善五郎
屋敷	貳畝八歩	三斗壹升七合	孫七郎
屋敷	壹畝四歩	壹斗五升九合	與三郎
屋敷	壹畝廿壹歩	貳斗三升八合	新右衛門
屋敷	壹畝四歩	壹斗五升九合	與市

白杵莊

屋敷	壹畝廿六歩	貳斗六升壹合	六右衛門
屋敷	壹畝	壹斗四升	主計
屋敷	拾四歩	六升五合	三六
屋敷	拾四歩	六升 (五ノ誤力)	又次郎
屋敷	壹畝拾歩	壹斗八升六合	右馬助
屋敷	壹畝廿貳歩	貳斗四升貳合	大膳
屋敷	三畝五歩	四斗四升三合	主殿助
屋敷	四畝	五斗六升	助太夫
屋敷	六畝	八斗四升	善三郎
屋敷	廿貳歩 (貳畝拾貳歩ノ誤力)	三斗三升五合	善左衛門
屋敷	貳畝拾貳歩	三斗三升五合	九郎兵衛
屋敷	貳畝	貳斗壹升 (八ノ誤力)	又右衛門
屋敷	貳畝貳拾歩	三斗七升三合	正西
屋敷	拾九歩	八升八合	半右衛門
屋敷	貳拾六歩 (マ)	貳斗八合	外記
屋敷	六畝廿八歩	九斗七升	平野屋
屋敷	拾八歩	八升三合	彌三郎
屋敷	拾貳歩 (貳畝貳歩)	三斗三升五合	新十郎

白杵莊

屋敷	八畝拾六步	壹石壹斗九升四合	玄島 (丸)
屋敷	九畝拾步	壹石三斗六合	新右衛門
屋敷	四畝	五斗六升	櫛向
合拾五石貳斗貳合			

白杵吉水小路
庄片町

屋敷	七畝六步	八斗六升四合	新左衛門
島 (マ)下同	貳畝	貳斗四升	彦三郎
屋敷	壹畝拾步	壹斗六升	同人
島	貳畝	貳斗四升	同人
屋敷	壹畝貳拾步	貳斗	九郎兵衛 〔
屋敷	貳拾壹步	八升四合	藤次郎
屋敷	貳畝拾步	貳斗八升	九郎兵衛
島	壹畝拾四步	壹斗七升六合	藤十郎
島	貳畝拾貳步	貳斗八升八合	越後
島	壹畝六步	壹斗四升四合	新十郎
島	貳拾壹步	八升四合	藤次郎 〔
屋敷	拾六步	六升四合	忠五郎

島	貳畝	貳斗四升	同人
屋敷	九畝拾八步	壹石壹斗四升五合	茂助
屋敷	壹畝六步	壹斗四升四合	與左衛門
屋敷	三畝廿貳步	四斗四升八合	細泉
屋敷	壹畝拾貳步	壹斗八升貳合	再童 〔
屋敷	貳拾壹步	九升壹合	左右衛門
屋敷	貳拾四步	壹斗四合	三右衛門
屋敷	貳畝拾貳步	三斗壹升貳合	與助
屋敷	貳拾四步	壹斗四合	市助
屋敷	拾四步	六升壹合	與助
屋敷	壹畝拾八步	貳斗八合	宗清 〔
屋敷	拾四步	六升壹合	與左衛門
屋敷	壹畝	壹斗三升	源助
屋敷	壹畝拾四步	壹斗九升壹合	宗兵衛
屋敷	貳畝四步	貳斗七升七合	彌四郎
屋敷	壹畝廿步	貳斗壹升七合	同人
屋敷	拾四步	六斗壹合	源助 〔
屋敷	拾五步	六升五合	無主

屋敷	八步	三升五合	次兵衛
屋敷	壹反壹畝廿貳步	壹石五斗壹升八合	左兵衛
畠	貳畝	貳斗六升	同人
畠	壹反三畝六步	壹石七斗壹升六合	同人
屋敷	三反壹畝	四石三升	一閑
屋敷	貳畝拾貳步	三斗壹升貳合	法元
屋敷	貳畝拾步	三斗三合	左馬允
畠	貳畝廿步	三斗四升七合	又二郎
合拾五石三斗六升六合			

白杵濱町

屋敷	貳拾四步	壹斗貳升八合	甚右衛門
屋敷	壹畝	壹斗六升	勘助
屋敷	壹畝拾五步	貳斗四升	彦三郎
屋敷	壹畝廿六步	貳斗九升九合	善三郎
屋敷	貳畝廿四步	四斗四升八合	大藏
屋敷	拾貳步	六升四合	千助
屋敷	拾貳步	六升四合	同人

白杵莊

屋敷	拾五步	八升	勘右衛門
屋敷	拾七步	九升	主殿
屋敷	九步	四升八合	林丞
屋敷	拾六步	八升五合	助九郎
屋敷	拾三步	六升九合	助三郎
屋敷	壹畝六步	壹斗九升貳合	善左衛門
屋敷	貳拾步	壹斗七合	惣三郎
屋敷	壹畝拾貳步	壹斗四升四合	新左衛門
屋敷	貳拾七步	壹斗四升四合	與太郎
屋敷	壹畝拾貳步	貳斗貳升四合	二郎右衛門
屋敷	壹畝	壹斗六升	彌三郎
屋敷	壹畝	壹斗六升	四郎右衛門
屋敷	壹畝六步	壹斗九升貳合	與三左衛門
屋敷	壹畝	壹斗六升	市左衛門
屋敷	拾貳步	六升四合	次右衛門
屋敷	壹畝廿七步	三斗四合	彦右衛門
屋敷	壹畝拾五步	貳斗四升	堺鍛冶
屋敷	貳畝七步	三斗五升七合	三郎右衛門

屋敷	壹畝貳步	壹斗七升壹合	彦三郎	屋敷	拾六步	八升五合	甚三郎
屋敷	壹畝廿步	貳斗六升七合	與太郎	屋敷	拾四步 ^(貳力)	六升四合	善左衛門
屋敷	壹畝拾貳步	貳斗貳升七合	三郎次郎	屋敷	九步	四升八合	源助
屋敷	貳畝八步	三斗六升三合	新二郎	屋敷	八步	四升三合	與三五郎
屋敷	壹畝九步	貳斗八合	彌二郎	屋敷	貳畝貳拾步	四斗九升 ^(マ)	源助
屋敷	壹畝	壹斗六升	糸屋	屋敷	貳反三畝拾步	三石七斗三升三合	しよき
屋敷	貳拾七步	壹斗四升四合	主水	屋敷	六畝貳拾八步 ^(貳拾步力)	壹石六升七合	同人
屋敷	貳拾四步	壹斗九升壹合 ^(マ)	又四郎	屋敷	拾三步	六升九合	彦三郎
屋敷	貳拾四步	壹斗九升壹合 ^(マ)	加右衛門	屋敷	拾貳步	六升四合	新三郎
屋敷	拾八步	九升六合	源左衛門	屋敷	拾壹步	五升八合	甚五郎
屋敷	貳拾步	壹斗七合	又右衛門	屋敷	六步	三升貳合	次兵衛
屋敷	貳拾壹步	貳斗貳合 ^(壹升脱力)	木工助	合拾貳石八斗八升七合			
屋敷	貳拾貳步	壹斗壹升八合	主水				
屋敷	三步	壹升六合	後家	白杵菊屋町			
屋敷	壹畝九步	貳斗八合	又左衛門				
屋敷	拾六步	八升五合	市丞	屋敷	貳畝	貳斗六升	千太郎
屋敷	貳拾壹步 ^(貳力)	壹斗壹升貳合	主税	屋敷	壹畝貳拾六步	貳斗四升三合	しやうゑん
屋敷	拾四步	六升四合	又次良	屋敷	貳畝貳拾步	三斗四升七合	宗順

屋敷	貳畝四步	貳斗七升七合
屋敷	壹畝六步	壹斗五升六合
屋敷	貳拾步	貳斗壹升七合
屋敷	貳拾五步 (誤アラン)	三斗七升七合
屋敷	貳拾八步	壹斗貳升貳合
屋敷	壹畝六步 (貳拾貳力)	貳斗四升三合
屋敷	貳畝拾貳步	三斗壹升貳合
屋敷	貳畝拾貳步	三斗壹升貳合
屋敷	貳畝拾貳步	三斗壹升貳合
屋敷	貳畝拾貳步 (拾貳力)	三斗壹升貳合
屋敷	貳畝貳步	三斗壹升貳合
屋敷	三畝六步	四斗壹升六合
屋敷	貳畝八步	貳斗九升六合
屋敷	三畝壹步	三斗九升四合
屋敷	貳畝八步 (壹力)	貳斗九升五合
屋敷	壹畝廿八步 (壹力)	貳斗貳升壹合
屋敷	壹畝廿八步 (壹力)	貳斗貳升壹合
屋敷	貳畝八步	貳斗九升五合

白 杵 莊

左近允	內記	三允	三藏	玄內	監物	新十郎	與三兵衛	甚五郎	孫助	仙藏坊	內藏介	左京	內藏助	彌右衛門	縫殿助	七郎	助次郎
-----	----	----	----	----	----	-----	------	-----	----	-----	-----	----	-----	------	-----	----	-----

屋敷	貳畝八步	貳斗九升五合
屋敷	貳畝拾六步	三斗貳升九合
屋敷	貳拾七步	壹斗壹升七合
屋敷	壹畝三步 (壹合貳力)	壹斗四升三合
合七石六斗九升		
屋敷	貳畝	貳斗
屋敷	三畝	三斗
屋敷	三畝	三斗
屋敷	貳畝	貳斗
屋敷	貳畝	貳斗
屋敷	三畝	三斗
屋敷	五畝	五斗
屋敷	四畝	四斗
屋敷	四畝	四斗
屋敷	五畝	五斗
屋敷	五畝	五斗
屋敷	五畝	五斗

横 町

藤三郎	九郎三郎	新助	采女正
源三郎	甚五郎	新三郎	彦三郎
又次郎	主税	安右衛門	助九郎
助三郎	內藏助	勘右衛門	

臼杵莊

四二八

屋敷 四畝

四斗

彌三郎

屋敷 貳畝廿七步

三斗四升五合貳勺

藏屋鋪

屋敷 五畝

五斗

書記

合五石六斗七升六合貳勺

屋敷 五畝

五斗

大藏

惣合百三拾石四斗三升六合貳勺

屋敷 三畝

三斗

善三郎

屋敷 三畝

三斗

勘助

屋敷 五畝

五斗

甚右衛門

屋敷 貳畝六步

貳斗貳升

彦三郎

合六石五斗貳升

└

(マ) 祇園洲之内

屋敷 壹反

壹石四斗

舟大工 助 六

屋敷 三畝拾八步

五斗

二郎左衛門

屋敷 貳畝四步

三斗壹合

新五郎

屋敷 三畝八步

四斗五升七合

舟頭 理右衛門

屋敷 三畝六步

四斗四升八合

彦右衛門

屋敷 三畝六步

四斗四升八合

源四郎

屋敷 五畝六步

七斗貳升八合

川口坊

屋敷 七畝貳步

九斗八升九合

紹 邁

惣合百三拾石四斗三升六合貳勺

└

○本帳唐人町ノ「大佛しつくい免」明「トアル名請人ニ関シ、

『寶岸寺靈簿』中ニハ、十四日条ニ「妙泉 慶長十六年辛

亥六月（横町林治兵衛方佛）トアリ。尚二八三・二八四号文

書参照。

三〇九 大友氏段錢・准田錢催促并一國中道作奉書書札禮

○当家筆法之抄条々
増補訂正編年大友史料卅一

段錢・准田錢催促奉書

准田錢催促奉書ノ書様

緒方莊・荏隈郷
丹生莊・大野郷
都甲莊・直入郷
笠和郷・三重郷
宇目村・山香郷
白杵庄・津久見村

御評定始ノ一國

五三郷庄、御段錢、御准田錢、御催促奉書、八月一日の日付ニ、御嘉例ニ、公文所にて、御右筆衆何茂罷出調申、宿老へ公文所持參候て、判形被申請、方々へ被付候、奉書紙ニ書申候、當庄、御准田錢、一反別何十文通之事、如例年、當毛加點札、寺社諸給人、不云古今免許、キゼン以催促、來十月中、可被遂勘定之由被仰出候、被得其意、聊不可有緩之儀候、恐々、八月一日、緒方庄政所殿、宿老いくたりも候へ、連署、

右員數之事、緒方庄御准田錢、一反別七十文通政所へ連署、荏隈郷准田九十文通檢使連署、丹

生庄同七十文通政所へ、大野庄同七十文通 檢使へ、都甲庄同五十文通 檢使へ、直入郷

同七十文通 政所へ、笠和郷同八十文通 檢使へ、三重郷御反錢五十文通 兩政所へ、宇目

村御反錢百文通 政所へ、山香郷御准田錢七十文通并一揆錢 兩政所へ、白杵庄并津久見村

御准田錢七十文通 檢使へ、是ハ政所以調進納候ハ、政所へ連署被遣候、檢使にて調候ハ、檢

使被着郡候之間、檢使何かしと宛候、檢使ハ兩人にて候、仕付たる衆、をよそさたまり申候、

○中
略

五五同十六日御評定始之事、○中一國中道作之事、以上、如此被仰出候而御座にて調申候分、○中

白杵庄

中道作奉書
高田莊政所
丹生莊政所
白杵莊政所
笠和郷政所
植田莊惣追捕使
荏隈郷政所

山香郷・浦部衆
等対面

梔飯ハ山香郷調申ス
山香郷ハ兩政所
方々ノ狩白杵・ひろはえ・津久見・赤崎・保戸
山香・朝見
祇園會ノ棧敷
笠和郷・山香郷

同日調分、國中道作之事稠被仰出候、當郷郷之儀如前々堅固可被申付事、肝要之由 上意候、被得其意、聊不可有油斷之儀候、恐々謹言、正月十六日、高田庄政所殿・丹生庄政所殿・白杵庄政所殿・笠和郷政所殿・植田庄惣追捕使殿・荏隈郷政所殿、以上六通也、荏隈政所ハ御座役之條、不可有御油斷トアリ、其外御ノ字不入候、奉書紙の折紙也、略○下
○本書ハ文祿三年六月頃ヨリ慶長四年壬三月頃マデ、大友吉統幽閉中、堪忍衆等ニ調査作製セシタルモノ。

三〇 當家年中作法日記

○大友義一文書
増補訂正編年大友史料卅一

(正月)
十二日、山香郷・浦部衆など、被成對面候、無子細候、

略○中

十五日、悉ゑほし・すほうにて候、祝膳の調、朔日同前なり、略○中 終日方々へ禮をかへされ、梔飯

の刻、夜ニ入出頭候、仍梔飯ハ從山香郷調申候、高田庄馳走にもまさり申分ニ候、様子無替儀、

山香郷ハ兩政所にて、梔飯各年ニ被調候、略○下

三月十日の比より、方々の狩也、略○中 白杵・ひろは江・津久見・あか崎・ほとくのくし・山香・あさ

見力) ミおもて、其外鹿狩之分ハ、自身しかきに立申候、略○中

(五月) 十五日、祇園會の事、略○中 祭禮の規式、諸郷庄より調之、税所能々存知候也、十閒之棧敷、笠和

郷・山香郷にて一年かへりに調也、略○中 此時供衆悉召出給候、又通り有座敷にハ、宿老・聞次、

太刀持、さて棧敷調役人、其年馳走衆一人、召出候、山香郷ハ兩役人にて、かへるゝの故、一人とかきらす候、○下略

右、當家年中之規式、近代之作法、爲後代書注訖、

文祿四年乙未十月吉日

(大友吉統)
宗 巖 (花押)

三一 大友義延書狀

○田口文書
白杵史談七七

不慮ノ成立

態染筆候、不慮之成立以來、一圓無到來候、其方身上如何成行候哉、老足之儀候條、無心元迄候、隨分以心懸、相續之才覺干要候、隨而源左衛門尉事、庭召置、夜白奉公無緩候、不可有氣遣候、委細重疊可申候間、閣筆候、恐々謹言、

十二月十五日

(大友)
義 延 (花押)

三二 津久見村道尾磨崖五輪塔銘

○大分県金石年表五
津久見市大字上青尾、道尾

當庵第四□□禪師覺靈

慶長二年丁酉九月吉日

某禪師ノタメ磨
崖五輪塔ヲ造立
ス

白 杵 莊

白 杵 莊

三三 豐後國海邊郡白杵莊御檢地帳寫

二十三冊(本文省略)

○渡辺澄夫藏
大分市大石町四ノ三

(表紙)

慶長貳年 未廣村与拾壹ヶ村之内

豐後國海邊郡白杵庄御檢地帳

下ノ村 戸室村
上ノ村 田篠村

大田飛彈守寫

地 域 別		村 位	村 名	冊 数
未廣村与拾壹ヶ村之内 ○五ヶ村不足。 欠卷力。	下ノ村	戸室村	一	
	上ノ村	田篠村		

井ノ村与拾四ヶ村之内

○一ヶ村不足。
欠卷力。

上ノ村	久木小野村	一
中ノ村	吉小野村	
下ノ村	井ノ上村	
下ノ村	岩屋川村	
上ノ村	大野村	
上ノ村	芝尾村	一
中ノ村	藤ヶ河内村	
下ノ村	松ヶ竹村	
上ノ村	田井村	
中ノ村	三重野村	
上ノ村	田ノ口村	一
下ノ村	北ノ川村	
下ノ村	平岡村	
下ノ村	碓江村	
上ノ村	大濱村	
中ノ村	中津浦村	一

臼杵莊

家野村与拾貳ヶ村之内 ○家野村 欠卷カ										佐志生村与○以下記 サズ				
下ノ村	下ノ村	下ノ村	下ノ村	中ノ村	下ノ村	下ノ村	中ノ村	中ノ村	下ノ村	上ノ村	下ノ村	上ノ村	中ノ村	中ノ村
左津留村	才倉村	挾岡村	中ノ原村	半三郎村	廣原村	正願村	小切畑村	大工川村	提内村	荒田村	門前村	下江村	藤田村	佐志生村
一	一				一				一		一			

左津留与貳拾村之内
○四ヶ村不足、
欠卷カ

四三三

中ノ村	中ノ村	中ノ村	上ノ村	上ノ村	上ノ村	(マ)	下ノ村	中ノ村	下ノ村	中ノ村	下ノ村	中ノ村	中ノ村	中ノ村	下ノ村
大泊村	仁王座村	原村	野村	田井ヶ廻村	望月村	深田村	搔懷村	乙見村	江崎村	山路村	川原内村	東神野村	村下ノ	中ノ村	中ノ村
一	一		一	一		一	一	一		一		一			

津久見御檢地帳 津久見与拾壹ヶ村之内 ○村数合 ハズ。 ○本卷ニハ、前記二卷ト異ナリ、表紙ニ「津久見九ヶ村之内」ト記シ、村数合ハズ。尚本卷ハ表紙ト内容ト村ノ順序異ナル。本文ニヨリ訂正ス。門前村マデ畑村ノ内トアリ。							
中ノ村	上ノ村	下ノ村	堅浦村	德浦村	警固屋共ニ	松崎長目共ニ	中ノ村
風成村							上ノ村
							志手村
							鬼丸村
							中ノ村
							中ノ村
							垣籠村
							道籠村
							中ノ村
							畑村
							迫口村
							松川村
							畑村之内
							門前村
							長野村
							平岩村
							原村
							中ノ村

○隠大ナル紙数ヲ要スルタメ本企画外トシ、各冊所収ノ村名及ビ村位ヲ表示シ、本文ヲ省略ス。

三二 中川秀成恩賞宛行狀

○深田文書
大分県史料一二

(包紙ウハ書)
「御感狀」

以上

白杵表ノ忠ヲ賞
シ宇目内百二十
石ヲ宛行フ

今度於白杵表、首討捕手柄之至候、向後尙以可忠節事、不可有緩候、宇目内田代村百貳拾石遣之條、可全領地者也、仍狀如件、

(慶長五年カ)
霜月十一日

深田和三郎殿

(中川秀成)
修理大夫
武(花押)

三五 稻葉貞通書狀(紙折)

○毛利高棟文書
大分県史料二六

(箱書)
「古伊勢守様江稻葉右京亮殿

より被進候御狀 一通 上」

津久見ノ内ニテ
モ他所ニテモ

猶以津久見之内にても、又者他所に而も、御勝手次第に替地之儀、進之可置候、御使者被參候ハ、可申談候、以上、

替地ニツギ謝シ
ソノ代地ヲ約ス

白杵莊

昨日者御懇報拜見候、并使者御直談之通、具ニ承、別而令満足候、御近所之儀候間、於向後者互ニ

御用等可申承候、隨而津久見之内御知行方之儀付而、御理申候、色々被聞召入、彼(警固屋)けこや村之儀此方へ「存知候段、御芳志之至ニ候、然者替地之儀、早々引渡可申候條、誰にても御使者奉待候、御懇之仰候條、爲御禮先如此候、其元御普請如何被仰付候哉、與風懸御目可申候、恐々謹言、

(慶長六年)
九月十日

(稻葉貞通)
稻右京入 (花押)

毛利民太様

人々御中

三六 津久見解脱寺古峯寺請證文案

○解脱寺文書
津久見市大字下青江

先祖ハきりしたんの吏

大友宗麟 津久見
赤川内天徳寺ニ
隠居
官命トシテ是非
ヲ論セズきりし
たんトナル
きりしたんヲ転
ブ
母父共ニ大雄禪
寺ニ葬ル

一 津久見警固屋村勘右衛門、其父彈正夫婦并其身元來禪宗門下之徒也、大友休菴公於津久見赤川内天徳寺被隠居之時、隨其官命而、不論是非、一回きりしたんに罷成者也、其後大友殿苗裔斷絶之頃、早きりしたんをころひ、又如前々右之夫婦并其身、再歸依禪宗、參詣于津久見之大雄禪寺之吏、

一 右之勘右衛門、當于十二歳、其父死母去了也、其時憑于右之大雄禪寺僧而葬之、以其禮之吏、
一 右之勘右衛門之當于二十三歳、其父死下去之時、是亦憑于前之禪寺之僧而、以其禮葬之、
父母之宗旨而、彌參詣大雄寺、々々破却之後、繼而參詣當寺而、于今無變易之吏、
爾來其後慕也

右之件々、勘右衛門自身口頭之辯也、於此愚僧^(欲)。就他別人^而。欲尋問于右之始末、然而於其村巷、無
与彼勘右衛門比年老人、是故或問于隣近之人、或問于樵漁之夫、則其返答曰、某等從幼少只見偏
渠之尊崇禪宗而、參詣當寺^也。爰以爲禪宗門下徒者也、仍如件、

正保三年

八月三日

寄

御奉行所

○本文書軸ニ作ル。七通連券ナリ。

三七 津久見解脫寺古峯寺請證文

○解脫寺文書
津久見市大字下青江

先祖ハきりしたんの叟

但此書物ハ不入而只
但是一ツノ事
出奉行處也、
(大友宗麟ノ命)

上意ニ從イ一旦
きりしたんトナ
ル

一津久見小園村七兵衛老母七八歳、已前之頃其父隨上意、一旦きりしたんニ罷成者也、渠之七八歳

已後其父きりしたんをころひ、皈依禪宗也、是故竟末。慣傳受于父之宗旨而、從幼少爲禪宗門下

徒而、于今無改變也、爰以竟末きりしたんの法槌を不知也、上ニ所^(マ、ミ、ミ、ミ、ミ)之叟、遠今依記憶于幼

少之昔而、只如夢中[□]似而未爲[□]者也、

右一條之叟、彼老母自身之口辯也、於此愚僧、熟見渠^(カ)態、則老耆之婆[□]也、故再不違詰渠者

也、唯所爲證者、其子七兵衛、從來禪宗門中徒、當寺檀那也、以之爲所據者也、仍如件、

臼杵莊

白杵莊

正保三年

八月四日

寄

御奉行處伊藤兵大夫殿
字佐宮十右衛門殿也、

津久見解脫禪寺

古

峯

○印文
宗順
カ

付録

一 藤原姓白杵氏系圖

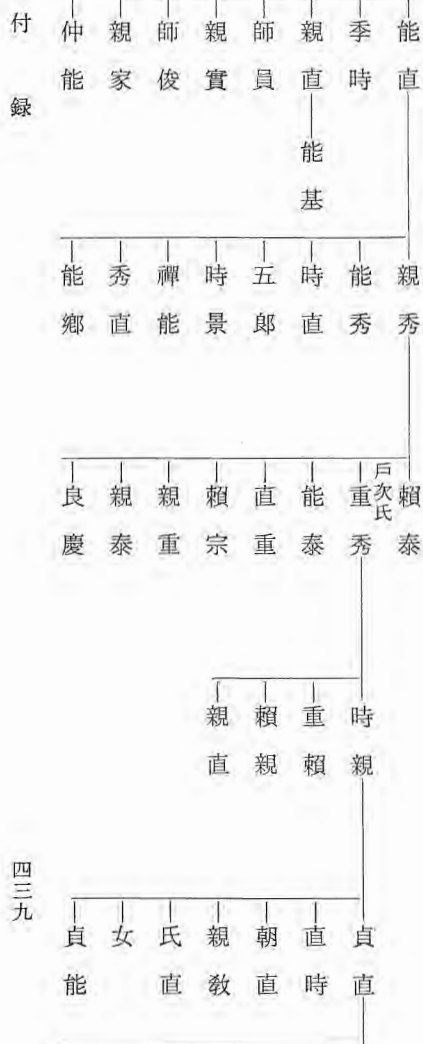
○堀文書
白杵史談七五

藤原姓

白杵氏系圖

紋 杏葉、或丸三二引、又丸二五七桐
但馬印坤卦用之、

戸次重秀



白杵莊

四四〇



高貞

賴時

時直

白杵七郎、童名孫三郎

親

泰

白杵太郎、龜一世

如諸領諸職等父祖應永二十五年戊戌夏大友親

世有謂、同國海部郡丹生庄具所邑建伽藍雲鶴

山號大惠寺、此時親泰爲奉行成就畢、應永三

十二年九月十三日親著之嫡男孝親一家爭論、

亂起於大分郡三角畑、戰鬪親著蒙矢疵、翌年

終逝去、號大惠寺殿前吏部侍郎玉菴道瑛大禪

定門、

白杵時直

足利義滿白杵莊ヲ与フ

利光

内梨シ

隨保庵

姬岳合戦

親 左衛門尉、千代松

永享七年乙卯夏大内左京太夫、河野刑部太輔來豐州、大友親綱開戦、此時親教於姫嶽百貫櫓河野氏某ト戦死ス、

能 親 宮内少輔

實大友刑部少輔親棟子也、親教嗣子無ヲ以養爲子、

義 直 長門守、二郎左衛門、小鷹丸

文明元年己丑三月五日生、明應五年丙辰五月廿七日義右於長門國地藏院戦死、年二十八、大智寺殿前匠作大監兼三州太守傳芳成親大禪定門義直共戦死、

治 直 三郎左衛門、文明六年甲午生、
文龜三年癸亥九月義親自發向筑後、于時治直先陣兵五萬騎司トル、

鑑 泰 備前守 鎮 道 隱岐守入道道閑

(鹿力)
肥後國山香郡馬見塚城主

鑑 親 安藝守 鎮 方 進士兵衛

筑前國嶋郡柑子岳城主

臼杵長景

長 景 近江守、彦太郎、明應三甲寅生

大友修理太夫義長及義鑑老臣、大永五年乙酉十一月廿七日日州於三河内陣屋形ニ死、行年三十有二歲、前江州太守普廣院樹白玄花居士

付 録

鑑榮

上總介、民部少輔、千代松

弘治四戊午正月十五日卒、行年六十五歲、圓照院秋月宗容居士

女

京都氏鎮幸妻

白杵鑑速

鑑速

越中守、安房守、四郎左衛門尉、惡六

天正二甲戌二月八日寂、前越后太守威翁宗勢居士

鎮定

右京亮、應治丸

元龜元庚午四月十五日卒、

前右京把以參宗存居士

鎮良

民部少輔

鎮長

掃部

鎮信

兵部

統光

又兵衛尉

某

又太郎、早世

統敦

又治郎

某

中務

鎮生

白杵右京亮

住居于白杵庄田篠臺、義統賜書今存、

統久

白杵理右衛門

妻山室九內姉、

嗣父、事于大友氏、義統豐後石垣原軍敗謫

居于武彘江戸、統久又從行有義統賜書存、

義統所賜諱一字之書今猶存、後皈、住笠良

木邑、以病死、號觀了道喜、寛永九壬申年

七月二日

鎮

成

白杵小右衛門、理右衛門、住笠良木、

母山室九内姉、妻新名孫左衛門女、住吉野
西河内、從父赴于江戸、義統所賜之懇書今
尚存、寛永十二乙亥七月十九日以病終家、
號紅岸圓翁、四十五歲

鎮

宗

白杵勘左衛門、住笠良木

○下

統

次

白杵市兵衛

略○下

母同、妻小渡助右衛門女、吉野辻村住人、
元祿二己巳十月十四日死、號水法山品流、
七十一歲

白杵統增

統

增

白杵治兵衛、住笠良木邑

母小渡助右衛門女、妻白杵半左工門女、
后妻城崎邑甚兵衛女、

某

白杵助九郎、母同、妻吉野辻村四右工門女

惟

昌中山茂兵衛、母同、中山六郎兵衛惟吉養子

統

安

白杵新九郎、母白杵半左工門女、

妻望月想右工門女

女 野津長小野九平妻

女 吉岡用右工門妻

女 三重玉田

作右工門妻

某 善藏改儀左工門

某

白杵團助、母白杵半左工門女

某

市右衛門、號東翠、母城崎甚兵衛女

某 次郎太、早世

妻吉岡團右工門女

某 於豐後田原山出家、後京都蓮城院住職

略○下

白杵莊

四四四

白杵統景

統景

白杵少輔太郎

天正六戊寅十一月十二於日州高城邊與鳴津

義久戰而死、行年十六歲、號聖岸玄芳居士、

統景戰死後回國僧日暮無人家、宿于高城之

郊原、夜半童子一人忽然現乎、持紅葉一枝

來告僧曰、我是此處戰場之鬼也、僧若到豐

後國曰杵、尋曰杵名字之家與授之、僧夢覺

見狹頭有紅葉一枝屬短冊和哥ニ曰、行廻り

六ノ巷ヲ出ヤラヌ身ノ後世ヲトフ人モガナ、

統景ト有、此僧爲奇異之思、來曰杵以此短

冊與美濃守鎮尙ト云々、

又太郎、早世、號淨春、

某

白杵鎮辰

鎮辰

白杵三河守、左馬助、千代松

天正六戊寅年十一月十二日薩州軍將與新納

忠利組而日州美々川邊死、號慶雲宗洞居士、

久曰杵孫七、花惠丸

後嗣衛藤氏家、號又右衛門尉、從大友義鎮

及義統數顯武功賜書數通今尙存、慶長五庚

子九月於豐後石垣原有戰功、

某

某

白杵主計、行事不詳、

鎮尙

白杵美濃守

後號統尙、實經速之甥也、妻宗麟公之七女、

統益

白杵帶刀

白杵作兵衛

住野津院田良木邑、

統重

號宗珍、

女三人

宗家

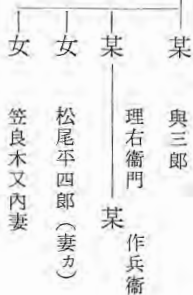
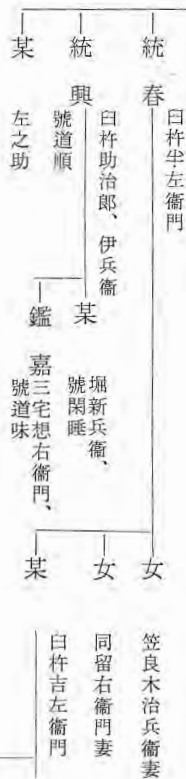
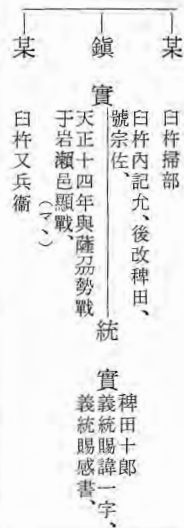
廣田大膳

野津院神野權現之祠官筑後宗足養爲嗣子、

天正十四丙戌年薩易將白濱周防等襲白杵、

于時宗家及內記允鎮實屯野津院王子城并八

戸堡岩瀬邑、挑戰有戰功、



笠良木
新書續分野津田良木系書、有故鎗屋金兵衛方ニ參居候ヲ、借寫之、

○「白杵氏初代より前の記事は省略した。」尚、「系統入り組ミ整理ノタメ、記述順若干變更ス」トアリ。編者（渡辺）印刷ノ都合上一段組ニ改メ、更ニ後代（近世）部分、及ヒ系統不明ノ部分ヲ省略ス。

二 藤原姓田口氏系圖

○田口文書
白杵史談七七

藤原姓

田口氏系圖

大職冠鎌公足十三代目九劔ノ大將

大友豐前守藤原能直長男大炊亮、後ニ豐前守從四位上藤原親秀改、七男泰廣三男田口刑部少輔藤原親則五世ノ孫掃部介ハ豐前國住ス、二千貫文ヲ給也、田口越後守ト相改、

鎌足公ヨリ二十代目 田口越後守

親家

二十一代目 田口兵庫頭
義則

內室太田丹波守藤原親成娘シスカ
同長男兵庫三郎

內室細名山城守源利宗妹龜菊
同長男三郎

正和二癸丑年九月十三日ニ卒、行年五十六歲

正慶二癸酉年三月十八日卒、行年五十一歲

大了院殿喜山親家大禪定門神儀

清光院殿宗安大禪定門

墓ハ豐前國宇佐ニ有、石ノ堂有之也、

墓ハ豐前國宇佐宇野村ニ有、石ノ堂有之也、

二十二代目 田口刑部入道
秀則

二十三代目 田口大隅守
秀重

內室安東伯耆守重澄娘千代

內室後藤日向守政盛娘小牧

同長男采女介

同長男和泉三郎

同二男治郎

同二男九一郎

同長女小柳
右二男治郎ハ

油布周防守宗方養子ニ遺、
(p、)

同娘小柳

平川石見守惟保ノ室ニ遺也、
(p、)

田口刑部入道秀則也、墓ハ竹田領藤北村有之也、
本清院殿秀則大禪定門

應安四辛亥年八月十六日卒、行年六十四歲

應永元甲戌年二月六日卒、行年五十三歲
福壽院殿松山大禪定門
墓ハ右同所ニ有、石ノ堂有之也、

二十四代目 田口伯耆守
義信

內室安達伊豆守盛綱娘小浪
同長男兵庫介

同二男玄蕃

正長元戊申年五月廿日卒、行年六十一歲

瑞光院殿義信大禪定門

墓ハ豐後國府内領庄内ニ有、石ノ堂有之也、

二十五代目 田口大隅守
信親

內室篠田越後守義方娘竹
同長男五郎丸

同二男治六郎早世

寶徳元己巳年四月十六日卒、行年五十四歲

玉林院殿壽山大禪定門

墓ハ右同所ニ有、石ノ堂有之也、

二十六代目 田口武藏守
信忠

內室鳥越和泉守秀綱娘ヤス

同長男隼人佐

同長女松枝

右娘松枝ハ

衛藤周防守則芳室ニ遺、
ア、

二十七代目 田口刑部少輔
信茂

內室山本伊賀守秀利娘ヨシ

同長男

右刑部少輔忠茂ハ

九劬ノ大將大友豐前守政親公ノ御供仕

長州ニ渡、同所地藏院ニテ明應五丙辰年

田口忠茂長州地
藏院ニテ戦死ス

付 録

四四七

白杵莊

四四八

田口武藏守信忠也、墓ハ白杵領浦代ニ有之也、
仙峯院殿鶴壽大禪定門
文明六年甲午年正月十三日卒、行年五十五歲

六月十日討死ス、田口氏ノ墓ハ同所ニ有之也、
大將大友公墓ハ白杵戸室ニ有之、
大友豐前守政親公也、
海藏寺殿行兼二豐筑後大守珠山如意大禪定門神儀

二十八代目 田口大隅守
忠 奥

二十九代目 田口藏人
鑑 親

内室鶴原刑部大夫宗久娘玉笹

内室鶴原備中守鎮實娘竹

同長男藏人

同長男玄蕃亮

同二男彦左衛門

同二男石見守

同三男掃部助

同長女松枝

大永五乙酉年八月六日卒、行年五十六歲

同三男與一郎

天龍院殿海屋大禪定門

同四男又次郎

墓ハ佐伯領谷川ノ原ニ有、石ノ堂有之也、

右ハ豐後國海部郡白杵領田口村ニ田口寺ト云淨土

田口氏ノ氏寺田
口寺

田口藏人繼親天
文十九年二月豐
前ニ討死

宗寺一ヶ所、天文五丙申年二月十日ニ建立ス、田

口氏ノ寺也、天文十九庚戌年二月十二日ニ田口藏

人ハ豐前國ニテ討死ス也、二男石見ノ守ハ白杵諏

訪ニテ討死ス、墓ハ同所ニ有、石ノ堂有、三男與

一郎ハ大泊ニテ討、其後ニ同村ノ氏神ト也、御靈

大權現ト奉納也、右娘松枝ハ風成村ニテ御靈大明

神奉納也、嫡子玄蕃亮ハ其後氏ハ母方ノ氏ヲ取テ

鶴原備中入道重明ト改、筑後國ニ住ス也、又大友

公ノ家臣ト也、

三十代目 鶴原備中入藏
重 明

三十一代目 鶴原刑部少輔
利 明

略下

内室安部丹後守貞時王ノエ

同長男刑部少輔

同二男治郎

大光院殿前入道重明大禪定門

右ハ豐後國戸次庄利光鶴ヶ城ニテ天正十四年丙戌
年十一月六日討死ス、墓ハ竹中ニ有、嫡子刑部少
輔ハ其後ニ芝尾崎ト云所ス屋敷取ス也、

○本系圖二段組ミナリ。今本書組版ノ都合ニヨリ一段組ミニ改ム。

内室伊東大隅守宗祐妹千代ノ

同長男萬兵衛尉

同二男刑部丞

右ハ豐後國海部郡臼杵領芝尾崎村ニテ農業ヲ相勤
也、嫡子萬兵衛尉後ニ名ヲ鶴原孫左エ門相改也、

三 白杵市・津久見市(除保戸島)大字・小字一覽表

白杵市

○「白杵市大字・小字コード」一覽表ニヨル。

大字

小

字

白杵

祇園洲、洲崎、丹生島、辻、浜、片町、本町、疊屋町、田町、掛町、横町、浜町、唐人町、新町、

二王座

西塩田、東塩田、切通、二王座、神ノ木原、庚申塚西平、庚申塚、二王座切通、菜切通、原西ノ平、
原北ノ台、原東平、原西台、松木台、茶ノ久保、赤ハケ、塩田井手ヨリ東、塩田井手ヨリ西、
塩田井手通、鳥越西平、丸山前谷、丸山西、丸山南、丸山北平、古樋元、下柳原、上柳原、
上柳原東道上、大平、日竜、

海添

本丁、鉄砲町、津崎、吹ケ、原、鳥越、弥四郎畑、下栗、上栗、日竜、山ノ口、上大手木、
下大手木、坂本、西平原、枇杷木、棧、坪池道上、坪池道下、北平、桜木下、福原、福原溝下、
屋敷下、福原溝上、ツマ、竜王、アチノ迫、塔ノ尾、平原、小向イ、長尾谷、小堀田、平石溝ヨリ向、
平石、シヤレ谷、頼母山、荒平、小久保山、原峠、古田上、キビジリ、菅谷、芝原元、久保畑ケ、
高鳥道上、高鳥道下、エリ応道下、エリ応、坪池、古屋床、中戸、北平原、堂ノ元、葛根ケ迫、
西白石、東白石、黒岩、万年溪、古田、結柴田、森木、弥次郎、米山、葉師山、葉師山下、川下、
浜、ヨネ山、甘利谷、

福良	市浜	戸室	江無田
平清水通り、屋敷余り、岩ノ下、西ノ平、三太久保、小野道上、小野道下、屋敷廻り、塩田道下、塩田平、塩田道上、野梅、ホキノ下、山ノ鼻、万蔵、塚田、辻ケ下、下ノ地、本陣、柚木谷、赤持堀、胡麻石、八ヶ久保、植山、塔ノ尾、鉾谷、芦刈口、ナゲヤブ、中ヒラキ、神ノ迫、地堂形、辻ケ平、上ノ山、御嵩、エゴ、多良久保、小四郎谷、年ノ神、川原田、塩入、石代、新屋敷、稗尻、竹ヶ下、クルスバ、瀬戸、甲嶺、菅ヶ迫、塩石、門田、松ヶ鼻、南甲嶺尾、南甲嶺、エラ、地蔵本、瀬入道、中地、竹ノハエ、野地平、水守田、百山田、河原田、炭焼、和漢平、金山、六右工門野地、山南、木浦谷、	西裏、成安、西裏谷、小野、船頭給、長迫、道六、本田川、登尾、坪井迫、吞碧、天神川、後田、上市、久保ノ前、竹ノ下、茶屋側、中通、京泊り、土手添、大新地、中須賀、橋ノ下、下市、中洲、後川、ホリタ、堂尻、馬渡、中山田、大ヒラキ、大坪、赤松、長小野、広尾、龜ノ甲、久保、	小野、天神川、竹ノ下、友石、通間、挟間、船頭給、浄光寺、久保上、知足寺、西裏、成安、久保、大原、北平、大原北平、道六北平、道六、踊場、登尾、大迫、野美田、遠崎、古蔵、ニガキ迫、長谷、大横井谷、大横井、キセルガ谷、馬ヶ背、山口、広尾、西裏谷、	久保田、向六反、前黒友、向黒友、向津留、上中間、権平新地、大新地、土手添、二ノ土手添、北側、中通り、南側、樋ノ内、楠元、久土地、カマソウ、通間、磯島、挟間、南平、地蔵本、桜馬場、尾崎、浜台、姥川、海徳院、田篠川、堂メギ、柳ノ元、岡、富農、讃岐園、北原、

野の 田だ	前 田だ	江 無 田
森ノ木、持田、古川、唐木田、六反田、寺田、平ノ下、竹下、瓦屋、原、楠、北平、西平、飛車丸、御靈畑、前平、泉平、芋ノ久保、尾劔、白井、繪堂、洲崎、石田、権現、氏田、氏田平、木船、北ノ鼻、甲崎、甲崎稲荷岩、志賀殿屋敷、山ノ口、山田下、西山下、奥山田、立山平、岩谷、新山、障子ヶ尾、堤上、刈畑、ジル谷、谷山、一ノ谷、仏迫、狐ヶ尾、ツノリ、小倉山、蔵園、桝神、松平、宮田、松葉、久保山、大迫、丸尾、石神、久田、恵胡、下田、山崎、坂東、太田、	迫、丸山、大中尾、ウブガ谷、利生志、谷口、春田、上屋敷、土手添、川淵、溝向、切貫、菜園畑、中嶋、垣添、岩下、小中尾、川バタ、小野殿、立平、堂ノ前、安東屋敷、十文字、一ノ谷、不動ヶ岳、後野、受野、立中、内山、東田、愛宕山、小谷口、京川、大日、堂山、上川ブチ、ナゴヤ、寺前、寺山、寺上、登リ尾、屋形迫、小松尾平、下西河内、大ヶ谷、甚田ヶ谷、西谷、馬代、中間、山ノ口、田ノ平、堂尻、上北ノ川内、山ノ神、下長尾、箭所、観音山西平、正ノ田、西ノ川内、上西川内、大辻、古峠、岩ノ下、井手口、上津留、ホリ田、外津留、岩屋ノ前、脇林、北ノ川内、上ノ平、観音山、段原、宮園、坪井、米ノ山、山田、井ノ尻、川ヶ平、上垣内、下垣内、谷尻、川久保、縄手下、南ノ前、西平、南平、竹田、戸ノ上、太王原、太王、大神山、菅ヶ迫、塔ノ久保、庵ノ上、堂坂、中原、	鍛冶屋原、中原、小路、南原、船頭給、古蔵、ニガキ迫、野地、制札場、西ノ原、亀甲、北平、後平、木保佐下、木保佐、木保佐迫、丸尾、農勢、後田、柗ヶ迫、松ヶ迫、平尾、扇平、尻無し、丸尾後平、山神谷、真竹久保、水ヶ城、

家 野	深 田	望 月
栗手原、竹畑、鍛冶屋ノ下、榎津留、保木ノ下台、保木ノ下、稻荷川原ノ下、稻荷川原、今宮、年ノ神、井屋ヶ迫、松尾、立平、井屋ヶ迫平、上ノ原、道ノ上、鍋倉前、繁ヶ迫、宗空庵、久保川、	中対田、林地、川田、下仁多田、仁多田、上仁多田、丸尾、駄原、横子平、長畑、扇子平、船頭ヶ淵、新山、小椎ヶ尾、赤ハケ、ヒソヒソ、兎迫、南ヶ平、葛川内、柿ノ上、大岩脇、荒平、鼠戸、白木原、耳取岩、マキノ久保、屋ノ棟、トドロ、彦田、吐寄、長迫、前畑、前平、刈平、ウソクラ、福原、中嶋、アンの下、カネツキ田、原ノ坂、寺山、寺山後、越平、石田、山ノ神、大平、取立、下迫、唐天神、城ヶ尾、山崎、新川、高鼻、火振、高城口、川平、下津留、上津留、御手洗、薙内、垣内、赤石、園田、木原、妙見森、観音、上ノ平、丸林、森木、長道、道中畑、津留表、台、後栗、新九郎屋敷、原、北ヶ迫、立平、東ノ上、東ノ前、迫瀬戸、ヒイノ下、前田、井尻、田向、中ノ内、野地、峯、平原、岡山、岩崎、地生院、下畑小野、畑小野、八九山、山田、ヌイヶ迫、上リ石、松川、小松川、金毘羅、桑津留、花田、井手平、野稻畑、流田、迫尻、西ノ内、岩ノ下、石神田、大日下、南ノ前、七ツ江、古園、南、上リ石道下、	馬代下、関田、清太郎田、柳原、城瀬平、西平、清太郎畑、紺屋久保、藤田平、下藤田、入道平、台、田尾台、田尾久保、中藤田、向野、孝住、袴田、小ヶ倉、小倉山、丸山、流田、上藤田、吉宗、原、石船、栗手原、中河原、忠孝平、西妻、松ヶ岡、中対田、ウドミ作り、城田、石並川、平田、堰ヶ迫、白井ノ平、尾屋敷、表畑、山神、駄原、ホコノヲ、谷川、新吾畑、山神落、落、畑ヶ谷、ジル谷、堰木ヶ迫、

風 成	大 泊	板 知 屋	家 野
中崎、刈野、寺田、西村屋敷、浜、西津留、柿ノ内、井手ノ口、木床、西河内下、下古田、上古田、椎ノ木平、西河内、中ノ内、小谷、東谷、横網代奥、横網代、小河内、奥、尾崎、山神元、山ノ神、	山ノ口、クビリ、宇土尻、横畑、割向、塚ノ本、浜田、六反田、タテワラ、莊ノ田上、文哲新地、結柴田、二谷頭、僧ノ迫、折立、小浦、西ノ山、家ノ上、中ノ迫、上ノ川、奥山シヤリ原、コウムリケ谷、奥山丸尾、桃尾西平、桃尾東、平床、奥山蔵谷、蔵谷、芋畑、ジルクミ、大石ノ本、田ノラク、松尾、久保ノラク、中津留、寺、江ノ尻、西浜、東浜、下田、中田、開、栗ケ鼻、松尾山、刈ケ谷、大内、轟、古山、入道平、木床、宮田、桃木迫、中崎浜上、津久見嶋、	大寺浦、ビワケ鼻、小屋ケ谷、水ケ浦、小々浦、蟹ケ浦、御茶屋ケ鼻、田ノ浦、樋井ノ口、西棚、管ケ迫、小便ケ谷、段原、田ノ浦奥、日比越、丸山、丸山道下、前田、神ノ前、神ノ脇、家ノ上、宮ノ上、白木、長尾、黒茶屋、伊崎、竹ノ鼻、宮田、鮑田、	ヲキ、平畑、宗森、田渡、田渡原、板ケ迫平、谷、田原ノ下、前田、西平、国近、堂面、ヨミト、板ケ迫、カジャノ上、神原、中原、長通、寄合、南屋敷、加嶋屋敷、松ケ鼻、入道久保、竹田平、仁王次郎、角畑、下川、坪川、鬼丸、元房、井ノ尻、北平、台、観音堂、二十歩、竜宮松、後田、竹田、米山、干草場、藤ケ尾、中ノ尾東平、中ノ尾西平、大谷岩ノ上、大谷東平、中平、栗岩、合屋ケ迫、大谷西平、上大谷、寺山、西ケ迫西平、西ケ迫東平、三本松、三本松西平、井屋ケ迫西平、井屋ケ迫東平、家野原、上大谷口、三本松東平、立木、上大谷西平、松井手、

諷訪	深江	風成
津留、豊後ヶ迫、塩屋津留、鳥越、名切ヶ迫、塩屋向、深ヶ迫、小野、大迫、後ヶ迫、前田、マユミヶ迫、鬼塚、中ヶ迫、村下、ウソ越、下山、栗木ヶ迫、浅間ヶ迫、北ヶ迫、中尾、野口、立平、深山ヶ迫、後中山、塩田、土井内、久田坪、登尾、神下、則光、竹原川、前ヶ迫、尾首	古屋床、山ノ神下、仁ヶ木元、赤土田、辰ヶ尾、尾ノ上、尾上平、野地、尾ノ上西平、東津留、家ノ上、天神森脇、岡、天神崎、後山、尾ノ上東平、久保、脇田、中間西平、横網代脇田、中間東平、古田、屋敷、中間、寺田上、竹脇、西浜、鳴川浜、河ヨリ東、鳴川渡口、家ノ下、家ノ西平、西谷西平、刈野、西奥川ヨリ東、梨木田、鳴川東谷、家ノ上、鳴川口上、鎗敷、鎗敷東平、鎗網代奥、鎗網代尾、西墓ノ下、鎗網代、宮ノ下、西谷向平、坪江奥、西谷、東谷、屋敷前、宮ヨリ東、深江越、上ノ平、屋敷脇、小々浦越、坪江鼻、漕網、本泊、中泊、浜出口、杉場、深江村奥、乙ヶ淵、畑山、深江西奥、中尾入口、立石、中尾、岩ノ上、米ノ辻、茶園久保、午王谷、午王脇、午王平、宮脇、浜、大星、中道上、久保道上、中間、牧ノ鼻、牧ノ浜、宇土、ススレ、小柿浦、中浦、敷下、浜上、柿木畑、松久保、下米辻、大谷、長谷、釜床向、赤磯、西平、西奥、竹山上、竹山、丸山、山ノ上、山ノ下、東平、下浜、小浜、墓ノ上、笠場、土手ノ上、奥西平、井手口、中尾下、中奥、大奥、釜戸越、東奥、立磯、古田越、清水道上、古田、古田道、村上、破磯、下東平、横畑、海手越、海手、海手竹山、清水西平、村奥、蓮磯、上中尾、清水、家ノ脇、清水、除ヶ平、小網代、タヲ山、海賊泊、宮ノ上、西平家ノ上、奥、下中尾、久保、櫛ヶ浦、下東谷、釜床、蓮波江、牧ノ内	古屋床、山ノ神下、仁ヶ木元、赤土田、辰ヶ尾、尾ノ上、尾上平、野地、尾ノ上西平、東津留、家ノ上、天神森脇、岡、天神崎、後山、尾ノ上東平、久保、脇田、中間西平、横網代脇田、中間東平、古田、屋敷、中間、寺田上、竹脇、西浜、鳴川浜、河ヨリ東、鳴川渡口、家ノ下、家ノ西平、西谷西平、刈野、西奥川ヨリ東、梨木田、鳴川東谷、家ノ上、鳴川口上、鎗敷、鎗敷東平、鎗網代奥、鎗網代尾、西墓ノ下、鎗網代、宮ノ下、西谷向平、坪江奥、西谷、東谷、屋敷前、宮ヨリ東、深江越、上ノ平、屋敷脇、小々浦越、坪江鼻、漕網、本泊、中泊、浜出口、杉場、深江村奥、乙ヶ淵、畑山、深江西奥、中尾入口、立石、中尾、岩ノ上、米ノ辻、茶園久保、午王谷、午王脇、午王平、宮脇、浜、大星、中道上、久保道上、中間、牧ノ鼻、牧ノ浜、宇土、ススレ、小柿浦、中浦、敷下、浜上、柿木畑、松久保、下米辻、大谷、長谷、釜床向、赤磯、西平、西奥、竹山上、竹山、丸山、山ノ上、山ノ下、東平、下浜、小浜、墓ノ上、笠場、土手ノ上、奥西平、井手口、中尾下、中奥、大奥、釜戸越、東奥、立磯、古田越、清水道上、古田、古田道、村上、破磯、下東平、横畑、海手越、海手、海手竹山、清水西平、村奥、蓮磯、上中尾、清水、家ノ脇、清水、除ヶ平、小網代、タヲ山、海賊泊、宮ノ上、西平家ノ上、奥、下中尾、久保、櫛ヶ浦、下東谷、釜床、蓮波江、牧ノ内

諏訪

台北平、前平、垣内、下タ下り、横手、芝尾平、刈野、平原、太郎次郎、西畑、芝尾崎、芝尾下、淵元、下り松、貝吹、諏訪、

大浜

原、南、大浜、風呂谷、前平、鳥越、原奥、上ノ山、破磯ノ内、

中津浦

竹網代、鯉来、久保浦、鯛網代、中津浦、漢ノ浦、

佐志生

岩見田、カサノ下、目明前、二反田、タフノ木、新貝下、新貝、ミヲ、小迫、井ノ上、カサ、カサノ上、目明、辻ノ上、野地、西口、鳥越、中ケ迫、奥畑、上中ケ迫、上川内西平、下川内西平、代ノ田、竹ケ下、下川内、上川内、石原、ヒビノ木、猪尾、石原東平、上川内東平、平原、シル谷西平、シル谷、後ケ迫、久保田平、仏ケ迫、源八、カイマイ、久保田、小畑平、小畑、岩上、ナラ山、角石、葛籠、古堤、地藏田、地藏田平、イヤケ谷、黒岩、銭坪、藤尾、中間ケ谷、大見尾ケ谷平、大久保、天狗岩、大見尾ケ谷、古堤東平、角石平、船川、岩上東、大畑西、山神瀬、火草、大畑東、柳迫、ヒトキテン、山ノ口、中川原、西河内、田井、平、城、瑞応寺、法音庵、黒ノ田、福土、大ノ田、半ケ迫、有屋、給田、桑原、塩入、栗迫、神山、長田、妙見田、尾本、大浜、釜浦、楠ケ迫、柿ノ木迫、大迫、牧口、手井、櫛山、天神平、大谷左平、加増畑、青ケ迫、長浜大谷、畑添、八ケ久保、長浜東谷、椎ノ木平、押阿希、川原尻、小網代、椿ケ尾、黒島、三子島、折立、日ノ浦、弥太郎、山田、大平、乗越、春田、小ヶ倉、迫口、大上、藤田、

下ノ江	田井	大野
野地、大カサ、久保、徳尾辻、ヨミゾ、谷、徳尾、庵木、西ノ平、中村、前平、舟付、下ノ川、大迫、上大久保、尾道、下大久保、長通、中原、尾崎、迫頭、下ノ浜、迫、久保地、浦ノ辻、久太ヶ浦、浦、宮山尻、折立辻、榎木浦、菖蒲浦、小浦、折立、小町堀、隠山、吹々、川地	川地、丸岡、山川、井岡、城ヶ迫、平尾山、谷ノ川、平尾、浜田、木久ダシ、卯ノ坪、八ノ坪、道尻、江ヶ迫、中尾、中尾谷、田井、門田、ハスワ、志ノ坪、栗林、スケン迫、松本、高尾、メクラ迫、スタレ、谷ノ前、市ノ坪、下前田、藤ヶ本、鳥越、桂川、十フ、大久保、西河内、長迫、柏、徳丸、大田、平畑、井ノ尻、大平、	友田大道西、順ヶ下、友田大道東、定清、津ノ内迫、柴山下、柴山堤上、流田、赤池、横田、永田、下門田、津久田、高倉、竹原元、鶴ヶ水口、岡田、下火草、大無田、平田、南平田、サルハミ、母下、下大田、芝尾崎、火草、神ノ久保、芝尾崎上、大田大迫、芝尾崎平、二タ又、宮林、戸ノ下、辰ヶ迫、大田、カリヤ、岩崎北平、中尾、大岩屋、岩崎、山川、岩崎下、上山川、観音山、長田、宮ノ久保、利石、原松ヶ平、松山、迫ノ奥、ワタ内、松ヶ迫、高松、笹ヶ迫、高松山ノ分、牛ヶ迫、高松山ノ口、大浜越、九七ヶ迫、神子ヶ迫、高松中ノ分、高松下ノ分、上門田、野々中、名中田、明見、松ノ木、寺尾、薬師、渡ヶ迫、大清水、松木前、松木門田、阿部ノ木、椎ノ木清水、馬場、大野柿ノ木内、竹ノ内西平、竹ノ内、大野、竹ノ内平、治郎山、中津浦越、ワタ内山、長迫山、長迫、利石山、童王山、山川平、クレ竹林、大岩久保、赤池山、芝山、堂ヶ迫、津ノ内、順ヶ山、岩崎竜王下、

下の江	井村	稲田	藤河内	末広
村内、山後、辻平、深浦、向深浦、寺方、水ヶ浦、小深浦、芦ノ浦、鯉来、竹網代、鯖網代、	岩丸、岩鼻、四郎台、兎ヶ迫、小園、三反田、野間、道安、猫迫、丸尾、大在、安森、白田、山入、大在代、町伝、桶井、中尾、三重ヶ迫、水ヶ井、卯月田、狭間、辻、小船戸、塩入、荒後、上中間、尾上田、黒友、釜田、片添、小柳、門田、金上、鶴ノ前、板垣、落水、山ノ下、井上、鍛冶、高松、阿部ノ木、梅ノ木、立野、寺ノ前、櫛屋、	林崎、久保ノ川、林、林西平、西谷、門前西平、井ノ上、門前、寺谷、宇畑、馬場、天神、田崎、千坊師、三石畝町、柳原、中溝、清水、中尾下、甲ノ岳、栗山、中尾、宮田、サスヲ、立目、平ヶ倉、一倍坊、東ヶ迫、畑越、若山、桑ノ木原、小ヶ倉、小ヶ倉下、島ノ元、阿部ノ木、門口、中ノ川田、稲田ヶ迫、大迫、藤原、籠リ岩、田ノ口、	六反田、立目、徳尾、柏田、崎添、畑、六ヶ迫、平原、阿部河内、松尾、小出、藤ヶ本、藪田、山口、田中、大坪、ホコダ、	黒丸、竹尾寺、山本、水ヶ城、中山、寺尾、竹尾河内、成本、柳谷、楮山、岩ヶ迫、鍛冶屋、大迫、赤ハゲ、棚田、平、瀬戸石、今在木、華薬、瀬戸、内ノ尾、明光、釜ヶ迫、塩ヶ迫、香堂、羽広、清田ヶ谷、外平、過原、里平、楠ヶ迫、六郎屋敷、梅長迫、太郎助、平原、石淵、堤ヶ迫、片平、穴井ヶ迫、手無坊、小六、前田、園田、八郎ヶ迫、中ノ尾、日向士、椎木ヶ迫、長小野、長小野迫、赤松、

田 尻	岳 谷	久 木 小 野
釜割、長河原、柱松、塔ノ平、平原、森木津留、向山、川平、川原田、万畑、折戸、広河原、 山椒原、白木、アブミ、亀治郎、池田、宮ノ原、戸合瀬、生治屋敷、松葉、権現迫、前田、山ノ下、 尾崎、長迫、十歩、無論議、浦山、小平、道川内、登立、下樋谷、樋ヶ谷、棚ノ三保、西ヶ畑、 京良内、枯松、下丹生三郎、丹生三郎、田尾ノ後、下長迫、谷門、土岩、下津留、田ノ平、米山、 地藏元、中尾、井尻、堂尻、狭間、田ノ尻、松原、古戸、山口、中園、陰平、一木山、戸倉、峠、 池ノ元、黒川、深田、原口、登尾、治郎坊、古柄、瀬切、アトヒヅリ、墓地、清吾、大畑、大久保、	折木、徳仏、陰裏、本山、水地、里平、川平、貝三郎、玉来、西久保、西ノ平、小畑、後山、 津留ノ前、大迫、カツエ迫、高平、鳴水、岩倉、スズレ石、多々良木、赤土ヶ尾、古田、小久保、 椎木ヶ迫、西、井ムウ、大久保、下ノ山、芝原、野稲畑、山ノ神、上ノ山、打越、尾羽根、竹ヶ迫、 長谷平、後ヶ迫、広野地、御所ヶタラ、三重ヶ山、長谷、岳ヶ谷、狭間、	田地原、下向田、尾崎下、下ノ平、正直、園畑、東平、黒土畑、東ノ平、柿ノ木田、三百久保、 宮園、尾首、藤畑、東小藤太、御堂原、横手、間戸園、有光、前御堂原、東、西屋敷、原、南畑、 尾崎、前畑、西平、西川、合免、歩路、西小藤田、浦久保、中尾、ナカフサ、岩ノ下、上平原、 平原、小畑、高尾、甚三郎、釜ヶ迫、序ノ内、大田、尻無、野中、長ヶ畑、南伊井ノ口、フケ、 桑津留、堀ノ口、井伊ノ口、北井伊ノ口、灰毛、山口、耳ノ迫、挟間、小藤太、柳畑、伊立、神田、 山下、胡麻尻、ヒカケ、宇土谷、宇土、前合、宮山、藤四郎、後ヶ迫、芋地河地、峠ノ下、桜谷、 小ノヶ迫、赤道、神ノ前、上向田、紺屋、尾浦、羽山、中山、鳥居ヶ迫、鳥居ヶ尾、内平、善中、

久木小野

小野山、新山尻、新山、屋山、前田、井戸尻、下ノツル、前ヶ迫、落合、近道、屋山ノ谷、一ツ戸、川平、神田平、

吉小野

大川内、鎌ヶ迫、小ヒケ、小野、カミ、後山、西平、タイラ、下野中、風呂ノ本、岩ノ下、前田、前畑、ダイ(台)、地藏本、笹山、宇土山、赤土尾米山、米山、米山口、用ノ尾、板井ヶ迫、宇土口、地藏崎、尾崎下、樋ノ口、スケノ元、中尾、尾原、松ヶ迫、ココエ、奥ヶ迫、大田、ツカム子、辻、内川、宮田、落水、下ノ山、川代、王座後、畑ヶ迫、大迫、栗ノ木、屋根ヶ谷、向山、大良山、コウヤ、正ノ田、井ノ迫、宮久保、中園、表平、野地、保木ノ元、宇土、下ノ平、下ノ田、中仙寺、川原田、通間、北田、北畑、丸畑、甘ト、溝向、登り立、田ノ平、迫ノ口、松風呂、丸小野、扇平、海老尻田、土橋、後田、洲崎、原、井ノ畑、ホヲシアン、宮ノ前、ハカト、谷平、木ノ久保、松山谷、竹ノ鼻、黒土田、上川底、中川底、長田、馬場、下ノ馬場、下津留、桑津留、下風呂ヶ迫、風呂ヶ迫、井戸尻、上風呂迫、フナギ、アマリヶ迫、茶臼岩、カサフリ、北ノ山、荒平、柿木田、タヲ山、カシキ、平ノ下、シマス、八丸、井ノ久保、吉小野、津留ノ上、ヤワラキ、南畑、上紺屋、カサノ前、ヲクヒ、カミノウシロ、ウシロヒラ、白水、白水谷、石原田、山ノ神、竜王山、竜王野、棚ノ本、ヲクボ、ダハル、アクトタ神、笠岩谷、笠岩、奥山田、堀ヶ迫、ツエタ、立山、立山谷、下紺屋、アンノキ、下川底、コエビシリ、迫ノ谷、北原、流田、久保、津田上、津留川上、久保前、カヤワラ、南、小岩屋谷、久保ノ上、ヒサキワラ、向津留、津留川深ヶ、津留前、タタラ口、平九郎、海老尻山、鳥越、年ノ神、油屋、平田台、ユヤ平、城ヶ畑、菅ヶ谷、助ヶ迫、助ヶ谷、東台、石坪、山田、野々迫、山田平、森迫、コヲフリ、

中白杵

カウノ田、カウノ畑、長ハイ山、殿屋敷、下井尻、ダブル、三十ト、下ノ前、大畑、前、上井尻、ムカイ、浦ケ迫、堤ケ迫、辻、荻戸山、スケカ谷、ハタコ、井手ケ平、小ノ田平、小ノ田、溝田、流田、竹ノ下、太田、荒瀬、下ノ原、ク子ノ内、中屋敷、十郎後、谷川、上木綿木、杖ノ脇、二ツホ、松畑、打越、新田、観音平、堂ノ後、中ノ原下、大ノ原、赤土田、スゲノ東、井ノ尻、西折戸、堂ノ原西平、堂ノ原、北畑山、大塔、導辻、墓ノ後、後山、塔ノ本、北中園、上井ノ迫、下井ノ迫、立平、ヲハ子、向田、岩ノ下、下津留、浅ケ迫、イララビセ、石仏西平、門口、原、大平、飛渡リ、下大平、榎木原、スケノモト、乾ケ迫、下谷、今宮、神ノ平、木戸ノ下、イノコノ下、平松、大塔山、耳捕、山ノ田上、研石、山ノ田、灰床、山ノ神、中畑下、内農、シンナシ、シンナシ口、クリワ、中園、シナシ口、コイシ口、俵草、想野、立花、イイシ口、

吉小野

城ヶ畑口、森平、山ノ川、嶋田平、嶋田、折戸、ハナフサ、久保畑、山中、外園、道祖後、道祖、中園、竹ノ脇、堂ノ前、平田川端、川端、平田、アラセ、谷川、コホヲ、荒田越、ラツケ場、コトトロ、イモ畑、富山、トトロ、トコロノ元、ラク、屋形ケ迫、佐土原、吹上ケ、大久保、黒田、野中、下松、ウトノ元、伊立、伊立口、研石、三丈弓、アメウシ、福原、道谷、小岩屋、後谷、イノサコ、尾首、北平、前平、屋敷脇、後平、下ノ前、後、垣ノ裏、平前、西ノ原、桜木、迫ノ尻、西ノ久保、ハタゴ、井手ケ平、ホフシロウ、フシヨウ、入口、ウキメン、井ノ元、六拾ト、中ノ切、カフセ、合屋、高平、柳ケ迫、フトコロ山、丸山、シタカサコ、唐木堂、灰田、本谷、辻山、岩ノ元、中尾原、川原前田、川底、地藏下、尾ノ山、小畑、津留、前畑、カサブリダ、竜王、山ノ上ノ谷、

中白杵

大迫、煙野、山神山、横畑、クエノクボ、北ノ久保、中畑山、北平、上ツヘタホ、井ノ久保、門ノソノ、下ツヘクホ、森木下、原ノ後、竹ノ原、外園、大日前、前平、向のダラ、吹ケ追、久保尻、尾首谷、ウクイ谷、向ホキノ上、向畑、外畑、向ノ畑、八所、小迫、井ノ上山、菅ケ追、入道畑、山ノ川、子ジイシ、長畑、戸バタ、石仏、ハリケ谷、中畑谷、

武山

下クボ、上クボ、戸ノ下、野中、藤治ケクボ、クボ向、猪尾武山、和佐市、綿打、平原、炭釜、井手ノ尾、小迫、瀬戸、篠迫、タカノス、野中尾、河原田、メントウ原、八ノ久保、ミミ迫、小町行、町行、カシラナシ、藤ケ谷、角石口、柿木ツル、屋敷尾、猿谷、コニタ、西迫、烏帽子岩、風穴、奥畑、山ノ口、井手ノ元、中畑、ウムレカ谷、後山、藤ケ平、仁田ノ尾、柳ケ迫、片平田、久保尻、西ノ川、栗木原、船ノ川、西ノ平、明神平、山神ノ下、前平、タヲノハナ、井ノ尻、大原、原塚、久保ノ辻、小畑平、久保平、カシキ、大山ノ下、平ノ下、石船、下村、上村、東保、立野、カリノ平、楠木ケ尾、北ケ迫、後ケ辻、後ケ谷、ヒノキ迫、ヘリ山、長尾崎、大迫、カハ奥、カハ、堀田迫、カバノ原、山田、東台、山田奥、仁ノ久保、市ノ久保、カツラカ迫、谷ノ元、ユノキ迫、平ノ川、ホサシロウ、折戸、板橋、一ケ谷、蒲原、畑ケ田、竜王平、中尾代、ラトクリ、苦竹原、尾首原、猿(申)尾、堂後、原、北平、戸ノ上、月輪、カウカキ、ツエクボ、南谷、山ノ神平、ウトカシラ、堂平、竹ケ平、柵尾、宮田、赤平、大園原、榎園原、西平、溝田、立平、西ノ下、下駄原、駄原川ハタ、上駄原、駄原小迫、三四郎山、山ノ下、大迫、台北平、台、フロノ元、井ノ川、用ノ木田上、イバノ元、井ノ川平、堀、十文、久保畑、用ノ木田平、横道、

武
山

付

録

竹ノ脇、ハカノ元、ホリキ、竹ノ川、市郎田、笹川道上、田井ヶ畑前井手元、カツラ廻り、
田井ヶ畑前、田井ヶ畑、大畑口、田頭、ウト、下迫、田頭平、イララビシ、コノ田平、後畑、
無田、先無田、長尾、武山、赤道下、向平、井ノ久保、神田平、タラ、猪喰、上ノ台、前畑、後、
下ノ原、トウセン平、古田、カマノ久保、尾崎北平、先尾崎、前尾崎、尾崎谷、尾崎道下、大久保、
新地台、ウケバ上、ウケバ谷、マト、山崎、前津留、中ノ切、ウソ口、塩ノ谷、下清水迫、ヒヤケ、
祇園平、西祇園平、穴畑、上井ノ尻、島田、下井ノ尻、上清水迫、ウソ平、ウソ谷、辻尾、
清水ヶ迫平、田崎、栃ノ木、前平、尾崎、カウロキ、岩ノ下、立岩、ユウヶ迫、小ヶ倉、武山平、
金山平、金山、ヒイカキ、ビキタ、真ノ神、長迫、牧ノ元、古道、中陳、川津留、小ノ田、カウ平、
余立大谷、余立、高四郎、谷ヶ迫、中瀬、谷ノ口、長ヶ迫、余立小谷、高四郎余立、灰石山、
灰石、灰石上谷、灰石下、市尾下ノ鼻、灰石下ノ谷、山口川向、山口、久保田山口、久保田、
井手ノ平、笹井後、猿ヶ迫、モモシヶ迫、府内後、西マト、久保田下段、口ノ田、障子岩、
久保田中溝通、久保田西、笹衛後、ユノキツル下段、ユノキツル、市尾、市尾東平、市尾西平、
市尾北平、市尾西ノ原、市尾地藏ノ元、井ノ久保北平、後ヶ迫、中ノ迫、穴ノ元、小迫、下ノ鼻、
津留平、東小迫、下ヒブリ、石割場、上津留、ツル、ツル井手ノ元、高四郎竜王下、高四郎西平、
上ヒブリ、岩下、新井平、通岩、小ジイ瀬、通山、新貝、九日殿、上ノ山、上ノ山馬宮森、谷ノ原、
宮山、丸淵、用ノ木田、用ノ木田鼻、立畑、堀ノ尾、山ノ口月ノ輪、カワフリ田、カウヤ作、
猪喰北平、トキ石、穴口、喜蔵新地、高野、横道八ノ久保、ササ川、カマヶ迫平、三四郎、
久保田下台、フロノ上、塔ノ久保、ダイ鼻、田ノ平、カキ畑、ツル小迫、小ノ田平、田井ヶ畑平、

武 山	搔 懷	中 尾
立岩平、山神迫、原塚畑、折戸平、駄原、奥畑下、板橋上、フトコロ山、六郎尻、元上村、市ノ尾後ヶ迫、後平、宇治ヶ谷、ウケバ、戸屋、清水ヶ迫、蒲谷、市ノ尾地藏ノ下、畑ヶ田、大迫、東台原、井ノコ崎、イバノ元田上、京塚、シキチ、	竹場、ビワガ淵、柳場、塚ノ元、池ノ元、鎌畑、戸ノ下、天神ノ下、水ノ下、神ノ田、久保通、塚畑、井ノ下、馬宮前、シシイクチ、龍ノ瀬、田ノ久保、シシイ平、ホキ平、ヨミド、塔ノ本、西ノ平、井ノ平、北平、西ノ原、穴井ノ元、瀧田、地生野、野畑、白水、向平、十歩ヶ谷、コノ平、横通、平田、一本松、地藏ノ元、出口、長畑、台、平畑、御領原、穴久保、発崎、カハラヶ田、沓替、大田、山ノ下、鮎子、三土台、岩崎、仁田半、ヒタカ坪、エコ田、飛渡、木ノ樵、天神川、マコイ、キツネ岩、産ヶ迫、赤迫、高峰、八郎入道、柳郷、アメジカ淵、姥ヶ谷、元野、平原、入小野、上津留、池田、一郎後、元ヶ迫、立目、西ノ間戸、ニナヲノ、九万田、稼田、道尻、水輪、高崎、恋ヶ谷、大久保、浅見ヶ迫、カウレヶ迫、ヨクイバ、大迫、向山ノ段、向山下ノ段、カマガ淵、馬宮、松尾、向山、小迫、大迫口、仁田平、辰目、	観音寺、コンヤ畑、下ノ年、小谷口、ホキ、ニセノ元、辻ヶ平、道ヶ迫、山王山、童王山、藪ノ内、松葉、久保、地藏平、折戸、中島、過入道、ハスカ池、中ノ尾、タヲ、産ヶ迫、井入道、畑ヶ迫、上畑ヶ迫、釜ヶ元、大田、丸山、オトリ殿、上山、宮ノ上、フロヶ迫、川久保、柿木田、影ノ木、坂本、神道、後大田、駄平、後ヶ迫、松尾、大内ヶ迫、梨木渡、小迫、ヤカタカ元、徳尾、山ノ神、コヲコヲ岩、三蔵谷、猿下、姫見岳、姫岳下、大坪、瀬戸岩、光明岳、大岩下、高屋、赤道、

中尾	左津留	高山
芝カトフ、寄松、寄マチ、上大良、樫山、大良河内、タイカ平、大良、長谷シリ、ハサマ、堀切、コテ、樫木前平、樫木上山、東平、鳥越、中尾、梅木迫、向平、松山、ミジシタ、畑中、長迫、前田、下ノ田、平松川、上リ付、久保シリ、池田、轟、小畑、エ内戸、森ノ上、原ノ田、子コ田、大迫、戸ノ口、コウシンツカ、太ヅエ、穴久保、稲干場、西ノ平、井ノ迫、戸ノ口山ノ神、柿ノ迫、夫婦岩ヨリ大津迄、コゴエ、通水、ツエシリ、仏田、立平、上畑、ウリケ田、橋山、シノミゾ、オリツギ、	年ノ神、年ノ神川東、エホシ岩、柿木田、仁太田、大橋山、穴井ノ元、塚田、産ケ迫、津留川向、井ノ上、合ノ山、柳迫、口ノ原、溝ケ下、平山、保良川、横ウネ、保良川、産ケ谷、産ケ谷鼻、駄平、駄平ノ上、鷹ガス、浅間ケ谷、フジカン、小椎ケ迫、竜王ノ下瀬戸、瀬戸ノ下、三本松ノ久保、一本松ノ下、法堂、イバ、イバ道下、柳川平、当ノ久保平、中ノ谷、尾首原、堤ノ上、竹ノ久保、尾首東、井ノ平、櫛ケ平、井ノ尻、上平川、平川、神ノ元、辻ノ原、谷山、尾首神前、戸ノ鼻、尾崎原、坂本、樋ノ口、津留、岩ノ下、下尾崎、合平、丸山、松デン、竜井、柚木津留、大久保、辻ノ原北平、辻ノ原西平、平掛、辰ケ鼻、松山ノ久保、田ノ久保平、高岩、後通田、後通田平、後通田原、田ノ久保、長小野下山、長小野井ノ尻、長小野台、長小野原、長小野久保、獅ノ口、長小野、長小野南平、長小野西平、長小野南、口原通ノ西、下小崎原、	平川、中ノ谷、登尾、桃木迫、中ノ谷折戸、ヲハチ久保、灰石山、中嶋、津留前、流田、立平、ノ中原、ヒイケ迫南平、戸ノ上南平、ヒイケ迫中尾、庚申塚、大迫、クワジトノ内、スナタケ平、

高山

山口、尾久保上平、尾久保、尾久保南平、峯、楠ヶ畑、神辻、ムクルウ追、山田、池田、尾崎向、尾崎、原、後平、久保、天神平、仏平、一木丸、櫛ヶ尾、小野、平ノ下、島丸、アスホ、阿土山、梅木ヶ追、西河内、形平田、当ノ久保、向ノ原、中山、井川上、庵ノ下、西ノ久保、西ノ平、桑木追、谷川、北ノ原、垣ノ内、上ノ原、神田平、地藏原、立山、宇土木、越当、代、乙ヶ追、荒田、入小野、志床、小井ヶ手瀬、天神山、南平、中原、中園、大久保、前平、松原、溝田平、高畑平、高畑山、新貝、畑ヶ追、小追、小野河辺、井ノ向、猿屋、小越、松木追、武拾歩、神ノ向、近道、欄塔、長谷、虫送嶺、長尾山、松山崎、辻山、上ミノ平、村中、井ノ久保、古園、宮下、井ノ河谷、須鼻、牛ヶ追、成水ヶ田、戸ノ下、戸ノ口、下ノ原、山ノ上、西ノ谷、笹尾、下津留、上津留、川平、後ノ原、後久保、小ヶ倉山、瀬戸、藤ノ尾、山地河内、小ヶ倉、前ノ谷、狐塚、上ノ久保、迫、化石下、六化、高平、上田平、北ノ平、戸ノ上、後ヶ追、井ノ向道下、近道ノ上、近道平、小迫下平、牛ヶ谷平、成水ヶ田上、古園山下道下、古園下、辻下、須鼻下、西ノ谷平上、長尾道下、松山久保、上津留上岩ノ下、

乙見

山犬戸、古城、姫岳原、清水ヶ道、田ヶ追、姫岳前平、鎌ヶ追、姫岳平、姫岳尾崎、中笠、中川平、姫岳下、下戸ノ戸、火渡、道面、生蒲、下川、中川、宮ノ久保、下中道下、下原、下中、津留、下尾崎、下中尾崎、西津留、戸ノ下、上戸ノ下、土取、後平、長迫、辻、上園、宮ノ上、小清水、小清水平、川久保、念仏場、台、長ノ原、大平、佐土原、間土平、ツエ久保、西平、横居場、神ノ迫、井ノ尻、山口、鶴田上、前田、石台、迫山、笹ヶ尾、小松川、内ヶ畑、願宇、

東神野

平内水、一ノ瀬平、檜木山平、宇土谷、古田ヶ迫、下久保、川平、杭川内、古柄西平、段平、
 古柄北平、荒平、下ナキ、高鼻通下、長谷、水ヶ谷、水ヶ谷南平、スリハチ久保、七曲、一ノ瀬、
 三条シカキ、二ノ谷西平、一ノ谷北平、横山峰、一ノ谷、ニガキケ平、黒岩、大久保、ホロケ、
 二ノ谷、山神谷、茶ノ木、種畑、加椎平、柳田、葛ヶ迫、周悦、向折戸、牛ヶ原、井ノ迫、折戸、
 山神森下、上山神、中國、向川原田、前川原田、フチン川、フチ元、古岩、石原、石原前田、
 古園田、古園、太田、三内、遊木、茅場、割向、中尾カラキ道下、古田ヶ迫平、中尾、
 中尾カラキ道上、龜甲、戸ノ口、掛橋、中尾平、塔ノ原、尾畑平、尾畑、権現山、尾畑山、尾畑谷、
 仁田平、宮ノ原、九分一、森平、向田、南平、漢平、宮台、八ツ面、宮原田、井川下、井川平、
 墓ノ下、古屋園、後久保、中國越、大道畑、狐塚、船ヶ迫、神ヶ迫、六クワ、漢入、下久保通上、
 下久保通下、河内、牛ヶ谷、中尾下、上中尾、宮ノ原台、川内、ヨソフ畑、木落、山神下、
 山口井ノ尻、二ノ谷東平、横山久保、小屋園、佐土原、山神、

乙
見

コダケツエクボ、コダケメグス、津留向、竹ハナ、森久保、京塚、赤松原道下、杖ノ戸、下河内、
 原首道下、原首、柳久保、杭河内、押垣、釜久保、藤ヶ下、桃木ヶ原、平原、寺山、ヘリ山、
 大久保、岩山、ウエツル、中原、上河内、シウンノ田、アサシリ、ウソノ前、ヨコイシ、吹越、
 吹越ヲギノ迫、吹越前、吹越道上、倉ノ尾道上、倉ノ尾、穴川、井河内、アマダ平、松葉山、
 アミダ山、丑ツナギ場、ヘホノ木、中尾倉、ハシノモト、シダノウ、瀬ノ尾、高平、釜床口、
 穴床口、山ノ神、治四郎畑、上ヶ畑、後ヶ迫、清太平、枝柳、枝柳道口、大野、姫見岳、シケノ元、
 三条弓、松尾山、ツエノクボ、赤葉山、山大ヶ久保、庵ノ尾、掛橋、奥畑、湯立、八戸台、笹尾、

東神野

上津留、平四郎、赤石、タヲノコヘ、石仏、大石、下津留、清水、カギウラ、金山越、カキウラ、楠ノ木ウド、ススレ、日平道上、日道平、平道上、平道、岩井ヶ谷、岩井ヶ平、日平道下、ウ子ヶ平、台、水呑場、新蒸藪、長尾、佐土原、古田窪、畑、竹ヶ畑、鳴石、ヤシキノハナ、畑久保、大野道下、大野前平、目細、小岳平、古田平、釜ノ頭、竹ヶ迫、東平、川向、下谷、谷、向平、樫ヶ淵、内津留、座ヶ迫、田ノ向、若山口、燈塚、栗磨石、藤賀野、御小路、向原、田尾越、下尾、尾崎、神野、神ノ前宮、岩ノ上、一ツ墓、宮ノ後、中尾、穴久保、長迫、鳥越、隣平、紫ノ迫、シヨケノ久保、地藏ノ尾、柿ノ木、立小路、久保平、久保向、ヌメリ石、宇藤木畑、老力津留、苦木平、ハチ久保、八ヶ窪、久保谷、西平、尾崎川、若王子、柿ノ木下、アサシリガワ、麻尻丸ヶ尾、ヒイ掛、ヒライシ、火トモシ、ヲシカキ、日平道、茅場、小三藪、

津久見市

(除保戸島)

○「津久見市史」大
字別字名ニ拠ル

上青江

五人寄合、アメシロ淵、火焚岩、豆打庭、越ノ尾、焼石、大丸、横山、古藪、五郎屋敷、柳谷、村向、村上、垣ノ内、蚯蚓山、石畑、段原、ジンガヒラ、山神、山神谷、小平、蜂ヶ巣平、大川道下、漬窪、大川道上、屋敷田、高田口、萩ノ戸、颯越、サカシメ、梨木平、カス子ヲ、引曲、竹ノ空、秋山、ウトシリ、ジルタレ、竹ノ元、百合尾、小畑、峯ノ谷、大尾、下樋、白石、田ノ平、袖山、サレ、シフノ下、高平、サレノ空、狸穴、戸ノ脇、谷ノ川、横平、ヲヨ畑、柵木山、小迫、後平東山、西畑、後平、清水平、モチ淵、大川、ヲリツキ、小谷、辨治、柳木田、向山、ヲンジダ、中田、家ノ下、中田山、ノホリヲ、トキヲ、タキノ下、井ノ久保、南ノ下、東畑、

神川、ウルシリ、コヘタラ、平畑上、丸山、川窪、平畑下、井ノ窪、高イカ、白木尾、芝原、
 河内窪、大ツエ、古田平西、古田平東、スノキ田、穴井、ホキノ下、岩屋口、亀尾、ヒカリ石、
 トトロブチ、黒岩、柳田、ウツキヤ子、水カトウ、神谷、ウツキ屋敷、守首、蔵谷、元治、松尾、
 戸ノ奥、カノクボ、金石原、アゴ原、隠地田、屋敷、板ノ川、苦キ畑、小屋段、カン子ヲ、松山、
 長浜、西山、柴山、タチバ、石畳、上ノ道、迫、原、村中、屋敷内、前畑、中間道下、梶原、
 道ノ上、川地、村上、フケ平、灰釜、後、栗ノ木山、丸尾、井手ノ元、川向、新開、向田、
 三人寄合、溝上、尾堂、脇原、下道分西、脇川原、原下道分下、前河原、下河原、追太、杉崎、
 原下道ヨリ西、下ノ平、吹ケ、南原、原下、前水内、屋敷後、トビワタリ、迫山、一本木、葛山、
 迫口、マカリタ、梅木谷、久保山、大平、二本松、浦屋敷、炭床、神山、ヨウシ屋敷、山ノ神、
 小松原、小松川、大内、大川、戸ノ口、戸ノ上、山犬ウト、中ノ谷、恩地、中尾、ニレノ木、
 トトロ口、マフセ、竹ノ久保、井ノ上、上下キ、井ノ下、古屋敷、尾崎、赤木口、津留、久保ノ下、
 トキ下、久保尻、横道、久保尻下、今屋敷、中屋道上、杉畑、茶屋本、田原、芋船、七免迫、
 免迫、平床、峠ノ下、堀切、コカクラ、地藏後、上屋敷、西ノ平、井ノ元、坂本、尾鼻、中屋敷、
 下ノ平、尾首、白竹山、コン迫、大久保、ミスマ、平原、鳥越、松久保、中田迫、芋ケ迫、山川、
 中通、後山、山首、トヲノヲ、竹下、木戸口、源氏、年神山、木戸口東通、トヲ尻、小ノ原下、
 高登川、新貝谷、殿屋敷、小平岩、小屋敷、大迫、ニガキケ平、東谷、向平、高登、鼻崎道上、
 高登権現下、鼻崎、衛後、長野、淵端、道尾分、垣籠、西谷、鬼丸、別当口、竹原、下河内、
 勇士、登尾、地藏原、辨治口、江後、下手、中津留、平、六田、鍛冶屋敷、屋形岩、奥山、古田、

上青江 カキアヘ	山崎 ヒウガシ、西尾、東尾、岩戸、蜂ヶ窪、小田平東、
下青江 シモアヘ	小網代、畑ヶ代、迫奥、警固屋、警固屋新地、浜、東北、松崎後、西、松崎、井無田、向平、向山、後山、門前、柳迫、惣敷、尾崎鼻、淵端、小園口、井天、御領畑、無所原、小次郎迫、道ヶ迫、ヲリト、大内平、大内、上山、尾首、内ヶ畑、長尾下、久保田、六十婦、尾野鼻、長尾鼻、畑ヶ尻、戸尺、大平、黒岩谷、土無所、後畑、緑山、内園、長尾、横道、山ノ神、木戸口、家奥、ツタキ、横畑、ヌカリガ窪、倉尾、松尾、上ノ平、立石、登立、若宮下、小木戸、左尾野、天神平、ミタライ、岡、道籠、土手外、地藏本、前河原、染屋、塩田、川田、カギイ、上屋敷、樋口、井ノ口、敷ノ内、森ノ下、奥ノ上、久保畑、上ノ平、道ノ上、不動面、谷口、久保山、水ノ本、田平西、家ノ上、小清水、横枕、長ト口、土手下、当新地、狭間、田平、田平東、大迫西、徳ノ尾、千分、大迫、大迫東、次郎淵、二ツ石、箕島、港町、梅木畑、
徳浦 トク	岡見、浦ノ前、浜、鼻白、岡見西平、下上、下屋敷、原ノ地、迫川端、迫、迫奥、迫家上、年ノ神、宮田、唐木ノ元、イバノ元、垣ノ内、垣ノ内前、小畑ヶ、屋敷、屋敷前、屋敷奥西平、屋敷東平、屋敷奥、福原、屋敷上、勢山、山ノ神、樟田、中敷、塔ノ元、平ノ前、田ノ内、大久保、平ノ上、徳浦奥、高取尾、トロメキ、峠下、白杵道、若山、古田、寺山、ヒイノ口、櫛山、桑原、寺河内口、寺河内北谷、寺河内奥西平、寺河内東平、寺河内、道ノ鼻、神田、鳥越、権現山、現権平、合ノ元、丸山、神田丸山、神田口、峯ノ下、御手洗、峯山、江ノ川、瀬ノ上、船付上、天神峯、合ノ元上、権現平上、石灰土井左、石灰上、船付、ツムロギ西平、ツムロギ東平、塩屋峠道上、中津浦、

徳浦

中津浦東、ツムロキ、下ツムロキ、シヨシケ浦、

堅浦

西丸、榑原、門田、中道、小峯、西風河内、平原、辨指屋敷、平山、田ノ迫、ゲンジヤキ、掛水、
太田津留、竹ノ下、中間ノ上、羽迫、内名、久保浦、横浦、立花、松久保、白土、鉦土、中ノ迫、

長目

鯖網代上、鯖網代、小天子、大司浦、長見崎、風呂元、葛山、長尾山、東谷、浦代、広浦川西、
広浦、広浦奥、丸尾山、長目山、平原、御手洗、長目、川ヨリ東、丸尾、長目奥、長目奥山、
小浦、釜戸ダイゴ、ダイゴ、釜戸、亀ヶ浦、久保浦、竹平、伊崎、沖平、新荒網代、押前、天神上、
船付、屋敷、榑屋、大ノ越、榑屋奥、村奥、小榑屋、天子ヶ浦、玉ヶ浦、小網代、イタチ、広波江、
無垢島、黒島、小島、

津久見

大工、千怒越下、千怒越、久保田、田ノ平、田淵、高取、大畑、新田、路木、谷川、川良谷、
道畑、下原、原上、原野上、原井手、原ノ前、原ノ下、原ノ上、奥畑、焼尾、太道、ウノ下、
上新田、向原、下道畑、原向、寒風、路木ノ迫、後治屋、柳谷、路木ノ下、中鶴上、中鶴前、
久留芝、谷川道、寺畑、中鶴、久保、尾野台、久保前、富畑、富田、岡ノ下、中スカ、
名主分、橋本、梅木、池田、尾野鼻、成守、成守ノ下、成守前、古川、桜木、中田、中田下、
中田上、出屋、三内、楡ノ木、風京、半ノ切、墓ノ本、カキジイ、則近前、引地、則近、成守上、
蔵竹、身打、迫前、亀ノ甲、久保田、大塚、上宮田、出口前、出口、坊主石、鏡、尾畑、大塚東、
門前、長幸、ゴミタ、ハサマ、岩道、樋口、カシヤ、七カルイ、カタケ谷、イモ畑、銅山、岩崎前、

付

録

津久見

ハイタカ、田尾越、田尾、田尾前、幸久保、田尾向、正ゲタ、天神山口、中ノ内前、村ノ上、東前、瀬戸石、天神山、堂烟、岩崎上、岩崎、河内山、海守、中屋敷、川出、前田、宮本、大田、坊ヶ迫、二十口、鼓堂、道万、長迫口、長迫、赤木、願寺、屋敷ノ平、西河内、登尾口、二ナイシリ、ウネ、竹ノ本、竹ノ迫、井ノ迫、椎ヶ迫、中間、樋口、古ヤド、根ノ木、大村、根ノ木上、樫木山、向ノ迫、迫村、下村、狐鼻、ツヅラヶ迫、千怒越前、

津久見浦

竹ノ鼻ノ上、竹ノ鼻、迫山、大谷口、石ヶ平、迫ノ奥、口屋、宮ノ前、神楽田、堀、汐田、宮ノ上、迫、堂ヶ迫、金山谷、念仏河、藪田、鳥居口、角尾崎、塩屋、鴨屋敷、姥目、高洲、河原、向河原、元屋敷、年ノ神、宮本、小路、ヒヘタイ、一反通、寺ノ前、狭間、西ノ上、文ヶ下、名主分、岩屋、折戸、上ノ山、石田、長迫、丁字ヶ迫、飛穴、梅天山、浮津、樋田、無田、野添、片代、福山、住床、福、鯛網代、聖嶋、

八戸

月ノ戸、佐土原、宇戸ノ平、迫原、赤萩、タラ、山平、平ヶ迫、猿戸、鷹ノ戸、駒戸、境目久保、クラ谷、ニタ尾、境目谷、境目、高尾、竹迫、与四郎、神ノ尾、鍋土、小葉付谷、山ノ神、カバノキ、小中尾、三ツ峯、大中尾、長谷、ハゼヶ谷、ニタノ久保、後ヶ平、イバノ久保、中村、尾崎、中村谷、グミノノキ、太郎治、桑ノ迫、子バ土、マノト、八戸台、カン子ゾフ、中屋敷、権現尾、中ヤシキ久保、宮ノ下、辻ノ後、植木本、イバノタ尾、クヌギヶ尾、大村、タラ、大尾、竹ノ中、奥ノ迫、松平谷、松平、西ノ迫、桐木迫、恩地、クミチ、水口、桑木原、柳ヶ尾、中ノ畑、小石谷、所古引、水ヶ迫、広戸、猿河内、白水谷、白水、横江、下台、一本松、大川通、大村下、

日 見	網 代	千 怒	
本地下、奥道、久保、寺ノ上、寺ノ脇、松尾、奥、宇戸、坪井戸、 平研、芋ケ下、長浦、久保浦、冠家ノ浦、天神ケ浦、コシ、白浦、芋ノ浦、田ノ浦、小浦、	宇土山、西ノ下、西ノ平、平地、幸久保、源徳、中ノ谷、戸ノ下、坂田、後田、広久保、トウノ久保、 向ノ平、渡積、島ノ原、翠浦、越ノ尻、福良越、西ノ上、恩地、ヨウラ、ヒヤノ坂、東ノ上、 岡ノ平、金石、丸岡、柳谷、カケヘラ、津井越、シンシ谷、日平、陳台場、小研、江ノ浦越、 幸月、和田、扇浜、姥ケ浦、天神上、網代越、刈野、ウツキ谷、姥目山、鳩越、鮎網代、柴色、 ナガモ、堀切、ヨシガウラ、小浦、久保泊、豆ノ浦、小場、ハナワキ、尾鼻、向平、小久保、奥、 片鼻、	藤内、雁床、黒鼻、内エビス、本久保、本ヲク、カバガ浦、千怒崎、千怒崎鼻、藤蔵久保、西泊、 山神ノ下、マイトウ、ヤケ尾、カンマイ、広道、松葉山、両家、迫山、山田、横枕、柳原、浜田、 尾崎、古川、尾ノ下、ヲノブ、山田迫、藤道ノ迫、藤道、山ノ口、下山、大田、野添、新地、 孫田、通山、コエキト、松合、田ノ迫、西ノ平、西ノ下、下井手、上井手、大岩本、峯道、 小タ川原、中敷、前田、田ノ尻、シンフチ、芝原、新開、尾野、平原、久保田、田ノ下、長尾、 ヨリト、清水、立岩、カシヤ、広久保、カシヤ山、上切、神ノ谷、茶エン合、久保、平野、塔ノ本、 鯛網代、牛ケ浦、有財島、島ノ地、広浦、内越、尾花、長四郎屋敷、堂崎、芝ノ花、内浦、天地花、	柿木尾、石割山、福原、新道、七衛門切り、ドウブ谷、

四
浦

敷場、煙ヶ尻、江ノ浦越、八重石、荒代、中ノ浦、鼻切後、古田、大峯、段原、椎谷、鳩浦、
 鯉岡見、河内奥、綱岡見、椎山脇、椎山、脇ノ上、小浦、小河原、仙水島、貴船島、葉色、赤崎、
 刀自ヶ浦、城山、芳ヶ谷、大谷、長田越、小刀自ヶ浦、久保泊、平岩、深良津、貝ノ浦、仁宅、
 小仁宅、白ヶ谷、落ノ浦、鹿ノ浦、田平道、田平、山の神後、前田平、文六山、棟ノ後、三本松、
 棟ノ平、峯ノ後、峯ノ平、土井道、蒲戸道、丸山、山ノ神、蔵谷、大浜道、土井、田ノ浦、
 田ノ浦峠、小鹿浦、土邸、天神ヶ浦、摺木、大谷、子童落、由ヶ浦、摺木炭竈、松ヶ浦、賢女ヶ浦、
 三ノ泊、高井道、尾ノ鼻、奥、炭竈、浅尻、小谷、高浜、高崎、

○江戸時代、白杵藩・佐伯藩ノ境界ハ、大字青江・上青江以北ヲ白杵藩領、大字津久見・津久見浦・八戸以下ヲ
 佐伯藩領トセリ。中世莊園時代ノ白杵莊・佐伯莊ノ境界ハ未詳ナルモ、近世佐伯藩領ニ入ル大字四浦字久保泊
 ニ、一一〇号所収ノ庚申塔ガアリ、コノ四浦半島中ニ白杵莊地アルコト疑ナシ。尚徳浦薬師寺氏ノ拘地ニ津久見
 村アリ(一一〇三号)。今大字四浦マデヲ掲ゲ、今後ノ検討ニ俟ツ。津久見市保戸島ハ徳門郷ノ内ニシテ、佐伯莊ノ
 内ナラン。

佐伯莊史料

一 豐後國風土記

○荒木田久老校訂本
寧樂遺文

○「佐賀郷史料」二号ニ収ム。本文省略。

二 續日本紀

○延暦四年正月廿七日条。「佐賀郷史料」三号ニ収ム。本文省略。

三 倭名類聚抄

穂門郷

○海部郡ノ郷ヲ「佐賀郷史料」九号ニ収ム。本文省略。当荘ハ穂門郷ニ属ス。

四 本朝世紀

九 ○新訂増補国史大系

藤原純友次將佐
伯是基生捕ラル

(天慶四年九月)
○廿日丁丑、天晴、○中 今日、以藤原貞包、任筑前權掾、是以去月於日向國与賊徒合戰之閒、擒獲
佐伯是本、并射殺賊類、因之所被賞也、其召名給式部已了、○下
略

佐伯 莊

海部郡佐伯院ヲ襲フ

佐伯是基ノ身ヲ進官ス

○^{同十一月}廿九日乙酉、休也、此日、西國賊首藤原純友之次將者佐伯是基、乍生將來左衛門府、但大宰府解文云、賊徒襲來管日向國、去八月十七・八兩日合戰、官軍有利、討殺凶賊之中、生獲件是基、仍進上其身如件、即仰檢非違使、下左獄所已了、又斬獲同賊首兼原生行首所副進也、同府解云、豐後國九月十三日解、同十六日到來備、追討凶賊使權少貳源朝臣經基今日下文同日到來云、賊徒今月六日襲來富國海部郡佐伯院、爰始從申時、至于酉剋、合戰之閒、生獲件生行、并擊殺賊徒、及討取馬船絹綿戎具雜物之由、以同七日、相副合戰日記、進送大宰府已了、件生行合戰之日數處被疵、生獲之後、僅存其命、爰爲進府、令禁候之閒、今月八日遂以死去、即斬其首、進送大宰府、國宜承知早速進官者、進上如件者、須件賊首着府之日即以進上、而日向合戰之日、^(脱アリ)生行捕獲佐伯是基、爲進官、警固使權少貳源朝臣經基身隨歸之由、頻有申送、仍爲一處進官、暫所逗留也、今相如是基進上如件云々、

五 八條院御領目錄

○内閣文庫藏山科家古文書
平安遺文五〇六〇号

攝津國富嶋宿野

甲斐國鎌田

近江國虫生

但馬國池寺

備後國長和

淡路國內膳保

筑前國野介

肥後國岳牟田

日向國富

已上帶 官符之、

伊勢國蘇原

但馬國河會・温泉兩寺

出雲國來海

肥後國豐田

弘誓院御庄々

河内國一志賀〔實力〕

攝津國三嶋 石井 富嶋

淡路國掃守

已上帶 官符之、

丹後國周枳

智惠光院御庄

豐後國戸穴

蓮華心院御庄

河内國高松

已上帶 官符之、

佐伯 莊

近江國比牟禮 廣瀬社

多々良木

美作國埴和

讃岐國姫江新庄 鷲羽

佐伯莊

(紙目)

四七八

肥後國山本

廳分御庄

攝津國兵庫

參河國高橋

甲斐國篠原

常陸國南野牧

近江國吉富

越前國一品勅旨

加賀國熊坂

越後國白鳥

但馬國三箇

伯耆國山守

備中國生石

安藝國能美

可部

開田

讃岐國姫江本庄

伊豫國新居

(新居郡)
(風早郡)
高田

已上帶 官符之、

河内國川田 高安

和泉國宇多勅旨

攝津國柳津川尻

淡路

頭成

參河國高橋新庄

駿河國服織

常陸國信太

近江國廣瀨南

龍門

信濃國棒

大井

常田

出羽國大山 成生

越前國氣比 鞍谷

出雲國太原

安藝國安摩

筑前國宗像

筑後國三箇社

豊後國豊田 傳法寺

豊後國豊田
伝法寺

安元二年二月 日

六 參考源平盛衰記

○改定史籍集覽
編外

一 谷城構事

平家伺候ノ人々

○首 平家年來ノ伺候ノ人、伊賀・伊勢近國ニ死殘タル輩、北陸南海ヨリ拔々ニ來著ケルハ云ニ及

ハス、山陽・山陰・四國・九國ニ宗ト聞ユル者共、以下、南都本阿波民部大輔成良カ口狀ヲ以テ、長門本無

安藝守基盛ノ息男、左馬頭行盛執筆トシテ、交名記シテ催サレタリ、以上、南都本先播磨國ニハ津

田四郎高基、美作ニハ江見入道豊田權頭、備前ニハ難波次郎經遠、同三郎經房、南都本不載經遠經

有一類字、按本書第三十卷平氏侍共亡段、長門本載經遠戰死、未詳備中ニハ長門本、有瀬尾太石賀入道多治

孰是、凡經遠經房事、出于本書第十一卷經俊入布引瀧段、可并見入道、伯耆國ニハ小鴨介基康、村尾海

部南都本長門 都本、作建部、太郎新見郷司、備後國ニハ奴賀南都本長門入道、伯耆國ニハ小鴨介基康、村尾海

六、長門本有成盛字、南日野郡司義行、日下、南都本長出雲國ニハ鹽治大夫、多久七郎南都本、多朝山

佐伯莊

四七九

佐伯 莊

四八〇

佐伯維康平家ニ
從フ
尾形維義一黨・
河野通信伴類ハ
反平家

佐伯莊ニ宇佐宮
假殿造營一國平
均役ヲ課ス

兵衛朝房、南都本長門本、作周防國ニハ石國源太維道、長門本、石國作石野介太郎有朝、南都本、野介作
頼房、無郎字、岡、南都本岩國、野氣、有朝作有
友、長門本周防介高綱、南都本、石見國ニハ安(案長門本)主大夫、横川郡司、長門國ニハ郡東司秀平、
無野字、作隆綱、
東下、南都本有郡司、長門郡西大夫良近、長門本、作義厚東入道武道、南都本長門本、鎮西ニハ菊池次郎
本、郡東司作豐東郡司、親、郡作豐、無武道字、
高直、原大夫種直、松浦太郎高俊、南都本、郡司權頭眞平、佐伯三郎維康、坂三郎維良、山鹿兵藤
次秀遠、坂井兵衛種遠也、坂井、南都本長門本作板井、豐後國ニハ尾形三郎維義一黨、豐後云々、長門本無、南都本
大夫成良力、伊豫國ニハ河野四郎通信力伴類ノ外ハ、弓矢ニ携ハル宗徒ノ輩大略參ケレハ、其次々
謀ニテ云々、人並人並出立テ、漏ル者コソナカリケリ、其次々云々、至此
ノ者共モ、必志ハナカリケレ共、長門本南都本無、昔項羽
カ鴻門ニ向シカ如シ、何カハ是ヲ攻落サントソ見エタリケル、
○東鑒、元暦元年二月四日條云、平家日來、相從西海・山陰兩道軍士數萬騎、構城郭於攝津與播磨
之境一谷群集、云々、

○佐伯維康一谷ニ參ルトノ說、參考ノタメ掲ゲ。

七 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐八幡宮藏
宇佐神宮史史料編四

○文治年中。海部郡關係部分ヲ「佐賀郷史料」一六号ニ抄出。本文省略。「佐伯莊」ノ初見史料ナリ。

ハ 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書
大分県史料一

○建久八年ノモノナルベシ。全文ヲ「佐賀郷史料」一七号ニ収ム。本文省略。文中ニ「一海部郡田代七百七十
余丁」ノ記述アリ。

九 大友家文書録

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三一

承久乱ニ佐伯將
監大友親秀ニ属
シ宇治橋ニ戦ヒ
戦死ス
官軍首藤俊孝豊
後ニ来ル

(承久) 京師於 (親秀從鎌倉軍、
三年辛巳。六月十四日。○家族古庄太郎重景 後號小田原・古庄次郎 欠名、太郎次郎、及州士佐伯左近將
右衛門大夫 戦
監欠等屬東兵戦宇治橋、重景被疵、次郎及佐伯氏。死、○東國士首藤俊孝與父俊親屬官軍、戦江州
勢多、俊親死、俊孝亦被疵、而敗走到豊後、而依賴於親秀 ○略、
割注、

10 關東進献八條院御遺領目錄

○三宝院文書
大日本史料四ノ一六

(朱書)
「承久没収領所見」

幕府八条院領等
ヲ後高倉院ニ返
献ス

承久三年自關東被進後高倉院八條院御遺跡御願寺庄々等目錄、
一 廳分御領七十九ヶ所 (朱書)
「野鞍庄廳分御領專一也」

佐伯 莊

智惠光院領五カ所

一 安樂壽院領四十八ヶ所

一 歡喜光院領廿六ヶ所

一 蓮花心院領十五ヶ所

一 智惠光院領五ヶ所

一 眞如院領十ヶ所

一 弘誓院領八ヶ所

一 禪林寺今熊野社領三ヶ所

一 新御領二ヶ所

一 京御領廿一ヶ所

一 御祈禱所四ヶ所

已上 自餘庄々略之、

廳分御領目錄云、

普成佛院

攝津國 野鞍庄

○「武家年代記」ニ、「承久三年 以先帝御領所々、悉被進高倉院、^(後脱)但武家要用之時者、可返給之由、以義村朝臣被申入了、則被許云々、」ト見ユ。『大日本史料』ハコレヲ、承久三年七月八日条ニ係ク。右「智惠光院領五ヶ所」中ニハ、「豊後國戸穴莊」ヲ含ムモノト推定ス。

二 豐後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇号

○弘安捌年九月 日。海部郡關係全文ヲ「佐賀郷史料」一八号ニ抄出。本文省略。当莊園關係史料トシテ左記アリ。

佐伯莊

佐伯庄百八十町

領家毛利判官代

領家 毛利判官代波彌^(マ)四郎殿

地頭 御家人

本莊百二十町

本庄百貳拾町

佐伯總^(マ)二郎政直法師 法名道精

堅田村六十町

堅田村六拾町内

拾五町 領家

參拾町 佐伯八郎惟資法師 法名道法

七町壹段 堅田左衛門三郎惟光 法名善大

四段 小原次郎重直法師 法名道佛^(田助)

佐伯莊

佐伯莊

四八四

三 豐後國圖田帳案

○内閣文庫本
鎌倉道文一五七〇一号

佐伯莊

本莊百二十町

堅田村六十町

○弘安八年九月晦日。海部郡關係全文ヲ「佐賀郷史料」一九号ニ抄出ス。本文省略。当莊關係ハ左ノ通り。

佐伯百八拾丁 領家毛利判官代孫四郎殿、地頭職大友兵庫入道殿

(賴泰)

本莊百六拾丁 地頭御家人佐伯彌四郎政直法名道清

堅田村六拾丁内拾五丁 領家

三拾丁 佐伯八郎惟資法名道法

七町一段 堅田左衛門次郎惟光

四段 小田原次郎重直法名道佛

○付録二、「大神姓佐伯氏系圖」参照。

三 賀來社大宮司平經妙申狀案

○柞原八幡宮文書
大分県史料九

(包紙ウハ書)

「正應二年三月大宮司記錄御緣起」

右謹考舊記、當社者、

八幡三所之靈廟四海擁護之神祠也、

淳和天皇御宇天長四年五月五日、延暦寺聖人金龜和尚參詣

當莊造營ハ賀來
莊ノ微力

地頭願蓮乃貢抑
留

大官司ハ平章妙
以來五代相伝
治承三年佐伯惟
家下司職補任
還補

宇佐宮、一千日參龍之閒、讀誦一乘妙典勤行兩部祕法、奉增尊神威光、奉祈天長地久、以同七年三月三日寅時、蒙示現偶、五欲垂跡豐後國、某所任彼處可有其驗云云、即不違靈夢之告、同年七月七日大菩薩之御初衣翔大虛、自宇佐宮移賀來社坐、其形八足白幡也、八幡寶號此時已顯、和尙、即依令經奏聞給、右大臣夏野卿奉勅宣、仰國司大江宇久、承和三年自被造進寶殿以降、爲一國大營令勤行祭祀、國司每任、所被調進大神寶御初拜也、凡和光同塵之靈應、遍照九野濟生利物誓、益弘歸八挺、爰一條院御宇長德四年、始而如宇佐宮、每三十三ヶ年、爲大官司之沙汰、所奉造替寶殿以下殿舍也、其躰殆下劣宇佐宮者也、宇佐則九州一同之大營、當社是是賀來庄之微力也、田代僅貳百參拾町、其內百餘町者引募神事立用、除常荒河成、殘以狹少之地、至莫大之勤、不堪之至尤可足高察、而自去弘安七年、相當于造替年記之閒、任先規造替之處、當庄地頭願蓮、抑留年々之乃貢之閒、就令言上關東、去弘安八年預御下知畢、爰願蓮違背御下知、不致其辨剝押取宮大工給田、令押領百姓等田畠、亦當庄內平丸保年貢者、願蓮與雜掌同意抑留之閒、造替于今不事行、於前々者、爲社家一向進止之地、大官司平均庄務之故、雖終其大功、於今者、被妨地頭之非法、難給社家之造營者也、凡當社者、爲大官司一圓之地、令管領之處、鳥羽院御時、大官司大神廣房蒙勅勒畢、仍贈左大臣家卿時信拜領之、有次第御相傳、勘解由少路殿一條前左大將家御後室積大夫殿御女御領也、於大官司職者、養和元年平章妙令拜任以來、至于賴妙・盛妙・有妙・經妙五代相傳、更以無相違、爰願蓮之曾祖父佐伯三郎惟家字、有憚流承三年、始而自領家被補任于下司職畢、同四年上表之、文治三年又不可背領家所命之由、書進起請文令還補、令相傳于子息惟賴之處、依背領家所命、健

佐伯莊

佐伯莊

四八六

子息惟賴
小次郎惟綱地頭職

保四年被改易惟賴、以文章生清隆被補任、令造進東大門畢、而願蓮之亡父小次郎惟綱法師法名賴阿童名鬼丸之時、貞應三年始而、雖給地頭職御下文、追祖父親父之跡、可致沙汰之由、被成下御下知畢、且此等子細、關東代々御下知明白也、而願蓮違背御下知、背先例、超亡父非法張行之餘、押領(官カ)神宮供僧名至百姓等田地、押取宮大工給之聞、造替之違亂、社壇之荒廢、職而莫不由斯、仍注進言上如件、

正應二年三月日

大宮司平經妙上

一四

昭慶門院

熹子內親王

御領目錄

○竹内文平所藏文書
鎌倉遺文二二六六一号

院宣ニヨリ左記
所領ヲ昭慶門院
ニ管領セシメラ

一 廳分

御領目錄

略○中

一

安樂壽院領

略○中

長野莊

略○中

豐後國長野(玖珠郡)古々・山田・帆足

球珠莊

豐後國球珠莊(玖珠郡)

一 歡喜光院

○同院領及ビ宝蓮花院・円法院・蓮藏院・弘誓院等領中略。

一 智惠光院

丹波國大澤庄(多紀郡)

出雲國淀庄(大原郡)

豐後國戸穴庄(海部郡)

戸穴莊

一 蓮花心院領寺務道玄僧都 執行成法印

○以下蓮花心院領・興善院領・宝樹院領・真如院領・皇后宮職御管領目六・序分御庄・恩徳院領・浄金剛院領・非寺領庄・大宮院領・室町院御領・今林准后御領・讃岐國・美濃國・甲斐國等略。

右、所々可有御管領之由、院宣所候也、以此旨、可令申入昭慶門院給、仍執達如件、

嘉元四年六月十二日

右衛門(督殿)
(吉田定房)

謹上 高倉前宰相殿



略 ○下

佐伯莊

佐伯 莊

四八八

二五 上小倉磨崖寶塔銘

○大分の石造美術
南海部郡弥生町大字上小倉

先妣覺性一百カ
日忌辰ニ磨崖宝
塔ヲ造立ス

右志趣者、依相當先妣覺性聖靈

一百ヶ日忌辰、造立之、(實)然則責報

同居妙土西方九品□年品頃此

寶塔□、乃至法界平才利益而已、

大神惟武

嘉曆元年三月十六日造立 大願主
大神惟武敬

○「」ハ『大分県金石年表』トノ校異。

二六 上小倉磨崖寶塔二基銘

○大分の石造美術
南海部郡弥生町大字上小倉

(右)「右爲西妙□修善次、能海、(聖光)

兼日逆善也、然則死聖靈

縱雖何林混、(骨)者必此

寶塔可納□□起立如件、

(中央)「嘉曆四年己巳八月六日切始之、(間)同

能海逆善西妙百
カ日修善ノタメ
宝塔ヲ建ツ

十二日起立了、同十六日供養、

二基内

北一基能海逆善也、
生年四十三四十六
逆善

南一基西妙聖靈也、
生年三十四三十四
卒了

一右起立志趣者、相當西妙

聖靈一百個日修善也、

然則頓□佛果悟無生心

九界述

○宝塔二基ノ相輪ヲ挟ミ、右側・中央・左側ノ三個所ニ刻ス。〔 〕内ハ『大分県金石年表』ニヨル。

一七 白山神社前彌陀種子板碑銘

○大分の石造美術
南海部郡弥生町大字白山

元徳二年

板碑ヲ造立ス

(梵字キリーク)

十一月十三日

佐伯莊

一八 足利尊氏軍勢催促狀

○川瀬文書
南北朝遺文九州編五二六号

肝付八郎兼重以下、凶徒誅伐之事、差遣畠山修理亮七郎訖、(義順)隨彼催促、可抽軍忠之狀、如件、

肝付兼重以下誅伐ノ為畠山七郎ヲ遣ハスヲ告ゲ合力セシム

建武三年三月廿八日

(足利)
尊氏

佐伯備前權守殿
(惟仲)

○「大友興廢記」大神氏始之事ニモ引用セリ。付録二、「大神姓佐伯氏系圖」参照。

一九 五條賴元書狀寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

小国退治ノ御感令旨ヲ下サル
恩賞ハ所望ニ任ス

(肥後国阿蘇郡)
小國對治、返々目出候、(懷良親王)御感令旨、先度被成下候了、定參着候哉、於今度恩賞者、早御所望にまか

せて、可被仰下候、尙々神妙御ささに候、肥後・筑後之閒、相構念可有御越候歟、兼又、彼方之事、此時節に、いそきかさねて御さいそくあるへく候、大夫阿闍梨をかさねてまいせ候、(ら脱)これをつかハされて候、かまへてく御使をそゑさせ給候へく候、兩方へ狀をつかはし候、なをく諸事ふかくたのミ申候、又かさねたる(後村上天皇)綸旨案文、(隆資)四條中納言狀等、可被御覽候、なに事もふかくたのミ

申候、かまゑてく、御同心候ハ、悦存候へく候、恐々謹言、

(興國元年)
八月十七日

(五条)
賴元 花押

使ヲ佐伯ノ方ニ
遣ハスニ付案内
者ヲ付スベシ

惠良(惟選)小二郎殿

只今、このつかい、わさと佐伯の方へつかハしたく候、(案内者)(をカ)あんないさにてつけて給候へく候、綸旨を
下され候程に、かやうに申候、重恐々謹言、

二〇 宗榮書狀寫

○薩藩旧記所収伊知地文書
大日本史料六ノ六

井田郷ハ一色道
猷配分狀ニ見エ
ズ
佐伯莊領家職ハ
戸次頼時ニ預ケ
ラル

治部兵衛太夫入道狀
豐後國井田郷地頭職事、不見一色少輔太郎入道々(範氏)猷配分狀候、戸次豐前太郎頼時者、佐伯庄領家
職、并日向國伊東藤内左衛門尉跡地頭職、被預候者也、被載彼配分狀候畢、恐々謹言、

時曆應四年卯月廿二日

宗 榮 在判

安富民部太夫殿(貞前)

御返事

二 上小倉磨崖寶塔銘

○大分の石造美術
南海部郡弥生町大字上小倉

沙弥惟覺夫婦ノ
逆善ノタメ造立
ス

右意趣者、爲沙彌惟覺夫婦

兩人(逆)(所)追善時奉起立也、然則

現世安穩後生善處、乃至

佐伯莊

佐伯莊

法界同利益已、
〔而已〕

康永四年乙酉二月廿四日

大願主信覺敬
〔善〕〔願主〕〔白〕

○「」内ハ「大分県金石年表」ニヨル。

三 足利尊氏袖判下文案

○大友文書
大分県史料二六

御袖判
〔足利尊氏〕

下 角違一揆中

角違一揆中ニ佐伯莊・小佐井郷地頭職ヲ宛行フ

可令早領知、豐後國佐伯莊〔惟賢力〕佐伯山、城守跡、同國小佐井郷〔海部郡〕草野筑後入道跡等地頭職事、

右、依參御方、所宛行也、守先例、可致沙汰之狀、如件、

貞和二年五月十七日

○付録二、「大神姓佐伯氏系圖」参照。

三 惠良惟澄闕所地中指合所領注進狀寫

○阿蘇家文書上
大日本古文書

注進闕所内指合所々事、

タヲ注進ス

早田莊内満吉名
地頭職

豊後国朽網郷地
頭職
同国玖郡地頭
職

堅田次郎入道跡

官軍ノ恩賞所望

○葦北庄・六ヶ庄・赤見
村・天草本砦嶋中略。

一、豊後國早田庄内満吉名地頭職事、
(大分郡)

件庄地頭職、自關東時菊地故宮兵部卿殿御相傳之地也、御恩御相續、非闕所歟、
(和泉郡)

一、薩摩國和泉庄地頭職事、
當庄輩、自竅初於國致軍忠、無左右不可及沙汰之由、自宮御所被仰者也、
(懷良親王)

一、日向國新名庄國中無此名字歟、若
爲新納院者、非闕所、

此外注進闕所地事、闕否雖不分明、先爲祈所可被宛行也、

一、豊後國朽網郷地頭職土貢千五百云々、
大分郡

一、同國玖郡地頭職於御方、致軍忠之
輩等在者也、

一、日向高知尾庄内闕所、
(臼杵郡)

高知尾一類籠小野城、可被尋究、

一、堅田次郎入道跡、可注申所領名字也、
(佐伯庄)

二四 惠良惟澄官軍等所望闕所地注進狀寫

○阿蘇家文書上
大日本古文書

注進

佐伯 莊

佐伯 莊

四九四

スノ欠所地ヲ注進

官軍等。恩賞所望闕所地、

一族分

一、阿蘇大宮司小次郎惟澄申惟時跡本領并新恩地事、

一、惠良彌三郎惟賢申肥豐後國朽網直入郡郷地頭職・肥後國葦北葦北郡庄地頭職事、

一、惠良彌次郎惟永申豐後國伊田直入郡郷地頭職事、
朽網郷地頭職事、
肥後國天草郡大屋野地頭職事、

○二
項略

一、伊津野右衛門次郎入道唯阿申、直入郡直入郷豐後國柏原村地頭職、日向國高知尾庄内上村地頭職事、

堅田次郎入道跡

一、白石左衛門次郎道秋申、養父豐後國堅田佐伯庄次郎入道跡事、

一、田尻孫六道綱申、本領豐後國早田庄内滿吉名地頭職事、
大分郡

○中
略

右、注進如件、

一、岩戸小太郎政澄申、日向國高知尾庄立宿村舎兄政幸跡事、

興國七年四月八日

進上御奉行所

一、立宿孫六政高申御感令旨事、

正平二年九月廿日

宇治惟澄(裏花押影)

二五 征西將軍宮懷良親王令旨案

○阿蘇家文書下
大日本古文書

佐伯莊地頭職ヲ
官軍ニ支配シ論
旨ヲ申下スベシ

豐後國佐伯莊地頭職事、令支配官軍等、可申下（繪旨ノ誤）
令旨者、
征西大將軍宮御氣色如此、仍執達如件、

正平二年十一月九日

（五条頼元）
勘解由次官 花押

惠良小二郎殿（惟遵）

上包阿蘇大宮司殿左少將胤房
コノ包紙ニハアラサル也、前ノ
モコノホトノ事ニヤアラン、

二六 足利直冬下文

○九州大学文学部所藏來島文書
南北朝遺文九州編三二九七号

下 松浦大嶋小次郎聞

松浦聞ニ勲功賞
トシテ替地ヲ宛
行フ

可令早領知肥前國高來伊佐早庄内宇岐古里加野津三郎入道女子跡貳拾五町・筑後國河北庄内壇孫
三郎跡拾町・壹岐嶋伊佐布志郷内大河野孫三郎入道跡畠地五ヶ所・同嶋下野源六跡壹町・同嶋内
野左衛門五郎跡壹町・同嶋伊佐布志郷内賀世井田七郎跡參段・同嶋物江郷内三郎左衛門入道女子
跡貳段・筑前國三奈木庄内小田孫七跡參町・同庄松尾四郎跡參町・同庄伊美兵衛四郎跡拾町・同

佐伯莊

佐伯 莊

四九六

豊後佐伯左衛門
尉跡五町

庄豊後佐伯左衛門尉跡五町・同國淀河下野源六跡參町地頭職事、
右、爲勲功之壹岐嶋長嶋次郎跡・筑前國山田又三郎跡之替、所充行也、早守先例、可令領掌之狀、
如件、

觀應二年十二月廿五日

(足利直冬)

源朝臣(花押)

二七 長良神社五輪塔銘

○大分の石造美術
佐伯市大字長良長良神社境内

五輪塔ヲ建ツ

(水輪) 〔正平十二年二月日 沙彌圓秀〕

○〔 〕内ハ「佐伯氏一族の興亡」ニヨル。

二八 長良汐月馬場地藏堂五輪塔銘

○大分の石造美術
佐伯市大字長良汐月

五輪塔ヲ建ツ

(水輪) 〔正平十二年□月日 沙彌阿秀〕

○『大分県金石年表』ハ、大字長良字馬場収納鼻トス。〔 〕内ハ同書。前号ト同一ノモノトスル説アルモ、
シバラク存シ、後ノ検証ニ俟ツ。

二 後光嚴天皇綸旨案

○鎮西古文書編年錄佐伯文書
増補訂正編年大友史料八

一族ヲ催シ軍忠
ヲ致サシム

相催一族等、可致軍忠者、
天氣如此、悉之、以狀、

正平廿年十二月十五日

右大辨判

佐伯山城守所
(維賢カ)

○本文書「大友興廢記」ニモ引用セリ。

三 尺間觀音堂寶篋印塔銘

○大部分の石造美術
南海部郡弥生町大字尺間

宝篋印塔ヲ建ツ

建徳元年庚戌長月十九大乗
典日

右旨趣者、一□□□衆各敬白、

○梵字(□、サ、キリーク、バク)(觀音)(弥陀)(釈迦)アリ。多田隈豊秋『九州の石塔下』ハ、日付ヲ「長月十九日」トセリ。
此ノ方正シカラシム。
大□□
典□

佐伯莊

三 今川義範軍勢催促狀案

○日向土持文書
南北朝遺文九州編四九一一号

土持時榮ヲシテ
佐伯・蒲江辺ニ
出陣セシム

(菊池)
武光以下凶徒寄來當城之閒、致合戰最中也、早馳越佐伯・蒲江邊、可被致忠節之狀、如件、

應安四年十一月十四日

(今川義範)
治部少輔判

(時榮)
土持八郎左衛門入道殿

三 尺閒觀音堂寶篋印塔銘

○大分の石造美術
南海部郡弥生町大字尺閒

沙弥道覺逆修ノ
タメ宝篋印塔ヲ
造立ス

逆修沙彌道覺

文中二年癸丑三月十日

敬白

○塔身ニ四方ノ種子(梵字)バイ、□、キリーク、バク(釈迦)ヲ刻ス。

三 尺閒觀音堂寶篋印塔銘

○大分の石造美術
南海部郡弥生町大字尺閒

貞阿弥陀仏逆修
ノタメ宝篋印塔

逆修貞阿彌陀佛、

ヲ造立ス

文中二年癸丑三月十日 敬白

○梵字前号ニ同ジ。

三 足利義滿袖判下文

○大友文書
大分県史料二六

(足利義満
花押)

下角違一揆中

角違一揆中ニ豊
後国佐伯莊以下
ヲ充行フ

可令早領知豊後國佐伯庄(佐伯山城守 惟賢カ)

同國小佐井郷(海部郡)草野筑後
入道跡 等地頭職事、

右、爲勳功之賞所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

永和元年九月二日

○付録二、「大神姓佐伯氏系図」参照。

三五 尺間觀音堂寶篋印塔銘

○大分の石造美術
南海部郡弥生町大字尺間

逆修妙心禪尼

妙心禪尼逆修ノ
タメ宝篋印塔ヲ
造立ス

天授三年丁巳十月十日

敬白

佐伯莊

佐伯 莊

五〇〇

三 尺閒觀音堂寶篋印塔銘

○大分の石造美術
南海部郡弥生町大字尺間

逆修道教禪門

道教禪門逆修ノ
タメ宝篋印塔ヲ
造立ス

天授三年丁巳十月日敬
白

○梵字（バイ、ア、キリーク、バク）ヲ刻ス。

三七 大願寺跡五輪塔銘

○大分県金石年表
佐伯市大字長谷大願寺跡

（火輪現存）
于時康應二歲庚午二日廿五日

三 西大寺末寺帳

愛○相模極楽寺文書
媛県史資料

〔外題〕
「西大寺諸國末寺帳」

大和國

略○中

以上畿内

略○中

已上東山道

略○中

已上北陸道

〔補〕
幡磨國

北條
常樂寺

福泉寺

興善寺

谷坂
龍華院

成福寺

曼荼羅寺

報恩寺

飾萬寺

佐伯莊

延命寺

常住寺

福泉寺

長坂寺

二堂
報恩寺

備中國

成羽
善養寺

金光寺

備後國

尾道
淨土寺

草出
常福寺

今高野大田庄
金剛寺

周防國

淨寶寺

國分寺

長門國

國分寺

律成寺

淨名寺

藏福寺

長光寺

已上山陽道

丹波國

金光明寺

金剛心寺

佐伯莊

志樂
泉源寺

成願寺

但馬國

常任金剛寺

花藏寺

金光明寺

石見國

三角
正法寺

已上山陰道

紀伊國

金剛寺

利生護國寺

福林寺
トヨ田

岡輪寺
新宮

西福寺

觀音寺

光明院

寶金剛寺

寶光寺

遍照光院
高野

阿波國

高林寺

成願寺

觀音寺

地藏寺

讃岐國

柏原
鷲峯寺

屋嶋
普賢寺

國分寺

屋嶋寺

伊豫國

興法院

國分寺

已上南海道

筑前國

轉田
大乘寺

宰府
最福寺

安養寺

田村
神宮寺

長福寺
江七

出雲國

報恩寺

豐前國

規矩
大興善寺

寶光明寺

寶勝寺

宇佐
大樂寺

城井
常福寺

城
觀音寺

中願寺

中津河
萬福寺

觀音寺

豐後國

金剛寶戒寺

日田
永興寺

佐伯庄
最勝寺

潮音寺

肥前國

田平
東妙寺
皮杵大村
寶生寺

法泉寺

肥後國

筑地
淨光寺

長原
天福寺

菊地
大琳寺

春日寺

八代
正法寺

同
玉泉寺

山鹿
金剛光明寺

河尻
觀音寺

大隅國

正國寺

慈音寺

薩摩國

泰平寺

日向國

佐伯莊

志布志
寶滿寺

寶泉寺

因幡國

國分寺

常陸國

平福寺

下總國

雲富
大慈恩寺

下野國

眞福寺

出羽國

菩提寺

相摸國

極樂寺

參河國以東諸末寺、多分屬極樂寺、

以上東海道

伯耆國

國分寺

明德二年九月廿八日、書改之了、

佐伯莊

三 下城五輪塔銘

○大分県金石年表
佐伯市大字長谷字下城

徳□逆修ノタメ
五輪塔ヲ造立ス

(墨書)
逆修徳

明徳三年

四 大内隆弘奉書

○伊藤喜左衛門文書
萩藩閣閣録四

佐伯莊松原城落
去ノ際ノ忠節ヲ
賞ス

去八月十九日、豊州表郡佐伯松原之城落去之砌、跡退之振、久利方注進被聞召、神妙之由、御上意之趣、如件、

應永貳年九月三日

(大内)
隆弘判

伊藤次郎左衛門とのへ

○意味通ゼザル所アリ。偽文書力。

四 京都不審條々

○彌寝文書
九州史料叢書

京都不審条々ヲ
注ス

京都不審條々

〔異筆〕
〔義持也〕

一 若君去年十二月十七日御元服、五位中將、當日將軍之宣旨御かふり候矣、

〔異筆〕
〔將軍義満公〕
〔應永元年〕

一 御所十二月廿七日大政大臣ニ御上候、正月七日可有御拜賀云々、御代ハ悉若君ニ御譲と云々、

一 探題九州地頭御家人諸侍安堵恩賞事、不可有京都注進候、可爲探題沙汰御事書云々、

一 御感事ハ、就于注進、可有御沙汰云々、

一 兩島一諸本領當知行、大隅・薩摩兩國守護職闕所以下、悉九州靜謐御恩賞、探題御給了、
〔今川貞世〕

一 島津縱雖被參洛、兩國にハ有入部、可有知行上意御判に候云々、

國地頭御家人御
所奉公ノ名字
戸次・日田・佐
伯・田原・吉弘

一 國地頭御家人、兼日より御所奉公之名字之中ニ、百餘人小番之衆とて被書拔、若君御所番帳ニ被

書候、九州之人々ニハ、探題御右筆にて三十餘人か、豐後ニハ、戸次、日田、佐伯、田原ニ三

人、吉弘一人、日向ニハ、伊東大和、宮崎薩摩、守永入道、土持、財部、和田、高木、薩摩ニハ、

澁谷、牛屎、和泉、谷山、阿多系、大隅ニハ、税所、加治木、平山、禰寢と見えて候、是ハ遠國

之習、人にひかれ、又在所ニよりて、難立御用候間、忠ニより、公方よりも執しおほしめし、永

代御所奉公名字うしなはすして、國々にふまゑ候て、たといふしきの亂世にも、不可有相違上意

にて候由、御事書ニ見えて候、大かいなり書進候、若又此外も望人候ハ、忠節ニより候て、探

題御注進候ハ、可取入御やくそくにて候と、
〔御〕
数書ニ見えて候、

〔異筆〕
「應永二年」

望ノ者ハ忠節ニ
ヨリ探題注進セ
バ取入ル

佐伯 莊

五〇六

三 正明寺跡層塔銘

○大分県金石年表
南海部郡直川村大字赤木字栗林 正明寺跡

二世願望一切円
成ノタメ層塔ヲ
建立ス

日光月光、□望心信、願主各信力彌堅、善根増

長、二世願望一切圓成、三界六凡全登竟岸、皆應永

十八年辛卯三月十五日時結衆才大工玄宗敬白、

三 浦城天満宮鰐口銘

○延岡の歴史と文化財
延岡市浦城町

大神惟世鰐口ヲ
寄進ス

(表外区タガ不陰刻)
「天満宮、佐伯庄寶光寺鎮守奉施入金鑿、應永廿一年甲午十月八日、讃岐守大神惟世」

○付録二、「大神姓佐伯氏系図」参照。

四 堅田常樂寺五輪塔銘

○大分県金石年表
佐伯市大字堅田字波越常樂寺

玄陽五輪塔ヲ造
立ス

(地輪、他亡失)

□□□□□記名四部弟子、永保百年之□樂、必免六道之苦報者耶、應永卅三年丙午秋八月彼岸

住持比丘玄陽謹□

聖 滿濟准后日記

○三寶院藏
統群書類從補遺

日田・田原・佐伯氏ニ大内持世ニ合カスベキ旨ノ御内書ヲ成サレバシ
御内書ノ事申入レズ

日田・田原・佐伯ニ對スル御内書

逆修時講結衆宝篋印塔ヲ造立ス

○五月廿二日、晴、飯尾肥前守爲御使參申了、題目ハ豐後國人^(持世)大友若黨^(日)肥田・田原・佐伯等ニ、大内

新介立歸長門へ渡海事在之ハ、大内修理大夫ヲ可合力旨、可被成御内書歟之由、愚身先日意見申様被思食、其儀歟ト云々、御返答、此三人方へ御内書事、曾不申入事也、大友左京亮方へハ、重嚴密

御文章ヲ被載、可合力大内修理大夫旨、可被仰下歟由申入也、若惡申哉云々、○下^(党力)略

○十月十日晴、○中^(同年)略 早旦出京、山名禪門來、九州事條々意見分申也、一御旗事、略 ○中 一大友、少

貳等御治罰事同前候、一大友左京亮手ニ屬テ可致忠節由、ヒタ・田原・サイキ三人方へ可被成御内

書之由事、是ハ可被成御内書條、可然、○下^(親綱)略

堅田石打寶篋印塔銘

○白井昭一調査記錄
佐伯市大字堅田字石打

(塔身第一面)
一逆修時講結衆敬白、

高源 玄□

(梵字ウーン)道春居土

高積 賢心

佐伯 莊

佐伯莊

五〇八

皆永享十三年辛酉二月廿四日

(第二面)
「慶壽大□ 玄參 玄工

賢□

妙□ (梵字タラーク)

(第三面)
○銘文欠
アルカ。

「清□ 香興 玄拾

(梵字キリーク)

(第四面)
「(梵字アク)

四七 堅田常樂寺鰐口銘

○大分県金石年表
佐伯市大字堅田字波越 常樂寺

惟□鰐口ヲ奉納
ス

豐後州佐伯庄堅田村裏常樂寺之公用也、
于時文安四年丁卯閏二月廿八日、願主惟旦、

四八 大友親隆知行預ケ狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

御手洗九郎跡二
十貫分ヲ預ク

(御手洗)
□□□九郎跡之内貳拾貫分事、預置候、可被知行候、謹言、

十月十六日

(大友)
親 隆 在 判

植田孫六殿

○御手洗氏ハ佐伯莊ノ住人ナラン。

咒 長谷新熊野神社棟札銘

○大分県金石年表
佐伯市大字長谷新熊野神社

新熊野社ヲ勸請
ス
大檀那大神惟光

(墨書)
「奉勸請護法善神、信心大施主師子女願主敬白、」

于時文明二年壬辰霜月廿七日、大檀那大神朝臣惟光敬白、」

吾 大友政親書狀(紙切)

○三代文書
大分県史料一〇

(端裏切封)
「(墨引)」

大友親豊讒者ノ
取成シニヨリ佐
伯方面ニ逃ル

此方(時宜)のしき存知のことく、國の人々同心に申たんし、さんし(議者)やせい(成敗)はいいたし候、親豊(大友親豊)ハとうかん

なく候へ共、さんし(佐伯)やとりなし(さいきのことくこへ候や、)によって、仍そのさかいの

事、めんく(本望)一かうたのミ入候、あんちうちから方、さいせんけんき(現形)やうにて、一所に申承候、

ほんはう(本望)に候、その方よりうの人々、申あわせられ、かのさんし(よりく)やつうろなど、ことにその方むき

とをる事候ハ、うちとられ候やうに、れうけんたのミ申候、そのさかいあたりの人々、申たんし

讒者ヲ討取ラル
ベシ

佐 伯 莊

佐伯 莊

五一〇

候、われらにたいし、いよくこゝろさしをあらはされ候ハ、われらも又、へつしてこゝろさしをあらはし申へく候、ひとへにたのミ申候、こさい彼方より申さるへく候、恐々謹言、

六月廿三日

政親 (花押)

三代丹後入道殿

○本文書ハ「萱嶋文書」中ニアリ。「」内ハ『増補訂正編年大友史料』一二所収トノ校異。

五 大友政親書狀

○三代文書
大分県史料一〇

種々取成馳走ヲ
謝ス

佐伯

其方しんらうのよし承候、ことに、いろ／＼とりなし、心をそへられ候、心さし一しほ悦喜申候、ふるさうのわかさの守、一所にはたらきの通承候、らうたいのほねおり、まことに、しやかた候、けうらうちへ、てきのき候よし承候、ぬけかたのれうけん、たのミ申候、さいきハ、ちうしんのふんハ、らつきよほとあるへからす候、しかるへく候、其方の事ハ、めん／＼一かうたのミ入候、尙々、かさね／＼申へく候、恐々謹言、

八月十九日

政親 (花押)

三代主税助殿

三代丹後入道殿

○「三代文書」ハ「萱嶋文書」ニ混入ス。

五三 田原親宗書狀(紙切)

○永弘文書
大分県史料四

(端裏切封)
「(墨引)」

又杉三河方書狀、委細披見申候、得其心候、是又不可有心疎之義候、

祈禱卷數ヲ謝ス

御祈禱卷數一合被懸御意候、祝着候、彌節々可預御祈念候、抑先年者、於長州申承候之條、連々雖

床敷存候、遠路事候、亦者此二三ヶ年筑後在國之閒、不申承候、於自今以後者、可申承候、御同前

神領証跡ヲ披見

可仰候、兼又於當國御神領證跡等、具加披見候、今程慮外之儀共出來候閒、親豐佐伯境逗留

大友親豐佐伯境ニ逗留ス

候、歸符之儀、爲可加意見、年寄共各從最前供奉仕候、仍諸沙汰以下停止之時分候、我ら事者、前

意見ノ為年老供奉ス

後不知案内候、國家被取靜候者、必可有執沙汰候、愚意又聊不可有疎義候、於以後者、涯分宿老

至、可加助言候、如何様、重而可申承候、恐々謹言、

(明応二年頃カ)
七月十日

(田原) 親宗 (花押)

永弘式部丞殿

○田原親宗、大友親豐(義右)ニ反シ、安岐郷義崎ニテ討タル、ハ、明応三年(一四九四)五月二十六日ナリ。

佐伯莊

佐伯 莊

五二二

三 大友親治書狀

○鶴原泰嗣藏田口文書
増補訂正編年大友史料一三

佐伯ニ使者ヲ遣
ハスニ付支度セ
シム

爲佐伯へ使者□

□、内々□^(可カ)有其支度候、

□書狀等認候て、可持進候、恐々謹言、

八月十八日

^(大友)親治(花押)

田口二郎左衛門尉殿

津久見太郎兵衛尉殿

四 城政冬等三名連署書狀

○相良家文書一
大日本古文書

(折封ウハ書)

(異筆)

「永正三年十月

廿二日到來」

城刑部少輔

隈部彌八郎

内空閑備前守

相良殿

御宿所

重載

(端裏切封)
「(墨引)」

菊池政隆大友氏
ノ援軍ヲ破ル
筑後衆ノ出陣

就被申旨候、被進狀候、以御納得、早速其御覺悟肝要候、仍、爲阿蘇惟長合力、豐後衆少々陣取付
候、然者、度々取合候、兩度被得勝利候、本望候、此方彌堅固候、可御心安候、筑後靜候條、國衆

大聖院宗心・田原・佐伯ノ現形

近日可有出陣由候、先衆多分罷着候、大聖院殿・田原・佐伯、於浦邊現形由、被申越候、專一候、此節國々跡可被申合候、毎々被憑存候、爰許立柄始中終、自内田重國可有傳達候、可得御意候、恐々謹言、

(永正三年)
十月十三日

(内室附)
重 載 (花押)
(腰部)
忠 豐 (花押)
(城)
政 冬 (花押)

相良殿
御宿所

五 中津留觀音庵寶篋印塔二基銘

○大分県金石年表
南海部郡直川村大字赤木字中津留

(第一基、基礎部)
「預修全得功德主苔巖光薰居士、
苔巖光薰逆修ノ
タメ宝篋印塔ヲ
造立ス
于時永正九年壬申八月如意珠日、施主敬白、」
(第二基、同右)
「預修全得功德主保室明安信女、
保室明安逆修

于時永正九白壬申八月彼岸日、施主敬白、」

佐伯 莊

佐伯莊

五一四

五 市福所寶篋印塔銘

○大分県金石年表
佐伯市大字青山宇市福所

皆永正十三年丙子八月十六日

○塔身ノミヲ存ス。

五 府坂大川庵地藏菩薩像銘

○大分県金石年表八
佐伯市大字堅田字府坂

地藏菩薩像一基
ヲ造立ス

地藏一基、本願玄其榮、

干時大永二年甲申三月初^(八日)佛子宗忠、

○「」内ハ『佐伯氏一族の興亡』ニヨル。

五 堅田石打六地藏幢銘

○大分県金石年表六
佐伯市大字堅田字石打

逆修時講人数六
地藏幢ヲ造立ス

(上部欠損)

造立六地藏一基本願^(欠損)□□宗等

時講之人枚□□道常□道□□圓道□□道

秀道□□永道□道□道香常慶常□□源□常□正

音道秀道□□道金妙意道□□智淨永□順

皆大永六^(次)歲甲申三月初八日施主各々

□□忍道□正□□祐童子宗鏡妙秀妙□妙清妙金

妙永妙嚴妙□妙正妙本妙通□□□□

五九 堅田石打寶篋印塔銘

○白井昭一調査記錄
佐伯市大字堅田字石打

「逆修ノタメ宝篋
印塔ヲ造立ス

^(塔身)
「逆修主道慶禪門

(梵字ウーン)

大永六年^{丙戌}三月□□□□

○他ノ三面ニ、梵字(タラーク、キリーク、アク)アリ、金剛界四仏ヲ示ス。

六〇 門前角塔婆銘

○佐伯氏一族の興亡
佐伯市門前区南

春江陽公座元□□沙門 于時大永六天丙戌八月十五日、

佐伯莊

佐伯 莊

五一六

六 佐伯惟治書狀

○河野長治文書
大分県史料一二

畑津
多々良

畑津并山口右衛門尉持車、鹽月紀伊介持にまかせ、木工持多々良可遣之候、恐々謹言、

(年未詳)
三月四日

(佐伯)
惟治(花押)

餅原監物允殿

六三 豊後國志

佐伯惟治
柵牟礼城ニ拠ル

(海部郡古蹟項)
柵牟礼城 在佐伯莊古市村、山險草樹叢茂、山上豁平、要固之地、大永中、佐伯薩摩守惟治據之、今廢、

六三 大友義鑒感狀

○久保文書
大分県史料一三

佐伯惟治退治ノ
時ノ忠節ヲ賞ス

佐伯惟治成敗之刻、於彼城攻口、被疵忠節感悅候、必追而、一段可賀申候、恐々謹言、

(大永七年)
十一月十三日

(大友)
義鑒(花押)

久保中務丞殿

六 大友義鑒書狀

○工藤文書
大分県史料二

佐伯惟治成敗ノ
際ノ梅牟礼城ニ
於ケル軍勞ヲ賞
ス

佐伯惟治(成)敗之刻、早速到

(端裏切封)
「(墨引)」
(梅牟礼力)

城惣所、被詰寄之由候、軍勞令察候、彌各申合、粉骨肝要候、猶

平井和泉守可申候、恐々謹言、

(大永七年)
十一月十六日

(大友)
義鑒(花押)

山香郷諸給人中

六 堅田石打地藏菩薩立像銘

○白井昭一調査記録
佐伯市大字堅田字石打

捐館薩劬太守大機(佐伯惟治)正徹居士尊靈

本願□智□記

佐伯惟治・三浦
宗倫ノ追善ノタ
メ地藏石像ヲ造
立ス

命日大永七年十
一月廿五日

(地藏菩薩立像)

御命日□□□□大永七

敬白

丁亥年十一月廿五日

作者 □守□

佐伯莊

佐伯 莊

五一八

天正二年十一月
廿五日

捐館三浦宗倫大禪定門神儀 皆天正二年甲戌十一月廿五日

佐伯惟治・千代鶴父子供養墓碑銘

○佐伯氏一族の興亡
佐伯市西野区

(右側)

一維時 寶曆十三癸未年十一月念五日

村民改修造之永奉祠焉、

(正面)

大光院殿故薩劬刺史悟嶠正徹大居士

(佐伯惟治)

同捐館

各神儀

龍光院殿玉甫宗伯大禪定門

(左側)

一 大永七丁亥年十一月念五日

薩摩守維治

佐伯惟治・千代
鶴父子ノ供養墓
碑ヲ造立ス

千代鶴御曹司

○寶曆十三年(一七六三)ノ供養碑ナリ。付録二、「大神姓佐伯氏系図」参照。

大友義鑒感狀

○工藤文書
大分県史料一

(端裏切封)
「(墨引)」

佐伯惟治成敗ノ
刻ノ忠節ヲ賞ス

(惟治)
佐伯正徹入道成敗之刻、於彼表、忠儀感悅候、必迫而賀可申候、恐々謹言、
(大永七年)
十二月三日

(大友)
義鑒(花押)

廣瀬藤九郎殿

六 大友義鑒感狀

○豊田正直文書
増補訂正編年大友史料一五

(包紙ウハ書)
「田北勘解由左衛門尉殿

義 鑒」

佐伯惟治成敗ノ
刻ノ忠節ヲ賞ス

佐伯正徹入道成敗之刻、長田孫右衛門・田北彌十郎以同陣忠節、感悅候、必追而可賀申候、恐々謹言、

(大永七生)
十二月三日

(大友)
義 鑒 (花押)

(親貞)
田北勘解由左衛門尉殿

六 大友氏加判衆(カ)連署奉書

○大友家文書録
増補訂正編年大友史料一五

佐伯被官ノ隠居
セルヲ見会ニ從
ヒ成敗セシム

佐伯(惟治)二郎被官、所々隠居候由、其間候、隨見(会可カ)□、□有成敗之由、被仰出候、不可有油斷之(儀候、恐々)□□□□
□言、

(大永八年カ)
正月廿二日

佐伯 莊

親 □ □ □

佐伯莊

五二〇

緒方庄政所殿

○差出書ノ「親□」ハ、當時ノ加判衆入田親廉・田口親忠・田北親員ノ内ノ一人ナルベシ。

七〇 大神惟豐知行預ケ狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

牢人セシ時ノ辛
勞ヲ賞シ知行ヲ
預ク

慮外窄人候處、一段辛勞、更無比類候、依之顯志候記、彌奉公忠貞別而憑入候、

一所猶海村之内辨下
(佐伯莊)

一所下ノ村内野口四比郎分

一所戸穴村之内小坂分(免)面一損賀申候、又小御堂高山爲替地、

一所床木ノ河内
(同)

一所大坂本黒土自許之儘預置候、深重可被添心事、專要候、仍爲後日之狀、如件、

大永八年十月十一日

大神惟豐(花押)

高畑右京亮殿

七二 堅田府坂六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
佐伯市大字堅田字府坂

預修ノタメ六地
藏幢ヲ造立ス

「欽奉□

」地藏□預修冥福

預修ノタメ六地
藏幢ヲ造立ス

善根功德主

寶山道鐵上坐

白線妙玉比丘尼

功德成林百年久植

善根之種解脫開道

三身共舉覺花苞

皆天文十七年戊申十月吉日

敬白

○四面ニ金剛界四仏ノ種子（梵字ウン、タラーク、キリーク、アク）ヲ刻ス。

三 青山棚野六地藏幢銘

○白井昭一調査記録
佐伯市大字青山棚野

欽奉造立六地藏、預修

冥福善根主道清信男

逆修主妙清信女壽位

現世安穩後生善處功

德成林百年久植善

根之種解脫開道三

（梵字キリーク）

佐伯莊

身共舉覺花苞矣、

于時天文十八年(大友)己酉三春五日敬白、

○金剛界四仏ノ種子(梵字ウー・ン・タラーク・キリーク・アク)ヲ刻ス。

三 赤木神内釋迦堂跡六地藏幢銘

○坂口雅邦『九州六地藏考』
南海郡直川村大字赤木神内釈迦堂跡

現当二世安穩ノ
タメ六地藏幢ヲ
造立ス

謹奉造立六地藏一基 盛嶽左京助貞則 爲右現世安穩後生善處也、
其時天文十八年己酉九月十二日 施主敬白、

四 大友義鎮書狀(紙切)

○首藤文書
大分県史料一三

戸次氏一所ノ梅
牟礼在城ノ辛勞
ヲ賞シ一層ノ馳
走ヲ励マシム

以戸次々郎左衛門尉一所、至梅牟禮、然与在城之由、祝著候、此節別而於被勵勞功者、必迫而一段
賀可申候、恐々謹言、

七月廿一日

首藤右衛門尉殿

(大友)
義鎮(花押)

三 大友氏加判衆連署奉書

○大神政治文書
增補訂正編年大友史料二〇

〔端裏切封〕
〔墨引〕

小原鑑元・本庄
中村ノ謀叛ニ組
シ退國セル佐伯
惟教ヲ討タルム

今度小原遠江入道・本庄新左衛門尉・中林新兵衛以下申組、可妨國家之企、顯然之條、被加成敗候之砌、佐伯惟教、右之惡黨連々以申合、首尾國退之條、稠敷被成其閉目候之處、（佐伯）惟教行方必其境落行之段申候、此節以御入魂、佐伯事不拔足様、有御才覺、被討留、預御注進候者、別而可被遂御禮之由候、猶彼者申含候、恐惶謹言、

（弘治二年）
五月廿日

治景（雄城）（花押）
鑑生（田北）（花押）
長増（吉岡）（花押）
鑑續（臼杵）（花押）
親守（志賀）（花押）

三庄殿

佐伯莊

大友興廢記

○豊州雜誌本
大分県郷土史料集成戦記篇一惟教(佐伯)豫州に居住有し子細の事佐伯惟教伊予渡
海ノ原因ハ姓氏
ノ争佐伯惟教ヲ悪ミ
嫉ム者多シ

佐伯惟教、豫州へ渡海の子細は、姓氏の争ひより起りけるとぞ聞へし、抑、佐伯紀伊守惟教は、豊後國祖母嶽大明神の神子の末なり、彼明神のイ嫡子惟基より大神氏初りて、尤其家堆く、代々勇士の譽かぞふるに盡ず、緒方惟榮の時に到る迄、九國の武士皆相隨ふこと、其隠れなし、然るに惟榮勅命により流罪の時節、大友能直御下向より以來、大神氏の末々幕下に屬すといへども、大守の御あひさつ餘人にこと替る故に、國中に肩を並ぶる者なし、依之、諸人のそねみ厚ふして姓を争ひ威勢を論じて、大神氏は聊神明の流を汲むといへども、源家にはしかじ、源氏は忝も清和天皇の末なり、某こそ氏の姓頭なれと云ひ、そんぢやう其氏其名字は、いづれよりも高位なりなど云ふやから多し、斯の如くの争論止事なし、豊後國中は多分源家について惟教をにくみそねむ事、彌増なり、大神氏は大野、小原、雄城、大津留など、いふ人を先として、皆惟教に一味なり、されば大友左衛門督義鎮公、肥後國御退治の時、御旗本の軍敗者は角隈越前守、又惟教の軍敗は、(マ、)宮脇周防守と云ふ者なり、此兩人争論あり、其子細は首實檢のとき、津野隈、惟教、大將の儀式執行れしを、角隈申は、左様の儀式は御大將義鎮公こそ遊ばさるべき事共なり、采配は御許しかと咎めければ、周防守申は、惟教は國人なり、今、御旗下にあればとて、誰よりか采配を許さるべき、家老高畑三

河守にも、惟教こそ許され候、扱、儀式の次第を咎められし事、此周防守一つとして一向同心なし、殊に首實檢にては、御存知の如く、様々の事あり、関の聲曳々をふの三字は、摩利支尊天の眞言なり、或はくはんしやうし、或は送り奉るの義なり、御大將義鎮公と、又惟教の摩利支天とて、二鉢ましますかなと、互に爭論していしゆ遺恨も残る程の事あり、斯様の事共を、義鎮公如何間召入らるゝにや、氏の爭論、位を爭ふといへ共、早速仰付らるゝ御意更になし、昔、頼朝卿木曾義仲御退治のために、諸勢を差のぼせらるゝ、折節、佐々木、梶原名馬生食・摺墨について、兩人差違へ、死で鎌倉殿にそんとらせ奉らんと申せし如く、惟教國を立のきて、大將義鎮公に損とらせ奉らんとなり、弘治三年丁巳五月上旬に、惟教并嫡子惟實二男鎮忠兩三人、伊豫國へ渡海有て、住居年久し、大神同姓も皆國を去て、遠里遠所に居住なり、惟教の家臣少々居留て、豫州表へ音信の志を盡せし者もあり、或時、鹽月内記、飛彈宮内、衛藤刑部、此兩三人豫州より豊後へ渡り、佐賀の關と云所に居住す、右三人、此源左衛門が所にて、暫し休息せん爲めに行けるに、此者一向馳走せざる故に、稗田右馬介と云ふ者の方へ行しかば、此者悦び、夫婦共に出て、君は御無事にまじゝ候やといひて、誠に泪を流し、扱、いつか國本へ御渡海なされんとて、様々床しさの言葉を盡す、扱、此三人豫州へ歸りて、稗田が深き馳走、源左衛門が無馳走を、有のまゝに披露す、其後、惟教歸國の時、本國に相殘たる侍にも、知行配當ある刻、彼源左衛門も人なみに罷出けれども、一向知行宛行はるゝ事なし、其故に、源左衛門佐伯に居住不叶、又、清田紹喜と云ふ人の領内へ行居たるを、佐伯より紹喜方へ理り有るに依て、源左衛門に切腹させ、京肥前守と云ふ者に、首を持たせ出

佐伯 莊

五二六

さるゝ、此等如きは、紙面に載する迄なき事ながら、忠不忠の志をのぶる者なり、

七 佐伯惟教書狀(紙切)

○薬師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

予州表辛勞

病氣養生アルベシ

於與州表今度御辛勞之續、以 御書被仰出候條、持せ進之候、可有頂載事肝要候、殊更煩氣不然之由承、笑止存候、能く可有養生事、無申及候、猶以面可申候、恐く謹言、

十月十二日

(佐伯)
惟教(花押)

薬師寺主水助殿

御宿所

六 長樂寺板碑銘

○大分の石造美術
佐伯市大字堅田字波越

全平上座板碑ヲ
造立ス

(梵字キリーク) (三界万靈)
皆永祿五天壬戌十一月初五日、本願全平上座

○「」内ハ「佐伯氏一族の興亡」ニヨル。

克 佐伯莊佐伯後室讓與地坪付

○大友家文書錄
大分県史料三二

(大友宗麟)
袖判

佐伯後室讓地ノ
坪付ニ袖判ヲ付
シ安堵ス

佐伯之内坪付

一ふせ 一所 壹町貳段

大越 一所 四段

もまかを 一所 小

さしき 一所 四段

おち丸 一所 八段

もりさき 一所 浦

まつら 一所 浦

浮免 一所 田畠三町

以上、

永祿六年九月十五日

田村三郎入道
宗切在判

佐伯莊

佐伯 莊

五二八

大友宗麟義鎮安堵狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

佐伯後室讓地ヲ
知行セシム

佐伯後室讓地之事、無相違預進之候、坪付之儀、前日以袖判申候、然者爲免許進置候、御知行肝要候、猶用口上候、恐々謹言、

(永祿六年)
十月十五日

田村三郎入道殿
(宗切)

○前号文書参照。

(大友義鎮)
宗麟 在判

佐伯惟教書狀(紙切)

○薬師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

尙々そのおもて、いよくしつかなる之由候、干要候、方々の事共、涯分可被心懸候、無申及候、

使者ヲ遣ハスニ
答ヘ書狀ヲ進ズ

先度之しゆひニ候條、七兵さしつかハし候、前日ハ、以口上ねん比ニ被申越候、乍案中祝著候、こ
とに一兩所へふみまいらせ候、能く可被相届候、新三へも又狀を遣し候、くハしき事ハ彼者可申
候、かいふんこゝろかけられ候へのよし、申度候、ちくせんおもての儀、いかゞ近日者相聞候や、

勿論させる儀あるへからす候、くハしき儀者、(口上カ)こうしやう申つかハし候之條、彼者可申候、恐々謹言、

(永禄十一年カ)
卯月廿一日

薬師寺右衛門尉殿

(佐伯惟教)
教 (花押)

ハ三 佐伯惟教書狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

来信ヲ謝シ一層
ノ馳走ヲ依頼ス

せんと七兵まで御ねんころニ承候、まことニ畏入存候、いつも申候やうニ、そこもと御心へたのミ存候、くハしき儀(口上カ)へこうしやう可申候、爲御存知候、そこもと、いよくしつかなるよし申候、まんそくに候、期來喜候、恐々謹言、

卯廿一

(佐伯惟教)
教 (花押)

薬新三
申給へ

佐伯 莊

ハ三 佐伯惟教書狀(紙切)

○薬師寺文書
大分県史料一二

(包紙ワハ書)
「薬新まいる
申給へ」

佐治
惟教

(端裏切封)
「(墨引)」

尙々此たび御しんらうのよし承及候、畏入存候、いよゝたのミ申候、何事もゝ口上申候
條、省略筆候、重々可申承候、ゝゝ、

内々ノ申事ニ心
ヲ添フルヲ謝ス

内々申事共候之處、其方別而被添御心候、はしめさる儀ながら、一段畏入存候、そのゆへかのかた
よりも、しゅこん(入魂)のをむき、誠ニ本望至候、連々其方御しんらうゆへにて候、かの内々ニまかせ

高畑与三ヲ使者
トシテ遣ハス

候て、たか與三(高畑丸)やかてゝわたし遣し候、いよゝたのミ申候、與三も船便候ハて、去月卅日罷渡
候、御返事延引のやう、ゆるかせ候ハす候、萬々與三可申候、恐々謹言、

五ノ二

(佐伯惟教)
教 (花押)

薬新
申給へ

八四 佐伯惟教書狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

尙々しん三郎別而しんらう之儀、不及申候、殊備後守とのへ、以狀可申候へ共、餘急便候間、
先々相過候にて候、能々可被申候、く、

高畑与三渡海ニ
ツキ來信ヲ謝シ
調儀成ルヲ喜ブ
他ニ漏ルハ不
可

(高畑)
たか與三わたり候ニつゐて、狀にあつかり候、祝著候、新三郎しん□うゆへ、可然相調候、大慶此
事候、いよくたのミ入候之由、能々可被申候、與三まで申候ことく、此儀よそにもれ候てハ、
(曲)
きよく有ましく候、こゝもとにてハ、いさゝかもれ候ハす候、能々爲存知候、萬たか與三可申候、
恐々謹言、

(カ)
六ノ二

藥師寺右衛門尉殿

(佐伯)
惟教(花押)

八五 佐伯惟教書狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

尙々そこもの儀、(澁)
かい分こゝろかけらるへく候、たのミ存候、かさねて申へき儀候間、やが

佐伯 莊

て又可申候、く、

来翰ニ対シ添心
ヲ謝ス

涯分調へ返事ア
リタシ

其後者ふみにても不申候、仍前日たか畑長門守ところ江、以狀くハしく披見候、こゝろにそへられ、その儀あんなから、しうちやくに候、内々申され候間、御兩人かたへ定さい□申候、かい分とゝのへられ返事候やうニたのミ存候、こゝもと何事候ハて、いつれもけんこに候、心安(存)そんち(マ)らるへく候、然者出陳之儀、いかゞ候哉、此比者こゝもと到來候ハす候、猶重々可申候、恐々謹言、

六月十八日

惟(佐伯) 教 (花押)

薬師寺右衛門尉殿

六 佐伯惟教書狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
「(墨引)」

尙々内存之儀者、不及申候、能々御傳達たのミ存候、く、

悴出府

造作ヲ依頼ス

重々悴者出府之儀申付候條、令啓入候、其後無音相過候、心外至候、殊更きもしへ進内狀候、委細之段者、長左可申達候、口上之趣、能々御傳達頼存候、毎々如此御造作のミ申入候、併頼存外無之候、猶彼者申含候、恐々謹言、

(永禄十一年頃カ)
十一月二日

惟(佐惟) 教 (花押)

薬新まいる

申給へ

○佐伯惟教、弘治三年（一五五七）ニ伊予国ニ退去、永祿十二年（一五六九）帰参ス。本文書ハ豊後帰参ニ關ス。「出府」ハ宗麟居住ノ曰杵ヲ指ス。

ヘ七 佐伯惟教書狀（切紙）

○葉師寺文書
大分県史料一二

（端裏切封）
「（墨引）」

尙々曰杵へやかてく可被罷出候、頼入候、く、又舎兄備後とのへ、以別紙可申候へ共、先々乍存候、重而可申候、く、

曰杵ニ罷出ヅ

兩人ヲ渡海セシム
保戸

至曰杵内くとして、彼兩人賣渡候條、狀遣之候、前日喜もしへふみまいらせ候、新三以取合、いつもなから、こまくの預御返事候、祝著至候、新三御辛勞のゆえに候、誠畏入候之由、申度候く、此たひもふみまいらせ候、新三以同道、やかて曰杵へ可罷出候、左様に候て、兩人の口上、其方先く可被申入候、兩人喜もしへ参候はん事ハ、斟酌入事候、分別のまへに候、又彼兩人在庄中、涯分可被添心事、一方頼入候、さへきへゐられ候ひくはん衆へハ、先く此たひハ、合力之儀難申候、^{（佐伯）}
事續候ハ、何とそして、人しれすのやうニ有たく候、又新六ひきやくに、『六七日まへにさきより、わたして候、定可参著候、此便にも喜もしへ、ふみまいらせ候、爲存知候、更ニ海上之儀、おもふまゝ候ハて、彼兩人をそく渡海させ候、是又可有推量候、將又小船わさとしたて候て渡候、定保戸につなきまいらせ候、自然さ候ハすハ、如其元まハし候へと申て候、其分ニ候ハ、能く可被

佐伯 莊

佐伯 莊

五三四

添心候、萬彼衆可申候、恐々謹言、

十二ノ五

(佐伯惟教)
教 (花押)

六 大友興廢記

○豊州雜誌本
大分県郷土史料集成戦記篇一

佐伯惟教、伊豫國より豊後へ渡海之事、

毛利元就立花城ヲ攻ム

佐伯惟教書狀

毛利トノ交戦ニ一方ノ先鋒ヲ仰付ケラレタシ

去程に、去弘治三年丁巳に、惟教豫州表へ渡海有て、十二年の星霜をふりし刻、永祿十一年戊辰の十月、毛利元就公中國十六ヶ國の多勢を以て、九州筑前國立花の城を攻る由聞へければ、惟教日頃こそ宗麟公に不足の恨み有ながら、如此大敵亂入の時節なれば、さきの恨みを止て、豊後地へ押渡り、一軍なくてせんなき事と思ひ、弘治三年より十三年に當て、永祿十二年己巳の三月下旬に、豊後地佐賀の關迄渡海有て、飛彈宮内を筑前表へ差越され、宗麟公の御本陣に於て、臼杵鑑速を以て、案内申入らるゝ、其狀に曰、

態呈一書候、今度中國諸勢、取捲筑州立花之城之由、風聞已畢、愚子如御存知、奉恨大守子細依有之、歷年雖奉違背、且存舊功、且爲勵忠節、不取敢令渡海候、以御取成、一方之先鋒、被仰付候者、尤可爲面目候、委曲飛彈宮内口上ニ申合候、恐惶謹言、

四月二日

佐伯紀伊介惟教

臼杵遠江守殿
(鑑速)

白杵鑑速返書

鳥帽子岳城ヲ仰
セ付ク

遠江守鑑速之返札

イ盡紙面候

貴翰拜覽、依今度中國之諸勢發向、早速御渡海之段、尤頼母敷、御忠節不可勝斗候、太守御感難
紙面伸候、依其鳥帽子岳之城、被仰付之儀、是又到御面目不淺候、此度御大變之折柄、可被顯御
勇力候、此表御勝利、不可有程候條、吉左右追々可申入候、在陣不得寸暇候故、不詳委曲、飛彈
宮内少輔工申渡候、恐々謹言、

四月八日

(白杵)
鑑速

(佐伯)
惟教 參御返人々

去程に、惟教渡海之段、宗麟公御祝着被成、勇士の志尤斯様にこそ有べけれどて、御満足不斜、
則、豊後地の海邊に、鳥帽子岳と云ふ新城をこしらへ、船手の押へに仰付らるゝ、去程に、立花の
城にて、中國勢、宗麟公の御武略について、悉く十一月中旬に敗軍す、其刻、豊後鳥帽子岳の城よ
り筑前の御本陣迄、使者を被差越、其狀に曰、

佐伯惟教書狀

謹而令

吉川・小早川勢
ノ敗北ヲ賀ス

言上候、今度吉川、小早川以多勢、屯筑前之所、御賢策依不淺、早速彼敵悉令敗北、其國彌屬平
均之由、是可謂文武兼備矣、國家之繁榮祝着、何事如之哉、以此等之趣、宜預御披露候、恐々謹
言、

十一月十八日

佐伯紀伊之介惟教

謹上 浦上左京殿江

佐伯 莊

大友宗麟返状

佐伯 莊

五三六

御返札

就吉川、小早川敗北、早々示給、被添御心之次第、祝着候、豐筑敵城無殘、所落去之條、大慶可有推察候、吉左右、追々可申遣之趣、猶浦上左京入道可申候、恐々謹言、

十一月廿一日

(大友義鎮)
宗麟

佐伯 殿

惟教佐伯ニ帰城ス

其後、永祿十二年十二月廿七日に、惟教父子三人、佐伯に歸城なり、本より武勇忠功の志深き故、宗麟公の御懇切、平日にまさりぬ、

○文中ノ文書ハ偽文書ノ疑アリトイフ。参考ノタメ掲ゲ。

八九 大友宗麟義鎮感狀

○薬師寺文書
大分県史料一二

(包紙ウハ書)
「薬師寺主水助殿

宗麟」

其表ニ於ケル軍
勞ヲ賞ス

今度其表於所々、軍勞之次第、從佐伯惟教到來候、感悅候、彌馳走肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、

八月二日

(大友義鎮)
宗麟 (花押)

薬師寺主水助殿

戸次鑑連ヲ立花
城ニ移シ立花ト
改メ佐伯惟教ヲ
島帽子岳城ヨリ
旧領梅牟礼城ニ
移ス

宗麟佐伯惟教等
ニ命ジ伊予西園
寺公広ヲ討タシ
ム

飯森城ヲ抜ク

大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三二

(元龜二年)

是年、宗麟使戸次鑑連、免家令職、准故立花氏遺跡、改其氏、號立花、自州藤北城移居筑前立花城、又使佐伯惟教還授其舊領、自島帽子岳城、移梅牟禮城、以列家令、

○『大分県史料』ハ「是年」ヲ元龜元年トスルモ、『増補訂正編年大友史料』ハコレヲ同二年トス。後者ガ正シカラン。尚島帽子岳城ノ所在地ハ、「大友吉統袖判条々掟書」(「佐賀郷」一三九号)ニ佐郷閨内ト見ユ。『戦国大名家臣団事典西国編』モ同郷内トセリ。

大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三二

(元龜三年)

四月、宗麟聞伊豫西園寺公廣與、土佐一條兼定挑戰、以兼定爲其婿、欲救之、使佐伯宗天及鶴原掃部入道宗叱帥師、以深津大藏少輔・若林中務少輔鎮興——爲船監、遣豫州、州萩森治部少輔率兵屬之、宗天等屯宇和郡長串山、襲公廣松葉・黑瀬城、公廣遂請和、入宗麟旗下、宗天等進兵狗數郡、法華津播

○以下
数行欠

(七月十九日ナラン)

九日拔飯森城、若林鎮興。有戦功、鎮興 矢、若林源四郎 手火、被官丹生内藏助石、合澤織部允 手火、

佐伯 莊

佐伯 莊

五三八

玄蕃^{手火}矢、源十郎^矢等被創、○其餘法華津幡^{マ、}摩守則信、及深浦等州士悉降、數月而惟教等凱旋、八

月有宗麟、授。鎮興及若林九郎。書、

略○下

三

大友宗麟義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三二

佐伯惟教ノ注進
ニヨリ若林九郎
ノ軍忠ヲ褒ス

今度其表於所々、軍^身之次第、殊被疵之由、從佐伯惟教到來候、粉骨之儀感悅候、彌馳走肝要候、

必迫而一段可賀之候、恐々謹言、

(元龜三年)
八月二日

(大友義鎮)
宗麟 在判

若林九郎殿

三

大友宗麟義鎮感狀

○岩尾某文書
杵築市大字日野、野田区

与州飯盛城攻メ
ノ忠節ヲ賞ス

就與州出陣、所々軍勞、殊七月十九日於飯森城、御自身碎手粉骨之段、寔無比類候、殊被官以下手

負着到之趣、^(カ)踰遂披見候、感悅不淺候、^(倍カ)信盡忠可被勵節事、^(カ)肝要候、重而顯其志候、恐々謹言、

(元龜三年)
八月二日

(大友義鎮)
宗麟 (朱印) ○印文
非カ

佐伯紀伊助殿

○宗麟ハ朱印ヲ天正三ノ六年頃使用シ始ム。而モ文書内容ハ元龜三年ノモノニシテ、文言ニモ若干検討ヲ要スルモノアリ。但シ飯森城攻略ヲ七月十九日トシ、主將佐伯惟教ニ充ツル感狀ト云ヒ、他ノ文書ト合致スル所アリ。シバラク掲ゲテ參考ニ供ス。

四 佐伯惟教書狀

○朝見八幡社文書
大分県史料一

〔包紙ウハ書〕

福嶋御鹽燒大夫殿 進之候、

惟教

佐伯

御被大麻及ビ鞆
ヲ贈ラルハ、ヲ謝
シ青銅ヲ進ズ

被任先例、預御使僧候、祝着之至候、殊祈念御祓大麻一合、鞆一懸、長鞆送給候、御丁寧之儀候、從是茂青銅百疋令進之候、委細彼僧可被達候、恐々謹言、

十月二日

〔佐伯〕
惟教〔花押〕

福嶋御鹽燒大夫殿 進之候、

五 堅田西野庚申塔銘

○白井昭一調査記録
佐伯市大字堅田、西野

清□信男

□忠公記

皆天正四年丙子

壽林信男

作者守公記

庚申侍人数講庚
申塔ヲ造立ス

佐伯莊

佐伯莊

清玉信男

淨香信□

元心信男

西野九淨秀信男

玄了信男
敬

常□信男

妙□信女

全□信男

欽奉造立庚申待人數講也、

白

南口三
壽全信男

淨□信男

□□信女

□□清信男

石打二
正壽信男

本願伯公座元
□□信男

拾二月吉日
新立信男

正秀信男

○「大分県金石年表其六」ニモ収録ス。但シ棒書ナリ。

藥師寺主水助ノ
番衆ヲ差返シ津
留・安東兩人ニ
勤番セシム

進發ノ日ヲ承リ
度シ

六 佐伯宗天惟教書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

就留守番、其許在庄御辛勞之儀候、(佐伯惟教)宗天事、來九日必定宇目表迄罷出候、然者其方番衆之事者、(大野郡三重郷)先々可被差返候、津留新右衛門・安藤采女兩人事、可有勤番候、爲存知以書狀申候、可被得其意候、恐々謹言、

(天正六年)
三月二日

(佐伯惟教)
宗天(花押)

藥師寺主水助殿

進之候

「(札紙切封ウハ書)

(墨引)

佐伯

藥師寺(主)□水助殿

進之候

宗天

七

佐伯宗天惟教書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

「(札紙切封ウハ書)

(墨引)

佐紀入

藥師寺主水助殿

宗天

尚々御進發之日限、承度存候、涯分可相心懸事、無申及候、

佐伯莊

發足十三日必定

御發足之儀、十三日必定由候哉、得其意候、殿中之趣、其外之儀、被見合、明日又々可被申越候、次從方々年頭之書狀等、令披見候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正六年)
三月十一日

(佐伯惟教)
宗天(花押)

藥師寺主水助殿

進之候、

六 佐伯宗天惟教書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

土持親成薩州同
意

(土持)
罷成候事、親成發起之儀にて、薩州へ同意之事、諸人存知之儀候、如何躰ニ皆々申候共、御下知之
外、不可有之候之條、不入事候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正六年九)
三月廿三日

(奥切封ウハ書)

(墨引)

(佐伯惟教)
宗天(花押)
佐紀入

藥師寺

九 大友義統感狀(紙切)

○河野長治文書
大分県史料一二

土持親成反逆ニ
ツキ佐伯マデ退

今度土持依逆心、一途加下知候之處、從最前、以順儀之覺悟、佐伯表迄罷退候之由、感入候、
(土持)

ケルヲ賞シ忠貞
ヲ致サシム

事、雖佗言深重候、永々不可許容候之條、好之者共、寄々以內略、彌降參候様、才覺干要候、於勵忠儀者、何様一稜可申付候之趣、猶佐伯紀伊入道可申候、恐々謹言、

(天正六年)
三月廿五日

(大友)
義統(花押)

河野宮内丞殿

100 大友義統書狀

○日向伊東文書
日向古文書集成

義統田原紹忍朽

綱宗歷ト日向出

陣ヲ談ズ

佐伯宗天在陣

初秋出勢ス

就國中行之儀、田原近江入道・朽綱三河入道召寄、以相談申旨候、被得其意、今程當城堅固之格

護、可爲祝着候、既到佐伯紀伊入道差添人數、跽在陣之上者、彌諸方相調、初秋之時分令出勢、可

厲案中事指掌候、仍腹卷一領掛糸毛、進候、顯寸志計候、於様鉢者、委細年寄共可申候、恐々謹言、

(天正六年)
四月廿四日

義統

米良四郎右衛門殿

101 佐伯宗天惟書狀

○藥師寺文書
大分県史料一二

(端裏切封)
一(墨引)一

在莊ノ辛勞ヲ賞

願照罷歸候條、以狀申候、其元長々堪忍御辛勞之儀候、併彌跽在庄之儀頼存候、仍此表輒屬 御案

佐伯莊

佐伯 莊

五四四

シ弥堅固ニ在莊
セシム

中、宗天手之衆、數十人分捕候、本望此事候、於様昧者、可有其聞之條、不及口能候、猶重々可申候、恐々謹言、

卯月廿四日

(佐伯惟數)
宗 天 (花押)

藥師寺主水助殿

進之候、

101 佐伯宗天惟數教書狀(紙切)

○藥師寺文書
大分県史料一二

(包紙ウハ書)

〔藥師〕

寺主水助殿

進之候、

宗 天

(端裏切封)

「(墨引)」

尙々其元立柄之儀、見聞候て、掃部迄可承候、

其後以狀も不申候、殊 御近邊御左右爲可承、掃部助參庄候、然者方々へ遣書狀候之條、被申談、各へ可被相届候事候、猶重々可申候、恐々謹言、

六月三日

(佐伯惟數)
宗 天 (花押)

藥師寺主水助殿

近辺ノ左右承ル
タメ掃部助在莊
ス

義鎮宗昌ノ佐伯
惟定ト協力シテ
戦功ヲ樹ツルヲ
褒ス

東岳宗勲ノ墓碑
ヲ造立ス

101 大友宗滴義鎮書狀

○山田文書
日向古文書集成

佐伯惟定以同心、今度其堺亂忿以來、折々軍勞之段、去年知感心候、殊去十六、(三重經)宇目村動之刻、分捕高名之次第、無比類存候、彌惟定被任申旨、可被勤馳走事肝要候、必取鎮(至力)義統可遂披露候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正七年カ)
二月廿一日

(大友義鎮)
宗滴(花押)

(宗昌)
山田土佐守入道殿

102 龍護寺佐伯惟眞墓碑銘

○佐伯氏一族の興亡
佐伯市大字稲垣字竜護寺

捐館東岳宗勲大禪定門 天正七季己卯七月十二日記、

○佐伯惟眞ハ天正六年、日向国児湯郡名抜川ニテ戦死スト云フ(付録二「大神姓佐伯氏系図」参照)。

103 大友府蘭義鎮書狀(紙切)

○西寒多神社文書
大分県史料二五

猶々(杷木郷カ)□□□用作、毎日難取之由候、敵方之痛不可過之候、度々如申候、其表之儀、行之淺深、

佐伯 莊

阿蘇惟光・甲斐
宗運等ノ書狀

前後之心仕肝要之砌候、毎事不可有御油斷候矣、

從阿蘇惟光并甲斐刑部太輔・同兵庫頭所之書狀、被差遣候、銘々令披見候、此方へも從彼衆書音同

前候、殊宗越一通之趣、旁以阿蘇家御舟・隈庄表之儀、氣仕令相聞之候、彼條兼日申舊候之閒、今

以不及仰天候、然者阿蘇・御舟加勢之儀、兩志賀・戸次宗傑、彼堺爲差擲雖被殘置候、今度宇目村

風聞付而、親善滯留之由其間候哉、從此方不申遣内歸宅之條、なとやうにも被加下知肝要候、前日

宇目堺ヲ密通者
通過ス

宇目堺之儀、風説一篇かと存候之處、又先度密通之一人、此一兩日以前罷越候、去月十九日嶋津

中務太輔、土持へ令着陳、同廿一二者あつさ口、佐伯者三口之通道を、切者二三人差遣見せ候て、

島津家久ノ動靜

此度者不及行、同廿七日先々佐土原迄罷歸、今月八日嶋中同山見之衆召烈、鹿兒嶋へ罷越、此表海

陸之儀、義久以談合一行可仕之由、濃々令入魂候、從彼表至爰三、かほと被添心候する事、更不

存寄子細候之條、種々尋搜候之處、先年高城表之時、至田北鎮周、始中終申通候つる儀、粗露顯候

て、于今疑心無止事ニ付而、爲其首尾如此申越之由候閒、先々請付申候、從餘方も辻合事共候、と

土持ノ動靜

かく佐伯を物よく見懸たると聞之候之條、行之淺深者難計候、當月中者如何ニ候する哉、末ニ

嶋中ノ動靜

入候者可爲必定候歟、彼者申候ハ、土持以一分是非一絡可仕と、嶋中へも望たると申候、これハた

津久見ハ無人

とひ其分に候共、不可有差儀候、嶋中又々堺目迄罷越候て、相催候者時宜難計候、その時者津久見

之儀者、無人數候之閒、登城一篇たるへし、又阿蘇目へ、加勢之儀も覺はかりにてこそ候へ、兩志

宇目・佐伯ニ敵
寄来ラバ志賀親

賀にてふかくとハ難成存候、宗傑事者、玄珊在陣之閒、樞牟禮へ城番一篇之様ニ申候、又明日に

も宇目・佐伯へ敵取出候者、親善懸付候ハてハ難成候之條、前後之儀、以思惟御才覺可然存候、將

善馳付クベシ

又其表之儀、(田原)親家郡衆申談馳走之由候、珍重候、吉左右猶重疊可申承候、恐々謹言、

(天正十三年)
壬八月十三日

(大友義興)
府蘭(花押)

(奥ヶ手書)
一義統まいる

府蘭

御返
申し給へ

」

○『大友文書録』ニモ收録セリ。〔 〕内ハ、同書ニヨル。

106 上井覺兼日記

○東京大学史料編纂所蔵本
大日本古記録

志賀道輝ノ密報

(天正十四年十月)
一八日○申略

從縣使僧にて候、大藏丞處にて承候、柏周意趣被聞候、去四日、志賀道輝前より、あか(親守)
(上野方)

(豊前田川郡)

の村ニ罷居候矢野内藏助と申者まで被申越候ハ、土持殿事、先年之遺恨深重ニ候らん、然共今度(入替)
(天正六年父親成、大友義統ト戦ヒテ死ス)

土持久綱ニ敵情
ヲ内偵セシム

ハ京都より加勢共候、左候ヘハ天下之弓箭ニ罷成候間、是非以分別入ヘク候由申候、ケ様之義、(羽柴秀吉)

即拙者まで被仰由也、道輝より被申候趣、具被仰顯候、尤肝要ニ存候、先々あなたより申旨ニ、

何と様にも任られ、京都見次之躰、又ハ豊後國中様子等被聞拔候て、可然由申候也、右説にも

仙石秀久高崎辺

千斛權兵衛、二百程にて來候、高崎邊ニ居由申候、長曾我部是も(大分部)
(仙石秀久)
(言親)
(白杵城)

長曾我部信親ハ
丹生島ニ在リ
兵器ヲ帶セズ商
人ノ如シ

候、召烈候衆も兵具等然々不帶、商人なと様の、無分者と聞得候由也、又去月合之比、本々縣之
者にて候、此間豊ヘ罷居、頃又落來候、其説にも同前候、豊下々ハ加勢之躰見候て、結句頼少存

由申候也、此晚、越ニ立候てより、城之様ニ罷歸候也、衆中十人計同心申候、

佐伯 莊

104 大友家文書錄

○東京大学史料編纂所影写本
大分県史料三三

島津家久使ヲ派
シ佐伯惟定ニ和
ヲ勸ム

島津家久佐伯惟
定ノ梅牟礼城ヲ
攻ム

惟定三隊ニ区署
ス

堅田口 野津口

因尾口
岸河内口

城兵戦功アリ

戦死者

(天正十四年十月)

二十三日、嶋津家久、入海部郡、遣使僧玄西堂、附兵士十九人、(海部郡)來番匠淵、(梅牟礼城主)勸佐伯惟定和睦、惟定

不聞、遣兵襲之、唯甲斐宮内少輔逃死而去、(亡カ)甲斐氏薩摩隊長也、紛來而及此○中略

(天正十四年)

○十一月三日、嶋津家久、遣土持親信及新名次郎左衛門尉親秀・外城狩野介等、帥二千餘兵、攻佐

伯惟定梅牟禮城、以陣轟、(ゴウ)四日、放火於岸河内、進至堅田、隔梅牟礼計二里惟定使佐伯大膳亮惟末・高畑伊豫守

爲其一隊、佐伯久右衛門尉惟澄・高畑新右衛門尉、爲其二隊、佐伯進士統幸惟定弟・長田天樂爲其三

隊、屬之三隊、泥谷大膳亮・志摩守・左京進・左橋肥前守・汐月兵左衛門尉・與三右衛門尉・津井

太郎右衛門尉・矢野大炊助・高畑勘左衛門尉・理兵衛尉・刑部丞・杉谷帶刀・五右衛門尉・河野三

左衛門尉・奈須右馬允・廣末與三左衛門尉・衛藤主水助・彥右衛門尉・寺島大學助・助兵衛尉・平

井内記・岡部崇全等、以向堅田口、長田右近大夫・汐月主稅助、向野津口、汐月大藏進・泥谷將

監、向切畑口、末角土佐守・管將監向因尾口、因尾地士向岸河内口、山田土佐入道匡德屬之、堅田

三十六人地士以爲遊軍匡德、元、仕伊東義祐、善軍術、今仕惟定、指南軍法、諸隊都一千八百餘兵也、既而戰于汐月・江頭・長

池・西野・普坂・岸河内・鬼原・長瀬原等、薩兵敗去、城兵泥谷志摩守、左橋肥前守・佐脇助左衛

門尉・高畑理兵衛尉・勘左衛門尉・汐月與三左衛門尉・左橋源兵衛尉・矢野美作守・大炊助・高木

越前守・杉谷兵部丞・近藤久右衛門尉・三代勘解由等、有戦功、御手洗源四郎・泥谷新次郎・木下

普坂三塚

内記等戰死、惟定聚所得之首級、埋普坂峠、號普坂三塚、○下略

一〇八 大友義統書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

佐伯表ニ在陣セ
ル辛勞ヲ謝シ佐
伯惟定共ニ防戦
セシ軍功ヲ賞ス

(佐伯) 其表立柄、以細書示預候、得其意候、長々在郷每事辛勞之段、令推量候、仍薩摩衆至國中令亂入、所之忿劇不及是非候、然者至其元茂成行候之處、惟定被遂防戰、惡黨數多被討果候由候、粉骨之次第無比類候、卽以狀申候之條、彌被申談、可被勵軍忠事肝要候、委細猶浦上長門入道可申候、恐々謹言、

(天正十四年)
十一月六日

(大友)
義 統 在判

(統貞)
田北宮内少輔殿

一〇九 大友義統感狀

○大友興廢記
大分県郷土史料集成戦記篇二

因尾表ニオケル
分捕高名ノ忠ヲ
賞ス

數度如申候、今度別而辛勞之由、祝着深重候、十八於因尾表、其方被官後藤勘進、分捕高名之段、感入候、追而可賀之條、彌被勵武勇肝要候、恐々謹言、

(天正十四年)
十一月廿八日

(大友)
義 統

(統貞)
田北宮内少輔殿

佐伯 莊

佐伯 莊

五五〇

○本文書以下三通、『大友興廢記』ニ収録ス。検討ヲ要スルモノアルモ参考ノタメ掲グ。

二〇 佐伯惟定感狀

○大友興廢記
大分県郷土史料集成戦記篇二

因尾ニ於テ戸高
將監討捕ノ忠ヲ
賞ス

今度薩州・日州之人數、往來之砌、於(佐伯莊)因尾數多討捕事、令喜悅候、殊討捕戸高將監、粉骨之段、不淺候、彌各中申合、可勵武勇事肝要候、追而一稜可申付者也、恐々謹言、

(天正十四年)
十二月廿日

佐伯惟定

柳井左馬介殿

二一 大友宗麟義合戰首注文一見狀

○大友興廢記所収佐伯文書
増補訂正編年大友史料二七

(大友宗麟)
袖判

因尾口ニ於ル打
捕首注文ヲ一見
ス

去十八、薩州・日州之人數、佐伯領往來之刻、於(佐伯莊)因尾口、數十人討捕首帳令披見候、連々無油斷依御心懸、節々忠節之段、感悅不淺候、猶田北宮内少輔江申遣者也、(統貞)

(天正十四年)
十二月廿二日

首一戸高將監

柳井左馬助 討之、

首一新名

杉谷兵部丞 討之、

首一 同 源四郎 討之、

首一 柳井平兵衛尉 討之、

首一 柳井彌右衛門尉 討之、

首一 柳井外記 討之、

首一 柳井兵庫助 討之、

首一 三代勘解由 討之、

首一 後藤勘之進 討之、

首一 稗田右馬助 討之、

首一 深田左京進 討之、

首一 柳井雅樂助 討之、

首一 稗田加右衛門尉 討之、

首一 吉良舍人介 討之、

首一 柳井喜右衛門尉 討之、

首一 河野藤兵衛尉 討之、

首一 柳井市之助 討之、

首一 染矢五郎右衛門尉 討之、

首一 柳井左馬介内侍 討之、

佐伯 莊

佐伯 莊

五五二

首一 同 外記内侍 討之、

首一 同 雅樂介内侍 討之、

首一 甚左衛門 討之、

首一 覺右衛門 討之、

首一 太郎右衛門 討之、

首一 治郎右衛門 討之、

首一 彦兵衛 討之、

首一 五郎三郎 討之、

首一 次郎右衛門 討之、

○右ハ『増補訂正編年大友史料』二七所収ニヨル。『大友興廃記』所収文書ハ「判」トアリ、シカモ月日ヲ欠ク。田北氏所依ノ原典未詳。

二三 大友府蘭義鎮書狀

○大友松野文書
大分県史料二五

追而申候、日田へ道雪被差置之由候、弓箭方者、郷旁覺第一にて候間、あハれく、秋月高良
山へ一行仕候へし、何さま日田より差合、悉討果、弓箭之明隙候するなとく、堺目へ聞へわた
り候やうニ、口武者專一存候、無申迄候へ共、かやうなる才覺、道雪并坂本道列なとへハ、

井部

(立花)

(方覺)

(筑後御)

飛脚ヨリノ情報
ヲ伝ヘ戦備ヲ整
ヘシム
土持薩州ニ付ク
ハ必定海陸ノ通
路ヲ止ム

肥州ハ豊後方

海上ハ肥前佐賀
郡寺井ニ着津カ

志賀道輝ヲ宇目
ニ遣シ越年セシ
ムベシ

斎藤道礪ヲ日田
ニ遣スコト

折々密通可然存候、尙々從日州此間時衆罷歸之由候、彼申表も從方々到來同前ニ候、定而住持
可被申候、旁御油斷有間敷候、

急度以飛脚申候、夜前保戸又從餘方も如到來者、土持事、薩州へ罷越候儀必定にて候、就夫海陸

通路等相留候之條、爰元賣船之者、荷物以下少々日州へ捨置やう下候て、俄罷歸之由候、薩州衆

者悉陣立之催、海陸共不穩便之由候、子細者從秋月龍造寺使を付置申分者、豐州衆皆々歸陣候、

高良山へハ小人數にて在陳候之條、以一行弓箭之根切を可仕との申事ニ付而、出勢之由候、愚老

存候ハ、今度宗運如入魂者、肥州之儀も、多分當方へ心を寄之由申候、彼儀何と候ても露顯候す

る間、薩衆肥後表へハ難取出候、又海上之行にて候ハ、肥前表てらいあたりニ可爲著津候、そ

れは昨日今日隆信討果候之間、薩廣衆も氣をゆるしかたく候、兼々如申候、秋月手合としてハ、

宇目村・佐伯、又者浦々の行なくてハ仕間敷候、於于今者、破口眼前迄にて候、く、

一至宇目村前日道輝罷越、切寄所柄等被見合聽而歸庄候、是者自然之爲を存申合候へ共、火急之到

來候之條、油斷候てハ以外之儀ニ候、乍辛勞道輝事、不日被差遣於宇目、越年候やうニ、能々御

入魂可候然、如存知道輝事者、女房衆同心ならてハ、在村も成間敷候之條、此度者夫婦同前、被

罷越候て能候する哉、道輝奥之儀をは、從大簾中頻被相留候様聞及候、それも可依事候、國家爲

にて候間、義統以分別、被申理肝要ニ候、道輝へハ、從此方も可令入魂かと存候、

一齊藤道礪事、新五郎同前ニ、曰杵留守ニ睨被差置肝要之通、數度中談、被得其意之由候つる處、

結句日田へ被差遣候歟、兼日之約諾も更不令首尾候之間、笑止千萬候、如今者、曰杵其外東目之

佐伯 莊

白杵等東目ハ拾
ツル覺悟ナリヤ

一刻モ早ク道璣
ヲ召返スベシ

佐伯表ハ第一

一入危シ

柴田札農ヲ差婦
スベシ

事者、可被差拾覺悟候哉、白杵へ子共罷居候之事者、日薩之者淵底令存知候之條、不慮之行をも心懸候するかと存候、彼條付而者、愚老後慮之段、始中終雖申懸候、差向儀計ニ被入性候、是も尤にてハ候へ共、前後之得失無思惟候事、無是非存計候、愚老折々令申越、於于今者、可爲合點候、相構而く御油斷候て、此表覺外ニ成行候者、其表之行曾而成立申ましく候、大綱之時節かと存候、右ニ申候道璣事、一尅も早く可被差歸候、日田へ道雪出郡之由候之條、旁以被差急專一候、かやうなる儀なり共、留守へ被添心可然存候、

一折々如申候、佐伯表第一之事ニ候、是又高岩在番ニ付而、人數被差分候、彼堺於亂忿者、加勢をこそ可被申付候之處、結句所之人數さえ如此候へは、一入あやうく存候、何とか急ニ被差歸候ハてハ、笑止迄にて候、次柴田禮農事、其元へ無餘儀用所等候者、不及申候、少く之儀者、急度被差歸候へかし、一人なり共、足腰立たる仁にて候間、申事ニ候、旁油斷候てハ、惡事ほとちかく候する哉と存候、^(大友)義統としても前後之才覺難成段、令校量、かやうニ申事も心痛存候へハ、爰元の儀、從遠方者校量難有之候、他國よりハ吾國と申候之間、因茲輕重之思案も可入候哉、毎事賢察之前候、猶重々可申候、恐々謹言、

(天正十四年九)

十二月廿四日

(美ウハ書)

「義統まいる

申給へ

(大友義統)
府 蘭 (花押)

府 蘭

梅牟礼城ヲ堅固
ニ相抱ヘシ忠節
ヲ賞ス

軍忠ニ朱印狀ヲ
成サレシヲ賀ス

二三 豐臣秀吉朱印狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

今度千石權兵衛尉不慮之仕合、無是非次第候、然處其城堅固相抱之由、尤神妙之至候、先勢追々被
差遣候、頓而被出 御馬、嶋津事可被刎首段、不可□□日候條、今少之閒、丈夫之覺悟專一候也、

(秀久)
(正月三)
□□□□日
(豊臣秀吉)
御朱印
(天正十五年)

(佐伯太郎カ)(推定)
□□□□とのへ

二四 蜂須賀家政書狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

(急カ)
息度令啓候、今度別而無二之御覺悟、無比類之旨、言上候處、被成 御感、御朱印被遣候條、則
令進□候、誠御面目之至、不及申候、彌諸卒等被相勇、□□之閒、可有御我執儀、尤以肝要候、拙
者事、御□□□□豐前表江相廻候條、自後日可申承候、恐□謹言、

(天正十五年)
正月廿七日

(推定)
。——佐伯殿

蜂須賀阿波守
家政 在判

佐伯 莊

二五 大友宗滴義鎮感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

薩摩勢乱入以來
檢使トシテ佐伯
惟定同城ヲ以テ
粉骨ヲ致スヲ賞
ス

其方更、爲檢使至佐伯、被差置候之處、今度薩摩之逆徒亂入已來、(佐伯(梅津丸城))惟定以同城、別而粉骨。次第、(マ、)度々雖申候、猶以令感心候、右之惡黨于今滯在之條、惟定被申談、彌忠儀之心懸肝要候、至義統遂披露、何様一稜被成、御感候様、取合不可有疎意候、恐々謹言、

(天正十五年)
二月二日

(大友義鎮)
宗滴 在判

(田)
□北宮内少輔殿

二六 大友義統感狀

○大友家文書錄
大分県史料三三

佐伯惟定ト同陣
馳走致スヲ賞ス

今度從取前惟定(佐伯)以同城、別而馳走之由感悅候、何様取鎮、一稜可顯其志候、彌可被勵馳走事專一候、猶浦上長門入道可申候、恐々謹言、(宗義)

(天正十五年)
二月十四日

(大友)
義統 在判

○——田北宮内少輔殿(統貞)

二七 毛利友隨(カ)書狀

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

祈禱ノ御被大庠
等ヲ謝シ銀子ヲ
送ル

猶々爲御初尾、銀子拾貳匁令進入候、委曲御使者可被申候、以上、

御使札、殊御祈禱之御被太庠、并爲御嘉例熨斗三把・白粉三箱、被懸御意、過當之至候、彌於御神
前、武運長久・如意安全之所、可被抽御情誠儀、憑入存候、恐々謹言、

(年未詳)
二月十七日

毛利左近
友隨(カ)
(花押)

御師

福嶋大夫殿

御報

○毛利氏ハ佐伯ノ士ナルベシ。

二八 佐伯惟定感狀

○御手洗玄一郎文書
大分県史料三五

(端裏切封)
「(墨引)」

攻寄スル敵ヲ討
チ大利ニ得シ戦
功ヲ賞ス

於今度其表下警固、數十艘罷上取懸候之處、連々無油斷故、被得大利候、惟定外聞不可過之候、各
心懸之次第、前後無比類候、感悅之趣、必一道可申出候、此謂長田下總入道・高畑三河入道可申
候、恐々謹言、

佐伯 莊

佐伯 莊

(天正十五年カ)

三月七日

(米水津村)

米津衆中

(佐伯)
惟 定 (花押)

五五八

二九 毛利榮靱書狀(紙切)

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書カ)

佐伯ヨリ

(墨引)

豐後佐伯カ

伊勢太神宮御師
福嶋御鹽焼太夫殿

毛利右京亮

御襖箱ヲ謝シ銀
子五匁ヲ送ル
隠居致シ息ニ譲
ル

於 御神前武運長久子孫繁榮所、御祈禱之御襖箱、被爲拜受、忝致頂載候、仍而爲御最花料、銀子
五匁進上候、彌御祈禱所冀候、將亦爲御土產兩種、被懸御意忝候、我等事世外ニ罷成候、愚息長勘
解由與申候ニ、令與尊候之閒、以來可得尊意候、當時者江戸へ罷有候閒、以書狀不申上候、恐惶謹
言、

三月廿五日

伊勢太神宮御師
福嶋御鹽焼太夫殿

毛利右京亮
(カ)
榮 靱 (花押)

110 寺田寺秀幸書狀(紙切)

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

佐伯堅田

(包紙ウハ書)

「(追筆)

「佐伯かた田之やとより御返事

使御巫小禰宜

天正十五年いのとし九月 日」

福嶋御鹽焼大夫殿

参 御報

(中包紙ウハ書)

福嶋御鹽焼大夫殿

参 御報

佐伯從寺田寺

秀 (幸) □

秀 (幸) □

(端裏切封)
「(墨引)」

使者ヲ遣ハサル
不慮ノ儀

御書之旨、謹以令拜見 □ 着畏入存候、然處如先 □、雖御使者被差遣候、分國 □ 不慮之

儀致出來候て、先 (カ) □ 表御祝儀計候、何 □ 近年中ニ致参宮 □ 可得御定候、猶口上ニ申上

□、恐惶謹言、

(天正十五年)

九月廿八日

(寺田寺)
秀 幸 (花押)

福嶋殿

参 御報

佐伯 莊

三三 大津留宗久書狀(紙切)

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

「福嶋御鹽焼大夫殿參貴報

大津留上野入道
宗久」

折念ノ御被ヲ謝
ス
當時佐伯ニ在リ

被任御嘉例、御祈念之御祓并三種、令拜領仕候、過分之至候、爰許就不慮之御弓矢之儀、愚老身
駄言語道斷之式候、當時者佐伯表へ罷居候故、御神物不足無調候、歸郷仕候ハ、不可緩存候、委
曲御使者可被達候、万吉、恐々謹言、

(天正十五年カ)
十月四日

(大津留)
宗久(花押)

福嶋御鹽焼大夫殿參

貴報

(奥切封)

「(墨引)」

三三 普賢坊宗慶書狀(紙切)

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

「(追筆)」(戸次)

「豊後ひあな谷ふけん坊之御返事也、
布五たん初尾 使御巫小禰宜
天正十五年いのとし十月 日

戸穴谷普賢坊

福嶋御鹽燒大夫殿

參

普賢坊

「(中包紙ウハ書)

普賢坊

進上福嶋御鹽燒大夫殿

參貴報

宗慶(カ)

「(端裏切封)
「(墨引)」

祈念ノ御被大麻
及ビ土産ヲ謝ス

貴札之趣委細令拜見(候カ)□、抑

御祈念之御被太麻、(并カ)□殊更種々御土産、被懸御意、御芳情之至過分至

極候、彌於御神前御祈念之儀所仰候、必參宮之折節、以面拜萬可申述候之條、不能細筆候、万

賀、恐惶謹言、

(天正十五年)
十月五日

(普賢坊)
宗慶(花押)

進上福嶋御鹽燒大夫殿參

貴報

二三 長田天樂書狀(紙切)

○朝見八幡社文書
大分県史料一一

(包紙ウハ書)

「(果筆)「豐後佐伯府之御やく人長田下總守□

法名天樂と申候、

天正十五年十二月七日

使御巫小禰宜大(夫カ)□」

福嶋御鹽燒大夫殿參

長田下總入道」

佐伯莊

佐伯莊

(端裏切封)
「(墨引)」

五六二

書狀及ビ三種ヲ
送ラレシヲ謝シ
銀子十文ヲ進ム

去年預御狀候、爰元弓箭取亂之故、今年夏之始令披見候、御丁寧之至候、殊更三種被懸御意候、畏存候、自是茂雖輕少至極候、銀子拾文目令進覽候、彌於御神前御祈念之處奉憑候、於委細者、彼使者可有演說候、恐々謹言、

(天正十五年)
十二月六日

(長四)
天 樂(花押)

福嶋御鹽燒大夫殿參
御報

二四 柳井紹盛書狀(紙切)

○朝見八幡社文書
大分県史料一一

佐伯因尾

(包紙ウハ書)
(異筆) (因尾)

「佐伯るんひの谷のやと柳井備後守殿御返狀

其ハ紹盛之事也、使御巫小禰宜

天正十五年いのとし十二月 日

福嶋御鹽燒大夫殿參

柳井備後入道

白麻二束ヲ進ム

追而白麻二束令進覽候、左少至恐入候、隨而爰元御調之分、以注文申候

之條、爲御存知候、委細之段、御使者可被仰達候矣、

書狀及ビ御被土
産等ヲ謝ス

御懇札令披閱候、仍御祈禱之御被拜領忝存候、隨而帶一筋・五明三本・熨斗五十本被懸御意候、御懇切之至過分存候、將亦爰元御引廻之儀、雖不存別儀候、當國亂後之故、何篇所存之樣候、必後年

可申展候、恐々謹言、

(天正十五年)
十二月十一日

(柳井) 紹盛 (花押)

福嶋御鹽焼大夫殿 參御報

二三 大津留家久書狀 (紙切)

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

「(追筆)」

井田宗久之御返事

佐伯ニテ宰人

さいきニ御らう人にて給候、使御巫小禰宜

天正十五年いのとし十月 日

福嶋御鹽焼大夫殿

參

大津留上野入道

(端裏切封)

「(墨引)」

返々此跡之段、爰元少門之儀、彼布候而、親子共ニ戰死候て、散々之式候、當時若輩如此候ても、不及菟角躰候、爲御分別候、く、

千度被及ビ兩種
ヲ送ラレシヲ謝
ス

御貴札令拜見候、爲御祈禱千度御祓并兩種送被下候、誠畏入候、彌々御祈念奉頼候、仍此跡老僧以來之切紙之事、相調之前、去巳ノ年御使下向刻、少分渡申候、其節請取ヲ雖可得御意候、長を披見候へハ、此上無隱之由承候條、無其儀候、爲此方与不及覺悟候、爲御存知候、恐惶謹言、

(年未詳)

二月八日

(大津留) 家久 (花押)

佐伯 莊

佐伯 莊

五六四

福嶋御鹽焼大夫殿まいる 御報

二三 長延與書狀(折紙)

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

(墨引)

佐伯

伊勢太神宮御師

福嶋御鹽焼大夫殿

豊後さいき
長勘解由

立願御供料等ヲ
進ズ

改年之御慶珍重幸甚申納候、仍而就立願、御供新銀子拾貳匁、又内々心當之儀候而、爲御最花新銀子貳匁、致拜進候、御神前倍如意安全之御祈禱、奉頼候、可得貴意候、恐惶謹言、

長勘解由
延與(花押)

二月十日

太神宮御師

福嶋御鹽焼大夫殿

人々御中

二七 小野安家書狀(紙切)

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

佐伯古町

佐伯古町

小野源左衛門尉

太神宮

福嶋御鹽焼大夫様
人々御中

安家

祈禱御被及ビ大
麻・土産ヲ謝シ
白布一端ヲ進ズ

以上

〔端裏切封〕
「（墨引）」

御書之趣、謹以令拜見候、仍御祈禱之御被并大麻・御土産、慥得其意請取申候、彌於御神前長久安
全之所、從是申上候、乍左少白布壹端、奉進獻候、恐惶謹言、

卯月吉日

〔小野〕
安家（花押）

福嶋御鹽燒大夫様
御返報

三六 大津留宗久書狀（紙切）

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

〔包紙ウハ書〕

福嶋御鹽燒大夫殿

參御宿所

大津留上野入道

宗久

〔端裏切封〕
「（墨引）」

立願ニツキ銀子
ヲ送ル

態令啓上候、仍就戊午之歲男子御立願、爲名代一人差上候、隨而銀子壹貫目致進納候、於御神
前、武運長久之御祈念奉憑候、將又愚老爲立願、銀子百目進納候、辛巳之歲五十九ニ罷成候、是
又無御油斷御精誠所仰候、委細彼者可申述候間、不能詳候、萬吉、恐惶謹言、

六月十三日

〔大津留〕
宗久（花押）

佐伯莊

佐伯 莊

五六六

福嶋御鹽焼大夫殿

參御宿所

三 佐伯惟幸書狀(折紙)

○朝見八幡社文書
大分県史料一

(包紙ウハ書)

福嶋御前大夫殿

御返事

佐伯

惟幸

(端裏切封)
「(墨引)」

尙々御祈念之儀賴存候、

祈念ノ御故大麻
ヲ謝ス
南郡衆

御札之趣委細令拜見候、仍而御祈念之御被大麻一合、遠方拜賜候、誠快然候、然者就慮外之儀、南郡衆賴滞留候、於御神前、本宮之御祈禱賴存候、任所存候者、別而可申承佳事候、恐々謹言、

九月二日

(佐伯)
惟幸(花押)

福嶋御前大夫殿

御返事

三 毛利鎮眞書狀(切紙)

○清原宜雄所藏文書
大分県史料二五

(包紙ウハ書)

「福嶋御崎大夫殿 まいる

(中包紙ウハ書)

毛利兵部少輔

毛利兵部少輔

緞子・嶋織ヲ進
宮シ武運長久ノ
祈禱ヲ依頼ス

福島御崎大夫殿 御宿所

鎮眞

〔端裏切封〕
「（墨引）」

追而段子貳端、并嶋織三段御進宮候、爲御存知候、く、
爲御祈念、每年至伊勢被差登物、御進宮候、彌武運長久・御繁昌之御祈禱所仰候、猶御使可被達之
條、令省略候、恐く謹言、

十月一日

〔毛利〕
鎮眞（花押）

福島御崎大夫殿 御宿所

二三 寺嶋貞光書狀

○清原宣雄所藏文書
大分県史料二五

〔包紙ウハ書〕

佐伯

大神宮御師

福島御鹽焼大夫まいる

〔中包紙ウハ書〕

大神宮御師

福島御鹽焼大夫

まいる 貴報

〔端裏切封〕
「（墨引）」

〔奥筆〕
「さいき」

寺嶋新五

寺嶋新五

貞光

尙く御貴札之旨、尤目出度候、猶口上申述候、く、狀之躰恐入申候、

誠毎年預御貴札候、喜悅無極候、仍千度之御祓、并御土産目出候、於自今以後ハ、繁昌之御祈念奉

千度御被及比土
産ヲ謝シ白布二
端ヲ進ズ

佐伯 莊

佐伯 莊

五六八

賴候、自此方も白布ニ進覽申候、必我等參宮之折節、以面上可申述候、委細之旨、至御使令申候、恐惶謹言、

十一月十八日

大神宮御師

福嶋御鹽燒大夫

まいる

貴報人々御中

(寺鷹)
貞 光 (花押)

二三 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書
大分県史料二五

略 ○首

天正十六七月日

豐後海邊佐伯いさわ藤衛門尉殿 同内方 隼人殿 源

左衛門尉殿 大郎二郎殿 藤七郎殿 市 又たさは 甚

右衛門尉殿 かいや宗二郎殿 彌助殿 與助殿 祐

助殿 けいたく 同 ふきのこう 同 清左衛

門殿 行助殿 ミつ藏方

豐後國東之郡ふたこさん じじうかうつけ新三郎殿

天正十六八月二日 豐後佐伯ひあなふけん坊 てし定泉坊

くへやと大宮司殿 御子息羽明甚助殿

御手洗右衛門尉殿 御子息與次殿 ちく丸刑部殿

ちく丸新兵衛殿 たかはたけやくし寺御女房衆

略 ○中

佐伯莊

天正十六八月十八日 豐後佐伯しほや牛深六郎兵衛殿 同忠四郎殿

天正十六十二月廿二日 豐後佐伯藤原佐田越前殿入道殿御代參ニ彦七

天正十六十二月廿六日 豐後佐伯竹之浦 御手洗左京殿 代參

七殿 又二郎殿 御手洗玄番殿 代參

略 ○中

天正十七七月二日 豐後佐伯ひあな浦 五郎衛門尉殿

あさむい大郎四郎殿

あさむい彦十郎殿 つる六郎殿

あさむい彌八郎殿 あさむい新二郎尉殿

略 ○中

天正十七年七月十三日 豐後佐伯ひあな宮内 藥師寺善左衛門尉殿

甚介殿 幸野六郎殿 新七殿

略 ○中

天正十七七月廿八日 豐後佐伯きりはた村 はしざこ宗右衛門尉殿

五六九

佐伯莊

五七〇

市左衛門殿 善介殿

天正十七年七月廿一日

豐後佐伯のふえ村二人 宮丞殿 甚介殿

略 ○中

天正十七年七月十八日

豐後佐伯中浦 ほしやの市助殿

天正十七年七月廿七日

豐後佐伯かた_(堅田) 引田いつミ殿

うらしり又二郎殿

略 ○中

天正十七年七月十九日_(高司)

豐後佐伯大坂本たかちの隼人殿 同甚三郎殿

同ゆるき村おのゝ藏助殿 かつらき源助殿
_{うちおも}

松井善助殿 はしかき善五郎殿

同七月廿九日

豐後佐伯ししや ぬいな善大夫殿 くすの木藤十殿

あらかいと隼人殿内方 いさをの藤十殿

_(カ)
まへすま七郎大郎殿

天正十七年七月廿九日

豐後佐伯九邊 はきうすすし殿 同越後殿

なかセ彌三郎殿

同七月廿九日

豐後佐伯さいと村 森田喜兵衛殿

おいはの二郎左衛門殿 なか崎村源大郎殿

略 ○中

同七月廿九日

豐後佐伯庄ほりなも かの又衛門尉殿

略 ○中

天正十七年七月四日_(八)

豐後佐伯ひあなもミタ 三衛門尉殿 宗二郎殿

千助殿 與三十郎殿 與三二郎殿

大藏房

略 ○中

天正十七年十一月十三日

豐後佐伯庄_{かた田村衆三人} 源左衛門殿

天正十七年十二月十四日_{鹽月大藏助殿} 甚助殿

豐後佐伯藤原之里三人つれ

藏助殿 新三郎殿 忠三郎殿

天正十七年十二月廿日_(カ)

豐後佐伯藤原佐田宗富之内甚九郎殿十二月廿日

略 ○中

天正拾八年三月三日 藤原佐田宗富様之内彦七殿

、豐後佐伯衆九人 同藤原之甚衛門殿 いろり之孫二郎殿
ふきのうら藤兵衛殿 同彌七郎殿

きたちの清十郎殿 同孫衛門殿

くべの左衛門九郎殿 さしかうちの左衛門九郎殿

天正十八年三月三日 うちをも

、豊後佐伯衆二人 杉谷五右衛門殿

高畑勘左衛門殿

略 ○中

天正十八年三月廿四日

、豊後佐伯うちをもの御衆三人

中之御大はうさまの御うち、ゑちせん女

こうらとら八殿はゝこ

同御ともの人與二郎殿

略 ○中

天正十八年七月廿日

、豊後佐伯しゆ 十一人つれ

かうのゝ御れう人 同御ともの御女房しゆ

同御ともの人久八殿 又内をもしゆ

一ノ瀬平左衛門殿 一ノ瀬新左衛門殿

(カ) 富善左衛門殿 一ノ瀬吉左衛門殿

東城一ノ丞殿 二郎介殿

佐伯莊

源内殿 忠二郎殿

天正十八年七月廿日 一人 に田わら源十郎殿

、豊後佐伯しゆ一人

略 ○中

天正十八年七月廿二日

、豊後佐伯ゆかき谷しゆ

(床木)

川村主殿助殿 同ちから助殿 泥谷彌衛門殿

與三左衛門殿 大郎介殿 ひらはる清兵衛殿

與左衛門殿 千七郎殿 千助殿

八郎衛門殿

天正十八年七月廿二日

(笠)

矢野大炊助殿 船頭九郎衛門殿 くほ源五郎殿

高畑左馬助殿 岡部若狹守殿 三四郎殿

野々下善吉殿 泥谷幸松殿御ふくろ

八郎二郎殿 くほ殿さま うんちう

船頭内藏進殿 忠二郎殿 宮之内之女房しゆ

小倉二郎左衛門殿 あぜ屋千衛門殿 甚二郎殿

與二郎殿 彌一郎殿 藤七郎殿 大郎四郎殿

五七一

○中略

天正十九年正月廿一日
、豊後佐伯(重見)なふミ 高畑形部丞殿一人

是ハ佐伯殿御いもうと女さま之御代官参る、又一人
橋爪久藏殿、又一人専七郎殿きたる、又一人きたち
權十郎殿 大坂さうさ坊

○中略

天正十九年二月九日
、豊後佐伯しゆ二人

(切畑)
きりはた傳之丞殿 山口與大郎殿

○中略

天正十九年三月七日
、豊後佐伯きたちしゆ七人

(木立)
やと大宮司藤左衛門殿 彌八郎殿 二郎衛門殿
五郎兵衛殿 彌七郎殿 彌兵衛殿 新介殿
天正十九年三月七日
、豊後佐伯かた田村しゆ十二人つれ

うちおも泥谷作内殿 甚左衛門殿 専田寺之げんこ
新兵衛殿御代官参り、九郎衛門殿 いせくま殿

新二郎殿 源四郎殿 新ゑもん殿 一之丞殿
とのも殿 三衛門殿 彌一郎殿

○中略

天正十九年卯月十一日(保戸)
豊後あまべの郡はとの嶋しゆ五人

か神さき與一殿 かうさき志广守殿

かうさき清衛門殿御内かた 同宮若殿 善五郎殿

天正十九年卯月十一日
豊後佐伯ひるほうし長はま彌大郎殿

○中略

天正十九年六月十六日
、豊後佐伯よのうつうらしりしゆ四人

(米水津浦)

長松八郎左衛門殿 御内かた 左衛門四郎殿

又十郎殿

○中略

天正十九年六月廿四日
、豊後佐伯衆十九人つれ

内をも坂山寺孫二郎殿

かミ村河俣寺 鹽月帶刀殿かミさま
とち原雅樂助殿 谷口藤左衛門殿

源兵へ殿 左衛門二郎殿 市之助殿 彌大郎殿

なふミ六郎二郎殿

(切畑) きりはた森田何右衛門殿 六郎三郎殿 藤左衛門殿

(塩屋) しはや與三左衛門殿 同藤十郎殿 同源四郎殿

(床本) いかぎ新十郎殿 こそき甚五郎殿

○中略

天正十九年六月廿五日

、豊後佐伯ひあなしゆ三人

○中略

さくらミ源五殿 かく させん甚助殿 寺嶋新五郎殿

天正十九年七月一日

、豊後佐伯ひあなしゆ八人 源助殿

ひやく上女 宮セ女 善五郎殿 彌七郎殿

天正十九年七月二日

、豊後佐伯藤原しゆ三人 みねのてんいう

○中略

天正十九年七月三日

、豊後佐伯大畠しゆ二人

大畠孫一郎殿 同御とも藤二郎殿

○下略。長文ニツキ、佐伯莊關係部分ノミヲ抄出ス。

佐伯莊

五七四

一三三 豐臣秀吉朱印狀

○日向伊東文書
日向古文書集成

○（文祿二年カ）六月廿日。「佐賀郷史料」一五三号ニ收ム。本文省略。豊後国蔵入ノ事、及び遁走百姓還住ノ事ニ係ル。

一三四 府坂大川庵地藏石碑銘

○白井昭一調査記録
佐伯市大字堅田字府坂 大川庵

逆修ノタメ地藏
菩薩像ヲ造立ス

謹奉逆修善根七分功德主正岩宗金庵主壽位

（地藏菩薩立像）

皆文祿×年乙未八月□□□吉日筆者伯円

一三五 玄興日記

○群書類従一一
日記部

○上略。玄与、近衛信輔ノ供ヲシテ鹿兒島ヨリ海路九州東岸ヲ航シ帰洛ス。慶長元年閏七月廿三日、日向国細島ヲ立チ、豊後海部郡蒲江ニ着ス。

（慶長元年閏七月）
廿三日に細島を曉天に御出船にて、豊後國の内かまへと申浦へ御着船。海士の住里なれば、御宿に

蒲江

米水津

大島 保戸

久保泊 佐賀関

文祿二年毛利高政受封ノ後築城
毛利高政一禪宇ニ創メ養賢寺ト名ヅク

山香郷・浦部衆等対面

なるべき所もなきに、松蔭深きあたりに古たる寺有。是御宿に成へき處やらんと思ひ、立入て見れば、住人かげかすかなり、○中 俄に塵かきはらひ、疊所々敷て、二三日御逗留也。夫より廿五日御船を出し、同國よ米水津なふつとやらん、人家すくなき浦に御着船也、○中 八月一日御船を出し、海上壹里計過侍るに、日向船とやらん、岩にあたて沈ぬ。○中 大島と申浦へ其夜明し、三日にほと、い久保泊う所へ着給ふ、雲どまりと申所、近くにみえければ、○中 狂句仕候、夫よりさかの關迄御着被成候、○下略 地震ニヨル津波被害ノ事アリ。「佐賀郷史料」一五二号参照。

三六 豊後國志

（海部郡藩封項）
佐伯城 文祿二年、毛利伊勢守高政受封于此、攝治日田、玖珠郡、其後世襲焉、初受封之日有古城、在今城西里餘梅牟禮、盖其境時事不便、遂請命更築今地、固有山海要衝、（海部郡仏寺項）
養賢寺 在佐伯城下、文祿二年、毛利伊勢守高政移封于此、後創一禪宇、延妙心三關和尚爲第一祖、以爲香華院、名曰養賢寺、

三七 當家年中作法日記

○大友義一文書
増補訂正編年大友史料卅一

（正月）
十二日、山香郷・浦部衆など、被成對面候、無子細候、（速見郡）
○中 略

佐伯莊

佐伯 莊

五七六

方々ノ狩曰杵
津久見・赤崎・
保戸
山香・朝見

三月十日の比より、方々の狩也、○中 曰杵・ひろは江・津久見・あか崎・ほとくのくし・山香・あさ
朝見郷
ミおもて、其外鹿狩之分ハ、自身しかきに立申候、

○中
略

右、當家年中之規式、近代之作法、爲後代書注訖、

文祿四年乙未十月吉日

(大友吉統)
宗 巖 (花押)

御檢地帳

○佐伯藩史料
大分県史料三七

(表紙)

慶長二年

御檢地帳

海部郡佐伯庄大坂本内八戸村

三月十一日

松田清右三門
長江二郎助

〔表紙裏〕

下ノ村 長しき

田方	壹石貳斗	上
	壹石	中

畠
方
四六八
斗斗斗
下中上

佐伯莊

上さかいめ 畠はたけ 貳に 閏うるし 四よ 畝しほ 廿にじゅう 四よ 步ふ 三斗八升五合 又七郎

上 畠貳十畧 壹反八畝拾步 壹石四斗六升七合同 人

上同 畠壹 閑閑 四下 (分下同)
一升一合
同 人

中畠五郎十
同
人

同
人

中畠八間十六卜 三升貳合 同 人

中 畠 九畝 五斗 又七郎

上 畠 八三 閑 廿四 卜
四升八合
同 人

上同 畠三十八間 畝反九畝 四步
貳十三間 八斗三升三勺 九升一合
貳石三斗 同 人

上同
 畠六開半
 壹畝廿一卜
 壹斗三升六合
 同
 人

上^同 畠 八三 閨 閨 廿四 卜 六升 四合 同 人

屋敷五間十六間 貳畝廿卜
貳斗六升七合六合六分 又七郎

上上 畠十六間 貳畝廿四卜 貳斗二升四合 同 人

下
畠
十五間
六畝
廿五分
貳斗
七升
三合
太郎二郎

中畠八間四畝八卜
貳斗五升六合
藤三郎

中 畠貳十三間 壹反壹畝十五卜 六斗九升 同 人

下畠十五間 貳畝
八升
太郎二郎

上 ^(カ)	島 ^{廿四間} 壹反七畝十八ト	壹石四斗八合	左衛門四郎
上 ^同	島 ^{十四間} 壹畝廿貳ト	壹斗三升九合 ^{八合三与}	同 人
中 ^同	島 ^{十貳間} 八畝廿四ト	五斗貳升八合	同 人
下 ^同	島 ^{壹間半} 拾五ト	二升	太郎二郎
下 ^同	島 ^{六間} 五畝十八ト	貳斗貳升四合三与	左衛門四郎
中 ^同	島 ^{三間} 貳畝六ト	八升八合 貳斗三升貳合 ^{八升八合}	太郎二郎
上 ^同	島 ^{十五間} 壹反三畝	壹石四升	同 人
上 ^同	島 ^{十四間} 八畝十二步	六斗七升貳合	藤三郎
上 ^同	島 ^{十八間} 七畝六ト	五斗七升六合	同 人
下 ^同	島 ^{貳十五間} 荒 ^荒 反六畝廿步	壹石 ^{六升七合} 一斗八升六合 ^{六升七合}	六 郎
下 ^同	島 ^{三間} 貳畝	八升	又三郎
中 ^同	島 ^{貳十八間} 貳反四畝八ト	壹石四斗五升六合	甚五郎
上 ^同	島 ^{十三間} 六畝貳ト	四斗八升五合四与	又三郎
上 ^同	島 ^{九間} 貳畝十二ト	壹斗九升貳合	同 人
上 ^同	島 ^{七間} 廿壹步	五升六合	又三郎
屋敷	島 ^{十四間} 貳畝十ト	貳斗三升三合三与	同 人

上 ^同	島 ^{廿六間} 壹反七畝拾ト	壹石三斗八升六合七与	同 人
上 ^同	島 ^{十四間} 貳畝拾ト	壹斗八升六合	同 人
上 ^同	島 ^{十四間} 貳畝十ト	一斗八升六合七与	同 人
上 ^同	島 ^{十一間半} 七畝五ト ^{十五分}	五升七升六合 ^{六斗}	又三郎
下 ^同	島 ^{十二間} 八畝	三斗貳升	同 人
下 ^同	島 ^{十三間} 壹段壹畝拾五ト	九斗二升	六 郎
下 ^同	島 ^{十二間} 四畝	壹斗六升	又三郎
下 ^同	島 ^{十三間} 荒 ^{三畝十四步} 六畝廿四步 ^{貳斗七升一合}	貳斗七升一合 ^{貳斗七升一合}	六 郎
下 ^同	島 ^{八間半} 荒 ^荒 七畝拾一ト	貳斗九升四合八与	同 人
下 ^同	島 ^{九間} 荒 ^荒 七畝六ト	貳斗八升八合	同 人
下 ^同	島 ^{十五間} 四畝	三斗二升	同 人
上 ^同	島 ^{十四間} 壹畝十八ト	壹斗二升九合 ^{八合}	同 人
上 ^同	島 ^{六間} 壹畝	八升	同 人
下 ^同	島 ^{八間} 荒 ^荒 拾六ト	貳升一合三与	同 人
上 ^同	島 ^{十間} 三畝	貳斗四升	孫 六

中同	島十八間 四畝廿四步	貳斗八升八合	七郎
下竹上	島十四間 廿八ト	三升七合六勺	新十郎
下同	島六五間 壹畝	四升	七郎
下同	島六間 拾二ト	一升五合 ^(マ)	新十郎
下同	島十八間 六畝	貳斗四升	同 人
上同	島十八間 七畝廿四步	六斗二升五合 ^四	同 人
上同	島十八間 貳畝十貳ト	壹斗九升二合	七郎
下同	島三間 六ト	七合八合	同 人
下同	島十二間 四畝廿四步	壹斗九升一合	又三郎
下同	島十三間 四畝十ト	壹斗七升三合三勺	同 人
下同	島三間 六ト	七合八合	同 人
下同	島十五間 荒貳畝二拾步	壹斗七合	又三郎
下同	島十四間 壹畝十ト	五升三合三勺	同 人
下同	島八八間 荒貳畝四ト	八升五合三勺	同 人
下同	島十貳間 四畝廿四ト	壹斗九升一合三勺	同 人
下小島	島十六間 七畝拾四ト	貳斗九升 ^{八合} 四合七勺	同 人

中	島十四間 ^(三ノ畝) 二畝十四步	貳斗八合	同 人
下	島十六間 荒貳畝十二ト	九升六合	同 人
下同	島十八間 六畝	貳斗四升	同 人
下同	島十四間 貳畝廿四ト	壹斗一升貳合三勺 ^(マ)	同 人
中同	島十四間 壹畝廿六ト	壹斗一升貳合	同 人
下小島	島九五間 壹畝拾五ト	九升八升 ^(マ)	又三郎
下同	島十八間 六畝	貳斗四升	同 人
下同	島十七間 貳畝十ト	九升三合三勺	同 人
中 ^(カ)	島十三間 壹反拾二ト	六斗二升四合	太郎二郎
下同	島十四間 五畝四ト	貳斗五合三勺	藤三郎
下同	島十一間 壹畝十ト	壹斗三升三合三勺	太郎二郎
中 ^{与四郎}	島十八間 五畝拾步	三斗貳升	同 人
上同	島十八間 四畝廿四ト	三斗八升 ^{四合} 五合	藤三郎
中同	島八八間 壹畝貳ト	六升四合三勺	太郎二郎
下同	島十四間 壹畝十八ト	六升四合三勺 ^(マ)	藤三郎
下 ^{与四郎}	島十四間 壹畝十八ト	六升四合	太郎二郎

同中	島十三間 貳畝五ト	壹斗三升	藤三郎
同上	島十貳間 廿ト	五升三合三勺	同 人
屋	敷八間 壹畝二ト	壹斗七合六合六勺	同 人
同上	島七八間 壹畝廿六ト	壹斗四升九合三勺	同 人
同上	島八五間 壹畝十ト	壹斗四合七勺	太郎二郎
下同	島四壹間 四ト	五合三勺	藤三郎
下同	島五三間 拾五ト	貳升	太郎二郎
下同	島五貳間 十ト	一升三合三勺	藤三郎
下同	島四貳間 荒八ト	一升六勺	太郎二郎
さかいめ	島三貳間 六ト	八合	又七郎
下同	島七四間 廿八ト	三升七合四勺	同 人
下同	島八八間 壹畝十八ト	六升四合	同 人
下同	島八八間 壹畝十八ト	六合	同 人
下同	島八四間 壹畝拾八ト	四升三合六勺	同 人
中島	島十九間 三畝	一斗八升	藤七郎
中島	島十貳間 三畝六ト	壹斗九升貳合	同 人
下同	島十四間 廿ト	貳升六合	同 人

佐伯莊

屋	敷十四間 壹畝十ト	壹斗三升三合	同 人
屋	敷九六間 壹畝廿四ト	壹斗八升九合	甚五郎
上	島十八間 貳畝十貳ト	壹斗九升貳合	同 人
上	島十八間 壹畝十八ト	一斗貳升七合	甚五郎
屋	敷十三間 四畝拾歩	四斗三升三合三勺	孫 六
同上	島十貳間 廿ト	五升三合三勺	同 人
下同	島八五間 壹畝十ト	五升三合三勺	甚五郎
下同	島十七間 五畝廿歩	貳斗貳升七合	同 人
下同	島十四間 壹畝拾ト	五升三合三勺	甚五郎
下同	島八五間 壹畝十ト	五升三合三勺	同 人
下同	島三壹間 三ト	四合	與三郎
中	島六四間 廿四ト	貳升二合	同 人
同上	島十五間 貳畝四ト	壹斗一升七合六勺	同 人
上	島六貳間 拾貳ト	三升貳合	與三郎
中	島六六間 壹畝六ト	七升貳合	同 人
同上	島十四間 貳畝十ト	壹斗八升四合七勺	同 人

五八一

[illegible]

上同	畠十八間	三畝	貳斗四升	六郎
上同	畠四間半	十二ト 四畝三歩	三升四合七勺 三斗三升貳合	同 人
屋	敷十三間	壹畝六歩	壹斗二升	六郎内者 ^(カ)
上	畠十間	三畝十八ト	貳斗八升九合 ^{八合}	太郎四郎
上 ^{さこ}	畠六間	壹七十八ト	壹斗二升九合 ^{八合}	六郎
上同	畠八間	壹畝十歩	一斗七合七勺 ^{六合}	太郎四郎
屋	敷九間	壹畝六歩	壹斗二升	六郎内者 ^(カ)
上	畠八間	壹畝廿六ト	壹斗五升九合三勺 ^{四合}	左衛門四郎
屋	敷十四間	壹畝拾四歩	壹斗四升六合 ^{八合}	同 人
上 ^{さこ}	畠六間	十八歩	四升九合 ^{八合}	太郎四郎
上同	畠十六間	四畝八歩	三斗四升一合三勺	左衛門四郎
中同	畠十九間	三畝拾八ト	貳斗二升六合 ^{八合}	同 人
下同	畠十四間	壹畝十歩	五升三合三勺	同 人
上 ^{さこ}	畠八間	三畝貳ト	貳斗四升五合三勺	六郎
上 ^{さこ}	畠九間半	壹畝八ト	壹斗一合三勺	六郎
屋	敷十間	四畝廿四歩	四斗八升	同 人
上同	畠十八間	拾五歩	四升	同 人
屋	敷八間半	壹畝四歩	壹斗一升三合三勺	五郎兵へ
屋	敷十四間	壹畝十歩	一斗三升三合三勺	助二郎
下 ^{ついで}	畠貳間	三畝	一斗二升	又五郎
上同	畠八間	七畝拾四ト	五斗九升四合七勺 ^(マ、ハ)	六郎
上同	畠十六間	三畝六ト	貳斗五升六合 ^{六合八勺}	又五郎
上同	畠八間	壹畝十ト	壹斗七合 ^{六合八勺}	同 人
屋	敷八間	壹畝貳歩	壹斗七合 ^{六合八勺}	同 人
下 ^{さこ}	畠十三間	一七	四升	又五郎
下同	畠十五間	貳畝拾五ト	一斗	同 人
下同	畠四間	廿四ト	三升二合	同 人
下同	畠六間	拾貳ト	一升六合	同 人
下同	畠八間	拾六ト	貳斗一合三勺	同 人
下 ^{さこ}	畠五間	拾五ト	貳升	彌左衛門
中同	畠七間	七畝廿八歩	四斗七升六合	同 人
下同	畠三間	十八歩	貳升四合	又五郎

五八六

[illegible]

下	島十六間	四畝八ト	一斗七升 ^{七与} 一合 ^{七与}	彌左衛門
同	島十八間	貳畝廿八ト	一斗一升七合三勺	衛門五郎
同	島十六間	三七十八ト	壹斗四升四合	彌左衛門
同	島八間	廿四ト	三升二合	衛門五郎
水かき	下島五間	四畝五ト	一斗六升七合	左衛門四郎入
同	島十三間	一セ	四升	新十郎
同	島十三間	二セ	八升	左衛門四郎
同	島五三間	荒十五ト	二升	同 人
同	島四三間	十二ト	一升六合	同 人
同	島十三間	荒一セ	四升	同 人
同	島七壹間	七ト	九合 ^{三与} 五合 ^{七与}	與七郎
同	島十四間半	一セ十五ト	六升	彌左衛門
同	島十間	三畝十ト	一斗三升三合三勺	左衛門四郎
同	島四間	八ト	一升七合 ^{七与}	五郎兵へ
同	島三間	六ト	八合	左衛門四郎
ひくと	下島七六間	一セ十二ト	五升六合	同 人

佐伯莊

(カ)
志はノひら
下 島六間 廿四ト 三升二合 左衛門三郎
下 島十七間 二セ十歩 六 郎
以上

(表紙)
○本表紙ヲ上記ニ続キ綴ヂ込ム。
八戸村ナルモ、接統關係未詳。

慶長二年
下ノ村
御檢
海部郡佐伯庄大坂本内八戸村
地帳
三月十日

○表紙裏白
丁ナリ。

同屋 下 畠 十五間 壹畝拾五ト	六升	六	郎
山ノ下 下 畠 十五間 壹畝廿ト	六升 ^七 六合	五郎兵へ	
同 下 畠 八間 廿四ト	三升二合	助二郎	
同 下 畠 十三間 壹畝	四升	五郎兵へ	
同 下 畠 六間 荒廿四ト	三升二合	新 六	
山ノ下 下 畠 八間 荒壹畝貳ト	四升貳合七勺	太郎二郎	
ゆすノ木 下 畠 廿間 六畝廿ト	貳斗六升七合	新十郎	
ひくと 下 畠 六間 拾八ト	貳升四合	與七郎	
同 下 畠 十四間 壹畝十ト	五升 ^三 貳合三勺	同 人	
同 下 畠 十五間 壹畝廿ト	六升 ^七 六合	同 人	
さかいめ 上 畠 十八間 三畝	貳斗四升	又七郎	
同所 下 畠 三十八間 七畝十八ト	三斗四合	同 人	
山ノ下 下 畠 十八間 四畝廿 ^四 ト	壹斗九升貳合 ^貳	六 郎	
同所 下 畠 十九間 五畝貳ト	貳斗三合六勺	五郎兵へ	
さくくら 下 畠 十六間 貳畝	八升	甚五郎	
さくくら 下 畠 十六間 貳畝	八升	孫 六	

同所 下 畠 廿四間 壹反六畝	六斗四升	六	郎
同所 下 畠 廿五間 壹反壹畝廿ト	四斗六升七合	同 人	
さかいめ 下 畠 卅五間 四畝廿ト	壹斗八升七合	又七郎	
同所 下 畠 五間 五畝拾五ト	三斗三升	同 人	
下 畠 十五間 荒貳畝	八升	同 人	
さかいめ 下 畠 六間 壹畝十八ト	六升四合	又七郎	
同所 下 畠 八間 壹反廿步	四斗貳升 ^{七合} 六合	孫 六	
同所 下 畠 十二間 三畝六步	壹斗貳升八合	同 人	
さかいめ 下 畠 十三間 壹畝	四升	甚五郎	
さかいめ 下 畠 十三間 貳畝	八升	孫 六	
さかいめ 下 畠 廿十間 六畝廿步	貳斗六升 ^{七合} 六合	孫 六	
下 畠 四間 廿四ト	三升六合 ^{三勺} 三勺	又七郎	
同所 下 畠 十六間 貳畝四ト	八升五合三勺	同 人	
同所 下 畠 十二間 八畝	三斗貳升	同 人	
同 下 畠 十四間 三畝廿二ト	壹斗四升九合七勺	同 人	
さかいめ 下 畠 十六間 壹反七畝十ト	六斗九升三合三勺	又七郎	

下 くら合	畠六間	壹畝十八ト	七升 七合	甚五郎
同	畠七間	貳畝廿四ト	壹斗一升 貳合	藤七郎
同	畠五間	拾五ト	貳升	同 人
下 くら合	畠六間	壹畝拾貳ト	五升六合	甚五郎
下 くら谷	畠九間	壹反貳畝	四斗八升	藤七郎
同	畠四間	六畝廿ト	貳斗六升 七合	同 人
同	畠四間	四ト	九合三勺	同 人
下	畠十四間	貳畝拾步	九升三合三勺	同 人
下 たけ	畠十四間	貳畝廿四步	壹斗一升 貳合	甚五郎
下 たけ	畠十八間	貳畝十貳ト	九升六合	與三郎
同	畠十八間	六畝	貳斗四升	同 人
下	畠八間	壹畝貳ト	四升 貳合六勺	甚五郎
下 (カ)	畠五間	廿ト	貳升六合 七合	孫 六
同所	畠五間	拾步	一升三合三勺	甚五郎
上 おくノひら	畠十三間	壹反 三 貳畝 壹ト	壹石四升 貳合六勺	藤七郎
同	畠十七間	貳畝拾步	壹斗六合 七合	甚五郎

佐伯 莊

中 同	畠五間	三畝拾ト	壹斗三升三合三勺	同 人
下 くほめ	畠五間	貳畝八步	八升九合三勺	同 人
下 さノひら	畠六間	壹畝	四升 清兵 (二ト入)	藤七郎
上 さノひら	畠十間	八畝廿ト	六斗九升 四合	藤七郎
同	畠十間	壹畝十四ト	八升八合	甚五郎
上 いのしり	田四間	壹反 三畝二ト 貳畝廿三歩	壹石五斗三升 貳合	孫 六
同	畠十四間	壹畝拾九ト	六升五合	甚五郎
上	畠六間	六步	壹升六合	同 人
中 いのしり	田四間	八ト	貳升七合 六合七勺	藤七郎
下	畠六間	貳畝十貳ト	九升六合	甚五郎
上 おくノひら	畠八間	廿ト五升三合三勺	貳升六合 貳合六勺	同 人
同	畠八間	拾六步	四升四合 貳合六勺	同 人
上	畠十間	貳畝	壹斗六升	藤七郎
同	畠十間	六畝 十八ト	三斗七升 貳合	藤七郎
上	畠十六間	四畝八ト	三斗四升 貳合	甚五郎

上	同	畠十三間	四畝十ト	三斗四升七合 六合六勺	孫六
中	畠六間	拾畝ト	貳升四合	甚五郎	
上	同	畠十三間	五畝一ト 六畝一ト	藤七郎	
上	畠十四間	五畝廿ト 六畝廿ト	四斗五升四合 八升五合三勺	孫六	
上	畠十六間	貳畝五ト 三畝五ト	壹斗七升九合 三合三勺	孫六	
上	畠八間半	貳畝八ト 六合六勺	壹斗八升貳合 七升九合三勺	甚五郎	
上	尾崎	畠七間	貳畝拾ト 六合六勺	孫六	
下	同	畠八間	壹畝貳ト	同	
上	同	畠十一間	六畝十八ト	同	
中	おさき	畠十六間	三畝廿一ト 四畝	甚五郎	
下	畠五間	五ト	六合七勺七合	同	
下	畠十三間	壹畝廿四ト	七升二合	孫六	
下	同	畠八間半	拾畝ト	甚五郎	
上	同	畠十三間	八畝廿步	孫六	
上	同	畠十六間半	四畝拾步	孫六	
下	くら所	畠十五間	壹畝廿ト	同	

口	畠六間	十八ト	貳升四合	同	
下	畠一	間貳ト	貳合七勺	與三郎	
下	畠三間	十貳ト	一升一合 六	孫六	
下	くら所	畠四間	廿ト	同	
下	畠六間	壹畝	四升	同	
下	同	畠三間	十貳ト	同	
下	同	畠四間	廿ト	同	
下	同	畠三間	拾貳ト	同	
下	同	畠四間	廿ト	同	
下	中ヲ谷	畠四間	拾貳ト	同	
下	おさき	畠十四間	六畝拾六ト	孫六	
上	同	畠八間	三畝廿貳ト	同	
上	同	畠七間半	三畝拾九ト 八ト	同	
中	おさき	畠八間半	廿ト	同	
上	志ノ木ノくは	畠十六間	貳畝廿ト	同	
下	同	畠廿三間	貳畝	同	

上 ^{くほ}	畠 ^{二六} 三拾間 貳反六畝	貳石八升	六	郎
下 ^り	畠 ^{八七} 八間 壹畝廿六步	七升四合七勺	同	人
中 ^谷	畠 ^{十九} 十四間 四畝六ト	貳斗五升貳合	衛門五郎	
上 ^谷	畠 ^{十二} 十四間 廿五ト	六升六合七勺	衛門五郎	
上 ^谷	畠 ^{十八} 十四間 貳畝廿一ト	貳斗一升七合	同	人
中 ^同	田 ^四 四間 八步	貳升七合	同	人
上 ^同	畠 ^{十六} 三間 壹畝拾八ト	壹斗二升九合	同	人
下 ^同	畠 ^四 六間 廿四ト	三升二合	同	人
下 ^同	畠 ^二 二間 四ト	五合三勺	六	郎
中 ^{おさき}	畠 ^五 七間 壹畝五步	七升	六	郎
上 ^同	畠 ^{十二} 二間 四畝	三斗貳升 五斗六升	同	人
下 ^同	畠 ^四 四間 四步	五合三勺	同	人
中 ^同	畠 ^四 六間 廿四步	四升八合	同	人
下 ^同	畠 ^九 九間 拾八步	貳升四合	同	人
下 ^同	畠 ^{十六} 十四間 貳畝廿四步	壹斗一升二合	同	人
中 ^{おさき}	畠 ^七 十四間 貳畝十步	壹斗四升	六	郎

下 ^同	畠 ^十 十間 拾步	壹升三合三勺	同	人
下 ^同	畠 ^八 八間 拾六ト	貳升一合三勺	同	人
下 ^同	畠 ^{二十} 十四間 六畝廿步	貳斗六升七合	同	人
中 ^同	畠 ^七 七間 貳畝	壹斗貳升	同	人
上 ^同	畠 ^{十四} 十四間 貳畝三步	壹斗六升八合	六	郎
上 ^同	畠 ^六 六間 廿四ト	六升五合	同	人
上 ^同	畠 ^八 六間 壹畝十八步	壹斗貳升九合	同	人
上 ^{いへノ上}	畠 ^六 六間 壹畝六ト	八升三合	同	人
上 ^同	畠 ^八 八間 貳畝四ト	壹斗七升一合	同	人
上 ^{松ひら}	畠 ^五 十二間 貳畝二ト	壹斗六升五合三勺	助二	郎
上 ^同	畠 ^七 七間 貳畝拾五ト	五斗貳升	同	人
上 ^同	畠 ^{十二} 十二間 壹反四畝廿ト	壹石一斗七升四合	五郎兵へ	
上 ^同	畠 ^八 八間 四畝廿四ト	三斗八升五合	同	人
上 ^同	畠 ^四 四間 壹畝十步	壹斗五合六勺	同	人
上 ^{まつひら}	畠 ^十 十間 貳拾步	五升四合	五郎兵へ	
上 ^同	畠 ^九 七間 貳畝七ト	一斗八升貳合	助二	郎

同	上	畠	十七間半	壹反七畝拾五ト	壹石四斗	同	人
松平	上	畠	拾五間半	五畝廿四ト	六升貳合	六	郎
竹ノなか	上	畠	十二間	貳畝	四斗五升四合	七斗七升九合	左衛門三郎
同	中	畠	貳間	四步	八合	左衛門三郎	
竹ノ中	上	畠	十八間	七畝六步	五斗七升六合	同	人
同	下	畠	十間	廿四步	六升五合	同	人
同	上	畠	十六間	三畝	貳斗四升	同	人
西ノ谷	下	田	二畝	貳ト	三合	同	人
同	中	田	八間	壹畝十八步	一斗五升四合	同	人
西ノ谷	下	田	三間半	四分半	九合	左衛門三郎	
竹ノなか	中	畠	十二間	壹反一畝六分	六斗七升貳合	同	人
同所	下	畠	十六間	六畝十二ト	貳斗五升六合	同	人
屋敷	上	畠	十八間	三畝拾八ト	貳斗八升九合	同	人
上	畠	十八間	三畝拾八ト	貳斗八升九合	五升四合	同	人
おんち	上	畠	廿四間	貳反五畝十六ト	貳石四升九合	新十郎	
同	中	畠	八間	壹畝貳步	六升四合	同	人

佐伯莊

同	上	畠	十四間	壹畝廿六步	壹斗四升九合三勺	五郎兵へ
上	畠	十六間	壹畝拾八步	一斗貳升九合	助二郎	
同	下	畠	五間	三畝廿五步	壹斗五升三合三勺	助二郎
以上						
田數合貳反廿四ト						
分米貳石貳斗四升六合						
畠數合拾五町七反四畝廿ト						
分米九拾五石八斗六升五合						
屋敷合四反壹畝拾八ト						
分米四石壹斗六升						
田畠屋敷合拾六町三反七畝二ト						
分米百貳石貳斗七升一合						
一上田壹段三畝二ト						
分米壹石五斗六升八合						
一中田貳畝廿八ト						
貳斗九升三合						
一下田四畝廿三ト半						
同						
一上畠七町六畝廿壹ト						
同						

五九三

佐伯莊

一中畠貳町五段九畝六ト 同 拾五石五斗五升貳合
 一下畠五町四段四畝三ト 同 廿壹石七斗六
 一下畠荒八段壹畝五ト 同 三石貳斗四升六合三勺
 一屋敷四段壹畝十八ト 同 四石壹斗六升
 田畠合三町四反八畝六ト半
 屋敷合三町四反八畝六ト半
 分米合分米百三石壹斗三升九合

○本帳二冊仕立ナリ。編綴ノ時ノ錯簡カ。各行田畠上ニ黒丸（・）、帳付百姓名上ニ合点（ハ）、下ニ（、）ヲ付スモ、スベテ省略セリ。面積ト高合致セザル所若干アリ。

一三 海郡部佐伯莊大坂本内備後村

御檢地帳

○佐伯藩史料
 大分県史料三七

〔表紙裏〕

慶長二年

海郡部佐伯莊大坂本内備後村

御檢地帳

三月

〔十一日カ〕

長江二郎助
 松田清右エ門

〔表紙裏〕

中ノ村

〔上田カ〕 壹石 三斗
 〔中カ〕 壹石 壹斗
 〔下カ〕 九斗
 上畠 壹石
 中 八斗
 下 六斗
 居屋敷 壹石代

[illegible]

下 畠 十六間 貳畝廿卜	下 畠 十五間 五畝十五卜	下同 畠 貳十間 六畝廿卜	下同 畠 十八間 七畝四卜	下同 畠 十二間 五卜	下同 畠 九半間 二卜	下 畠 十六間 四畝廿四卜	下同 畠 八間 四畝	下同 畠 十五間 四畝	下同 畠 八間 荒壹畝十卜	下同 畠 十三間 壹反貳畝四卜	下同 畠 十八間 壹反一畝十卜	下同 畠 十九間 五畝十二卜	中同 畠 貳十四間 壹反貳畝十八卜	下同 畠 十四間 下	下同 畠 十四間 下	はる 畠 七間 下
壹斗六升	三斗三升	四斗	四斗四升	三斗五升 三斗六升 三斗六升	貳斗八升四合	貳斗八升八合	貳斗四升	八升	七斗貳升八合	六斗八升	三斗貳升四合	壹石八合	貳斗四升貳合六勺	三斗三升六合	貳斗四升貳合六勺	新二郎入 新太郎
善兵へ	新左衛門・新二郎入る 新太郎	同 刀	同 源左衛門	同 人	同 帶 刀	多吉 善兵へ	新左衛門二入 つるし	新太郎二入	同 善兵へ	同 新十郎	同 甚左衛門	同 善四郎	新左衛門二入 つるし	同 人	多吉	新二郎入 新太郎

下同	畠 十五間 壹反三畝	七斗八升	同	人
	畠 四間 畝六ト	壹斗九升貳合	同	人
	廿ト	貳斗六升 七合六 勾	同	人
	一	四斗三升三合三勾	同	人
	斗八升八合	源左衛門		
	三ト	五斗六合	同	人
上	畠 貳十間	九斗三升三合三勾	同	人
下同	畠 三四間 十二ト	貳升四合	同	人
下同	畠 十八間 壹反六畝廿四ト	壹石八合	同	人
	畠 六間八	四斗八升	同	人
下	畠 二十間 四畝	貳斗四升	同	人
上	畠 十六間半 三畝十四ト	三斗四升 三合三勾	帶	刀
屋敷	畠 十六間 畝八ト	四斗貳升七合六勾	源左衛門	
	下	壹斗六升	同	人
		七斗五升	たてわき	
		壹石一斗四升	帶	刀
		貳斗四升	角右衛門	

佐伯莊

や	敷 七間 五ト	壹斗一升 七合六 勾	同	人
中	畠 十七間半 壹反貳畝 十一ト	九斗七升 九合三 勾	源左衛門	
下	畠 七間 四畝廿ト	貳斗八升	同	人
下	畠 十八間 荒七畝六ト	四斗三升貳合	帶	刀
下同	畠 十間 六畝廿ト	四斗	藤七郎	
	六畝廿八ト	六斗九升三合三勾	同	人
	ト	壹石貳斗四升 六合六 勾	源左衛門	
	ト	貳斗六升四合	善四郎	
	斗貳升三合	斗七升八合	源左衛門	
	四町五反九畝十六ト	分米卅七石四斗九升七合		
	屋敷合貳反貳畝九ト分米貳石貳斗三升			

五九七

田畠屋敷合五町四反廿九三ト

分米四拾七石貳升六公勺斗五升

此内貳石七斗二升三合

拾六本

○各行田畠上ニ黒丸（・）、帳付百姓名ノ上ニ白丸（○）、下ニ圈点（ゝ）
ヲ付スルモ、スペテ省略ス。面積ト高ノ計算合致セザル所若干アリ。

一四〇 毛利高政知行充行狀案（紙折）

○毛利高棟文書
大分県史料二六

以上

豊後國海士邊郡佐伯庄内

一 五百三拾五石

大坂本村

一 參百六拾五石

堅田之内

黒澤村

一 百石

堅田之内城村

右三ヶ所高合千石、永代爲知行遣候間、全可令領

知之狀、如件、

毛利民部大輔

慶長六年

十二月十日

高 政 在判

森織部とのへ

四一 高畑理兵衛覺書

○田北太右衛門文書
萩藩閥閥録四

高畑理兵衛從幼少成立之事

一、永祿八年乙丑ニ與州八幡濱ニて生れ申候、其子細は佐伯惟教様御子息惟眞様、豐後にて源氏と大神氏と庄(マ)あらそひに付、豐後の屋形様ニ不足を深く思召、弘治三年五月上旬與州江御のき被成候節、我等親高畑三郎右衛門と申者御供いたし、與州に詰申候時生れ申候、

是立花陣之時也、

何も御供を仕候、其後永祿十二年に惟教様豐後江御歸り被成候、明る十三年めに佐伯の本知を御案堵被成候、吾等親三郎右衛門能御奉公仕ニ付、惟教様より理兵衛に知行少被遣、理兵衛七ツの年にて御座候、家中にも數多く御座候、其後惟教様御法躰被成、宗天と申候刻御老中にならせられ、臼杵に御屋形を定られ御詰被成候、吾等十一之年、宗天様御側につかハれ候、拾貳の歲天正六年に、日州兒嶋之城主土持彈正少弼親成殿を屋

佐伯莊

形様を御退治被成候、宗天様を日州之松尾の城に御置被成候、其時も御供仕候、其時分おこりはやり、我等もおこりを三月ふるひ申ニ付佐伯へお返し被成候、日州高城と申、嶋津殿(義)持たる城にて御座候、同年三月に宗麟様召(マ)加れられ、十一月十二日に宗天様・惟眞様方兩三人一所に討死被成候、家中之侍四五拾人討死仕候、されとも佐伯表ハ惟眞様御子息惟定堅固ニ御持被成候、

一、高城にて多討死之後も、四五年も薩摩も菟角之手遣も無之、佐伯表も靜ニ御座候、其後ハ日州表海賊之舟細々浦々に來ルニ付而少せり合御座候、次第く嶋津殿九州之侍諸大名に心を合、我等廿一の年天正十四年十月に豐後之地に打入る、日州口ハ嶋津中書大將ニて出られ、三重之松尾といふ所に本陣を居られ、十月廿三日之夜中書を使僧を差越る、其人數貳十人來る、はんしやう淵といふ所にふし兵をして皆討果す、使僧をハ柴田勘左衛門尉討、衛藤玄著と云者を

五九九

(向) むかふより理兵衛鑓にてつく、二郎右衛門尉追懸鑓にてつく、理兵衛と先手後手をあらそふ所に、高畑勘左衛門尉來り、初くそくをハ勘左衛門尉仕候と申に付而、玄蕃首をハ勘左衛門尉に渡す、甲斐宮内といふ者、川に得たる故に川上へおよき上りてにけ、此者壹人たすかり歸り申候、

一、日州土持殿子息次郎九郎殿と云人あり、去天正六年に、土持を屋形様を御退治之先陣を宗天様被成候ニ付、佐伯ハ親之敵とて、嶋津中書に斷佐伯江打出る、此次郎九郎殿大將にて中書の人數、又日州之勢を添て十二月四日に、佐伯つかむれの城下に一里程隔て賢田(榊牟礼)といふ所迄放火し來る、惟定の下知にてつかむれるおり相、ふさかと申所まで追詰一戰御座候、一番合戦に泥谷仁左衛門尉十八の年一一番首を捕申候、其後ふかさの峠を追下し申候時、矢野源左衛門尉に泥谷名後二可鑑首五ツつ、捕申候、公ニハ内の者取申候、矢野美作と申者六十四五にて先懸をいたし討死仕候、美作を

討たる敵を鑓下にて理兵衛討捕申候、夫々佐伯へ味方付し處に泥谷新次郎・木下内記・源四郎名字後可記打死仕候、又かばか畑の口(因尾)にハいんひ衆に、内面衆も少くわゝり働き申候由、此口之敵ハはかしやう狩野助出られ候、其口にて杉谷兵部・近藤久右衛門尉能はたらき申候由、兵部鐵炮にて能敵を討申候へ共、兵部手負ひ申候て首は捕不申由ニ候、其後兩口之味方一ツに成て敵を追拂ひ申候、敵之乘馬杯餘多追落申候、

一、野津星川(天野郡)之城には柴田照安謀叛にて、其身ハ嶋津中書ニしたかひ、戸次あまつら(天面)に在て妻子ハ星川におく、其外柴田一黨薩摩衆も少く籠たる由聞へ申候、高畑新右衛門尉ちうりやくにて、惟定の人數を同年十二月四日ニ星川へ差向此間分所不兩口をおしよせ時の聲を上責寄けり、おひちらし打果す、多分は生捕に仕候、柴田殿妻子ハ佐伯にて悉生害にて御座候、

一、同年十二月に日向の内三河内と云所に一城御座候、日向衆是をもつ、理兵衛兄三郎右衛門大將にて雜兵千

五百ハかりにて、取懸戦ひ城を追拂ひ申候時、甲斐宮内侍大將にてうすこへと云所返付來り、名乗懸ひしとつけ申候折節、矢比能時、理兵衛鐵炮ニ而宮内をうつ、左の高も、より右のゑひら付迄上矢に打落申候、大將を討れ少しひるみ申候、そこにて理兵衛兄之三郎右衛門尉矢疵貳ヶ所負申候、其外手負多く御座候ニ付而、大勢付來り候を、理兵衛・勘左衛門尉取て返し、追拂く引取申候、此宮内と申者は去ル十月に使僧討申候時、壹人助れ歸り申たる者にて御座候、

一、(大野郎)宇目朝日岳之城にハ、

土持二郎九郎殿ニ中書下知にて日向衆を相添おかるゝ、佐伯々惟定雜兵八千計にて、因尾口へハ高畑三郎右衛門尉侍大將にて、柴田又はいんひ衆一与ニて打入、赤木口よりハ佐伯二郎右衛門尉・泥谷左京・同仁左衛門尉・高畑新右衛門尉など大將分ニて打入、土持殿宇目村の侍以下を手ニ付おかれしを、朝日岳之城下迄詰寄働打果すもあり、生捕にも仕候、其日も理兵衛首取申候、深田彈右衛門尉其外

生捕ニ仕、佐伯江つれ越申候、城を責申との談合御座候へとも、伊東三位入道ノ旧臣山田土佐守入道キヤウ匡徳被申様ハ、三重之松尾より中書人數をこし、うしろまき有てハ所柄惡敷候と被申付而、其儀無御座候、城下ニての働に土持衆恐れて人數出され不申候、

一、天正拾五年ニ大閣様御下向ニ付、鳴津中書惣人數を引取らるゝ、三月十七日ニ惟定一手之人數を以て、豊後と日向之境ひ梓口迄御付被成候、惟定ハ宇目・朝日・岡迄御出馬被成候、佐伯二郎右衛門尉・高畑三郎右衛門尉・泥谷左京・高畑新右衛門尉杯侍大將也、軍奉行ハ山田きやう徳を御付被成候、梓之峠にて鐵炮軍を仕候、薩摩衆取而歸し戦ふ所に、きやう徳の手ハ横矢を打により、薩摩衆こらへ兼引申候、其時敵方田野と申大名を、衛藤九郎右衛門尉鐵炮ニ而討申候、敵に手負死人多く御座候由承及候、敵引申候、道之左右草も血にそまり申候、味方も手負多御座候、泥谷左京ハ討死仕候、理兵衛廿二の歳にて御座候、其以後大和豊臣秀長大納

言樣廿一萬にて梓越を被成候、大閣樣ハ豊前御出馬被成候、

一、文祿元年壬辰に大閣樣高麗へ熊本の諸勢を指渡被成候、佐伯惟定廿五、理兵衛廿八の歳なり、大友樣之御船釜山海に着、其明る日より奥へおし申候、先年加藤主計殿・小西攝津守殿三番之手ハ豊後之屋形也、高麗之都迄十五日に付申候、都に少しやすらひ、都々奥七日路へあんと申城に小西殿居被申候、屋形樣ハほく山と申所に一城御こしらへ被成御座候、

一、志賀小左衛門殿ハはくしうと申所に御座候、是も屋形樣之羽城也、ほく山はくしうの行かよひニ、毎度唐人ふせを置、味方を多く討申候、あるとき屋形樣の衆田北治部と申仁、屋形樣ハはくしうへの使ニ被參候、惟定之者百計にて送り申候、其道ニハ唐人いつも遠見を置申候、其日の遠見山の上に立上り候か見へ申候あいた、理兵衛、治部に申樣ハ、今日も必ふせ可有御座候、人數を二手に分、屋形樣之衆と佐伯者とくし

を取申へしと申に、治部同心にて其分ニ仕候、左くじは理兵衛取申候、右くじハ治部取被申候、佐伯樣衆ハ左へ參候、屋形樣ハ右へ參候、いつもふせある所にて、唐人發シ合たゝかふて、敵引のき申候をおひ打に仕候、首數五十六ハかり屋形樣衆御取候、惟定之手にハ敵出不申候間、ぶん取ハ無御座候、其晩ニ治部何も同道にてかへり申候、其日の手たての様子屋形樣へ被仰上候、理兵衛寄特成見きをわたしたると御感被成候、則治部を御使に理兵衛所へくたされ候、

一、ある時小西殿城へあんへの御朱印を送り申之時、屋形衆衛藤又右衛門尉・大神見介・吉良傳右衛門尉・上野彌平、此四人ハ屋形樣之御鐵炮大將にて御座候、理兵衛も四人の内にくハゝり、何も同前ニ馬を入申候、其時敵一萬も御座候ハんと見へ申候か、左右よりおこり相申候て、一日戦ひ申候、理兵衛馬上より敵を打申候、其首惟定樣へ御目にかけ申候、高畑勘左衛門尉も首を捕申候、御使を送届逗留いたし、次之日夜ニ入引

歸り申候、

一、はく山にて陣中折々、筈に相申候者、屋形様よりめし出され被成とて、惟定へ御使被下、御前ニ出し候へとの御意にて、侍とも百餘人之うちより津井太郎右衛門尉・河野三左衛門尉・奈須理右衛門尉、高畑勘右衛門尉・高畑理兵衛此五人を召出し、折々の手柄の御感なされ候、

一、屋形様御城はく山の本丸、或時火事參候ニ付、其朝唐人萬計ニて取懸申候、城より屋形さまの惣人數出合追拂所に、はく山の城々南の方石かこひ迄、追拂申候て味方引申候へハ、又跡より付懸參候、伏勢を置打可申との談合にて、一番口に理兵衛ふせ申候、唐人之先馬五十騎計參候、ふせより其間廿間程あるを鐵炮ニて打落申候刻、矢下にしやくわんの首を捕申候、如此之義傍輩中理右衛門尉など何も被存候、其後敵はことくく追拂申候、理兵衛取申候首上申候へハ、屋形様・近家様・近盛様御兩三人一所にて御しつけん被成、近家様

佐伯莊

被成御意候は、理兵衛ハ毎度能手に相申候、よの者にも随分かせく者候得とも、理兵衛程にハ不成候と御感被成候、

一、三年めにや屋形様之家はろひ申候て、豊後衆皆牢人に成申候、惟定ハ藤堂佐渡守様(高虎)に御牢人分にて貳千石被遣候、高麗二番立御座候時、鐵炮之者八十人・せき舟二そう・馬船壹艘惟定御用意ニて、佐伯小右衛門尉・高畑理兵衛ニ被仰付候、權之助様ハ高麗立御免ニて御立不被成候、小右衛門尉・理兵衛名代トゞ高麗へ渡海仕候、高麗ニて或時どろ川口と申所に、敵船三百そうハかり出し申候を此方より見付、霄之日こもかい(行長)にて小西殿・加藤左馬之助殿(嘉明)・佐渡守殿御兩三人舟拵を被成、夜之七ツ時分よりおし懸られ候、夜明に少雨ふり申候、せと口に御座候時、唐人番舟を二艘出し置申候、一番舟に佐渡守様御内藤堂新七郎殿、二番舟ニ藤堂作兵衛殿、此兩人舟二そう夜中に御取被成候、則火をかけ焼捨られ候、せとを拔申、番舟を見候へハ其

開一里計二見へ申候、中時分敵舟さハキ申候、其時味方の舟をしかゝり參候、ミの手なりの左之ニ番目の船を左馬助との内衆切捕申候、其續之船を左馬助との自身御取被成、其後、敵舟まん中ゝ分り申候て、大將しつはらいをいたし引申候所を、佐伯小右衛門・高畑理兵衛舟にて付申候、近付寄て打かきをかけ引留申候時、一番乗ハ長田三郎兵衛仕候、脇々平戸法印のせき舟を付のほりを入乗申候所を、敵舟よりつきおとし申候、其日の一番・二番御吟味御座候、佐渡守様之本横目ハ菅平右衛門尉殿、佐馬之助殿方の横目有之、福原右馬助殿、是は大閣様御付被成候、御吟味之時菅平右衛門尉殿被仰候は、一番船藤堂新七郎、二番舟藤堂作兵衛、三番船佐伯權之助取申候と被仰候、其時福原其證據あるかと申さるゝ、松浦法印之せき舟に乗申候侍を呼出し御尋候に、法印之侍佐渡守殿敵の大將舟を御取候と申付而、其日の一番之手柄に成申候、則藤堂太郎左衛門殿を御使にて、眼前之なこやへ遣し、大閣

様へ御注進被成候、其日之御ほうひの御朱印今に可有御座候、右之船軍之時、理兵衛ニハ中のり共に三拾七人乗申候内、船頭又ハ理兵衛共ニ廿七人手を負申候、佐伯小右衛門尉舟にも手負多く御座候、其日の理兵衛辛勞の様子、佐渡守様よくきこしめしとゞけ被成、御歸朝之時與州板嶋にて、今度高麗にて番舟の御ほうひとして、權之助様江知行千六拾石被遣候、理兵衛にハ渡邊市左衛門殿を御使にて、八木三石被下候、折々御懇之御意とも御座候、理兵衛ためにハ忝奉存、加様ニ書置申候、少も偽り無御座候、いまにも其時分之人堅固に在之仁ハ、おはへられたる衆も可有御座候、

○下略

寛永拾八年

巳ノ七月吉日

高畑理兵衛

付 録

一 豐後大神氏系圖

○都甲文書
大分県史料九

〔端裏書〕
「豐後國大神氏」

豐後國大神氏系圖

父 緒方庄祖母嶽大菩薩

母 大政大臣以等三四伊周（儀同三司カ） 公依惡事
被流刑、配所緒方内 萩堵蝶

大 太 國尋三輪明神 惟 基 男子
告妻云、所胎子息 五人
姓ハ大神、名大太云、

自從九國至狼籍之間、被召上、於
四條河原欲被切頸之時、惟基詠云、
惟基カ都語ノカラ衣
頸ヨリシテヤタケハシメケム
以此哥經奏聞之處、被赦免畢云、

惟基ハ冬嗣大臣子、長良中納言娘、
長良者、權中納言從二位左兵衛督贈
大政大臣（批把）大臣ト申、

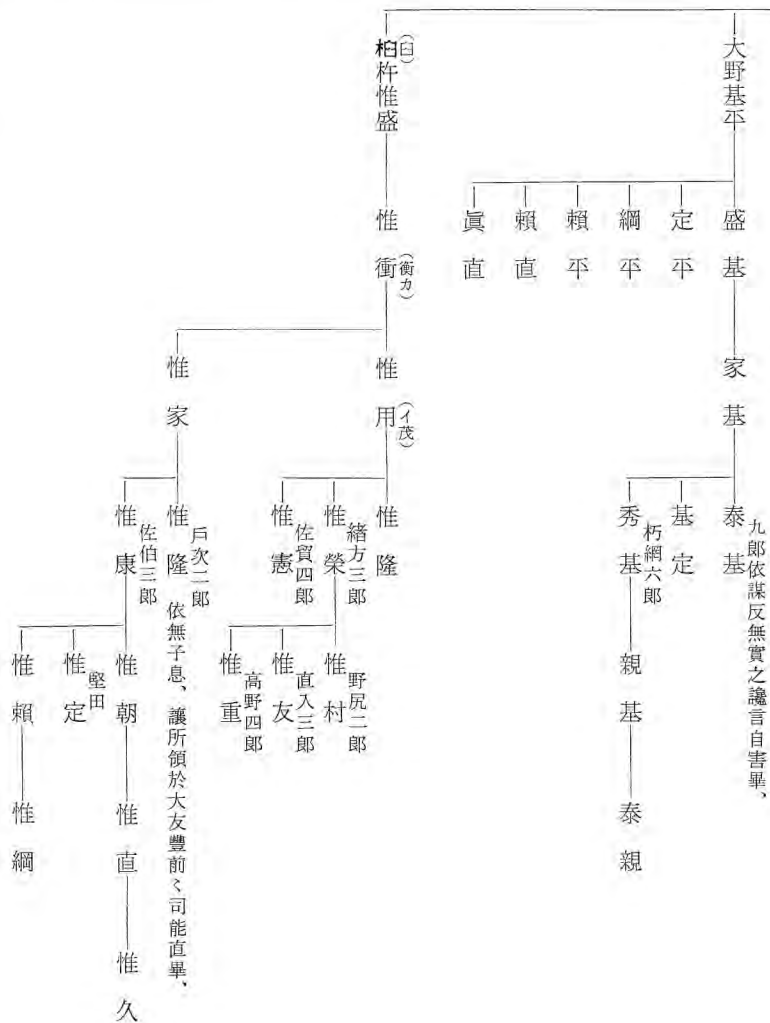
養父肥後國菊池大納言基經即聳ニナル、基經
後大政大臣、（マ）照宣公者是也、聳ニ取様ハ、九
國（行カ）九國寄合大將殘藏大馬、以人爲食ト之間、
依無乘尻、無念ノ事仁思ハレケルニ、惟基推
參之處、被與此馬之時、サシヨリテ暫クニラ
マエ、ヲソレテ彼馬流汗ヲ、其後散散ニ乘之、
其後射鹿、悅喜之餘ニ聳ニ取云、

「高知尾四郎」
（カ）

付 録

(佐伯) 惟家
佐伯三郎惟康

付
録



佐伯莊

六〇八

二 大神姓佐伯氏系圖

○大分県郷土史料集成
系図篇

祖母嶽大明神

大太惟基

從五位下、豐後・肥後・日向等守、母四穗田庄司大大夫女、號花下、祖母嶽大明神權化大夫野合所生也、弘仁二年辛卯三月五日誕生、一説、後一條院萬壽元年申子六月朔日、三十歲時、大番役内裏鎮火災、依忠勤、承和七庚申八月廿八日、初被補任大神朝臣、從四位下、左兵衛督、四十八歲時、叙豐後守、五十一歲院宣下、參洛賜死、時辭世歌數感蒙勅許、加之被任權大納言從三位昇殿、豐後國賜五職檢帶下向、鳥羽院元永元戊戌年十一月沒、享年九十三歲、

政次
高知尾太郎
○下略

惟季
阿南次郎
○兄十
四人略

惟盛
三重九郎大夫、元慶元丁酉年春爲父代參内、同三月十五日被大神朝臣、緒方權太夫、從五位下、日向・豐後等守、

惟長
太郎

惟隆
白杵次郎

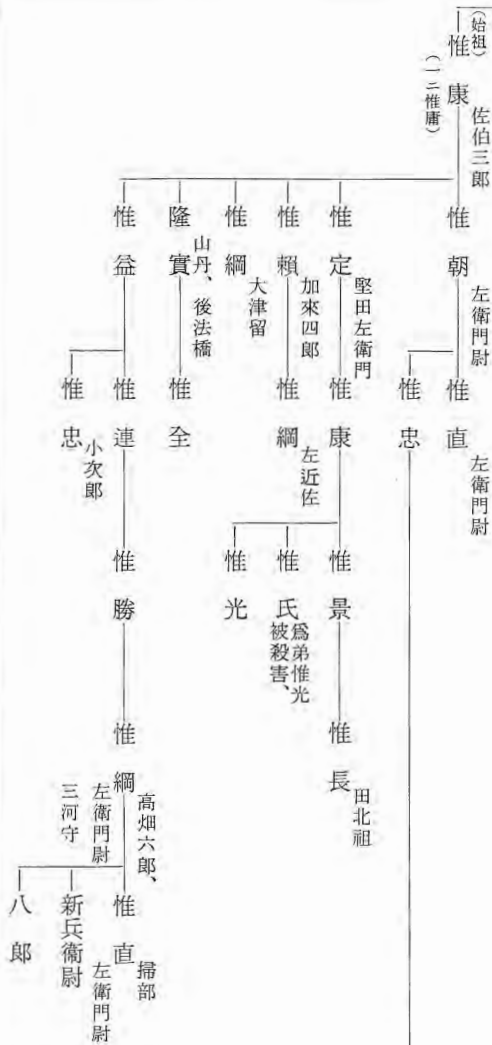
惟榮
緒方三郎、惟榮字佐發向火放暴逆之旨訴帝闕、上州沼田庄配流、

惟時
後勅免再歸豐州佐伯住、上州居住之時、有一男子、號沼田氏、其子孫今二有、

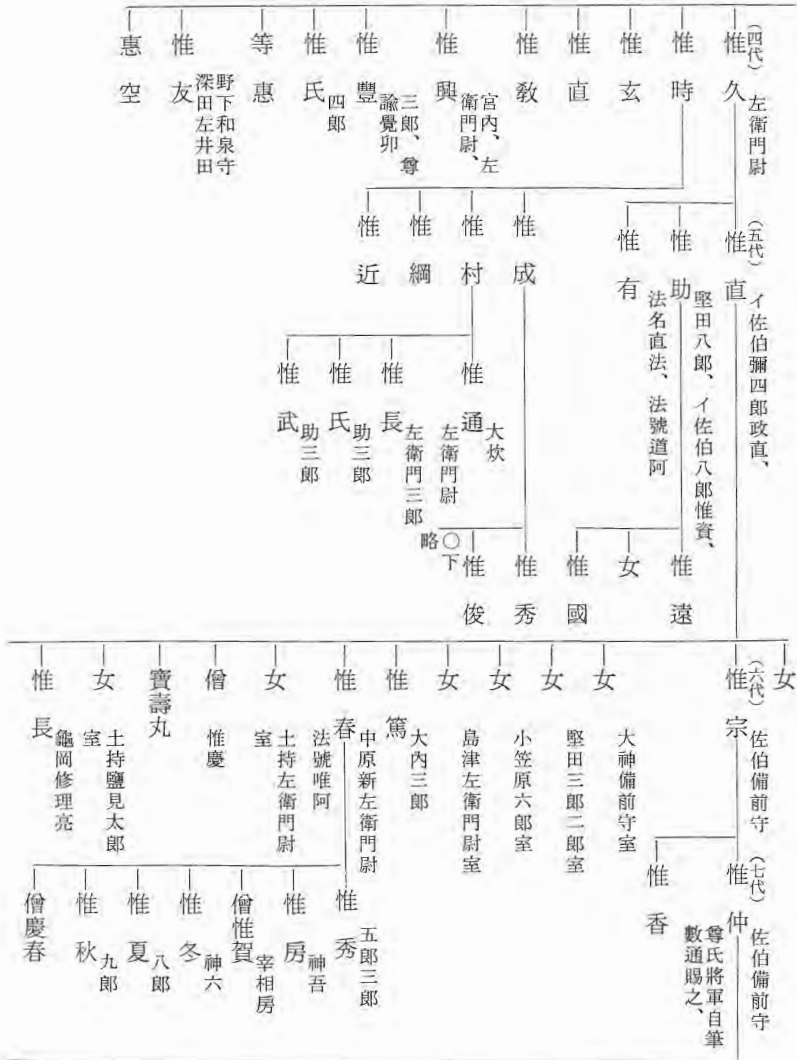
惟時
佐賀四郎
○下略
又惟憲

惟盛ヲ阿南惟季ノ子トスルハ檢討ヲ要ス

始祖惟康
惟朝・惟忠ニハ
代数記述ナシ



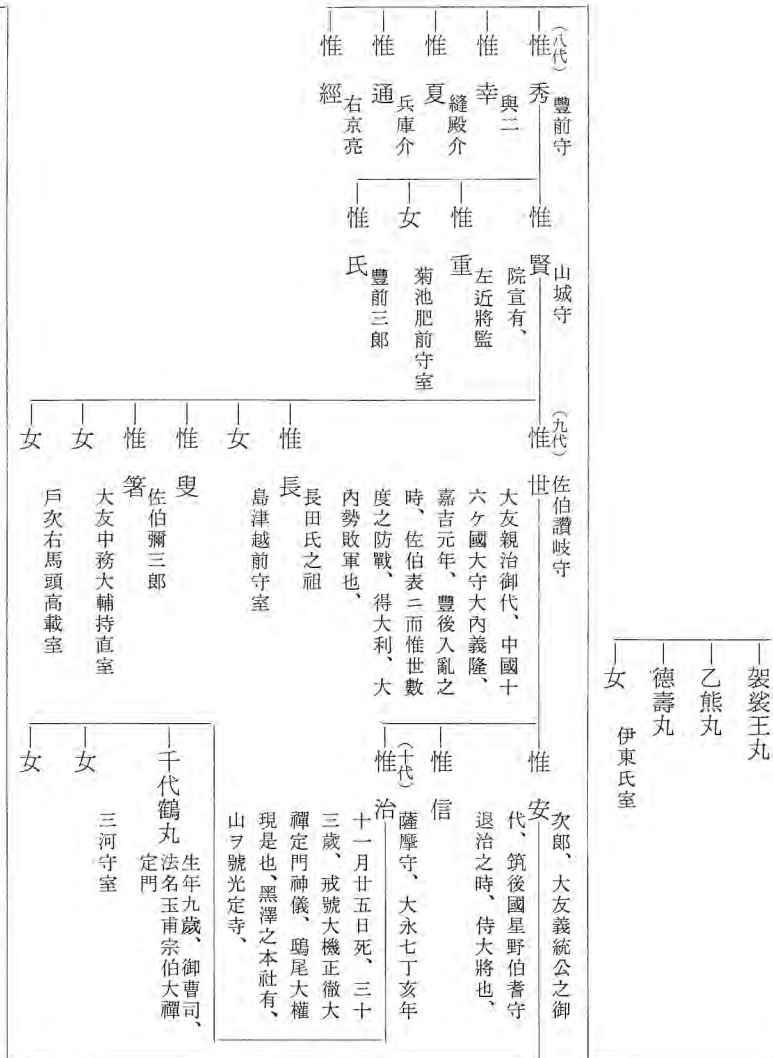
佐伯莊



八代惟秀
九代惟世

十代惟治

付
録



佐伯莊

六二

惟勝 三尉、大膳大夫、梅宮是也、

惟重 豐前國鳴丸二而討死、

十一代惟常

(十一代) 惟常 左衛門大夫、後紀伊守
大友義鑑公依命伯父
惟治ノ跡ヲ續、

惟益 紀伊守

惟賢 中務大輔
田北氏室

惟宗 正覺寺

惟光 刑部少輔

重河 專彌寺住持

惟幸 玉田

女 志賀活景室

女 朽網下野守親滿室

女 田原右馬頭親信室

女 戸次親元室

十二代惟教
十三代惟真

(十二代) 惟教 紀伊介、法名指館前紀 (捐)

州大守龍德宗天大禪定

門神祇、天正六戊子年

十二月十二日、日州高

城二而戰死、此時同陣

之武士、田北相模守鎮

周ト父子合三人、名拔

川討死也、

清田氏室

土持親成室

萩森氏妻

(十三代) 惟真 禪正少弼、天正六戊

子年、日州名拔川二

而戰死、法名指館前

霜臺東兵宗天勳大禪

定門、

新介

忠

利光六佐妻

女

十四代惟定



太郎、權之助、元和四戊午年六月九日、勢州安濃津ニ
(十四代) 而病死、

惟定

法名宗忠功月大禪定門、太閤秀吉公之御感狀三通有、

女

(天正十四丙戌年、薩州勢亂入之時、嶋津中書家久、

在豐後府内、折々佐伯・因尾之内於傳岩、薩州多勢ヲ

討取、就中、日州住人戸高將監ヲ討捕、其外武功多

シ、

惟

重 權之助

惟

壽 修理亮

女

統

幸

進士、兵右衛門尉

女

萩森氏妻

○「大神姓佐伯氏系図」中ヨリ、他氏ヲ除キ、佐伯氏ノミヲ抄出ス。但シ全体ヲ圧縮シ、一部ヲ中略セル所アリ。頭注ニ代数ヲ記スモ、便宜系図中ニ転記セリ。本系図ニ大神氏諸家ヲ、緒方惟榮ニ係クルハ後ノ作為ナラン。

三 佐伯市・津久見市(保戸島)・南海部郡上浦町・弥生町・本匠村・

直川村・蒲江町・米水津村・鶴見町大字・小字一覽表

佐伯市

○佐伯市ノ小字名ノ訓ミ仮名ヲ調査シタル台帳ヲ入手シ得ズ。
故ニ以下小字名ノミヲ掲グ。字名ハ五十音順ニ整理サレタリ。

大字	小字
市街部 (町名ヲ下 欄ニ記ス)	東町、城南町、池船町、常盤東町、常盤西町、常盤南町、中村東町、中村南町、中村西町、中村北町、城東町、内町、城下東町、城下西町、平野町、駅前、春日町、日の出町、田の浦町、葛港、長島町、中ノ島東町、蟹田、白坪、
鶴望	阿部ノ沖、浅総田、赤迫、一町畑ケ川田、一町畑、一町田、井手向、一ノ口、井手ノ河内、牛王田、内ノ田、浪良、往還畑、大石、ヲジ丸、龜ノ甲、川田、勝尾、鍛冶屋ノ後、上山入、川原田、カサ、飯屋ノ内、カニ田、カツラ、キサギ、楠本、草河内、小浦、坂本、三百歩、竿田、作網代、坂ノ浦、佐渡ノ浦、坂山、島ノ内、白濁楠本、新開、白濁、白土谷、下ノ台、下川成、杉ノ内、千田ノ内、千ノ河内、タブノ木、高芝原、竹ノ鼻、竹ノ鼻川田、竹ノ迫、高畑ケ、高畑ケ奥、高谷、台ノ田、段ノ浦、茶ノ木畑、塚崎、塚田、天神鶴、寺田、天神河内、天神河原、ドケヤ、土井ノ内、土井ノ外、年ノ神、戸ノ内、峠、飛石、中スカ、長畑ケ、奈良原、中津間、中ノ原、中間、西正田、野口、野稻原、灰釜、間、橋本、八反田、八ヶ迫、羽山、平田、平奥、

鶴望	稲垣	上岡
文太郎川田、藤原楠本、藤原、深町、藤末、丸田、松崎、間渡リ、宮ノ沖、南河内、宮田、水ヶ迫、宮田原、三通、向坂本、向坂本川田、無田、柳畑ヶ、柳迫、山口、山入、屋敷前、柳渡、脇、脇ノ田、	油田、荒新地、井ノ尻、一町田、飯島、市ノ口、石表、稲垣、一本榎、一ノ口、岩ノ鼻、後田、鶴ノ木、内ノ海、後新地、采ノ本、大迫、大内、岡、奥、表浜、大田、河原田、河原畑、川田、河原崎、柿田、柿添、唐杉、川原、川面、角石、木戸ノ瀬、北田、切ノ鼻、栗元、久保、栗林、小迫、五反田、胡摩田、迫下、迫、三反畑、下掃木、射場ノ本、生ケ田、四反田、新土井ノ外、塩田、外原、田ノ口、棚田沖、棚田、高畑、高畠、竹ノ鼻、力向、茶縁ノ下、天神ノ尾、天神ノ下、梅牟礼、土井ノ内、富通、道場領、長通、長通沖、中通、長迫、長尾白ヶ谷、長尾、中洲、中古市、西河内、西大河内、ハリ原、左谷、引寺ノ下、引地、引地ノ下、東後田、東大河内、平田、古市、古川、堀、掃木、松ヶ鼻、松木ノ下、間渡、丸山、宮ノ下、宮谷、宮田、道下、八戸前、矢河原、藪ノ下、山崎、山ノ神、屋敷、龍護寺、六反田、六反田川、	一反田、一ノ口、一本松、一本松協通、池ノワキ、岩ノ鼻、居船、居浦、五十田、如野木、大平、沖通、尾崎鼻、大田、大ミドリ、尾ノ下、大迫、上岡、樫野、唐木迫、柿田、門口、門口前、喜八前、喜八ノ上、北ノ迫、木戸ノ瀬、北二反田、後藤、光明寺、越ノ坂、佐土原、迫田、シル谷、清水、白木、鹿ノ口、柴山、段、田ノ口、地藏ヶ鼻、地藏ノ前、ツエノ迫、角木、出羽、土井ノ内、土井ノ外、堂ノ前、長道、中間、中河原、中ツル、中通、長通、中間前、中村、名田、二反田、

上岡 かみおか	池田 いけだ	長谷 はせ
糒ノ木、鼻ノ木、平畑ケ、札場、船河内、南、宮田、宮ノ下、向ノ前、向ノ上、門口、門口前、山部、弥越、八戸、八戸前、床木越、横棚、脇河内、脇ノ迫、ヲン下、	荒新地、一反割、井川ノ元、今切、石走り、池田、岩ノ鼻、ウボノ田、ウイラ越、上ノ迫、ウトノ谷、ウトノ谷ハル、エビセキ、エゴ、大開、表浜、大エゴ、大ヘラ、岡ノ下、岡ノ谷、尾ノ下、大平、大谷、尾ノ上、鍵田、北川、京田、吉平新地、北田、久七屋敷、五郎畑、コエノ下、小ウト、小ウトノ下、五郎鼻、新開、シウテ、嶋ノ向、水口ノハル、スダレ、スカ畑、水口、清六、センダノ元、センダノ木、竹瀬、立通、高原島、タテ原、ツエノ元、鳥越、土手隆(隆カ)、ドラジリ、中開、長通、長間、中島、中通、中猪子、長尾、中スカ、中山、畑鼻、浜島、ハセワリ上、樋ケ迫、保リ、六畝田、門ノ前、山際、弥平治分、柳原、四畝田、横道、渡場、渡口、	穴ケ原、荒内、荒内口、アカズエ、アカズエクト、アハガ谷、穴田、赤土ケ鼻、荒谷口、天ケ迫、井ノ本、板平、岩崎、池田、入詰、稻荷久保、岩清水、上ノ山、上ノツル、後口畑、牛ブナ、ウワガサコ、宇土ノ口、生ケ迫、牛入道、内茅原、恵神、エゲノウチ、エゲノ前、江下、エビセキ、海老堰、大長瀬、大原、大田、大塚、大越、奥河内、小ノ下、岡ノ内、岡ノ上、岡、岡ノ松、鬼ケ原、大秋、大鶴、大田平、大須多、尾鼻川付、尾鼻、尾鼻下通り、尾鼻山入方、尾鼻通川付、大畑、大内、大谷山、沖ノ久保、折門出、奥ノ迫、扇田、尾サキ、奥ノ谷、鍵裏、川向、川原畑、カバ河内、片野、亀ノ甲、上砂田、川成、瓦屋敷、蒲江口、カリヤ道、掛地、岸又、北ケ鼻道上、北ケ鼻、京塚、桐子迫、黒ケ原、黒ニタ、黒岩、黒岩入、クワンギ前、クワンギ、黒平、九十歩下、

九十歩、楠元、桑原、久保田、黒ノ内、クダズリ、楠ヶ鼻下、楠新地、久保、ケイトウアン、小治木藤、小治ヶ塔、小治郎丸、小石、小谷マエ、ゴイチガンノ、コトドロ、小谷火ノ谷口、小谷地藏ノ上、小谷路外、小谷、小谷下、五反畑、荒新地、佐土ヶ平、坂ノ下、サキ町、三郎、坂江、迫ノ前、迫、迫ノ奥、山王、山王下、サギシマ、サコノヲク、下ノタニ、椎木鼻、甚右エ門屋敷、下砂田、島寺田、甚五郎迫、甚之丞迫、清水川、十兵衛ヒラキ、塩田、下ヶ迫、城見ヶ原、下ツツ良、下ノ森、地神、新開、下ノ田、清水湧、治良丸口、治良丸、ジイ田、下ノツル、下川内、尻無、ズリノ下、スサキ、砂田、杉井前、スダレ、杉井、住寺久保、住吉久保、船頭ヶ谷、柚ノ木、柚ノ木原、外ヶ原、ソ子ハラ、祖母ヶ前、外茅原、高ヒタリ、駄場ヶ原、竹山ノ下、大治郎丸、田平、高平、谷ノ奥、工屋、狸穴口、高下カミ、高下、高下外、高下上ノ方、高下堂ノ元土手通、高城、高城口、高下高城口、高城上、高越、田ノ平、高畑越、高畑、谷ノ前、ダイラ、谷、田畑、長ノ坪、長場山、ツツ良、ツ子カハチ、ツエ久保、塚畑、鶴ノ地、津留ノ地、椿元、寺田、寺田生ヶ迫、寺ヶ迫、寺ノ尾、寺道、土屋原、ドヤバル、頓ヶ内、頓河内、虎ヶ原、洞ノ川、虎ヶ藪、洞ノ迫、轟、トドロ、当尻、堂尻、当尻リ、トダイ、堂ノ元、トビノス、堂ノ鼻、戸間、堂ノ鼻下、トヤシマ、時ノ石、長畑、梨子ノ木、夏鳥、中大越、中ノ戸、中尾、難谷、鯰越下、鯰越、中津留、中ノ迫、中スカ、長尾鼻、ナカノ谷、ナガ谷平、中島、中尾沖、中尾ノヘラ、中山、中山口、永丁、中川原、中屋敷、仁藤田、西ヶ迫、仁藤治尾、ノドイ、野添、長瀬、長谷、羽子ノ木、原通ノ下、原山、原、浜田、ハサマ、ハセ田、長瀬原、花ノ木、日向瀬、桧原、平松、広久保、泥谷口向ヒ、平岩、火ノ谷、泥谷口火ノ谷、泥谷口路ノ下、泥谷口川付、樋口、平石、平原、

長谷 ^{はせ}	狩生 ^{かひう}
船河内、藤河内、古屋敷、部田、藤川、藤川川付、古川、船付、札立、辺田、蛇石、蛇石谷、蛇石ヶ原、棒ヶ原、又五郎、松河内、前、前川、丸尾、マトバ、丸ノ内、宮ノ元、宮ノ首、道ノ上下、宮田、宮畑、宮ノ迫、南ヶ迫、宮ノ下、向原、棟ロウ原、向道下、ムシウ、向寺田、麦田、森ノ木、元越、森ヶ久保、屋鋪付、柳ヶ迫、屋敷ノ久保、屋根添、山際、柳ノ下、山榑河原山付、柳原、山入、ヨコテノヲク、四反田、四畝町田、横畑、吉打畑、渡瀬上、早稲田、	赤迫、アコウ嶋、井手ノ下、一ノ口、井手ノ口、産ヶ迫、内ヶ畑、ウラノ迫、ウツグイ、梅ノ木下、内間越、内綱代、岡ノ下、岡、岡ノ上、岡ノ谷、沖鶴、小野ノ下、小野ノ前、沖津留、小野迫、ライトノ原、大谷、大星、小福良、狩生分、梶屋敷、カクラ、神ノ田、釜ノ本、河添、カクマタ迫、カクレ畑、柿木畑、カニ田、カブシ山、カキ岩、梶ヶ迫、カバヶ平、カワゲ平ノ穴、カハカシヨウ、片江ヶ迫、榎木山、カヤヶ尻、カン畠、狐穴、北ヶ迫、鬼太郎、木場、久保ノ鼻、久保畑、久保ノ迫、久保ノ上、久保ノ前、久保ノ奥、久保田、下リヶ平、クタシ平、下リ山、クダンヶ平、口ノ野、下リ松、クサ畑、ケガテ畑、ケサヶ浦、御所ノ下、御所ノ原、ゴミ溜、コマリ迫、コマリ畑、小町迫、小山、越戸、サカトリ、猿曳、四天、甚七畑、四角畑、白ヶ迫、シヤレ、シン無尾、庄兵エ穴、シゲ、清水、庄九谷、下ノ谷、スネコスリ、セ戸畑、セト、セヒラ、竹ノ脇、谷ヶ口、立場、狸岩、狸穴、田ノ平、近山、千ジウガ浦、ツカ畑、椿ヶ原、天神田、天神平、天コウ、出水、堂ノ内、東ノ前、トイノ下、トウバガサコ、東ノ平、ドンヘキ、中河原、中間、中畑、長尾、中ノ田、内ノ浦越、中ノ谷、西畑、西ノ平、二文字谷、二文字田、二文字、西ノ谷、

狩 かり 生 う	二 ふた 榮 は	護 も 江 え
西ノ迫、万歳、灰ケ迫、浜新地、萩ノ戸、浜田、耻知ズ、橋ノ本、彦七屋敷、光石、平原、平原前、 広久保、札場、古寺、古田、袋内東ノ迫、ヘンクリ、ボヲコウ、孫市、又五郎谷、孫三谷、間越、 松ノ木台、宮田、南ケ迫、宮本、峯崎、南勉太郎、ムクロウジ、紋兵衛屋敷、森ノ前、森ノ下、 森ノ上、柳田、山ノ神、弥左エ門畑、屋根土井、弥九郎田、屋敷原、屋敷ノ上、屋敷ノ脇、 弥五郎谷、屋敷前、ユウノ木平、ユウノ木、横畑、	菴の上、井戸の上、井手の頭、上の空、榎木谷、大鼻、大猫ケ谷、大平、柿ノ木、川端、柿木谷、 岸ノ下、久保畑、下シ、クエ、源兵衛谷、小網代、杉ノ谷、タテバエ、タテノカハラ、竹山平、 竹山平ノ下、田中、樽門、樽門家後、田の奥出口、田の奥、田の尻、樽門家ノ上、田の上、地ノ鼻、 天小、戸ノ下、戸ノ上、東平、中尾、中須加、梨ノ木谷、中尾西ノ谷、中尾付山ノ神、西ノ平、 西、西ノ上、西ノ鼻、東ノ谷、東ノ鼻、東、広畑ノ上、広畑、東ノ谷浪太越、東ノ谷中尾付、 古田、平ノ木、掘、松山平下、前畑、又五郎谷、宮ノ首、宮ケ谷、宮下シ、宮島、森ノ下、桃木谷、 山ノ神、保田谷、用助谷、ヲトフノ下、ヲトフノ平、	菴ノ上、菴ノ脇、網ノ浦、居浦ノ上、居浦ノ後、家ノウシロ、上ノ台、戎子鼻、釜場ノ浜、風無、 掛リ網代、掛リ網代道、楠ノ浦、ケカチ畑、車越、越名、小浦、小浦ノ上、小宮ノ内、小風無、 小風無西ノ平、小風無広畑、小風無谷、小風無道ノ下、小風無東ノ平、作網代、指夫、地下ノ上中尾、 地下ノ上西ノ平、地下ノ谷、地下ノ上、十二段、地藏ノ下、瀬ノ下、瀬ノ上、センドウラ、外ノ間越、 寺屋敷、テンコウ、天神ノ脇、天神ノ上、天神ノ後、天神ノ下、トラノヘラ、堂ノ内、ナブソウ、

護江 ^{もりえ}	戸穴 ^{ひあな}	霞ヶ浦 ^{かすみがうら}	海崎 ^{かいさき}
内ノ浦、中尾ノ上、中尾、中尾ノ谷、西屋敷、西ノ平、坂東、八枚畑、広畑、東ノ谷、彦島間口、水尻、宮ノ下、宮ノ内、向、門ノ首、山ノ上、山ノ上立畑、横網代、立山ノ首、	アゼチ、アミダ堂、赤坂、赤迫、菴ノ平、今山、井ノ手口、井ノ頭、石ヶ原、宇土、内ヶ畑、牛ヶ谷、産ノ神、岡ノ前、岡山、岡越、折戸、尾崎、大原、押上、大平外山、大平山、押ヶ迫、大羽山、岡畑、芋畑ヶ、カキ田、川淵、柿木平、飯屋、鎌シカキ、加羽外山、加羽、首山、クワツル、久保田、黒岩、五丁、幸ヶ平、コウヤ、権現平、三田所、桜ヶ谷、尻合、芝原、芝地、新開、上ノ下、瀬戸越、瀬戸、外河原、其田、ソリ田、竹ノ中、蓼原^{たぢや}、竹ノ久保、地藏河内、筒ノ口、鶴ノ前、鶴、ツヘ抜、天甲、天神田、天神原、寺尾、寺ノ前、寺坂前、堂ノ先、床作、年ノ神、トフホシ、中ノ越、中スカ、中原、長迫、中間、中ノ内、中ノ屋敷、ナベヶ倉、二反田、仁田畑、野添、原、馬場前、馬場脇、馬場、馬場後、花の河内、引地、平山、平野、広末、古田、船藏、堀、丸田、松木田、前潟、丸山下、丸山、マトハ、マガリ分、松尾鼻、松尾加羽、宮戸ヶ鼻、宮ノ越、ムクモト、門ノ内、森口、森ノ前、山市山、屋敷迫、山ノ神、山分、山際、山シテ、脇ノ平、	合木谷、内ノ越ノ上、内ノ越、エチカ平、尾ノ上、尾崎、大木根、川ノ奥、海崎、小浦ノ上、小浦、権現平、笹良目、三角、代後、中川源平、宮ノ越ノ上、宮ノ越、向平、	穴戸口、阿弥陀平、菴ノ平、井崎ヶ浦、井ノ尻、イノサコ、井手ノ口、イハヶ迫、イヤヶ迫、内ヶ畑、ウワヤシキ、梅木田、ウツボ迫、江ノ口、大田、大岩、小ノ前、小ノ奥、小野、小ノ沖、

海崎	小ノ後、小ノ平、小ノ鼻、海崎、鍛冶屋敷、河原田、鴨ヶ池、片山沖、川田、片山、梶ヶ迫、笠村、カナクス、カラス丸、楠田尻、クラマカ鼻、首山、高札場下、五郎ヶ平、コドノ、サイム、細工作、三田所、サバ田、シル谷、下ノ前、すゝ玉、船頭ヶ坂、瀬戸ノ口、ソ子田、立花河内、竹添、田向、ダイ所、高畑、竹ノ脇、塚田、天神平、天神本、寺尾、寺ノ上、天迫、天神奥、天神ヶ久保、銅田、堂尻、峠ノ下、トン谷、鳶尾、中ノ切、中溝、中津留、中ノ迫、中春、中野、長ワリ、長ワリ道下、七ツエ、二賀木ノ本、西河内、野中、野々下、野々下道下、浜、羽山、橋ノ本、春、春ノ前、広浦、平原、引揚ヶ原、平田、彦六端、船付、松場、丸山下、南、御堂の下、御堂の尾、御堂の尾の下、三通田、南迫、森ノ本、百枝越、元越、森ノ下、山ノ神、山ノ口、山田、山分、山ノ口前、屋引田、弓谷、四通田、横枕、横通、吉丸、ワシトリ、ワサ尻、	石間浦	守後浦	荒網代浦
	イヨノ、居船、梅ノ木谷、カガミバエ、障子ヶ尾、シラハマ、シロガタニ、新石間、新開地、センダノ木、太平、地下、トウドウ、中尾、ハナ、ヒラトコ、ミヤノカワ、向イ地下、メボシ、ヲクノヒラ、ヲクノタニ、	イウラ、居浦北平、イウラノヲク、居浦ノ上、鵜戸、金山、久保浦越、五ヶ谷、シミズ、新トラミ、ゼニガメ、高畑、竹島、茶木畑、寺山、トノクボ、遠見、ハカノヲク、ヒノキタニ、古妙見、水ヶ浦上、若山、	アンノ上、アコオギ、大荒網代、カクレザト、北ヒラ、白ヶハマ、新荒網代、白ハマ、ソトトオシマ、太平、地下、地下ノ上、東島、トラノハナ、長尾、中ノ谷口、八ヶクボ、ヒラマ、モトガハナ、	

荒網代浦 あらじみうら 山伏谷、吉ヶ浦、	塩内浦 しほうちうら 居浦、居浦カミ、大羽山、カタシロ、地下、天神ヶ浦、ヌメリアジロ、ヨロアジロ、	久保浦 くぼうら 後山、一牧畑ヶ、居浦、居浦ノ上、一本松、内原、内赤崎、大谷口、大開、奥ノ平、カクレハタ、カタキヤマ、蔭ノ浦、コウラ、小谷、小迫、シンノジ、ジルガ谷、庄平ヶ浦、新トヲミ、全平谷、立花、立花越、田ノ上、タテゴシ、ツエヌヶ、テンジガウラ、テンジガハラ、トヲミ、中尾、畑ヶ尾、平谷、フイゴへ、掘切、松ヶ下、向ノ平、向ノ上、守後越、	高松浦 たかまつうら アンノラン、アンノウエ、居浦、石ノマワリ、ウハサキ、ウチタテ、戎越、戎崎、大河原、奥ノ谷、片神越、片神平、カマバ、元庵ノ奥、コカハラ、コサスケ、小松ヶ下、坂の口、サスケ、サルウラ、新屋敷、ジゲノ上、ジゲ(地下)、セノナカ、タテノウエ、タテノハナ、高河原、トノガウラ、トウセン、中ノ谷、ニスケコシ、ハナ、鼻ノ上、日の平、ヒロウラ、ミヤノワキ、宮ヶ谷、向イ高松、向ノ上、向ノ奥、与平谷、ヲカミ、	片神浦 かたがみうら 居浦ノ上、居浦、ウバサキ、ウソ越、ウトノクボ、ウドノ口、上ノダン、上ノ山、梅ノ木谷、奥ノカタ、奥ノ谷、奥ノ平、奥ノ窪、大開、扇畑、屋中小、小河原越、小堀切、片神、カタ、柿ノ木谷、柿ノ木畑、観音谷、フチアジロ、草連畑、下リ松、小次郎、小鱈深、庚申塔、三九郎、崎ノ谷、椎ノ木畑、椎ノ木谷、白浜、塩内越、セコウ、センタナ、瀬ノ脇、ソト、高松道、高松越道、楯小浦、竹ヶ谷、谷畑、畳石、大平、茶木畑、地下向、テンコウ、峠、トウタテ、
--	---	--	--	--

片神浦 かたがみうら	日向泊浦 ひめうがじまりうら	木立 きたち	長良 ながら
中ノ谷、中ノシリ、西ノ山、ハナ、花ノ山、鼻ノ山、ハマナガウラ、禿鼻、長谷、吹越、蟻浦、深津、フナカクシ、ホリキリ越、ミツガウラ、道ノ上、向イ鼻、向浜、向イ平、向イノ上、本ノ谷、ヲク、ヲオアジロ、	アイウセ、庵ノ奥、イウラノ東、居浦、鰯浜、石原、居浦ノ上、岩ノ下、ウドノクチ、梅ヶ谷、エゴ、戎浦、戎浦奥、戎浦越、奥ノ谷、カゲノ浦、カヤガタニ、久平谷、久保、小影ノ浦、ザコアジロ、外戎、高松越、タバ、ツボノ谷、テンコウ、トノガウラ、中ノ谷、中ノジリ、長尾、中網代、ニガウラ、西ノ上、西ノ奥、西ノヘタ、ノジ、浜ノ上、ハカノタニ、一ツハエ、ヒロウラ、ヒウマ、ホオツ山、丸山、水場、向平、メウト岩、屋敷の上、山の上、ヲチアジロ、	今在家、浦代越、岡山、岡ノ下、ヲガリ、大中尾、沖、尾崎、尾崎鼻、大野、岡、角道、カリトコ、河原崎、片野、亀ノ甲、北ノヨリ、クレ穴、小岸、コビヤケ、此ノ奥、小中尾、越口、棧敷中通、迫、シトダイ、下小岸、シテノ鼻、新銅、スナダ、須留木、竹ノ鼻、築良田、天神下、天神面、峠ノ鼻、中ノ坪、中河原、波越前、波越ノ奥、永野、中山、中ノ河内、西汐田、西ノ平、原、古カウダ、前通、宮河内、向シテ、目筈、柳原、山田平、ヨコマクラ、ワクミズ、	荒内、昭拾、荒内口、洗出シ、アカハナ新地、今道、井尻、一ノ口、池ハタ、池ノ口、イノ元、イテ川、岩崎、後田、ウトノ口、上ノタイ、宇山、内砂平、上ノ山、エラ、江頭、榎木田、落見、大石ヶ迫、奥組、ヲリト、岡ノ鼻、沖ノ島、大谷、大平、大平内、門口、柿ノ木畑、亀ヶ迫、垣ノ内、カシキウ、川畑、河原割、上間、上船蔵、上組、鴨池、柿添、勘兵衛、勘兵衛新地、

長良	堅田
碓崎、北ノ坪、栗ノ元、久保通、黒岩、クシコノ谷、久保、御供田、コトイ、コヤス、小荒内、越掛、越掛新地、小谷、三盃迫、迫ノ畑、城ノ越、下組、下砂平、下タ川、下向イ、十六トワリ、新開、汐田、下ノ瀬、下ノ出口、下ノ後、塩カラ、新田、白木、清水、椎ケ鼻、下ノ平、下ノ山、砂田通、砂畑、ステケ鼻、センガ山、柚ノ木ノ元、外砂平、外開新開、柚ノ木、田中、高添、田フチ、高浜新地、面之田、寺ノ上、トフナ、鳥屋場新地、鳥屋場、戸ノ平、トンキリ山、長畑、中長通、中シウシ、長畑通、中嶋、中河原、中ノ切、中別当、西ノ平、野中、八ノ久保、馬場、ハサマ、長谷、ヒタキ、ヒウチ田、広畑、広久保、平原、久井谷、額谷、火フリ脇、東ノ平、広迫新地、平エノキ、船藏、古畑、船戸面、ブス谷、ホリ、前田、マトイヤシキ、松ケ迫、道ノ面、道ノ下、向イ平、向河原、明神原、森ノ上、森ノ前、山ノ下、矢頭、山田、柳原、柳木迫、山ノ鼻、由良、四ツ辻、横道、渡熊、渡リ、脇ノ内、和田ケ迫、	庵ノ上、間、油坪、穴田、アセハラ、赤迫、イデ平、イデノ下、イブ、一ノ口、市郎屋敷、岩河内田、岩田、井ノミツ向、今切、池田梅木原、池田、イハ、井出口、一谷、一谷ヤシキ添、一谷オク、一谷上ノ山、一谷官林ノ下、市尾山、一谷向谷、一谷ハマ、岩崎、打ノ久保、ウサノ口、宇阿手、ウゴヘノ下、上ノ谷、ウトノ口、ウタニ、ウタニ口、ウタニジリ、梅木原、牛ゴガタニ、リウシダ、産内、ウチハキ、エンダ、エコ田、大越、沖ノ久保、小野、オカノ下、オカ、オク、大キリ場、小野田、御塔原、御塔、大久保、御塔ジリ、御塔坪ノ外、大キカイ、押河之内、ヲヲワノ、岡ノ上、ヲハナ、折戸、樋田、観音免、川込、片ノ向、カジヤシキ、カジヤシキ尻、川原ハリ、片ノ、カタノ大久保、上マエダ、川田、カジキウ、門田、官林下、官林脇、カシノクボ、

キキラス、キウシンワキ、黒岩、栗木鼻、久保田、タワノ木原、九拾歩、久保、クル林、クゲ田、
 クサキリ、庚申塔、庚申森、幸田口、コウタニ、五反畑、コワロチ、越ノ尾、小泥谷、小谷、
 小ヤブ、追、三町田、三反畑、佐土原、サラヤキ、サキセ、椎木鼻、拾五割、下ノ上、芝割、
 地藏ノ本、下ダノ前、下、地藏ツル、下前田、地藏本宅地付、シヨウケ田、地藏原、シリ高山、
 汐入、下ノ谷、十九割、下サキセ、砂田、スノキガクボ、拾ジ割、スイリユウ、スタノキ、
 スタノノ外、ソリ田、柚木田、立石、タニ水、ダイ、タキノ上、竹角、竹ノ鼻、榑ノ木ノ平、
 タブノ木、大日平、宅地付、竹ノ脇、田中、妙見、妙見下、妙見ノ山、タロカ迫、太平、ツカ田、
 ツル、坪ノ内、ツルノ後、ツキマワシ、出口、寺畑ケ、寺ノ上、寺ノヲカ、寺ノ上内ケ迫、
 天神ノ平、峠、鳥越、トウノハナ、通山、銅尻、塔田、トウゲノ下、堂面、塔下、トイノ口、
 トンキリ山、塔ノ上、長畑、仲島、中納言ボリ、中川原、中村下、中村上、中尾、長クボ、
 中ノ池上、長池ノ平、中瀬、長尾、中村、苗床、波越、中原、中通、中ノヤシキ、仁田ノ、
 西ガ久保、ヌメリ石、畑田、ハタノ奥、ハシノ本、ハツセン、ハントフシ、畑ノ久保、バンダイ、
 久五郎島、日タノ向、平ノ上、ヒラ、平尾下、平尾、広田、ヒイゴ、古河内、古田、フナコラ、
 福岡、フチ脇、仏田、本谷、本谷口、松木ノ元、前田、前田下、マツウラ、マスガイケ、
 丸山、丸山ノ下、松イデ尻、松井瀬、三内成、三内森、宮ノ久保、宮ノ下、宮ノ上、水ケ迫、
 宮田ケ迫、ムロヤ、向、森ノ木、曳地、森向、本地、柳原、山ブ、山ノ口、山ノ下、山ノ下迫田、
 山ノ下牛ゴケ谷、山ノ下水田、山内、山神之内、山中、薬師ノ前、山サキ、山池、ユルキ、横井瀬、
 横通、ヨコテノ上、リウタク、ロロヤ、渡リ上リ、

青山^{あき}山^{やま}

合六、合六口、浅淵、アカイコ谷、庵ノ下、青山、荒内上ノ平、荒内下ノ平、荒内奥、庵ノ下谷端、荒落口、荒落口上ノ平、庵ノ道ノ下、庵ノ道ノ上、庵ノ脇、安六前、赤土田、阿部ノ木久保、阿部ノ木、荒落口久保、荒神ノ前、荒神ノ下、洗出し、油免、油面、安藤武七屋敷ノ上、阿倉通、阿倉、秋畑、穴畑、石神山、石岩、石カケ、石カケ山、石橋ノ元、石ヨコイ、石神、井ノ手口、井手ガ原、井手ノ元、井手ノ神、井手ノ神ノ中、井手ノ上、井手ノテ橋、井手平、井セノ神、井セノ平、井寛ノ元、岩ヶ迫、岩ヶ迫口、岩ブチ、岩フチ山、岩田上、岩崎、岩井口、岩田、岩ノ鼻、岩井戸実年ト、岩井戸三年ト、岩井戸、岩井戸岩田、岩畑、芋床、イハイ田、老畝町、市藏前、一ノ口、井サキヤブ、犬ブイソ、イソチ、一ノ野、井上ノ神ノ上、池田、池ノ頭、イタチ口、池添、池ノ脇、犬ボヲリ、猪子ノ元、字下、ウワイ田、上ノ原、ウ方垣、馬屋ノサキ、後、馬捨川、馬捨、上谷川、梅原、上ノ入口、ウト、ウトノ谷、ウトノ谷山、ウタキ、ウタキ下、上ノ詰、ウエノヲク、上ノ山、ウリコヤ、上ノガ迫、上ノ迫下ノ平、馬屋ノ下、後柿ノ木田、後ロヤ子クロ、梅木田、ウハタ、ウトコヤ、宇藤木原、上ノ山新開、後ロヤ根上町、内高野、上三角畑、後田、内江河、牛王ノ木、ウドノ口、内村、内屋敷、梅木淵、ウハテ、内迫ノ谷、内迫谷嶮岨、内迫口、後ロ川、後ロ畑、後内新地、後新地ノ下、後道上横畝町、江河原、エヒ子口、衛門田、江川谷、エコフタ、榎木ノ元、榎木通、エコウ田、エビスノ元、江戸、江川、江川ノ外、エゴ田、榎田通、大ノ下、大ノ、奥山口ツル、奥山口、荻山、尾ノ、尾ハナ、尾ノイサキ通り、尾ノ柿ノ木通り、尾松本通り、大迫、大迫山、扇山、大ノ山、岡、岡ノ尾、岡ノ上、岡ノ下、岡ノ谷、大原ノ下、奥ノ森、尾首、大水口苗代、大水口、沖天神、大迫ノ頭、

大道久保付、岡山、奥ノ原、音蔵ノ上、落合、小川内下ノ平、小川内奥、大サコロ、大通端苗代、
 大ミソバタ、大坂井、大坂井カキ田、大内原、岡ノ下田ノ上、岡ノ下ヨリシタイテサコ、
 岡ノ下三角田、沖中道通、尾ノ下、路場、音五郎前、音蔵前、大垣ノ内、大砂田、沖ノ久保、奥、
 大、沖、大通リ、落ケ平、鬼伏、尾シカキ、大谷、大久保長山、大谷ノ尻、尾鼻上ノ町、尾鼻畑下、
 大久保ソラ、大久保、大久保迫、御屋敷、御畑ケ、岡ノ屋敷、岡井戸ノ上、尾崎山、ヲビ田、
 ラチ畑、太下タ、上大ノ、上ツル、柿木ノ下、兼治山、風穴、風穴岡、掛リ東、掛リ谷、掛リ町、
 掛リ西、勘吉屋敷、神ノ前、カタノ前、カタノ山、カタ、片野ツル、カタノ山平、片ノ平、
 川田、カタノ上、堅木山、柿ケ前、柿ノ平、カラスミズ、カジャノ下、カジャノ前割、カヤ原、
 川ヨケ、カタノ、カキウラ、カワラ田、川端、鎌田、上ノ妻、上ノ戸口、勘治郎前、カキソト、
 勘治郎出口、カシイ久保、神ノ田、川久保中、柿ノ木通り、神ノ上、カルヤ畑、川原、川原田、
 神ノ下、柿木田、嘉四郎、嘉四郎前、亀坪、亀坪川畑、亀坪久保、亀坪谷口、上ノ平、カキ田、
 嘉七前、上道ノ下、観音免、垣添、垣添弓張田、上北屋敷、上北久保、カサ、河原、角畝町、
 上五反通、上通、榎谷、榎谷口、柿木田通、上古田、カンノ、カシ屋敷、亀甲、木浦内、喜左エ門敷上、
 吉五郎ノ上、吉五郎ノ下、吉五郎ノ前、吉平ウシロ、吉平下、吉蔵後、木ノ鼻、桐ケ原、
 桐木谷、菊蔵前、際ノ端、際ノ上、吉六屋敷、吉次郎、岸ノ下、吉平家妻、吉平上、吉平後通、
 金手、キバシリ、キバノ合、喜平治向、喜平治古屋敷、喜平治畑ケノ前、喜平治前、北屋敷、
 キツ子岩、久保、久保付、久保頭、久保長迫ノ口、倉谷、クワン谷、クシガ畑、組原、久保大畝町、
 久保蔵下、桑ノ木コウ、九十歩、黒岩、グイノ迫口、グイノメ迫、グホメ迫、久保ツル、クフツ、

青山^{あきやま}

串ヶ平、久保通り、楠ノ下、倉ヶ原、蔵谷、源助山、源吉前、源太郎前、源太郎後、源七前フケ田、源七前苗代田、源七前、源七上ノ妻、源七上、源七下、源太郎下、源六屋敷、毛物分、小松ノ原、小別当、小別当ノ前、小谷、小エイ子、幸七下、権平屋敷、権平屋敷ノ上、コヲブリサコ、コヲブリカ谷口、小通、興九郎久保、小平山、小平山江良谷、小松ツル、コウラ、幸作下、小太郎前、小太郎上、小太郎下、小太郎屋敷ノ下、幸太郎後、小畝町、幸太郎前、幸太郎上、幸作前、小河内、ゴレイノ元、小平山前、小迫ノ下、小迫口、小迫ノ道下、此平前、此平前後、此平出口、小通り、コホリアケ、ユママ田、コワリ、小忠迫、小屋ノ元、小人原、小谷尻、小久保尻、小久保、午五ノ元、三畝田、迫口川ハタ、迫口、迫ノ下上口、迫ノ口上田、坂平淵、迫ノハギ、迫、迫ノ上、サル山、サガリヤブ、三畝町田、三番通り、坂本大平、坂本下ノ平、坂本、坂本上ノ平、サカリ山、坂本ノ口、迫田苗代、三角田、サカエコ、三枚ツツキ、三角畑、齋平治前、三平後、財薙、迫田尻、酒屋ノ下、迫田ノ平、ザ、迫田、サキノ下、作左エ門堀田、迫ノヲク、迫ノ前、迫田頭、迫田此平、迫田南平、作内、シタ原、下大ノ、下治郎、下治郎ツル、下トドロ原、下谷川堀田、下治郎平石、庄五郎原、芝ヶ原、白木ノ下、下ツル、清水口、清水、下畑、シヨチ谷、シヤク迫、シヨノ原、シヤカ堂、下治郎下、下治郎住ヶ谷、下治郎フチ、庄吉前、シシヤキ、下佐迫太郎内、シノ原、シタノモリ、白山田、新田、下谷川天神ノ下、下天神ノ前、下谷川、新助屋敷前、新平ヤブノ下、下ノ平、下谷川久保、下谷川迫口、下谷川新地、下谷川外割、椎木谷口、下ノ迫、下ノ山根、下ノ上ノ山、尻、下ノ妻、新屋、椎木山、新平、甚七ト、甚平前、庄平宅地ノ上、庄平後、新蔵前、椎ノ木元、清水田、新十郎妻、新十郎前、真竹ノ元、シンガイ、

白木、白木六畝町、下白木、新五郎前、甚七前、甚七下、新三郎、白木砂田、下谷、地藏ノ元、
 新堀田、シロサキ、重平治前、下地ヶ原、下地ヶ平、茂八上、重郎宅地ノ上、重蔵後、甚太郎後通り、
 新地古川ノ上、甚太郎後道ノ下、重蔵前、甚太郎前、新地、甚太郎後、新地横畝町、新土手ノキワ、
 新川土手下、新貝、新貝通、庄屋田、新山、シマノ下、甚九郎、周之田、新太郎分、新蔵分、
 下五反通、下ノ通、ジルクボ、下ノ門、下天神森、甚九郎田ノ上、新道下、シマノモト、
 下治郎雇ヶ谷、助ノ下、助ノ下ツル、炭床、スケ谷、鋤崎、スサキ、水車ノ下、水車向、菅ノ田、
 砂田、砂田堀、スマ田、砂畑ヶ、炭ノ内、スケノヲ、助左エ門屋敷、灰床口、灰床原、水車、
 銭淵、セイツル、善太郎前、瀬口、善平前、善作前、接木原、ソノメ、惣太郎前、惣平出口、
 惣太郎上、惣四郎前、惣平前、惣平治前、園七分、外割、惣太郎後、谷ノ迫原、高畑、立岩、谷ノ口、
 谷ノ奥、滝山、立山、竹山、タカジャレ、段原、谷ノ奥上ノ平、谷ノ奥下谷、谷ノ奥下ノ平、
 谷ノ奥ワリ谷、宅地ノ際、谷向、竹ノ上、竹ノ下、辰次郎、竹田、太郎屋敷、タツノ木迫、タイノ下、
 高クタセ、宅地ノ元、竹ノ迫、竹ノ迫通り、太郎吉作、竹ノ迫カキ田、竹ノ迫口、竹ノ迫道ヅイ、
 宅地ノ下、竹ヅイ、高畑山、竹ノ鼻、太四郎前、谷口土橋、谷口、宅地ノ後、タブキノ元、
 宅地向イ、太三郎前、立セ町、棚田ノ上、宅地ノ上下、立山ノ平、立山ノ下、竹平下ノ道上、宅地ノ妻、
 宅地ノ前、立山ノ下通、棚田、高野、宅地前後、高野道下、高野ノ外、高野土手、高野大畝町、
 高野長田、谷向イ山、駄トコ、宅地ノ内、太郎吉前、太郎吉前長田、太平前、太郎口前、太平後、
 宅地後大畝町、宅地下ノ妻、宅地後三分分、竹ノ久保、楯ノ木、田畑、立平、谷山、谷山口、
 タヒ、田ノ平、タニ、タマギ畑ヶ、タヲ、武平前久保、武平前、地藏ノ際、地神ノ下、地神ノ前、

青^{あお}山^{やま}

地神ノ上、地藏ノ前、治作前三角田、治作前、治作前久保、治作前大畝町、頂広田、茶屋場、
 ツカハタ、ツカノ上、土床、土床ノ町、椿畑口、次岩ノ下、角田、ツカノ根、常藏上ノ妻、
 常二郎上、常藏出口、常藏前、ツルノ屋敷、塚ノ下、ツルノマエ、ツル、ツキ出ノハナ、塚ノ内、
 ツヅラ迫、塚ノ元、天神ノ上、天神前、天神ノ下、天神ノハキ、出合ツル、出口、天神田、出口三角畑、
 出口道下、出口三ノ角田、天上田、出口山ノ下、天神森、寺屋敷、寺屋敷宅地前、寺屋敷宅地下、
 寺ノヲク、土手下、塔場ノ元、堂光、烏帽子田、ト井久保、トンギリ山、突寄、藤石エ門屋敷、
 堂屋敷、塔ノ元、徳一郎、藤九郎後、戸久保下、戸久保、戸ヅ口、トヤガサコ、堂ケ石、ドキガ石、
 トヲカ石、同入下ノ妻、同入前フケタノ上、同入下川田、道尻、同入上ノ妻、同入前上ノ町、
 遠目後、遠目、遠目下、当日前、通り畑、徳内、徳内下、トイ田、トヒケサコ、トチシリ、
 同入宅地ノ内、トロハタ、年ノ神道ノ上、年ノ神道ノ下、年ノ神水田、年ノ神ノ下、年ノ神下苗代、
 遠目ノ上、トイガタケ、同入後七畝田、同入下、堂ノ元、ト井口、同入上ノ山、土口畑、同入宅地前、
 同入前道ノ下、同入前、同入妻、藤平下、中ノ田尾、長迫ノ上、長山、中野、中原和平治前、
 中原和平治、中原、中原治作前、中原道上、中原久保、中原ツカバタ、中間、中尾下、中尾、
 中尾鼻、中尾町、中尾苗代、長迫ノ誂、長迫西山際、苗代、苗代田、仲原、並、中通、長久保ノ口、
 長原、七島田、長平山、中間下、長羽山、長迫フケ、中原カキ田、中サカ、中村道下、中村、
 中村道上、中村新田畑、中尾牧川田、長町、長町ツカノ下、中河原、梨木之、中尾根、中道通下ノ町、
 長田、長田割、長畑、中道ノ下、中村砂田、中村岸ノ下、中村豆畑、中村井手ノ元、中畑、
 中通号、七畝田、中山割地、長通り、中取、中河内、中川原、中畑ケ尻、中江川、中田、中通辺、

中尾ノ平、梨ノ木田通、長葉山嶮、梨木畑、中ノ谷、長迫、中与五郎、長山頭、中スカ、中岡、
梨木ノ下、梨木原、二反通、ニゴリフチ、二枚田、西船形、仁郎分、二反田、二王谷、マホウ、
ヌノウタ、鼠田通、野稻原、野田、野田々、ノ井カネ原、春田、ハリマ谷、原、半平前、
長谷川谷口、墓ノ下、鼻、墓ノアト、鼻次岩ノ下、ハツハリ、原ノ石、原ノ口下平、原ノ口土平、
花木サコ、長谷川内容口、長谷川内、長谷川内上ノ平、畑ノ奥炭トコ、葉木原、畑ノ奥カケ平、
畑ノ奥カケ下、畑ノ奥白ケ下、畑ノ奥長ハ山、畑ノ奥ヲリコヤ、畑ノ奥ケ本畑、畑ノ奥下ノ平、
畑ノ奥下畑、畑ノ奥石神、畑ノ奥ハ久保、畑ノ奥小迫、畑ノ奥ケ本、畑ノ奥山、畑ノ奥上ノ平、
畑返シ、八残田、初藏前、原ノ口井手元、原ノ口山根、原ノ口落ノ元、原ノ口向イ、原ノ口、
原ノ口谷向イ、原ノ口重郎前、原ノ口ヲク、原ノ口奥道ノ上下、原ノ口奥杉山、原ノ口上下、
原ノ口齊平治前、原ノ口水口田、原ノ口半藏ト、原ノ口割切、原ノ口割地、原ノ口三角田、
原ノ口藪根弥平ト、原ノ口ツカノ元、畠ケ田、畑ケ田、畑ケ田道下、橋ノ本、畑ケ田尻、ハシヲリ、
ハリノ田、ハカ田、鼻ノ口、走り出通リ、八枚田、ハヤカレ、畑ノ多尾、墓ノ元源六屋敷ノ上、
墓ノ元、番屋ノ元、墓所下、ビヤノキ下、ヒクダ、引明、日出光、ヒルガサコ、ヒイダ、
ヒイダ大畝町、ヒイダ長田、ヒイダ角田、ヒイダ池ノ上、ヒイダシヨケダ、ヒイダ場々、ヒイダ止リ場、
ヒイダ久保、ヒイダ岸ノ上、ヒイタノ上、ヒヤシキ、平炭原、平石山、平石、日出光久保、樋口、
日ノ平、日出光上ノ町、瓢箪田、瓢箪、平ハト、日出光下ノ町、ヒルガサル、ヒクリハキ、引明口、
弘田、樋掛畑、火ウチタ、髭作、平原、彦九郎、久太郎出口、瓢田、広田口、広田ドウキン、広瀬、
久助分、広瀬ノ上、広久保、ヒラ、広畑ケ、人原、日平長山頭、平タバイ、平三郎、古川、

青山

古川道ノ上、古原、フチ明、深久保、古川山、古川ノ上、船形、古田山、フケノ上、フケ、フチワキ、古宅、古屋敷久保、古屋敷、フチノハタ、古田、古庵、札場、古川ハタ、古川道、古川ノ上、古川通り、古亀、文吉上、文吉宅地ノ上、文吉前、文吉後、藤田、フタマタ、藤ノ木、ヘキノ外、ヘリ山、ヘボノ木、本久保口、堀田、本久保、仏ツル、ホリ山、ホカドノ、本田、ホキノ下、松木ブチ、孫太郎、マカヤ原、松ノ木谷、前ハツル、孫八前、松木通、又房牛道下、又房外、舛田、丸山、万治、前ミゾ向イ、孫吉前通下、前下ノ大畝町、孫吉前、前久保、孫三郎ト、前道上、マヤノ下、前大道ノ下、増太郎前、前屋敷ノ下、前田下ノ町、前苗代田、前出口道下、前三角田、万治通、又六ト、前大畝町、前出口、前田、前ホリ田、孫市前、丸田道上、松木ノ元、松木ノ元久保、孫七後、孫七下、埋葬地前、前、埋葬地ノ下、前道下、前キシノ上、馬鎮道下、前久保田、丸畝町、孫三、孫八、曲池、廻リ戸、前田通、丸淵、丸畑ケ、丸尾、丸尾下附、マシノモト、マシノモト上、道田、宮田、宮ノ下、三子田、宮ノワキ、宮ノ上、道通、溝ノ下、道端七畝田、道ノ上、通ノ上、溝ノ上、ミソ土井、ミジヨリヲキ、道尻、道ノ下、宮ノ下大畝町、溝ノ添、ミスマ、ミスマ下、麦田、村ノ上、向イ迫、向イ森、向原、村ノ奥、村出口、村ノ奥平、ムラ、村ノ奥下平、向イ山、向イ山根、向川田、向畑ケ田、虫供養、無田、向ノ谷、向イ畑、森ノ久保、森ノ上、森ノ口ツル、森ノ口ツルキシノ下、森ノ口ツル道ノ内、モモノコイ、元高札所、モノクラ山、森ノ口、森ノツル、桃ノ木畑、門畑ケ田、森ノ鼻、元屋敷ノ下、元屋敷ノ上、門口、元屋敷ノ向イ、森ノ下、森ノウシロ、森ノ瀬、山ノ下、山ノ下山、屋敷ツル、屋敷、弥四郎前、弥四郎ヲク、八久保フケ、八久保頭、ヤケヤシキ、屋敷ノ上、屋敷ノ際、ヤライ、ヤ子バヤシ、

青山

山田頭、山田三角田、山田久保、山田中、山田上、山田、ヤブノ口、ヤブノ下、山サキノ東、山サキ、山サキツル、山崎ノ外、山崎道上、藪石谷、山ノ神ノヲク、ヤブト、屋敷ノ内、柳ノ元、屋敷後、柳ケ追、屋敷ノ元、屋根里、弥平治前、弥平治上、屋敷前、安六後、屋敷ノ下、安六前川通、ヤライガ鼻、屋敷ノ前道下、弥太郎下、ヤブ根、弥七下、弥四郎下、弥七前、弥四郎道下、ヤ子ドイ、山ノ神、山ノ神下、ユスノキゴウ、弓ノ尾、ヨシ原、ヨシ原ツル、横道、ヨケ水、ヨケ、ヨタケ、四方河内、横道ノ下、ヨキチ作り、四ツ割下、四ツ割中、四ツ割上、横塚ノ上、横塚ノ下、寄田、ヨホシ田、米蔵ノ下、米蔵前、四ツ天谷、与五郎、四ツ天畑、利右エ門畑、龍王山、龍王ノ下、留ノ元、割地、割り切、早稲田、ワラビ、ワラビ原、若山、若宮ノ上、和平治下ノ山根、和平治前、

津久見市(大字保戸島)

保戸島

中島、串ケ脇、遠見、黒碕、瀬ノ浜、繫場、二目、長碕、長目、

南海部郡上浦町

○上浦町大字・小字
コード番号表ニヨル。

最勝海浦

(蒲戸) 大浜、納ケ内、小田ノ奥、小田、大浜越、古田、池ノ坂、大浜道、エノキダ、尾ノ鼻、谷道、宇戸ノ奥、仮屋坂、宇土ノ口、中道、縄手ノ上、ミスマ、横枕、三反田、五反田、セイダ田、川端、浜ノ寄、石ケ鼻、引掛、長堀、波戸ノ口、大下、原、中スカ、地下、浜、中崎、家ノ上、ホリ、西ノ寄、タナ池、上ノ山、(福泊)、蒲戸越、中崎、中崎下、中崎磯辺、鳴尾ノ奥、鳴尾下、

最勝海浦

堀、收納場、大谷山鼻、山鼻、大谷、奥、菜畑、大谷苗床、大谷下、大谷上、大谷種池、落野浦越、摺鉢谷、八ヶ谷、横道、奥井戸ノ上、大谷八畝田、脇川、並木ノ内、地下、並木ノ根、蕨根、川向、前畠、上ノ山、吹越、柏ノ木、蕎麥、井川ノ奥、上ノ川、中川、浜ノ寄、西ノ谷、蕨根、西ノ谷砂地、西ノ谷、碓隠瀬町、碓下、碓浜ノ寄、碓大瀬町、碓差口、碓前深、碓中スカ、碓向深、山ノ神、網代道、網代道下、開キノ谷、網代道上、市ヶ谷、小碓、黒岩、黒岩谷、五本松、碓大詰、大碓、大碓下、三ツ石越、三ツ石、大碓谷、小塩屋ヶ浦、地蔵越、塩屋ヶ浦、樽ノ口、新大谷、(長田)、落ル水、村研、黒岩、聖谷、東浜、浜林、苑田、東屋敷、地下屋敷、化生浜、化生屋敷、西屋敷、西ノ浜、江ノ尻、葛ヶ廻り、柳ノ本、鎌ゼマチ、西ノ寄、道尻、東ノ寄箱割、庚申寄、白木、米ノ山、大蛇谷、四浦道、洪下シ、胸崎、源兵工谷、山ノ神、寺ノ迫、蕨ノ内、向ノ平、小網代、敷場、(夏井)、横平、天地ヶ浦、長田道、地蔵ノ向、地蔵ノ上、ヲカミ、蕎麥、蕨ノ内、中平、新開、鳩道、山田、大地ヶ浦、丑谷、蛭子鼻、墓ノ下、中井手、東向、打越、柳谷、丸山、西ノ谷、奥、稗畑、古田、東ノ平、西ノ平、市平山、ラギン谷、杉山、中川、中小路、ヤブノ内、西、後山、ヤブノ上、西ノ上、チシヤノ木、小網代、

津井浦

瀬会、小河原、瀬会ノ峯、先平研、前平研、江ノ畑、江ノ上、汐入、向ノ寄、清水、水ヶ谷、岡見、土屋、平山尻、摺鉢谷、大久保山、赤石、太郎平、柳奥、山ノ口、塚田、道免、畠成、表木、網代道、吹越、弥平久保、夫婦岩、長根谷、福良道、馬渡、河内、伊藤治畑、峯崎、沖田、権現面、大坪、岡ノ平、岸添、桂廻、井ノ尻、横枕、東小路、松原、中小路、川尻、釜ノ下、井ノ口、寺ノ脇、城ノ首、地蔵ノ元、柿ヶ谷、入道迫、出山、蔵ノ上、上河原、池田、宮田、

津井浦

大谷、下河原、山ノ下、上口ノ田、下口ノ田、中園、一ノ口、板垣、西小路、西ノ浜、内園、余ケ、長部網代、

浅海井浦

(浅海井)、小島、山ガラ、丸研、寺河内、中須賀、江尻、地下、松ソノ、中敷、久保田、炭焼、地下屋敷、アサナベ、川田、清水、ドウジリ、須賀、平ノ下、ヲノウ、ヲ、ゼマチ、一ノ口、井手免、樋ノ口、井手ノ口、宇土、トギイシ、檜山、津井越、曉風、ツバイド、後山、滝ノ上、本屋敷、松ノ木平、西河内、竹添、西ノ奥、栗林、宝松、シロガタヲ、広浦、黒フグリ、(浪太)、小浪太、浪太、上ノ山、外島、久保島、下ケ谷、久保田、ホコリ畑、桜ヶ谷、前平、奥新地、ヘラノキ、家根添、乙敷、高河原、井ノ尻、中敷、川端、地下、江尻、向田上、浜新地、浪太鼻、

同弥生町

○『大分百科事典』ニヨル

井崎

巖野、木の瀬、石丸一、石丸二、石丸三、留田、樽牟礼、

江良

久土、祇園、石内、江良、久保、

大坂本

竹峯、切水、小崎、畑下、畑中、畑上、植松中、植松、植松上、宮ノ下、小波一、小波二、ケゴヤ、元田下、元田中、元田上、

上小倉

畑木、山王、小倉、山田内、

付録

六三五

門 田	かん た	深田、門田、須平、
小 田	こ だ	小田、
細 田	さい た	尾岩、細田、
尺 間	しゆく ま	折原、石原、備後、津留、長畑、岡、尺間下、尺間上、尺間山、黒土下、黒土上、田ノ平、川中下、川中中、川中上、宇藤木、
提 内	ひさ う	新洞、上形、大笠、高月、芝原、天神脇、
平 井	ひら い	平井、
山 梨 子	やま なし	山梨子、東谷口、西谷口、白山、
床 木	ゆか ぎ	徳納、久保、上ノ岡、横谷、水無、柿ノ木、出羽、荒内、小迫、岩ノ下、河内、一ノ瀬、平原、瀬戸、六田上、六田下、岡田、下岡、大向、

同本匠村

○『大分百科事典』ニヨル。

井ノ上

楠木、中園、立道、鮎ヶ瀬、向原、

付
録

因 ^{いん} 尾 ^び	松 ^{まつ} 内 ^{うち} 、原 ^{はら} 、日 ^ひ 平 ^{へい} 、宇 ^う 曾 ^そ 河 ^{かう} 内 ^{うち} 、江 ^え 平 ^{へい} 、 (屋 ^や 形 ^{かた}) 尾 ^び 形 ^{かた} 、
宇 ^う 津 ^つ 々 ^つ	松 ^{まつ} ヶ ^が 迫 ^と 、小 ^こ 松 ^{まつ} ヶ ^が せ、コ ^こ モ ^も ノ ^の 平 ^{へい} 、杭 ^{くわ} 岸 ^し 、長 ^{なが} ノ ^の 分 ^{ぶん} 、タ ^た ニ ^に カ ^か ド、久 ^く 保 ^ほ ノ ^の 前 ^{まえ} 、ツ ^つ ル、山 ^{やま} 口 ^{ぐち} 、宮 ^{みや} ノ ^の 脇 ^{わき} 、ユ ^ゆ ブ、
小 ^お 川 ^{かわ}	屋 ^や 敷 ^{しき} ノ ^の 原 ^{はら} 、岡 ^{おか} 、苈 ^{ちしや} ノ ^の 木 ^き 、番 ^{ばん} ノ ^の 原 ^{はら} 、岩 ^{いわ} 屋 ^や 、
小 ^お 半 ^{はん}	仏 ^{ぶつ} 座 ^ざ 、宮 ^{みや} 畑 ^{たけ} 、平 ^{へい} 、カ ^{かう} ウ ^う ノ ^の 平 ^{へい} 、山 ^{やま} 口 ^{ぐち} 、迫 ^{ささ} 、草 ^{くさ} 木 ^き 原 ^{はら} 、
上 ^{かう} 津 ^す 川 ^{かわ}	竹 ^{たけ} ノ ^の 下 ^{した} 、黒 ^{くろ} 岩 ^{いわ} 、井 ^い ノ ^の 内 ^{うち} 、塔 ^{とう} ノ ^の 原 ^{はら} 、竹 ^{たけ} ノ ^の 脇 ^{わき} 、
風 ^{ふう} 戸 ^と	椎 ^{しい} ヶ ^が 谷 ^{たに} 、野 ^の 稻 ^{いな} 竹 ^{たけ} 原 ^{はら} 、白 ^{しろ} 谷 ^{たに} 、鬼 ^{おに} ヶ ^が 瀬 ^せ 、高 ^{かう} 蘇 ^そ 、カ ^か マ ^ま 山 ^{さん} 、
笠 ^{かさ} 掛 ^{かけ}	王 ^{おう} 子 ^し ヶ ^が 谷 ^{たに} 、津 ^つ 留 ^{りゅう} 、中 ^{なか} 原 ^{はら} 、野 ^の 中 ^{ちゆう} 、谷 ^{たに} 後 ^ご 、山 ^{やま} ノ ^の 神 ^{かみ} 、上 ^{かみ} 、江 ^え 後 ^ご ノ ^の 奥 ^{おく} 、向 ^{むかひ} 、平 ^{へい} 、谷 ^{たに} 、小 ^こ 屋 ^や ノ ^の 上 ^{うへ} 、長 ^{なが} 野 ^の 、 岩 ^{いわ} ノ ^の 下 ^{した} 、
堂 ^{どう} ノ ^の 間 ^ま	尾 ^お 首 ^{くび} 、ふ ^ふ し ^し が ^が は ^は た、ク ^く ボ ^ぼ タ、柚 ^ゆ 木 ^{きの} ノ ^の 本 ^{もと} 、屋 ^{やしき} 敷 ^{しき} 、ヨ ^よ シ ^し ノ ^の ツ ^つ ル、虫 ^{むしづき} 月 ^{つき} 、鹿 ^か 淵 ^{ふち} 、板 ^{いた} 屋 ^や 、松 ^{まつ} 葉 ^は 、小 ^こ 板 ^{いた} 屋 ^や 、 裏 ^{うら} 川 ^{がは} 、長 ^{なが} 島 ^{しま} 、
波 ^は 寄 ^き	下 ^{しも} ハ ^は ギ、広 ^{ひろ} 瀬 ^せ 、荒 ^{あら} 瀬 ^せ 、ト ^と タイ、高 ^{たか} 山 ^{さん} 、浜 ^{はま} 後 ^ご 、小 ^お 川 ^{かわ} ハ ^は ギ、一 ^{ひと} 矢 ^や 返 ^{がへ} 、原 ^{はら} 、脇 ^{わきの} 野 ^の 々 ^ん 、
三 ^み 股 ^{また}	江 ^え 良 ^ら 、谷 ^{たに} 川 ^{がわ} 、江 ^え 後 ^ご 、上 ^{かみ} ミ ^み ナ ^な タ、ア ^あ ゼ ^ぜ ツ、フ ^ふ カ ^か セ、大 ^{だい} 良 ^ら 、長 ^{なが} 崎 ^き 、

山 部

小鶴、土紙屋、河原内、ツヅラ、腰越、上腰越、松原、登尾、平原、元山部、樫峯、新開、

同直川村

○『大分百科事典』ニヨル

赤 木

久留須、原ノ下、上ノ原、神内、牛王田、関ノ平、屋形、下ツル、市ヤシキ、井手ノ口、
 アンノサコ、日操、迫、飯ヤ、柳ヶ迫、大マロ、寺畑、下コビラ、上コビラ、堂師越、奥、橋迫、
 奥堂師、小ヤ形、宮田、宇戸ノ口、岩ノ脇、へホキ、立箱、河内口、河内、クロエノマツ、ヒロト、
 ヨツキ、炭釜迫、戸ノ平、柏木迫、アマキツル、アマキサコ、クヘタ、中ツル、一ノ口、伏木河内、
 長葉山、源七ガノ、ヤマスヒラ、モトシヤレ、助七畑、クラニ、セド、道ノ内、神内作り、
 新溝平、草木藪、柳木本、トフシロフ、ヲ、ツエ、三本松、二ツ山、長ウト、ヌメリイシ、
 マタケヤブ、マカヤハル、ヨシカ迫、赤木谷、洗イダシ、イナヤコシ、アラヒラ、泉、イツミソノ、
 夏木、向ノ平、柿ノ木田、サンスケカンノ、二田山、小河内、ウスキ、ヲゴシ、松葉迫、
 チゾウイン、シンカイ、フチノモト、平、ヘダ、シヤレ、ススノ内、岡ノ平、野々中、峠ノ下、
 ユウ河内、ツエノヒラ、フロノモト、ヨコミチ、中シマ、カン子ヲ、ヤシキマヘ、カキツヘ、
 ヤシキ、宮元、小ノ原、カレガ迫、野々迫、長野、大野、ハチマツル、スサキ、タケノクボ、
 フカタ、ナカソノ、ヤマカキダ、シヨウフ、野々越、チユウベ、カワノキタ、ヤマタ、
 カハラタ、ヒート、トヤ原、サクラコ、マゴタロー、ヒロトコダチ、ヤビツ、エノキハタ、
 タチバナ、エコ、タカヒラ、ノノウチ、タクホ、ナカワチ、寺ノ迫、原ノ田、大河内、牛王堂、
 コントウ、ライアイ、田ノサコ、シルエ、松ヶ迫、竹ノ下、石ノモト、メンソト、石ノ下、

赤木

カシイ川、イワサキ、向田、田代、戸ノ上、ツエノ下、川成、河原内、コモガ迫、栗林、戸久保下、戸ノ久保

上直見

セシノタキ、石バシリ、向ノ原、フクデン、ナキヤブ、ナベ田、カシイ原、大平、カシキトウ、アカツエ、タツイシ、ハイトコ、ハチノクボ、フナキ、ハル、山ノ神、ゴソソノ迫、コソ、太田、カワラタ、シマタ、松木田、ウシロノカワチ、平田、小平、ツナミタチ、大畑、クダシガハナ、松ノ木迫、ガイノ木、竹ノ畑、クサキ、イウリ平、榎木迫、久保畑、梅木畑、ヤシキ、コウヤクガサコ、コエノウチ、トヒノ口、椎ノ木迫、中江原、宮ノ下、神原、上ノ原、地藏原、ヲリト、平川、川又、赤土田、桑原、過原、登尾、カクレ畑、トキ石平、カジキ、通五郎、アラモ、堂ノ迫、川又河内大田、大田ノ口、川又大田口、赤岩、焼石平、鳥越、西の後、本宮、鬼ノ越、中ノ畑、長河内、椎ノ木田、向登尾、船木、狸穴、鳶巢、戸ノ穴、角石、通り山、赤木畑、合の迫、山の神口、立平、椎ノ木原、フタキノモト、扇畑、桃木原、小原、榎ノ迫、竹ノ下西平、竹ノ下後山、臺ノ平、臺ノ久保、竹ノ下、宮ノ下、黒土、竹ノ下前、ソノ、堂ノ元、堂ノ元觀音堂、正鉢、正鉢川成、寺ノ下、中島、中ツル向、大境向山、兵河内、ヤゴ、沖ノツル、ヤゴ道上、上の原、竹ノ迫、松ヶ迫、鉢久保、ウソノクチ、仁所倉、桶の口、カキウラ、嶋田、白石河内、姥河内、万四郎、戸ノモト、ソラガハタ、ヨシノモト、戸の下、ニカキ平、カンネお、上の屋敷、フレカサコ、柳迫、仁所倉河内、ヤナセ、下間庭、下間庭宇戸、下間庭宇戸台、間庭、高薬、スノキノウト、棚ヶ迫、棚ヶ迫上松、長道、芋ノ迫、日操下、ヨシガサコ、日操、尾ノ花、楠平、大四郎上、大四郎、桃木平、ヨシカ、立箱、河内、河内前、道のシガキ、藤の木、白木ノハナ

付

録

上直見

船河内、ヤケムリ、コガクラ、スノキ谷、荒平、丸山、荒落、中野ノハル、草落、ヨシリハタ、
 榎ケ久保、クロ内、大久保、小谷、坂口、西ヘタチ、ヒノヲ、小ヒノヲ、ヒノハキ、谷光ノハキ、
 谷光、河原田、サイチ河内、平岩、河内内、竹の原、南、南後、南前、大境、平原、トノ元、
 山ノ上、ジフン山、山ノ上、長木、ナシノキウト、打ヲレ木、大ノ田、ウルシカ迫、ズクマ、
 タキノ下、長迫、中津留、コウドラロ、エノクチ、見六、姥河内、石ノシカキ、井手ノ迫、柳木迫、
 柿木迫、ヒワノトヲ、江タ久保、中ノ原、ナキ藪、鳥屋河内、トキ石、桑河内、荒瀬、中野越、
 ヒハタ、桃河内、杭ケ中尾、フチノ河内、タフノ木谷、杭ノハキ、ツンボカンの、タカノハ、
 猫ノ内、猫河内、エビス河内、新開、新開水車、サキノス、神内田、園向山、トコロ迫、源六谷、
 エノキサコ、奥の迫、源六原、沖ノ瀬、沖ノ瀬平、源六原西平、イノ口迫、向舟場川成、向舟場、
 ヒイノ迫、

下直見

シテノカサ、狐山、シテノ山、シテノ上、シテ、シテノマエ、田向、ヲノハナ、田ノ内、日向嶋田、
 クラタニ、丸尾、サレ、水クレバ、上ノ原、下ノ上、沖ノマエ、二反田、ヨコマクラ、沓反畑ケ、
 沖、沖ノ後、西ノ後、西ノマエ、畑ノマエ、一反田、小畑、カギウラ、畑ノ上、フロノ迫、
 コロビ石ケ原、カン子ヲ、大河内、長野原、中ノ内、茶山、小野々原、タカサレ、ランシヨウジ、
 宮木河内、柴原上、柴原、タキト、カシイ谷、柚ノ木迫、下ヒクリ、ヒクリ、タナイダ、土井ノ外、
 大岩ケ瀬、土井ノ元、川成、宮ノ前、宮ノワキ、ウト、ジンナンノ下、ツキタシ、セキタ、
 ヤシキノマエ、堂ノマエ、ユブノ元、塔ノ元、堂ノ後、後山、後山越、上ノ台、セキモチ、影平、
 戸ノ元、長畑、日ノ平、ビシヤノサコ、ヒラ、ヒラノダイ、シンナンノハナ、田ノ迫、向山、

浅間河内、タカハタ、掠ケ迫、ナツキ、ヨクナツキ、ナカノサコ、ノボリヲ、イマタテ、ハチカサコ、
 トヲノ木元、石浦河内、新洞、百大石、ダン山、コソ、荒平、ミヤノウチ、宮ノ元、市イロ、
 浦木、上浦木、ヲチミズ、棕木畑、ハマサキ、ヤマシテ、山シテ、堂ノ瀬、千股向、サクラキ、
 サクラ木ノ元、手切レ、新地藪、アサシリカ迫、山市部、小市部、丸山、タヅケ原、タカヒクリ、
 千又、石原、尾崎、平田、白山田、井ノ元、ウツノ口、峯、井ノ平、愛宕山、岩尾崎、鳥越、
 梶原、高平、内ケ畑、上ノ原、権現山、迫ノ上、迫、セント久保、タキノ上、タキノ下、長通、
 田ノ下、二反畑、天神ノ元、蛇ヶ迫、弥五屋敷、天神ヶ迫、赤迫、篠山、長谷、堤ノ元、
 ウルシガ久保、亀ノ甲、操岩ヶ迫、原ノタヲ、クヒリの元、ヲクハサマ、岩ノ元、天神ヶ又、平、
 渡ノ元、ハサマ、間河内、天神ヶタヲ、菅ノ谷、戸高屋敷、柿木ツル、南ノ前、久保田、棕木ツル、
 アジロノモト、折ヶ窪、マツバ、三反畑、橋ノ元、トヲノ木元、中ノ瀬、上ノ口、船田、谷ノ口、
 南ノ上、南、南河内、扇子山、ジヨエン谷、薦ノ尾、飯田ノ元、立ヶ峰、市ノ口、洞免、岡ノ下、
 初崎、中ノ岡、岡ノ原、谷ハキ、井手ノ平、スミカマ、灰ヶ迫、下ノ原、川久保、ヲノハナ、
 向田、江河内前、江河内、イノサコ、江河内後山、マルヲ、トノノ原、石ハリツル、戸ノ脇、
 犬ヌメリ、高平、山神脇、ワラヒ原、彦田、シヨミ、鶴山、カン子ヲ、尾ノ花、立河内後山、
 立河内前、立河内、カル石河内、エンドウヤブ、新地畑、立河内上、トヲジハタケ、トヲノ木元、
 トノ元、高畑、ヤビツ、山ノ神、長ウツ、スノ内、水ナシ、カルモケ、ツバキノ元、古畑、婦木、
 戸ノ上、トノモト、トトノ河内、尾ノ上、カツラムヲ、カリタマリ、森ノ前、森ノ後、森ノ脇、
 内野々越、井手ノ上、田通、平野、洞免、神尾、大又、赤ノ河内、後山、内野々、内野々上、

下直見

河原久保、高薬、土井ガマ、本弓取、原ノ前、間庭越、トクウテ、岩ノハナ、内野々前、前田
 宮ノ下、ソノ田、トビノモト、久保ノ前、久保溝下、溝下、道越、久保、久保ノ台、上ノ台
 上畑、迫谷、弓取原、弓取台、弓取、弓取溝下、一里木、沖ノ原、中河原、年ノ神、川平、

仁田原

ヤノツル、カヤカキ、ヲクボ、クラタニ、ヲ、ツル、ツキマワシ、シモツル、フロノヲ
 モモノキサコ、タカハタ、ニガキガサコ、マツハラ、山ノ神、アセブ、犬田、今立、大アセブ、
 小アセブ、池田、深田、タクミコエ、深田口、赤田、田平、迫口、長原、宮ノ下、宮ノ本、立岩
 ツエウド、板ケ原、イト口、スカ、井手ノ本、森ノ下、久保田、柚ノ原、大ノ迫、大、ウ子ノ久保、
 宮田、倉谷、岩鼻、赤坂口、赤坂、柳ケ迫、ウブ河内、ニシノキガ久保、堂師越、庵ノ山
 ナキナタ、長宇戸、船河内、丸山、平ノ山、平ノ前、清水ケ鼻、シテノ前、ツツノ口、長トウリ、
 宮ノ脇、井出ノ本、堀田ノ久保、ヒイノ元、仁田ノ内、二田ノハキ、面田、山出、小松、通り山、
 洗場、二ツ山、風集田、ナカホリ、桐ノ木迫、相ノ迫、榎ケ久保、戸ノ迫、戸ノ上、スクノ内、
 石原、矢瀬田、ミウエダ、水波場、大ノ田、片平山、トドロ、亀ケ原、越ノ元、流レ田、小向ヒ、
 ヒエ畑ケ、迫ノ奥、横走り、横赤奥、立平、川辺、川辺口、青柳、天神ノ下、黒澤向、井出ノ平、
 川平、平畑、フロミ、本谷、山ノ戸、火打ケ迫、井出口、サドノ平、平迫、山口、車溝下、瀬戸山、
 山下、黒沢、前田、竹ノ迫口、竹ノ迫、後河内、下前田、通山、楠ノ木ウド、黒ケ太郎、赤土田、
 ハゲノ谷、ニタノハキ、尾ノ花、尾ノ上、上ノ迫、下ノ谷、イトクチ、竹ノ鼻、乳母河内、
 堂ノツル、炭床、カスラガ谷、中河原、小屋敷、越ノ元、福寿庵、田中、与三ケ迫、岩井河内口、
 戸ノ畑、岩井河内、ヤシガ迫、大又口、大又、小グルイ原、木浦内、山部、大グルイ、シイベイ、

庄兵衛、三佑、大田、下次郎、地藏原、エゴ、当向、テドリハル、チシヤノ木口、ダ渡り、
 チシヤノ木口、炭久保、炭小屋平、河平、下ノ迫、杭ノ内、セト山、奥ノ迫、土屋田ノ迫、土屋田、
 新界、川辺ケ迫、猿屋、市右エ門田、桑ノ木田、柳ケ地、鳥ナキ、ヒノヲ、火ノ尾口、高橋、
 庄小屋、米葉シカキ、一ツ戸、彦壮、喜右エ門田、広畑ケ、野末、喜八田、三通り田、長河内、
 梅ノ木田、庵ノ地、垣ノ尾、一ノ井出、ナバタ、幸後岩、庄屋山、いちやが返し、立目、幕利小屋、
 キハタケ迫、平松、無田原、牛首、シゲタ、熊ケ瀬、前田、堂ノ下、堂ノ前、下平、穴フチ、
 狩玉来、キビシリ、板小屋、ユウノキ、ユウノキクチ、丸山口、椎ノ木平、高森口、長迫、
 関正ヶ谷、ユズノキ元、ユズノキ、内水、森ノ下、宮ノ前、タブノトウ、組地、畑、廣野、天狗山、
 小向、柿ノ木田、柿ノ木元、佛ヶ迫、溝田、一ノ口、小原口、小原、草木藪、堀ノ下、ホリノサコ、
 石ユガ谷、枕河内、敷地鶴、左エ門屋敷、庚申平、古賀倉、アコ、喜右エ門カンノ、カイノキ、
 松ヶ迫、永渡り、休石、長迫、小原内、黍尻、穴淵、作り通、犬飼面、知舎ノ木、枕ヶ原、
 コロシ、本谷、押下ヶ、嶽宇戸、越コエ、ト、口、越コエ口、松ヶトウ、押下ヶ口、鳥屋口、
 河原畑ヶ、山ノ口、長谷山、丸田ノ上、井ノ戸、一手ヤ、浜後平、一手ヤノ原、浜後、岩ノ元、
 雨津留、堂ノ迫、戸石ヶ迫、岩鼻、用來、久保向、桑ツル向、虎伏シ、宮ノ谷、サカリ山、扇山、
 モノシズメ、久保河内、ハナ田、柿ノ木ツル、合ノツル、高畑、後山、桑ツル、原ノ上、原ノ下、
 坪畑、庚申鼻、久保ノ上、井ノカシラ、古寺ノ下、夏木、岸ノ上、楠ノ木、楠ノ木平、長畑ヶ、
 上ノ地、ヲリヲ、堂ヤシキ、久保ノ迫、妙見ヶ迫、田ノシリ、内ヶ畑、ツエ平、尾ノ鼻、

横川

羽木、堂ノ迫、堂ノツル、木浦内、竹ノ本、坂口、尾寄、尾崎、神ノウト、垣ノイ、越迫
 カラツタ、イヤノ迫、神ノ迫、榎ケ久保、元屋敷、スリヒタ、堀田ノ迫、高日操、洗出シ、
 ニナガ迫、松ケ鼻、下黒岩、中黒岩、上黒岩、山ノ下、桑ツル、月形、瀬戸、長畑、蟻山、
 茶宴ケ久保、タノキアナ、本河内、門治畑ケ、宮田、天神面、前川、谷川、前田、サダガ迫、
 孫次郎、内ケ畑、庵ノ上、庵ノ下、寺ノ下、枚田、シガアラ、サガリ、藤河内道下、伏シ河内、
 アゼ畑ケ、藤河内、銭坪、丸山、ウリノハキ、ウリノ迫、タイラミソウエ、三十歩、空ケ畑、
 ムクノキタ、ダイラ、一ノ口、ソウ子、龜ノコラ、クスノモト、大ツル、迫ノ口、大ツル迫、
 大ツルノハル、原、岡ノ畑、新徳寺、赤土田、奥ノ迫、東、マヤノ迫、石神ツル、ミヤタ、
 チガワニツル、スケノ下、イテノモト、フエカノ、ゴモチ、イエノ上、障子ケ谷、ミヤノサコ、
 寺ノツマ、フジ河内、スケノサコ、カワラハタケ、竹ノ脇、イノシリ、ナカシマミチウエ、
 ナカシマ、カシノキカサコ、トラノツル、ツツミノモト、ウチゴシ、カミノミ子、サカムカイ、
 サガカイ、アラウチ、イワイカワチ、マツカウチ、ナシノキハタ、ウチミヅ、コバタ、カラタブチ、
 ヲヲノハル、クワンランノモト、ヤマデ、クミシカサコ、ヤナキカハナ、クミシバキ、立平、
 アツチアナ山、ナカラ、シヤバイ、スミトコ、ニセヤマ、イケノサコ、ツツジガハナ、カDOIシ、
 タカハタ、真竹ケ鼻、カキカワサ、カワバリメン、庵ノ木、ホリ、石神ノ元、トラノキ、イチノセ、
 タカダレ、池河内、山ノ神、小池河内、アキバタ、クミジ、サンシヨラミ、マサノキ、カナヤマ、
 ハチノス、タキカサコ、梅ノ木迫、カヂコヤ、イビラハタケ、カス子ヒラ、ムクウラ、アラヒラ、
 ソウキチハタ、ナカノサコ、ニシノキ久保、シントハタ、ヒロノ、古田、クチハナ、サトガサコ、

横川

ダイノハタ、トビノス、ヨリタテ、ツズラ、センモンヤシキ、大石、出ノ本、マカヤ畑、伏木河内、
長トロ、ユスノキ迫、大枝、カミキヨウ、京ヶ迫、ナカヲノ下、フヂノキ、茶屋ヶ原、下井取、
井取下前田、下前田、飛屋敷、上井取、ムマミチ、フロノツル、テラヤマ、モミキツル、ナカイチ、
ホツシンのマエ、ブクデン、トクラ、アンのチノサコ、イケダ、ヒトツバシ、コヤブチ、
ナカノサコ、ドノノサコ、ドノノシタ、ヨカ、クボバタケ、ニセのツル、ヨキ、ヲノウエ、竹ノ中、
ユラ土ノ元、黒澤、スケノ迫、タマリミズ、ウドロ迫、駄床、大トドロ、家ノ元、上ミノ原、
ウドラ、井取、ウラロ、井取前田、堂ノ脇、堂ノ迫、赤ニタ、用来原、長迫、椎ノ木迫、椎ノ木原、
椎ノ木平、具廻、チャカハラ、イノサコ、タケノモト、シイヤ、ハナタテ、ハチクホ、小用来、
ムタノウチ、ムタノハル、カキメイシ、フ子ノウチ、ヲノ上向、万太郎、バンヤ、ホヲノキ、
桃ヶ河内、ヲキ向、イテ山、ヒノ内、マタエ、シタイテノモト、イツゴウ、カシヤシキ、カソツテ、
イトノモト、カシヤシキ道、石カミ河内口、石カミ河内、石カミ河内道下、カメフチ、マメガ谷、
クワノキガ迫、シロヲタ、一里ツカノ本、ヲリヲ、ウシクホ、カサノハル、シイノキツル、
シイノキツルミゾ下、ニシガサキ、ジニハチ、黒岩向、テンシンツル、

同蒲江町

○『大分百科事典』ニヨル。

猪串浦

九エ門、荒浦、ワキアガリ、赤小島、古森、小久保、竹ノ子島、古猪串、越田尾、仁王江、長崎山、
火間屋、古浦、串、橘ノ迫、内ノ浦、奥ノ川、南猪串、中村、前田、井戸ノ下、尾ノ鼻、北猪串、
楠ノ下、鷹ノ迫、浅治、滝ノ下、滝ノ上、ツヅキ山、高田、宇戸、向田、墓ノ上、銭坪、クウラシ、

佐伯莊

六四六

猪串浦
いのくしうら

奥前白、釜元、古坪、丸山、

葛原浦
かづらふら

蒲元、清水谷、白ヶサコ、カシコウ、向ヒ、柿谷、タブノ木、ヲビ谷、大内谷、二王谷、尾花、中ツル、中島、日用谷、能坂、森下、地下、貝ヶ谷、

蒲江浦
かまえうら

だんのうら、大河原、なかかね、文ノ後、山後ノ谷、ニガキ、白土、梅ヶタオ、泥ヶ山、森ヶ原、茶売田、吉原、井手の尻、鱈の目、百サン土取場、浜須賀、ヨケ、小坂、長野、六反田、釜田、河内田、龜の甲、ハセヲリ、清水、長津留、中村、山後、熊野、西ノサキ、地下、山ノ上、ミツグイ、浜ノ上、東浜、上ノ山、上方、前畑、浜方、浜スカ、東ヘラノ下、土取場、小泊、オクノソラ、墓ノ上、御上場、阪ヘラ、西ヘラノ下、天ノ山、丸山、大ヘラ、タレノクボ、ナベ網代、小池、大池、赤ベヘ、深島、向浜、蛭子山、竹ノ浦、竹ノハナ、前津留、細子、家ノ上、地下、宮ノ崎、宇戸ヶ追、門ヶ追、池ノヘラ、大内、清水、尾崎、鷺谷、小水ヶ浦、米ツク、沖鯨、地鯨、田ノ尻、田ノ浦、伊三倉、長畑、上ノ山、砂畑、尾ノハナ、伊勢ヶ墓、泥リ水、平久保、田尾ノ下、大開、宇戸ノ口、テンジカ浦、三貫目網代、赤石山、

楠本浦
くすもとうら

古浦、大向、小向、百ヶ谷、大葉山、引三尾、シヤレノ口、薬師谷、ホンダケ、屋敷、ジヤレ谷、大江津留、船倉、木場、地下、下ノ谷、平バエ、船付、河内、

内、竹ノ浦河
なけのうらがわ

長ハエ、ヤナハエ、寺浦、大星、ヒメミキ、内浦、コガクラ、キリヨシ、ハセジ、江頭、西ヶ平、木場、蒲江道、黒熊、大坂、元ノ道、奥ノツル、狐ヶ平、中鶴、庚申塚、平、宮路ヶ谷、西中浜、

竹ノ浦河内	西野浦	野々河内	波当津浦
東中浜、庵ノ下、助太ケ上、名主分、三島ケ谷、中敷、元越、西ノ浦道、山下、上ノ山、神ノ前、和田、久保浦、竹ノ浦、カキ浦、テル久保、善作久保、小久保、仏浦、山田ケ谷、元猿舟付、元猿、丸ハエ、一本松、名護屋、	名護屋、ビル浦、和田、和田ノハナ、越ノ浦、ハナノサキ、上ノ山、西村、丑ケ谷、インノ谷、ヒナタ平、寺屋敷、谷迫、水迫、笹ノ尾、中敷、中村、東村、亀坪、川ノ奥、大谷、白ノ木本、小川、日ノ平、平、東ノ脇、松原、蛭子ノ下、小網代、中河原、中河原上、中小浦、観音道、観音道上、キクガ谷、打越、観音谷、愛后ノ尾、愛后ノ尾下、森ノ上、神崎、ジヨウガエゴ、ドウ山、シヨウブ谷、清水、日ノ浦奥、日ノ浦、古小浦、古久保、古川方、老ノ久保、スノ本、大池、小池、小浜、仏崎(仙崎か)	釜ノ内、中坪、松本、前津留、釜本、家の上、向津留、江川、下津留、ヒヘジリ、竹ノハナ、カシ畑、三角内、長津留、コウ久保、桃木原、島井前、タルハン、柿ノ本、赤下し、左添、ムクロジ、京伝、チシヤノ木、下ノ橋、新造畑、上の山、ハカノ下、中ミチ、ドヤシキ、金正、	ヲンジ原、安部谷、尻無、大ナギ谷、小松ケ谷、流畑、大井谷、堀、山下、ヒゲス谷、椿原、木場、貝ノ浦、塩入砂田、小塩田、波張、久分、上迫、部多村、味噌桶、下村、塩田、コエノ後、越ノ後、三ノ泊り、池ノ浦、

畑ノ浦

宮路ヶ浦、下り松、畑ノ浦浜、山ノ鼻、小浦浜平、下ノハゲ、寺ノ谷、長山、浜村、浜村ノ上、
 上ノ山、鍛冶屋敷村上、寺ノ下、鍛冶屋敷村、田中村、前新地、前浜田、通り山、寺ノ下沖、
 京塚、中津留、中津留門口、高坊沖、高坊、ワサ田、高坊下、宝前坊下、宝前坊、ハセオリ、
 古寺、小ジキ奥、ジリミチ、ワルサカ谷、西河内奥、ヤケ谷、廣岡谷、黒岩、廣岡、トヤゴ、
 大井手谷、大井手口、加ヶ平谷、野道谷、沖黒島、梅ヶ谷、竹ノ鼻、西河内、地黒島、屋敷平、
 落ル水、尾鼻、松合村ノ上、松合村、松合沖、松合村沖、龜ノ甲、浜田、福網代道、福網仕沖、
 タンボ、松合宮ノ前、松合宮ノ脇、松合宮ノ上、平原上、平原、白ヶ平道下、白ヶ平、銭岩、
 弓ノ谷、熊ヶ谷、淵ノ本、ウ戸、クイチガイ、カンガハタ、仁田ノ尾鼻、仁田ノ尾中溝、仁田ノ尾、
 仁田ノ尾平、田ノ尻、仁田ノ尾奥、ホリ下し、白タバ、戌ノ谷、上小倉、上小倉沖、仙念寺、
 福網代山合、シゲジ、福網代上、福網代、ハヅラシ、新地、ムカイ、釜ヶ浦、長畑、ゴサイ網代、
 下ゴサイ網代、大双津、干汐山、宇戸ノ口、泊リヶ浦、松ヶ鼻、カマス網代、カマス網代上、
 マ竹原、オノ谷、ホウバエ上、真浦、金山谷、奥ノ谷、具持ヶ浦、水ノ下、畑ヶ尻、赤ハエ、
 セビラ、

丸市尾浦

田尾ノ下、居神ヶ尾、天神前、芋迫、蒲江敷、尾羽山、小河内越、丸野、片山、太中山、滝内、
 長迫、椎夫ヶ迫、管谷、龜敷、芹川、地下、通山、九市ヶ迫、楠ノ本、生死ヶ谷、田久保、
 中須賀、地下ノ奥、宿谷、カサ、榎津留、河川、中島、重戸、平尾、スゲ谷、五郎坂、浦ノ迫、
 日野浦、名護屋、

森崎浦	大井川、曲り、田ノ上、大榎、中磧、柿ノ内、椿原、大松、尾崎、大塚、園地ノ後、兼阪、坂本、津江河内、園地原、園地前、天場前、草木敷、松ケ谷、白木原、木場ノ上、山ノ下、水ケ谷、後山、古木場、國木、ヤシギ、下ノ方、上ノ方、中村、前ノハマ、向ノ方、横野、古森崎、カリトク浦、白浜、越田尾、墓ノ久保、北網代、カンバ通、ギシノ浦、水ケ白、
-----	---

同米水津村

○『大分百科事典』ニヨル。小字数過
少ナルハ、網羅セザルタメカ。

色利浦	大内浦、東風網代、中江、関網、
浦代浦	久保浦、地下東、地下西、影ノ浦、田鶴音、間越、芳ケ浦、
小浦	向イ、中の村、本小浦、
竹野浦	地下、尾浦、向イ、
宮野浦	西、波止、

同鶴見町

○鶴見町大字・小字
コード番号表ニヨル。

吹浦	荒網代、折戸、河原、地下後、堂山、大谷、下ナギ、地下、老反畑、地下前、地下浜、沖田、竹ノ鼻、屋敷、本屋敷、キシノ下、立道、流川、水原、宮ノ内、江ノ尻、中津留、串ケツカ、
----	--

吹
浦

山ノ下、山田、小河内、五郎兵衛作、向津留、地藏本、葛ヶ谷、田久保、平田興、古山ノ神、平田向、平田、タブノ木、曲り谷、扇山、道ノ尾、スケノ谷、フチノ上、フチノ本、向山、泊り山、泊り、牛河内、大河原上、大河原西、大河原、大河原奥、アチカ坂、松浦道、向平、竹ノ内、東平、鯛網代、タツノ口、地納地、中納地、沖納地、三栗、昭和新地、津留、牛河原、宮ノ外、西河内、

地
松
浦

荒三郎、外河原、内河原、西の平、大法師、井ノ谷、小河内、中村、木立道、長尾、大谷、広岡、ニレノ木、中ノ坪、内丸山、天納下、志手、内河内、

沖
松
浦

広岡、中ツル、ニレノ木、中スカ、寺尾、坪ノ谷、大河内、岩ニカ谷、上ノ段、後畑、下ノ田、スカサキ、サルガ谷、黒土、山田、尾ノハナ、柿ノ木田、外山田、黒沢原、黒沢、宮ノ脇、ノドエ、江口、赤崎、小椎ヶ谷、観音山、北ノ浦、堂ノ脇、朝尾、クラガ谷、天神ヶ浦、小鯛網代、岩井ヶ谷、ウバガ浦、ツカノ、久保浦、大崎、商人ヶ浦、二股、作網代、梅垣、ホウシバエ、ビクニガ浦、野崎、八島、八島魚ノ前、岩井ヶ浦、商人ヶ久保、

有
明
浦

ウソ越、小網代、横網代、蛭子鼻、庵ノ上、尾ノ上、地下屋敷脇、地下谷脇、松浦越、新出尾、谷ノ向イ、扇山脇、扇山、大原、扇山下、引山、塚ノ本、向イ浜、屋敷向イ、地下脇、黒ヶ谷、宮ノ後、地下前、地下、宮ノ山、水ノ浦、庚申山、宇戸山、西野浦、袋岩、浦代道、新道、丸山、地下奥、村ノ上、中越尾、用兵谷、横畑、新立、寺ノ脇、東ノ上、権現ワキ、帆波越、寺屋敷、平間、平間鼻、西ノ山、谷口、西ノ平、中尾、甚平谷、東ノ平、屋敷ノ上、亀ノ甲、

羽出浦 はいでうら	磯崎、久保浦、作網代、トギレ、大松、落ル水、野崎、青浦、野々浦、荒代、甚太ヶ嶽、コウカ、荒代山、扇山前畑、地下谷ノ上、地下屋敷、隠レ里、テンス、戸ノ上、宮ノ上、突出、日ノ浦越、本谷、宮ノ鼻、尾崎、アンノ下、
中越浦 なかこしうら	白崎、矢石、ココ谷、小谷、敷場、大倉、ナカバエ、小倉、岡見、居村、庚申堂、無上山、作網代、コドウ、鏝岡見、ヨソイ谷、西ノ浦、戸井崎、角石、灰床、村ノ上、トノ上、
丹賀浦 たんがうら	戸井崎、中津浦、小浦道、居村、庵の上、高請山、岡ノ下、猿鳴、鯛網代、米ヶ浦、嶋江、外浜、高ナギ、猿戸、スダシ、スマダ、広浦、宇戸、貝立嶋江、宮ノ上、ソウヤ網代、
梶寄浦 かじせうら	岩尾、土上河内、大川、マカリ谷、居村上、小谷、居村、宮ノ脇、女郎崎、中瀬、宇戸、大川西浜、ワルサ、
大島 おおしま	西ノ平、焼尾、中ノ谷、西の谷、居村、森の奥、宮脇、小谷、元ノ間、西泊、下梶寄下、水ヶ尾、鶴御崎、下梶寄、
付録	立花、下ヤク、後ヤク、上ヤク、ヲシキバエ、御番所山、椎ノ木山、米ヶ浦上、米ヶ浦、米ヶ浦谷、タカミ、居村、中山、赤鼻、オリツキ、コバンサキ、トヤノ口、田ノ浦、由ヶ浦、船隠、鯨浜、水ヶ浦、小間島、高手島、カヤバ、トオミ、ダン、長尾、水ノ子、居村ノ上、

柴
山
村
史
料

柴山村宇佐宮假
殿造営ノ一國平
均役ヲ勤仕ス

一 宇佐宮假殿地判指圖

○宇佐神宮藏
宇佐神宮史史料編四

○文治年中。海部郡關係部分ヲ「佐賀郷史料」一六号ニ抄出。本文省略。当村モ宇佐宮假殿造営ノ豊後國一國平均役ヲ勤仕スルコト、本圖ニ見ユ。

二 豊後國圖田帳案斷簡

○到津文書
大分県史料一

○建久八年ノモノナルベシ。全文ヲ「佐賀郷史料」一七号ニ収ム。本文參略。

三 豊後國大田文案

○平林本
鎌倉遺文一五七〇〇号

國領柴山村拾町
地頭戸次重親

○弘安捌年九月日。海部郡全文ヲ「佐賀郷史料」一八号ニ抄出。本文省略。中ニ「柴山村拾町地頭戸次重親」アリ。コレハ「豊後國圖田帳案」諸本ノ内、「平林本」ニ代表サル、^{國領}「注進状案」トアル写本ニノミ記サレ、「図田帳」系統ノモノニハ、コノ項ヲ欠ク。

四 戸次淨心重親申狀案

○大友文書
大分県史料二六

惣領大友氏時ニ
譲与セシ所領ノ
安堵ヲ請フ

所領豊後國柴山村、戸次庄内壇原村、由布院内荒木・山崎・石松・貞恒四箇名并香野村、八坂庄内蔵田村、日向國宮崎庄内調殿村・和田村・宮崎本村半分・柏田半村景重方・四郎丸公文龜鶴給分田畠・萩原田地、肥前國財部村六分壹等地頭職事、相副御下文以下證狀、令讓與惣領大友刑部大輔氏時候、可被成下安堵御下文候哉、以此旨可有御披露候、淨心恐惶謹言、

文和三年十月十六日

(戸次重親)
沙彌淨心

進上 御奉行所

○『大友家文書録』『大分県史料』三一ノニモ収録サル。補遺一号参照。

五 大友親世所領所職等注進狀案

○大友文書
大分県史料二六

柴山村大友親世
所領トナル

○永徳三年七月十八日。全文ヲ「佐賀郷史料」二五号ニ収ム。本文省略。同所領中ニ「同國柴山村」アリ。

柴山又四郎跡等
ヲ高師貞ニ預ク

柴山八幡宮ヲ造
立ス
大友親世・親著

六 良郷知行預ケ狀

○宇都宮文書
大分県史料一〇

(端裏書)
「下領家代文書」

豐後國柴山又四郎跡三拾貫分、美々志野内形賀草衛藤七郎跡拾貫分、早田年實跡八貫分事、所預置
高彌六師貞也者、任先例、可有知行之狀、如件、

應永五年五月十二日

良 (郷)
一 (花押)

○柴山又四郎ハ、海部郡柴山村ヲ本領トスル士ニ非ザルカ。参考ノタメ掲グ。「ハ」内傍注ハ『増補訂正編年
大友史料』九ニヨル。「美々志野」(耳志野名カ)ハ緒方莊ニアリ。

七 柴山八幡社棟札銘

○千歳村誌
大野郡千歳村大字柴山

奉造立八幡宮一字、祝延今上皇帝聖疆萬歲、當主源親世・同親著本命元辰星年、當檀那椎原沙彌良
昌・同潮惠、宮願主平内□郎兵衛太郎、先年號建治元、次建武二年、
皆應永十又二年乙酉五月初三日日本宮司和泉守公幸、大工三郎左衛門、

柴山村

六五六

八 柴山八幡社棟木銘

○千歳村誌
大野郡千歳村大字柴山

柴山八幡宮ヲ修造ス

田原名

大日本豊後国^(海)大野郡内柴山八幡宮之棟木^(マ)、
皆寶徳貳年庚午菊月下旬六日、大願主^(異筆)「大官司益永山城守」、
大工田原名内石井新五郎、

○郷土史家伊東 東「豊後国因田縣の柴山村と毛井村」(『大分県地方史』三所収)ト校合ス。以下同。

九 日向久保天神寶篋印塔銘

○千歳村誌
大野郡千歳村大字柴山字日向久保天神

宝篋印塔ヲ造立ス

首^(マ)序^(省カ) 首金 重安 善透 法通 覺佛 道佛 覺^(カ) 豐貴大姉 □信 淨 □大姉 玄順大姉 □佛

□西蓮 道 □ □ 上善 蓮一 空如大姉

□永徳二年壬戌圓通庵比丘 正忍

一〇 柴山八幡社棟札銘

○伊東東「豊後国因田縣の柴山村と毛井村」
大分県地方史三

柴山八幡宮ヲ再興ス

〔千歳村誌ハ冒頭土ハ字ヲ欠ク〕
「奉建立大日本豊後州海部郡内柴山村」本廟八幡大神内宮神社、歳深日久、基陸隕毀、既及荒廢、

大檀越大友親繁
大神惟政

当政所下郡惟明

重加修飾、欲仰神德、大檀越(大友)源親繁、再興大檀那大神氏惟政、

寛正第四年癸未三月十四日、當村檀那各(衆々)等、

當政所下郡惟明、「大宮司益永越前守輔義」、大工新三郎、

○「益永以下七字異筆改竄の痕跡あり」ト注ス。『千歳村誌』ハ大宮司以下ヲ異筆トス。尚同書ハ冒頭十六字ヲ欠ク。

二 惟秀・照種連署打渡狀

○大友家文書錄
大分県史料三一

井田郷柴山名三十貫分ヲ打渡ス

井田郷柴山名之内參拾貫分事、任御判之旨、折渡申候、可有御知行候、恐々謹言、
(大野郡)

八月廿九日

照種 在判

惟秀 在判

厚六郎殿

○連署兩名ハ、井田郷ノ兩政所ナラン。柴山名ハ海部郡柴山村ト同一地名ナルカ未詳。参考ノタメ掲グ。尚「井田郷史料」六四号参照。厚氏ハ速見郡由布院ノ士也。

三 前原藤原墓地板碑銘

○千歳村誌
大野郡千歳村大字柴山字前原藤原墓地

仏像一基ヲ造立

奏造立佛像一基、松尾左京助也、松岳□永信男立願主、

柴山村

柴山村

六五八

ス

永正九天壬申歲三月初五日、大工梅木與三左衛門助、

○「大分県金石年表」五二モ収録ス。

一三 柴山八幡社棟札銘

○千歳村誌
大野郡千歳村大字柴山

柴山八幡宮ヲ再興ス

奉欽上棟再興、大日本國豐後^(後)天部郡柴山八幡宮一字、^(二)右天泰平、玉席康寧、四海安謐、萬民樂業、歲深日久、及荒^(マ、)癘^(マ、)開、當村檀越各々加修飾、彌奉仰神惠所也、
享祿元年戊子菊月上旬二日、^(異筆)「大宮司益永長門守吉輔謹白」、

大工藤原朝臣平衛門尉家信、

○「大宮司以下十二字異筆」ト注記アリ。

一四 柴山六地藏幢銘

千歳村誌
大野郡千歳村大字柴山

六地藏幢ヲ造立ス

^(本説カマ、)大日國^(マ、)西海道豐後^(後)天部郡柴山村 西 □日天國 六道六地藏之尊像 昭樂淨有^(マ、)禪定門 善根功德

主、七分善功得主 妙本信女 作者明峯松風木□、

于時天文二^(癸)□□年三月念二日施主敬白、

○風化甚ダシク、難読ノ所アリ、トイフ。「ハ」内ハ坂口雅邦『九州六地藏考』ニヨリ傍注ス。

石塔一基ヲ造立
ス

一五 鹿合田角塔婆銘

○千歲村誌
大野郡千歲村大字柴山字鹿合田

奉刻彫石塔一基 七分全功德主 實信叟公記靈禪師 依供養□□ 皆天文三季三月吉日

一六 桐生笠塔婆銘

○千歲村誌
大野郡千歲村大字柴山桐生

笠塔婆ヲ造立ス

信男 淨泉壽位 信女 妙祐壽位

于時 天文九年庚子菊月十一日施主敬白、

一七 峯笠塔婆銘

○千歲村誌
大野郡千歲村大字柴山字峯

四仏眞像ヲ彫造
シ安置ス

奉彫刻安置四佛眞像 巽 嶺組主盟榮作兄之記焉、願以此功德普及於一切、我等^(カ)互衆生皆共□佛道、
□時永祿六年癸亥三月吉日 前住□□文^(カ)侶和尚大禪師、
善根功德主妙首信女壽位、

付録

一 大野郡千歳村大字(柴山)・小字一覧表

大字	小字
柴山	田代、津留、原ノ元、丸小野、妙覚寺、荒平、不定、鹿取、下津留、岩下、馬場、瀬口、杉ノ本、田中、田ノ口、鹿合田、辻、笹野、原ノ下、藤原、山口、原口、立平、尾羽根、宮田、上平、草木原、掛水、峯、前原、中原、小沢水、二本松、尾久保、北尾久保、清首、日向久保、栺平上、栺平、栺掛

補遺

白杵莊史料

一 室町將軍義家御教書寫

○小早川家文書二
大日本古文書

東神野敵追落シ
ノ忠ヲ賞シ戰功
ヲ励マシム

豐後國敵城東神野事、被追落之旨、大内修理大夫注進到來、尤以神妙、彌可被抽戰功由、所被仰下也、仍執達如件、

永享八年五月四日

竹原太郎四郎殿
(小早川盛泰)

右京大夫(細川持之)
(花押影)

二 大友興廢記

○大分県郷土史料集成
戦記篇一

治國數之事并唐船渡海之事

○上 去程に、去天文十年辛丑七月廿七日に、唐船豐後神宮司(寺)に着津す。大明人二百八十人來る。唐の御門世宗肅帝の御字なり。同十二年癸卯八月七ケ日五艘來る。同十五年丙午に佐伯の浦に着く。

補遺

天正三年白杵ニ
唐船来リ虎・象
孔雀・鸚鵡以下
珍物ヲ贈ル

白杵莊

六六二

永祿年中に、唐船幾度々来る。去天正三年乙亥の夏、白杵の浦に着く。此時一入種々の珍物を置る。^(マ)猛虎四つをそへられ、又、大象一つを加へ、其外孔雀、鸚鵡、麝香杯を添へられたり。夫のみならず、或は繪讃、或は書卷の名筆、并に錦繡綾羅、又は伽羅の櫓、猩々の皮、二十間續いたるなど渡る。日本の奇物共に到来す。名譽の到なり。智謀議に寸胸の内より出て、徳風日々に四海に流る。治術都て一身の上に逼て、威名月々に九州に振ひ給へり。誠に八境界相具はりし良將とぞ。八境界とは抑・揚・褒・貶・擒・縱・與・奪、是を號て八境界と云えり。

三 島津家久上京日記

○薩藩旧記雜録後編二
鹿児島県史料

○上
略

肥前平戸ニ着ス

(天正三年七月)

(肥前)
一十二日、巳刻之末にからふして平戸に着候へハ、京泊りのもの神六すゝ持來候、亦善左衛門樽、

南蛮ヨリ大友宗
麟へ献上ノ虎子
四匹ヲ見ル

(南蛮)
一十三日、唐船に乗見物仕候、なんはんより豊後殿へ進物とて、虎の子四匹、それをめつらしく見
歸候へハ、○下
略

○前掲『大友興廢記』ノ記述ハ確証ナシトテ從來疑ハレシモ、本「日記」ノ記述ハコレヲ裏付クル一史料トナルモノナラン。

四 阿蘇氏家臣連署書狀寫

○阿蘇家文書下
大日本古文書

曰杵莊ノ事ヲ仰
遣スモ訛言申ス
寄合中尚馳走ヲ
望ム

追而、巨細雲岳齋江申候、可被達候、

態用一翰候、仍度々曰杵在庄之事、被仰遣候之處、御佗言之段、得其心候、雖然方角之儀候條、御奉公無餘義候歟、肥州續之事、何茂爰元御番、又者方々江御用等之御奉公、無油斷候、御寄合中事、御代々之儀候、此節可被添心事、干要存候、巨細之趣、雲岳齋可被申候、恐々謹言、

(平末詳)
六月十日

惟 茲花押
(益力)
惟 字全

矢津田刑部少輔殿

御寄合中

芹口常陸介殿

御宿所

補 遺

佐伯莊史料

一 歷代鎮西要略

○文献出版増補版
上卷

佐伯惟治、菊池
義國・星野親忠
ト謀リ大友氏ニ
叛ク

惟治曰杵長景ニ
謀殺サル

〔大永〕六年丙戌、豐後國柵群城主佐伯惟治叛大友、密通菊池義國、與星野親忠約、三家同時、討入於豐府矣、菊池肥後守義國、起于肥後、星野筑後守親忠與於筑後、佐伯右京亮惟治發于豐後、議與攻入於府内、緯已露焉、大友屋形、使曰杵近江守長景・佐伯式部太夫惟常追討佐伯惟治、其師一萬也、吉弘・都甲・常刀等三家先鋒矣、進圍城、城固守不落、偏是在待肥後・筑後之援兵乎、大友親敦、引卒軍兵二萬餘騎而出陣、爲退治菊池・星野也、親敦向于肥後、戸次親連・曰杵・齋藤等州伯發向于生葉、

〔大永〕七年丁亥、春正月、豐州柵羣城主佐伯惟治、依無事之諡下城、豐府大將曰杵長景、追而殺惟治於途中、其黨悉敗績柵羣已夷也、曰杵長景給柵羣地、城者賜佐伯式部太夫、與木附城領之、式部大夫惟常、賜木附而○下歸國云、略

佐伯惟治退治ノ
際被官人負傷ノ
忠儀ヲ賞ス

立花鑑載退治ノ
砌ノ軍忠ヲ賞ス

二 大友義鑒感狀寫

○清田文書
大分県史料三五

就今度佐伯惟治退治、彼被官虜置候者共、成敗之事申候處、於野津院被官二人被疵之由、忠儀感悅候、必以面可賀申、^(マ、)恐々謹言、

^(大永七年)
十一月廿七日

^(大友)
義鑒(花押影)

^(鑑秀)
清田九郎右衛門尉殿

三 大友宗麟義鑒感狀

○岩尾某文書
杵築市大字日野、野田区

度々出陣、軍勞、殊今度立花鑑載退治砌、於屏粉骨之次第、感悅候、彌可勵馳走事、^(力)肝要候、必追而可賀之趣、猶吉弘左近大夫可申候、恐々謹言、

^(永祿十二年カ)
五月廿六日

^(大友義鑒)
宗麟(花押)

^(惟教)
佐伯紀伊殿

○立花鑑載ノ亡ボサル、ハ永祿十一年(一五六八)七月ナリ。翌年ノモノナラン。

柴山村史料

一 足利義詮御判御教書案

○竹中家文書
大分市大字志津留諏訪一男藏

戸次淨心所帶ノ
文書案文氏時給
ハル安堵狀案文
等ヲ執進シ淨心
子孫義絶ノ段等
ヲ注進セシム
淨心親子ノ契約
ヲ成シ所領ヲ讓
与スルモ九州擾
亂ニヨリ正文ヲ
進メズ

大友刑部大輔氏時申、戸次掃部助入道淨心所領豐後國柴山村、^(重親)戸次庄内壇原村、^(大分部)由布院内荒木・山崎・石松・貞恒四ヶ名并香野村、^(同上)八坂庄内歲田村、日向國宮崎庄内調殿村・和田村・宮崎本村半分・柏田半村^{景重}・四郎丸公文龜鶴給分田畠萩原田地、肥前國財部村六分一等地頭職事、淨心成親子之契約、讓與氏時畢、而彼所々淨心傳領之證文等、依九劬擾亂、不進正丈、^(マ)凡持所、氏時代々雖爲成人養子、并他人和與之地、一族等所領相傳之時、每度被成案堵畢、^(マ)彼狀亦同前、所詮云淨心所帶之文書、云氏時所給之^(マ)案堵狀、按正筆可令執進案文、且淨心之子孫、悉義絶之段、同可被尋注進之狀、如件、

貞治二年三月二日

^(足利義詮)
御判有

修理大夫殿

○宛名ノ「修理大夫」ハ、九州探題カト推定サル、モ、當時ノ探題ハ、左京大夫斯波氏経ニシテ、官途異ル。

解説

一 所在と環境

本巻には、第五卷(下)所収の海部郡毛井村・大佐井郷・小佐井郷の三所を除いた残り佐賀郷・丹生荘・臼杵荘・佐伯荘と、やや郡域をはなれた大野郡内の飛地柴山村(現大野郡千歳村大字)、計五荘郷を収録した。柴山村を除いた四荘郷は海部郡の中枢部にあたり、これをもって海部郡の部が一応完結したことになる。

海部郡は、別府湾から豊予海峡・豊後水道に面し、西は大分郡(高田荘・戸次荘)、大野郡(野津院・三重郷)に接し、南は日向国東臼杵郡と境する。『風土記』にも「此郡、百姓並海辺白水郎也、因曰海部郡」とあるごとく、住民はすべて漁民で、郡名が最もよく地域性を代表する。鉅菌状のリアス式海岸が長汀曲浦を形成し、佐賀関・臼杵・津久見・佐伯・蒲江等の良港湾をはじめ、大小無数の漁村・漁港が点在する。

古代末期のこの郡の大部分は、臼杵惟隆・佐賀惟憲や佐伯氏等の、豊後大神一族中の臼杵惟盛一流が郡郷司や荘司として居り、勢力を振っていたらしい。おそらく彼等はこうした港湾の要地を根拠として、海上活動を行っていたものであろう。しかし臼杵・佐賀両氏は緒方惟栄とともに宇佐宮焼討の罪科によって配流され、勢力発展に一頓挫を来すが(佐伯氏は除く)、中世に入って大小無数の在地領主が生長し、海部衆として大友氏水軍に編成される(後述)。

佐賀郷に海上交通の守護神である式内社速吸日女神社が鎮座するのも、土地柄を最もよく代表する。

丹生郷は朱沙の産地としてこの名があり、穂門郷は海産物に因む名であるという。丹生郷から分化した臼杵荘は、平安末―鎌倉期の臼杵石仏で知られ、同荘内の丹生島は永祿五年（一五六二）大友宗麟が移遷してから城下町臼杵が出現、ここが政治・文化の中心となった。県南の海岸は日豊海岸国定公園に指定され、県長期総合計画では県南地域マリノポリスの推進が計画施行されている。

二 律令体制から莊園公領体制へ

律令制下の海部郡は、佐加・穂門・佐井・丹生（尉）の四郷に編成されていた（佐九）。このうち佐井（尉）郷は、平安末期までに大佐井・小佐井の両郷に分れ、何れも国衙領として存続することはすでに述べた（五卷（下））。（参照）

（一）国領佐賀郷 佐井郷の東に接し、佐賀関半島を含む海上交通の要衝を占め、はじめは佐加郷と記されていた。大分市坂之市地区のうち、小佐井・丹生両村と合併以前の旧坂ノ市町（木田村・市村・久原村・上野村・細村合併）は、おそらく「佐加ノ市」を意味し、海上交通の要衝である関の部分が「佐加ノ関」で、もともとこの両者を合して佐加郷を形成していたものと思われる。豊予海峡を隔てて伊予国に渡る瀬戸内海交通上の要衝として、半島の尖端の港は古くは坂門津（佐賀関）と呼ばれ、律令政府はここに「戍」を置き、厳重な警備と交通統制を実施した（一・四号）。式内社速吸日女神社の鎮座することは既述の通りであり、大佐井・小佐井郷とともに国衙領として存続するのも、こうした国家的要請に基くものであろう。平安末期には郷司として大神一族である緒方惟栄の弟佐賀惟憲がいたが、

元暦元年（一一八四）の宇佐宮焼討の罪で配流され、郷司職は没官された（一〇・一二・一三・一四・一五・二一・二二・二三・二四・二五・二六・二七・二八・二九・三〇・三一・三二・三三・三四・三五・三六・三七・三八・三九・四〇・四一・四二・四三・四四・四五・四六・四七・四八・四九・五〇・五一・五二・五三・五四・五五・五六・五七・五八・五九・六〇・六一・六二・六三・六四・六五・六六・六七・六八・六九・七〇・七一・七二・七三・七四・七五・七六・七七・七八・七九・八〇・八一・八二・八三・八四・八五・八六・八七・八八・八九・九〇・九一・九二・九三・九四・九五・九六・九七・九八・九九・一〇〇）。弘安八年（一二八五）の「豊後国大田文案」では、佐賀郷から佐賀関が分離し、惣地頭は得宗北条貞時、佐賀関は守護大友頼泰が地頭職を帯している。こうした次第、及びその展開については、次節で述べることにする。

（二）丹生荘 丹生郷は平安末期ごろまでに、北部の丹生荘と南部の臼杵荘に二分された。当荘の初見は文治年間（一一八五～九〇）の「宇佐宮仮殿地判指図」（四）であるが、一半である臼杵荘の成立がそれ以前である事実に徴すれば（次述）、当荘の場合もさらに遡ることが予想できる。

弘安八年（一二八五）の「豊後国太田文案」には、

丹生庄百五十町

領家 高倉宰相家

地頭 大友兵庫入道殿

と見える。高倉家は、藤原道長の二男頼宗の四代の孫重通を祖とし、その五代の孫に参議茂通がいる（「尊卑分脈」）。『公

道長（藤原）二男 俊家 宗通 重通 家通 敦通 氏通 茂通 有通 広通

卿補任（二）によると、弘安八年（一二八五）当時、「宰相」（参議のこと）と呼ばれる人物は、散位の前参議正二位茂通

（五十）以外に該当者は存在しない。

丹生荘が何時、どのような経緯で、高倉家の所領となったのかは、全く知る所がない。ただし当荘が藤氏一門の所領となったことは疑いなく、後述の臼杵荘の成立と併せ考えれば十二世紀中葉のことではなからうか。

注

(1) 弘安「図田帳案」では、「丹生莊百五拾丁 領家高倉宰相、駿河前司入道殿」とある。「駿河前司入道」は前行臼杵莊の地の頭の混入であり、採らない。「図田帳案」にはこうした誤写・脱字・錯簡が多い。

(2) 臼杵莊 丹生郷の南半が莊園化して臼杵莊となったことは、上述の通り。しかしその初見は丹生莊より古く、治承四年(一一八〇)五月十一日の「皇嘉門院藤原聖子惣処分状」に、最勝金剛院領である臼杵・戸次莊を、九条兼実の長子良通に譲っているのがそれである(七号)。皇嘉門院は藤原忠通の第一女聖子で、崇徳天皇の皇后。母は忠通夫人の准后従一位藤原宗子。最勝金剛院は宗子が久安四年(一一四八)法性寺内に建てた寺院である。当時忠通の家司である源季兼が豊後国司に在任中であつたらしいので、彼が寄進に関係があると考えられる。(2) 戸次莊については不明であるが、臼杵莊内にあつて四至榜示の決定や実検取帳作成等に協力したのが、臼杵惟衡・惟用(茂)又はその子惟隆であつたのではなからうか。宗子は久寿二年(一一五五)九月十五日に死去したので、この以前に最勝金剛院と寺領を皇嘉門院に譲与したであろう。もし父忠通の手を経て譲与されたとすれば、『兵範記』仁安二年(一一六七)五月廿三日条に、

依召参皇嘉門院、○中略 又御領庄園、自入道殿被相伝、(藤原忠通) 雖無當時牢籠、為備向後亀鏡、可被申下宣旨、○中略 参院

奏聞、両条有勅許、

とある通り、仁安二年(一一六七)のこととなる。

「臼杵・戸次庄」と連称されている理由については、両莊が地理的に境を接しており、成立・寄進の時期が同じく、かつ領家(預所)が共通していた等が考えられる。もし領家職(預所職)の兼帯が原因とすれば、季兼に両莊が寄進

され、領家職を留保して季兼がさらに最勝金剛院に寄進して本家職と仰いだことになる。なおもし季兼が単なる口入者であるとすれば、在地領主⇓下司が両莊を兼帯していたことになる。⁽⁴⁾「豊後大神氏系図」を見ると、戸次氏も臼杵氏から分出した庶家であり、臼杵氏の下司職兼帯の可能性も考えられるのではなからうか。⁽⁵⁾

さて皇嘉門院は治承四年(一一八〇)五月の「惣処分状」で、九条兼実の長子良通に譲ったが、良通早世のため父兼実が管領した。兼実は元久元年(一二〇四)四月女子宜秋門院任子^(後鳥羽院后)に譲り、女院万歳の後には順孫道家に譲り賜うべし、と定めている^(一六)。この置文によって九条道家に伝領され、その後は、

九条禅尼↓宣任門院^(子彦)↓忠家↓忠教↓師教↓実房↓道教

の通り、次第相伝されたようである^(二六)。ただし、これ以後の伝領関係は未詳である。

最後に、永和元年(一二七五)後円融天皇が当莊を山城国妙心寺内玉鳳院に寄付している^(三二)。これについても、遺憾ながらその事情・経緯・背景等は未だ判明しない。

注

- (1) 新川登龜男「豊後守源季兼論」(『九州中世社会の研究』渡辺先生古稀記念事業会編、第一法規出版、昭和五十六年十一月)。
- (2) 同右。
- (3) 『兵範記』久寿二年九月十五日条(『史料大成』一六)。
- (4) 上掲新川氏論文。
- (5) 「佐伯莊史料」付録二「豊後大神氏系図」参照。
- (6) 「九条家領」(『国史大辞典』4、七六八頁)。

四 戸穴莊・佐伯莊 倭名抄郷の穂門郷の地は、天慶四年（九四二）の藤原純友の反乱の際には「佐伯院」と記されている^(四)。院は元来政府の「倉院」を意味し、百姓の租税を収納する倉院は「郡倉」といい、郡衙に置くのが原則であった。ところが、百姓の中には遙阻絶隔の地から山川を跋涉して郡倉まで運送せざるをえない者があり、しかも「郡倉」は舍々比近して建てられていたため、もし一倉が出火すれば百倉を焼く等の弊害があった。そのため政府は、延暦十四年（七九五）七月、郷毎に一院を置き、その弊を除かせることにした。^(一)穂門郷内に佐伯院の置かれたのは、この官符によるものと考えられ、おそらく八世紀の終りから、九世紀初頭にかけてのことであろう。この「倉院」がその地域名となり、のちに郷全体を覆う行政区画名となることは、速見郡由布院等の例の示す通りである。

ところが、この地域に安元二年（一一七六）になって戸穴莊という莊園が出現する。同年の「八条院御領目録」^(五)中に見える「智恵光院御庄」の「豊後国戸穴」がこれである。従来学界ではこれを大分郡戸次莊の誤りと推定したが、戸次莊は臼杵莊と連称せられて九条家領であり、これは海部郡にある八条院領中の智恵光院領という皇室御領であり、明らかに別莊である。文字の類似からする憶説に過ぎず、信すべき根拠は全く存しない。今日の佐伯市戸穴地区に比定する『佐伯氏一族の興亡』^(六)の推定が妥当と思われる。同書はこれについて、次のように述べている（七〇頁）。

康治年間（一一四二―四四）以前のある年、海産物を中心として開発されていた穂門郷沿岸部が莊園として立券され、事務所が戸穴に設置され、戸穴莊と命名され智恵光院に寄進された。その後、大神姓佐伯氏が地頭職を帯ずるようになり、事務所が戸穴から古市地区に移されることになり、莊名も戸穴莊から佐伯莊に変更されることに

なった。しかし本家職をもつ天皇家の所領目録は、あくまで立券当時の荘号を尊重し、新しい荘号は使用しない立場をつらぬいたものではなからうか。

戸穴荘は安樂寿院領ではないので、その成立年次を安樂寿院領成立の年次に係けるのは如何かと思われるが、智恵光院の草創年次が不明である以上、一つの目安としては可能であらう。ただ右の所見については、以下の諸点について、なお考察すべき問題が残されている。

(1) 佐伯荘の初見は、弘安八年（一二八五）の「豊後国大田文案」とする知見を前提とし、戸穴荘から佐伯荘への図式を考えているが、これが果して正しいか否か。

(2) この考察の根底には、戸穴荘と佐伯荘が同一本家（領家）の同一荘園であるとの理解を前提にしている。この点に関する考察、とくに両荘の關係のあり方の検討が不足しているのではなからうか。

(3) 以上の問題点と密接に関連し、佐伯荘の所屬（本家・領家）を決定する「大田文案」の「領家毛利判官代孫四郎殿」に対する、さらに突っ込んだ検討が必要ではなからうか。

以上は極めて困難な問題に関連している。以下一つの可能な推論を示し、今後の研究の参考に供したい。

(1) 佐伯荘の初見を弘安八年（一二八五）とするのは誤りで、じつは文治年中（一一八五～九〇）の「宇佐宮仮殿地判指図」（佐一六号）が初見で、平安末期には存在した可能性がある。とすれば戸穴荘と佐伯荘は、前者から後者へ変わったとする継起的關係ではなく、同時的・併存的關係であることが明かである（表参照）。

(2) 同時的・併存的關係とした場合、名称が異なる以上両者は別荘と考えるのが普通の在り方であるが、しかし同一荘の場合がありえない訳ではない。康治二年（一一四三）安樂寿院領として立券された郡荘である豊後玖珠郡の玖

年 次	莊 園 名	出 典	(史料 番号)
安元二年(一一七六)	戸 穴	八条院御領目録	(五)
文治年中(一一八五) (一九〇)	佐 伯 莊	宇佐宮仮殿地判指図	(七)
承久三年(一二三二)	智恵光院領五ヶ所	關東進獻八条院御遺領目録	(二〇)
弘安八年(一二八五)	佐 伯 庄	豊後国大田文案 豊後国図田帳案	(一一) (一二)
嘉元四年(一三〇六)	戸 穴 庄	昭慶門院御領目録	(二四)
暦応四年(一三四一)	佐 伯 庄	宗榮書状案	(二〇)
正平二年(一三四七)	佐 伯 庄	征西將軍官 親王 懷良 令旨案	(二四)

類似の現象がなかったとはいいい切れないのである。この問題は、次の「領家毛利判官代」の考察と密接な関係がありそうに思われる。

(3) 「領家毛利判官代孫四郎殿」については、(イ)毛利氏の面から考察する方法と、(ロ)判官代から検討する方向、との二つの道が想定される。前者は『佐伯市史』で、大江広元の子毛利季光の孫時親とし、孫四郎は時親の子弟か一族であろうとする。つまり緒方惟栄の遺領佐伯莊は佐伯氏に継承され、幕府の権勢家大江広元に寄進して領家と仰いだ、⁽⁶⁾というのである。「孫四郎殿」と敬称をつけるのをみると、御家人を連想しやすいが、幕府の高官であっても御家人が莊園の領家となりえないことは『佐伯氏一族の興亡』の指摘する通りである。⁽⁷⁾しかも毛利時親は左近将監であって判官代ではないことが、否定の決定的条件となる。

次に(ロ)の判官代の検討は、『佐伯氏一族の興亡』によると、

珠莊は、弘安八年(一二八五)の「図田帳案」には見えず、その基礎単位をなす長野郷新郷・山田郷新莊・古後郷・帆足郷等が、「本家安嘉門院御跡」として登録されている。郡莊を支持する在地勢力の衰退によって、郡莊が解体し本来の郷単位に分解したのではなからうか。⁽⁵⁾戸穴莊・佐伯莊の場合にも、

佐伯莊の領家職(説明略)を持つてゐるのは毛利判官の代官と毛利弥三郎の二名とするが、(下略、圖点筆者)

と述べ、⁽⁸⁾「判官代」を判官の代官とし、なお毛利弥三郎とは別人と解している。「判官代」はもともと院庁の職員で、「代」字を付して用ゐるのは、「主典代」とともに院司のみに限られる。院庁内を取締るのが判官代で、五位ないし六位の藏人をもつて任じ、五人ゝ七人いた。女院庁も院司の構造は同様であつた。なお後には国衛留守所に判官代・惣判官代・惣大判官代が置かれ、地方豪族が多く任命された。⁽⁹⁾

では右のうち、佐伯莊の領家は、何れの役所の判官代であらうか。先ず「毛利判官代」という表現からすれば、地方豪族らしいにおいがするが、⁽¹⁰⁾留守所の下級役人が莊園の領家となつた例を知らないで、これは除外してもよいであらう。そこで残るものは、院庁及び女院庁のみに限定されることになるが、佐伯莊と関連可能な院(女院)庁は、八条院領として皇室に相伝される戸穴莊の本案以外はない。「豊後国大田文(岡田帳)」の作成された弘安八年(一二八五)の院領の管領は龜山上皇らしいが、しかし、貞応二年(一二三三)の伝領以来六十年間知行し、弘安六年卒去された安嘉門院庁の存在を忘れてはならないと考える。

これを検証するため、平安末期から弘安年間までの関係ありと思われる院(女院)庁の判官代を調査してみた^(表参照)。しかしその結果は、遺憾ながら「毛利判官代」なる院司を検出しえなかつた。⁽¹¹⁾しかし院庁の判官代は一人ではなかつたので、下文署名者だけではなく、その外にも存在したはずである。今後の検証を続ける必要があるう。

古文書に見える八条院庁以下の判官代

年 月 日	文 書 名	判 官 代	主 典 代	出 典	
				巻	文書番号
治承四、四、十五	八条院庁下文	少納言兼侍從藤原朝臣	散位中原朝臣	平安遺文 八	三九〇九
建久四、九、廿三	八条院庁下文	中務大輔藤原朝臣	大隅守佐伯朝臣	鎌倉遺文 二	六八七
建久九、四、	後鳥羽院庁下文	勘解由次官兼出雲守 藤原	左衛門少尉中原	二	九七七
建曆二、二、	後鳥羽院庁下文	但馬守藤原朝臣(賴資)	散位安部朝臣	四	一九一九
天福元、九、十五	安嘉門院庁下文案	勘解由次官兼皇后宮大進(脱アリ)朝臣	西市正兼皇后宮属 安部(資高)	七	四五六二
嘉禎四、四、	安嘉門院庁下文	少納言兼侍從藤原朝臣	大藏少輔西市正皇后 宮大属安部朝臣	七	五二三五
嘉禎四、十一、三	安嘉門院庁下文	(ナシ)	大藏權少輔兼皇后宮 大属安部朝臣	七	五三一九
	後嵯峨院々司交名		中原景資	九	六六一二
	後嵯峨院々司交名	時繼 ^{左少弁} ・高雅 ^{勘解由次官}	安部資俊	九	六六一九
正元元、十、	安嘉門院庁下文	民部權少輔藤原朝臣	木工助安部	十一	八四二〇
文永元、十二、	安嘉門院令旨	前式部權少輔菅原朝臣	木工助□□□	十二	九二〇五
文永十一、十二、	安嘉門院庁下文案	左近將監藤原朝臣	前摂津守安部	一五	一一七八四
弘安六、四、	安嘉門院庁下文	兵部權少輔藤原 (万里小路官房)	散位安部朝臣 (資有)	二〇	一四八四七

以上、きわめて蓋然性のみの推論に終ったが、要約すれば、戸穴荘と佐伯荘とは別個のものではなく、同荘異名

と考えられる。おそらく戸穴荘は本家側の称呼であり、佐伯荘は国衙及び領家側のそれであろう。こうした本家と領家・国衙とのくい違いの原因は、寄進主体である二つの在地勢力の競合・対立関係に原因するのではあるまいか。⁽¹²⁾ 戸穴荘は戸穴地方の在地勢力・杜寺等を背景として寄進されたに対し、佐伯荘は佐伯院を勢力基盤とする院司（おそらく佐伯氏）等の寄進によるものと考ええる。佐伯院は倉院を中核とする国衙領であるから、荘園化してもその院名を荘号としたはずである。端的に示せば、国衙を支持する佐伯氏の在地勢力が、戸穴地区の在地領主の勢力を圧倒したものである。そのため、本家側は戸穴荘の名称を固執しながらも、佐伯荘を認めざるをえなかったのではあるまいか。判官代が領家となっているのも、立券事務に携わる判官代が在地の佐伯氏と結んで事実上の荘園支配を行なっている現実を認め、領家職を与えたものではなからうか。以上の考察がほぼ大過なしとすれば、本家職の荘園支配権はすこぶる弱く、おそらく一部の上位を収取する程度で、戸穴荘の荘名も自然消滅し、佐伯荘にとって代られるものと思われる。⁽¹³⁾ 「毛利判官代」はその領家職を伝領するものと思われるが、判官代という地位・家系が、荘園成立期から継続したものであるかどうかは判然としない。

注

- (1) 延暦十四年閏七月十五日太政官符・延暦十四年九月十七日太政官符（『類聚三代格』卷十二、「正倉官舎事」）。ただし後者で、「彼此相接比近之郷」はその中央に一院を置くべき追加法を出して、行き過ぎを是正している。
- (2) 帝室林野局『御料地史稿』（昭和十二年十二月）一五六頁に、「大分郡戸次村か、穴は次の誤か」と注し、奥野高広「ちえこういんりよう 智恵光院領」（『日本歴史大辞典』一二、二五四頁）に「豊後戸次荘」と改め、『鎌倉遺文』（二九、三六九頁）にも、「豊後戸穴庄別当局」と記している。
- (3) 佐伯市教育委員会編『佐伯氏一族の興亡―中世の秋に拾う―』（平成元年三月、同教育長発行）。

- (4) 長野郷新郷・山田郷新荘が安嘉門院領となっているのは、康治二年（一一四三）球珠荘立券の際、これ以前に山田本荘が城興寺領となっていた等のため、これを除いた残りを新荘として郡莊球珠荘を編成したものである。
- (5) 渡辺澄夫「豊後球珠郡の莊園化と展開―特に郡莊の立券と解体について」『大分県地方史』一一五号。
- (6) 佐伯市史編集委員会編『佐伯市史』（昭和四十九年五月、佐伯市長刊）一一〇頁。
- (7) 『佐伯氏一族の興亡』七八頁。
- (8) 前同書七七頁。判官と代を別人とし、毛利弥三郎を別人として、領家を二人と解釈しているのは疑問である。「毛利判官代弥三郎殿」は一人とすべきであろう（後述）。『図田帳』写本により、孫四郎とも弥三郎ともある。
- (9) 吉村茂樹「ほうがんだい 判官代」（『日本歴史大辞典』一六、二三八頁）。なお国衙留守所にも、判官代・惣判官代・惣大判官代などがあつたが、院のそれとは無関係で、多くは地方豪族が任せられた。『古事類苑』官位部二、四八六～四九〇頁に留守所の判官代の史料がある。
- (10) 『吾妻鏡』治承四年九月十四日条に、「下総国千田庄領家判官代親政」が見える。彼は平忠盛の曾で、平清盛に志を通じていたので、千葉常胤孫子小太郎成胤が戦って捕虜とした。同十七日条には「千田判官代親政」と記している。此の親政は下総国の在庁で地方豪族らしく見える。しかし、平忠盛の曾で清盛に志を通ずとある所からすれば、院判官代の可能性が強い。この「毛利判官代」も併せて検討する必要がある。
- (11) 龜山上皇の下文を検出しえなかった。
- (12) 『佐伯氏一族の興亡』七〇～七四頁には、戸穴地区の五丁（後庁か）・アセチ（按察使）（その他、門ノ内・マトバ・馬場脇・馬場・馬場後・馬場前等あり）等の小字名や大宮八幡宮の存在を指摘し、ここに海産物を中心として開発された戸穴荘の事務所が設置されたことを推定している。
- (13) 前同書七〇頁には、戸穴に設置された事務所（荘政所）が、佐伯氏が地頭職を帯ずるようになり、古市地区に移され、莊名も戸穴荘から佐伯荘に変更された、と推定している。戸穴荘と佐伯荘が併存するとすれば、荘政所の移転を考える必要はないのではないかと考える。

(四) 柴山村 大野川中流域の左岸に位置し、今日の大野郡千歳村の大字柴山地区に当る。最も近い南海部郡本匠

村からでも、三重町ないし野津町を挟んで九キロも隔った奥地の大野郡内に飛地となつて存在する。初見は文治年中(一一八五~九〇)の「宇佐宮仮殿地判指図」で、当時仮殿造宮の一国平均役を勤仕している^(一)。これによってみ

ると、おそらく荘園制成立の平安末期までには、すでに国領として成立していたものであろう。弘安八年(一一八五)の「豊後国大田文案」では海部郡条に、「柴山村拾町 地頭戸次三郎重親」と見え^(三)、面積十町歩の小所である。

こうした海部郡の飛地が、大野川流域の大野郡内にどうして形成されたのであろうか。人によっては海部郡の土地が、今日よりもはるかに奥地に入り込んでおり、その旧郡界の痕跡が海部郡柴山村であると説くが、野津院や三重郷が海部郡に属した事実はないので、信用の限りでない。ここが三重郷から井田郷・大野郷等に至る大野川の渡河点に当たっていることが、何等かの関係を有するのではなからうか。

大野川下流左岸の国領毛井村十町、大分川下流右岸の国領下郡^(号判田)等は、いずれも官道の渡河点に当ることをおもえば^(五卷)、柴山村も大野川中流域渡河点の「津^{わた}落」と関係のあることが考えられる。あるいは大野川下流にある丹生駅(深迫渡あり、水駅か)との間の河川交通上の上流終点に当たらないかとも憶測するが、なお今後の検証が必要である。

注

- (1) 海老沢衷「鎌倉時代における豊後国の国領について」(『西南地域史研究』三)。
(2) 渡辺澄夫「豊後国海辺郡毛井社地頭職について」(『大分県地方史』一四二号)。

三 地頭領主制の展開

(一) 佐賀郷・佐賀関の地頭 弘安八年(一一八五)の「豊後国大田文案」では、
国領 佐賀郷

地頭 相模守殿
(北条貞時)

佐賀関拾壹町 関宮殿

地頭 大友兵庫入道殿
(頼泰)

となっている。佐賀郷の地頭は得宗北条貞時、郷内佐賀関十一町(速吸日女社)は関宮領で、地頭職は守護大友頼泰領となっている。おそらく、緒方惟栄とともに宇佐宮焼討に加担して配流された佐賀惟憲の郷司職が没官され(一〇・二二号)、頼朝から北条氏に恩給されたものであろう。これが得宗北条貞時に伝領されたものと思われる。(一)

北条一門の所領は豊後沿岸に少くなく、佐賀郷の外に、国東郡安岐郷成久名(北条宗頼母辻殿)・速見郡石垣荘(名越宗長・臼杵荘(駿河三河前司入道)北条業時カ)等がある。得宗家は佐賀郷支配のため、御内人である著名な安東蓮聖を地頭代としてこれに当らせている(二二号)。佐賀郷内の佐賀関が関宮領となり、守護大友頼泰が地頭職を帯しているのは、関宮は官社として国衙が免田を給し、造宮、祭礼等にも関与したので、国衙の管掌権が続き、それが守護の権限として継承されたものであろう。関宮には戦国期まで「御公領」として二十五貫分の所領があった(六九・九三号)。

鎌倉幕府の滅亡により、得宗領は当然没官され、守護大友氏に恩給されたい。貞治三年（一二六四）の「大友氏時所領所職等注進状案」^(二二)には佐賀郷・佐賀関^{付白杵・佐伯兩庄}ともにその所領と見え、永徳三年（一二八三）の親世の場合も「佐賀郷^{井一尺屋}」とあって、佐賀郷に付として佐賀関と一尺屋が付加されている^(二五)。一尺屋^(村)には室町時代初期ごろから若林氏が所領を与えられ、次第に海上活動に乗り出し、大友氏の水軍として生長する^(二)。永禄十二年（一五六九）毛利軍の筑前立花城攻略の留守中をねらった、大内輝弘の周防国合尾浦（秋穂浦）の奇襲上陸作戦は、大友宗麟の命によって若林鎮興の水軍が護衛した渡海作戦であった^(八三)。天正十六年（一五八八）大友吉統は、交通・商業の要地として、条々掟書を定め、町の平和と発展を期している^(三九)。

注

(1) 佐賀惟憲の没官領が守護大友氏に恩給され、のち得宗家が瀬戸内海の港湾支配のため侵出して来た結果とも考えうる。しかし、白杵荘条で述べた如く、知行国主源朝頼は国衙領を準關東御領として進止しえたはずであり、弘安「大田文案」の国衙領地頭からみて、頼朝の御分国時代に東国御家人に恩給したものとす、逆の場合を妥当と考えたい。

(2) 福川一徳「大友水軍若林氏について」〔白杵史談〕七三。

(二) 丹生荘と大友氏 当荘には名等の下地組織を示す史料は全くない。弘安「大田文案」では、地頭職は守護大友頼泰で^(六)、南北朝の大友氏時、親世の「所領・所職等注進状案」ともに、当荘が一貫して守護領であることを示している^(九・一)。こうした関係からか、嘉慶元年（一三八七）府内城隅に大懸寺を建てた大友親著は、のちこれを丹生荘に移している^(一)。大友能直に従って奥州征伐に大功をたてた宮六儉仗国平^{斎藤実盛}の後裔と伝える斎藤

著利は、永享五年（一四三三）当荘内に所領を預けられ、子孫はこれを本領としたようである（一三六号）。天文十九年（一五五〇）の二階崩れの變に横死した加判衆齋藤長実（四〇〇号）、大友宗麟の重臣齋藤鎮実等はその後裔である。当荘内の広内は、府内から臼杵に至る官道上の要衝であるが、「文禄検地帳」による限り、一村一本百姓という特異な後進的村落構造を示す点で注目される（六七号）。

注

- （一）『吾妻鏡』文治五年八月九日条。
- （二）『大友家文書録』永享五年九月条（『大分県史料』三一）。
- （三）村高八十四石余、うち田五十八石余、畑二十六石余、村位は下、名請人は孫市郎一人である（『角川日本地名大辞典・44大分県』広内村条）。

（三）臼杵荘と臼杵氏・北条氏・大友氏 平安末期の当荘下司職は、豊後大神一族の臼杵惟隆（緒方惟榮の兄）であつたらしい。平安後期の製作と考えられている臼杵石仏造立の中心勢力は、彼及びその父祖と目されている。平家討伐に際し、弟緒方惟榮とともに大宰府から平家を追い落し、八十二艘の兵船を集めて源範頼軍を九州に渡海させたことは周知のところ。しかし元暦元年（一一八四）の宇佐宮焼討ちの大罪により、没官の上遠流に処せられた（三八号）。源頼朝は義経に味方した国司・国人衆を一掃するため、文治元年（一一八五）十二月豊後国を関東御分国の一国として奏請し勅許をえた。そして知行国主・国司であつた藤原頼輔（病死）・頼経・宗長等の配流はもちろん、関東御家人毛呂季光（もろのすよみつ）を国司に推薦して国衙領・荘園の義経与同の豊後大神一族以下の国人衆を討伐追放させた（一）。

臼杵惟隆配流後の臼杵莊地頭職の動向は未詳であるが、弘安「大田文案(図田帳)」によって、国衙領及び緒方惟栄以下義経と同者のいた莊園の地頭職をみると、次のような事実がわかる。まず国衙領では小佐井郷(肥前国御家人草野経永)・朽網郷(朽網泰親)の二郷を例外として、他は守護大友氏及び一族以外は、すべて北条氏ないしは有力東国御家人が地頭職を帯している。大分郡阿南郷内の山中の内梨畑(田代不分明)等が、どうして北条一門の所領となつたかは永く疑問とされたが、右の事実からすればこれは関東御分国時代に、義経と同者を一掃した没官領が、関東御家人に恩給されたものらしい。⁽³⁾

緒方一族の領した莊園についても、守護大友頼泰以外は、やはり有力関東御家人が帯している^{(注2)(四)}。大神一族の存続する地頭職が五箇所あるが、これらの大神一族は義経と同者ではなかったらしい^(表)。要するに莊園においても、義経と同者と考えられる地頭職は没官の上、関東御家人に恩給されたことがわかる。以上によって類推すれば、臼杵莊の臼杵惟隆配流後の地頭職は、北条氏に恩給され、それが伝領されて弘安時代には連署北条業時が知行していたものであろう。もちろん業時は幕府の枢機に参していたのであるから、代官を派遣していたであろう。建久二年(一一九二)の「地頭代官僧西印」がそれであるかも知れない^(一七)。

鎌倉幕府滅亡後の北条氏没官領の動向は必ずしも明瞭ではないが、貞和四年(一一四八)田原正曇(直貞)が、同莊内田畠得分二十貫文足を曾祢崎助三郎通秀の給所として与えている所をみると^(二八)、田原氏が恩給されていたものか。しかし貞治三年(一一六四)の大友氏時、永徳三年(一一三三)の大友親世の所領の中に見えるので^(三〇・三二)、氏時時代頃から大友氏の直領として知行されたらしい。

ところが永享三年(一四三二)大友持直(親世長子)は、少式満貞と協力して筑前守護大内盛見を攻め滅ぼしたので、

幕府は中・四国の軍勢をもつて持直を討たせた。⁽⁴⁾白杵荘内姫岳の戦いがこれで、攻城軍の伊予河野通久は戦死、大内持世も敗退した^(三七一)。幕府は白杵荘地頭職を通久の子大正丸^(四〇号)に恩給した^(四一九号)。ところが、その後大友親繁が安堵され教通はこれを押領として競望しているが^(二〇号)、大友氏の領有は動かなかったらしい。大友親繁は白杵荘の戸室村心源寺に、その子政親も当荘内海蔵寺に葬られている。^(一〇九・一六号)

永祿五年(一五六二)大友義鎮が丹生島城に移遷し、入道して宗麟と号した^(一八〇号)。時あたかも大内氏の旧領を統一して豊前に進出してきた毛利元就軍と戦って敗退中であり、若林・田口・津久見・薬師寺等の海部水軍編成の必要を痛感したからであろう。これから白杵が政治の中心地となるのみならず、ヤソ会の宣教師も駐在して教会が出来、天正六年(一五七八)には宗麟夫妻の受洗、同八年にはノビシャド(修練所)も創立され、文教の中心地ともなった^(二二・九号)。天正三年(一五七五)白杵に南蛮船が入航し、宗麟に虎・象・オーム・孔雀等を寄進したという「大友興廃記」の記述は、従来裏付けがないため信じられなかったが、「島津家久上京日記」によるとそれは真実らしい^(補遺・二三号)。日向敗戦後、天正十一年頃宗麟は津久見に隠棲するが、同十四、五年島津軍の侵攻を受け、白杵の町も戦火で焼失する。宗麟は島津軍敗退の後、天正十五年(一五八七)五月廿三日津久見で薨去した^(二六五・二六九号)。今日同市に墓地がある^(二六八・二六九号)。

文祿の朝鮮出兵の時の失態により、豊臣秀吉は大友吉統から所領を没収し、翌年検地を実施した。今日伝存する白杵「惣町屋舗」検地帳写は、当時の白杵城下町の構造、明人等の居留する唐人町の状況等を知る貴重な史料である^(三〇・八号)。

注

(1) 渡辺澄夫『源平の雄緒方惟栄』一二関東御分国(一九九〇年三月、山口書店)。
 (2) 弘安八年(一二八五)「大田文案」の国衙領地頭職及び豊後大神一族の莊園地頭職の変遷は次の通り。

(1) 国衙領の地頭(○印東国御家人、△印九州御家人、()印内大神一族、△印内大友氏及び大友一族、)

郡	国衙領名	面積	地頭	備考(領家等)
国東郡	国東郷	三〇〇町	○信濃伊勢入道殿跡(二階堂盛綱)	松殿二位中将跡
	荏隈郷	一六〇	(大友頼泰)	
	判田郷	三〇	(同右か)	
	笠和郷	一七〇	(大友頼泰)	徳大寺中納言
大分郡	国分寺	一〇	○甲斐国御家人市川宗清	
	内梨畑	田代不分明	○相模四郎左近大夫殿(北条公時)	
	佐加郷	一五〇	○相模守殿(北条貞時)	
海部郡	大佐井郷	五〇	○亀谷刑部大輔(田村仲能)	
	小佐井郷	七〇	△肥前国御家人草野経永	
	柴山村	一〇	(戸次重親)	
	毛井村	一〇	○信濃国御家人平林親繼	
	三重郷	一八〇	○秋田泰盛	

大野郡		野津院	六〇	(野津頼宗)
直入郡	井田郷		八〇・五	○相模三郎入道(時輔)女子
	直入郷		?	(大友頼泰か)
	朽網郷		四〇	[朽網泰親]

(ロ) 緒方・白杵氏等遠流後の地頭職

荘名	旧荘司	新地頭	地頭代
緒方荘	緒方惟栄	(大友頼泰)	
大野荘	大野泰基	中原親能→大友能直→妻深妙 ↓大友庶子家	
高田荘	高田隆澄	三浦介(三浦頼盛)	藤原盛実
戸次荘	戸次惟澄	(戸次時頼・重頼・利根次郎頼親)	
白杵荘	白杵惟隆	駿河前司入道殿(連署北条業時)	地頭代?

(ハ) 存続した豊後大神一族の地頭職

荘名	旧荘司	新地頭	(一)内ハ『図田帳』
賀来荘	佐伯惟家	佐伯惟家—子息惟頼—惟綱—願連—(惟永・頼連)	
阿南荘	阿南氏	(松尾弥三郎跡、畠田重末、小原頼隆、大津留能氏、橋爪守景)	

植田莊	植田氏	(大輔房有秀、松尾惟泰跡、植田有綱)
朽網郷	朽網氏	(朽網泰親)
佐伯莊	佐伯氏	(佐伯政直・道清、佐伯惟資・道法、堅田惟光)

(3) 知行国主頼朝にとっては、国衙領は関、東、御、領にも準ずべき所領であつたはずである。

(4) 大内盛見は筑前国の幕府御料所代官であつたからである、という。

四 佐伯莊(戸穴莊)と佐伯氏 弘安「大田文案」によつて地頭關係をみれば、

本庄百貳拾町

佐伯總二郎政直法師(マ)法名道精

堅田村六拾町内

拾五町 領家

參拾町 佐伯八郎惟資法師法名道法

七町壹段 堅田左衛門三郎惟光法名善大

四段 小原次郎重直法師(田施)法名道佛

とある。「図田帳案」では、領家の下に「地頭職大友兵庫入道殿」を記し、守護大友頼泰を総地頭とするが、他に

裏付史料がなく疑わしい。佐伯氏の地頭職を「大神姓佐伯氏系図」によつて示すと、次の通りになる⁽¹⁾。本莊

百二十町の地頭職は、惣領家五代の惟直(政直)が知行している。堅田村のうち三十町は、惟直(政直)の弟堅田惟助

王は佐伯莊地頭職を官軍等に支配するよう、惠良惟澄に命じている^(二五)。しかしその前年、足利尊氏は佐伯山城^(一)守^(二)（惟賢^(三)跡佐伯莊と小佐井郷^(四)草野筑後^(五)入道跡^(六)）を角違一揆中に宛行っている^(七)。佐伯氏は南北兩軍の中であって、微妙な動きをし、可成り苦境に立たされている。永和元年（一三七五）にも足利義満は、角違一揆に対して再び前記二所を宛行っている^(三四)。佐伯惟賢の没官の理由は判明せず、角違一揆宛行の事情も明かでないが、佐伯氏の危機であることは疑いない。ところが、応永二年（一三九五）の「京都不審条々」によると、佐伯氏は三人も御所奉公の小番衆に推挙されており^(四一)、その急生長ぶりに驚かされる。その背景の究明は、今後の問題として残される。

これから佐伯氏の地位は一応安定し、明応年間^(一四九二)大友政親・親豊（義右）父子の内訌の際には、親豊は佐伯氏を頼っている^(五〇)。しかし大友義鑑の治世大永七年（一五二七）には佐伯惟治の反があり^(六三)、大友義鎮の初政弘治三年（一五五七）にも佐伯惟教の伊予出奔等があり、戦国大名に上昇する大友氏との関係は必ずしも円滑ではなかった。大友氏の覇権確立に対して、祖母岳大明神の神裔を自負する佐伯氏の反撓があり、大友氏家臣団の中に姓氏の争に基く対立が生じ^(七六)、惟教は小原鑑元・本庄新左衛門尉・中村新兵衛尉長直らと謀議を重ねていたのが露見したためという^(七六)。

しかし惟教は、十二年後の永禄十一年（一五六八）許されて帰国した^(七五)（八〇）^(七七・七八)。時あたかも毛利元就軍の筑前立花城攻略が本格化し、惟教はこれを機に軍忠をつくし、宗麟もこれを容れて軍備の強化をはかる必要に迫られていた等の事情によるものであろう。

この時惟教は佐賀郷烏帽子岳城を与えられ^(八八)、元龜二年（一五七二）烏帽子岳城から樺牟礼城に移された^(九〇)。翌年大友宗麟は惟教に命じて伊予の西園寺公広を討たせたが^(九一)、天正六年（一五七八）の日向出兵に出陣して子

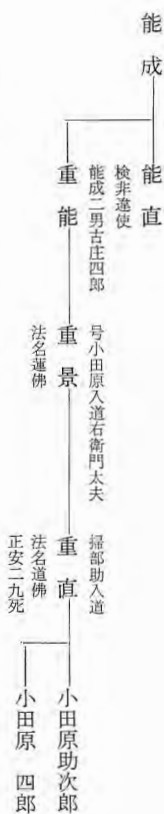
惟真ともに戦死した(付録二)。天正十四、五年の島津軍侵入の際には惟真の子惟定が柵牟礼城を死守し(一〇七、一〇六号)、撤退する島津軍を宇目郷朝日岳城に奇襲して敗走させた。惟定は大友氏滅亡後、佐伯を退去して勢州藩の藤堂氏に仕え、子孫は津に居住したという。(9)

注

(1) 「大神姓佐伯氏系図」
(2) 付録と文書と、必ずしも一致しない所がある。

(2) 野津本「大友系図」によると、左の如くである。

大將以後号古庄入道
豐前々司五位尉



(3) 佐伯氏が緒方惟栄の後であるとする「大神姓佐伯氏系図」の誤りであることは、これによっても明かである。

(4) 大友政親・親豊(義右)父子の内訌には、朽網親満・田原親述の外に、佐伯氏が関係しているらしい(『佐伯一族の興亡』一二三四頁)。

(5) 『佐伯氏一族の興亡』第四章一〇七、一三〇頁にくわしい。

(6) 同上書一三五、四二頁。

(7) 烏帽子岳のことは天正十六年六月廿八日「大友吉統袖判条々掟書」(「佐賀郷史料」一三九号)参照。

(8)『佐伯市史』(一一〇頁)には、佐伯氏が榑牟礼城に移ったのは十六世紀半ばの事で、それまでは、長良の上の台、長谷の高城、古市の曳地、弥生町上小倉等に居館があったらしい、と記している。大永七年(一五二七)の佐伯惟治が榑牟礼城で反したとすれば(六三・六四号)、少くとも十六世紀の前半のこととなる。

(9) 『佐伯氏一族の興亡』一五三―一六〇頁。佐脇貫一「佐伯惟定と藤堂氏」〔佐伯史談〕六五号〕等参照。

(5) 柴山村と戸次氏・大友氏 弘安「大田文案」では、地頭は「戸次三郎重親」と記されている^(三)。文和三年(一二三四)戸次浄心(重親)は、彼の所領柴山村以下を大友惣領氏時に寄付し、幕府の安堵を請うている^(一)。彼は子孫を義絶して氏時と親子の契約をなし、所領を譲ったとあるが^(補遺)、その背景・事情等は判明しない。おそらく地域権力に上昇する大友氏に寄進し、その被官化して所領の安全を図ったものであろう。永徳三年(一三八三)の親世所領中に当村が見えるのは、以上の結果であらう。⁽²⁾豊後国在国司職を帯する大友氏が国衙領をその支配下に入れたこと、大野川・大分川の「津済」^(わたし)の要地が国衙領となり、守護領となること等については、前巻においても論及した。当村の場合もその一例とならう。

柴山村には「ひょうたん祭り」で有名な柴山八幡社が鎮座する。大友親世・親著・親繁らが檀越として社殿を再興しており^(七・一)、大友氏との関係の深さを思わせる。近世は大野郡井田郷柴山村として、岡藩領とな⁽³⁾った。

注(1) 『大友家文書録』文和三年十月条(『大分県史料』三一)に、本文書の「沙弥浄心」を「戸次掃部入道浄心^(俗名)重親」と記すが、「戸次系図」中に該当する人物を見出しえない。弘安八年(一二八五)の戸次重親が、六十九年後も生存することにやや疑問が残る。

(2) 但し、大友氏時の所領中に見えないのは、浄心の寄進契約の時期に九州の擾乱があり、浄心伝領の証文が氏時に渡されず、安堵下文を得られなかったためらしい(補遺参照)。

(3) 正保四年『豊後国郷帳』上、三八頁(『大分県地方史料叢書』二)、昭和三十九年三月)。

四 参 考 文 献

(一) 市町村史誌等

- | | | | | |
|------|-------------------|------------|--------------|--------------------|
| (1) | 富来成太郎編 | 『丹生村史』 | 丹生村發行 | 昭和十六年八月。 |
| (2) | 太田亘著 | 『坂ノ市郷土史』 | 太田亘發行 | 昭和五年五月。 |
| (3) | 坂ノ市公民館豊海大学編 | 『佐尉郷』(続編有) | 同大学發行 | 自昭和五十六年三月。至同六十年三月。 |
| (4) | 久多羅木儀一郎著 | 『一尺屋村志』 | 同村青年団 | 昭和二十三年。 |
| (5) | 佐賀関町編 | 『佐賀関町史』 | 同町發行 | 昭和四十五年十二月。 |
| (6) | 佐藤蔵太郎著 | 『臼杵町史』 | (孔版) | 大正六年。 |
| (7) | 鶴峯戊申著
久多羅木編纂校訂 | 『臼杵小鑑大全』 | 久家常蔵發行 | 昭和十四年十二月。 |
| (8) | 増村隆也著 | 『新編臼杵市』 | 新編臼杵史刊行会 | 昭和三十二年五月。 |
| (9) | 高橋長一著 | 『臼杵物語』 | 高橋長一發行 | 昭和五十三年十一月。 |
| (10) | 臼杵市史編纂室編 | 『臼杵市史』上 | 臼杵市發行 | 平成二年三月。 |
| | | 下 | 同 上 | 平成三年三月。 |
| (11) | 増村隆也著 | 『津久見の歴史』 | 増村隆也發行 | 昭和四十三年八月。 |
| (12) | 津久見市誌編纂刊行会 | 『津久見市誌』 | 津久見市誌編纂刊行会發行 | 昭和六十三年三月。 |
| (13) | 佐藤蔵太郎著 | 『佐伯志』 | 豊国史談会刊 | 大正三年八月(昭和四十八年復刊)。 |
| (14) | 増村隆也著 | 『鶴藩略史』 | 佐伯史談会 | 昭和二十三年。 |
| (15) | 増村隆也著 | 『佐伯郷土史』二冊 | 佐伯史談会 | 昭和二十六・二十八年。 |

- (16) 佐伯市史編纂委員会編
- (17) 佐伯市教育委員会編
- (18) 安部弥右衛門著
- (19) 米水津村誌編纂委員会編
- (20) 蒲江町教育委員会編
- (21) 元田の歴史編纂委員会編
- (22) 山田平之丞著
- (23) 本匠村史編纂委員会編
- (24) 直川村史談会編
- (25) 上浦町史編纂委員会編

『佐伯市史』 佐伯市長発行
 『佐伯氏一族の興亡』 佐伯市教育長発行
 『羽出浦の歴史と民俗』 同人発行
 『米水津村誌』 米水津村発行
 『蒲江町史』 同委員会発行
 『元田の歴史』 同委員会発行
 『本匠村誌』 同人発行
 『本匠村史』 同委員会発行
 『直川村郷土史』第一、二集 直川村教育委員会
 『上浦町生活史』 南海郡郡上浦町
 昭和四十九年五月
 平成元年三月。
 昭和五十五年七月。
 平成二年一月。
 昭和五十二年九月。
 昭和五十四年九月。
 昭和三十二年。
 昭和五十八年十月。
 昭和四十六・七年。
 昭和五十八年三月。

(二) 莊園 関係

- (1) 古藤田太
- (2)
- (3) 佐伯市教育委員会編

『佐伯莊と佐伯院』(『佐伯史談』六一) 佐伯史談会 昭和四十五年二月。
 『佐伯莊』(『角川日本地名辞典』大分県、三八〇頁) 角川書店 昭和五十五年十一月。
 『佐伯氏一族の興亡』第二章 佐伯市教育長発行 平成元年三月。

(三) 社 寺

- (1) 山田宇吉著
- (2) 早吸日女神社編
- (3) 佐脇貫一
- (4) 高原三郎

『早吸日女神社考』 山田宇吉発行 昭和二年。
 『県社早吸日女神社由緒』 同社発行 昭和三年。
 『富尾権現と御霊信仰』(『佐伯史談』五〇) 佐伯史談会 昭和四十四年三月。
 『県南の神社について』(『佐伯史談』八二) 佐伯史談会 昭和四十七年五月。

(5) 太田重澄著

『寺社考』

佐々木安麻呂復刻

寛保元年二月。
昭和五十六年二月復刻。

(四) 戦史・城郭

(1) 慶念著、村井強・羽柴弘編

『朝鮮日々記』

佐伯史談会

昭和三十九年。

(2) 久多羅木儀一郎著

『安養寺慶念の朝鮮日々記』(『臼杵史談』四四) 同史談会

昭和三十一年一月。

(3) 高橋長一著

『姫嶽城』(『臼杵史談』四七)

同史談会

昭和三十二年二月。

(五) 人 物

(1) 久多羅木儀一郎著

『大友宗麟公』

北海道郡教育会

昭和十一年。

(2) 松田毅一著

『きりしたん大名大友宗麟の生涯』

中央公論社

昭和二十二年。

(3) 大分県地方史研究会編

『大友宗麟』(『大分県地方史』一三〇一六) 同会

文芸春秋社

昭和三十三年五月。

(4) 海音寺潮五郎著

『大友宗麟』

文芸春秋社

昭和三十四年。

(5) 白水甲二著

『きりしたん大名大友宗麟』

文芸春秋社

昭和四十五年。

(6) 桑田忠親著

『大友宗麟』

秋田書店

昭和四十七年。

(7) 外山幹夫著

『大友宗麟』

吉川弘文館

昭和五十年。

(8) 溝部脩

『大友宗麟の回宗』(『カトリック生活』)

祈祷の使徒会本部

昭和五十三、四年。

(9) 品川勝郎

『大友宗麟の回心』(『聖心の使徒』)

祈祷の使徒会本部

昭和五十三、四年。

(10) 白石一郎著

『大友宗麟と立花道雪』

昭和五十六年。

(六) 金石文・文化財・美術其他

(1) 日名子太郎編

『大分県金石年表』

日名子泰蔵

昭和十六年七月。

(2) 日名子太郎編

『大分県金石年表』一〇八(『史蹟名勝天然記念物調査報告』六〇十三)

昭和十六年七月。

自昭和三年一月。

- | | | | | |
|------|--------------------|----------------|----------|--------------------------|
| (3) | 望月友善著 | 『大分の石造美術』 | 木耳社 | 至昭和十一年三月。 |
| (4) | 小田富士雄著 | 『豊後南海部郡の磨崖石仏群』 | 弥生村教育委員会 | 昭和五十年九月。 |
| (5) | 谷口鉄雄著 | 『臼杵石仏』 | 中央公論美術出版 | 昭和三十六年。 |
| (6) | 谷口鉄雄・片山摂三著 | 『臼杵石仏』 | 臼杵石仏保存会 | 昭和四十一年。 |
| (7) | 岩尾順著 | 『大分の磨崖仏』 | 九環 | 昭和四十七年。 |
| (8) | 臼杵市教育委員会
社会教育課編 | 『臼杵石仏地域の民俗』 | 臼杵市教育委員会 | 昭和四十九年。 |
| (9) | 臼杵市教育委員会編 | 『臼杵の文化財』 | 同教育委員会 | 昭和五十三年三月。 |
| (10) | 上浦町教育委員会編 | 『上浦町の文化財』 | 上浦町長 | 昭和四十三、四、五十一年。
平成二年三月。 |

あとがき

年二冊刊行の予告をしながら、また計画の遅れをお断りしなければならない現実を、まことに遺憾に存じます。第七卷上（大野郡）は去る四月十六日入稿済みですが、第六卷の仕上がりが遅滞しているため、本年もまた予告を裏切る結果とならねばよいがと気がかりになっています。

しかし実質上、県下の三分の二を刊行した今日、残りは大野・直入両郡の第七卷（上・下）と、玖珠・日田両郡の第八卷（上・下）と補遺一卷の三卷のみとなり、完成も真近になったことも事実です。万難を排し悪条件を克服して、一日も早い完成を期したいと、日夜微力を傾注しています。引き続き、読者のご支援をお願い申し上げます。

平成三年八月二日

編者略歴

明治四十五年大分県に生まれる。昭和十四年広島文理科大学史学科卒業。大分大学助教授、教授を経て、現在別府大学客員教授、文学博士。

現住所―870大分市大石町四―三

主要編著書―大分県史料（共編）、大分県の歴史、増訂畿内庄園の基礎構造、大和国若槻庄史料一―四（共編）、豊後国大野庄史料、増訂豊後大友氏の研究、豊後国田原別符史料、

豊後国来繩郡・小野庄・草地庄・都甲庄・真玉庄・白野庄・香々地庄史料、

豊後国東郷郡・竹田津庄・伊美庄・岐部庄・姫島・武蔵郷史料、

豊後国安岐郡・八坂（上）史料、

豊後国日出庄・大神・藤原庄・朝見郷史料、

豊後国石垣庄・同別符・鷹門庄・由布院史料、

豊後国和郷・佐賀郷・藤津留・笠和郷・賀来庄・阿南庄史料、

豊後国次庄・津守庄（同勾保）・戸次庄・丹生津留留地・高田庄・史料、

毛井村・大佐井郷・小佐井郷

豊後国

莊園公領史料集成六

豊後国 佐賀郷・丹生庄・白杵庄・佐伯庄・柴山村史料

平成三年九月十五日発行

編者 渡辺 澄夫

発行所 別府大学附属図書館

別府市北石垣八二番地

郵便番号 八七四〇一

電話〇九七五（六七）〇一〇一（代表）

発行者 附属図書館長

岸野 晋一

印刷 佐伯印刷株式会社

大分市古国府十一組

電話〇九七五（四三）一二一一

『別府大学史料叢書第一期』

別府大学史料叢書第一期

豊後国莊園公領史料集成

渡辺澄夫編

- ◇一 (国埼郡一) 田染荘・田原別符
- ◇二 (国埼郡二) 来縄郷・小野荘・草地荘・都甲荘・真玉荘・白野荘・香々地荘
- ◇三 (国埼郡三) 国東郷・竹田津荘・伊美荘・岐部荘・姫島・武蔵郷
- ◇四上 (国埼郡四) 安岐郷・八坂荘(速見郡一) 山香郷
- ◇四下 (速見郡二) 日出荘・大神藤原荘・朝見郷・石垣荘・竈門荘・由布院
- ◇五上 (大分郡一) 荏隈郷・勝津留・笠和郷・賀来荘・阿南荘
- ◇五下 (大分郡二) 植田荘・津守荘・判田郷・戸次荘・丹生津留畠地・高田荘
- (海部郡一) 毛井村・大佐井郷・小佐井郷
- ◇六 (海部郡二) 佐賀郷・丹生荘・白杵荘・佐伯荘・柴山村
- ◇七上 (大野郡一) 大野荘・三重郷・野津院・井田郷
- ◇七下 (大野郡二) 緒方荘(直入郡一) 直入郷・入田荘・朽網郷
- ◇八上 (玖珠郡一) 玖珠荘・山田郷・古後郷・帆足郷・飯田郷
- ◇八下 (日田郡一) 日田荘・宇佐宮領常見名田五ヶ所・大肥荘・津江山
- ◆補遺(一)

—以下続刊—

別府大学附属図書館発行

〒八七四—〇一 大分県別府市北石垣八二

電話〇九七七—六七—〇一(代) 内線二三二

FAX〇九七七—六七—〇二〇

現金書留か銀行振込にてお申し込みください。

A5判 上製 函入 各巻六五〇ページ前後 (付) 原色図版・大字小字表・地域図
頒価 第一巻一万二千元、二巻以下各一万八千元(税別 送料当方負担) 目録准呈